

**熊本県地域防災計画**  
**(一般災害対策編)**

**平成24年度修正**

**熊本県防災会議**



沿革 平成 9年6月 3日 作成 平成14年5月16日 修正 平成19年5月23日 修正  
 平成10年5月19日 修正 平成15年5月19日 修正 平成20年5月27日 修正  
 平成11年5月17日 修正 平成16年5月17日 修正 平成21年5月20日 修正  
 平成12年5月17日 修正 平成17年5月19日 修正 平成22年5月18日 修正  
 平成13年5月16日 修正 平成18年5月18日 修正 平成23年5月19日 修正  
 平成24年5月23日 修正

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	計画の性格及び基本方針	1
第3節	関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	熊本県の災害要因と被害状況	7
第5節	熊本県の気象災害の特性	9

## 第2章 災害予防計画

第1節	水害予防計画	10
第2節	高潮災害予防計画	14
第3節	地すべり山崩れ等災害予防計画	16
第4節	建造物等災害予防計画	19
第5節	火災予防計画	20
第6節	危険物等災害予防計画	23
第7節	文化財災害予防計画	28
第8節	海上災害予防計画	30
第9節	災害危険地域指定計画	32
第10節	気象観測施設等整備計画	34
第11節	防災業務施設整備計画	35
第12節	災害備蓄物資整備計画	37
第13節	災害対策基金等管理計画	39
第14節	自主防災組織育成計画	40
第15節	防災知識普及計画	43
第16節	防災訓練計画	47
第17節	避難収容計画	50
第18節	災害時要援護者避難支援計画	53
第19節	災害ボランティア計画	56

## 第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	59
第2節	職員配置計画	70
第3節	災害警備計画	85
第4節	応援要請計画	87
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	91
第6節	予報等伝達計画	93

第7節	通信施設利用計画	105
第8節	情報収集及び被害報告取扱計画	108
第9節	広報計画	113
第10節	水防計画	117
第11節	消防計画	118
第12節	避難収容対策計画	120
第13節	災害救助法等の適用計画	129
第14節	救出計画	137
第15節	行方不明者等捜索および遺体収容埋葬計画	139
第16節	医療救護計画	141
第17節	食料供給計画	145
第18節	給水計画	149
第19節	衣料品等物資供給計画	150
第20節	住宅応急対策計画	151
第21節	交通規制計画	153
第22節	輸送計画	156
第23節	緊急通行車両確認計画	158
第24節	民間団体活用計画	160
第25節	労務供給計画	162
第26節	保健衛生計画	165
第27節	災害ボランティア活用計画	169
第28節	廃棄物処理計画	173
第29節	文教対策計画	175
第30節	ダム等管理計画	177
第31節	障害物除去計画	180
第32節	公共施設応急工事計画	182
第33節	農林水産応急対策計画	185
第34節	電力施設応急対策計画	186
第35節	ガス施設応急対策計画	188
第36節	阿蘇火山爆発対策計画	191
第37節	航空機災害応急対策計画	199
第38節	海上災害対策計画	206
第39節	九州自動車等災害対策計画	211
第40節	物価安定対策計画	216

## 第4章 災害復旧計画

第1節	公共土木施設災害復旧計画	217
第2節	農林水産業施設災害復旧計画	219
第3節	その他の災害復旧計画	221
第4節	被災農林漁業の経営安定計画	223
第5節	被災中小企業振興計画	224
第6節	被災者自立支援対策計画	225
第7節	海上災害復旧計画	227

# 熊本県特殊災害対策計画

## 第1章 総則

第1節	計画の目的	2 2 8
第2節	計画の性格	2 2 8
第3節	計画の対象地域とその現況	2 2 8
第4節	災害の想定	2 2 9
第5節	災害の区分	2 2 9

## 第2章 防災関係機関および企業等の処理すべき事務または業務の大綱

第1節	防災関係機関	2 3 0
第2節	企業等	2 3 2

## 第3章 防災組織の確立

第1節	組織の整備	2 3 3
第2節	連絡協議会の設置	2 3 3
第3節	応援協力体制の確立	2 3 3

## 第4章 災害予防対策計画

第1節	防火用設備、資機材の整備・備蓄等	2 3 5
第2節	防災訓練の実施	2 3 5
第3節	危険物等の保安	2 3 5

## 第5章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集伝達	2 3 6
第2節	組織動員計画	2 3 8
第3節	陸上災害の場合の各種応急措置	2 4 5
第4節	海上災害の場合の各種応急措置	2 5 1

## 第6章 企業の自主防衛計画..... 2 5 4

# 熊本県原子力災害対策計画

## 第1章 総則

第1節	計画の背景	2 5 5
第2節	計画の目的	2 5 5
第3節	計画の性格	2 5 5
第4節	計画の見直し	2 5 5

## 第2章 防災活動体制

第1節	対策本部等の体制	2 5 6
第2節	原子力防災等に係る専門職員等の確保	2 5 7

## 第3章 災害予防計画

第1節	情報の収集・連絡体制の整備	2 5 8
第2節	住民避難体制の整備	2 5 8
第3節	広域的連携体制の整備	2 5 8
第4節	モニタリング体制の整備	2 5 8
第5節	健康相談及び医療体制の整備	2 5 9
第6節	住民等への知識の普及、啓発	2 5 9
第7節	防護資機材の確保	2 5 9
第8節	防災訓練の実施	2 5 9

## 第4章 災害応急対策計画

第1節	組織体制の確立	2 6 0
第2節	情報の収集	2 6 0
第3節	情報の連絡	2 6 0
第4節	住民避難等の防護活動	2 6 1
第5節	緊急時環境放射線モニタリングの実施	2 6 2
第6節	健康相談及び医療の実施	2 6 2
第7節	飲料水、飲食物の摂取制限等	2 6 2
第8節	広域的連携	2 6 2

## 第5章 災害復旧対策計画

第1節	環境放射線モニタリングの実施	2 6 3
第2節	風評被害等の影響軽減	2 6 3
第3節	住民健康相談	2 6 3
第4節	放射線物質による汚染の除去等	2 6 3
第5節	支援措置その他	2 6 3

## 参 考

熊本県防災会議条例	2 6 4
熊本県防災会議運営要領	2 6 5
熊本県災害対策本部条例	2 6 7
熊本県災害対策本部規程	2 6 8
熊本県災害警戒本部規程	2 7 2
災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	2 7 4
災害時における放送要請に関する条例	2 7 5
九州・山口9県災害時応援協定	2 7 6
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	2 7 8
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施細目	2 8 0
市町村及び消防機関における相互応援協定	2 8 2
災害時における医療救護に関する協定書	2 8 4
災害時における医療救護に関する協定実施細目	2 8 7
日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領	2 8 9
日本赤十字社熊本県支部出動基準	2 9 1
日本赤十字社熊本県支部救護班派遣要領および編成基準	2 9 2
災害救助法に基づく業務委託契約書	2 9 4
災害時応援協定等一覧	2 9 6
熊本県防災会議委員名簿	2 9 9
熊本県防災会議幹事名簿	3 0 1





# 第 1 章

## 總 則

## 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第40条の規定に基づき、熊本県において、防災に関し県、市町村および各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより県土の保全、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート特別防災区域の防災計画については、別に定め同区域について本計画から除外する。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 1．計画の性格

(1) この計画は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」の「一般災害対策編」として、本県における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び地震・津波の災害対策については、「熊本県地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」に定めるところによる。

(2) 「熊本県地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

(3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

### 2．計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

## 第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1. 防災関係機関の責務

#### (1) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

#### (2) 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2. 処理すべき事務または業務

県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
熊 本 県		1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
指 定 地 方 行 政 機 関	九 州 財 務 局	1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九 州 農 政 局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料（米穀）の調達・供給対策 5 主要食糧の需給対策
	九 州 厚 生 局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連携調整
	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	九 州 経 済 産 業 局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
	九 州 産 業 保 安 監 督 部	1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
	九 州 総 合 通 信 局	1 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
	福 岡 管 区 気 象 台 熊 本 地 方 気 象 台	1 台風や大雨、高潮、高波に関する観測施設を整備すること 2 防災知識の普及に努めること 3 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）・水象等に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること 4 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指 定 地 方 行 政 機 関	熊本労働局	1	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九州管区警察局	1	広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
		2	広域的な交通規制の指導調整に関すること
		3	災害時における他管区警察局との連携に関すること
		4	管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
		5	災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
		6	災害時における警察通信の運用に関すること
		7	津波予報の伝達に関すること
	九州運輸局 熊本運輸支局	1	災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導
		2	災害時における自動車運送事業者に対する運送命令
熊本海上保安部	1	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備	
	1	飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助	
大阪航空局 熊本空港事務所	2	遭難航空機の捜索及び救助	
	九州地方整備局	1	直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること
2		直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること	
3		直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること	
4		高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画	
5		緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施	
6		その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと	
九州地方環境事務所	1	災害廃棄物等の処理対策に関すること	
	2	環境監視体制の支援に関すること	
	3	飼育動物の保護等に係る支援に関すること	
九州防衛局	1	所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整	
	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整	
自 衛 隊	1	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）	
市 町 村	1	市町村防災会議に関する事務	
	2	防災に関する施設の 신설、改良及び復旧対策	
	3	災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査	
	4	消防、水防その他の応急措置	
	5	被災者に対する救助及び救護措置	
	6	災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策	
	7	その他市町村の所掌事務についての防災対策	
	8	市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導	

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	郵便事業株式会社 (九州支社)	1	災害時における郵便業務運営の確保
		2	災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1)災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4)被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
	郵便局株式会社 (九州支社)	1	災害時における郵便局窓口業務の確保
	鉄道関係機関(九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社、南阿蘇鉄道株式会社、くま川鉄道株式会社及び肥薩おれんじ鉄道株式会社)	1	鉄道施設の防災対策
		2	災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	1	電気通信施設の防災対策
		2	災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	日本銀行 (熊本支店)	1	災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形および災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
	日本赤十字社 (熊本県支部)	1	災害時における医療、助産及び死体処理の実
		2	災害援助等の奉仕者の連絡調整
	3	義えん金品の募集配分	
日本放送協会及び放送報道関係(NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社)	1	気象予警報、災害情報等の災害広報対策	
自動車運送機関(社団法人熊本県トラック協会、社団法人熊本県バス協会、社団法人熊本県タクシー協会)	1	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保	
海上輸送機関(三和商船株式会社、熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合)	1	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保	

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指定公共機関・指定地方公共機関	電力供給機関 (九州電力株式会社熊本支店)	1	電力施設の保全、保安対策
		2	災害時における電力供給確保
	ガス供給機関 (西部ガス株式会社、天草ガス株式会社、九州ガス株式会社、山鹿都市ガス株式会社、社団法人熊本県エルピーガス協会)	1	ガス施設の保全、保安対策
		2	災害時におけるガス供給の確保
	西日本高速道路株式会社九州支社	1	有料道路及び施設の防災対策
	社団法人熊本県医師会	1	災害時における医療、助産等の救護
社団法人熊本県看護協会	1	災害時における医療、助産等の救護	
熊本県土地改良事業団体連合会	1	溜池及び水こう門等の整備と防災管理	
	2	農地及び農業用施設の被害調査および復旧	
その他公共的団体および防災上重要な施設の管理者	病院等経営者	1	避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護
		2	災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1	避難施設の整備と避難等の訓練
		2	被災時における収容者保護
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1	農林水産関係の被害調査または協力
		2	農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導
		3	被災農林水産家に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、または斡旋
	商工会、商工会議所	1	商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力
	2	災害時における物価安定についての協力、徹底	
	3	救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋	
金融機関	1	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置	
学校法人	1	避難施設の整備及び避難訓練	
	2	被災時における教育対策	
危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	1	安全管理の徹底	
	2	防災施設の整備	

## 第4節 熊本県の災害要因と被害状況

### 1. 災害要因

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側だけが海に面して開けている。北は筑肥山地を境に福岡県と接している。本県の中部から南部にかけては山岳地帯が多く、東は九州の脊梁をなす九州山地により大分県、宮崎県と、南は国見山地を挟んで鹿児島県とそれぞれ接している。

また、県の北東部には複式火山として世界的に有名な阿蘇山があり、陥没によってできた巨大なカルデラは東西約17km、南北約25kmにわたって広がり、現在活動中の中岳をはじめ通称阿蘇五岳が連なっている。

一方、県の中央部の西側は、菊池川、白川、緑川流域に熊本平野が開け、球磨川、氷川その他の中小河川の流域に開ける八代平野とともに平坦地を形成している。さらにその西方には、大小120余りの島々からなる天草諸島が散在している。

このような地理的条件などから東シナ海から温かい湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、その地域に大雨をもたらす。県内にはこのような地形効果により定常的に大雨の降りやすい場所があり、主に菊池川、白川、緑川、球磨川の上流域となっている。例えば、梅雨期に相当する6月～7月の2ヶ月間の降水量（1971年～2000年の平均値）は山間部で多いが、特に県北東部と南東部は1000mm以上の多雨域となっているのに対し、逆に西部の沿岸部では800mm前後と地域的な差が生じている。この傾向は、最近10年間（2000年～2009年）では更に顕著になっており、阿蘇山で平均1200mm超、牛深では約570mmと大きな地域差を示している。また、台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上または西岸に上陸後九州を縦断する場合に暴風・大雨に特に注意が必要であり、八代海や有明海沿岸では高潮災害の可能性も高くなる。本県における気象災害は、以上の気象特性や各河川の水源地帯における地盤の脆弱性、八代海や有明海における大きい潮位の干満差、その他の諸要因が重なって起こるものである。

さらに、本県では過去に火山や地震による災害も発生している。活火山である阿蘇山は、観光地としての人気定着し、多くの観光客を集めており、噴火や火山ガス噴出等に対する注意が必要である。

### 2. 被害状況

本県における災害は、古くは、昭和2年の台風による高潮災害、戦後は昭和28年の大水害及び昭和39年の本渡市の大火や阿蘇火山爆発等により尊い人命や貴重な財産が失われている。最近では、平成3年の台風第19号による強風災害や平成11年の台風第18号による高潮災害、また、平成15年に水俣で発生した土石流災害が記憶に新しい。

昭和28年の九州北部地方の大水害（白川大水害）は、6月25日～28日にかけて降り続いた豪雨のため、県北部、熊本市及び周辺一帯で洪水が発生し、死者・行方不明563名、重軽傷1,500余名の人的被害を始め、被害総額は820数億円に達する甚大な被害となった。特に大雨により阿蘇山付近では土砂くずれや土石流等が発生したほか、熊本市では市街地の殆どが水没・冠水し、堆積した市内の泥土は600万トンに達した。また白川にかかる橋は、17橋のうち15橋が流失した。白川のほかに菊池川その他の各河川水系の被害も甚だしかった。

昭和32年の諫早豪雨においては、県内では北西部を中心に大雨が降り、洪水、土砂くずれ、土石流



平成15年の県南集中豪雨災害においては、水俣・芦北地方を中心に短期間に大雨が降り、土石流により死者19名の人的被害等の大きな被害が発生した。

一方、明治以降の火山による人的被害は、明治5年、昭和7年、昭和28年、昭和33年6月24日(死者12名・負傷者28名)、昭和54年9月6日(死者3名・負傷者11名)における阿蘇山の噴火等がある。地震による被害は、明治22年金峰山付近を震源とした地震により、死者20名、負傷者52名の人的被害があった。また、明治27、28年の阿蘇山西麓の地震、昭和3～4年の小国地方での地震の群発があった。近年では昭和50年の阿蘇北部での地震の群発(負傷者20名、被害額6億4千万円)等による被害があった。

## 第5節 熊本県の気象災害の特性

熊本県における気象災害を原因別に見ると、梅雨前線によるものが最も多く、次いで台風、梅雨期以外の低気圧・前線となっている。時期的には6月から9月にかけてが最も多い。

過去の大きな災害には、水害、風害、高潮害などがあり、本県の地理的・地形的条件も深く関わっている。

### 1. 梅雨期の大雨による水害

熊本県における梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かい湿った空気の流れ込によって発達することが多い。熊本県は、地形的に見てコの字型に西方に開けているため、熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から空気が流入しやすく、しかも県の北側から東側にかけては九州山地が連なっているため、この暖かい湿った空気が山地の斜面に当たり、上昇気流となって、県内に集中的な大雨を発生させることとなる。

また、近年は局地的に短時間に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨の発生が増加しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

### 2. 台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するか或いは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅でV字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成3年（1991年）9月に九州西海上を北上し九州北部に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な災害をもたらした。また、平成11年（1999年）9月に天草諸島を通過して熊本県北部に上陸した台風第18号は、八代海周辺に甚大な高潮害をもたらした。特に、不知火町では大規模な高潮が発生し、12名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。

台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年の阿久根台風や昭和26年のルス台風のように10月に上陸することもある。

## 第 2 章

# 災 害 予 防 計 画

## 第1節 水害予防計画（県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局）

### 1．治山対策（県農林水産部、九州森林管理局）

#### (1) 荒廃地復旧対策

本県の林野面積は464,631ha(国有林を含む)で県土総面積740,483haの約63%を占めている。森林は水源のかん養、土砂崩壊・土砂流出の防止、自然環境の保全、公衆の保健などの多面的機能を有し、県土保全上も重要な地位を占めている。治山事業は森林法、地すべり等防止法に基づくもので、このような森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域保全と局所防災の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、県民の生命財産等の保全を図る方針である。

本県は、急峻な地形が多く、破碎帯、断層など複雑であり、また梅雨・台風などの集中豪雨により山地災害発生の危険性が極めて高く、平成15年7月に発生した水俣市を中心とした県南集中豪雨災害では、死者19名を出すなど甚大な災害が起こった。県内には山地災害危険地が平成22年3月現在4,322箇所あり、治山事業では、山地災害危険地を重点的に整備しているところである。

#### (2) 保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地の降雨を地中に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失または崩壊の発生を防止する等、洪水調節機能、渇水緩和機能および浸蝕防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が過失や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して国土の荒廃をまねくおそれがある。

これらに対して、質的向上を図るため防災施設を整備しながら改植、補植および下刈り施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源のかん養機能と土砂の流出および土砂の崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

#### (3) 山地災害の原因と対策

本県の災害の主なるものは水害であり、昭和28年6月26日の白川水系の大災害、昭和32年の7月26日の金峰山周辺の災害、昭和46年の球磨川水系の豪雨災害、昭和47年の天草・人吉地区の豪雨災害、昭和57年の豪雨災害、平成2年の阿蘇・竹田災害、平成3年9月の台風第19号災害、平成5年の豪雨災害、台風第13号災害、平成11年の台風第18号災害、平成15年7月の県南集中豪雨災害等により山地が崩壊したり、土石流となって流下して人家、農地などに甚大な被害をもたらした。豪雨による山地崩壊の主たる原因は、次のようなものがある。

無林地状態による山地の浸蝕作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ  
雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落

表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層にそって滑落して起こる山崩れ

無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落

溪流の浸蝕が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ

不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面にそって起こる滑落山地災害危険地については、森林整備保全事業計画等に基づき、山脚固定のための谷止工、溪床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する。

## 2．砂防対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）

本県は、県土の約8割が山地や丘陵地となっており、また破碎帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。本県において土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼす恐れのある土石流危険溪流の数は、3,920(うち直轄区域93)溪流(平成11年から平成13年にかけての土石流危険溪流及び土石流危険区域調査：平成15年3月公表)となっている。

県においては、土石流危険溪流等に対して、砂防法に基づき溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況および経済効果等を検討して、1,766箇所、11,625haを砂防指定地に指定し(平成23年2月末現在)、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議(又は市町村長)は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

更に、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険溪流についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に土石流危険溪流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は別冊資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。

## 3．治水対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）

### (1) 本県河川の概要

本県の河川は、九州のほぼ中央部を縦貫する九州山地を分水嶺として有明海、八代海に注ぐものと一部宮崎県、大分県、福岡県へ流下するものとに分かれている。うち1級河川は8水系(延長1,733,000m)、2級河川は81水系(延長627,015m)、準用河川は130水系(延長1,253,664m)となっている。

これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的

に改修事業を実施している。

## (2) 事業の内容

本県は、地域的特異性もあり、台風や豪雨に見舞われることが多く、近年は、局地的集中豪雨による災害も甚大で、その度に尊い人命、財産が失われている。県ではこれらの災害から県民の生命財産を守るため治水事業等河川の規模、危険度に応じて、社会資本総合整備計画等に沿ってそれぞれ、広域河川改修事業(9河川)、総合流域防災事業(11河川)、都市基盤河川改修事業(4河川)、情報基盤整備事業等を、また災害改良復旧策として、災害関連事業を実施している。

## (3) 国及び県は水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、浸水想定区域の指定を推進し、水害による被害の軽減の支援を行う。

また、水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、市町村防災会議は、市町村地域防災計画において次に掲げる事項について定めることとする。

- ・ 洪水予報等の伝達方法
- ・ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・ 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの名称及び所在地

なお、市町村防災会議は、上記施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 4 . 河川防災ステーション (九州地方整備局)

直轄河川については、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

## 5 . 道路橋梁対策 (九州地方整備局、県土木部)

### (1) 道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

### (2) 橋梁対策

県内の国、県道の内、供用区間内に架設されている橋梁で老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

## 6 . 内水氾濫対策 (県土木部、市町村)

本県でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等によ

り、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

#### 7．汚水処理施設対策（県土木部、市町村）

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると県民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

## 第2節 高潮災害予防計画(県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関)

### 1. 海岸対策(県土木部、県農林水産部、市町、関係機関)

#### (1) 海岸概況

本県の海岸線は、有明海に面する海岸、八代海に面する海岸及び天草西海岸からなり、その総延長は1,084km余である。

特に本県では、江戸時代から干拓事業が盛んに行われ、八代海沿岸(八代市～宇城市不知火町)、有明海沿岸の熊本平野では広大な干拓地が広がっており、高潮災害において危険性の高い地域として海拔ゼロメートル地帯があげられ、過去にも高潮災害が発生している。

これらの海岸については「海岸法」に基づき国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されているが、その危険箇所は、県土木部所管については別冊水防計画書資料編、県農林水産部所管については別冊危険箇所編のとおりとなっている。

#### (2) 海岸保全施設概況

有明海、八代海の沿岸は、干拓当時の古い干拓堤防が今もなお第一線堤防となっている箇所が多い。

また、本県は、台風の進路によっては、台風接近時に高潮が発生することが多く、平成11年の台風18号では溢水、堤防決壊等により大きな被害を被った。

海岸堤防は、河川と異なり、水防や避難が困難な場合が多く、一旦堤防が決壊すれば被害面積の大きいこと、塩害を伴うことなどその被害は甚大で、沿岸住民に与える影響も大きい。

#### (3) 海岸保全施設の改良補強計画

以上のような海岸堤防現況及びその決壊した場合における被害の甚大な点から、事業計画及び実施に当たっては、各管理者の連携を図りながら背後地を考慮し、緊急性の高いものから順次改良補強することとする。

事業内容としては、高潮対策事業等による改良及び単県海岸保全事業等により補強工事を実施する。

#### (4) その他

平成11年5月に海岸法の改正が行われ、海岸の防護とともに環境や利用にも配慮した整備を目指すこととなり、国において定められた「海岸保全基本方針」を受け策定した県下各沿岸の「海岸保全基本計画」に基づき整備を実施する。

### 2. 高潮危険地域の把握(市町)

市町村は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップの作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。

危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

既往高潮の特性及び被害実態の把握

海底地形、海岸地形、気象条件(台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等)、海象条件(潮位(特に高潮偏差)、波浪)、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握



人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握  
沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握  
災害時要援護者施設の有無

### 3．潮位監視体制の整備（県知事公室、県農林水産部、県土木部、市町）

#### (1) 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、沿岸の市町にあっては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 潮位観測所監視体制の整備

沿岸地域の潮位変化をより詳細に把握するため、現在県内16箇所の港湾及び2箇所の海岸に設置している潮位・風向・風速等の観測所に対する監視体制の整備と充実を図っていく。

### 4．後背地対策（県農林水産部、県土木部、市町）

#### (1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成、危険区域の設定等の手段により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

#### (2) 拠点的公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等十分な対策を施すものとする。

## 第3節 地すべり山崩れ等災害予防計画

( 県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村 )

### 1 . 地すべり防止対策 ( 県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村 )

本県における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべり、緑川南部から氷川流域一帯にわたる破碎帯地すべり、阿蘇北部一帯の温泉地等に点在する温泉地すべりがある。第三紀層地すべりは、粘土質の岩石でできているため、浸蝕が早く進み、水を含むと粘土質化して地すべりを起こしやすい。破碎帯地すべりは、地殻の中で断層や褶曲が起き、岩石に非常に大きな圧力が働いて岩などが砕かれてもろくなって起こるものである。また温泉地すべりは、火山や温泉地帯の熱気作用で、火山岩や火山灰の土質が化学的に変化してもろくなった地質の中で起こるものである。これらの地すべり地帯は、すべて地質的には脆弱であり、地すべりを誘発助長する原因として最も大きい影響を与えるのは、雨水或いは地下水の作用である。

県においては、災害防止及び山地治山、農地保全等国土保全の観点から次のように地すべり防止事業を推進する。

#### (1) 山地地すべり対策 ( 県農林水産部 )

平成7、8年度に実施した山地災害危険地区の調査結果及びその後の調査結果により、現在まで判明した地すべり危険箇所は15箇所、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの10箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、現在までに8箇所が概成している、残り7箇所についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。

#### (2) 砂防地すべり対策 ( 県土木部、市町村 )

砂防地すべり ( 山地、農地を除く ) については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha ( 再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む ) に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基き、地すべり防止区域の指定を受けたものは、87地区、1,516haである。

地すべり防止区域87地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。

なお、市町村防災会議 ( 又は市町村長 ) は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

#### (3) 農地地すべり対策 ( 県農林水産部 )

農地地すべり ( 土地改良法に基づく施行実施及び計画地域及び管理地域 ) については、現在まで「地すべり等防止法」に基づき地すべり指定区域の指定を受けたところについて、地すべり防止対策工事を施行し効果をあげている。

今後も危険な箇所については、重点的に地すべり防止対策を推進する。

### 2 . 山崩れ等防止対策

#### (1) 山崩れ対策 ( 県農林水産部 )

山崩れ発生の危険度の高い箇所が球磨川、白川をはじめ各河川の水源地帯に点在しているので、山脚固定用谷止工、土石流発生防止用堰堤、山腹緑化工、基礎工その他を施行し、山地の崩落を未然に防止する計画である。

(2) 農地保全対策(県農林水産部)

本県の農地のうち、急傾斜地帯に造成された果樹園、火山灰地帯の畑地、シラス台地等は降雨に対して弱く、耕地の流失、崩壊はもとより、これらに伴い下流の人家にまでも影響を及ぼしている。これらに対する防災対策として急傾斜対策、特殊土壌対策、シラス対策の農地保全事業を実施する。

(3) 炭鉱のぼた山崩壊対策(県商工観光労働部)

本県には、炭鉱で捨石集積したぼた山が存在している。これらの炭鉱のぼた山崩壊に対する応急措置は、関係市町村の防災対策で定めておくものとする。

### 3. 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策(県土木部、市町村)

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

本県においては、平成11年から12年にかけて実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により、がけ高5m以上、がけの角度30°以上の急傾斜地崩壊危険箇所は、9,463箇所となっている。

県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(平成23年3月末現在961箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。

また、急傾斜地崩壊危険箇所については「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議(又は市町村長)は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

更に、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない急傾斜地崩壊危険箇所についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

なお、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)に対する警戒避難に関する基準は、別冊資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。

### 4. 宅地災害の防止対策(県土木部)

近年都市の住宅難により都市周辺の傾斜地等においても、宅地造成が行われ、わずかな降雨でも、がけ崩れや、土砂流失等の災害を起こしているのが現況である。よってこれらの地域のうち、宅地造成等規制法に基づく工事規制区域を次のとおり指定し、同区域内における新しい宅地造成工事はもちろんのこと、すでにある宅地についても規制を徹底し、災害の発生を未然に防止する。

なお、当該指定区域外における宅地造成工事についても、災害防止について極力行政指導を実施する。

宅 地 造 成 規 制 区 域

(単位 ha)

指 定 区 域 名	指 定 面 積
熊本市竜田地区	6 3 6 . 4
〃 清水池田地区	4 0 3 . 3
〃 花岡山地区	1 2 7 . 9
小 計	1 , 1 6 7 . 6
荒尾市桜山地区	2 8 5 . 6
合 計	1 , 4 5 3 . 2

5 . がけ地近接等危険住宅移転対策（県土木部）

本県においては、毎年のように集中豪雨等によるがけ崩れ災害が発生し、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらしている。このため、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等の恐れがある危険住宅の移転を促進することにより、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費についてその一部を補助するものである。

6 . 防災集団移転対策（県知事公室）

豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住民の集団移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するものである。

## 第4節 建造物等災害予防計画（県土木部、市町村）

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震の被災状況に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図ると同時に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても国及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。さらに、一般住民を対象として建築物に関連する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図るため、建築物防災週間を年2回実施する。

一方、平成16年にたびたび接近・上陸した台風により、県内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策を講じる。

### (1) 防災対策の推進

建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。

低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生の恐れがある地区を有する市町村に対し、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等に向けた啓発を行う。

住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

### (2) 既存建築物等の防災対策

耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。

県民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、建築士を対象にした耐震診断講習会の開催や市町村と連携した県民の啓発に取り組む。

既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。

建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

### (3) 市街地の不燃化推進

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住環境整備事業等を展開することにより、市街地の不燃化を推進する。

建築物が急激に増加し、火災発生の恐れが極めて高くなっている市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討する。

## 第5節 火災予防計画（県総務部 県農林水産部）

### 1．火災予防対策の指導

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。

このため、県及び市町村は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

#### (1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。本県においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

#### (2) 予防査察の指導強化

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力的に推進する。

#### (3) 火災危険区域の設定

市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

#### (4) 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

#### (5) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

#### (6) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

#### (7) 幼年、少年、女性（婦人）防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

### 2．森林火災予防（県農林水産部）

#### (1) 予防措置

火災の原因が落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、その殆どが人為的であり、発生の場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければなら

ない。

#### 教育指導

イ ラジオ、テレビ放送、街頭放送、広告、新聞、電車等車内ポスター掲示による広報

ロ 危険地域、主要入山口に標板、制札、ポスターの掲示

ハ 火災警報発令の周知徹底

ニ 森林所有者等による消防組織の確立

#### 取締りの強化

イ たき火、喫煙の制限

ロ 火入許可の厳正なる実施および監督

#### 森林保全巡視の実施

イ 森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林

ロ 自然的条件により山火事の危険性が高くかつ過去において相当程度の山火事が発生したことがある市町村の区域内の森林

県内の森林の中でも特にイ、ロに該当する森林について、森林ウォッチャー制度を活用し、山火事等の早期発見や適切な応急措置を講ずる。

## (2) 防火施設

防火施設は、火災の早期発見と、適切な防火、消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防および消火の施設を設けることにある。

#### 警防施設

イ 林野火災望楼の設置及び付属品の整備

(イ) 警報旗、望遠鏡、警鐘またはサイレン、湿度計、風速計、防火用器具、地図、電話または無線通信設備、感知紙等の整備を図る。

ロ 予防施設(自動音声、警報機、防火ポスト、立看板、標識板等)の設置

ハ 林野火災の予防および消火技術の研修

#### 防火施設の整備

森林経営上特に火災危険地区森林に、延焼防止のための防火施設を整備強化する。

イ 防火線の構築

位置、構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。

ロ 防火林の造成

防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止および火勢の抑圧をするための防火林或いは防火樹帯を設定する。

ハ 防火道の設置

林道の拡充に伴い、地域別の防火道の設置を図る。防火道が道路網、歩道橋の何れを設置するかは、地区森林経営の実体を十分に調査し、林産物の搬出、林内作業、巡視業務等と火災予防計画とを総合的に検討して設置する。

ニ 消火用器具(携帯用防火セット、可搬式消防ポンプ、水のう付手動ポンプ、背負式消火

器等)の設置

ホ 防火的施策

森林の経営にあたっての造林、保育は、防火上効果的施策を考慮する。

(3) 林野火災空中消火用資機材等

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより、消火薬液または水を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う防ぎょ方法であるが、これに要する資機材については、別冊資料編「林野火災消火資機材一覧」とおり整備し、林野火災の拡大防止を図る。



## 第6節 危険物等災害予防計画（県総務部、県警察本部、九州産業保安監督部、消防機関）

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

### 1．危険物の災害予防対策

#### (1) 施設の現況

平成23年3月31日現在の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)の数は6,062件で許可区分件数は、製造所40件、貯蔵所3,681件、取扱所2,341件となっている。これを施設の規模別(最大貯蔵量または最大取扱量)で見ると全体の約75.6%の4,584件が指定数量(消防法別表に掲げる数量をいう。)50倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000倍を超える大規模な施設は1.4%の85件である。

#### (2) 保安体制の確立

市町村長は製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

#### (3) 保安教育の実施

知事は製造所等において、危険物の取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得等、保安確保のための教育を実施するものとする。

また、所有者等に対し、自主的に危険物の取扱作業に従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

#### (4) 製造所等の維持管理

市町村長は製造所等の保安検査または立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行うものとする。

位置、構造及び設備の維持管理状況

消火設備、警報設備の保安管理状況

危険物の貯蔵及び取扱い状況

危険物取扱者の立合い状況

#### (5) 自主予防対策の推進

市町村長は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をするものとする。

予防規程の遵守

市町村長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

#### 自衛消防組織の充実

市町村長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

#### 定期点検の励行

市町村長は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全に実施するよう指導を行う。

### (6) 危険物の輸送

市町村長は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行うものとする。

### (7) 消火薬剤等の緊急輸送対策

知事及び市町村長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図るものとする。

## 2. 高圧ガスの災害予防対策

### (1) 施設の現況

平成24年3月1日現在で高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所1,160件、販売事業所1,097件（うち液石法分458件）、貯蔵所186件となっている。

これら高圧ガス製造事業所等の現況は別冊資料編のとおりである。

### (2) 保安体制の確立

#### 保安統括者等の選任

知事は高圧ガス製造者、販売業者、貯蔵所の所有者又は占有者（以下「製造者等」という。）に対し当該施設の種別及び規模に応じ、高圧ガス製造保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安企画推進員、保安係員、保安監督者、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者又は業務主任者を定め高圧ガスの製造、販売、貯蔵又は消費に関する業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

#### 協会等との連携強化

知事は九州産業保安監督部と協力して、高圧ガス保安協会九州支部、九州地区高圧ガス防災協議会熊本県支部、熊本県高圧ガス保安協会、熊本県エルピーガス協会等と緊密な連携を保ち、保安体制の万全を期するものとする。

(3) 保安教育の実施

保安教育計画の作成

知事は、製造者等に対し、公共の安全の維持または災害発生防止のため、実態に即した保安教育計画を定め、従業員に対する保安教育を実施するよう指導するものとする。

講習の実施

知事は、保安統括者等のうち、法令の規定により定められている者に対して、高圧ガス保安協会が行う講習を受けるよう指導するとともに、必要に応じ、製造、販売等の高圧ガスの取扱いについて保安講習を実施し、保安統括者等に対して必要な知識、技能の習得等保安確保のための教育を施すものとする。

(4) 製造事業所等の維持管理

知事は高圧ガスの製造若しくは販売のための施設又は高圧ガス貯蔵所について、保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、当該施設が適切に維持管理されるよう製造者等を指導するものとする。

位置、構造及び設備の維持管理状況

消火設備、警報設備の保安管理状況

保安体制の整備状況

保安教育の実施状況

(5) 自主保安対策の推進

知事は製造者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査及び防災訓練の実施等を行い、自主保安対策を推進するよう指導するものとする。

危害予防規程の作成

知事は危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と遵守の徹底を図る。

定期自主検査の実施

製造者等は毎年少なくとも1回以上は定期検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておく。

防災訓練の実施

製造者等は、災害の発生等を想定した訓練を実施するとともに、自衛防災組織を整備しておく。

(6) 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動途上に起る事故に対処するため、指定防災事業所の充実及び防災資器材の整備を促進し、あわせて移動中における事故防止のため、警察と協力して路上取締指導を行うものとする。

### (7) 消費者保安対策

高圧ガスのうち特にL Pガスによる一般消費者の事故を防止するため、次のとおり保安対策を実施するものとする。

#### 消費設備の調査

販売事業者は、一般消費者の消費設備が技術上の基準に適合しているかどうかについて調査する。

また、県は消費設備の調査の完全実施を図るため、認定保安機関の指導強化を図る。

#### 消費設備の立入検査

県は特に必要と認めるときは、一般消費者の消費設備について立入検査を行い、基準に適合していないときは、販売事業者及び一般消費者に対して改善指導を行う。

#### 燃焼器具の屋外設置運動

一般消費者の燃焼器の屋外設置運動等を実施し、CO中毒事故等の防止を図る。

## 3 . 火薬類の災害予防対策

### (1) 施設の現況

平成24年3月1日現在火薬類取締法(以下「法」という。)に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所2件、販売所68件、貯蔵施設70件となっている。

これら火薬類製造事業所等の現況は別冊資料編のとおりである。

### (2) 保安体制の確立

知事は火薬類の製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者(以下「製造業者等」という。)に対し、当該施設の種類及び規模に応じ火薬類製造保安責任者、取扱保安責任者又は副保安責任者(以下「保安責任者」という。)を選任し、火薬類の製造、販売又は消費に関する職務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

また、熊本県火薬保安協会等と緊密な連携を保ち、保安体制の万全を期するものとする。

### (3) 保安教育の実施

#### 保安教育計画の実施

知事は製造業者等に対し、災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、実態に即した保安教育計画を作成し、従業員に対する保安教育を実施するよう指導するものとする。

#### 講習の実施

知事は保安責任者に対して、火薬保安協会等が行う保安講習を受けるよう指導し、併せて火薬類による災害の発生を防止するため、必要に応じ火薬類の製造、販売、消費に関する講習を実施するものとする。

### (4) 製造事業所等の維持管理

知事は、製造事業所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、

当該施設の維持管理を図り、火薬類による災害を防止するよう指導するものとする。

位置、構造及び設備の維持管理状況

警報設備の保安管理及び盗難防止対策の状況

製造、販売、貯蔵又は消費等の取扱状況

保安教育の実施状況

(5) 自主保安対策の推進

知事は製造業者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査の実施により自主保安対策を推進するよう指導するものとする。

危害予防規程の作成

知事は危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、火薬類製造業者への周知と遵守の徹底を図る。

定期自主検査の実施

製造業者等は毎年少なくとも2回は定期的に検査を行い、そのうち1回は繁忙期の直前に実施し、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておくよう指導する。

(6) 火薬類の運搬

法定数量以上の火薬類を運搬する場合は県公安委員会から交付を受けた運搬証明書を必ず携帯するよう指導し、あわせて運搬中における事故防止のため、警察の協力を得て路上取締指導を行うものとする。

## 第7節 文化財災害予防計画（県教育庁）

### 1．文化財の災害予防対策

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。特に有形文化財においては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。これは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることでも明らかである。その他風水害や地震による被害も多い。

#### (1) 講習会の開催等

次により防災思想の普及を図る。なお、防災施設については補助制度の対象としている。

文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。

市町村教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。

所有者に対し、保存の方法について指導する。

#### (2) 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

防火管理の体制を確立する。

管理団体である市町村において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。

環境の整理整とんを図る。

防火体制とこれが保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整とんを実施する。

火気の使用を制限する。

火気の使用は、市町村火災予防条例により規制する。

火災危険の早期発見と改善等を図る。

火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。

なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

##### 消火設備

イ 消火器および簡易消火用具

ロ 屋内消火栓設備

ハ 屋外消火栓設備

ニ 放水銃

ホ スプリンクラー設備

ヘ ドレンチャー設備

ト 動力消防ポンプ設備

#### 警報設備

- イ 自動火災報知設備
- ロ 漏電火災警報器
- ハ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ニ 非常警報器具または非常警報設備

#### その他の設備

- イ 避雷装置
- ロ 消防用水
- ハ 消防進入道路
- ニ 防火塀、防火帯
- ホ 防火壁、防火戸

## 2 . 出土品・記録類の保管のあり方

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、県教育委員会所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

なお、同様の観点から、適切に保管・管理するよう、市町村教育委員会への指導に努める。

## 第8節 海上災害予防計画（熊本海上保安部、関係機関）

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国の機関、県及びその機関、市町村及びその機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関及び民間防災機関並びに関係企業等により体制を確立するものとする。

各関係機関は次のような災害予防措置を実施するものとする。

### 1．関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県、市町村等の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう、夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

### 2．資機材の整備

各関係機関は防災資機材等の備蓄整備に努める。

県は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要に応じた排出油防除資機材等（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）を保有するとともに、調達体制の整備に努める。また、市町村その他防災関係機関等が保有する排出油防除資機材等の保有状況の調査把握及び緊急調達方法等の確立に努めるものとする。

市町村は、当該区域内で排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要に応じて資機材等（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の整備充実を進めるものとする。

### 3．災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は船舶等関係者並びに一般に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

### 4．海上防災の研修及び訓練

熊本県をはじめ各関係機関は沿岸住民の生命財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

### 5．排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるよう、その方法等を確立しておくものとする。



## 6.その他

各関係機関は災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務において必要事項について措置する。

油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国・県・沿岸市町村、関係機関、団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

## 第9節 災害危険地域指定計画（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）

この計画は、洪水、地すべりおよび高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、ならびに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

### 1．災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。

### 2．災害危険地域の現況（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）

- (1) 河川で危険と思われる箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。
- (2) 海岸で特に危険と思われる箇所は、県土木部所管については別冊水防計画書資料編、県農林水産部所管については別冊危険箇所編のとおりである。
- (3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、別冊危険箇所編に示す土石流危険渓流、地すべり危険箇所（山地、農地を除く）急傾斜地崩壊危険箇所である。

これら危険箇所について、土砂災害防止法に基づき平成21年度までに土砂災害警戒区域等に指定した箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。なお、これら土砂災害危険箇所以外にも土砂災害が発生する場合もあることから、現状把握に努めるものとする。

- (4) 地すべり等（山地、農地）により危険と思われる箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。
- (5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、別冊危険箇所編のとおりである。
- (6) 市町村管理区域で危険と思われる箇所については、市町村防災計画において明確にしておくものとする。

### 3．実施責任者

- (1) 河川および海岸の災害危険地域の巡視および災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画の定めるところにより、水防管理団体（市町村長が水防管理団体の長）および知事が行うものとする。
- (2) 地すべり等防止法に基づく地すべり指定区域の行為規制、その他災害予防上必要な措置は知事が行うものとする。

#### 4 . 危険区域の巡視等

(1) 水防関係(県土木部、九州地方整備局、市町村)

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸および堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員(消防団員)を配置するものとする。

(2) 防災関係施設(堤防、樋門等)の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位(潮位)の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位(潮位)と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防止上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。

(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)

本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外87地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外9地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外16地区(676.88ha)が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。

また、地すべり防止指定区域の標示については、同法施行規則によって明確に区域の標示をなすとともに、所轄地域振興局、熊本土木事務所、熊本農政事務所は、随時パトロールを行うこととする。

## 第10節 気象観測施設等整備計画（熊本地方気象台、各防災関係機関）

### 1．気象観測施設の概況

県内における気象観測施設は、熊本地方気象台関係の観測施設を始め、各機関の観測施設があるが、概要は次のとおりである。

#### (1) 熊本地方気象台関係

観測所の種別、所在地等は、別冊資料編のとおりである。

#### (2) 防災関係機関

観測所の所在地および観測施設の状況は、別冊資料編のとおりである。

### 2．気象観測施設等の整備

#### (1) 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。

熊本地方気象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報(警報、注意報、情報など)の的確、迅速な提供を行うことに努めている。

##### イ 気象官署

熊本地方気象台に地上気象観測装置を設置。

##### ロ 特別地域気象観測所

阿蘇山・人吉・牛深の3か所に地上気象観測装置を設置し、熊本地方気象台で遠隔監視を行う。

##### ハ 地域気象観測所

県内13か所に有線ロボット気象計を設置し、四要素(風向・風速、気温、降水量、日照時間)の自動観測・自動通報を行う。

また、益城(福岡航空測候所熊本空港出張所)において、三要素(風向・風速、気温、降水量)の自動観測・自動通報を行う。

##### ニ 地域雨量観測所

県内に8か所の雨量計を設置し、降水量の自動観測・自動通報を行う。

県内関係機関の気象観測施設の実態を把握し観測網整備計画に資する。

関係機関における観測所に対し観測技術指導を行い、観測資料の利用を図る。

#### (2) 防災関係機関

##### 雨量水位等の観測施設

現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。

なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、別冊資料編のとおりである。

## 第 1 1 節 防災業務施設整備計画（関係機関）

災害発生 of 未然防止および被害の拡大を防止するための水防、消防および救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進に関する計画である。

### 1．水防施設（県土木部、九州地方整備局）

水災を防ぎよし、または、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況をは握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

#### (1) 水防倉庫および水防資材

九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は別冊資料編のとおりである。

県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は別冊資料編のとおりである。

#### (2) 水防資材および器具の整備方針

指定水防管理団体は、おおむね当該水防区域約3kmの割合で1箇所の水防倉庫を設置するものとする。

### 2．消防設備（県総務部、熊本海上保安部）

県下の市町村における消防施設の現況を把握するとともに、市町村消防力の充実を図るため、消防施設等の整備を次により強力的に推進するものとする。

#### (1) 消防施設等の現況

県下における市町村消防施設等の現有状況は、別冊資料編のとおりである。

#### (2) 消防施設等の整備計画

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力的に推進するものとする。

#### (3) 熊本海上保安部における現有消防設備

熊本海上保安部の所有する消防ポンプの現況は、別冊資料編のとおりである。

### 3．救助設備（日本赤十字社熊本県支部、熊本海上保安部）

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具または、り災者を救護するための救護用具等の現況は、別冊資料編のとおりである。

#### (1) 日赤救護装備

#### (2) 熊本海上保安部救命設備

### 4．通信設備（関係機関）

#### (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況

県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下13消防本部並びに県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。

防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。

(2) 県水防テレメーター等無線施設の現況

水防テレメーター無線施設は、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位、風向及び風速観測局の観測データを県庁監視局で収集解析し災害の未然防止に努めている。その他、県庁と国土交通省熊本河川国道事務所間に無線回線を設置し、国土交通省等関係機関との災害時の通信回線として、災害時の通信確保を図っている。

(3) 県警察無線施設の現況

県警察無線施設として、県警察本部並びに県下23の警察署に固定局と移動局(無線車)の無線局を設置し治安の維持と防災業務の万全を図っている。

(4) 国土交通省水防無線施設の現況

国土交通省水防無線施設としては、主として関係事務所および同出張所等との間に設置し、災害の未然防止と被害拡大の防止に努めている。

(5) 海上保安部無線施設の現況

熊本海上保安部の無線施設として、熊本保安部、天草保安署に携帯基地局を、八代分室に携帯局を設置するとともに、各巡視船艇に船舶局を設置し、海上における治安維持と災害時の通信確保を図っている。

## 第12節 災害備蓄物資整備計画（県知事公室、県健康福祉部、九州農政局生産部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）

災害発生に際し、被災者の応急救助対策の迅速かつ、的確な実施に資するための救助物資等の備蓄は、本計画の定めるところによる。

### 1．食糧の備蓄(県健康福祉部、九州農政局生産部)

#### (1) 米穀の備蓄

農林水産省（生産局）の備蓄

米穀の備蓄については、平成7年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えて、政府は責任をもって必要量を備蓄することとされ、県内では5倉庫業者に約12,300トン(平成24年3月末現在)の米穀が備蓄されている。

また、災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は知事と協議のうえ必要により政府米を売却するものとされている。

米穀販売事業者の在庫保有

県内の米穀販売事業者に対しては、農林水産省から災害が発生した場合には売却を要請することができる。

なお、県下の米穀販売事業者別「供給可能量」は、「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果（農林水産省より県関係課へ配付）の6調査品目別、団体別の食料供給者連絡先の6-1 精米」のとおりである。

#### (2) 乾パンの備蓄

県の備蓄

災害救助法が適用された災害時に供給される備蓄物資として20,000食の乾パンを備蓄している。

### 2．衣料等の備蓄(県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部)

災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急救助に要する衣料等の救助物資は、県及び日本赤十字社熊本県支部において備蓄しているが、それらの現状は次のとおりである。

#### (1) 県における備蓄

県における衣料、生活必需品等の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、別冊資料編第12-2(1)のとおりである。

#### (2) 日赤県支部における備蓄

日本赤十字社熊本県支部において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、別冊資料編第12-2(2)のとおりである。

### 3．備蓄物資の点検及び整備(県健康福祉部)

災害対策基本法第49条及び災害救助法第22条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、県は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

### 4．食糧・生活必需品に関する供給方針(県知事公室、関係各部)

災害発生時に食糧・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）や市町村の備蓄等も活用するなど、食糧・生活必需品の確保に努めるものとする。（協定締結一覧は本編P 295に掲載。）

また、九州・山口9県災害時応援協定等により、他の都道府県との食糧・生活必需品の供給に関する協力体制の確立に努めるものとする。

市町村における備蓄及び供給協定の締結等に当たって、県は必要な助言、指導に努めるものとする。

### 5．災害復旧用材の供給(九州森林管理局)

森林管理局長又は森林管理署長は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとされている。

### 6．燃料備蓄(県知事公室、関係機関)

県、市町村、関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要燃料について、備蓄方法の検討に取り組むものとする。

なお、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。



## 第13節 災害対策基金等管理計画（県総務部、県健康福祉部）

本計画は、災害発生に際し、県が災害対策に要する経費および災害救助関係の経費の財源に充てるため、災害基金等および災害救助基金(以下「救助基金」という。)の積立を行い、適切な管理運用を図るものである。

### 1．災害基金等の積立(県総務部)

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)および地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、熊本県災害基金条例(昭和32年条例第59号)を定め、災害基金を設置し、基金の確保及び的確な運用にあたっているが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 基金の積立額

毎年度予算で定める額

#### (2) 基金の管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実な方法により保管する。なお、必要に応じ確実な有価証券に代えることができる。

#### (3) 基金の処分

災害の復旧に要する経費、その他災害に関連する経費の財源に充てるときに処分することができる。

なお、「災害により生じた減収をうめるための財源」としては、熊本県財政調整基金条例(昭和36年条例第14号)に基づく基金から充てることができる。

### 2．災害救助基金の積立(県健康福祉部)

県は、災害救助法の規定により、熊本県災害救助基金条例(昭和39年条例第37号)を定めて、救助基金を積立て、その管理運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

#### (1) 基金の積立額

災害救助法第38条の規定により、救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間ににおける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額を積立てる。しかし、災害救助法適用により救助費として当該基金を取り崩した場合のようにその額が最少額に達しない場合は、その最少額までとし、当該年度の積立額が災害救助基金の最少額の1/5を超える場合は、その金額までを積立てることとしている。

#### (2) 基金の管理運用

救助基金から生ずる収入ならびに災害救助法に基づく国庫負担金の超過額、生業資金の償還金および応急仮設住宅の処分に伴う収入は、救助基金に繰入れるものとしている。

救助基金は、確実な銀行への預金、その他確実な債権の応募または買入、被服、寝具等給与品の事前購入の方法により運用することとしている。

## 第14節 自主防災組織育成計画（県知事公室、市町村、関係機関）

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故等に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が県民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

### 1．必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施出来る体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、地震等の災害発生時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があり、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。

### 2．地域住民等の自主防災組織

#### (1) 組織の育成指導及び強化

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、市町村が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。

また、県及び市町村は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

#### (2) 組織の編成単位

住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること  
住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する

婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

### (4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

### (5) 主な活動内容

#### 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

#### 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護
- オ 給食給水

## 3. 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、県及び市町村は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

平常時の活動

- ア 防災訓練の実施
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時の活動

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護

## 第15節 防災知識普及計画（県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関）

### 1．計画の方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため県・市町村等防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び県民に対し、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、県、市町村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

### 2．県及び市町村職員に対する防災教育(県知事公室、市町村)

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる県及び市町村職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、県及び市町村は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

#### (1) 教育の内容

熊本県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

非常参集の方法

各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識

過去の主な被害事例

防災関係法令の運用

その他必要な事項

#### (2) 教育の方法

講演会、研修会等の実施

防災活動の手引き等印刷物の配布

見学、現地調査等の実施

### 3. 一般住民に対する防災知識の普及の方法（県知事公室、県警察本部、市町村、 関係機関）

防災知識の普及に当たっては、次の媒体を利用して行うこととし、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。

さらに、工場災害防止運動、交通安全運動等の災害安全運動のなかに自然災害時における避難救助計画を加味して運動を実施するなど、できるだけ機会をとらえて関係職員および住民に対する防災知識の普及徹底を図るものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

- (1) 県広報媒体等の利用  
広報誌等の印刷物、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等
- (2) パブリシティ活動の展開  
報道機関への情報提供
- (3) 映画、スライドの利用
- (4) 広報車の巡回
- (5) その他講習会、展覧会等の開催

### 4. 一般住民に対する防災知識の普及の内容（県知事公室、県警察本部、市町村、 関係機関）

- (1) 県地域防災計画の概要  
災害対策基本法第40条第4項に基づく「熊本県地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課(知事公室危機管理防災課)が、計画を作成し、または修正したときは、その概要を県公報に登載するとともに、適宜普及周知を図るものとする。

- (2) 災害予防および応急措置の概要  
災害の未然防止もしくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努めるものとする。

前述の普及事項は、おおむね次のとおりである。

火災予防の心得	避難先および避難方法
気象予警報等の種別と対策	防疫の心得および消毒方法等の要領
台風襲来時の家屋の保全方法	災害時の心得
農林水産物に対する応急措置	自動車運転者のとるべき措置
非常食糧・水の準備(2~3日分の備蓄)	その他

- (3) その他必要事項

### 5. 学校教育における防災知識の普及(県教育庁、県知事公室、県総務部)

- (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体

の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

災害時の身体の安全確保の方法

災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

風水害等災害発生のしくみ

防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

## (2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

## (3) 私立学校等に対する助言・指導

県は、私立学校等に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、私立学校等は防災知識の普及に努めるものとする。

## 6．防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)

県・市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

### (1) 避難誘導等防災体制の整備

### (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例

### (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

### (4) 出火防止、初期消火等の任務役割

### (5) 防災業務従事者の安全確保

## 7．外国人に対する防災知識の普及(県知事公室、県商工観光労働部、市町村)

県及び市町村は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。

## 8．防災知識の普及の時期(県知事公室、市町村、関係機関)

県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により

最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

防災の日：9月1日

津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

#### 9．防災相談(関係機関)

県、市町村及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

#### 10．災害教訓の伝承(県知事公室、市町村、関係機関)

県、市町村等は、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。



## 第16節 防災訓練計画(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)

県・市町村等防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

### 1. 総合防災訓練

#### (1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ、増水による孤立等からの救出・救護、住民の避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救援、救助活動等を想定した連携訓練を実施するとともに、日頃からヘリ保有機関による連絡会議等を行い、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター調整体制の構築に取り組むものとする。

#### (2) 訓練計画

県・市町村等防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

情報収集伝達	救出・救助	水防
避難誘導	医療救護	道路啓開
災害警備	消防	防疫

#### (3) 市町村の総合防災訓練

市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。

## 2．広域防災訓練

県及び市町村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

## 3．県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

## 4．住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

## 5．学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

## 6 . 訓練の時期・場所等

### (1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

### (2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域または土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

### (3) 訓練の実施・指導等

県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

### (4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

### (5) 訓練実施における災害時要援護者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

### (6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

## 第17節 避難収容計画(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁 県警察本部、市町村)

### 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、市町村)

#### (1) 避難場所

一次避難場所及び広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所(都市計画公園等)の整備計画を検討するものとする。

災害発生時に使用可能な避難場所の選定(県知事公室、市町村)

市町村は、住民の生命、身体の安全を確保するため、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとの避難場所をあらかじめ選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施するなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

なお、専ら避難生活を送る場所として選定・整備された避難所と緊急避難場所の違いや災害の特性に応じて整理した緊急避難場所・避難所について、住民への周知を図るものとする。

避難場所については、次の事項に留意して整備及び選定を行うものとする。

ア 洪水、高潮、津波、土石流の危険地域においては、地形的に安全な場所であり、水流、湛水に耐える建造物であること。

イ 火災等の発生時の危険地域においては、風上の方向で、家屋密度の低い地域にある耐火建造物等であること。

ウ 地震または、地すべり、がけ崩れの危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り耐震性の強い建造物であること。

エ 強風時の危険地域においては、地形的に安全な場所で、できる限り耐火建造物であること。

#### (2) 避難路(県土木部、市町村)

避難路の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

災害発生時に安全な避難路の選定(市町村)

市町村は、避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(3) 避難所の環境整備(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

市町村は、避難所として指定している建築物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

2. 避難勧告等の発令の判断基準の整理(県知事公室、市町村)

市町村は、避難勧告等(避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告及び避難指示を総称する)を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準(具体的な考え方)について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)を参考にマニュアルを整備するものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

なお、県は、避難勧告等の発令基準等の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助言を行うものとする。

3. 避難誘導の事前措置(県知事公室、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関)

(1) 緊急避難場所等の周知徹底

市町村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称及び場所

イ 緊急避難場所、避難所への経路

ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法

エ 避難後の心構え

警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の緊急避難場所、避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(2) 管理者対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市町村長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

とする。

#### 4．避難所運営マニュアルの作成等(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

市町村は、災害時に設置される避難所について、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。

県は、市町村の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を作成するものとする。

また、県、市町村は、あらかじめ、避難場所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

#### 5．応急仮設住宅建設予定場所の選定(県健康福祉部、市町村)

市町村は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

#### 6．帰宅困難者対策(県知事公室、市町村)

県、市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者(帰宅困難者)が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者対策を行う。

また、徒歩帰宅者を支援するため、コンビニ、小売業等関係団体との協定締結を促進するものとする。

## 第18節 災害時要援護者避難支援計画(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの災害時要援護者(以下「要援護者」という)に配慮した災害予防対策を推進するための計画である。

### 1. 要援護者支援体制の整備

#### (1) 対象者の把握

市町村は、住民の中で災害時に他者の支援を必要とする要援護者とその必要な支援内容を把握するものとする。

なお、把握にあたっては、同意方式、手上げ方式、共有情報方式などの方法が考えられるが、それぞれの特性を考慮しながら、当該市町村の実情にあった方法を選択するものとする。

また、把握した要援護者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

#### (2) 「避難準備(災害時要援護者避難)情報」の設定等

市町村は、避難行動に時間を要する者(要援護者)が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、要援護者に対し早めの避難を呼び掛けるため「避難準備(災害時要援護者避難)情報」を設定するとともに、判断基準を事前に定めるものとする。

なお、設定にあたっては、自主避難の呼び掛け、避難注意情報等の情報を「避難準備(災害時要援護者避難)情報」に標準化するとともに、住民への周知徹底に努めるものとする。

#### (3) 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮

市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者(班)を明確にし、要援護者への情報伝達経路を整備するものとする。

なお、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達にあたっては、災害時における緊急情報は音声(サイレンや放送等)による情報伝達が中心となるため、要援護者の特性(特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要援護者、外国人等)を踏まえて伝達手段や伝達方法を工夫するなど配慮するものとする。

#### (4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

##### 支援者の選定等

災害発生直後に、行動等に制約のある要援護者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、市町村は、自助、地域(近隣)の共助の順で要援護者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市町村は、自助・共助による支援が受けられない要援護者を把握し、必要な支援

内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

#### 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市町村は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

#### 避難誘導の支援体制づくり

在宅の要援護者を緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、市町村は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、要援護者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、要援護者は、災害発生時における助力を地域住民に円滑に依頼できるように、日ごろから地域住民とのつながりを保つことが重要である。

さらに、市町村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、要援護者に配慮したわかりやすい標記等に努めるものとする。

要援護者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、要援護者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者と共に避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

#### 安否確認の体制づくり

市町村は、災害発生時に速やかに要援護者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の要援護者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

### (5) 避難所の確保

既存の避難所について、市町村及び避難所となる施設の管理者は、必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要援護者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市町村は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要援護者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進め、県は県全体の指定状況の把握・調整を行う。

### (6) 物資の備蓄等

物資の備蓄については、食糧、飲料水、日常生活用品などの他、介護用品、医薬品等の準備を行うとともに、高齢者用のお粥や乳児用の粉ミルク等、要援護者に配慮した備蓄に心掛けるものとする。



## 2．要援護者支援の円滑な実施のための方策

### (1) 避難支援計画の策定

市町村は、前述の体制整備を踏まえて、要援護者支援を円滑・的確に実施するため、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定に努め、県は策定支援を行う。

また、策定された避難支援計画については、定期的に確認を行うものとする。

なお、避難支援計画は、市町村の要援護者全体に係る全体計画と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「熊本県災害時要援護者避難体制指針」（平成18年1月策定）及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月策定）を参考とすること。

### (2) 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」の設置に努めるものとする。

災害時要援護者支援班は、平時には、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

### (3) 災害時要援護者避難対策会議（仮称）等の設置

消防本部、消防団、警察、自主防災組織、避難支援者等の第三者への要援護者情報の提供については、個人情報保護の観点から、情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要であるが、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組むことが必要である。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する災害時要援護者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

## 第19節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）

大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県（以下「県」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

### 1．地域福祉の推進

市町村や市町村社協は災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。

また、ふれあいいいききサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

### 2．関係機関との協働体制の構築

県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から各種災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を実施するなど、各機関相互の役割を明確にし連携強化に努めるものとする。

市町村や市町村社協等は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、各種災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

### 3. ボランティアの養成、登録、体制整備

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。

県ボランティアセンター及び市町村ボランティアセンターは、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市町村ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

日赤県支部は、災害ボランティアの養成に努め、その効果的な活用を図るため、市町村ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、本人の了解のもと、市町村ボランティアセンター及び県ボランティアセンターに、日赤県支部が養成した災害ボランティアの情報を提供する。

#### 県による専門ボランティア登録制度

県において、養成または登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり

(平成23年3月現在)

登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月
登録資格	一級、二級建築士で講習受講者	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,262名	88名	169名(4/1~)
研修の内容	5年毎に講習会実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所点検、砂防施設点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	

#### 4．ボランティアの受入体制の整備

県ボランティアセンターは、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外のボランティアセンター等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

#### 5．ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。

そこで、県ボランティアセンターや市町村ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

## 第 3 章

# 災 害 応 急 対 策 計 画

## 第1節 組織計画（県、関係機関）

### 1. 防災組織

#### (1) 防災会議

本県の地域における防災を総合的に推進するための組織として、熊本県防災会議があり、国の段階においては、中央防災会議、市町村の段階では、市町村防災会議が設置されている。

##### 熊本県防災会議

熊本県の防災を総合的に推進するため、知事を会長として災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長および学識経験者を委員として組織するものであり、本県の防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整ならびに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

#### (2) 災害対策本部

災害対策基本法第23条、第24条および第107条の規定に基づき、災害発生のおそれ、または、災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては、非常災害対策本部および緊急災害対策本部を、県および市町村においてはそれぞれ災害対策本部を設置する。

##### 熊本県災害対策本部

災害が発生し、または、災害発生のおそれがある場合に、知事を本部長として（但し、知事に事故があった場合は、副知事、知事公室長の順位で指揮を執るものとする。）、県の職員（県教育委員会、県警察本部を含む）で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。また、これらの活動を実施するため、本部に対策部ならびに県下11地域に地方災害対策本部を設置し、それぞれ本部の事務を分掌させる。

名称	位置	所管区域
熊本地方災害対策本部	熊本土木事務所	熊本市
宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局	宇土市、宇城市および下益城郡
玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局	玉名市、荒尾市および玉名郡
鹿本地方災害対策本部	鹿本地域振興局	山鹿市
菊池地方災害対策本部	菊池地域振興局	菊池市、合志市および菊池郡
阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局	阿蘇市および阿蘇郡
上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局	上益城郡
八代地方災害対策本部	八代地域振興局	八代市および八代郡
芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局	水俣市および芦北郡
球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局	人吉市および球磨郡
天草地方災害対策本部	天草地域振興局	天草市、上天草市および天草郡

### 2. 熊本県の災害対策系統

#### (1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統

熊本県の地域に災害が発生し、または災害発生のおそれがある場合、熊本県災害対策本部と熊本県防災会議を構成する防災関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進

をはかるため、相互に緊密な連絡協調をはかるとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

熊本県災害対策本部 (本部室)	電話								
	代 383-1111 直 333-2115 災害応急復旧用無線 01409-9400								
構成	知事部局(出納局企業局を含む) 教育長 警察本部	代 383-1111 代 383-1111 代 381-0110							
				指定	九州管区警察局長 九州総合通信局長 九州財務局長 九州厚生局長 九州農政局長 九州森林管理局長 九州地方整備局長 九州経済産業局長 九州産業保安監督局長 熊本地方気象台 九州運輸局熊本運輸支局 熊本海上保安部 大阪航空局熊本空港事務所 九州地方環境事務所 九州防衛局熊本防衛支局				092-622-5000 326-7801 353-6351 092-707-1115 211-9111 328-3500 092-471-6331 092-482-5405 092-482-5923 211-1701 324-3283 369-3188 0964-52-3103 232-2853 214-0311 368-2172
					自衛隊	陸上自衛隊第8師団			343-3141
				市町	熊本市長会 熊本市町村会 熊本市消防局 熊本市消防団				351-6604 368-0011 363-0119 "
				指定	西日本高速道路株式会社九州支社 郵便事業株式会社九州支社 郵便局株式会社九州支社 九州旅客鉄道株式会社熊本支社 九州電力株式会社熊本支社 N T T 西日本熊本支店 日本銀行熊本支店 NHK熊本放送局 日本赤十字社熊本県支部			092-762-1111 328-5308 325-2115 352-0818 386-2200 321-3083 359-9501 352-1482 384-2100	
				指定	社団法人熊本県トラック協会 社団法人熊本県バス協会 三和商船株式会社 西部ガ入株式会社熊本支社 株式会社熊本日日新聞社 株式会社熊本放送 株式会社テレビ熊本 株式会社熊本県民テレビ 熊本朝日放送株式会社 社団法人熊本県医師会 社団法人熊本県看護協会				369-3968 352-9694 0969-73-2103 370-8600 361-3111 328-5543 351-1120 363-6111 359-9016 354-3838 369-3203

(2) 熊本県災害対策本部と熊本県水防本部との相互関係および連携

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等（災害対策基本法第2条）であるが、これに対処するための組織として災害対策基本法に基づく、熊本県災害対策本部と、一方洪水又は高潮による水災に対処するための水防法に基づく熊本県水防本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進をはかる観点から、知事においてその設置運営を統制する。

また、熊本県災害対策本部と熊本県水防本部は、連携を密にし、事務処理にあたるものとする。地方災害対策本部と水防区本部においても同様とする。

### (3) 熊本県災害対策本部と熊本県石油コンビナート等防災本部との相互関係

石油コンビナート等における災害に対処するための組織として石油コンビナート等災害防止法に基づく熊本県石油コンビナート等防災本部と一方災害対策基本法に基づく熊本県災害対策本部とがあるが、これらの相互関係は石油コンビナートの区域における防災の重要性特殊性にかんがみ、熊本県災害対策本部とは別に、熊本県石油コンビナート等防災本部を設置する。

## 3. 熊本県災害対策本部

熊本県災害対策本部の組織および編成等は、「熊本県災害対策本部条例」および「熊本県災害対策本部規程」等の定めるところによる。

### (1) 配置基準

#### 熊本県災害対策本部

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

災害が発生し、または災害の発生が予想され、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とするとき。

前記のほか、激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

#### 熊本県現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、また本部と地方災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じ主要災害地に設置する。

#### 地方災害対策本部

管内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

県災害対策本部が設置を指示した場合

管内に大規模な災害が発生し、または災害の発生するおそれがあるときは、地域振興局長は、地方災害対策本部を構成する機関の長と設置についての協議をするものとする。

なお、地方災害対策本部を設置したときは、地方災害対策本部長は、すみやかに県災害対策本部長にその旨報告するものとする。

### (2) 編成

#### 熊本県災害対策本部(本庁)

本部長(知事)は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、対策部を置く、ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。

対策部に対策部長、対策副部長、班長、副班長、班員を置く。

各対策部長は、本部員(総務対策部にあつては、総務部長)をもって充て、対策副部長は、本部長が指名した者をもって充て、班長、副班長および班員は、関係課(センター)等に所属する職員のうちから本部長が指名する者とする。

各対策部において、必要な対策等を策定したときは、本部に合議するものとし、本部は必要に応じその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。



本部の事務を処理するため本部室を置くものとする。

熊本県現地災害対策本部

現地本部長は、副本部長または、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部員は現地本部長が、各対策部所属の職員および県等の出先機関の職員のうちから指名する者をもって充てる。

地方災害対策本部(地域振興局及び熊本土木事務所)

地方対策本部長は、地域振興局長及び熊本土木事務所長とし、副本部長は、地域振興局次長、熊本土木事務所次長をもって充てる。

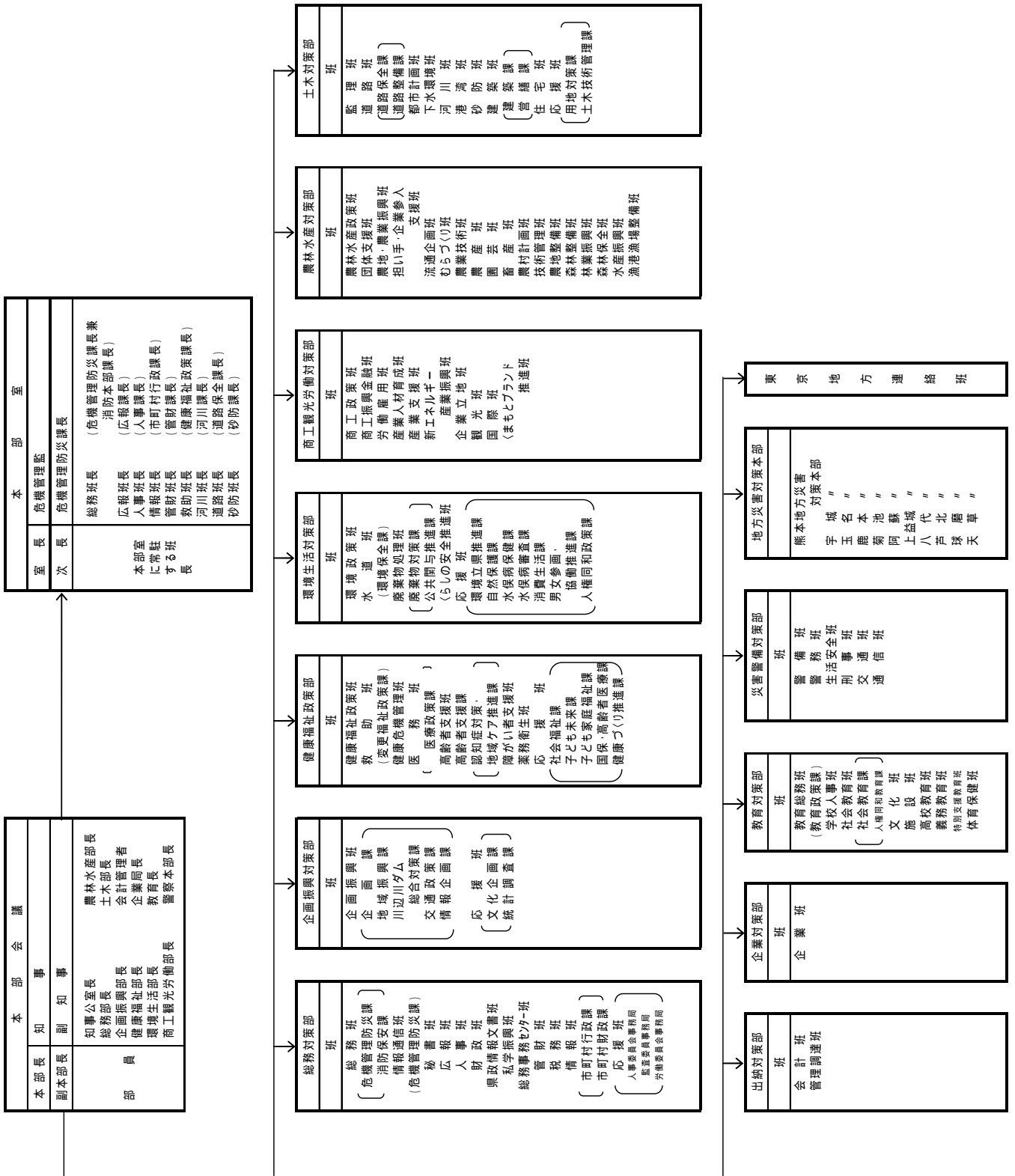
その他地方災害対策本部の組織等に関し必要な事項は、県本部会議および本部室の組織等に準じてそれぞれ地方災害対策本部長が定めるものとする。

警察署長は、県警察本部長の命を受け、かつ地方災害対策本部長と緊密な連絡のもとに、所轄区域の災害警備に当たるものとする。

### (3) 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

熊本県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、国の当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

(4) 熊本県災害対策本部組織図



### 災害対策部の分掌事務

各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

対策部名	各班名	分掌事務
総務対策部 (総務部・知事公室・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 本部会議に関する事項 2 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事項 3 各部課(所)および各省庁関係機関との連絡調整に関する事項 4 被害調書の作成および中央機関への要望ならびに報告に関する事項 5 災害対策経費の取りまとめに関する事項 6 災害日誌および災害記録に関する事項 7 自衛隊等の派遣要請に関する事項 8 防災功労者に対する表彰ならびに感謝状等に関する事項 9 災害応急措置の業務命令に関する事項 10 他班に属さない事項ならびに特に本部長の指示する事項
	情報通信班 (危機管理防災課)	1 防災行政無線設備の運営管理に関する事項 2 非常無線通信に関する事項
	秘書班 (秘書課)	1 災害調査団に関する事項 2 災害見舞者の応接に関する事項
	広報班 (広報課)	1 災害状況等の公表に関する事項 2 災害写真に関する事項 3 その他災害の広報に関する事項
	人事班 (人事課)	1 職員の動員に関する事項 2 指定行政機関等に対する職員の派遣要請およびあつ旋依頼に関する事項
	財政班 (財政課)	1 災害経費の予算措置に関する事項 2 災害に係わる県議会に関する事項
	県政情報文書班 (県政情報文書課)	1 熊本県立大学の災害調査及び対策に関する事項
	私学振興班 (私学振興課)	1 私立学校等の災害調査および対策に関する事項
	総務事務センター班 (総務事務センター)	1 災害時の職員の健康支援に関する事項 2 職員への見舞金等の給付に関する事項
	管財班 (管財課)	1 県有財産の被害調査および応急対策に関する事項 2 災害時の配車計画および車輛の確保に関する事項
	税務班 (税務課)	1 県税の減免等に関する事項 2 災害に係る税務課の分掌事務に関する事項
	情報班 (市町村行政課) (市町村財政課)	1 災害情報収集に関する事項 2 災害つなぎ資金のあつ旋に関する事項 3 被災市町村に対する特別交付税に関する事項 4 被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項
	応援班 (人事委員会事務局) (監査委員事務局) (労働委員会事務局)	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項

対策部名	各班名	分掌事務
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班 ( 企画課 地域振興課 川辺川ダム総合対策課 交通政策課 情報企画課 ) 応援班 ( 文化企画課 統計調査課 )	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項  1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項
健康福祉対策課 (健康福祉部)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課) 救助班 (健康福祉政策課)  健康危機管理班 (健康危機管理課)  医務班 (医療政策課)  高齢者支援班 ( 高齢者支援課 認知症対策 ・地域ケア推進課 ) 障がい者支援班 (障がい者支援課)  薬務衛生班 (薬務衛生課)  応援班 ( 社会福祉課 子ども未来課 子ども家庭福祉課 国保・高齢者医療課 健康づくり推進課 )	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項  1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項 3 義援金品、見舞品等の受付配分及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項 4 救助状況の報告に関する事項  1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項  1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項  1 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項  1 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項  1 医薬品、衛生材料の調達並びに供給に関する事項 2 広域火葬の実施に関すること  1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項

対策部名	各班名	分掌事務
環境生活対策部 (環境生活部)	環境政策班 (環境政策課)	1 環境政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	水道班 (環境保全課)	1 飲料水施設並びに供給に関する事項
	廃棄物処理班 (廃棄物対策課)	1 廃棄物処理に関する事項
	公共関与推進班 (公共関与推進課)	1 公共関与推進班の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	くらしの安全推進班 (くらしの安全推進課)	1 くらしの安全推進課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	応援班	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項
	環境立県推進課 自然保護課 水俣病保健課 水俣病審査課 消費生活課 男女参画・協働推進課 人権同和政策課	
商工観光労働対策室 (商工観光労働部)	商工政策班 (商工政策課)	1 商工観光労働対策部の総括に関する事項 2 商工政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	商工振興金融班 (商工振興金融課)	1 商工振興金融課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	労働雇用班 (労働雇用課)	1 労働雇用課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 労働力の確保および供給に関する事項
	産業人材育成班 (産業人材育成課)	1 産業人材育成課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	産業支援班 (産業支援課)	1 産業支援課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	新エネルギー産業振興班 (新エネルギー産業振興課)	1 新エネルギー産業振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	企業立地班 (企業立地課)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	観光班 (観光課)	1 観光課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	国際班 (国際課)	1 国際課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	くまもとブランド推進班 (くまもとブランド推進課)	1 くまもとブランド推進課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項

対策部名	各班名	分掌事務
農林水産対策部 (農林水産部)	農林水産政策班 (農林水産政策課)	1 農林水産対策部の総括に関する事項 2 農林水産政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	団体支援班 (団体支援課)	1 被害農林水産業者等に対する融資に関する事項 2 団体支援総課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	農地・農業振興班 (農地・農業振興課)	1 農地・農業振興課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	担い手・企業参入支援班 (担い手・企業参入支援課)	1 担い手・企業参入支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	流通企画班 (流通企画課)	1 流通企画課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	むらづくり班 (むらづくり課)	1 むらづくり課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	農業技術班 (農業振興課)	1 被災地の病害虫の防疫に関する事項 2 農業技術課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	農産班 (農産課)	1 応急食糧の確保および調達に関する事項 2 農産課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	園芸班 (園芸課)	1 園芸課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	畜産班 (畜産課)	1 飼料の確保に関する事項 2 畜産被害の応急対策に関する事項 3 被災地における家畜の防疫に関する事項 4 畜産課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	農村計画班 (農村計画課)	1 土地改良区等に対する融資のあっ旋に関する事項 2 農村計画課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	技術管理班 (技術管理課)	1 技術管理課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	農地整備班 (農地整備課)	1 農地農業用施設等の災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 農地地すべりの予防および災害応急対策に関する事項 3 農地整備課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	森林整備班 (森林整備課)	1 森林整備課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	林業振興班 (林業振興課)	1 林業振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 林道災害の情報収集に関する事項 3 薪炭・木材の調達に関する事項
	森林保全班 (森林保全課)	1 森林保全課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 林地治山施設の災害予防および災害応急対策に関する事項 3 山地地すべり災害予防および災害応急対策に関する事項
	水産振興班 (水産振興課)	1 災害時使用の舟の調達および供給に関する事項 2 水産振興課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
漁港漁場整備班 (漁港漁場整備課)	1 漁港漁場整備課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	

対策部名	各班名	分掌事務
土木対策部 (土木部)	監理課 (監理課)	1 土木対策部の総括に関する事項 2 土木建設用機械等の調達及び運用に関する事項 3 監理課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	道路班 〔道路保全課 道路整備課〕	1 災害の道路情報の収集及び交通途絶時の迂回路の設定に関する事項 2 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	都市計画班 (都市計画課)	1 都市計画課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	下水環境班 (下水環境課)	1 下水環境課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	河川班 (河川課)	1 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事項 2 災害時におけるダム操作の適正化に関する事項 3 河川課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	港湾班 (港湾課)	1 港湾課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	砂防班 (砂防課)	1 砂防・地すべり・急傾斜の災害予防及び災害応急対策に関する事項
	建築班 〔建築課 営繕課〕	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	住宅班 (住宅課)	1 住宅課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
	応援班 〔用地対策課 土木技術管理課〕	1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項

対策部名	各班名	分掌事務
出納対策部 (出納局)	会計班 (会計課)  管理調達班 (管理調達課)	1 義えん金等の出納保管に関する事項 2 災害救助基金の出納に関する事項 3 会計課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項  1 応急対策必需品の購入および出納に関する事項 2 管理調達課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
企業対策部 (企業局)	企業班	1 企業局で管理している発電所(ダム)、工業用水道等の災害予防及び災害応急対策に関する事項
教育対策部 (教育庁)	教育総務班 (教育政策課) 学校人事班 (学校人事課) 社会教育班 [社会教育課] 人権同和教育課 文化班 (文化課) 施設班 (施設課) 高校教育班 (高校教育課) 義務教育班 (義務教育課) 特別支援教育班 (特別支援教育課) 体育保健班 (体育保健課)	1 児童、生徒の応急教育対策に関する事項 2 公立学校等の施設復旧等に関する事項 3 社会教育施設等の復旧、学校保健および学校給食に関する事項  4 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
災害警備対策部 (県警察本部)	警備班 警生班 生活安全班 刑事班 交通班	1 予警報の伝達、災害情報の収集等に関する事項 2 人命の救助及び避難誘導並びに保護に関する事項 3 災害警備に関する予算経理、補給等に関する事項 4 犯罪の予防等防犯活動に関する事項 5 犯罪の捜査、検視等に関する事項 6 交通規制、緊急輸送の確保等に関する事項 7 その他の警察の所轄事項に関する事項



## 第2節 職員配置計画(県、市町村)

災害が発生するおそれ、または発生した場合における職員の配置体制、配置方法および応援等について定め応急措置等の円滑な実施を期する。

### 1. 職員配置体制の整備

#### (1) 職員への周知徹底

防災関係機関ならびに熊本県は、災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

#### (2) 速やかな登庁体制の確保

##### 防災対策要員の指定

大規模な災害発生時において、災害対策本部の迅速な設置および運営が図られるよう、熊本県災害対策本部および地方災害対策本部の設置、運営に特に必要となる要員を防災対策要員として指定する。

なお、防災対策要員は、次のとおり。

災害対策本部の区分	職名
災害対策本部（本庁）	知事公室長、総務部長、危機管理監、危機管理防災課長、消防保安課長
地方災害対策本部（地域振興局）	地域振興局長、地域振興局次長

##### 防災センターにおける24時間体制の確保

発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外（休日、夜間）においても、防災センター（県庁新館10階）に職員を常駐させ、防災等に関する24時間の連絡体制を確保する。

### 2. 県職員の配置

#### (1) 災害発生のおそれのある場合の配置

危機管理監は、次に掲げる場合は、必要に応じ関係部（公室）長、政策審議監、局長、課（センター）長（以下「部長等」という。）を招集し、情報を検討のうえ県職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報等伝達計画に基づき、警報・注意報等を伝達させるとともに、情報の収集および災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する関係部長等又は出先機関長は、所属職員の応急措置に関する担当事務および職員待機要領をあらかじめ定め所属職員に周知徹底しておくものとする。

イ 災害発生のおそれがある警報・注意報等が、熊本地方気象台または気象庁本庁（地震情報・津波警報）から発表されたとき。（災害発生のおそれのある警報・注意報等とは、次に掲げるものとする。なお、警報・注意報等の定義は、別節「気象予警報等伝達計画」に定めるとおりとする。）

ロ 火山爆発または地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。

- 八 災害発生のおそれがある異常現象の通報が市町村長からあったとき。
- 二 その他知事が、必要と認め指示したとき。

災害発生のおそれがある警報・注意報等

注 意 報	警 報
(イ) 梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 大雨注意報 洪水注意報	次の種類の警報が、1以上発表された場合 暴風警報 大雨警報 洪水警報 高潮警報 津波警報 大雪警報 暴風雪警報

関係部長等および出先機関長による配置

災害処理に係る有する部長等および出先機関長は、前記によるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における配置

災害関係部長等および出先機関長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか知事または上司の命があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。

職員は、災害が発生した場合には、すすんで所属の上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

(3) 職員の招集

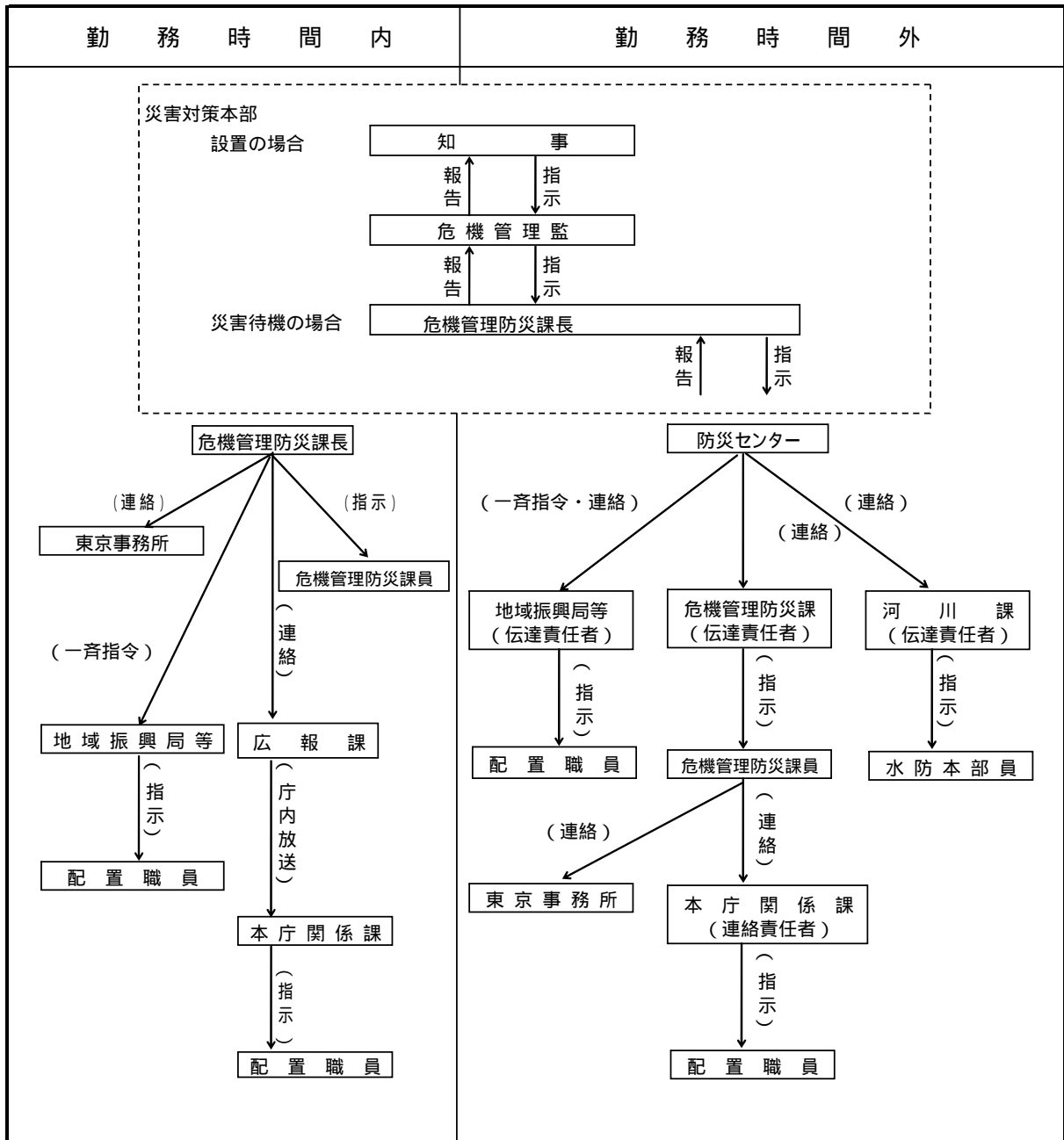
気象情報の伝達

気象情報および予警報(以下「気象情報」という。)については、熊本地方気象台から防災センターに伝達するものとする。

なお、伝達された気象情報等のうち、職員配置の基準に関わる気象情報については、危機管理防災課長は本庁内に対しては庁内放送(休日・夜間については、防災センターから伝達責任者への電話連絡)で、県出先機関に対しては、県防災情報ネットワークシステムの一斉指令をもって伝達するものとする。

## 配置の指示等

職員配置の基準に関わる気象情報の伝達および職員配置の指示は、次の系統により行うものとする



## 配置職員の招集方法

災害関係課(地域振興局)長は、所属職員の招集、または連絡に当たっては、最も迅速かつ的確な方法(電話等)によるものとする。

### (4) 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、危機管理監が指示する。

### (5) 県職員の災害配置基準および熊本県災害対策本部事務処理要領

県職員の災害配置基準および熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。

## 【県職員の災害配置基準】

災害が発生するおそれ、または発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

### 1. 災害対策本部設置前の配置体制

#### (1) 注意体制

気象業務法に基づく災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合は、配置体制(別表1)により職員の配置を行い予警報の伝達、災害情報および雨量水位等の災害関係資料ならびに被害報告の収集にあたるものとする。

但し、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じた人員の配置をすることができる。

以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要があると認めるときは必要に応じた人員の配置を行うものとする。

注意体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センターに集合待機するものとし、出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。

なお、当該待機にあたっては、本庁にあっては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

#### (2) 警戒体制(地震以外の災害)

気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、または災害発生のおそれがある場合、もしくは災害が発生した場合は、危機管理防災課長の指示に基づき配置体制(別表2)による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報および被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

但し、待機職員の配置にあたっては、状況により関係部長等又は出先機関長が必要に応じた人員の配置をすることができる。

警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課(室)の適当な場所に集合待機するものとし、出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。

なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあっては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

#### (3) 警戒体制(地震津波)

##### 第1 警戒体制

震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、危機管理防災課・消

防保安課職員 3 名による警戒体制をとるものとし、地震(津波)情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防えん堤等施設の状況のは握は極めて重要であるので、道路保全課、道路整備課、河川課及び砂防課職員並びに関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設及び砂防えん堤の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。

(津波注意報のみが発表された場合は除く。)

#### 第 2 警戒体制

震度 5 弱もしくは 5 強の地震が発生した場合又は「津波」もしくは「大津波」の津波警報が発表された場合、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表 3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。

職員の待機は関係各課において行うものとするが、関係課の 1 名は、防災センターに情報連絡員として待機するものとする。

#### 出先機関の警戒体制

地域振興局における警戒体制は、上記 及び に準じて地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。

地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記 の第 2 警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。

出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。

なお、当該待機にあたっては、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

#### (4) 災害警戒本部

危機管理監は、(1)(2)及び(3)- にかかわらず特に情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記(3)- の配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。

## 2. 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力、かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

(1) 配置体制の基準は、次表のとおりである。

区 分	配 置 時 期	配 置 内 容
第 1 配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報および被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。
第 2 配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	第 1 配置により難しい場合、直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。
第 3 配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。

(2) 前記(1)の第 1 配置、第 2 配置および第 3 配置の各体制下における職員配置の基準は、おおむね別表 4 のとおりである。

なお、各対策部等における所掌事務は、「第 3 章第 1 節組織計画」に定めるとおりとする。

### 3. 熊本県災害対策本部の事務処理

県本部が設置された場合は、「熊本県災害対策本部事務処理要項」に基づいて事務を処理するものとする。

#### (参考) 災害配置基準一覧

区 分		設置者または指示者	配 置 体 制	人 員
1 災害 対策 本部 設置 前	注意・警戒 体制	本庁：関係課（室）長 出先：出先機関長	(1) 注意体制	別表1のとおり
		本庁：関係課（室）長 出先：出先機関長	(2) 警戒体制（地震以外）	別表2のとおり
			(3) 警戒体制（地震津波） 本庁 第1警戒体制 第2警戒体制 出先機関	危機管理防災課・消防保安課職員3名 災害警戒本部設置 （自動設置） 本庁に準じて待機実施
	災害警戒 本部	危機管理監	(4) 災害警戒本部設置 （第2警戒体制）	別表3のとおり
2 災害対策本部	知 事	災害対策本部設置 第1配置 第2配置 第3配置	別表4のとおり	

別表1 【注意体制】

機 関 名	人 員	
危機管理防災課・消防保安課	3	課内待機 ダム班（2名）の課内待機は、 各管理ダムの操作規則による 洪水調整時に限る
河川課	2	
道路保全課	2	
砂防課	1	
熊本土木事務所	4	
各地域振興局土木部	4（10地域振興局）	
各ダム管理所等	1（4管理所等）	
水防本部	2	
合 計	62	

各ダム管理所等とは、市房ダム管理所、氷川ダム管理所、宇城振興局土木部(石打ダム)、天草振興局土木部(亀川ダム)をいう。

別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】

機 関 名	人 員	機 関 名	人 員
危機管理防災課・消防保安課	5	各地域振興局	8 (10地域振興局)
広報課	1		
管財課	1	熊本土木事務所	4
健康福祉政策課	1		
農林水産政策課	1	各教育事務所	1 (10事務所)
農地整備課	2		
森林整備課	} 1	各ダム事務所等	2 (4管理所等)
林業振興課		(市房・氷川ダム管理所	
森林保全課		宇城・天草地域振興局土木部)	
水産振興課	} 1	各港管理事務所	2 (4事務所)
漁港漁場整備課			
河川課	2		
道路保全課	2		
港湾課	1		
砂防課	1		
企業局	1		
教育庁	1		
水防本部	4		
本庁計	25	出先機関計	110
合 計	135		

大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。

ダム班（2名）の課内待機は、各管理ダムの操作規則による洪水調整時に限る。

大雨、洪水、

大雨、洪水、大雪の各警報による警戒体制は除く。



別表3 【第2警戒体制】

機 関 名	人 員	機 関 名	人 員
人 事 課 企 画 課 健康福祉政策課 環 境 政 策 課 商 工 政 策 課 農 林 水 産 政 策 課 監 理 課 広 報 課 市町村行政課・市町村財政課 危機管理防災課・消防保安課	各課最低2名 以上とし必要 に応じ増員す るものとする。	〔道路保全課〕 〔道路整備課〕 河 川 課 企業局総務経営課 教 育 政 策 課 警 備 第 二 課 砂 防 課 建 築 課 港 湾 課	各課最低2名 以上とし必要 に応じ増員す るものとする。           計 38名

熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に基づき本部長が指名した関係課

別表4 【災害対策本部】

対 策 部	班 名	配 置 要 員 の 数		
		第1配置	第2配置	第3配置
総 務 部 対 策 部	総 務 班 (危機管理防災課・消防保安課)	8	10	全 員
	情 報 通 信 班 (危機管理防災課)	2	3	〃
	広 報 班	3	6	〃
	秘 書 班	1	2	〃
	人 事 班	1	2	〃
	総務事務センター班	1	2	〃
	県政情報文書班	1	2	〃
	私学振興班	1	2	〃
	財 政 班	1	3	〃
	情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	4	5	〃
	管 財 班	3	10	〃
	税 務 班	1	3	〃
	応 援 班	-	-	〃
(計)	(27)	(50)		

対策部	班 名	配 置 要 員 の 数		
		第 1 配置	第 2 配置	第 3 配置
企 画対 振策 興部	企 画 振 興 班	1	2	全 員
	応 援 班 (計)	- ( 1 )	2 ( 4 )	" "
健 康 福 祉 対 策 部	健 康 福 祉 政 策 班	1	3	全 員
	救 助 班 (健康福祉政策課)	1	3	"
	健 康 危 機 管 理 班	1	2	"
	医 務 班 (医療政策課)	2	4	"
	(国保・高齢者医療課)			
	高 齢 者 支 援 班	1	2	"
	〔 高 齢 者 支 援 課 認 知 症 対 策 ・ 地 域 ケ ア 推 進 課 〕			
	障 が い 者 支 援 班	1	2	"
	薬 務 衛 生 班	2	3	"
	応 援 班 (計)	- ( 9 )	- ( 1 9 )	" "
環 境 生 対 活策 部	環 境 政 策 班	2	3	全 員
	水 道 班	1	1	"
	廃 棄 物 処 理 班	1	1	"
	く ら し の 安 全 推 進 班	-	1	"
	応 援 班 (計)	- ( 4 )	- ( 6 )	" "
商 工 観 光 労 働 対 策 部	商 工 政 策 班	2	4	全 員
	商 工 振 興 金 融 班	-	2	"
	労 働 雇 用 班	-	2	"
	産 業 人 材 育 成 班	-	2	"
	産 業 支 援 班	-	2	"
	新 エ ネ ル ギ ー 産 業 振 興 班	-	2	"
	企 業 立 地 班	-	2	"
	観 光 班	-	2	"
	国 際 班	-	2	"
	くまもとブランド推進班 (計)	- ( 2 )	2 ( 2 2 )	" "

対策部	班 名	配 置 要 員 の 数			
		第 1 配置	第 2 配置	第 3 配置	
農 林 水 産 対 策 部	農 林 水 産 政 策 班	2	4	全 員	
	団 体 支 援 班	1	2	"	
	農 地・農 業 振 興 班	1	2	"	
	担 手・企 業 参 入 支 援 班	1	2	"	
	流 通 企 画 班	1	2	"	
	む ら づ く り 班	1	2	"	
	農 業 技 術 班	1	2	"	
	農 産 班	1	2	"	
	園 芸 班	1	2	"	
	畜 産 班	1	2	"	
	農 村 計 画 班	1	2	"	
	技 術 管 理 班	1	2	"	
	農 地 整 備 班	2	4	"	
	森 林 整 備 班	1	2	"	
森 林 業 振 興 班	1	2	"		
森 林 保 全 班	1	2	"		
水 産 振 興 班	1	2	"		
漁 港 漁 場 整 備 班	1	2	"		
	( 計 )	( 2 0 )	( 4 0 )	"	
土 木 対 策 部	監 道 班	2	3	全 員	
	市 水 理 路 計 画 班	4	8	"	
	下 河 港 砂 防 築 宅 援 本 防 班	1	1	"	
	環 川 湾 防 築 宅 援 本 防 班	1	1	"	
	川 湾 防 築 宅 援 本 防 班	3	6	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	1	3	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	1	4	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	1	2	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	1	1	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	1	3	"	
	防 築 宅 援 本 防 班	8	8	"	
	( 計 )	( 2 4 )	( 4 0 )	"	
出 策 納 部	会 管 理 計 調 達 班	-	1	全 員	
	( 計 )	( - )	( 1 )	"	
教 育 対 策 部	教 育 總 務 班	2	3	全 員	
	高 校 務 教 育 班	1	2	"	
	義 務 特 別 支 援 教 育 班	1	2	"	
	学 校 会 人 教 育 班	1	2	"	
	社 会 教 育 班	1	2	"	
	文 体 育 化 班	1	1	"	
	体 育 保 健 班	1	1	"	
	施 設 班	2	2	"	
		( 計 )	( 1 1 )	( 1 7 )	"
	企 業 対 策 部	2	4	全 員	
	( 2 )	( 4 )			
計 ( 本 庁 )	1 0 0	2 0 3	全 員		
東 京 地 方 連 絡 班	2	4	全 員		

対策部	班名	配置要員の数		
		第1配置	第2配置	第3配置
地方災害対策本部	熊本市	20	35	全員
	宇城郡	20	35	〃
	玉名郡	20	35	〃
	鹿野郡	20	35	〃
	菊池郡	20	35	〃
	阿蘇郡	40	60	〃
	上益城郡	30	50	〃
	八代市	30	50	〃
	芦北町	20	30	〃
	球磨郡	40	60	〃
	天草郡	40	60	〃
	計	300	485	〃
	合計	402	692	全員

#### 【熊本県災害対策本部事務処理要領】

##### 1 趣旨

この要領は、熊本県災害対策本部条例(昭和37年条例第54号)および、熊本県災害対策本部規程に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

##### 2 災害対策本部室の位置等

(1) 危機管理監は、気象情報等によって災害発生のおそれ、または発生した場合は、知事(本部長)および各対策部長に状況を報告または通知する。

知事(本部長)は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(2) 本部が設置されたときは、本部室を新館10階防災センターに置く。

(3) 本部室には、「熊本県災害対策本部」の表示を行うものとする。

##### 3 災害対策本部設置の広報および伝達

指定地方行政機関の長、指定公共機関の長および指定地方公共機関の長陸上自衛隊第8師団長  
近県の知事、市町村の長

##### 4 本部室の勤務体制と班の編成

(1) 本部室には、総務班、広報班、情報班、人事班、管財班、救助班、河川班、道路班、砂防班の班長(課長または課長補佐)及び班長が必要と認める班員は常駐し、各対策部からの本部連絡員については、必要な都度本部が招集し、その他の場合、各部において待機するものとする。

(2) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等の的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次の係を置く。

庶務係      情報係      連絡係

(3) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項について、各部各班との連絡調整にあたるものとする。

本部長の命令、指示の伝達連絡

気象情報の伝達

本部会議と各部の連絡および各部相互間の連絡調整

被害状況の把握と部内調整

(4) 本部における総務班、広報班、人事班、情報班、管財班、救助班、河川班、道路班、砂防班が処理する事務は、別表1のとおりとする。

(5) 事務引継

本部が廃止されたときは、各班長は災害情報、被害状況等の災害記録資料として取り扱うものについては、すみやかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。

#### 5 本部連絡員の招集

本部連絡員の招集については、気象情報および災害状況等に応じ必要の都度、危機管理監が招集する。

#### 6 本部の廃止基準

本部長は、県内の地域において災害が発生または拡大するおそれがなくなったと認めるとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止するものとする。

別表1

班	分 掌 事 務
総 務 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1．気象情報の収集 2．各種情報の収集と整理 (1) 交通(鉄道、バス、航空機、船舶)の災害情報の収集 (2) 警察情報の収集 (3) 情報班からの情報の収集 (4) (1)～(3)の情報を整理して広報班へ伝達 3．県議会との連絡 4．本部会議の資料等の取りまとめ及び作成 5．陳情書の作成 6．各部に対する本部長の指示事項の伝達

班	分 掌 事 務
広 報 班 (広 報 課)	1 . 総務班から受けた各種情報の広報 2 . 気象情報の庁内放送
人 事 班 (人 事 課)	1 . 各部に対する本部長の職員配置に関する指示事項の伝達
情 報 班 (市町村行政課) (市町村財政課)	1 . 市町村の災害情報の収集 2 . 市町村に対する本部長の指示、勧告の伝達 3 . 市町村の被害状況の収集
管 財 班 (管 財 課)	1 . 庁舎内の冷暖房および災害電話の調整、緊急公用車の管理
救 助 班 (健康福祉政策課)	1 . 災害救助活動状況の把握及び災害救助法の適用
河 川 班 (河 川 課)	1 . 市町村に対する本部長の指示勧告の伝達 2 . 主要地点における雨量、水位、潮位、風向、風速の把握
道 路 班 (道路保全課)	1 . 道路情報の収集及び掲示
砂 防 班 (砂 防 課)	1 . 土砂災害(土石流、地すべり、急傾斜崩壊(がけ崩れ))情報の収集・伝達 2 . 雨量、土砂災害発生の危険度に関する情報の把握

### 3 . 職員の応援

- (1) 知事(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課(地域振興局)に所属する職員を、他の部課(地域振興局)に派遣することを指示するものとする。
- (2) 災害対策基本法第68条に規定する市町村長の知事に対する応援の要請は、当該地域を管轄する県出先機関を經由して本庁関係部課に要請するものとする。この場合、要請を受けた本庁各部は内容検討のうえ、知事(本部長)の指示を受けるものとする。

- (3) 知事(本部長)は、災害応急措置の実施にあたって、必要と認めるときは、災害対策基本法第74条の規定による応援を他の都道府県知事に対し要請するものとする。

#### 4 . 職員派遣の斡旋等

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事または市町村長は、地方自治法第25条の17および災害対策基本法第29条の規定により他の地方公共団体、または国の機関の職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

##### (1) 県

災害応急対策または災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17および災害対策基本法第32条の規定により、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

##### (2) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により県または市町村は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、自治省告示(昭和51年3月自治省告示第118号)によるものとする。

##### (3) 派遣職員に対する給与および経費の負担

国から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。

県および市町村から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担は、地方自治法第252条の17第3項による。

#### 5 . 被災市町村等への職員派遣(県、市町村)

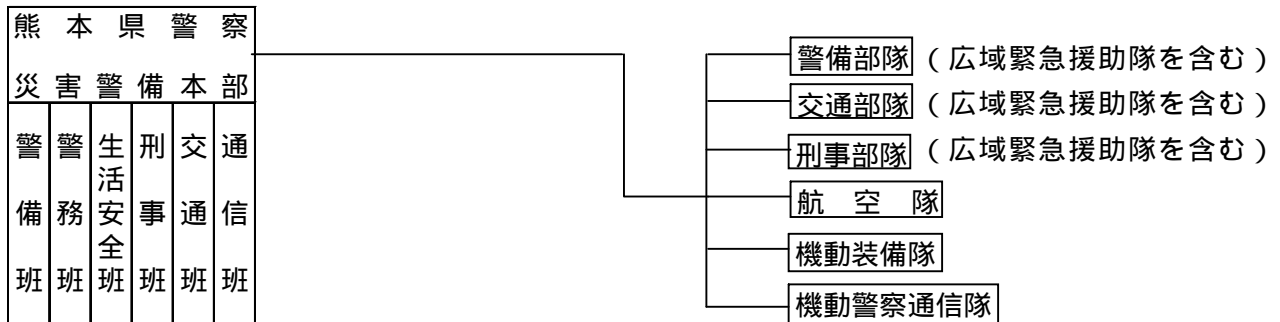
県は、大規模な災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

### 第3節 災害警備計画(県警察本部)

災害が発生するおそれ、または発生した場合において、災害警備本部等を設置し、災害の発生を防ぎまたは災害の拡大を防止するため、住民の避難誘導および救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施し、住民の生命、身体および財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

#### 1. 組織系統

##### (1) 系統



(2) 災害警備本部の編成および分掌事務は別冊資料編のとおりとする。

#### 2. 災害時における警備体制及び活動内容

災害に対処する警察の警備体制および活動内容は、次のとおりである。

種 別	時 期	活 動 内 容
準 備 体 制	気象情報その他から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合。	(1) 災害警備準備室の設置 (2) 関係機関との連絡 (3) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (4) 通信の確保 (5) 住民に対する事前広報 (6) 装備資機材の整備
警 戒 体 制	(1)風水害に関する警報が発せられた場合。 (2)津波注意報が発せられた場合。 (3)その他、地震、火山等により災害(大規模なものを除く)が発生し、又は発生するおそれがある場合。	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 航空隊の待機 (4) 関係機関との連絡 (5) 気象情報の伝達、災害情報の招集及び通報 (6) 被害調査 (7) 救助活動の把握と措置 (8) 避難状況の把握 (9) 装備資機材の配分、補給及び整備 (10) 避難の指示及び誘導 (11) 交通秩序の維持 (12) 通信の確保



種 別	時 期	活 動 内 容
非 常 体 制	風水害、地震等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。	(1) 災害警備本部の設置 (2) 連絡員の派遣 (3) 応援派遣部隊の編成及び派遣 (4) 関係機関との連絡 (5) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報 (6) 被害調査 (7) 救助活動の把握と措置 (8) 避難状況の把握 (9) 行方不明者の捜索及び手配 (10) 遺族支援 (11) 装備資機材の配分、補給及び整備 (12) 広報体制の確立及び広報活動 (13) 交通秩序の維持 (14) 犯罪の予防及び検挙 (15) 通信の確保 (16) その他大規模災害警備活動に必要な措置

### 3 . 事故災害

多数の死傷者を伴い、又は伴うおそれがある事故災害については、関係規定により対応する。

## 第4節 応援要請計画(関係各部、関係機関)

### 1. 関係機関との相互連絡(県、関係機関)

#### (1) 国との関係(県)

県は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

派遣を要請する(斡旋を求める)理由

派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員

派遣を必要とする期間

派遣される職員の給与その他の勤務条件

その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 防災会議構成機関(関係機関)

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたす恐れがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

### 2. 自衛隊災害派遣要請(県知事公室、市町村、関係機関)

自衛隊の派遣要請については、別節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

### 3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請(県知事公室、関係各部)

県は、大規模災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。

#### (1) 職員の派遣

#### (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

#### (3) 避難・収容施設及び住宅の提供

#### (4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保

#### (5) 医療支援

#### (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

### 4. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請(県、市町村)

県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定(平成15年7月23日協定)に基づき、応援を行うものとする。

なお、市町村は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化

に取り組むものとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

## 5．消防関係相互の応援要請等

### (1) 熊本縣市町村消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本縣市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

### (2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

## 6．警察における広域応援要請(県警察本部)

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

この広域緊急援助隊の運用に関しては、平素から警察庁、九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を図るものとする。

## 7．施設災害応援要請計画(九州地方整備局)

国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援計画を定める。

### (1) 応援内容

応援内容は、施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築、災害応急措置等の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

### (2) 応援要請の手続

熊本県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合、熊本県土木部長は、九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに文書を提出するものとする。

被災による連絡不能等により応援要請ができない場合であって、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長は独自の判断で応援をすることができる。この場合、予め、熊本県土木部長に応援する旨を伝え、すみやかに文書にて応援内容を通知するものとする。但し、連絡を取ることが困難な場合には、事前に連絡することを要しないものとする。

### (3) 経費の負担

九州地方整備局長が、災害初動時に施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築の応援を行う場合の経費負担は、九州地方整備局負担とする。その他の応援に係る経費については、負担が困難な場合等、一部を除き、原則として応援を受けた機関の負担とする。

なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

### (4) その他

本応援要請の詳細については、九州地方整備局企画部長と熊本県土木部長とで別に定める協定書によるものとする。

また、当該協定書に基づき、九州地方整備局は緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応を実施するものとする。

## 8．下水道九州ブロック災害時応援体制(県土木部)

県が、被災自治体の下水道事業責任者から支援の要請を受けた場合、県内での対応の可否を検討のうえ対応が困難な場合は、九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルールに基づき、下水環境課長は下水道対策本部を設置し、災害時支援の指揮、総括を行う。

なお、被災自治体が支援を要請するに当たっては、少なくとも「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請するものとする。

## 9．県への応援又は応援斡旋の要請(市町村)

市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

## 10．応援の受入に関する措置(関係機関)

本節の定めるところにより、各防災関係機関が他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所のあっせん等応援の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

## 11．災害時応援協定を締結している団体等への要請(県)

県は、大規模災害等の発生により必要があると認められる場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、県は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するも

のとする。

なお、県が締結している災害時応援協定は「災害時応援協定等一覧」（本編P263に掲載）のとおりである。

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画（県知事公室、市町村、関係機関）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

### 1．災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- (1) 知事
- (2) 第十管区海上保安本部長
- (3) 熊本空港事務所長

### 2．災害派遣要請の基準

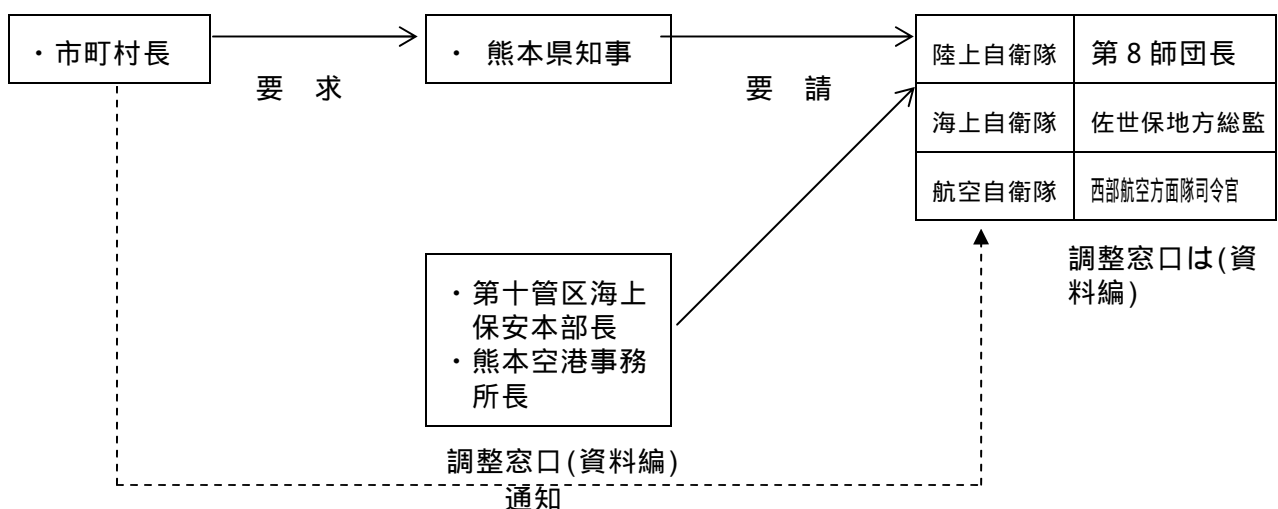
知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- (1) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性 さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

### 3．災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報(知事にあつては、市町村長からの要求を含む。)等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、指定部隊等の長に対して行うものとする。



市町村長にあつては、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

#### 4．災害派遣要請に含める事項

知事等が第8師団長に対し、災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

#### 5．災害派遣の要請手段

- (1) 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

#### 6．自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動：天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

#### 7．自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項

別冊「資料編」のとおりである。

## 第6節 予警報等伝達計画（熊本地方気象台、知事公室）

本計画は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく警報および注意報ならびに、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等(以下「予警報等」という。)を県、市町村、関係機関、住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統および要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

### 1. 予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 警報および注意報

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般および関係機関に対して警戒を喚起するため行う予報をいう。

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般および関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

#### イ 熊本地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項を明記する。  1時間雨量60～90mm以上又は土壌雨量指数143～205以上  具体的な基準は別紙資料編参照。



種 類		発 表 基 準
警 報	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上(但し、阿蘇山は30cm以上)になると予想される場合。
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量60～90mm以上、流域雨量指数9～45以上又は複合基準 具体的な基準は別紙資料編参照。
	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上 具体的な基準は別紙資料編参照。
	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。 具体的な基準は別紙資料編参照。
注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い平均風速が10m/s以上(但し、阿蘇山15m/s以上)になると予想される場合。
	強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速が10m/s以上(但し、阿蘇山15m/s以上)になると予想される場合。
	大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量40～60mm以上又は土壌雨量指数97～142以上 具体的な基準は別紙資料編参照。

種 類		発 表 基 準
注      報	大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間の降雪の深さが5cm以上(但し、阿蘇山は10cm以上)になると予想される場合。
	濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m 以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷により発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害、急な強い雨についても注意を呼びかける。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	霜 注 意 報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3 以下になると予想される場合。
	低 温 注 意 報	低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 冬期：平地で最低気温が - 5 以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4 以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が - 2 から + 2 と予想される場合。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	な だ れ 注 意 報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には積雪の深さ100cm以上で、 1．気温3 以上の好天 2．低気圧等による降雨 3．降雪の深さが30cm以上のいずれかが 予想される場合。
	洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 1時間雨量40～60mm以上、流域雨量指数4～36以上又は複合基準 具体的な基準は別紙資料編参照。
	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがあると予想 される場合。 市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上 具体的な基準は別紙資料編参照。
	波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が内海1.5m以上、外海2.5m以上になると予想される場合。 具体的な基準は別紙資料編参照。

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km格子毎に値を設定していますが、別紙資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されています。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

(イ) 発表の基準値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

(ロ) 警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(ハ) 警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容はつぎのとおりである。

(い つ) 警戒又は注意すべき期間.....「 日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す

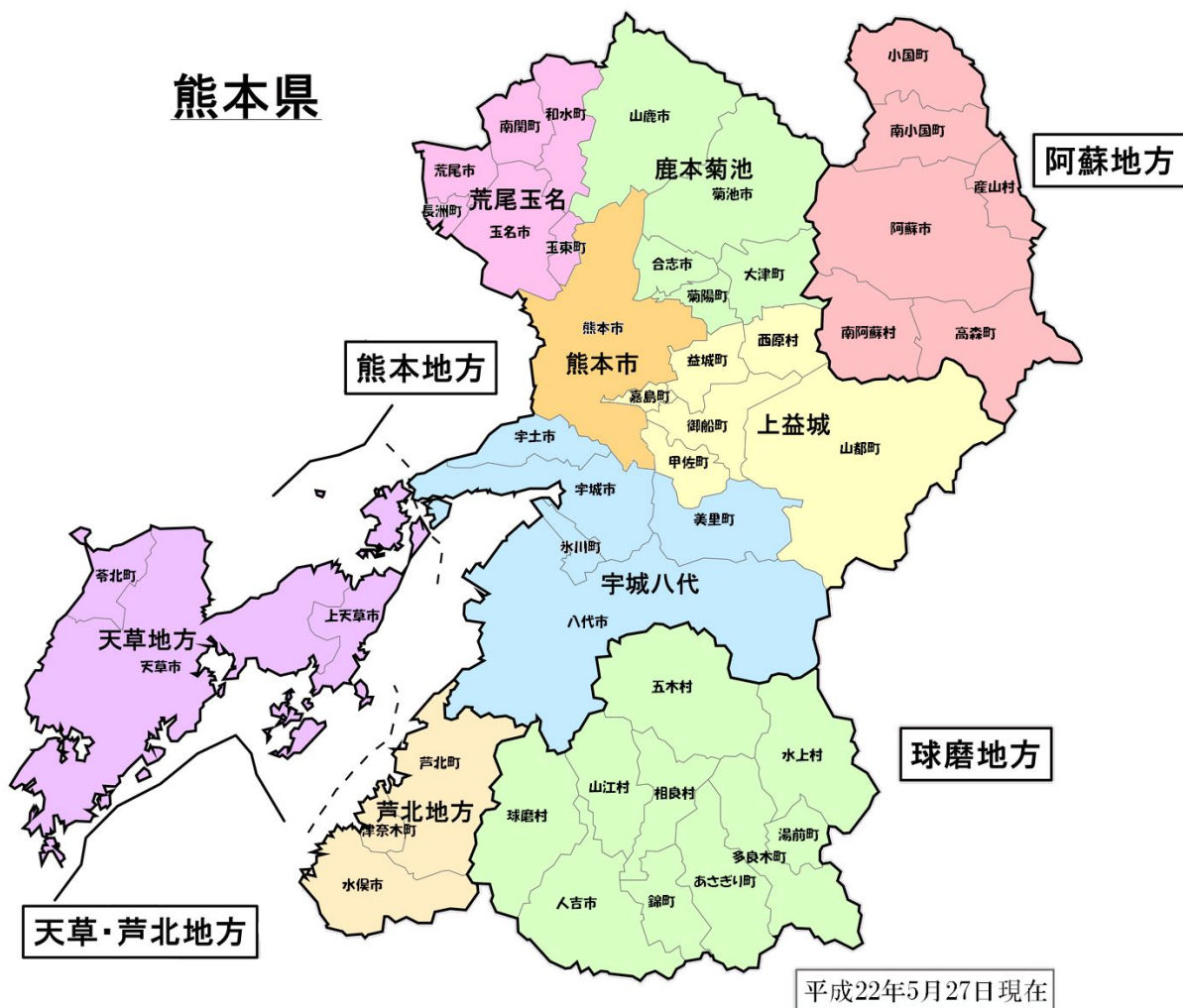
(どこで) 警戒又は注意すべき地域.....概ね一次細分区域毎

(何 が)警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村毎の詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。

ロ 警報・注意報の地域細分発表

警戒または注意を要する区域を指定して警報、注意報を発表する場合の細分区域は次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

熊本県内の細分区域等の名称は次のとおりである。



	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
熊本県	熊本地方	鹿本菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
		荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
		熊本市	熊本市
		上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
		宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
	天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
		芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

## (2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。

顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、警報や注意報などを行っている場合などに、警報・注意報を補完するための補完的情報。

大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

## (3) 津波警報・注意報

津波警報・注意報とは、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、気象庁本庁が、気象業務法に基づき担当津波予報区域内の津波発生の程度等を一般および関係機関に対して発表し、注意、警戒を喚起するために行う警報・注意報をいう。

詳細は、震災対策編のとおりである。

## (4) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

地震情報若しくは津波に関するその他の情報に付加して発表される。

## (5) 噴火警報

噴火警報は、噴火等に関して重大な災害が起こるおそれがある場合に警戒を喚起するために行う予報をいう。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照

## (6) 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼす恐れがない場合であって、火山の状態の変化等を周知する必要があると認めるとき発表する。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照

## (7) 火山現象に関する情報

火山現象に関する情報とは、噴火予報又は噴火警報に関係ある火山現象について、詳細かつ速やかに発表する情報をいう。なお、その情報の種類は次のとおりである。

- ア．火山の状況に関する解説情報
- イ．火山活動解説資料
- ウ．週間火山概況
- エ．月間火山概況

(8) 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

(9) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

実効湿度が65パーセント以下で最小湿度が40パーセント以下、かつ熊本の最大風速が7メートルを超える見込みのとき。

(10) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(11) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
はん濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
はん濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇するとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
はん濫危険情報（洪水警報）	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。
はん濫発生情報（洪水警報）	洪水予報の実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。

(12) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川、海岸または湖沼について洪水、津波または高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長および熊本河川国道事務所長)が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(13) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(14) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法と災害対策基本法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生危険度が高まった市町村に対して、県と気象庁が共同して発するものである。なお、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発する。

情報の発表基準は別冊資料編のとおりである。

(15) 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

情報の発表基準は別冊資料編のとおりである。

## 2. 予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 気象予警報の伝達系統

警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。

ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

次の種類の警報・注意報の伝達系統は、別冊資料編のとおりである。

イ 警報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮および波浪警報。

ロ 注意報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷(雪)、なだれ、高潮および波浪注意報。

津波警報・津波注意報の伝達系統は、別冊資料編及び震災対策編のとおりである。

津波警報について、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社からの沿岸市町村への伝達系統は、別冊資料編のとおりである。

地震及び津波に関する情報の伝達系統は、別冊資料編及び震災対策編のとおりである。

噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報の伝達系統

噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報の伝達系統は阿蘇火山爆発対策計画のとおりである。

(2) 火災気象通報および火災警報

火災気象通報の発表解除および火災警報の伝達系統は、別冊資料編のとおりである。

火災警報は、市町村長が、火災予防上危険であると認めるときに、発表するものとする。

(3) 水防計画における情報の伝達系統

指定河川洪水予報の伝達系統は別冊資料編のとおりである。

水防警報の伝達系統は、別冊資料編のとおりである。

水防に関する情報の伝達系統は、別冊資料編のとおりである。

(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は、別冊資料編のとおりである。また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、別冊資料篇のとおりである。

3. 予警報等の取扱い

(1) 県における取扱い

本庁における取扱い

イ 警報・注意報等

熊本地方気象台から警報・注意報等が通報されたときは、危機管理防災課長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達系統により各関係機関に伝達するものとし、この場合、当該警報・注意報等により予想される事態に対し、とるべき措置等をあわせて指示するものとする。

ロ 火災気象通報

熊本地方気象台から火災気象通報が発令されたときは、危機管理防災課長は前記2で定めた伝達系統により消防本部に伝達するものとし、この場合、火災気象通報により予想される事態に対し、とるべき措置等をあわせて指示するものとする。

なお、勤務時間外（休日・夜間）については、防災センターを経由して伝達するものとする。

ハ 水防計画における情報

熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、菊池川河川事務所および熊本地方気象台が水防警報又は指定河川洪水予報が通報されたときは、河川課長は、前記2で定めた伝達系統により各関係機関に伝達するものとし、この場合、当該警報等により予想される事態に対し、とるべき措置等をあわせて指示するものとする。

ニ 土砂災害に関する情報

砂防課長は、土砂災害に関する情報について、前記2で定めた伝達系統により各関係機関に伝達し、必要に応じて、警戒と適切な対応を促すものとする。

県出先機関における取扱い

イ 地域振興局においては、危機管理防災課長から伝達を受けた警報・注意報等及び指示事項については、総務部長が直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。

ロ 熊本土木事務所及び地域振興局土木部においては、河川課長および砂防課長から伝達を受けた警報等および指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。

県民や自主防災組織等への情報提供

県（危機管理防災課）は、市町村、消防機関、報道機関等を通じた予警報等の提供に加えて、情報提供を希望する県民や自主防災組織等に対して、「県防災情報メールシステム」による防災情報の配信を実施する。

平成21年度から気象情報を中心に段階的に自主避難の判断材料となる河川水位等の水防



情報についても運用を開始し、将来的には避難勧告等情報も含めた防災情報全般について、県民が予警報等発表後即時に取得できる体制を目指すものとする。

(2) 県警察本部における措置

県警察本部は、気象台、国土交通省等から予警報等の通知を受けたときは、すみやかに各警察署に伝達するものとする。

県警察本部から伝達を受けた警察署は、各交番、駐在所に伝達することとし、さらに関係市町村長に対し直ちに通知するよう努めなければならない。

(3) 熊本海上保安部における措置

熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する警報の通知を受けたときは、速やかに航海中および入港中の船舶に周知するものとする。

(4) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社における措置

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社は、気象業務法に基づき、警報等の通知を受けたときは、すみやかに関係市町村長に伝達するものとする。

(5) 放送局における措置

各放送局は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、すみやかに放送を行うよう努めるものとする。

(6) 市町村における措置

市町村長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、市町村防災計画の定めるところにより、すみやかに住民に徹底するよう努めるものとする。

#### 4．予警報等伝達責任者

警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、県、県警察本部、市町村は、次の基準によって予警報等伝達責任者を定めておくものとする。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 県(本庁)広報課、危機管理防災課・消防保安課、河川課、砂防課 | 各1名 |
| (2) 県警察本部警備第二課                     | 1名  |
| (3) 県の出先機関および市町村                   |     |
| 地域振興局 総務振興課、維持管理課                  | 各1名 |
| 熊本土木事務所                            | 1名  |
| 市町村                                | 1名  |

#### 5．異常発見時における措置

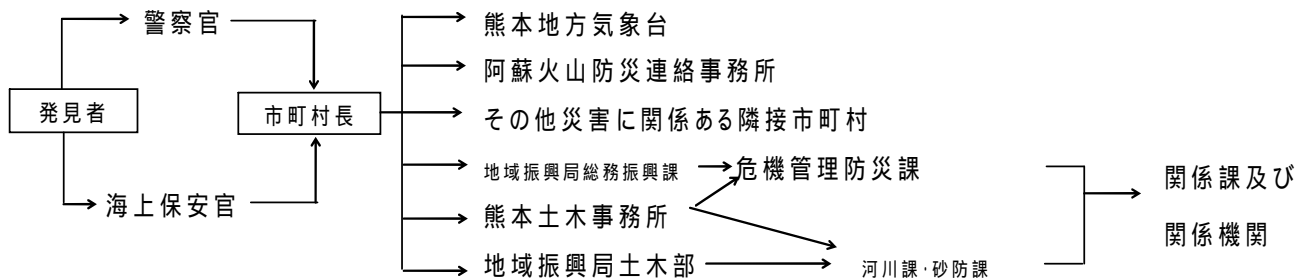
- (1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己または他人により市町村長または、警察官もしくは、海上保安官に通報するものとする。(災害対策基本法 第54条)

(2) ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況	強いたつまき、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象
		噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)およびそれに伴う降灰砂等
	噴火以外の火山性異常現象	火山地域での地震の群発 火山地域での鳴動の発生 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動およびそれに伴う草木の立枯れ等 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	群発地震
水象に関する事項	異常潮位 異常波浪	数日間にわたり頻繁する有感地震

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

系 統



( 気象に関する事項の場合 )

## 通報の方法

市町村長から熊本地方気象台に対する通報は、電話または電報によることを原則とする。  
ただし、地震に関する事項については文書によってもよいこととする。

## 6. 気象等伝達についての応急措置等

- (1) 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2および3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、警報・注意報を市町村民に周知させるための措置を講ずることとする。
- (2) 気象業務法第15条に基づく東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。  
警報を行ったときは、その警報文の全文  
警報を解除したときは、その旨  
警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

## 第7節 通信施設利用計画（関係機関）

災害が発生するおそれのある場合、または災害が発生した場合における気象予警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

### 1. 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達もしくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

#### (1) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。そして緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨および必要な理由を告げるものとする。この場合は、その通話が非常・緊急通話として取り扱われる機関もしくは内容であるとの説明を求める事ができる。）をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

〔参考〕なお非常・緊急電話として取り扱われる機関および通話の内容は、次のとおりである。

##### 気象機関

気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告または警報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの。

##### 水防機関

洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがある旨の通報、またはその警戒もしくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

##### 消防救助機関

災害の予防または救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関または災害救助機関相互間において行うもの。

##### 輸送確保関係機関

鉄道その他の交通施設の災害予防または復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

##### 通信確保関係機関

通信施設の災害の予防または復旧その他通信確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

##### 電力供給関係機関

電力設備の災害の予防または復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

##### 警察機関

秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの。

##### 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害の予防または救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあることを知ったものが、その災害の予防または救援に直接関係がある機関に対しておこなうもの。

#### (2) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信にあたっては、NTT西日本が定める「電報サービス契約

約款」(平成11年西企営第2号)の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲ならびに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

- (3) 警察電話による通信  
警察機関(県警察本部、警察署、交番、派出所、駐在所)を通じて通報するものとする。
- (4) 鉄道電話による通信  
鉄道所属の電話によりもより駅等から通信の相手機関に最も近い駅等を経て通信するものとする。
- (5) 警察無線電話による通信  
警察電話による通信に準じて扱うものとする。
- (6) 防災行政無線電話による通信  
防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うものとする。  
設置場所は、別冊資料編のとおりである。
- (7) 中央防災無線・消防防災無線による通信  
県と国の各省庁との間で通信するものとする。

## 2. 非常通信の利用

災害時において上記1の(1)から(4)までによる通信ができないとき、また困難なときは、次の方法によって非常通信を利用して通信するものとする。

- (1) 通信の内容  
非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである。
  - 人命の救助に関するもの。
  - 天災の予報(主要河川の水位を含む)および天災その他の災害の状況に関するもの。
  - 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
  - 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令およびその他の指令。
  - 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの。
  - 遭難者の救助に関するもの。
  - 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。
  - 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
  - 鉄道路線、道路、電力設備および電信電話回線の破壊、または障害の状況および修理復旧のための資材の手配ならびに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
  - 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。
  - 救助法等の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (2) 利用出来る機関  
非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。
  - 官庁(公共企業体を含む)および地方自治体。
  - 各防災会議
  - 日本赤十字社
  - 全国都市消防長連絡協議会
  - 電力会社
  - 地方鉄道会社その他人命の救助および急迫の危険または緊急措置に関する発信を希望するもの。
- (3) 利用の方法  
非常災害時には、無線局は、自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。  
 通報文一通の字数は、なるべく200字以内にまとめること。  
 電話で依頼してもよい。

通報文は、電報頼信紙または適宜の用紙に、あて先の住所氏名、発信者の住所氏名(電話番号も併記)を記入する。

返電の配達方法を協議しておくこと。

(4) 取扱料等

料金は、原則として無料である。次の電報については、NTT西日本扱いでも料金は免除される。

イ 船舶または航空機が重大かつ急迫の危険に陥りまたは陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。

ロ 船舶または航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。

ハ 天災地変その他の非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの。

ニ 災害に際し、NTT西日本災対本部(電報事業部)が指定する地域および期間において、り災者が発信するり災状況の通報または救援を求めることを内容とする電報であって、NTT西日本災対本部(電報事業部)が定める条件に適合するもの。

非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用について協議しておくこともよい。

(5) 無線

熊本県の機関別無線通信系統図および局名録は、別冊資料編のとおりである。

3. 通信が途絶した場合における措置

(1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。

(2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。

4. 放送要請

災害のため、県又は市町村が利用できる通信のすべてがまひした場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

なお、放送要請に係る協定機関及び協定年月日は次のとおりである。

放送機関名	協 定 年 月 日
日本放送協会熊本放送局 (株)熊本放送 (株)テレビ熊本	昭和56年5月27日 改正 昭和60年9月27日
	昭和57年5月1日 改正 平成17年9月26日
	昭和57年5月1日 改正 昭和59年6月1日
	改正 平成17年9月26日
(株)熊本県民テレビ 熊本朝日放送(株) (株)エフエム熊本	昭和57年5月1日
	平成元年11月7日 改正 平成17年9月26日
	平成17年9月26日( エフエム中九州 昭和61年2月12日)

## 第 8 節 情報収集及び被害報告取扱計画（県知事公室、関係機関）

災害対策基本法および他の法令等の規定に基づく災害の情報収集ならびに被害状況報告(以下「被害報告等」という。)の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

### 1．実施責任者

#### (1) 県

知事は県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、県防災会議の委員の属する機関に通報、速やかに国等関係各機関に報告を行うものとする。

[ 国への報告の基準 ]

災害対策基本法第53条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

県において災害対策本部を設置した場合

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害

又は 〃 に定める災害になるおそれのある災害

#### (2) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関等」という)は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、本省、県その他関係機関に通報または報告を行うものとする。

#### (3) 市町村

市町村長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報または報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、地域振興局総務部総務振興課又は熊本土木事務所を経由して県本庁に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により市町村長が県(県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所)に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日付消防災第 2 6 7 号)」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成 1 2 年 1 1 日 2 2 日付け消防災第 9 8 号・消防情第 1 2 5 号消防庁長官による)

### 2．被害報告取扱責任者

知事、県教育長、県警察本部長(以下「県等」という。)、防災関係機関等および市町村長は、被

害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、下記の基準にしたがって、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 県(本庁)、県教育委員会、および県警察本部にあっては1名
- (2) 県等の出先機関および附属機関(以下「県等の出先機関」という。)にあっては、当該機関ごとに1名
- (3) 防災関係機関等にあっては、当該機関ごとに1名
- (4) 市町村にあっては1名

### 3．防災情報の収集・伝達システムの活用

県は、災害予防、災害応急活動の中核拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、県防災情報ネットワークシステムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、さらには市町村や防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

### 4．被害等の調査・報告

#### (1) 航空機の派遣要請

知事は、大規模な災害が発生した場合には、自衛隊のヘリコプターが行った航空偵察情報を入力する。

また、知事は、大規模な災害が発生した場合、直ちに自衛隊のヘリコプター、警察本部のヘリコプター等による航空偵察を要請するものとする。

航空偵察において調査を依頼する事項は、概ね次のとおりとする。

- 災害の発生箇所
- 道路被災状況
- 建築物の被害状況
- 海上及び沿岸部における被災状況
- 住民の動向

#### (2) 市町村による調査等

市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち ~ の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、 ~ 中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領(別冊資料編参照)に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。



人的被害（行方不明者の数を含む）  
火災の発生状況  
家屋等の被災状況  
住民の行動・避難状況  
土砂災害等の発生状況  
道路・橋梁被害による通行不能路線・区間  
医療救護関係情報  
その他必要な被害報告

### (3) 県による調査等

県は、大規模な災害が発生した場合、若しくは災害による被害程度が大きいと認められるが情報が十分把握出来ない場合、直ちに県警ヘリコプター及び防災消防ヘリコプターによる情報収集を行うものとする。

また、市町村において災害による被害程度が大きいと認められ又は通信の途絶等が発生し、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、県では調査班を編成して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。

また、県は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。

道路・橋梁被害による通行不能路線・区間  
通信関係被害  
電力関係被害  
都市ガス関係被害  
水道関係被害  
鉄道等公的輸送機関の被害  
空港・港湾の被害  
その他必要な被害情報

### (4) 県警による調査

警察は、大規模災害発生時には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。

また、警察署、交番等のFAXを利用して、地域の各種施設等に情報を伝達するFAXネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。

## 5．災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

## 6．応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

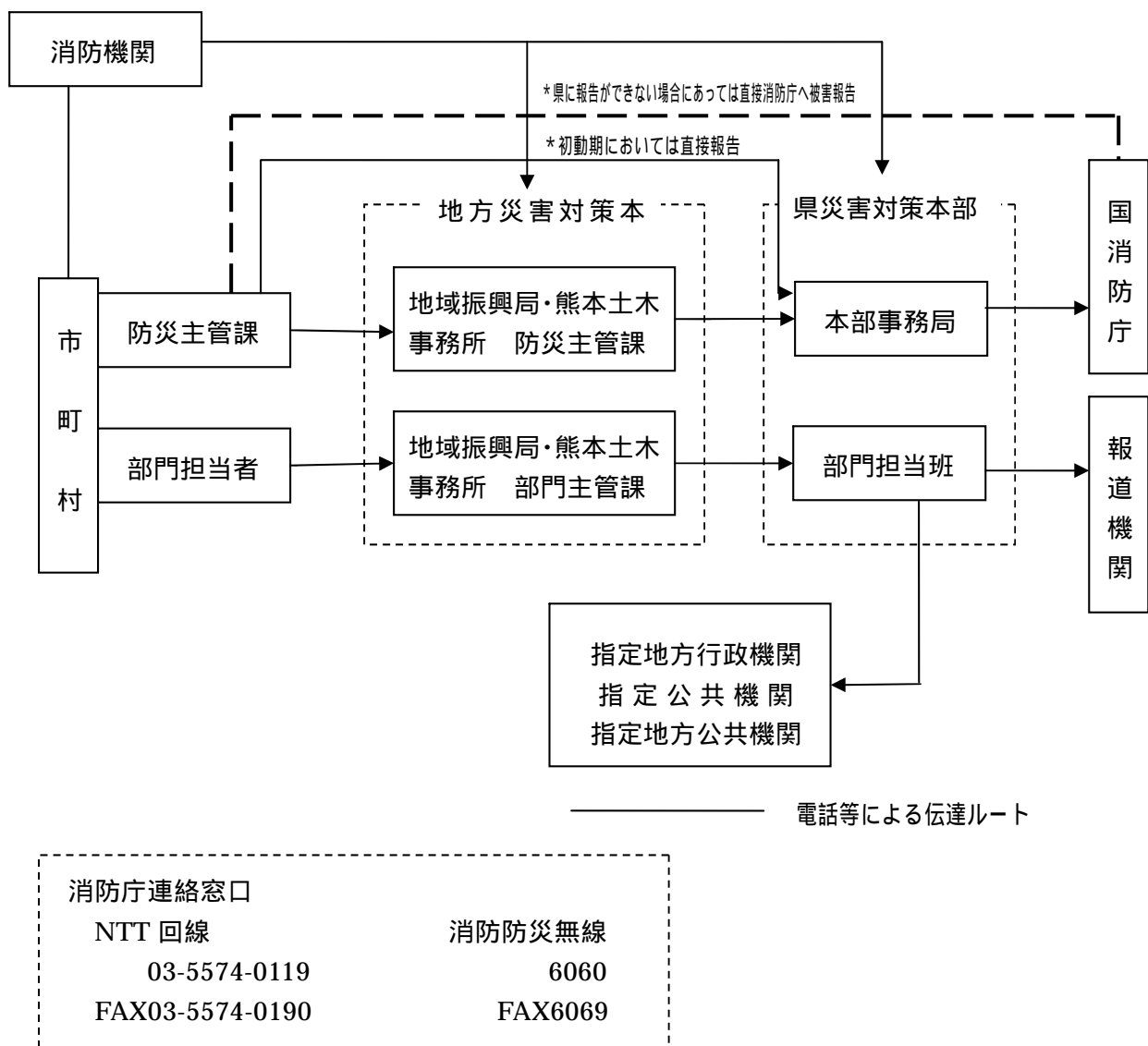
### 7. 防災関係機関等の協力関係

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

### 8. 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



## 9 . 災害確定報告

市町村は、応急措置完了後速やかに、県(地域振興局又は熊本土木事務所経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官(窓口消防庁)に文書で報告するものとする。

## 第9節 広報計画(県知事公室、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

### 1. 実施機関(関係機関)

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者

### 2. 実施機関相互の連絡(関係機関)

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うように努めるものとする。

### 3. 情報等収集活動(関係機関)

原則として本章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画による。

### 4. 県における広報活動(県知事公室)

収集した情報及び対策等については、速やかに報道機関及び県の広報媒体を可能な限り利用し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

#### (1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

災害対策本部の設置

災害の概要(被害の規模・状況等)

台風等に関する情報

防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項

道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

二次災害を含む被害の防止に関する事項

住民の安否情報

医療機関、金融機関などの生活関連状況

交通規制の状況

被災者支援に関する情報等

社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

その他必要な事項

#### (2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

県広報媒体の利用(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)

パブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供

広報車、船舶等による広報

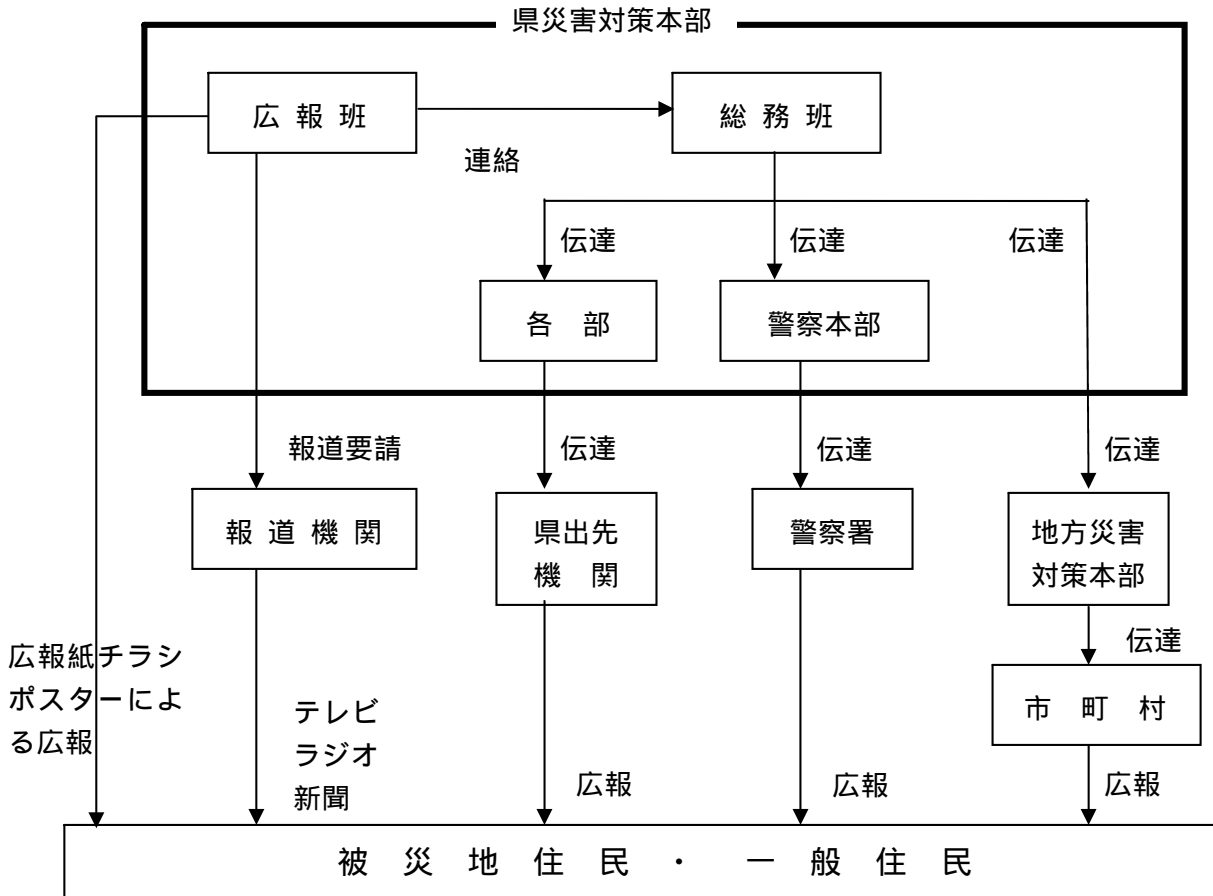
防災消防ヘリコプターによる広報

チラシ、ポスター等

携帯電話によるメールサービスの利用

その他状況に応じ効果的な方法

(3) 広報体制・系統図



5. 市町村における広報活動(市町村)

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

災害対策本部の設置

災害の概況(被害の規模・状況等)

台風等に関する情報

市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

避難の勧告・指示(緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項

電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

防疫に関する事項

火災状況

医療救護所の開設状況

給食・給水実施状況

道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

道路交通等に関する事項、復旧状況

一般的な住民生活に関する情報

社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

二次災害を含む被害の防止に関する事項  
住民の安否情報  
医療機関、金融機関などの生活関連状況  
交通規制の状況  
被災者支援に関する情報等  
その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

防災行政無線等による広報  
広報車、船舶等による広報  
消防団による広報  
報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報  
広報紙、チラシ、ポスター等  
避難場所への職員の派遣  
自主防災組織等による広報  
携帯電話メールサービスによる広報  
安否情報システムによる広報  
その他状況に応じ効果的な方法

6 . 警察における広報(県警察本部)

(1) 被災者等への情報伝達活動

警察は、災害発生時の経過に応じて、被災者等に対し必要な情報の伝達に努めるものとする。  
また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機能の整備を図るものとする。

併せて、自主防災組織等を通じた地域安全情報等の伝達に努めるとともに、必要に応じてFAX、パソコン、車両等の資機材の整備を図るものとする。

(2) 広報内容

警察は、市町村等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

災害に対する注意喚起に関する事項  
避難を必要とする理由、避難場所、避難路及び避難時の留意事項  
被害の規模、被害状況等に関する事項  
救護場所の所在、要救護者の発見協力依頼等に関する事項  
交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項  
危険場所及び危険物の保安措置等に関する事項  
犯罪予防上の留意事項  
警察措置状況等の応急対策に関する事項  
その他公共の安全と秩序維持上必要な事項

(3) 広報手段

警察は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報を行うものとする。

警察官による広報

広報車、船舶、ヘリ等による広報

報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報

その他状況に応じ効果的な方

## 7. インターネットの利用(県知事公室、県企画振興部)

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

### (1) 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、県庁ホームページを活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

### (2) 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段の一つとして、インターネットの電子メール等の活用を検討するものとする。

## 第10節 水防計画(県土木部)

### 1. 水防計画の目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)の趣旨に基づき、熊本県における水防事務の調整およびその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって県内の洪水又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、およびこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。

### 2. 水防組織

#### (1) 水防本部

土木部内に水防本部を置き、その組織は次頁(水防本部組織表)のとおりとする。

#### (2) 水防区本部

水防区は地域振興局(熊本土木事務所)管内毎とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内に水防区本部を置く。

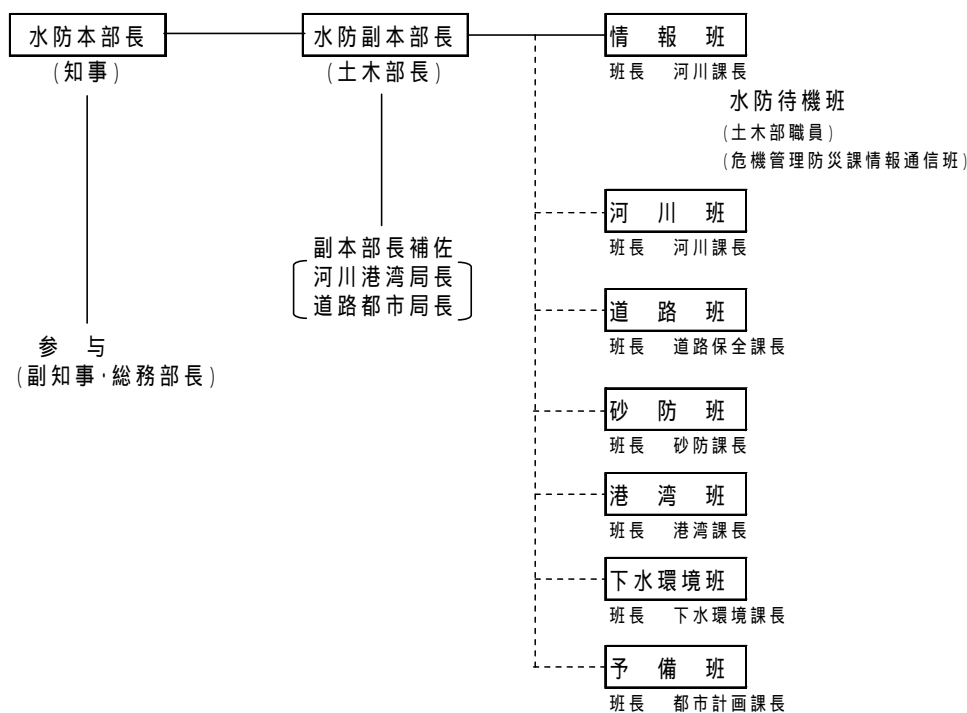
水防区本部長に地域振興局長(熊本土木事務所長)、水防区副本部長に地域振興局土木部長(熊本土木事務所次長)をあてる。

水防区本部に、庶務班、情報班、企画班、予備班等を置く。

各水防区毎に、毎年1回以上水防連絡会を開催する。

水防連絡会は区本部が主催し、地方整備局工事事務所、警察署、地域振興局、隣接地域振興局土木部、管内水防管理団体及び関係官公庁が集まり会議を行う。

会議は水防計画、情報の交換、水防に関する通報連絡活動応援等について密接に連携して水防活動ができるよう協定する。





## 第11節 消防計画(県総務部)

災害時における県民の生命、身体および財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

### 1．実施機関

- (1) 市町村は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第7条に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市町村長が行うものとする。
- (2) 知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第43条の規定に基づき、市町村長、消防長又は水防法(昭和24年法律第193号)に規定する水防管理者に対して、災害防ぎよの措置に関し必要な指示を行うものとする。

### 2．消防活動計画

- (1) 市町村は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。

- (2) 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。

当該市町村は、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速やかに通報するものとする。

県は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取し、市町村及び事業所等に対して、保安、応急対策についての必要な助言を行うものとする。

- (3) 林野火災に対応する空中消火

市町村長は、大規模な林野火災が発生し、または大規模となる恐れのある場合には、次の措置をとるものとする。

市町村長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。

市町村長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。

知事は、市町村長から自衛隊災害派遣の要求を受けた場合は、「自衛隊災害派遣要領」により、速やかに自衛隊に対し災害派遣の要求を行うものとする。

市町村長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

### 3．消防広域応援計画

県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。

- (1) 県内の応援体制(市町村消防相互応援)

市町村長又は消防長は、「熊本縣市町村消防相互応援協定」(昭和46年4月1日締結)の円

滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立するものとする。

(2) 県外の応援体制（緊急消防援助隊）

緊急消防援助隊受援計画

県は、総務省消防庁長官が派遣する緊急消防援助隊をスムーズに受け入れ、消防活動が容易に実施できる受援体制の確立を図るものとする。

緊急消防援助隊応援等実施計画

県は、総務省消防庁長官の要請に基づき登録する緊急消防援助隊「熊本県隊」の応援出動等の措置が迅速かつ的確に実施できるよう応援体制の確立を図るものとする。

#### 4．緊急消防援助隊の要請等

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

地元市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 消防応援活動調整本部

知事又は市町村長は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、消防応援活動調整本部を設置するものとする。

#### 5．消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

(1) 消防及び警察の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」（平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」（平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

## 第12節 避難収容対策計画(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、 県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村)

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難準備(要援護者避難)情報・避難の勧告・避難の指示(以下「避難勧告等」という)の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命および身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

### 1. 実施責任者(県知事公室、市町村、関係機関)

災害から住民の生命、身体を保護するための避難勧告等の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、避難準備(要援護者避難)情報を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
避難準備 (要援護者避難) 情報	全 災 害	市町村長
避難の勧告	全 災 害	市町村長(基本法第60条)
避難の指示	全 災 害	市町村長(基本法第60条)
		警察官(基本法第61条および警察官職務執行法第4条)
		海上保安官(基本法第61条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第94条)
	洪 水 災 害	知事または、その命を受けた職員(水防法第29条)
		水防管理者(水防法第29条)
地すべり災害	知事または、その命を受けた吏員(地すべり等防止法第25条)	

### 2. 避難勧告等の内容及び伝達方法(県総務部、市町村、関係機関)

#### (1) 避難勧告等の内容

市町村長等の避難勧告等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

要避難対象地域

避難先

避難理由

避難経路

避難時の注意事項

## (2) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者や障がい者等の災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

防災行政無線による伝達周知

J - A L E R Tによる伝達周知

あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知

サイレンおよび警鐘による伝達周知

広報車等による伝達周知

携帯電話メールサービスによる伝達周知

自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知

報道関係機関（コミュニティFMを含む）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の機材が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

(3) 市町村長は、市町村防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難勧告等の伝達組織および伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

## 3. 避難勧告等の基準

避難勧告等の基準は、災害の種類および地域性等により異なるが、おおむねの基準は次のとおりとする。なお、実施責任者は、避難勧告等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

### (1) 避難準備（要援護者避難）情報の基準

避難行動に時間を要する者（要援護者）が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、早めのタイミングで避難等の措置をとるものとする。

なお、土砂災害に対しては、別冊資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報等を参考に避難準備情報の明確な基準を定めておくものとする。

### (2) 避難勧告の基準

洪水の場合

河川等の水位が警戒水位を突破し、若しくは突破する恐れがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、警戒水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

高潮の場合

土地の高さが当日の天文潮位(潮汐表)における満潮時の潮位よりも低い地域、あるいはそれ以上の地域であっても過去の高潮被害において床上浸水以上の記録のある地域においては、当

該地域の地形条件も踏まえ、堤防等が整備されている地域にあっても、次の状況をすべて満たす場合、速やかに避難の措置をとるものとする。

- ・ 当該地域が台風の暴風警戒域の予報円内にある場合
- ・ 台風の接近時間帯(おおむね暴風域圏内に入る時間帯)において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合
- ・ 当該地域が、強風が吹き込む方向に湾・入り江を形成している地形である場合  
なお、上記にかかわらず潮位観測の数値のは握、巡回の強化、住民からの通報体制を確立すること等により潮位の把握に努め、異常な潮位の上昇が確認された場合には避難の措置をとるものとする。

さらに、高潮と波浪が重なって起こる越波については、海岸隣接地において被害が発生するおそれがあるため特に警戒するものとする。

#### 豪雨の場合

豪雨時には土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)が発生する恐れが高まることとなる。土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合あるいは、時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合、又は長期間にわたって雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生する恐れがあるが、地域の地形、地質等の条件により大きく異なることから、それぞれの地域の状況に応じて市町村において、別冊資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報等を参考に避難勧告の明確な基準を定めておくものとする。

また、土砂災害危険箇所等において次のような兆候(前兆現象)が確認された場合には、上記基準にかかわらず速やかに避難の措置をとるものとする。

#### がけ、急傾斜地

- ・ 崖等で小石がぱらぱら落ちる。
- ・ 地面にひび割れができる。
- ・ 斜面から濁った水が流れ出る。
- ・ 地鳴りがする。

#### 溪流

- ・ 溪流内で転石が流れる音がする。
- ・ 流木が発生している。
- ・ 流水が異常に濁る。
- ・ 土臭いにおいがする。
- ・ 地鳴りがする。
- ・ 雨が降っているにもかかわらず溪流の水位が下がる。

#### 地すべり地

- ・ 斜面や構造物の亀裂が拡大している。またははらみ出している。
- ・ 落石や小崩壊が見られる。
- ・ 樹木の根が切れる音がする。または樹木が傾き出す。
- ・ 地鳴りがする。

その他土砂災害の兆候が確認されたとき

暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害がおこることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

その他周囲の状況から判断し、災害の危険性が相当高まったとき。

### (3) 避難指示の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮、土石流その他災害発生の事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、または突然、災害発生の諸現象が現れたときは、直ちに避難の措置をとるものとする。

なお、土砂災害に対しては、別冊資料編の土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）等を参考に定めておくものとする。

## 4. 避難の誘導（県知事公室、県総務部、市町村、県警察本部、関係機関）

### (1) 市町村等

市町村長等の避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

### (2) 警察（警察本部）

警察は住民等の避難誘導に当たって、市町村に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。

高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど災害時要援護者対策に十分配慮するものとする。

### (3) 社会福祉施設等

被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

## 5. 避難所の開設および収容(県健康福祉部、市町村)

災害救助法が適用された場合の避難所の開設および収容等の基準は、同法および運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

### (1) 避難所等の安全性の確認

市町村は、避難場所の安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、当該市町村内では避難所を設置することができない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

### (2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

### (3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに避難勧告・指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

### (4) 住民への周知

市町村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

### (5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として市町村職員)を定めるものとする。

### (6) 避難所開設の報告

市町村は、避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

避難所開設の日時および場所

箇所数および収容人員

開設予定期間

### (7) 避難所の管理運営

ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。

イ 市町村は、避難所ごとにそこに収容されている避難所に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。

エ 市町村は、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

オ 避難期間が長期化する場合、県、市町村は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

カ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

キ また、必要に応じ、市町村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内である。

県は、市町村が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、厚生労働大臣との協議が必要となるため、市町村の避難所開設状況を把握しておくものとする。

## 6. 要援護者に対する対策(県健康福祉部、県知事公室、市町村、消防機関)

(1) 安否確認、救助活動

市町村は、あらかじめ把握している災害時要援護者について、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画を策定している市町村にあっては、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、要援護者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

避難所においては、要援護者に円滑に情報伝達ができるように障害等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳を確保するものとする。

(3) 生活の支援

相談体制の整備

市町村は、避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、要援護者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談



等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

#### 心身両面の健康管理

要援護者の中には、特に健康面の配慮が必要であるものがあるため、医師、保健師、看護師、等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

## 7. 防火対象物等における避難対策等(県教育庁、市町村、県総務部、関係機関)

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

### (1) 情報の伝達・収集等

教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

### (2) 避難の指示等

教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

イ 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

ロ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市町村に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

避難が長期間となる恐れがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の留意事項

保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

#### 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

#### 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

#### 計画の策定

学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- イ 災害の種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ロ 緊急避難場所の指定
- ハ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者
- ニ 児童生徒の携行品
- ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ヘ 負傷者の救護方法
- ト 保護者への連絡及び引き渡し方法
- チ 登下校中の避難方法

#### 8．広域的避難収容（県知事公室、県健康福祉部、市町村）

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとし、県は必要な調整を行う。

#### 9．被災者等への的確な情報活動関係（県総務部、市町村）

県、市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

## 第13節 災害救助法等の適用計画(県健康福祉部)

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

### 1. 災害救助法の適用

#### (1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

市町村の区域内の人口に応じ、下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。

県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、滅失住家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上に達したとき。

市町村の区域内の人口	A	B
5,000人未満	30 世帯	15 世帯
5,000人以上 15,000人未満	40	20
15,000人以上 30,000人未満	50	25
30,000人以上 50,000人未満	60	30
50,000人以上 100,000人未満	80	40
100,000人以上 300,000人未満	100	50
300,000人以上	150	75

県の区域内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上であって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であり救助を必要とするとき。

災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であること。

#### (2) 被災世帯の算定基準

##### 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

##### 住家の滅失等の認定

第3章 第8節 情報収集および被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領第4.1に基づく。

##### 世帯および住家の単位

第3章 第8節 情報収集および被害報告取扱計画中の被害報告取扱要領第4.1に基づく。

(3) 救助法の適用手続

市町村

災害に際し、市町村における災害が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または、該当する見込みがあるときは、当該市町村長(市町村長は所轄地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由して)は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

県知事は、市町村長からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村および関係機関に通知するとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。

## 2. 救助の種類および実施方法

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1)避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者に限るものとする。 。	(1)避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらがなく、またはこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。 (2)高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する場合には福祉避難所を設置できる。 (3)避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。 (4)避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。 避難所開設の日時および場所 箇所数および収容人員 開設予定期間	原則として最大限7日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間の延長有り)

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
応急仮設住宅	市町村長	<p>(1)住家が全焼、全壊、または流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。</p> <p>(2)入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。</p>	<p>(1)設置場所は、県または市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、り災者又はその他の私有地によるものとする。</p> <p>(2)応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とし、構造は、1戸建、長屋建もしくはアパート式のいずれかとする。</p> <p>(3)応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>(4)高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。</p> <p>(5)応急仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。</p>	災害発生日から20日以内着工供与期間当該工事が完了した日から2箇年以内とする。
住宅の応急修理	市町村長	<p>(1)災害によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。</p>	居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とすること。	工事完了期間災害発生日から1ヶ月以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
たき出し、その他による食品の給与	市町村長	(1)避難所に收容された者であること。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊または床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3)その他給与が必要であると認められた者であること。	(1)通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
飲料水の供給	市町村長	(1)災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水および炊事のための水であること)	(1)水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害発生の日から7日間とする。(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与	市町村長	(1)災害により住家に被害(全焼、全壊、流失、半焼、半壊および床上浸水)を受けた者であること。 (2)被服・寝具・その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者であること。 (3)被服・寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。	被災者の実情に応じ 1.被服、寝具及び身廻品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	災害発生の日から10日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
医療	市町村長	(1)医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医	(1)原則として救護班によって行うものとする。	災害発生の日から14日



救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
医療	市町村長	療の方途を失った者とする。 (応急的処置)	(2)救護班では医療が実施できない程度の重傷者及び救護班の到着を待つことができない緊急患者については、一般診療機関への入院または通院も止むを得ない。 (3)本県の救護班は、法第32条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
助産	市町村長	(1)災害のため助産の方途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1)救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2)救護班および助産師のほか、助産所または一般医療機関でおこなっても差し支えない。	分べんした日から7日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
救出	市町村長	(1)災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。	(1)生命の保全を第一義とし、災害の状況に応じて最も適確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生の日から3日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
死体の捜索	市町村長	(1)行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難	(1)警察、消防機関およびその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生の日から10日以内(但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
死体の捜索	市町村長	<p>所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。</p> <p>八、行方不明になった者が重度の身体障害者または重病人であった場合</p> <p>二、災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合</p>		
埋 葬	市町村長	<p>(1)災害の混乱の際および直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。</p>	<p>(1)埋葬は応急仮葬である。</p> <p>(2)救助の実施機関が現物給付することを原則とする。</p>	原則として災害発生日から10日以内
死体の処理	市町村長	<p>(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。</p> <p>(2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>	<p>(1)救助の実施機関が現場給付として行うものであること。</p> <p>(2)刑事訴訟法及び死体取扱規則等の法令規定に基づいて実施すること。</p>	原則として災害発生日から10日以内
学用品の給与	市町村長	<p>(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または、床上浸水により、学用品をそう失またはき損し就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒</p>	<p>学用品の品目</p> <p>1.教科書および教材</p> <p>2.文房具</p> <p>3.通学用品</p>	<p>原則として教科書及び教材については災害発生日から1ヶ月以内</p> <p>文房具・通学用品については15日以内</p>

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
障害物の除去	市町村長	<p>(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。</p> <p>(2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。</p> <p>(3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。</p> <p>(4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。</p>	(1)賃金職員または技術者を動員して除去を実施する。	原則として災害発生日から10日以内
応急救助のための輸送および賃金職員	上記の救助種目の実施責任者	<p>1.被災者の避難</p> <p>2.医療および助産</p> <p>3.被災者の救出</p> <p>4.飲料水の供給</p> <p>5.死体の搜索</p> <p>6.死体の処理</p> <p>7.救済用物資の整理配分</p>	<p>(1)輸送業者との契約によるもの</p> <p>(2)輸送業者以外のもの</p> <p>(3)官公署および公共的団体によるもの</p>	救助種目毎の実施期間

## 第14節 救出計画(市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、 県健康福祉部)

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

### 1．実施責任者等(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

- (1) 救出は原則として、市町村長、消防機関および警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法および他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、または市町村長等に協力するものとする。
- (3) その他、災害救助法を適用した場合は、下記の5「災害救助法に基づく救出要領」によるものとする。

### 2．救出対象者(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
  - 火災の際に火中に取り残されたような場合
  - 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
  - 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
  - 土石流により生き埋めになったような場合
  - 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

### 3．救出の方法

#### (1) 市町村、消防職員・団員による救出(市町村、消防機関)

市町村は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

市町村による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 警察による救出(県警察本部)

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動  
消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動  
行方不明者があるときは、その速やかな搜索活動  
救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動  
大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、広域緊急援助隊の出動要請

### (3) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市町村、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

## 4．関係機関の連携（県、関係機関）

警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関ヘリ、防災消防ヘリ、ドクターヘリ等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、搜索活動等を実施する。

## 5．惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

## 6．応援の手続き

市町村長において救出作業をできないとき、または機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

(1) 市町村長において応援を受ける必要があると認めるときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

(2) 県等の出先機関(地方本部)において応援を求められたときは、直ちに県本庁(県本部)に通報するとともに、すみやかに応援するものとする。

また、県等の出先機関(地方本部)において応援の実施ができないときは、県本庁(県本部)に応援の要請を行うものとする。

(3) 県本庁(県本部)において応援の要請を受けたとき、または救出実施の必要を認めるときは、県等の出先機関(地方本部)及び県防災消防航空センターに対し、応援の実施について指示し、または県本庁(県本部)において直接実施するものとする。

## 7．災害救助法に基づく救出

第3章 第13節 災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

## 第15節 行方不明者等搜索および遺体収容埋葬計画(市町村、県警察本部、 県健康福祉部、海上保安部)

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

### 1．実施機関

行方不明者等の搜索及び埋葬等は、市町村長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て行うものとする。

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、市町村及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

### 2．行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、市町村の行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

### 3．遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)及び死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)に基づき、遺体の検視、見分(以下「検視等」という。)を行うものとする。

遺体の検視等に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、検視等終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、警察医会、警察歯科医会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な検視等、身元確認に努めるものとする。

### 4．遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書等を添えて、市町村長に引き渡すものとする。

### 5．遺体の収容

市町村は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物等)に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

## 6 . 遺体の火葬

(1) 市町村は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

火葬場の被災状況の把握

死亡者数の把握

火葬相談窓口の設置

遺体安置所の確保

作業要員の確保

火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保

棺、遺体保存剤、骨壺の調達

火葬用燃料の確保

(2) 県は、必要に応じて熊本県広域火葬計画に基づき、被災市町村と連携して、広域的な火葬の実施を支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

## 第16節 医療救護計画(県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、 熊大医学部付属病院等)

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県、市町村は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、災害拠点病院(別冊資料編参照)、災害派遣医療チーム(DMAT)、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

### 1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、被災地域の市町村長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

### 2. 医療救護体制の整備

- (1) 県は、災害時における情報収集と関係機関との連携を円滑に行うために、広域災害・救急医療情報システムの拡充強化と情報ネットワーク網を整備する。
- (2) 市町村は、当該市町村の地域防災計画にのっとり医療救護体制を整備する。
- (3) 日本赤十字社熊本県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。
- (4) 熊本県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- (5) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。
- (6) 公的病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。
- (7) 熊本大学医学部附属病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。
- (8) 上記の各機関、団体は医療救護班、災害派遣医療チーム(DMAT)を編成する。
- (9) 上記の各機関、団体は災害に備えて研修・訓練を実施する。

### 3. 医薬品、歯科用品等の安定供給体制の整備

- (1) 県は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備する。
- (2) 県は、初動医療のための医薬品等(6千人分)を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄する。備蓄の現状は別冊資料編のとおりである。
- (3) 県は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努める。
- (4) 県は、医療施設の医療機器の修理、交換等に関する関係者間の連絡体制等の整備を図るとともに、技術者の有効な交通手段の確保を図る。
- (5) 県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコ



プター等の活用を含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図る。

- (6) 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図る。
- (7) 県は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結するよう努める。

#### 4．初動体制

- (1) 県は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣県との情報連絡体制を確立する。
- (2) 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本県医師会、熊本大学医学部附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
- (3) 知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県への医療救護班の派遣を要請する。
- (4) 知事は、大規模な災害が発生した場合、健康福祉対策部に健康福祉部長を長とする医療救護対策室を置く。医療救護対策室は、日本赤十字社熊本県支部、熊本赤十字病院、熊本県医師会、熊本大学医学部附属病院の災害医療担当者を招集し、医療救護に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。
- (5) 医療救護対策室は、統括DMATに参集を依頼し、医療救護対策室の下に、おもに急性期におけるDMATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調査本部を設置する。
- (6) 地方災害対策本部は、市町村、消防機関等と連携のうえ、医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。
- (7) 地方災害対策本部に、保健所長を長とする医療救護現地対策室を置く。医療救護現地対策室は、日本赤十字社熊本県支部、郡市医師会、災害拠点病院等の情報連絡員を受入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。

#### 5．医療救護の実施

##### (1) 被災地内医療救護活動

市町村長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。当該市町村のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。

知事は、市町村長からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、災害拠点病院等に対する医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。

知事は、医薬品を医薬品配分拠点、救護所等へすみやかに供給するとともに薬剤師を派遣し、併せて、熊本県薬剤師会等への協力を依頼する。

また、避難所での服薬指導、薬についての相談及び一般医薬品の供給等に応じるため薬剤師等を派遣する。

現地に到着した医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）は、医療救護現地対策室と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。

日赤救護班は、医療救護現地対策室と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあつては医療救護現地対策室長が指定した者がこれを行う。

被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。

医療施設への電気、ガス、水道の確保

知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。

また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。

医療機器の修理及び交換

知事は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。

県は、防疫と公衆衛生の維持に努める。

## (2) 傷病者の搬送と収容

県災害対策本部は、医療救護現地対策室の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。

熊本赤十字病院、熊本大学医学部附属病院、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。

県災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予測される場合、県外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

## 6. 個別疾患

### (1) 難病、人工透析

県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

### (2) 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

### (3) 精神疾患

県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。

県は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

## 7．医療体制の移行等

県は、医療機関と協力し、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、状況（段階）に応じた適切な医療提供体制の確保に取り組むものとする。

## 8．惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 9．災害救助法に基づく措置

第3章第13節 災害救助法の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

## 10．費用の負担

- (1) 医療救助活動に要した費用は、原則として当該市町村の負担とする。
- (2) 災害救助法第23条の救助費用は、県が支弁する。

## 11．損害の補償

- (1) 市町村長は、災害対策基本法第65条および第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、当該市町村の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
- (2) 知事が災害対策基本法第84条第2項の規定による同法71条の従事命令により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

## 第17節 食糧供給計画(県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、 県環境生活部、県知事公室、九州農政局生産部)

### 1. 実施機関

り災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、市町村長が実施するものとする。

市町村のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2. 米穀の調達・供給 (県農林水産部・九州農政局生産部)

#### (1) 応急調達

調達可能数量の把握

農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するものとする。

調達の仕方

ア 農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

イ 必要な場合は、知事は農林水産省と協議して、同省を通じて受託事業者から政府米を調達することとする。

#### (2) 応急供給

米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、必要な場合は、別節「輸送計画」に基づき市町村に供給するものとする。

- \* 九州農政局生産部 096-211-9111
- \* 関係要領等「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」  
「緊急食料調達・供給体制整備要綱」

### 3. 乾パンの調達・供給 (県健康福祉部)

県備蓄分の供給

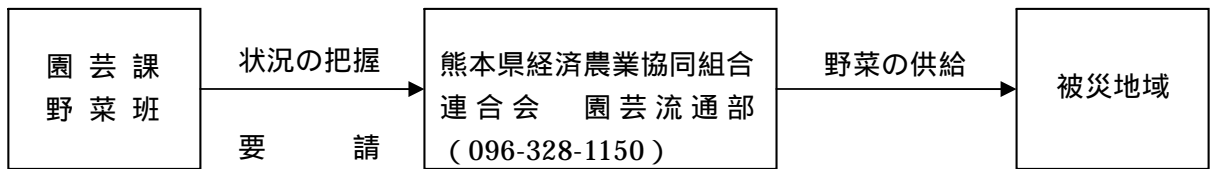
災害救助法が適用される震災が発生した場合、県が備蓄している乾パンについては、直接又は、市町村長を通じてり災者に供給するものとする。

### 4. 農畜産物(生産物)応急供給(県農林水産部)

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模災害による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握し、次により必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

#### (1)野菜・果実・果汁

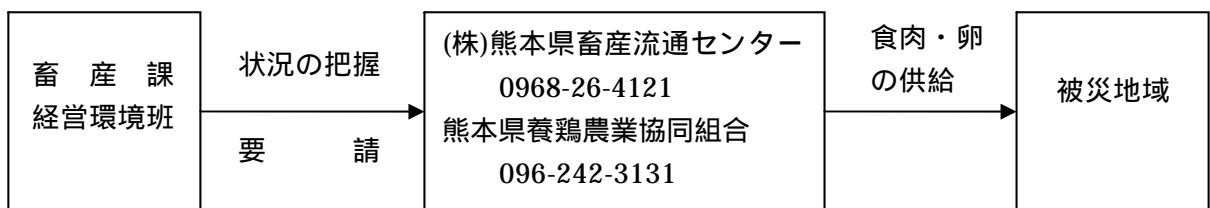
野菜



果実、果汁



(2) 食肉・卵・牛乳  
食肉、卵



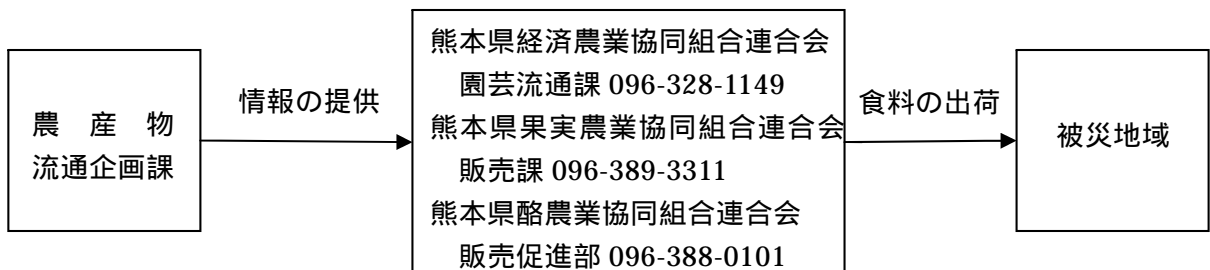
牛乳



## 5. 生鮮食料品等の流通確保対策(県農林水産部)

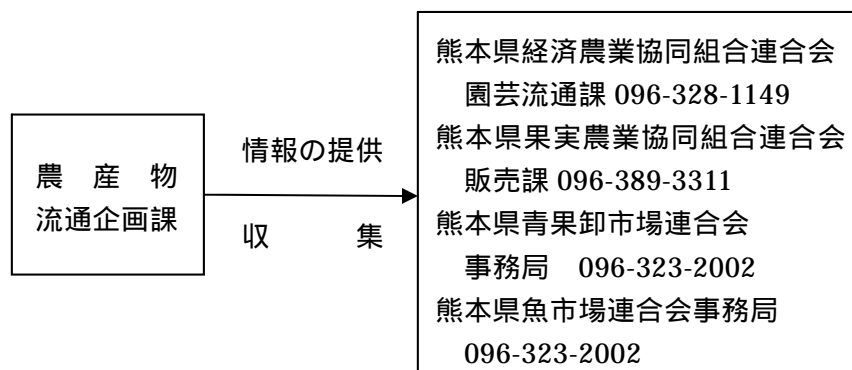
(1) 被災地への生鮮食料品等の円滑な流通の確保

輸送ルート、輸送手段及び物資集積地に関する情報収集を行い、関係農業団体に当該情報を提供し、被災地への生鮮食料品等の出荷について協力を要請するものとする。



(2) 円滑な卸売市場流通の確保

卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、迅速な対応を要請するものとする。



## 6．災害時における味噌・醤油の供給

### (1) 供給方法

供給方法は、関係機関その他から、下記または災害地に供給できる地域に所在する業者に連絡次第、業者において供給するものとする。

熊本県みそ工業協同組合(電話096-356-8200) 熊本市中央区南千反畑町11-5

熊本県醤油工業協同組合(電話096-356-8200) 熊本市中央区南千反畑町11-2

## 7．炊きだしの実施及び食料の配分(県関係各部、市町村)

### (1) 炊きだしの実施

市町村は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、みずから又は委託して炊き出しを行うものとする。

市町村が多大の被害を受けたことにより、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

県は、市町村から要請を受けたときは、次の措置を講じるものとする。

日赤奉仕団への要請(健康福祉部)

自衛隊への応援要請(県知事公室)

集団給食施設への炊飯委託(関係各部)

### (2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置

住民への事前周知等による公平な配分

## 8．その他の食料等の確保(県商工観光労働部、県環境生活部)

応急用食料として、県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、災害時に必要な食料の調達に関する協定を締結し、次に掲げる食料等の確保を行うものとする。

- (1) ビスケット・クッキー    (2) 即席麺    (3) 粉ミルク    (4) 飲料水(ペットボトル)  
(5) パン    (6) その他必要と認められる食料等

協定締結一覧は一般災害対策編参考資料に掲載。

## 9．救助法に基づく食品の給与

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

## 第18節 給水計画(県健康福祉部、県環境生活部)

災害時に飲料水が汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

### 1．実施体制

- (1) 飲料水供給の実施は、被災市町村が行うものとする。当該市町村は、自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、近隣市町村、県および国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。
- (2) 県は、被災市町村から、災害により飲料水の供給実施が被災市町村において応急給水できない旨の報告または飲料水供給に関する支援の要請があった場合には、近隣市町村または水道事業者等に指示し、飲料水の緊急確保を図るものとする。

### 2．給水方法

#### (1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、隣接水道から給水車等(加圧ポンプ付給水車、車載式給水車)を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

#### (2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

### 3．救助法による飲料水の供給

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。



## 第19節 衣料品等物資供給計画(県健康福祉部)

災害によって、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品および生活必需品をそう失またはき損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与または貸与することによって、災害時における被災住民の安定を図るものとする。

### 1．実施機関

- (1) り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、市町村長が実施する。
- (2) 市町村限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

### 2．救助法に基づく措置

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中2救助の種類および実施方法による。

### 3．労務の調達

救助物資の購入および配分に必要な労務者については、別節「労務供給計画」の定めるところによってそれぞれ確保するものとするが、これらによる確保が困難または不可能なときは、消防団または民間団体等を活用して労務の確保を図るものとする。

## 第20節 住宅応急対策計画(県健康福祉部、県土木部、市町村)

災害のため住家が滅失したり災者に対し住宅を貸与し、または被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難計画」の定める避難所の開設および収容によるものとする。

### 1．実施機関

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。

市町村長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2．応急仮設住宅の建設

県が行う応急仮設住宅の建設は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

### 3．住宅の応急修理

県が行う住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施するものとする。

### 4．公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、知事及び関係市町村長は公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

### 5．民間施設の提供

県、市町村は、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。

### 6．応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

なお、県は、市町村が行う各応急仮設住宅の管理運営に協力するものとする。

## 7．災害救助法に基づく措置法

### (1) 救助法に基づく措置

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

- (2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅および応急修理の場合における労務者の調達については、別節「労務供給計画」に定めるところによる。

## 第21節 交通規制計画(県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株))

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生する恐れがある場合、又は橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するため必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

### 1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分	範 囲
道路管理者 (国土交通大臣 知 事 市 町 村 長 西日本高速道路)	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 (公安委員会 警 察 署 長 警 察 官)	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合

### 2. 交通規制の措置

#### 措置要領

#### (1) 道路管理者(県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株))

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、または、発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な規制を実施するものとする。

#### (2) 警察(県警察本部)

災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、または発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

災害が広域にわたる場合、もしくは、幹線道路の破損および決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模および回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要道路について、被災地に向かう車両等の交通規制を隣接県に要請するものとする。

各警察署において、交通規制等の措置をなした場合は、報道機関等を通じて一般の通行人および住民等に周知徹底し、一般交通に支障のないよう万全を期するものとする。

交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置し、また設置不可能な場合および設置のいとまがない場合は、警察官が現場で整理に当たるなど、交通に支障がないように措置するものとする。

緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等が交通誘導の実施等の応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害保障、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

### 3. 交通規制の実施（県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 危険箇所の交通規制

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、または交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者または警察が、禁止または制限の対象、区間、期限および理由等を明りょうに記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

#### 道路標識を設ける位置

ア 通行止め………歩行者、車両および路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

イ 通行制限………通行を制限する前面における道路の中央または左側の路端

ウ う回路………う回路のある交差点の手前の左側の路端

#### 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

道路標識の寸法および色彩は、道路標識、区画線および道路標示に関する命令

(昭和35年 総理府・建設省 令第3号)に定めるところによる。

#### (2) 異常気象時における道路通行規制要領

異常気象時における道路通行規制要領は、別冊資料編による。

### 4. 相互の連絡・協力(県土木部、県警察本部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)）

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

## 5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

### (1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

### (2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

### (3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

### (4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいなくときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。

### (5) 消防吏員による撤去職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいなくときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。

### (6) 自衛官及び消防吏員の通知自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を別冊資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

## 第22節 輸送計画(九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道(株)熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊)

本計画は、災害時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資器材および救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

### 1．輸送実施機関（関係機関）

基本法第50条および第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関ならびにこれに準ずるもの等、または自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

### 2．輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

#### (1) 車両等確保

公共的団体の車両等

輸送を業とする者の所有車両等

その他(自家用車両等)

#### (2) 鉄道、軌道、空中輸送等の確保

鉄道、軌道輸送要請

必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。

空中輸送要請

別節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

#### (3) 船舶の確保

公共的団体の船舶

海上輸送を業とする者の所有船舶等

### 3．輸送の方法

#### (1) 陸上輸送

道路輸送(九州運輸局熊本運輸支局、関係機関)

災害時における緊急輸送は、本県の地勢および過去の災害の実情等から考えてみると、大半が陸上輸送であって、なかんずく道路輸送による場合が多い。

このことから考えても、関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

鉄道輸送(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

鉄道輸送は地域的に限定されるが、道路輸送が困難をきわめ、または不可能な場合ならびに鉄道輸送による輸送が、迅速適切と判断される場合に緊急輸送の確保を図るものとする。

#### (2) 水上輸送(熊本海上保安部、九州運輸局熊本運輸支局)

船舶等による海上輸送については、主として熊本海上保安部所属船艇の優先出動により緊急輸送に当たるものとするが、必要に応じ管区本部長へ船艇の派遣要請、または九州運輸局熊本運輸支局等の関係機関の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。

### (3) 空中輸送

災害時に陸上輸送および海上輸送が困難、もしくは不可能な場合、または空中輸送が適切であると判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、防災消防ヘリコプターを活用するとともに別節「自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊による空中輸送を実施するものとする。

## 4 . 救助法による輸送

第3章第13節 災害救助法の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。



## 第23節 緊急通行車両確認計画(県知事公室、県警察本部)

県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

### 1. 緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

#### (1) 第一段階(地震発生直後の初動期)

救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

交通規制に必要な人員、物資

後方医療機関へ搬送する負傷者等

政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資

緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

#### (2) 第二段階(応急対策活動期)

前記(1)の継続

食料、水等生命維持に必要な物資

傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

#### (3) 第三段階(復旧活動期)

前記(2)の継続

災害復旧に必要な人員、物資

生活必需品

### 2. 緊急通行車両の確認(県知事公室、県警察本部)

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を行うものとする。

#### (1) 申請手続(申請窓口)

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

知事(県) 知事公室危機管理防災課

公安委員会

ア 県警察本部 交通部交通規制課

イ 各警察署 交通課

#### (2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出(県公安委員会)

公安委員会は、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るために、次のいずれにも該当する車両については、事前届出を受理するものとする。

災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両

次に掲げる方法により、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体(以下「指定行政機関等」という。)が所有又は使用する車両

ア 指定行政機関等が自ら所有する車両

イ 指定行政機関等が契約等により専用に使用する車両

ウ 指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両

## 第24節 民間団体活用計画(県教育庁、日本赤十字社熊本県支部)

災害における民間団体〔青年団、婦人会(日赤地域奉仕団)赤十字ボランティア(奉仕団、防災ボランティア)〕の活用については、本計画の定めるところによる。

### 1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、市町村長が当該市町村民間団体の協力を求めて実施するものとし、当該市町村で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて応急処置に当たるものとする。
- (2) 大規模な災害、または広範囲にわたる災害のとき、あるいは当該市町村において処理できない場合は、知事または県教育委員会がこれを行うものとする。
- (3) (2)の災害発生の際、知事または県教育委員会は、一部活動業務を日本赤十字社熊本県支部に委託できる。

### 2. 活用方法

#### (1) 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

災害発生直後(被災者周辺住民による活動) . . . . . フェイズ0

- ・ 応急処置
- ・ 救 出
- ・ 搬 送

緊急対応期(県等からの要請後 団体の協力による活動) . . . フェイズ1

- ・ ボランティア本部の設置
- ・ 炊き出し
- ・ 応急復旧
- ・ 連絡手段の確保(アマチュア無線)
- ・ 安否調査
- ・ その他

応急対応期(ボランティアによる機能的活動期) . . . . . フェイズ2

- ・ 避難所支援活動
- ・ 心のケア
- ・ 協力支援体制の確立
- ・ その他

復興期(地域ボランティア組織の支援活動) . . . . . フェイズ3

- ・ 活動の撤退準備
- ・ 活動記録
- ・ 報告書の提出(県・当該市町村)
- ・ その他

(2) 活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として県内全域とする。

(3) 活動期間

県等からの要請により活動開始した時期（フェイズ0若しくは1）から～フェイズ3の撤収までとする。

(4) その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等あった場合、経費については国が負担する。

また、当該市町村の要請により活動する場合においては応援に要した費用は当該市町村が負担するものとする。

## 第25節 労務供給計画(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、熊本労働局)

災害時における、労務の確保を図り、応急措置および災害復旧の迅速、かつ円滑な実施を促進するための計画は、次に定めるところによる。

### 1. 労務者の把握

公共職業安定所長は、労務者の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう次の措置を講じておくものとする。

求職申込みのあった求職者の市町村別、職種別人員の把握  
当該求職者に対する連絡方法

### 2. 労務者の確保

#### (1) 供給の要請

地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

市町村長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、所轄地域振興局長に対し、文書または口頭をもって、要請をすること。

県の出先機関(地域振興局を除く)の長は、その所掌事務に係る災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄区域とする地域振興局長に対し、文書または口頭をもって、要請すること。

地域振興局長は、その所掌事務に係る災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときおよび もしくは により要請を受けたときは、直ちに所轄の公共職業安定所長に対して、文書または口頭をもって要請をすること。

市町村および県以外の機関において、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の長は直接、所轄の公共職業安定所長に要請すること。

前各号の労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。

- イ 求人者名
- ロ 職種別、所要労務者数
- ハ 作業場所および作業内容
- ニ 労働条件
- ホ 宿泊施設の状況
- ヘ その他必要事項

#### (2) 供給の実施

公共職業安定所長は前記(1)による要請を受けた場合は、必要に応じ所轄地域振興局長と協議のうえ、これを行うものとする。

公共職業安定所長は、必要とする労務者を充足できないときは、熊本労働局長にその旨報告し、指示を受けるものとする。

熊本労働局長は、県内の公共職業安定所において、必要とする労務者を充足できないときは、他の都道府県に連絡し、応援を求め、労務者の確保に努めるものとする。

### 3. 従事命令等による労務者の確保

(1) 知事は、災害が発生した場合に、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、各法律に基づく強制命令等により労務の確保を図るものとする。

災害を受けた児童および生徒の応急教育

施設および整備の応急復旧

清掃、防疫その他の保健衛生

犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

緊急輸送の確保

その他災害の拡大防止

(2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。

作業区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急対策作業	従事命令	知事	医師、歯科医師ならびに薬剤師 保健婦、助産婦ならびに看護婦 土木技術者および建設技術者 大工、左官ならびにとび職 土木業者、建築業者ならびにこれらの従業者 地方鉄道業者およびその従業者 軌道経営者およびその従業者 自動車運送事業者およびその従業者 船舶運送業者およびその従業者 港湾運送業者およびその従業者	基本法第71条
	従事命令	知事	同上	救助法第24条
	協力命令	知事	救助を要する者およびその近隣者	基本法第71条
	協力命令	知事	同上	救助法第25条
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	市町村長	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第65条 第1項
		警察官、 海上保安官	同上	基本法第65条 第2項

作業区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の 管理者、その他関係者	警察官職務執行法 第4条
消 防 作 業	従事命令	消防吏員 または 消防団員	火災の現場付近にある者	消防法第29条 第5項
水 防 作 業	従事命令	水防管理 者、消防 機関の長	水防管理団体の区域内に居住する 者、または水防の現場にある者	水防法第17条

### (3) 従事命令等の執行

知事の従事命令等の執行に際し、救助法が適用された場合の救助に関するものは、救助法に基づく従事命令等を発令する。また、救助法が適用されない場合の災害応急対策、もしくは救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、基本法に基づく従事命令を発令するものとする。

なお、救助法に基づく従事命令等の発令は、健康福祉部健康福祉政策課が担当し、基本法に基づくものは知事公室危機管理防災課が担当する。

知事(知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。)の従事命令等の執行に際し  
ては、法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

## 第26節 保健衛生計画（県健康福祉部）

被災地、特に避難場所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

#### (1) 実施責任

市町村長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

知事は、感染症法又はその他の法令に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

#### (2) 防疫組織および実施方法等

知事及び市町村長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

##### 防疫の実施組織等

##### イ 検病調査班の編成および調査対象

知事は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は、医師1名、保健師（または看護師）1名および助手1名をもって編成する。

その検病調査1班の調査能力は、おおむね1日当たり60戸（300人）とし対象人員実施予定回数を考慮して、必要な調査班を編成し派遣するものとする。

滞水地域においては、週1回以上、集団避難所においては、随時行う。

##### ロ 防疫班の編成

市町村長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

知事は、市町村の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣するものとする。

#### ハ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市町村長は、災害時または、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくものとする。

##### 実施方法等

##### イ 検病調査および健康診断



知事は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、または滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行うものとする。

調査にあたっては、市町村地域内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報は握に努めるものとする。また、集団避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることとする。

検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定により健康診断を実施する。

#### ロ 消毒

市町村長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

#### ハ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

#### ニ 感染症患者の入院

知事は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

#### ホ 生活用水の使用制限等

知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、市町村長は生活用水の供給を実施するものとする。

#### ヘ 臨時の予防接種

知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。

### (3) 市町村に対する指導

#### 現地指導

主要災害地の市町村に対しては、知事は、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立および具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

## 2. 食品衛生の確保

### (1) 食中毒の未然防止

県は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を

監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。

県は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせるものとする。

県は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。

県は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。

被災地の食品衛生協会は県と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

## (2) 食中毒発生時の対応

県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。

県は、保健所、検査機関、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。

県は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

## 3 . 健康管理

### (1) 保健及び栄養指導

県は、市町村から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理(母子、老人、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行うものとする。

県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町村からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。

県は、市町村から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市町村と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

県は、市町村から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。

### (2) 精神保健相談

県は、災害発生時の段階に応じ、次の措置を行うものとする。

#### 初期

ア 精神科救護所の設置

イ 精神保健巡回診療及び相談の実施

ウ 精神保健医療情報の提供

エ 夜間相談窓口の設置

オ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

#### 安定期

仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談

(3) 被災動物対策

県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。

県は、各保健所において、収容した動物の一時保管に努めるものとする。

## 第27節 災害ボランティア活用計画（県関係各部、関係機関）

### 第1 災害ボランティア活動を支援する体制整備

県内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市町村は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、被災地センターを支援するために、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）を設置するなど、災害ボランティア活動を支援する。

#### 1 熊本県災害ボランティアセンター

##### (1) 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア活用計画に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

##### (2) 設置場所

県センターは、県社協に置く。

##### (3) 役割と機能

関係機関、団体との連絡調整

- ・県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
- ・日赤県支部、県共募、ボランティア連絡協議会との連絡調整
- ・全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの派遣など

各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行われるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介  
資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達に困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

#### (4) 県の対応

連絡調整窓口の設置

県は、県センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を健康福祉政策課福祉のまちづくり室に設置する。

県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

#### (5) 県社協の対応

県社協は、県センターの円滑な運営を図るため、必要に応じて、県社協各課の職員を県センターの業務に従事させる。

#### (6) 日赤県支部の対応

日赤県支部は、県センターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

#### (7) 県共募の対応

県共募は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループおよび民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

#### (8) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

#### (9) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所に併せて閉所するものとする。

## 2 被災地災害ボランティアセンター

### (1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

(2) 設置主体

市町村及び市町村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市町村単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておく。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

(3) 役割と機能

市町村や県センターとの連絡調整

地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請

活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）

ボランティアニーズ及び被害状況の把握

ボランティアの受入

ボランティア希望者の配置等

救援物資の仕分け、配布

現地での支援活動

ボランティアの健康管理

その他

(4) 市町村の対応

連絡調整窓口の設置

活動場所の提供

行政情報の適切な提供

(5) 組織及び運営体制

組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

(6) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市町村社協等にその活動を引き継いでいく。

## 第2 専門ボランティア

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

現段階では、県の各担当課で災害支援に関する協定を締結、あるいは登録したり協力に関する意思確認をしている団体は、以下のとおりであるが、今後は、更に多くの団体等に協力を求めると

もに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。

(1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当課が把握している団体に対しては、各担当課が直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

専門ボランティアを直接、把握（登録）している課

担当課	専門ボランティアの名称等
森林保全課	山地防災ヘルパー
建築課	被災建築物応急危険度判定士
建築課	被災宅地危険度判定士
砂防課	砂防ボランティア

専門ボランティアを把握（登録等）している団体を所管又は把握している課

担当課	所管又は把握している団体名
危機管理防災課	(社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部
危機管理防災課	(財)九州救助犬協会
医療政策課	(社)熊本県看護協会
薬務衛生課	(社)熊本県薬剤師会
薬務衛生課	(社)熊本県薬種商協会
薬務衛生課	熊本県製薬協会
薬務衛生課	(社)熊本県医薬品配置協会
障がい者支援課	(財)熊本県ろう者福祉協会

(2) 平常時の取組み

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県の各担当課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るものとする。

### 第3 その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

## 第28節 廃棄物処理計画(県環境生活部、県土木部、市町村)

### 1．計画の方針

災害で発生による廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

### 2．被害状況調査、把握体制

- (1) 市町村は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市町村は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。
- (3) 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。

### 3．廃棄物の仮設場用地の選定等

- (1) 市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。  
また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。
- (2) 県は、仮置場用地及び1次処理場（選別）・2次処理場（焼却、破砕等）用地の選定、確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の選定・確保状況の把握・調整を行うものとする。
- (3) 県、市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。

### 4．災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市町村は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうち、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市町村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。

### 5．災害廃棄物処理計画

- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうち、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市町村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市町村は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、



道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

- (4) 市町村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。
- (6) 市町村は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破砕等）の設置を行うものとする。
- (7) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請および廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。

## 6．し尿処理計画

- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市町村は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等適正管理の対策を講じる。
- (4) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整および助言を行うものとする。

## 7．廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市町村は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (2) 市町村は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (3) 市町村は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

## 第29節 文教対策計画(県教育庁、県総務部)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、基本法およびその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体および文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

### 1．実施機関

#### (1) 市町村

市町村立学校施設の災害応急復旧は、市町村長が行う。

市町村立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市町村教育委員会が行う。ただし、救助法が適用されたとき、または当該市町村で実施することが困難な場合は、知事または県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。

#### (2) 県

県立学校施設の災害応急復旧は、知事が行うものとする。

県立学校の学生、生徒、児童および幼児に対する災害応急教育対策は、知事または県教育委員会が行うものとする。

#### (3) 私立学校施設等の災害復旧および幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急復旧対策は、学校設置者(または学校長)が行うものとする。

### 2．応急教育対策

#### (1) 応急教育実施の予定場所

県教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、実施機関は、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

学校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかにを行い、教育が実施できるよう市町村教育委員会に協力するものとする。

応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬかれた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

災害の状況によっては、近接市町村の小、中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

#### (2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

教育実施者の確保県教育委員会は県立学校、県教育事務所および市町村教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

教材、学用品等の調達および配給の方法

イ、教材、学用品等の被害を受けた場合は、県立学校長、市町村教育委員会および私立学校長は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。(救助法適用の場合は、市町村教育委員

会は市町村長を經由して報告)

ロ、県教育委員会は、前記イの報告に基づき、必要に応じ教材(教科書)について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達を斡旋する。

### 3 . 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である知事または市町村長等から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

#### (1) 物資等対策

被災市町村は、すみやかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、市町村及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法ならびに供給方法等について指示するものとする。

夜間定時制高等学校の給食物資については、当該学校長から県教育委員会に直接報告するものとする。

### 4 . 救助法による学用品の支給

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

## 第30節 ダム等管理計画(県農林水産部、県土木部、県企業局、九州地方整備局、九州電力(株)、電源開発(株))

この計画は、洪水または、高潮時におけるダムおよび樋門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、樋門等の現況および管理者をは握するとともに、これらの災害時における操作および応急対策等について定めるものとする。

### 1. 現況

防災管理を必要とするダム、ため池および樋門等の現況は、別冊資料編のとおりである。

### 2. 管理責任

ダム、ため池および樋門等の防災管理は、管理者が、それぞれダム管理主任技術者および責任者等を定めてこれに当たるものとする。

### 3. 管理の方法

- (1) 電源開発株式会社が管理する瀬戸石ダムは、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく、瀬戸石ダム操作規程により、洪水時におけるダムの維持管理および操作の万全を期する。
- (2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。(県土木部、県企業局、県農林水産部)
  - 市房ダムについては、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に基づく、市房ダム操作規程(昭和53年3月17日建設省訓令第2号)および同細則の定めるところにより、洪水調整を行う。
  - 幸野ダムは、河川法に基づく幸野ダム操作規程(昭和43年熊本県公営企業管理規程第5号)の定めるところにより、えん堤門扉の操作を行う。
  - 荒瀬ダムは、河川法に基づく、荒瀬ダム操作規程(平成12年熊本県公営企業管理規程第7号)の定めるところにより、えん堤門扉の操作を行う。
  - 船津ダムは、河川法に基づく、船津ダム操作規程(昭和45年熊本県公営企業管理規程第3号)の定めるところにより、えん堤門扉の操作を行う。
  - 天君ダムは、河川法に基づく、天君ダム操作規程(昭和45年8月21日河第68号)および農地防災天君ダム管理委託契約書に基づく同ダム管理方法書の定めるところにより、管理(操作)を行う。
  - 氷川ダムは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に準じて氷川ダム操作規程(平成22年6月8日熊本県訓令第42号)の定めるところにより洪水調整を行う。
  - 亀川ダムは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に準じて、亀川ダム操作規程(平成12年3月31日熊本県訓令第3号)の定めるところにより、洪水調整を行う。
  - 清願寺ダムは、河川法に基づく清願寺ダム管理規定(昭和59年3月31日付け建九58水球第7号承認)および清願寺ダム管理委託協定書にもとづく同ダム管理方法書の定めるところにより管理(操作)する。
  - 都呂々ダムは、河川法に基づく都呂々ダム管理規程(平成2年熊本県公営企業管理規程第4号)の定めるところにより、管理(操作)を行う。

石打ダムは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に準じて、石打ダム操作規程(平成12年3月31日熊本県訓令第3号)の定めるところにより、洪水調整を行う。

上津浦ダムは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)に準じて、上津浦ダム操作規程(平成16年9月1日熊本県訓令第28号)の定めるところにより、洪水調整を行う。

- (3) 九州電力株式会社が管理するダムの操作は次により行う。

内谷ダム・油谷ダムは、河川法(昭和39年法律第167号)に基づき内谷ダム管理規程(建九水第645号昭和50年11月28日承認)及び油谷ダム操作規程(建九水第634号昭和50年1月23日承認)により、ダムの管理および操作を行う。

黒川第一、甲佐、川辺川第一の取水堰は、それぞれの管理規程により堰の管理及び操作を行う。

- (4) 国土交通省が管理するダム

九州地方整備局緑川ダム管理所

緑川ダムについては、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第31条第1項に基づく、緑川ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。

九州地方整備局菊池川河川事務所竜門ダム管理支所

竜門ダムについては、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第31条第1項に基づく、竜門ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。

- (5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池(県農林水産部)

ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。

特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区または水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。

また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領(案)」及び「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案)」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

- (6) 樋門を有し、防災管理を必要とする海岸堤防(県農林水産部)

海岸堤防

海岸堤防については、常に十分点検管理を行い、突発的な災害を防止するよう努める。

特に台風時の波浪による基礎部の洗掘り、吸出し、漏水現象および越流、越波による堤体の洗掘り、法崩れ、陥没、脱石等について注意するよう指導する。

なお、上記の事象を発見した場合は、県管理区域については、直ちにその実情を検討し、県による補修または関係土地改良区への補修依頼等の措置を講ずるものとする。市町村管理については、市町村独自の管理を厳にするとともに、県と打ち合わせ防災対策の万全を期する。

樋門および排水機場等

各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう原動機の点検、スピンドル等によるさび止め、ならびに操作位置までの連絡道の整備、不良門扉の補修取替え等を行うとともに、災害時における防災対策の万全を期するものとする。

## 第31節 障害物除去計画(県健康福祉部、県土木部、九州地方整備局)

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山(がけ)崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体および財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

### 1．実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市町村長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、または消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山(がけ)崩れ、浸水等によって、住家またはその周辺に運ばれた障害物は市町村長が行うものとし、市町村限りで実施不可能の場合、または救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、または管理者が行うものとする。

### 2．障害物の除去対象および除去の方法

#### (1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合

河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合

その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

#### (2) 障害物除去の方法

実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、または土木建設業者等の協力を得て、すみやかに行うものとする。

前記により実施困難な場合は、別節の「自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

### 3．救助法における障害物の除去

第3章第13節災害救助法等の適用計画中の2救助の種類および実施方法による。

### 4．除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、

次の場所に保管、または廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市町村長、警察署長、または海上保安部の事務所の長において、次のような場所に保管する。なお市町村長、警察署長、または海上保安部の事務所の長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

再び人命、財産に被害を与えない安全な場所

道路交通の障害とならない場所

盗難等の危険のない場所

その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理(所有)に属する遊休地および空地、その他廃棄に適当な場所

## 5 . 障害物の処分方法

市町村長、警察署長または海上保安部長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、または破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用または手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法および手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。



## 第32節 公共施設応急工事計画(県健康福祉部、県農林水産部、県土木部九州旅客鉄道(株)熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、市町村)

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

### 1. 公共土木施設(県土木部、九州地方整備局、市町村)

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次より実施する。

#### (1) 実施機関

- 河川  イ 一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- ロ 一級河川のうち指定区間および二級河川は県
- ハ 準用河川およびその他の普通河川は市町村
- 海岸  イ 海岸保全区域の県管理区域は県
- ロ 市町村管理区域は市町村
- 道路  イ 一般国道指定区間は国土交通省
- ロ その他の一般国道および県道については県
- ハ 市町村道については市町村
- ニ 高速道路等については西日本高速道路(株)
- 砂防  イ 川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省
- ロ その他区域は県
- 地すべり・急傾斜 県
- 下水道  イ 流域下水道施設は県
- ロ 公共下水道及び都市下水路は市町村
- 集落排水施設 市町村

#### (2) 道路、橋梁の現況および危険予想箇所

道路、橋梁の現況並びに危険の予想される区間は、次のとおりである。

本県における道路の現況は、別冊危険箇所編のとおりである。

主要道路の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。

主要橋梁の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。

#### (3) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、別節「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

#### (4) 応急工事の施行

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事および決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

#### 緊要度の高い交通路

被災した道路または橋梁が唯一の交通路であり、食料および物資等の輸送または復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道および仮橋について、交通の確保を図るものとする。

#### その他の交通路

被災した道路、または橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道ならびに交通上特に重要と認められる県道、もしくは、市町村道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に施行しなければならない仮道工事等が必要な場合

#### 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、またはこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水、または海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、またはそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を施行しなければならない場合

#### 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れるよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

## 2．農地および農業用施設等(県農林水産部)

農地および農業用施設等が被災し、農業生産の維持および経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行うものとする。

### (1) 実施機関

農地、農業用施設および農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区農業協同組合、漁業協同組合の所有、または管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、市町村長が行うものとする。

前記 において実施不可能な場合は、県(本庁)または県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

### (2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記1の(3)により確保するものとする。

## 3．社会福祉施設(県健康福祉部)

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

### (1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保健施設等の応急

工事は、当該施設の管理者、または所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員および資機材で実施不可能なときは、前記1の(3)に準じて確保する。

4 . 医療衛生施設(県健康福祉部)

医療衛生施設等が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、または、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

公的医療施設 県・市町村、または当該施設の管理者(医療法第31条に規定する病院または診療所)

保健所 県所管の保健所は県、市所管の保健所は市

その他の医療施設 当該施設の設置者または管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(3)に準じて確保する。

5 . 鉄道施設(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

鉄道施設が被災し、通勤、通学輸送等の公共輸送に支障を与えた場合は、緊急工事に必要な機材等を搬入し、早期復旧を図るものとする。

(1) 緊急工事の施行は、JR九州施行とするが、被災要因に基づき国及び県等の関係機関の協力により、公共輸送を確保する。

(2) 異常気象による要注意箇所は、別冊危険箇所編の要注意箇所のとおりである。

## 第33節 農林水産応急対策計画(県農林水産部)

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

### 1．農 業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県出先機関、市町村、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のある恐れがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。  
なお、個別の対策については、別冊資料編のとおりである。

### 2．林 業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生する恐れがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実にを行うため、県出先機関、市町村、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。

なお、個別の対策については、別冊資料編のとおりである。

### 3．水産業

台風等により、のり養殖場、魚類養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、関係市町村、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導するものとする。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策に当たるものとする。

なお、個別の対策については、別冊資料編のとおりである。

## 第34節 電力施設応急対策計画(九州電力(株)熊本支社)

熊本県内における電力の供給は、九州電力(株)熊本支社(以下「熊本支社」という)が荒尾市(福岡支社管轄)及び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除き、県下一円を統括して供給している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「九州電力防災業務計画」に基づき「熊本支社非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに各営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

### 1．電力施設の状況(H23.3月末)

熊本支社管内の電力施設は85変電所(962万kVA)、25発電所(203万kW)、送電線(亘長1,785km)及び配電線(亘長20,788km)がある。

### 2．応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各営業所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、各営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

### 3．応急対策実施にあたっての留意点

#### (1) 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に行うものとする。

#### (2) 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

#### (3) 停電、復旧状況の広報

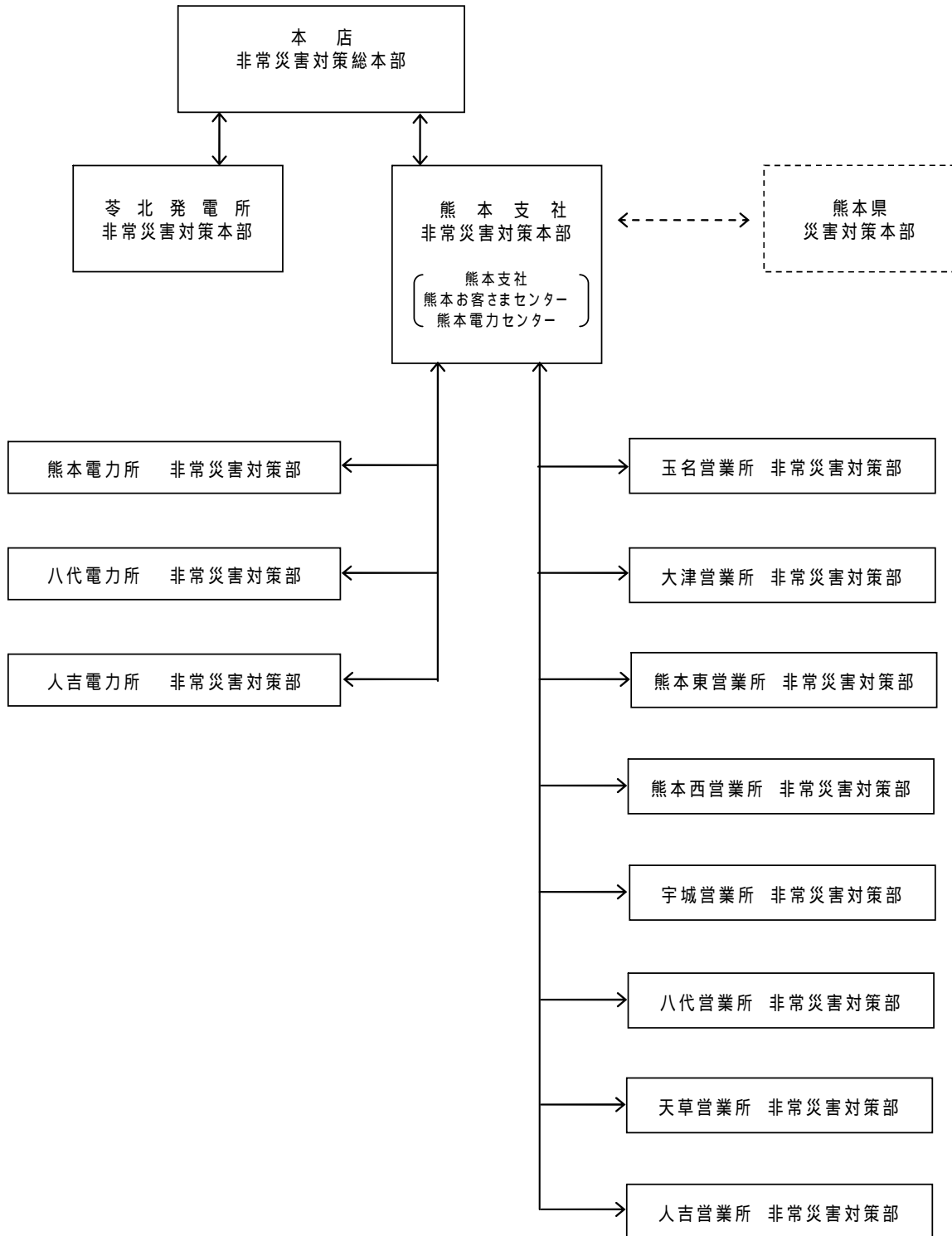
停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、県及び市町村に防災行政無線、テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

#### (4) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各営業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

〔別 図〕

熊本支社非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統



( )九州電力対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所

## 第35節 ガス施設応急対策計画（都市ガス事業者）

災害時におけるガス施設の応急対策は次の計画によるものとする。

### 1．実施機関

県内における都市ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス事業者名	所在地	供給区域
西部ガス株式会社熊本支社	熊本市中央区萩原14番10号	熊本市一円、菊陽町、合志市の一部、益城町の一部、大津町の一部、嘉島町の一部、御船町の一部
天草ガス株式会社	天草市港町18-6	天草市の一部
九州ガス株式会社 八代支店	八代市松江町376	八代市の一部
山鹿都市ガス株式会社	山鹿市鹿校通り2-5-40	山鹿市一円

### 2．保安体制

#### (1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第30条並びに同法施行規則第31条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

#### (2) ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「防災に関する計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

#### (3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

### 3．災害発生時におけるガス事業者の措置

#### (1) 非常体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、「防災に関する計画」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体 制	体 制 確 立 の 基 準
第1非常体制	災害又は予想される災害が小規模又は局地の場合
第2非常体制	災害又は予想される災害が中規模の場合
第3非常体制	災害又は予想される災害が大規模の場合
総合非常体制	災害又は予想される災害が広域、大規模の場合

## (2) 処理体制

災害の規模、影響度合いに応じ、あらかじめ定めた防災活動要領の体制を元に、支社要員及び応援要員により、処理を行う。

需要家からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細については、各ガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

各ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする。

### ア．保安責任者

通報に対する受付、連絡、出勤及び処理に関する指示及び命令(特別出勤体制の場合は除く)を行う者

### イ．受付担当者

通報を受け、これを関係箇所に連絡する者

### ウ．通信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

事業所ごとに出勤した処理要員と無線連絡が可能な設備を整備しておくものとする。

受付担当者は受け付けた通報の状況に応じ、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチ点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。

保安責任者は通報又は現場に出勤した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は、発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関へ連絡し、協力を要請するものとする。

## 4．ガス事業者と関係機関との連携

事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。

なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求める。

ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者等と協議の上、連絡専用の加入電話回



線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

## 5 . 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及び協力をお願いの広報を行う。

また、あわせて地方自治体、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。

災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消のため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

## 第36節 阿蘇火山爆発対策計画( 県知事公室、県土木部、市町村、関係機関 )

### 1 . 総 則

阿蘇火山が爆発し、または爆発するおそれがある場合、登山者、または地域住民の生命、身体財産を保護するため、県、市、町、村及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。

#### 1 . 阿蘇火山に係る市町村及び地域

- (1) 阿蘇火山に係る市町村は、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村(以下「関係市町村」という。)とする。
- (2) 阿蘇火山に係る地域は次の市町村とする。  
阿蘇市、高森町、南阿蘇村

#### 2 . 防災体制の整備

##### (1) 県

県は火山現象の規模、または被害の状況等から、災害対策の万全を期するため、必要があると認める場合は第3章第1節組織計画により災害対策本部、または災害対策現地本部及び地方災害対策本部を設置するものとする。

##### (2) 関係市町村

阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。

災害対策を実施するうえで、必要があると認められるときは、阿蘇火山防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置するものとする。

##### (3) 防災関係機関

火山災害の特殊性にかんがみ、県及び関係市町村と連携を図りながら防災対策に万全を期するものとする。

#### 3 . 火山観測

火山観測について、福岡管区气象台は、震動、地殻変動(傾斜、GPS)、表面現象(遠望、空振)の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。

#### 4 . 防災対策事業等の推進

##### (1) 県

県は、火山災害による被害を防止し、または軽減するため必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

火山現象の調査、研究及びその成果の普及

火山噴火予知のための観測施設の整備促進

関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、または指導

火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲(被害想定区域)を定めた火山ハザードマッ

プの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援

監視システムの構築

(2) 関係市町村

関係市町村は、火山災害による被害を防止し、または軽減するため、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。

阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進（阿蘇市、南阿蘇村に限る）

避難施設（退避壕、避難路、ヘリポート、警報装置等）の整備

防災訓練の実施

火山防災マップの作成

## 2. 災害予防対策

(1) 火山現象の予報及び警報

定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。

・予報とは、観測の成果に基づく現象の予想をいう。

・警報とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

噴火警戒レベル

火山現象の予報及び警報は噴火警戒レベルを付加して発表する。

・噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて1～5の5段階に区分したもの。（別紙「阿蘇山の噴火警戒レベル」参照）

この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。

(ア) 噴火警戒レベル5（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため住民等の避難が必要と認める場合に噴火警報（避難）を用いて発表。

(イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）ため住民等の避難準備、災害時要援護者の避難等が必要と認める場合に噴火警報（避難準備）を用いて発表。

(ウ) 噴火警戒レベル3（入山規制）

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報（火口周辺）を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報（火口周辺）を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル1（平常）

火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合、または噴火警報を解除する場合に噴火予報を用いて

発表。

(2) 火山現象に関する情報の種類

火山の状況に関する情報の種類

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山活動の状態及びその推移並びにこれらの解説事項について火山の状況を知らせる場合に発表。

(イ) 火山活動解説資料

火山活動の状況に応じ、定期及び適時、作成、提供する資料をいう。

(ウ) 週間火山概況

過去一週間の全国の火山活動の状況及びその解説を取りまとめて発表する資料をいう。

(エ) 月間火山概況

過去一ヶ月の全国の火山活動の状況及びその解説を取りまとめて発表する資料をいう。

阿蘇山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月：火砕サーージが第一火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される 【噴石飛散の過去事例】 1979年9月：噴石が泰一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 ( )	想定される現象等
火口から少し離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏、火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり 2007年12月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂千里ヶ浜で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

### (3) 噴火予報及び噴火警報文の内容

噴火予報及び噴火警報文の内容は、次のとおりである。

#### ア、火山活動の状況及び予警報事項

火山性地震や噴煙活動等火山活動の現在の状態や今後の予想。予想される火山活動に関する警戒が必要な事項。

#### イ、対象市町村

警戒が必要な区域を含む市町村等

#### ウ、防災上の警戒事項等

火山現象に対し警戒すべき防災上の事項、その他注意すべき事項。

#### エ、その他必要と認める事項

噴火警戒レベル、警報の略称、警戒事項等及びその変更状況等

### (4) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報

ア、噴火予報及び噴火警報の発表は、福岡管区気象台が行う。

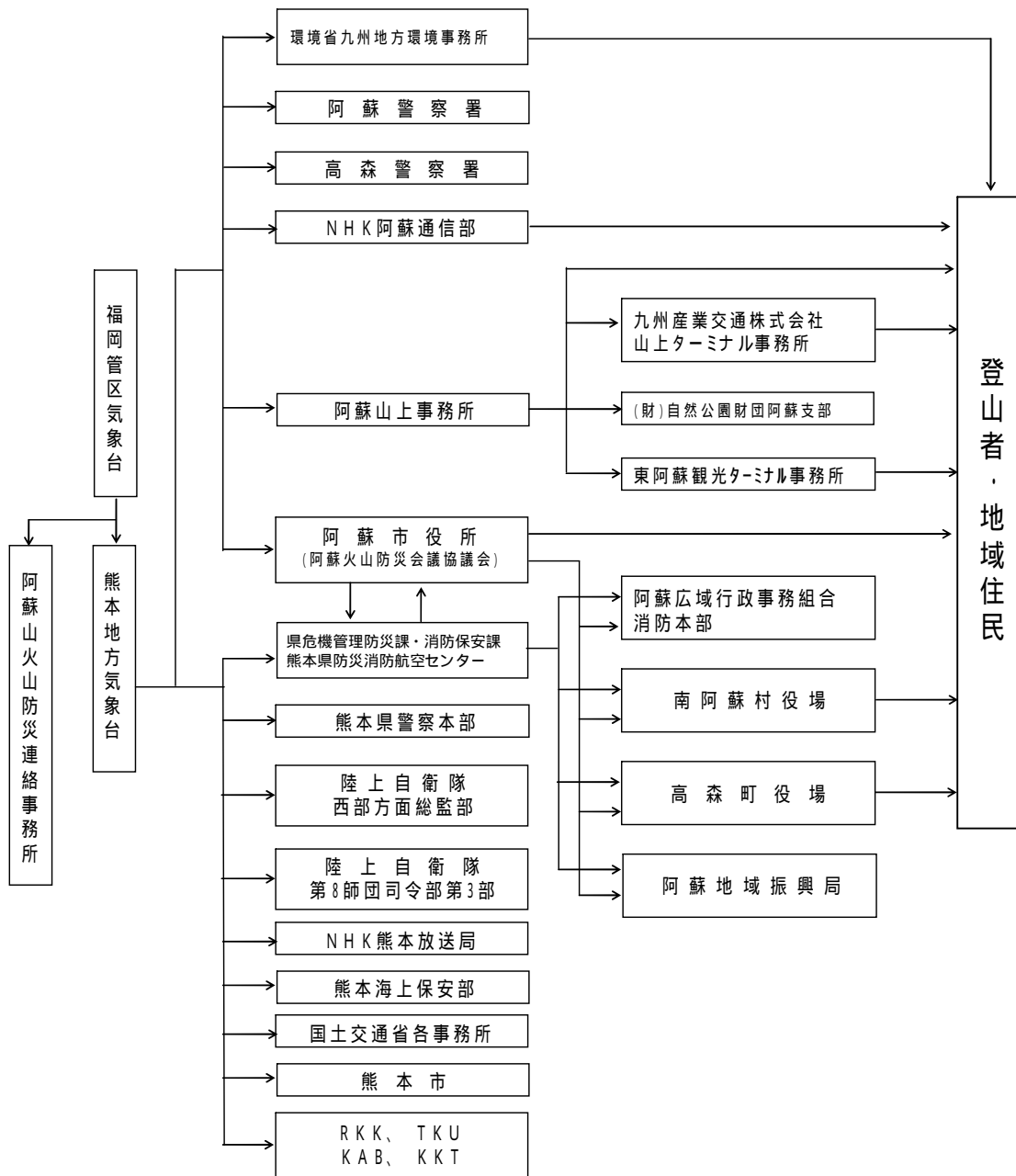
イ、噴火予報及び噴火警報の通報は、熊本地方気象台が行う。

### (5) 噴火予報、噴火警報の伝達

気象庁は、気象業務法第15条各項で、噴火予報、噴火警報を県へ通知し、県は関係市町村へ通知に努めなければならない。

噴火警報及び火山の状況に関する解説情報の伝達は次の系統図によるものとする。

噴火予報、噴火警報及び火山の状況に関する解説情報の伝達系統図



(6) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

ア、関係市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を阿蘇火山防災計画に定め、住民に周知徹底するものとする。

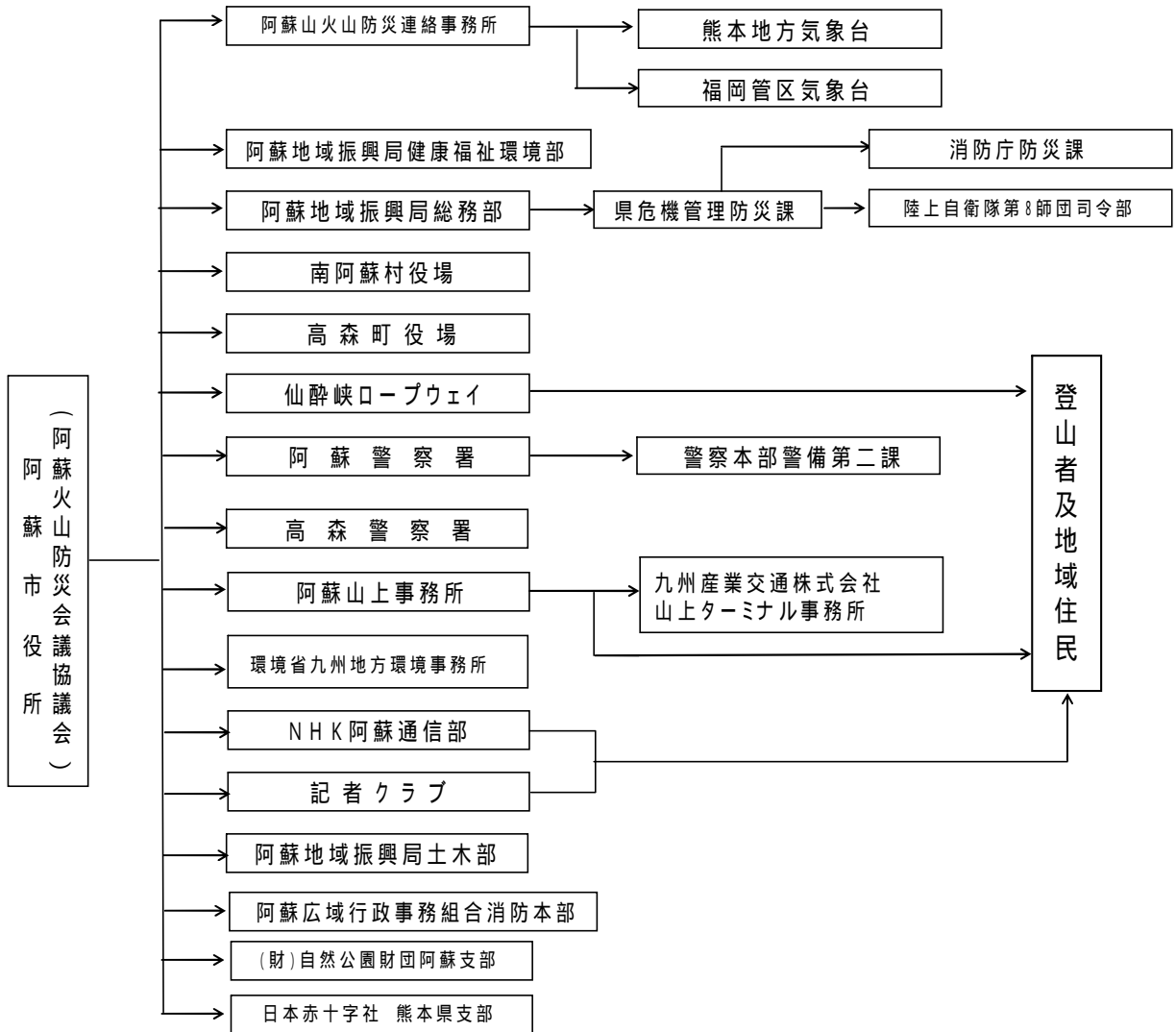
イ、関係市町村は、火山の異常現象を予知した場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を阿蘇火山防災計画に定めておくものとする。

(7) 火口現地観測

関係市町村は、火口の活動状況をは握するため、火口現地観測を実施するものとする。

(8) 災害危険予想区域の把握等

ア、関係市町村は過去の噴火の状況等に基づき、災害の予想される区域を把握しておくものとする。  
 イ、関係市町村は、本計画に係る区域における登山者及び地域住民の人命、身体を災害から保護するため、登山注意、登山規制及び登山規制解除の措置をとるとともに、次の系統図により、これらの措置を伝達するものとする。



ウ、「ア」、「イ」に関する事項は、阿蘇火山防災計画に定め、あらかじめ、登山者及び地域住民に対し、周知徹底させておくものとする。

(9) 避難施設等の整備

関係市町村、県及び防災関係機関は、避難施設(退避壕、ヘリポート等)及び救出、救助に要する設備、通信、放送設備、警報装置等の整備に努めるものとする。

(10) 避難路、避難場所の設定

関係市町村は、災害の想定に基づき、実態に応じた避難路及び避難場所を設定しておくものとする。

(11) 防災訓練の実施

関係市町村は、災害の想定に基づき、各種の応急措置が円滑に実施されるよう防災関係機関の協力を得て必要な訓練を実施するものとする。

### 3. 災害応急対策

#### 1. 災害情報収集及び被害報告

災害応急措置の円滑化を促進するため、関係市町村、県(本庁)及び阿蘇地域振興局は、災害情報の収集及び被害報告等について、次により実施するものとする。

(1) 関係市町村

関係市町村は、被害が発生した場合は直ちに阿蘇地域振興局、阿蘇警察署、阿蘇山火山防災連絡事務所等に通報するものとする。

なお、阿蘇地域振興局への被害報告は、本計画の第3章第7節情報収集及び被害取扱計画により行うものとする。

(2) 阿蘇地域振興局

阿蘇地域振興局は、情報及び被害報告を受けた場合は、直ちに県危機管理防災課へ通報するものとする。

(3) 県(危機管理防災課)

県危機管理防災課は、情報及び被害報告を受けた場合は、直ちに知事及び部長に報告するとともに、特に関係のある各課に対し連絡するものとする。また必要がある場合は、すみやかに第3章第7節情報収集及び被害報告取扱計画の定めにより報告を行うものとする。

#### 2. 警戒避難

(1) 避難の勧告及び指示

関係市町村は、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して立退勧告又は指示をするものとする。

(2) 避難場所、連絡及び手段並びに誘導の方法等

関係市町村は、あらかじめ避難場所、経路及び手段並びに、誘導の方法等について、阿蘇火山防災計画に定め、その内容を登山者及び地域住民に周知しておくものとする。

(3) 警戒区域の設定

関係市町村は、災害が発生し、または発生しようとする場合において登山者、また地域住民の人命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定するものとする。



### 3. 交通規制

関係市町村は、被災者の救出救助のための交通路の確保について、道路管理者、警察署に対し、交通規制を求めるものとする。

### 4. 阿蘇火山爆発に伴う緊急災害警備措置要領(県警察本部)

事案発生に際しては、「熊本県警察災害警備実施要領」に基づき対処する。

## 第37節 航空機災害応急対策計画（県知事公室、県企画振興部、県土木部、市町村、熊本空港、関係機関）

熊本空港、天草空港及び県内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策に定め、もって地域住民等を災害から守ることを目的とする。

### 1．各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所又は天草空港管理事務所は、県、県警察及び市町村長(消防機関を含む。)と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

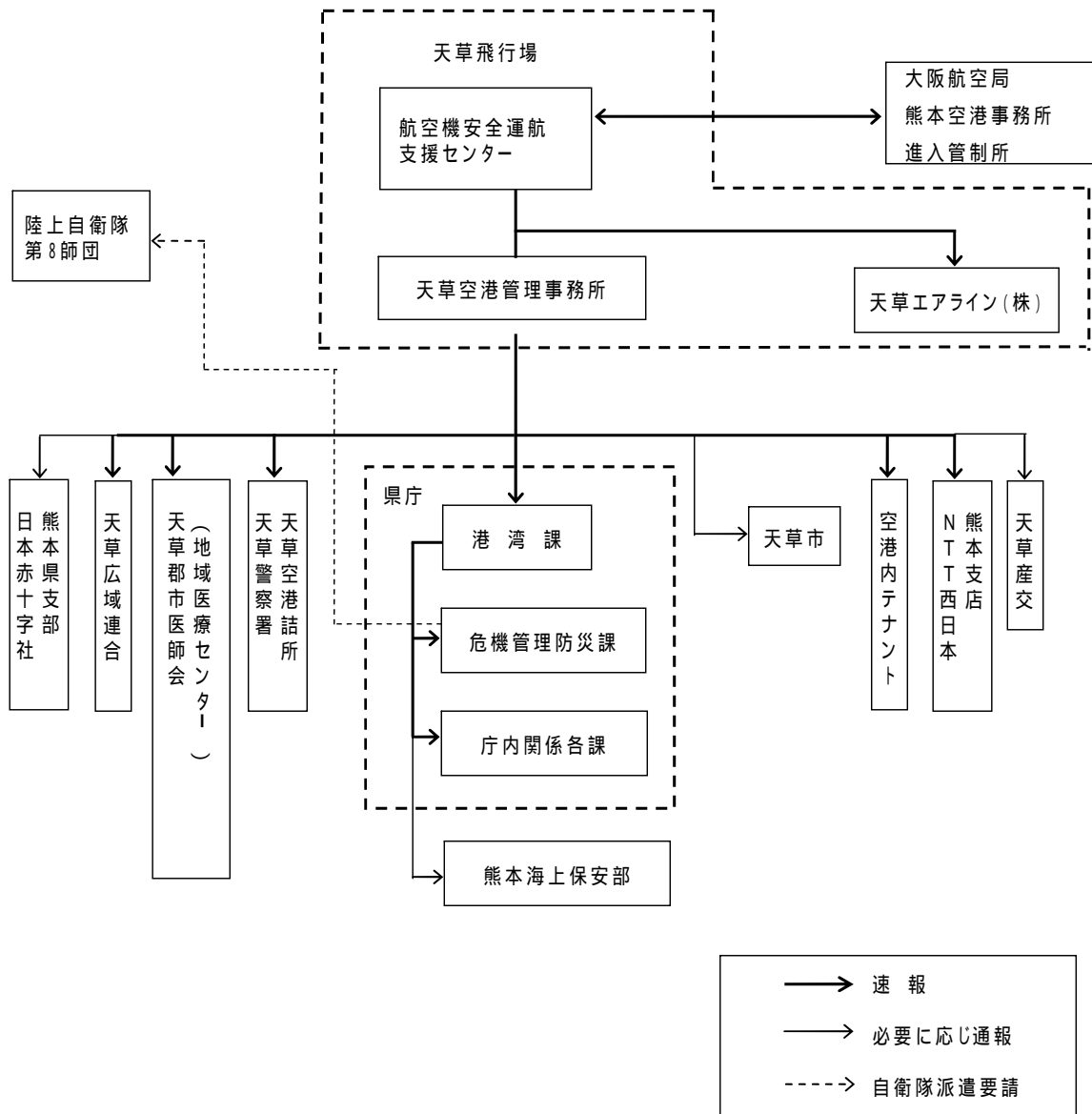
#### (1) 情報の通信連絡及び広報

航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。

イ．空港内で災害が発生した場合(熊本空港)



ロ． 空港内で災害が発生した場合



ハ． 空港以外の地域で災害が発生した場合

発見者からの通報によりイ．の系統により連絡を行う。ただし、海上において災害が発生した場合は、熊本海上保安部にも連絡を行う。

情報の収集伝達は に定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達するものとする。

の情報の収集伝達は、有線電話、無線施設、広報車、ラジオ・テレビ等により行うものとする。

各関係機関の窓口は次のとおりとする。

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
熊 本 空 港 事 務 所	総 務 課 航空管制運航情報官	096-232-2853 (2854・2856)
国 土 交 通 省 航 空 局	運 航 課 航空安全推進課	03-5253-8111(内線50125) 03-5253-8696 (直)
大 阪 航 空 局	運 用 課 航空保安対策課	06-6949-6211(内線5218) 06-6949-0239 (直)
熊 本 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	0964-52-3103
陸 上 自 衛 隊 第 8 師 団	第 3 部 防 衛 班	096-343-3141(内3237) (夜間 内3299)
陸上自衛隊西部方面航空隊		096-232-2101(内線300)
陸上自衛隊西部方面衛生隊		096-368-5111(時間内3753) (時間外3751)
熊 本 県	危機管理防災課	096-333-2115 096-213-1000 (夜間・休日)
熊本県防災消防航空センター		096-289-2255(07:30~18:00)全日 096-289-2212 (緊急時)
県 警 察 本 部	警 備 第 二 課	110. 096-381-0110(内線5772)
熊 本 市	消防局情報司令課	119. 096-364-6557
菊池広域連合消防本部		119. 096-232-9331
高遊原南消防本部		119. 096-286-2119
日本赤十字社熊本県支部	事 業 推 進 課	096-384-2119 096-384-5465 (災害時優先電話)
熊 本 県 医 師 会		096-354-3838(平日) 096-354-0717(平日以外)
(財)航空保安協会熊本第一事務所		096-232-2913
(財)航空保安協会熊本第二事務所		096-232-7722
熊本空港ビルディング(株)	危 機 管 理 室	096-232-2311
九州産交バス(株)		096-325-8244
九州産交ツ・リス・ム(株)		096-232-2957
全日本空輸(株)熊本空港所		096-232-2967
(株)日本航空イタ・ナカ熊本支店熊本空港所		096-292-3010
センコー(株)空港営業所		096-232-1603
熊本空港給油施設(株)		096-232-3281
スカイネットアジア航空(株)熊本空港支店		096-213-5200
熊本空港警備(株)		096-213-5111
N T T 熊 本 支 店		096-321-3083
天草空港管理事務所		0969-57-6111
(財)航空機安全運航支援センター 天草事務所		0969-57-6116
天草エアライン株式会社		0969-57-6000
フジドリームエアラインズ		096-233-5668
スカイマーク株式会社		096-213-5550
西鉄エアサービス株式会社		096-232-1314

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
天草広域連合消防本部	警 防 課	0969-22-3219
天 草 警 察 署	警 備 課	0969-24-0110
天草郡市医師会	事 務 局	0969-22-2309
天 草 市	総 務 課	0969-23-1111
福岡管区气象台福岡航空測候所熊本 空港出張所		096-232-2851 (内600)
熊本県歯科医師会		096-343-8020
熊本県警察医会 熊本大学法医学分野内		096-373-5124
熊本市医師会		096-362-1221 ~ 3
菊池郡市医師会		0968-25-2181
阿蘇郡市医師会		0967-34-0716
上益城郡医師会		096-282-0461
八代税関支署熊本空港出張所		096-232-3781
福岡入国管理局 熊本出張所		096-232-3404
福岡検疫所 熊本空港出張所		092-232-3661
門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所		0965-232-3739
動物検疫所門司支所 福岡空港出張所		092-232-3744

(2) 広報

災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため報道機関等を通じ、又は広報機関等により地域住民に対し広報を行う。

住民に対する状況の伝達

市町村及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し

避難の指示、勧告及び避難先の指示

その他必要な事項

(3) 消防活動及び警戒区域の設定

熊本空港において航空機事故により火災が発生した場合、熊本空港事務所(航空保安協会熊本第一事務所)、地元消防機関及び陸上自衛隊西部方面航空隊消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。

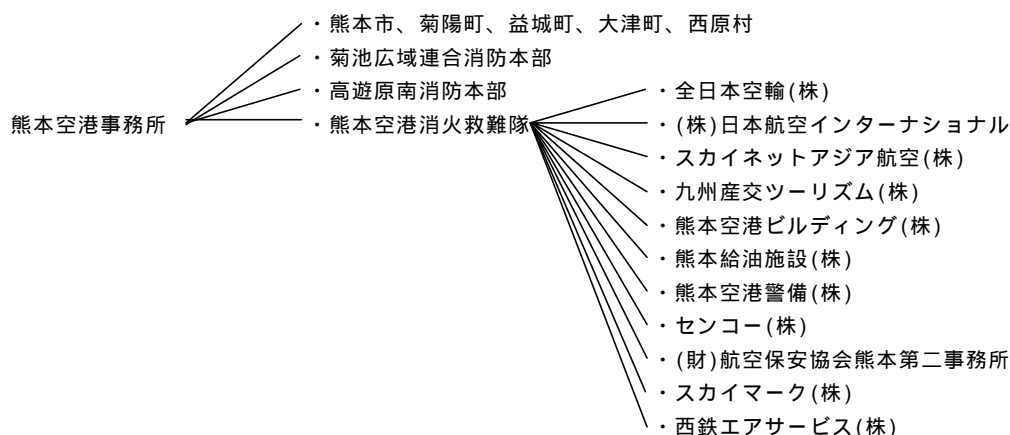
又、天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所(天草エアライン株式会社)、地元消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。

熊本空港、天草空港及び県内において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求めるものとする。

航空機の墜落等により災害が発生した場合、市町村長、消防機関及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定する。

熊本空港事務所及び天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。

協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」



協定の名称「熊本空港及びその周辺における火災発生及び航空機救難時の行動基準等に関する申し合わせ事項」

熊本空港事務所 ————— ・ 陸上自衛隊西部方面航空隊

協定の名称「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

天草空港管理事務所

- ・ 天草市
- ・ 天草広域連合消防本部

各市町村が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。

協定の名称「熊本県市町村消防相互応援協定」

熊本県内市町村相互間(消防組合を含む)

48市町村

13消防組合

熊本空港事務所、天草空港管理事務所及び陸上自衛隊西部方面航空隊は消防資機材、化学消火薬剤を備蓄するものとする。

(4) 救出救護及び死体の搜索活動

熊本空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港事務所、地元町、地元消防機関、県及び県警察は、熊本空港緊急計画に基づき救出隊等を編成し救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。

天草空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、天草空港管理事務所、地元市町、天草広域連合消防本部、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。

熊本空港及び天草空港以外の地域で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、地元市町村、地元消防機関、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施するものとする。

熊本空港、天草空港及び県内において航空機災害により死傷者が発生した場合、県、地元市町村、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、最寄りの医療機関に搬送する。

熊本空港、天草空港及び県内の地域において航空機災害により死傷者等が発生した場合、地元市町村、消防機関、県警察及び自衛隊は、行方不明者の搜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施するものとする。

(5) 交通規制

熊本空港、天草空港及び県内において航空機災害が発生した場合、県警察及び道路管理者は、応急対策実施に支障があるときは、一時的な交通規制を行うものとする。

道路の交通規制を実施したときは、関係機関は、その旨を交通機関並びに地域住民に対し、広報し協力を求めるものとする。



## 第38節 海上災害対策計画（熊本海上保安部）

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

### 1．各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警察及び沿岸市町村(消防機関を含む)は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

#### (1) 熊本海上保安部の措置

##### 応 急 対 策

##### イ．非常体制の確立

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じるものとする。

(ロ) 流出油により、著しい海洋の汚染があると認めるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)第45条第2項の規定に基づき、その汚染の状況について、当該汚染海域及び地先水面を管轄する地方公共団体の長に通知するものとする。

(ハ) 熊本県排出油防除協議会に出勤を要請するとともに、熊本県災害対策本部との連携を進めるものとする。

特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、海防法第41条の2の規定に基づき、排出された油・有害物質・廃棄物その他の除去等海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

##### ロ．自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行うものとする。

##### ハ．通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保に当るものとする。

##### ニ．警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは、油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

##### ホ．災害状況のは握及び情報の収集等

航空機又は巡視船艇を災害地に派遣し、災害状況をは握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告、または通報するものとする。

##### ヘ．救助活動

(イ) 避難の援助および勧告避難命令が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をするものとする。

(ロ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合の搜索及び救助にあたるものとする。

(ハ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送を行うものとする。

- (ニ) 消防活動  
船舶等の火災の消火を行うものとする。
- (ホ) 人員及び救援物資の緊急輸送  
救助活動に必要な人員、資機材及び救助物資等の緊急輸送を行うものとする。
- (ヘ) 物資の無償貸付及び譲与  
要請により、又は必要と認める場合、規定に基づき海上災害救助用物品のり災者への無償貸付又は譲与を行うものとする。

ト．海上交通安全の確保

- (イ) 漂流物、沈没物その他航路障害物により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急処置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、除去についての命令又は勧告を行うものとする。
- (ロ) 水路の損壊、水深に異常を生じた場合、応急調査を行うとともに、当該地域について警戒するものとする。
- (ハ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止を行うとともに、必要に応じ応急標識等の設置を行うものとする。

チ．危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じるものとする。

- (イ) 海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒及び油の拡散・火災発生防止等の措置
- (ロ) 状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止及び経路変更等の指導
- (ハ) 危険物積載船舶について荷役の制限又は禁止及び移動もしくは航行の制限又は禁止の措置

リ．治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態は握に努め、関係法令に基づく取締りを強化するものとする。

ヌ．広 報

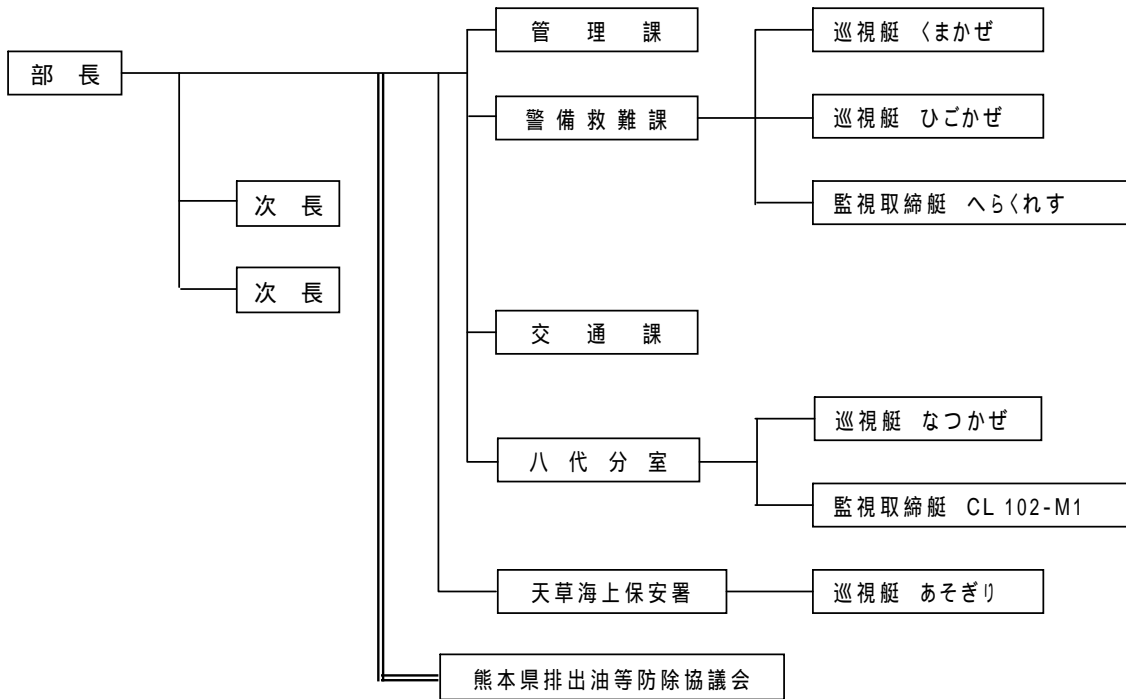
民心の安定に重点を置き災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行うものとする。

災害対策基本法に基づく応急業務

海上保安部が行う災害対策基本法に基づく応急業務は、概ね次のとおりである。

- イ．異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)
- ロ．災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示及び市町村長への通知(第59条)
- ハ．居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示(第61条)
- ニ．警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止並びに退去の措置(第63条)
- ホ．応急措置を実施するための工作物、又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務(第64条)
- ヘ．応急措置業務への従事命令(第65条)
- ト．応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)
- チ．応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴取(第78条)

## 熊本海上保安部の組織



### (2) 熊本県の措置

県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

#### 組織の確立

油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

#### イ．第1警戒体制

海上災害が発生し、人命救助の必要が生じる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。

同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。

なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

#### ロ．災害警戒本部

海上災害が発生し多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。

関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、廃棄物対策課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。

各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。

## 八．災害対策本部

海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合又は本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。

### 被害状況の把握

県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、熊本海上保安部等の防災関係機関、市町村等からの情報の収集に努めるものとする。

被害状況の把握に必要と認められる場合、県の防災消防ヘリコプターによる調査を実施するとともに県警察本部のヘリコプターや自衛隊ヘリコプターが実施する上空からの調査結果について、情報の提供を求めるものとする。

### 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため必要があると認める場合は、第4節自衛隊派遣要請計画に基づき、自衛隊の派遣要請を行う。

### 排出油・漂着油の防除

排出油は海上で除去することが最良であるので、各防災関係機関が行う防除に当たっては、可能な限り海上での回収を実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるべきものである。

しかし、海上で回収できない漂着油が発生し、原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川、海岸等の各管理者がその除去を行うものとする。

なお、あらかじめ各管理者間での連絡体制を整備しておくものとする。

### イ．市町村の支援

県は、市町村の行う防除作業を支援するものとする。

### ロ．排出油防除資機材の調達

市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・あっせんを行うとともに排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく協力要請を行うなどして、その確保に努めるものとする。また、資機材の輸送手段を確保するため、トラック協会等との協力体制を確立しておくものとする。

### 住民・油回収作業従事者等の健康対策

被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、保健婦、看護婦等による健康相談チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。

### ボランティア受入環境の整備

県及び市町村は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティア団体等との連絡窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供する。また、必要に応じてボランティア活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

### 環境保護対策

海上災害により環境汚染が発生し又は発生のおそれがある場合、県は市町村が行う住民等への通報・指示等に関し、必要な助言指導その他支援を行うとともに、次の施策を実施するものとする。

イ．環境汚染に関する情報を防災関係機関等に通報する。

ロ．住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導につついて、市町村に依頼又は指示する。

ハ．環境影響調査を実施する。

### 野生生物の保護

県及び市町村は、油流出等により野生生物に被害が発生した場合には、獣医師や関係団体等の協力を得て、円滑に救護を行うものとする。

## (3) 県警察の措置

### 情報の収集

県警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

#### 搜索活動及び救出救助活動

県警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における搜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。

#### 危険物等の大量流出時の措置

##### ア．沿岸における警戒監視活動

県警察は、危険物等の大量排出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

##### イ．危険物等の大量排出等に対する応急対策

県警察は、危険物等の大量排出等の災害が発生した場合においては、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

#### (4) 沿岸市町村の措置

##### 人命の救出、救護

市町村は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施するものとする。

##### 初期消火及び延焼防止

沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

イ．被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知

ロ．火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

情報収集及び伝達

排出油に係る対策

イ．市町村は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講じるものとする。

ロ．排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講じるものとする。

ハ．海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、地域振興局及び熊本土木事務所を經由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。

#### (5) 関係諸団体の協力措置

##### 関係団体の協力

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市町村等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

##### 海上災害防止センター

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者等を介して実施する。

## 第39節 九州自動車道等災害対策計画（西日本高速道路(株)、九州地方整備局）

県内の九州自動車道及び南九州西回り自動車道（以下「高速道路等」という。）における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。

### 1. 防災体制

西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、別表1.の防災体制発令基準に従って、必要な体制をとるものとする。

なお、その発令は、道路を管理する区分ごとに各事務所長等が行うものとする。

別表1 . 防災体制の発令基準

体制	基準
警戒体制	別表2.に規定する交通規制実施基準により交通規制を実施した場合及び交通規制の実施が予想される場合(霧及び風による通行規制を除く)
緊急体制	同実施基準により通行止めを実施した場合(霧及び風による通行規制を除く)
非常体制	次の各号に該当する場合 1. 広範囲又は長期間にわたり通行止めを必要とする場合 2. 多数の死傷者が生じた場合、その他社会的影響が甚大である場合

大規模な災害により上記体制のみでは応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

### 2. 交通規制

県警察及び西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、この実施基準は別表2.によるものとし、規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。規制の変更又は解除についても、これに準ずるものとする。

別表 2 . 交通規制実施基準

(九州自動車道)

区分	地震	降雨	霧	風(最大風速)	その他
交通規制	計測震度 4.0以上	時間雨量 30mm以上 連続雨量150mm以上 又は警報が発令された場合 （九州道 八代以北） 時間雨量 30mm以上 連続雨量 75mm以上 かつ警報が発令された場合 （九州道 八代以南） 時間雨量 30mm以上 連続雨量100mm以上 かつ警報が発令された場合	視程 150m未満	風速15m/s以上 （10分間平均風速） 警報が発令された場合	
通行止め	計測震度 4.5以上 点検の結果通行止めを必要とするとき	（九州道 八代以北） 連続雨量250mm以上 連続雨量が150mmに達し、かつ時間雨量が 50mmに達した場合 （第二通行止め基準） 連続雨量200mm以上 連続雨量が100mmに達し、かつ時間雨量が 50mmに達した場合 （九州道 八代以南） 連続雨量350mm以上 連続雨量が200mmに達し、かつ時間雨量が 50mmに達した場合 （第二通行止め基準） 連続雨量300mm以上 連続雨量が150mmに達し、かつ時間雨量が 50mmに達した場合	視界不良により通行止めが必要と考えられる場合	風速20m/s以上 （10分間平均風速） 台風が接近し影響を与えると予想される場合 事故発生・施設損壊の危険を有する場合	トンネル内火災等通行止めが必要と考えられる場合

(注1) 本表にいう交通規制は最高速度50km/時規制をいう。

(注2) 「第二通行止め基準」は、通行止め解除後で連続雨量が一旦ゼロになった後、24時間以内に再び降雨が開始した場合の基準をいう。

(南九州西回り自動車道 西日本高速道路管理区間)

区分	地震	降雨	霧	風	その他
交通規制	計測震度4.0以上	連続雨量150mm以上 時間雨量 30mm以上 又は警報が発令された場合 時間雨量 30mm以上 連続雨量 75mm以上 かつ警報が発令された場合	視程 150m未満	風速15m/s以上 (10分間平均風速) 警報が発令された場合	
通行止め	計測震度4.5以上 点検の結果通行止めを必要とするとき	連続雨量230mm以上 連続雨量が150mmに達し、かつ時間雨量が50mmに達した場合 (第二通行止め基準) 連続雨量180mm以上 連続雨量が100mmに達し、かつ時間雨量が50mmに達した場合	視界不良により通行止めが必要と考える場合	風速20m/s以上 (10分間平均風速) 台風が接近し影響を与えると予想される場合	トンネル内火災等通行止めが必要と考えられる場合

(注1) 本表にいう交通規制は最高速度50km/時規制をいう。

(注2) 「第二通行止め基準」は、通行止め解除後で連続雨量が一旦ゼロになった後、24時間以内に再び降雨が開始した場合の基準をいう。

(南九州西回り自動車道 九州地方整備局管理区間)

区分	地震	降雨	霧	風(最大風速)	その他
交通規制	計測震度4以上6弱未満 (調査後、必要区間は通行止を行う)	連続雨量150mm以上 時間雨量 30mm以上	視程距離 100m未満	風速20m/s未満	
通行止め	計測震度6弱以上	連続雨量250mm以上 連続雨量150mm以上 かつ時間雨量が50mm以上	視程距離 50m未満	風速20m/s以上	



### 3. 緊急通行車両の取扱い

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路(株)は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4. 救急救助体制

西日本高速道路(株)及び関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

#### (1) 西日本高速道路(株)の緊急体制

西日本高速道路(株)及び関係機関は高速道路等における消防救急業務実施体制の整備を図るため熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。なお災害時における消防救急業務の実施は「九州自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

### 5. 救急医療体制

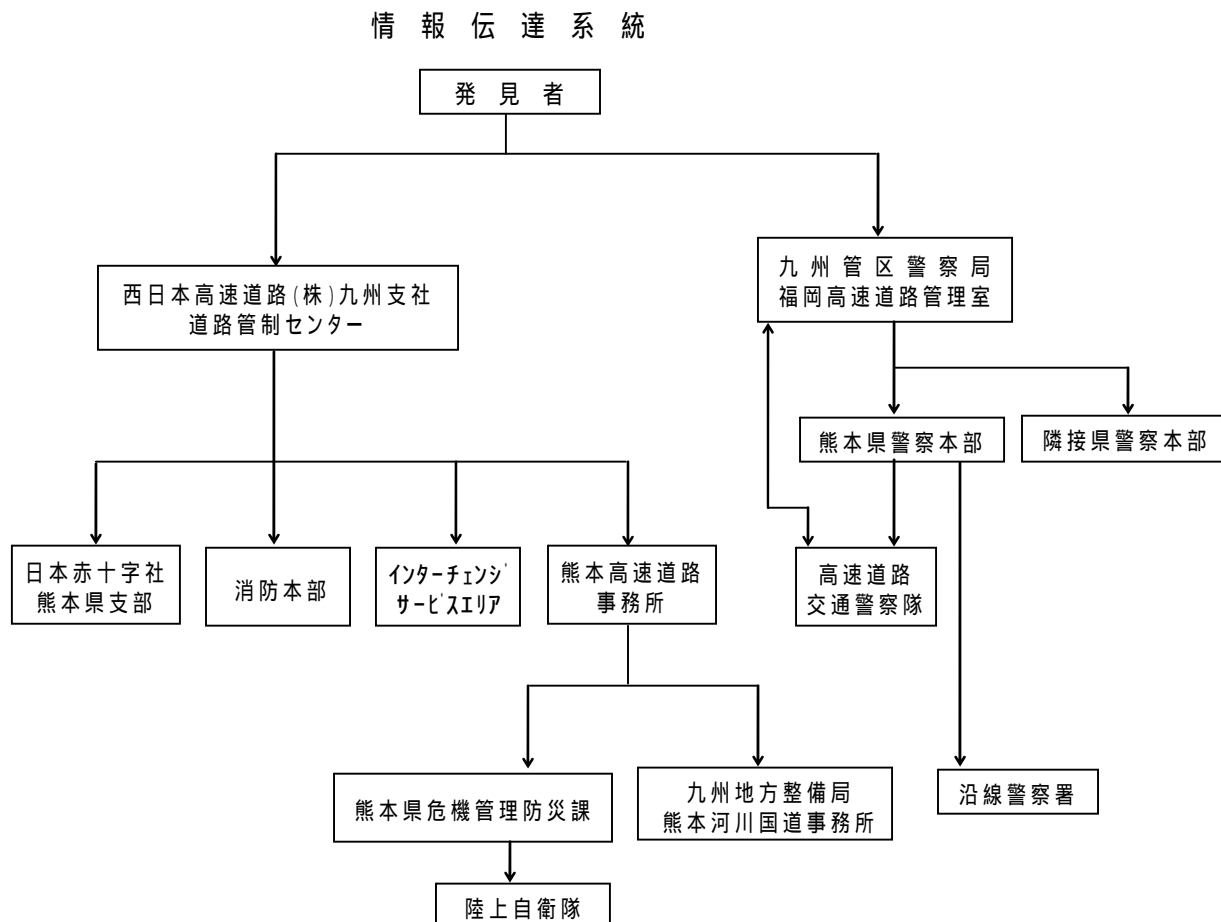
災害により負傷者が発生した場合救急隊は救急医療情報システムを活用し、緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、大規模な災害により、多数の死傷者が発生した場合は、医療救助産計画(P104)に基づき、応急の医療救護活動を実施するものとする。

### 6. 情報連絡体制

#### (1) 連絡系統

災害時における情報の連絡系統は次のとおりとする。



## (2) 連絡窓口

各連絡機関の窓口は別紙1のとおりとする。

## 7. 広 報

## (1) 連絡系統

西日本高速道路(株)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。

関係機関の連絡窓口

別紙1

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号
西日本高速道路(株)九州支社	道路管制センター	092-925-4062
〃 熊本高速道路事務所	企画担当課	0965-39-0711
九州管区警察局福岡高速道路管理室	管制係	092-622-5000(内線771-204)
熊本県警察本部	交通企画課	110・096-381-0110(内線5023)
〃	交通規制課	〃 〃 (内線5182)
〃	交通機動隊	096-245-0047
〃	高速道路交通警察隊	0965-39-0321
〃	警備第二課	110・096-381-0110(内線5773)
有明広域行政事務組合		119・09687-3-5271
山鹿植木広域行政事務組合		〃 09684-3-1191
菊池広域連合		〃 096-232-9331
熊本市消防局		〃 096-363-0119
高遊原南消防組合		〃 096-286-2119
上益城消防組合		〃 096-282-1955
宇城広域消防衛生施設組合		〃 09642-2-0554
八代広域行政事務組合		〃 09653-2-6181
人吉下球磨消防組合		〃 09662-2-5241
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (対策班)
〃	道路保全課	096-333-2504 (環境整備班)
〃	交通安全・青少年課	096-333-2293 (交通安全班)
陸上自衛隊第8師団	第3部防衛班	096-343-3141 (内線3237)
九州地方整備局熊本河川国道事務所	道路管理第1課	096-382-1111
日本赤十字社 熊本県支部	事業推進課	096-384-2119
		096-384-5465 (災害時優先電話)
熊本地方气象台		096-324-3283
日本道路交通情報センター(福岡)		092-721-1331
〃 (熊本)		096-382-8686
J A F 熊本支部		096-363-1502

## 第40節 物価安定対策計画（県環境生活部）

### 1．生活関連商品等の需給及び価格の調査、県民への情報提供

熊本県消費生活条例に基づき、生活関連商品等の需給及び価格の動向について必要な調査及びその他の情報の収集を行うとともに、県民への情報提供を行う。

### 2．県民からの苦情・相談の受付

熊本県物価ダイヤル(096-333-2291)により県民からの物価に関する苦情・相談に対応すると共に、マスコミ媒体等の活用もしくは情報紙の緊急発行等を行い、県民への情報提供を行う。

### 3．商品等の指定

生活関連商品等の買占め若しくは売惜しみが行われ、もしくは行われるおそれがある場合、又は生活関連商品等の価格が異常に上昇し、もしくは上昇するおそれがある場合において、生活関連商品等の不足もしくは価格の上昇が県民の生活に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）としての指定することを検討する。

### 4．商品等の売渡し勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、買占め又は売惜しみにより当該指定生活関連商品等を大量に保有していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、当該指定生活関連商品等の売渡しの勧告を行うことを検討する。

### 5．価格の引下げ勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、仕入価格その他の取引事情からみて著しく不当な価格で販売していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、価格の引下げの勧告を行うことを検討する。



## 第 4 章

# 災 害 復 旧 計 画

## 第1節 公共土木施設災害復旧計画（県土木部、県農林水産部、関係機関）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

### 1．実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属するものは市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

### 2．復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

### 3．対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第3条による施設等
- (2) 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設  
又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8) 港湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下水道 下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
- (11) 公園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
- (12) 集落排水施設 農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備した漁業集落排水施設

#### 4 . 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 第2節 農林水産業施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

### 1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合および森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

### 2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

### 3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地  
田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。  
かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機  
農業用道路、橋梁  
農地保全施設、堤防(海岸を含む。)
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。  
林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)  
林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。  
沿岸漁場整備開発施設(政令で定めるもの)  
漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する基本施設)



(5) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会または水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

倉庫

加工施設

共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

#### 4 . 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

### 第3節 その他の災害復旧計画

#### 1. 住宅災害復旧計画

##### (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市町村等において公営住宅を整備する。

##### (2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあつては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

#### 公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害(本激)													
	要件	措置	要件	措置												
整備	災害公営住宅整備事業 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 被災地全域で500戸以上 1市町村の区域内で200戸以上 1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8第1項) 滅失戸数の3割を限度として災害公営住宅の建設等に対する2/3補助標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 災害公営住宅 借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	罹災者公営住宅整備事業 (激甚法第22条) 1. 滅失戸数(災害指定) 被災全域で4,000戸以上 " 2,000戸以上、かつ、1市町村で200戸以上若しくは全住宅の1割以上 被災全域で1,200戸以上、かつ、1市町村で400戸以上若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) 1. の ~ のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として罹災者公営住宅の建設等に対する3/4補助 罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 * 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。												
復旧	既設公営住宅復旧事業 (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準	(公営住宅法第8条第3項) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">補助率 1/2</td> </tr> </table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修		補助率 1/2		本激甚指定既設公営住宅復旧事業 公共土木施設災害復旧事業のA. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ、 (1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2)市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準 )	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) * 同激の場合は、別途基準あり
	公営住宅又は共同施設															
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
	補助率 1/2															

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

## 2．公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市町村立学校にあっては市町村長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

地方債の元利償還金の地方交付税導入

地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 3．天草空港施設災害復旧計画

天草空港施設の災害復旧は、単独事業として復旧を実施する。

- (1) 実施機関 天草空港施設の復旧は、施設の管理者において実施する。
- (2) 復旧方針 天草空港施設の災害復旧方針は、第一節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 空港法（平成20年法律第75号）の第10条に規定する施設（滑走路等又は空港用地）に準じる。

## 4．土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、これら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

## 第4節 被災農林漁業の経営安定計画

災害復旧および災害による経営資金の融資措置として、被害農林漁業者等に対しつなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

### 1．天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者および農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して利子補給および損失補償を行うことにより、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図る。なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。

### 2．日本政策金融公庫資金

#### (1) 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者および農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

#### (2) 農林漁業セーフティネット資金

被害農林漁業者に対し、経営再建費および収入減補てん費の融通を行う。

### 3．融資要領

これら資金の融資要領は別冊資料編のとおりである。

## 第5節 被災中小企業振興計画

県は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

### 1．災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を図る。

### 2．償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

### 3．信用補完制度の充実

県は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

### 4．その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図っている。

なお、政府系金融機関の融資要領は別冊資料編のとおりである。

## 第6節 被災者自立支援対策計画（県健康福祉部、日赤県支部）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

### 1．罹災者に対する生活相談

県は、罹災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、罹災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする。

### 2．生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

### 3．義えん金品募集配分計画

#### (1) 実施機関

県及び日本赤十字社熊本県支部

#### (2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

#### (3) 義えん金品の保管及び分配

##### 義えん物資の取り扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管をなすとともに、義えん物資受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

##### 義えん金の取り扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管をなすとともに、義えん金受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会(災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。)においてこれを決定するものとする。

#### 4．生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、関係市町村を通じて被災状況を早急に確認するとともに、関係市町村と連携の上、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

なお、制度の詳細については、別冊資料編第6・1及び2のとおりである。

## 第7節 海上災害復旧計画

海上災害による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第4章各節によるほか、次のとおりとする。

### 1．水産業施設復旧(漁港、漁場を含む)

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講じるものとする。

### 2．漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じるものとする。

### 3．農業経営安定対策の実施

被害を受けた農業者に対し、その状況に応じた融資制度の活用等による農業生産の安定対策を講じるものとする。

### 4．中小企業経営安定対策の実施

油流出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講じるものとする。

### 5．風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を講じるものとする。

### 6．補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。

### 7．長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を講じるものとする。



# 熊本県特殊災害対策計画

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化に伴い、多発化傾向にある石油類、高圧ガス等(以下「危険物等」という。)の爆発、火災等による災害に対処するため、企業および防災関係機関が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止および被害の軽減を図るとともに、地域住民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

県の地域にかかる防災計画としては、すでに熊本県地域防災計画が策定されているが、この防災計画は県の地域全体における災害対策の基本的かつ一般的基準を定めたものであり、限定された地域における特殊な災害に対処する具体的な対策を定めることは技術的に困難である。

したがって、本計画は一般的かつ基本計画としての地域防災計画を補完し、特殊災害についての具体的な対策を定めた防災計画の実施計画ともいうべき性格を有する。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート等特別防災区域(八代市大島町)の防災計画については、別に定め、同区域については本計画から除外する。

## 第3節 計画の対象地域とその現況

危険物等災害対策計画は、本県下全域において発生が予想されるすべての危険物等災害を対象として樹立されるべきであるが、当面危険物等災害の発生が特に懸念される次の地域を本計画の対象地域とする。

なお、当該地域の現況は付属資料1のとおりである。

(対象地域)

1. 八代内港石油基地(八代市港町)
2. チッソ水俣工場基地(水俣市野口町チッソ水俣工場内)
3. 三角浦石油類貯蔵基地(宇城市三角町三角浦)
4. 南熊本地区石油類貯蔵基地(熊本市南熊本)
5. 有明臨海工業地帯石油類等取扱い予定地域

(注) 5の地域については、今後同地域の開発とあいまって計画の整備を図るものとする。

## 第4節 災害の想定

本計画の対象とする地域は危険物等の危険物が多量に貯蔵され、取扱われている地域であり、大規模かつ広範囲におよぶ火災、爆発等の災害が予想される。

また、港湾および沿海における船舶の衝突、座礁等による大規模な船舶火災、危険物の海面流出、海面大火災の発生が予想される。

このような状況からおおむね次のような災害の発生を想定する。

1. 危険物の火災
2. 危険物の流出入
3. 危険物の爆発
4. 高圧ガス類の拡散
5. 上記各災害による多数の死傷者の発生

## 第5節 災害の区分

### 1. 陸上災害

この計画において陸上災害とは、消防機関が主として消火等を担任する災害をいう。

### 2. 海上災害

この計画において海上災害とは、海上保安庁の機関が主として消火等を担任する災害をいう。

## 第2章 防災関係機関および企業等の処理すべき事務または業務の大綱

危険物等災害に関して防災関係機関および企業等の処理すべき事務または業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 第1節 防災関係機関

#### (1) 熊 本 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および企業等の防災活動を援助し、かつその総合調整を図るものとする。

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害原因の調査
- ウ 災害広報
- エ 被災者の援助
- オ 市町の実施する救助活動および消火活動に対する応援、指示調整
- カ 救助物資、化学消火薬剤その他必要な資材の調達、斡旋
- キ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言および立入検査
- ク 自衛隊の派遣要請
- ケ 緊急輸送車両の確認および確認証明書の交付
- コ 港湾施設の維持および応急復旧
- サ 関係機関との連絡調整

#### (2) 熊本県警察本部

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害広報
- ウ 避難の指示および誘導
- エ 被災者の救出、救護および搬送
- オ 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- カ 被害および事故原因の調査
- キ 緊急輸送車両の確認および確認証明書の交付
- ク 緊急輸送車両の誘導
- ケ 死体の確認

#### (3) 市町および消防本部

市村は、防災についての第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害広報
- ウ 避難の勧告、指示、誘導
- エ 被災者の援助
- オ 死体の処理
- カ 消火
- キ 警戒区域の設定および被害の拡大防禦
- ク 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言および立入検査
- ケ 関係機関との連絡調整および応援

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町等の防災活動が円滑に行われるようにその所掌事務について県または市町等に対し指導、勧告、助言等を行うものとする。

九州経済産業局

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害調査
- ウ 必要資機材の調達、斡旋

九州産業保安監督部

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害調査
- ウ 電力施設、ガス施設等の保安確保に必要な監督、指導、助言

九州厚生局

- ア 所管国立病院、療養所等への被災傷病者の収容治療
- イ 県等の要請に基づく医療救護班の編成派遣

九州運輸局熊本運輸支局

- ア 海上の物資輸送確保のための必要な措置

第十管区海上保安本部(熊本海上保安部)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ア 警報等の伝達に関する事項    | カ 治安の維持に関する事項    |
| イ 情報の収集に関する事項     | キ 危険物の保安措置に関する事項 |
| ウ 海難救助等に関する事項     | ク 緊急輸送に関する事項     |
| エ 排出油の防除に関する事項    |                  |
| オ 海上交通安全の確保に関する事項 |                  |

熊本労働局

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害防止のための必要な監督、指導、助言
- ウ 災害原因の調査および事後指導

九州地方整備局

- ア 情報の収集、伝達
- イ 交通規制等の防災管理

(5) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者(熊本県知事、第十管区海上保安本部長、熊本空港事務所長)からの要請に基づき出動し、防災活動を実施するほか、災害の発生が突発的でその救助が急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく出動し、防災活動を実施するものとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の誘導、援助
- ウ 被災者の救助、捜索
- エ 物資等の緊急輸送
- オ 交通規制の支援および道路、水路等の啓開
- カ その他対処可能な防災活動

(6) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関はその業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するほか、県および市町等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

NTT西日本(熊本支店)

- ア 公衆通信の確保
- イ 防災活動の実施に必要な通信設備の優先利用のための措置
- ウ 通信施設の応急復旧

日本赤十字社熊本県支部

- ア 被災傷病者の医療救護
- イ 輸血用血液の確保

九州電力株式会社(熊本支社)

- ア 電力の確保
- イ 電力施設の災害応急措置

## 第2節 企業等

(1) 企業

企業は、災害防止についての第一次的責任を有する点にかんがみ、常に災害予防体制の整備確立に努めるとともに、災害時には所要の応急措置を講じ、県、市町その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

(3) 公共的団体等

公共的団体等は、県、市町その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

## 3章 防災組織の確立

### 第1節 組織の整備

防災関係機関は、それぞれの所掌する事務または業務に関する防災活動を的確かつ円滑に実施するため、必要な組織を整備し、たえずその改善に努めるものとする。

また、企業は、関係法令の定めるところにより自主的に防災に努めるほか、自衛消防隊その他の防災に関する組織および体制の整備確立に努めるものとする。

### 第2節 連絡協議会の設置

この計画の対象地域における関係市町は、企業および防災関係機関等による連絡協議会を設置し、本計画の円滑な推進を図るものとする。

### 第3節 応援協力体制の確立

#### 1. 企業間における相互応援体制

関係企業は、企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため、相互応援協定の締結に努めるものとする。

なお、応援協定には、おおむね次の事項を定めるものとする。

- ア 応援出動の基準および連絡方法
- イ 応援の設備、資材の種類、数量
- ウ 応援活動内容等
- エ 費用の負担区分等

#### 2. 市町と企業間における応援協力体制

関係市町および関係企業は、防災活動をより円滑に行なうため、相互間における協力体制の確立を図るものとする。

#### 3. 市町間における応援体制

関係市町は、すでに締結されている「熊本縣市町村消防相互応援協定」の推進を図るとともに、防災対策に関する広域的な応援体制の整備確立に努めるものとする。

なお、応援体制の確立にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ア 応援出動の基準および連絡方法
- イ 応援の設備、資材の種類、数量
- ウ 費用の負担区分等

#### 4．海上保安官署と市町間における応援体制

熊本海上保安部および関係市町は、昭和43年3月29日、海上保安庁と消防庁の間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、それぞれの間での業務協定の締結を推進するものとする。



## 第4章 災害予防対策計画

### 第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等

防災関係機関および関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際して被害の拡大を防止するため、その所掌する事務または、業務に関して、必要な設備、資機材の整備・備蓄に努めるものとする。

なお、災害に際して必要な次の資機材については、特にその整備、備蓄に努めるものとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ア 化学消火薬剤      | オ 通信用機材      |
| イ オイルフェンス     | カ ガス検知器      |
| ウ 油処理剤および油回収器 | キ 耐熱防火衣      |
| エ 照明用機材       | ク 空気または酸素呼吸器 |

### 第2節 防災訓練の実施

防災関係機関および関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が、迅速かつ的確に実施されるよう個別あるいは共同で防災訓練を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施にあたっては、とくに次の事項を考慮するものとする。

- ア 訓練の精度および効果を高めるため、実地訓練のほか、図上訓練を行う。
- イ 陸上災害および海上災害を同時に想定した総合的な防災訓練を行う。
- ウ 立地条件、企業の形態、発生予想災害等それぞれの特徴に応じた訓練を行う。

### 第3節 危険物等の保安

#### 1. 企業における自主管理の徹底

関係企業は、その所有、管理にかかる危険物施設が消防法、高圧ガス取締法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理の徹底を期するものとする。

#### 2. 立入検査等の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険物施設の立入検査等を実施するものとする。

なお、立入検査の実施にあたっては、関係機関は可能なかぎり相互に協力してこれを行い検査結果の情報の共有に努めるものとする。

# 第5章 災害応急対策計画

## 第1節 情報の収集伝達

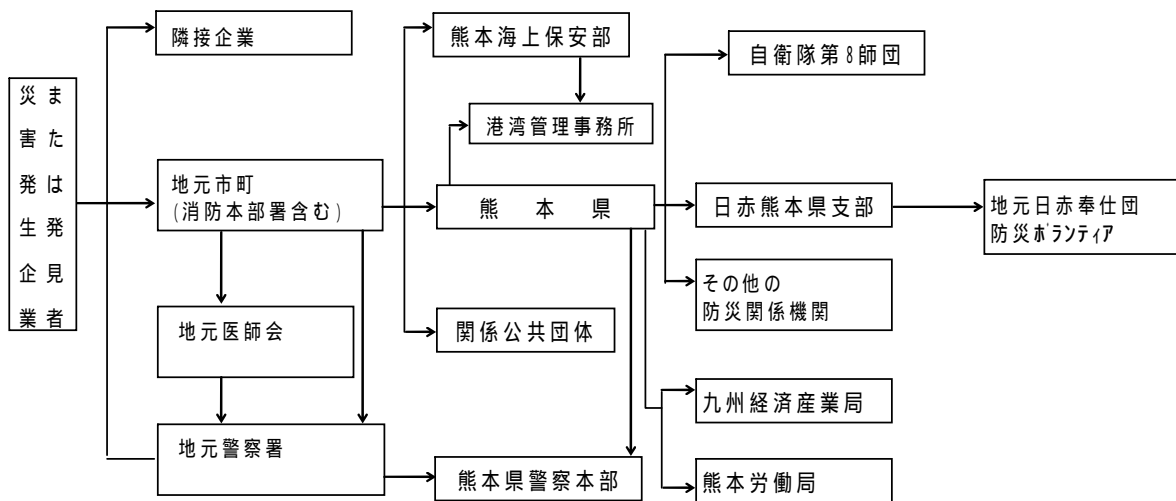
防災関係機関は、相互に協力するとともに、企業等の協力を得て、災害応急対策の実施に必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

また、関係企業はすみやかに災害発生の通報をするとともに、防災関係機関が行う情報の収集、伝達に積極的に協力するものとする。

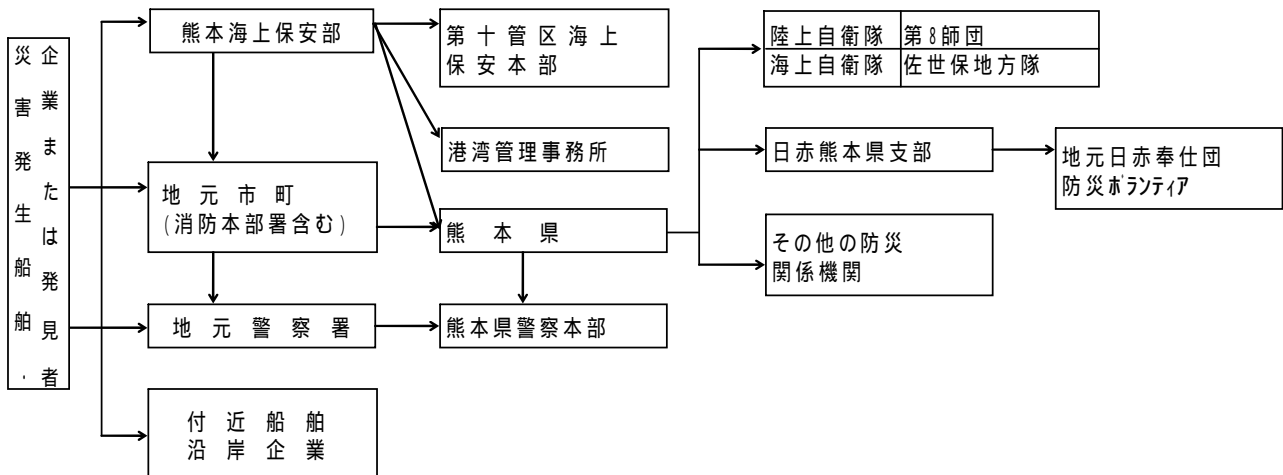
### 1. 情報収集伝達系統

陸上災害および海上災害の場合の情報の収集伝達系統は、次によるものとする。

#### (1) 陸上災害の場合



#### (2) 海上災害の場合



## 2．情報の内容

防災関係機関、企業等が収集伝達する情報の内容は、災害発生状況のほか、必要に応じ、被害状況、災害応急対策実施状況等とする。

## 3．通信の手段

防災関係機関、企業等の情報収集伝達は、有線電話のほか適宜無線通信を活用して行うものとする。

## 4．連絡体制の確立

情報収集伝達の迅速、的確化を期するため、防災関係機関および企業等は、窓口となる担当部課を定めておくほか、内部における連絡体制の確立を図っておくものとする。

## 第2節 組織動員計画

災害応急対策の実施のための関係機関等の組織動員計画は次によるものとする。なお、具体的事項については、各関係機関等の定める計画によるものとする。

### 1. 防災関係機関

#### (1) 熊 本 県

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、関係各部課の所要人員を配置するほか災害の状況に応じて熊本県災害対策本部を設置し、災害対策の万全を期するものとする。

災害対策本部設置前における体制

関係部課長は、災害の発生が予想される情報を受理したときは所要の人員により情報の収集伝達を行い、災害応急対策の整備を図るとともに、危機管理防災課長へ連絡するものとする。

災害対策本部の機構等

ア 機 構



#### イ 各対策部の主要所掌事務

対策部名	主 要 所 掌 事 務
総務対策部	1. 熊本県地域防災計画第3章第1節「組織計画」中の総務対策部各班の所掌事務に関すること。 2. 消防機関の相互応援の調整に関すること。 3. 高圧ガス関係災害の被害拡大防ぎよの指導および緊急措置の発動に関すること。 4. 消火薬剤の調整に関すること。 5. 緊急車輛の確認に関すること。 6. その他の対策部に属さない一切の事項
企画振興対策部	熊本県地域防災計画第3章第1節「組織計画」中の企画振興対策部各班の所掌事務に関すること。
健康福祉対策部	1. 人および住居に関する被害状況の収集に関すること。 2. 災害救助法の適用に関すること。 3. 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関すること。 4. 義えん金品、見舞品等の受付、保管、配分および輸送に関すること。 5. 救助状況の報告に関すること。

対 策 部 名	主 要 所 掌 事 務
健康福祉対策部	6. 救急医療および防疫活動に関すること。 7. 県医師会との連絡に関すること。 8. 医療班の派遣に関すること。 9. 医療品その他衛生関係資材の調達および斡旋に関すること。 10. 毒劇物監視班の派遣に関すること。
商 工 観 光 労 働 対 策 部	1. 日用品等生活必需品の調達及びあっ旋に関すること。 2. 被災中小企業等に対する融資に関すること。
農林水産対策部	1. 災害応急対策用米穀の調達に関すること。 2. 漁船等の避難に関すること。
土 木 対 策 部	1. 道路交通の規制に関すること。 2. 幹線道路の障害物除去に関すること。 3. 港湾の管理、保守に関すること。 4. 建築用資材の調達および斡旋に関すること。

#### 配置体制

災害対策を推進するための職員配置基準および人員は、おおむね次のとおりとする。

#### ア 配置基準

区 分		内 容
第1配置	準備体制	災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模の災害が発生したとき。
第2配置	警戒体制	相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
第3配置	非常体制	大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ 配置人員は、おおむね次のとおりとする。

区 分		第1配置	第2配置	第3配置	備 考
本庁各対策部		97	195	全 員	
地方本部	熊 本	20	35	〃	
	宇 城	20	35	〃	
	八 代	30	50	〃	
	芦 北	20	30	〃	

(2) 熊本県警察本部(警察署を含む)

警備体制

災害が発生した場合、第一次的には、所轄署が警備にあたるものとし、災害の状況等により応援派遣部隊を現地に派遣し、警備にあたるものとする。

所属別警備部隊の構成等

種別	区分	署および部隊名	所 掌 事 務
所 轄 署		熊本南警察署	災害警備全般
		八代警察署	〃
		水 俣 〃	〃
		宇 城 〃	〃
応 援 派 遣 部 隊		一 般 部 隊	救出・救護および避難誘導
		捜 査 隊	検視および捜査活動
		交 通 隊	交通規制・整理誘導
		機動警察通信隊	緊急通信施設の架設等
		航 空 隊	偵察及び救助活動
		後 方 支 援 隊	補給・救護・装備など

(3) 市 町

市町災害対策本部の組織および所掌事務

熊本市、八代市、水俣市および宇城市地域防災計画の定めるところによるものとする。

出 動 基 準

区 分	熊本市	八代市	水俣市	宇城市	出 動 の 内 容 基 準
第一号出動計画 (準備体制)	出動人員 10名 車 両 2台	出動人員 10名 車 両 2台	出動人員 10名 車 両 2台	出動人員 5名 車 両 1台	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
第二号出動計画 (警備体制)	出動人員 40名 車 両 5台	出動人員 30名 車 両 5台	出動人員 30名 車 両 5台	出動人員 10名 車 両 2台	相当規模の災害が発生し、災害応急対策の実施が必要であると市町長が認めたととき
第三号出動計画 (非常体制)	出動人員 80名 車 両 5台	出動人員 50名 車 両 5台	出動人員 50名 車 両 5台	出動人員 30名 車 両 2台	大規模な災害が発生し、全力をあげて災害応急対策を実施する必要があるとき

(4) 消 防 機 関

出動基準

災害の発生および事態の推移に応じ次の要領で動員出動するものとする。

区 分	熊 本 市			八 代 市			水 俣 市			宇 城 市			出 動 基 準
	人員	車両	現地到着所要時間	人員	車両	現地到着所要時間	人員	車両	現地到着所要時間	人員	車両	現地到着所要時間	
第一段階	46 人	10 台	3~ 10分	18 人	4 台	3~ 12分	4 人	1 台	5~ 10分	30 人	5 台	2~ 5分	火災を覚知したとき
第二段階	84	20	5~ 10分	192	8	3~ 15分	12	3	5~ 10分	200	20	10~ 20分	火災が拡大し住民に被害が波及するおそれがあるとき
第三段階	357	62	10~ 30分	480	16	15~ 20分	600	5	10~ 20分	500	50	20~ 40分	災害が大規模で全消防力を投入する必要があるとき

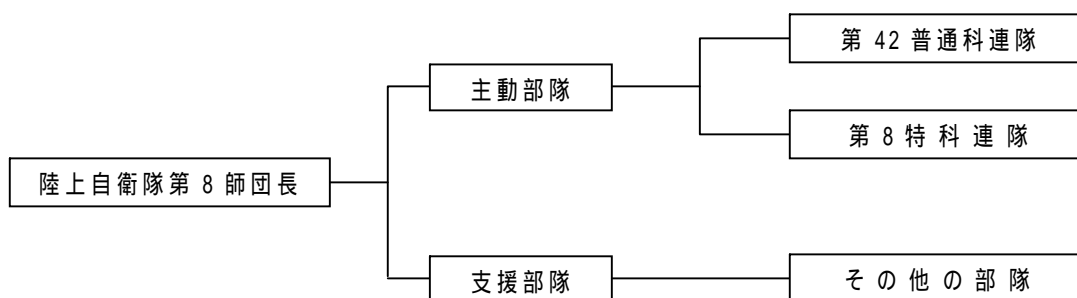
現場対策本部

第二段階の出動基準に達したときは、現場は握が容易で、かつ指揮連絡に適当な場所に現場対策本部を設置し、防ぎよ体制をしくものとする。なお、現場対策本部の機構等は、それぞれ定める。

(5) 陸上自衛隊第8師団

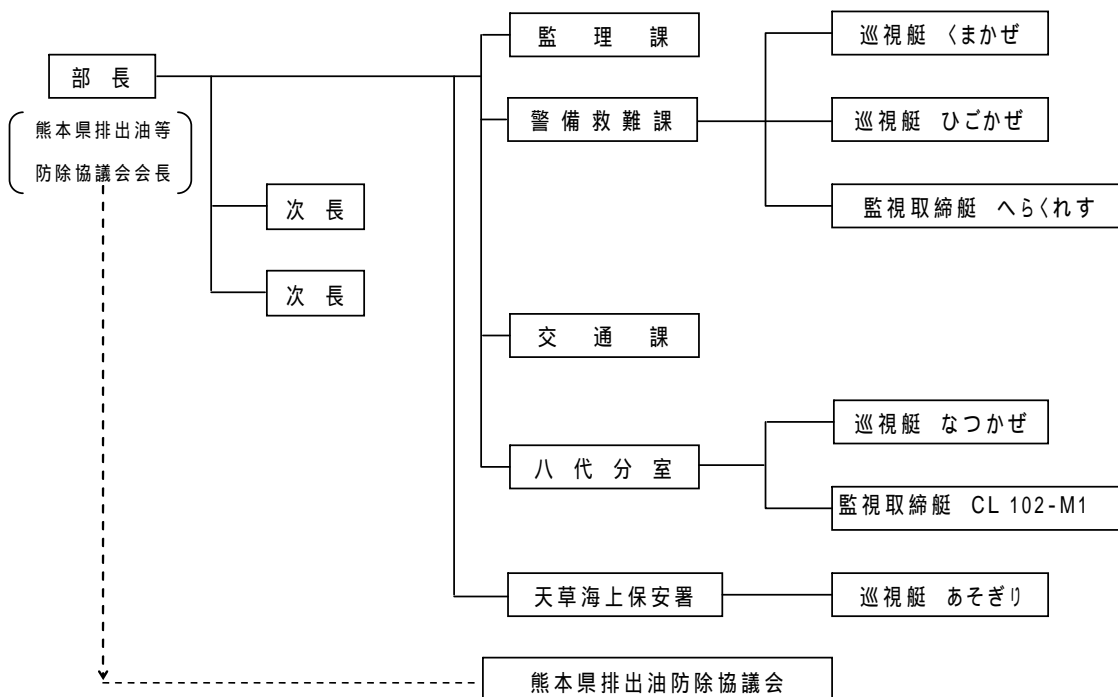
災害派遣要請者(熊本県知事、第十管区海上保安本部長、熊本空港事務所長)からの要請に基づき部隊を派遣するものとするが、派遣部隊の編成、派遣基準等は、災害の規模状況等による。

派遣部隊の編成



(6) 熊本海上保安部

組織編成



出動基準

危険物取扱基地において火災が発生し、海上へ災害が及ぶおそれがあるとき、若しくは、海上



に災害が生じ救助を必要とするとき、またはその他救助活動および捜索活動を行う必要があるときは、熊本海上保安部長は、災害対策本部を設置するとともに災害対策上所要の人員を配置する。

(7) 九州経済産業局

災害の状況に応じ、所要の人員を現場に派遣するものとする。

(8) 熊本労働局

災害の状況に応じ所要の人員を現場に派遣するものとする。

(9) 日本赤十字社熊本県支部

資料中「日本赤十字社熊本県支部出動基準」による

(10) その他の機関

災害の状況に応じ、所要の人員を現場に派遣するとともに、他の関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2. 企業等

(1) 災害発生企業

災害発生と同時にあらかじめ定める自衛消防隊等の組織により従業員を動員し所定の配置体制をとるものとする。

(2) 災害発生船舶

災害発生と同時に、あらかじめ定める組織により乗組員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(3) 隣接企業および応援協定締結企業

災害発生の通報をうけ、または、災害発生を覚知すると同時に、あらかじめ定める自衛消防隊等の組織を活用して応援出動、災害波及防止、その他必要な体制を整えるものとする。

## 3. 現地総合連絡本部

(1) 目的および任務

大規模な災害が発生した場合には、災害情報を集中的に収集し、各防災関係機関および企業が実施する各種応急対策の総合的な連絡調整を図るため現地総合連絡本部を設置するものとする。

(2) 設置の決定

現地総合連絡本部の設置は、熊本県知事が決定するものとする。なお、各防災関係機関および市町長ならびに企業は、熊本県知事に対して現地総合連絡本部の設置を要請することができるものとする。

(3) 設置場所

現地総合連絡本部は当該応急対策の実施上最も適当な場所に設置する。

(4) 構成

現地総合連絡本部は、次の機関等で構成するものとする。

熊 本 県	九州経済産業局
熊本県警察	日本赤十字社熊本県支部
地元市町	災害発生企業等
自 衛 隊	知事または市町長が当該応急対策の実施上必要と認め、
熊本海上保安部	参加を要請する機関
熊本労働基準局	

(5) 現地総合連絡本部への報告

各防災関係機関等は、次の事項について、現地総合連絡本部へ報告するとともに、必要な調整を求めるものとする。

- ア 被害状況、災害応急対策等実施状況に関すること。
- イ 各種災害応急対策の実施に係る相互応援協力に関すること。
- ウ その他各機関等が現地総合連絡本部へ報告することが適当であると認める事項。

## 第3節 陸上災害の場合の各種応急措置

陸上災害の場合の各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

### 1. 消火および被害の拡大防御

#### (1) 実施機関

主 体 = 災害発生企業、地元消防機関

応 援 = 隣接企業、応援協定締結企業、関係消防機関、地元警察署、海上保安部

#### (2) 災害発生企業の措置

自衛消防隊その他の要員により初期消火を行うほか、火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止等の被害拡大防ぎよのための措置を講ずる。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置し、消防隊を誘導するとともに、消防隊の活動に必要な情報を提供する。

地元消防機関の指示をうけ、必要があるときは応援協定締結企業、および隣接企業に対し応援を要請する。

けい留中の船舶に災害が発生したときは、直ちに地元消防機関および熊本海上保安部に通報し、災害発生船舶乗組員とともに上記 ~ に準じ、消火および被害の拡大防ぎよ等の措置を講ずる。

#### (3) 地元消防機関の措置

災害発生の通報と同時に出動し、災害発生企業の消防隊等を指揮し、消火および被害の拡大防ぎよにあたる。

災害の規模が大規模で地元消防機関および企業等の消防力のみでは、対処できない場合は、関係消防機関等に対し応援協定に基づく応援を要請する。

各応援部隊の消火活動を指揮する。

#### (4) 隣接企業および応援協定締結企業の措置

災害発生企業からの応援要請に応じ、応援協定締結企業にあつては、応援協定に基づき、隣接企業にあつては、自社の災害防ぎよ等から判断して可能な範囲で応援部隊を派遣する。

応援部隊は、地元消防機関の指揮をうけて、消火および被害の拡大防ぎよに従事する。

#### (5) 地元警察署、海上保安部、関係消防機関の措置

地元警察署は、消防機関と相互に連けいし、消火および被害の拡大防ぎよを応援する。

熊本海上保安部は、海上への被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

関係消防機関は、地元消防機関の指揮をうけ、消火および被害の拡大防ぎよにあたる。

### 2. 救助

#### (1) 実施機関

主 体 = 災害発生企業、地元消防機関、地元警察署

応 援 = 応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、関係警察署等応援部隊

#### (2) 災害発生企業の措置

自衛消防隊員、その他の要員により負傷者の確認、救出を行い仮救護所へ収容する。

消防機関が到着した後は、消防機関の救助と連携し、救急活動を実施する。

応援協定締結企業および隣接企業への応援要請は消火の場合に準ずる。

(3) 地元消防機関の措置

企業の救急要員を指揮し、負傷者の確認、救出および搬送を行う。

関係消防機関への応援要請については、消火の場合に準ずる。

(4) 地元警察署の措置

消防機関と相互に連携し、負傷者の確認、救出および医療機関への搬送を行う。

(5) 関係消防機関、関係警察署等応援部隊の措置

関係消防機関の応援部隊の措置は、消火の場合に準ずる。

関係警察署の応援部隊は地元警察署の行う救助活動を応援する。

### 3 . 医療、救護

(1) 実施機関

主 体 = 地元市町村

応 援 = 県、医師会等、日本赤十字社熊本県支部

(2) 地元市町の措置

災害の規模、状況等に応じ、災害現場付近の適当な場所に仮設救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。

地元市町のみでは、対処できない場合は、熊本県および医師会等へ応援を要請する。

(3) 県の措置

被害、医療需要情報を収集し、必要と認められる場合は、医療救護班を派遣する。

地元市町村の応援要請に基づき、医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。

必要に応じ災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、医師会等の応援を要請する。

災害救助法適用後の医療活動につき、日本赤十字社熊本県支部との連携を図る。

(4) 医師会の措置

地元市町村または県からの要請に応じ、現場に出動し、もしくは、医療機関において医療救護にあたる。

(5) 日本赤十字社熊本県支部

災害救助法適用後は、熊本県との「災害救助法に基づく業務委託に関する協定」に基づき医療救護を行う。

### 4 . 避 難

(1) 実施機関

主 体 = 地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町および地元消防機関の措置

被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、避難の指示、勧告を

行う。

なお、避難の指示、勧告を行ったときは、地元警察署および県に連絡するものとする。

適当な場所に、避難所を開設し避難者を収容する。

避難経路および避難所に職員を派遣し、避難者の安全確保に努める。

(3) 地元警察署の措置

地元警察署および地元消防機関と協議のうえ、避難の指示、誘導を行うとともに、必要があるときは、警察官の判断で避難の指示を行い、事後地元市町および地元消防機関に通知する。

(4) 熊本海上保安部の措置

付近にけい留または停泊中の船舶に被害が拡大するおそれがある場合等においては、状況に応じ、避難の指示等により船舶および乗組員の安全を確保する。

## 5 . 警戒区域の設定

(1) 実施機関

地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町

人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限もしくは、禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

地元市町が自ら警戒区域を設定することができないときは、警察官にその代行を求める。

(3) 地元消防機関の措置

火災の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため火災警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限もしくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

消防機関が、自ら火災警戒区域を設定できないときは、警察署長(官)にその代行を求める。

(4) 地元警察署の措置

地元市町または、消防機関の長、吏員が現場にいないで、かつ警戒区域の設定が必要なときは、警戒区域を設定する。

地元市町または、消防機関から要請があったときは、これらに代わって警戒区域を設定する。

(5) 熊本海上保安部の措置

海上において警戒区域を設定する必要があるときは、消防機関と連携し、海上災害の場合に準じ、警戒区域設定の措置を講ずる。

## 6 . 交通の規制、整理等

(1) 実施機関

地元警察署、周辺警察署等応援部隊、海上保安部、九州地方整備局

(2) 地元警察署および周辺警察署等応援部隊の措置

緊急通行車両の緊急交通路を確保するとともに、災害の状況に応じ必要な次のような整理、規制措置をとる。

災害現地への防災関係車両以外の車両の進入禁止

国道3号、57号、266号に災害の影響または、交通渋滞等がおよぶ場合の規制および迂回路線の

確保

国、県、市町道の各線にわたる広域的な規制と交通秩序の維持。

(3) 熊本海上保安部の措置

海上において船舶の航行等の制限を行う必要があるときは、海上災害の場合に準じ船舶の航行の制限等の措置を行う。

## 7. 広 報

(1) 実施機関

地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町および地元消防機関の措置

避難の勧告、避難所の開設等の状況を広報する。

災害応急対策の実施状況、災害の見通しを広報し、人心の安定を図る。

災害現場およびその周辺の関係者に対し、火気使用の規制、警戒区域設定の状況等を周知徹底する。

(3) 地元警察署の措置

交通規制および警戒区域の設定状況を広報する。

見物人の整理、い集防止および防災活動の障害排除のための広報を行う。

(4) 熊本海上保安部の措置

災害現場周辺の船舶等に対し、海上災害の場合に準じて、必要な事項を広報する。

## 8. 資機材の調達等

(1) 実施機関

各種応急措置の主体となる機関および応援機関

(2) 措 置

各種応援措置の主体となる機関等が現に保有する資機材を活用してもなお、災害応急対策の万全を期しがたいときは、応援機関、その他の機関、企業等に資機材の提供、調達、斡旋を要請する。

資機材の災害現場への輸送は、各種応急措置の主体機関、応援機関が行うほか「9.輸送」に定めるところによる。

## 9. 輸 送

(1) 実施機関

地元市町、県、県警察(県公安委員会)

(2) 地元市町の措置

車両および運転手を確保し、災害の状況に応じ、重点的に配備する。

車両の調達が困難なときは、県に応援を求める。

県警察(県公安委員会)において緊急交通路確保のための交通規制の措置がとられたときは、県公安委員会(県警察本部)または県(危機管理防災課)に対し、緊急通行車両の確認を申請し、確認

証明書および標章の交付を受ける。

(3) 県の措置

地元市町の要請に応じた車両の調達、あっせん、その他の輸送に関する応援を行う。

なお、必要があるときは、他の機関へ応援を要請する。

県警察(県公安委員会)と相互に連れいして、緊急通行車両の確認および確認証明書、標章の交付を行う。

(4) 県警察(県公安委員会)の措置

長期的、広域的な災害の場合で、県公安委員会が特に必要と認めたときは、緊急交通路確保のための交通規制の措置をとる。

この場合において、県公安委員会は県、市町の関係者、道路管理者と道路区間の指定、緊急通行車両の範囲等について連れいを図り、その措置の適切を期するものとする。

## 10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置

(1) 体制

連絡班 = 災害の発生が予想されるに伴い、師団司令部等から県、その他必要機関に対して連絡員を派遣し、情報の収集および交換ならびに部隊派遣に伴う連絡調整にあたる。

偵察班 = 災害発生予想地域、発生地域に対して必要数の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察する。

(2) 活動内容

災害派遣部隊の実施する応急業務活動の内容は、災害の状況、知事等の要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

被害状況のは握

知事等からの要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたとき、または、自主的に車両、航空機等災害の状況に適した手段によって写真および目視偵察を行い被害状況をは握する。

住民等避難の援助

避難の指示、勧告等が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。

人員および物資の緊急輸送

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは、救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員および救援物資等の緊急輸送を実施する。

炊飯および給水支援

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは炊飯および給水の支援を行う。

入浴支援

要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは入浴支援を行う。

危険物の保安および除去

特に要請があった場合において、師団長が必要と認めたときは、能力上可能なものについて火

薬類、爆発物、危険物の保安措置および除去を実施する。



## 第4節 海上災害の場合の各種応急措置

海上災害の場合における各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

### 1．消火および被害の拡大防御

#### (1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部

応 援 = 隣接企業、地元消防機関、地元警察署、県港管理事務所

#### (2) 災害発生船舶および企業の措置

災害の発生を関係機関に通報するとともに船舶の消防設備および自社所有の各種船艇、機材等により初期消火にあたる。

火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止、災害発生船舶の冲出し等被害の拡大防ぎよの措置をとる。

必要があるときは、隣接企業等に対し、応援を要請する。

#### (3) 熊本海上保安部の措置

巡視船艇を使用し、消火および被害の拡大防ぎよにあたるほか、応援機関の消火および被害の拡大防ぎよの分担を定める。

災害の規模が大きく、熊本海上保安部および企業等の消防力のみでは、対処できないと思われる場合は、第十管区海上保安本部に対し応援を要請する。

#### (4) 隣接企業の措置

災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防ぎよ等から判断して、可能な範囲で応援する。

応援部隊は、熊本海上保安部の定めた計画により消火および被害の拡大防ぎよに従事する。

#### (5) 県(港管理事務所)

熊本海上保安部と連携し、消火および被害の拡大防ぎよを応援する。

### 2．流出油等の処理

#### (1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部

応 援 = 県(港管理事務所)、隣接企業

#### (2) 災害発生船舶および企業の措置

船舶および自社の資機材を活用し、流出油面の縮小を図る。

流出油の回収および薬剤処理を実施する。

#### (3) 熊本海上保安部の措置

巡視船艇を出動させ、流出および処理の状況を確認する。

出動船艇等を指揮し、流出油の拡散防止および薬剤処理を実施する。

油類の流出に伴う避難および警戒については「4. 避難」等に定めるところにより実施する。

#### (4) 県(港管理事務所)

拡散防止および処理を行う。  
流出油による被害の調査を行う。

### 3．救出・救護

#### (1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部、地元消防機関、地元警察署  
応 援 = 隣接企業、地元市町

#### (2) 災害発生船舶、企業の措置

自衛消防等の組織により負傷者等の確認および救出を行う。  
企業内の医療施設等を活用し、負傷者の救護を行う。  
隣接企業への応援要請については、消火の場合に準ずる。

#### (3) 熊本海上保安部の措置

出動船艇を指揮し、災害発生船舶の乗組員等の救出を行う。  
地元消防機関、地元警察署等と連携し、負傷者を医療機関へ搬送する。

#### (4) 地元消防機関、地元警察署、県(港管理事務所)等の措置

熊本海上保安部と連携し、負傷者の救出および搬送を行う。

#### (5) 隣接企業の措置

消火の応援に準ずる。

### 4．避 難

#### (1) 実施機関

主 体 = 熊本海上保安部  
応 援 = 関係船舶、企業、地元警察署、地元市町、県(港管理事務所)

#### (2) 熊本海上保安部の措置

災害が他の船舶におよぶ危険がある場合は、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、他の安全な場所に避難させる等必要な指示、勧告を行う。

#### (3) 関係船舶、企業の措置

けい留施設等に被害がおよぶ危険がある場合は、又は、熊本海上保安部から指示があった場合は、すみやかに必要な措置をとる。

#### (4) 地元警察署の措置

熊本海上保安部等と連携し、船舶の避難誘導等を応援する。

#### (5) 地元市町、県(港管理事務所)の措置

熊本海上保安部の定めた計画により船舶に対する避難のための指示の伝達等を行う。

### 5．港内の安全確保

#### (1) 実施機関

主 体 = 熊本海上保安部、災害発生船舶、企業、県(港管理事務所)  
応 援 = 地元警察署

(2) 熊本海上保安部の措置

災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、一般船舶の立入禁止区域を設定し、その周知を行う。

立入禁止区域の警戒および情報の伝達を行う。

航路障害物の除去に必要な応急措置、障害物の所有者に対する除去、命令、勧告を行う。

応急的な航路の検測および啓開を行う。

航路標識の保守および応急標識の設置を行う。

危険物積載船舶に移動を命じ、または、航行の制限もしくは禁止を行う。

(3) 災害発生船舶、企業の措置

災害による障害物の捜索および除去ならびに必要な資機材の調達を行う。

港湾機能を阻害するおそれのあるものの捜索、標識の設置および油類の流出拡散防止の措置を講ずる。

関係機関と連絡し、必要がある場合は、隣接企業等へ応援を要請する。

(4) 県(港管理事務所等)の措置

港湾施設に対する被害の調査および港湾機能に重大な支障をおよぼす施設の被害に対する応急復旧措置を行う。

港湾管理に支障をおよぼすおそれのある漂流物、沈没物等の捜索、確認および応急的な除去、所有者等に対する除去の指示を行う。

(5) 地元警察署の措置

熊本海上保安部、県(港管理事務所)と連携し、立入禁止区域の警戒、障害物の除去等を応援する。

## 6 . 広 報

(1) 実施機関

熊本海上保安部、地元消防機関、地元警察署

(2) 熊本海上保安部の措置

災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の航行禁止等の制限事項および避難等について広報する。

(3) その他の機関の措置

それぞれの機関において、応急対策を実施するために必要な事項を広報する。

## 7 . 海上自衛隊の部隊の派遣要請

熊本海上保安部は、災害の状況により海上自衛隊の出動を必要とする場合は、第十管区海上保安本部に派遣要請方を上申する。

## 8 . その他の措置

医療、資機材の調達および輸送については、それぞれ陸上災害の場合に準じて行う。

## 第6章 企業の自主防衛計画

この計画に基づき、関係企業は、企業の自主防衛計画を定めるよう努めるものとする。  
なお、企業の自主防衛計画は、おおむね次の事項について具体的に定めるものとする。

### 1．災害の発生が予想される施設・設備の予防措置対策

- (1) 作業基準要領等の作成
  - 作業基準要領等の作成
  - 自主点検の励行
  - 教育訓練の実施
  - 警報、消防設備の充実
- (2) 企業自主点検対策
  - 施設担当者の日常および定期点検
  - 保安係、警備員の巡回点検
  - 検査・予防担当者による予防保全
  - トップ・マネージメント、その他による特別点検
- (3) 防災教育訓練対策

### 2．災害応急対策

- (1) 災害時の組織編成
  - 火災の場合
  - 流出油事故の場合
  - その他の災害の場合
- (2) 各組織班等の任務
- (3) 災害情報の収集伝達系統
- (4) 災害時の保安責任者等
  - 平常勤務の場合
  - 夜間、休日の場合
- (5) 自衛消防力、資機材の状況

# 熊本県原子力災害対策計画

# 第1章 総則

## 第1節 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本県内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本県においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

## 第2節 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所（ ）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本県における必要な対策について定める。

玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

## 第3節 計画の性格

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

## 第4節 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等が見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても、必要な追補、修正等を行っていく。

## 第2章 防災活動体制

### 第1節 対策本部等の体制（県知事公室、市町村、関係機関）

県は、別表1に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、一般災害対策編及び震災対策編の計画を準用する。

また、県は、熊本県防災会議を構成する市町村及び関係機関並びに2原子力発電所の所在県（以下「所在県」という。）との密接な連携体制の確保を図る。

なお、県、市町村及び関係機関の業務は、一般災害対策編及び震災対策編の計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

（別表1）

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制 （状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制 （状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

(別表2)

機関名	事務又は業務
熊本県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発</li> <li>2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成</li> <li>3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言</li> <li>4 環境放射線モニタリング体制の整備</li> <li>5 食品検査体制の整備</li> <li>6 健康相談及び医療体制の整備</li> <li>7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報</li> <li>8 住民避難等に関する関係機関間の調整</li> <li>9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整</li> </ol>
熊本地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説</li> </ol>
熊本海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境放射線モニタリングの支援</li> <li>2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援</li> </ol>
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援</li> </ol>
自衛隊	<p>政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境放射線モニタリングの支援</li> <li>2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援</li> </ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発</li> <li>2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成</li> <li>3 原子力防災に関する訓練の実施</li> <li>4 住民避難等に関する広報・指示</li> <li>5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等</li> <li>6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力</li> <li>7 住民への原子力災害に関する情報伝達</li> </ol>
鉄道関係機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送</li> </ol>
日本赤十字社（熊本県支部）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力</li> </ol>
放送報道関係機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等</li> </ol>
自動車運送機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送</li> </ol>
海上輸送機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送</li> </ol>
九州電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害に関する状況把握及び情報提供</li> </ol>
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力防災に関する児童・生徒への知識の普及・啓発</li> </ol>

## 第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保（県知事公室、市町村）

県及び市町村は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。



## 第3章 災害予防計画

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備（県知事公室、市町村、関係機関）

#### 1．情報収集・連絡体制の整備

県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。

また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

#### 2．住民等への情報伝達体制の整備

県及び市町村は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、県及び市町村は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

県は、災害時要援護者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、市町村に助言する。

さらに、県は、市町村等と連携し、速やかに県民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるように準備を行う。

### 第2節 住民避難体制の整備（県関係部局、市町村、関係機関）

県は、原子力発電所事故等において、市町村の区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、市町村と連携して、シミュレーション等により広域避難体制の構築を図る。

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、県及び市町村は、住民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

また、県及び市町村は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合に備え、関係機関と連携して住民避難用船舶等の確保に努める。

市町村は、災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

### 第3節 広域的連携体制の整備（県関係部局）

県は、所在県その他の九州各県、九州地方知事会等との連携を図るとともに、原子力発電所事故等における広域的な協力応援体制の構築に努める。

また、県は、環境放射線モニタリングや住民避難体制、原子力防災訓練等に関し、平常時から所在県その他の九州各県と緊密な連携を図る。

### 第4節 モニタリング体制の整備（県環境生活部、県健康福祉部）

#### 1．環境放射線モニタリング体制の整備

県は、原子力発電所事故等における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、県は、所在県ほか隣接各県、関係機関との環境放射線モニタリング情報の相互共有、連携体制を構築する。

## 2. 食品検査体制の整備

県は、食品の安全性確保を図るため、食品の放射性物質検査体制を整備する。

### 第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）

県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。

また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

### 第6節 住民等への知識の普及、啓発（県関係部局、市町村）

県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。

放射性物質及び放射線の特性に関すること。

原子力発電所施設の概要に関すること。

原子力災害とその特性に関すること。

放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。

原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。

屋内退避及び避難等に関すること。

緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。

その他原子力防災に関すること。

### 第7節 防護資機材の確保（県関係部局、市町村、関係機関）

県は、市町村及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材等の確保に努める。

### 第8節 防災訓練の実施（県知事公室、市町村、関係機関）

県は、所在県、市町村及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を、毎年度の防災訓練計画に盛り込むこと等により、計画的に実施する。

## 第4章 災害応急対策計画

### 第1節 組織体制の確立（県知事公室）

県は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

#### 警戒体制

発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき

県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき

#### 災害警戒本部体制

発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき

県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき

#### 災害対策本部体制

本県内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき

### 第2節 情報の収集（県知事公室）

県は、発電事業者及び所在県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、所在県における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、県は、原子力発電所事故等の状況や所在県の対応等を把握するために必要と認める場合は、所在県のオフサイトセンターに職員を派遣し、原子力災害合同対策協議会での検討状況等を把握する。この場合において、派遣する職員の安全の確保に十分留意する。

### 第3節 情報の連絡（県知事公室、市町村、関係機関）

#### 1. 市町村への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係市町村に速やかに連絡する。この場合において、影響が広域的に及ぶと想定される場合等は、県内全市町村への連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

#### 2. 関係機関への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

#### 3. 市町村から住民への情報伝達

市町村は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示等の伝達を行う。

住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- 事故の状況と今後の予測
- 発電事業者における対策状況
- 所在県等における対策状況
- 屋内退避又は避難が必要となる区域
- 県及び市町村の対策状況
- 対象住民等がとるべき行動
- その他必要な事項

市町村は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示の状況等について、自治会、消防団、災害時要援護者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、市町村は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

#### 4．県民等への広報

県は、プレスリリース、ホームページ等の情報発信手段を活用して、事故の状況等について県民等への広報に努める。

特に、緊急避難を要する場合やその他必要と認められる場合は、放送事業者を通じた広報を実施する。

#### 5．相談窓口の設置

県は、市町村等と連携し、必要に応じて、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

### 第4節 住民避難等の防護活動（県関係部局、県警察本部、市町村、関係機関）

県は、国、所在県及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、放射性物質の拡散の見通し、所在県での住民避難状況等を総合的に勘案して、県内における住民避難等の要否を判断し、必要と判断した場合は、市町村に対して、住民へ避難等を指示するよう要請する。

この場合、県は、市町村等と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

- 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
- 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。県及び市町村は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、県及び市町村は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

住民避難に当たって、市町村は、災害時要援護者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

なお、県は、県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、市町村及び関係

機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、交通規制等を行う。

また、迂回路の確保等についても連携して対応する。

## 第5節 緊急時環境放射線モニタリングの実施（県環境生活部、関係機関）

県は、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの環境放射線モニタリングを継続するとともに、移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

また、県は、必要に応じて、県内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請する。

さらに、県は、所在県、隣接県及び関係機関との間で、緊急時環境放射線モニタリングデータを相互に共有し、有効活用を図る。

## 第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、関係機関）

県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

また、県及び市町村は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

## 第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等（県健康福祉部、県環境生活部、県農林水産部）

県は、県内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物の検査を行い、国が定める摂取制限等の基準に抵触する場合は、国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

## 第8節 広域的連携（県知事公室）

県は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、九州地方知事会や災害時応援協定を締結している各県等に支援要請を行う。

## 第5章 災害復旧対策計画

### 第1節 環境放射線モニタリングの実施（県環境生活部）

県は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

### 第2節 風評被害等の影響軽減（県関係部局、市町村）

県は、市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

### 第3節 住民健康相談（県健康福祉部、市町村、関係機関）

県は、関係市町村及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

### 第4節 放射性物質による汚染の除去等（県関係部局、市町村、関係機関）

県は、県内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、所在県、市町村及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

### 第5節 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び震災対策編を準用して対応する。

# 参 考

# 熊 本 県 防 災 会 議 条 例

改正 〔 昭和37年10月15日 〕  
〔 条 例 第 5 4 号 〕  
〔 昭和52年3月30日 〕  
〔 条 例 第 1 0 号 〕  
〔 平成15年7月4日 〕  
〔 条 例 第 4 7 号 〕  
〔 平成18年6月30日 〕  
〔 条 例 第 5 9 号 〕  
〔 平成23年3月23日 〕  
〔 条 例 第 9 号 〕

## (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第8項の規定に基づき、熊本県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の数は、36人以内とする。

- 2 市町村長及び消防機関の長のうちから指名される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (幹 事)

第3条 防災会議に幹事30人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

## (部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (庶 務)

第5条 防災会議の庶務は、知事公室において処理する。

## (議 事 等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 熊本県防災会議運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、熊本県防災会議条例(昭和37年熊本県第1条例第54号)第6条の規定に基づき、熊本県防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開催方法)

第2条 会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

(議決の方法)

第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第4条 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその委員が書面により委任する者を代理出席させることができる。

2 前項の規定に基づき代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(会長の専決処分)

第5条 会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(2) 知事が報告を受けた市町村地域防災計画の作成又は修正についての意見に関する事項

(3) その他軽易と認められる事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し承認を得なければならない。

(幹事会)

第6条 幹事は幹事会を構成する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事長は熊本県知事公室危機管理監をもって充てる。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

第7条 幹事長は、議案の内容に応じ必要な範囲で招集することができる。

(会議録)

第8条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(4) 会議の経過

(2) 出席委員の氏名

(5) 議決事項

(3) 会議に付した案件

(6) その他参考事項

(雑 則)

第9条 この要領に定めのあるものを除く外、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和37年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、昭和23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月23日から施行する。

# 熊本県災害対策本部条例

〔 昭和37年10月15日 〕  
条 例 第 5 5 号  
改正 〔 平成 8 年 3 月 25 日 〕  
条 例 第 1 2 号  
改正 〔 平成18年 6 月 30 日 〕  
条 例 第 5 9 号  
改正 〔 平成23年 3 月 23 日 〕  
条 例 第 9 号

## (目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき熊本県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (庶 務)

第5条 災害対策本部の庶務は、知事公室において処理する。

## (雑 則)

第6条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 2 5 日 条例 第 1 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 6 月 3 0 日 条例 第 5 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 2 3 日 条例 第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 熊本県災害対策本部規程

昭和38年6月17日  
訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、熊本県災害対策本部条例(昭和37年熊本県条例第55号)第6条の規定に基づき、熊本県災害対策本部(以下「本部」という。)の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の位置)

第2条 本部は、熊本県庁内に置く。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は防災担当の副知事をもって充てる。

(部員)

第4条 災害対策本部員(以下「部員」という。)は、知事公室長、各部長、会計管理者、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

2 部員は災害対策本部長(以下「本部長」という。)の命を受け、その所掌事務に係る災害予防、災害応急対策に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

(本部長等の職務代理)

第5条 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した部員がその職務を代理する。

(本部組織)

第6条 本部会議及び本部室を置く。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部に対策部を、地方に地方災害対策本部(以下「地方本部」という。)を、現地に災害対策現地本部(以下「現地本部」という。)を置く。

(本部会議)

第7条 前条の本部会議は、本部長、副本部長及び部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

(1) 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

(2) 自衛隊等の派遣要請に関する事項

(3) 災害救助法の発動に関する事項

(4) その他重要事項

2 本部会議は、必要のつど、必要な範囲で本部長が招集する。

3 本部会議にやむを得ない事情により出席できない部員は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(本部室の事務)

第8条 第6条第1項に規定する本部室は、次に掲げる事務を処理する。

1 本部会議に関する事項

2 災害情報の収集及び伝達に関する事項

3 被害状況等の報告及び公表に関する事項

4 各課(センター)及び各省庁等関係機関との連絡調整に関する事項

5 自衛隊等の派遣要請に関する事項

6 災害応急措置の業務命令に関する事項

7 その他本部長の指示する事項

(本部室の組織)

第9条 本部室に本部室長(以下「室長」という。)、本部室次長(以下「次長」という。)、本部室員(以下「室員」という。)、班長、副班長及び班員を置く。

- 2 室長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 次長は、危機管理防災課長をもって充てる。
- 4 室員は、部員所属の課(センター)長をもって充てる。
- 5 班長、副班長及び班員は、それぞれ室員及び関係課(センター)員のうちから本部長が指名する。

(室長等の職務)

第10条 室長は、本部長の命を受け本部室を統括する。

- 2 次長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 室長は、室員を必要な範囲で招集することができる。
- 4 前項の招集にやむを得ない事情により出席できない室員は、代理者を出席させるものとする。
- 5 室員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(地方本部)

第11条 第6条第2項に規定する地方本部の名称、位置及び所管区域は別表のとおりとする。

- 2 地方本部は、その所管区域内にある地方機関をもって組織する。
- 3 地方本部に地方災害対策本部長(以下「地方本部長」という。)及び地方災害対策副本部長(以下「地方副本部長」という。)を置き、地方本部長に地域振興局長(熊本市の区域にあっては熊本土木事務所長)、地方副本部長に地域振興局次長(熊本市の区域にあっては、熊本土木事務所次長)をもって充てる。
- 4 地方本部長は、本部長の指示を受け、その所管区域内における防災に関する事務を処理する。
- 5 地方副本部長は、地方本部長を助け、地方本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、地方本部の組織等に関し必要に事項は、本部会議及び本部室等の組織等に準じ、地方本部長が定め、本部長に報告するものとする。

(対策部の名称等)

第12条 第6条第2項に規定する対策部の名称は、次のとおりとする。

総務対策部、企画振興対策部、健康福祉対策部、環境生活対策部、商工観光労働対策部、農林水産対策部、土木対策部、出納対策部、企業対策部、教育対策部、及び災害警備対策部

- 2 対策部の分掌事務は、各部(総務対策部にあっては、知事公室を含む。)及び出納局の分掌事務並びに企業局、教育庁及び警察本部の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事務とする。
- 3 各対策部は、必要な対策を樹立したときは、内容を本部室に合議するものとし、本部室は必要に応じその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

(対策部の組織)

第13条 対策部に対策部長、対策副部長、班長、副班長及び班員を置く。

- 2 対策部長は、各部員(総務対策部にあっては、総務部長)をもって充てる。
- 3 対策副部長は、本部長が指名した者をもって充てる。
- 4 班長、副班長及び班員は、関係課(センター)等に所属する職員のうちから本部長が指名する。

(対策副部長の職務)

第14条 対策副部長は、対策部長を補佐し、対策部長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌する。

3 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

(被害報告)

第15条 災害が発生した場合は、各地方本部長(地方本部を置かない地方にあつては、地域振興局長(熊本市の区域にあつては熊本土木事務所長)は、防災計画で定める様式による被害報告を本部室あて電話又は無線等最も迅速に方法により報告しなければならない。

2 室長は、すみやかに前項による報告をとりまとめ、本部会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。

(事務処理の原則)

第16条 この規程に定めるものを処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するものとし、かつ、関係機関と十分連絡協議しなければならない。

(他の法令との関係)

第17条 水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)、警察法(昭和29年法律第162号)その他の法令等に特別に定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

2 前項の場合、本部長は、当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(雑 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別 表

名 称	位 置	所 管 区 域
熊本地方災害対策本部	熊本土木事務所内	熊本市
宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局内	宇土市、宇城市及び下益城郡
玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局内	玉名市、荒尾市及び玉名郡
鹿本地方災害対策本部	鹿本地域振興局内	山鹿市
菊池地方災害対策本部	菊池地域振興局内	菊池市、合志市及び菊池郡
阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局内	阿蘇市及び阿蘇郡
上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局内	上益城郡
八代地方災害対策本部	八代地域振興局内	八代市及び八代郡
芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局内	水俣市及び芦北郡
球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局内	人吉市及び球磨郡
天草地方災害対策本部	天草地域振興局内	天草市、上天草市及び天草郡

# 熊本県災害警戒本部規程

平成10年3月31日  
熊本県訓令第23号  
公営企業管理規程第6号  
教育委員会訓令第4号  
県警本部訓令甲第5号

(趣 旨)

第1条 この規程は、熊本県災害対策本部の設置前における災害に対する警戒を迅速かつ的確に行うために設置する熊本県災害警戒本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に危機管理監が設置する。

- (1) 熊本地方気象台から注意報又は警報が発表され、特に警戒を必要とするとき。
- (2) 大規模な火災、船舶の遭難又は航空機、列車、バス等の事故により多数の死傷者を生じ、特に警戒を必要とするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然的若しくは人的原因から災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に警戒を必要とするとき。

2 前項に定める場合のほか、本部は、県内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し、又は気象庁本庁から県内沿岸に津波警報が発表されたときに設置されるものとする。

3 本部は、熊本県災害対策本部が設置されたとき、又は災害に対する警戒を必要としなくなったときは、危機管理監が廃止する。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 注意報及び警報等の伝達に関すること。
- (2) 雨量、水位、潮位等の情報収集に関すること。
- (3) 被害状況の収集に関すること。
- (4) 被害状況の発表に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、関係機関との情報連絡に関すること。

(組 織)

第4条 本部に本部長、副本部長及び部員を置く。

2 本部長は、危機管理監をもって充てる。

3 副本部長は、危機管理防災課長をもって充てる。

4 部員は、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)別表第1において各部の筆頭に掲げる課の課長及び次に掲げる者をもって充てるほか、必要があるときは、関係課(センター)長及び職員のうちから本部長が指名する。

- (1) 広報課長
- (2) 市町村行政課長
- (3) 消防保安課長
- (4) 政策監(消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。)
- (5) 道路保全課長



- (6) 河川課長
  - (7) 企業局総務経営課長
  - (8) 教育庁教育政策課長
  - (9) 警察本部警備第二課長
- (職務等)

第5条 本部長は、本部を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

3 部員は、本部長の命を受け、担当事務を処理する。

4 本部長は、部員をその都度必要な範囲で招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、知事公室危機管理防災課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

熊本県訓令甲第55号

2 熊本県災害情報連絡本部規程 昭和44年熊本県教育委員会訓令甲第10号は、廃止する。

熊本県警察本部訓令甲第24号

附 則

1 この訓令は、平成18年4月14日から施行し、平成18年4月5日から適用する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

# 災害応急措置の業務に従事した者に係る 損害補償に関する条例

昭和38年3月30日  
条例第13号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、同法第71条第1項の規定による従事命令又は協力命令を受けて、応急措置の業務に従事した者に係る損害補償について定めるものとする。

(損害補償)

第2条 前条の損害補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条に規定する扶助金の例により補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 災害時における放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき熊本県（以下「甲」という。）と日本放送協会熊本放送局（以下「乙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づき災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

（放送の要請）

第1条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について緊急を要する場合若しくは他の通信施設によることが著しく困難である場合法第57条の規定に基づき乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして放送を要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から放送要請をうけたときは、放送の形式、内容時刻及び送信系統等をそのつど自主的に決定し、すみやかに放送するものとする。

（連絡責任者）

第4条 放送要請に関する事項の伝達及び連絡の確実円滑を図るため、熊本県総務部防災消防課長及び熊本放送局部長を連絡責任者とする。

（雑 則）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和60年9月27日

甲	熊 本 県		
	代表者 熊本県知事	細 川 護 熙	
乙	日本放送協会熊本放送局長	並 河 暢	

（注） 民間放送各社との間の協定もこれに準ずる。

## 九州・山口 9 県災害時応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第 2 条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口 9 県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第 3 条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口 9 県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口 9 県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第 5 条第 1 号から第 5 号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第 4 条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前条第 1 項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第 5 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第 6 条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第 1 号から第 5 号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第7条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第8条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第10条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。

3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事	佐賀県知事
長崎県知事	熊本県知事
大分県知事	宮崎県知事
鹿児島県知事	沖縄県知事
山口県知事	

## 熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日、必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援要請に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。
- 4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会  
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会  
会長 富永 清次

## 熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」をいう。）の負担とし、その他の経費は応援市町村（協定第3条に規定する応援市町村をいう。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条例等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に関係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、自主応援した市町村が負担するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

- 2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 3 被災市町村は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他便宜を供与するものとする。



(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定市町村がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会  
会長 幸山 政史

乙 熊本県町村会  
会長 富永 清次

## 市町村及び消防機関における相互応援協定 (熊本縣市町村消防相互応援協定)

(協定の目的)

第1条 近年逐次大型化の傾向を示している災害に対処して、従来の市町村の相互応援協定を拡大充実し、協定市町村相互応援の徹底を期するため、熊本縣市町村（以下「当事者」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に規定する市町村消防の相互応援に関して、協定を締結する。

第2条 この協定は、災害対策本部設置以前の事態に適用するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- 1 火災防ぎよのための応援部隊の派遣
- 2 その他の災害（救急業務を除く。）に際し必要と認めた事項

(応援の方法)

第4条 火災発生の場合は、これが防ぎよ鎮圧のため協定者は、それぞれの区域内消防警備上に支障のない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 市町村に隣接した地区に火災を認知したときは原則として1隊。ただし、火焰ひによる判断により応援側の市町村長が必要と認めたときは、市町村長の指示した隊数。
- 2 要請があったときは、その要請数。

第5条 水災その他の災害に際し要請があった場合には、応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭電話または電信により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- 1 被害の状況
- 2 応援を要する人員、車輛、機械および数量
- 3 その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- 1 受援地の消防長または消防団長
- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。（ただし、緊急を要し、長に指揮命令をするのに伝令を要するため、行動が遅れる場合は、直接、隊員に命令することができる。）

第8条 応援出動隊の長は、現場到着、引揚げおよび消防行動状況を現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用)

第9条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

- 1 要請に基づく応援の場合
  - (1) 応援に際し発生した重大な機械器具の破損に要する修理費、または隊員および一般人の死傷による療養費等の負担に関しては、関係当事者の相互協議とする。
  - (2) 応援出動ポンプ用燃料、消火薬剤および応援隊の食料は原則として受援地の負担とする。

(3) 応援出動手当および被服の損料等は応援側の負担とする。

## 2 前項以外の出動の場合

(1) 応援に要した費用は、原則として応援側の負担とする。

(2) 前号以外の費用に関しては、関係当事者間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

(雑 則)

第10条 この協定実施について必要な事項は、関係当事者間において定めることができる。

第11条 この協定は昭和46年4月1日から適用する。

以上の協定の成立を証するため、当事者はこの証書4通を作成し、押印のうえ、県、市長会、町村会および県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

昭和46年4月1日 制定

昭和51年7月1日 改正

## 災害時の医療救護に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と社団法人熊本県医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護について次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、熊本県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

### （医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、次条に定める医療救護計画に基づき直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がなく、乙自らの判断により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲の承認を求めなければならない。

甲が承認した場合には、甲の要請を受けたものとみなす。

### （医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、あらかじめ医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 郡市医師会と関係機関との連絡及び連携体制
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の確保計画
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

### （医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、市町村が避難所、避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班に対する指揮)

第5条 乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、日本赤十字社熊本県支部医療救護班が派遣されている救護所にあつては同救護班が、その他の救護所にあつては医療救護現地対策室長が指定した者が行う。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療救護に係る関係機関の調整)

第7条 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置をとるものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第9条 乙は、甲が傷病者を収容する医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の自己負担とする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(訓練)

第12条 乙は、甲が実施する医療救護に関する訓練に参加するものとする。

2 乙の訓練参加に要する費用は、乙が負担するものとする。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するための必要な事項については、別に甲乙協議のうえ定めることとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めることとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成16年3月8日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

乙 熊本市花畑町1番13号

社団法人熊本県医師会

会 長 柏 木 明

## 災害時の医療救護に関する協定実施細目

熊本県（以下「甲」という。）と社団法人熊本県医師会（以下「乙」という。）は、平成16年3月8日付けをもって締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

### （医療救護班）

第1条 次の要件を満たすものを協定における医療救護班とする。

- (1) 1班当たり医師1人、看護師2人及び事務職員1人を標準として編成されたものであること。
- (2) 甲の要請に基づき乙が派遣したものであること。

### （派遣要請）

第2条 甲は、協定第2条第1項の規定により乙に対して、医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。

### （医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条第3項の規定により承認を受けようとする場合は、医療救護班承認申請書（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の場合において、当該医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第4条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第5号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

### （撤収）

第5条 医療救護の必要がなくなった場合は、甲の指示により乙は医療救護班を撤収するものとする。

### （費用弁償等の額）

第6条 協定第11条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第11条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第11条第3号に規定する扶助金については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条から第22条までに規定する扶助金の例による。

### （費用弁償等の請求）

第7条 協定第11条第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第11条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給請求書」（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

### （支払）

第8条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかにこれを支払うものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成16年3月8日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 潮谷 義子

乙 熊本市花畑町1番13号

社団法人熊本県医師会

会長 柏木 明

別表（第6条関係）

区 分	日 当	旅 費 (日当を除く)	超過勤務手当
医 師 看 護 師	熊本県災害救助法施行細則（昭和52年熊本県規則第67号）第10条に定める額		
補助職員	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）による行政職1級2号級に当る者の1日当たりの給料相当額（100円未満切り捨て）	熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の規定により1級の職務にある職員の受ける旅費（日当を除く）に相当する額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第13条の規定により算出した額以内



# 日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領

## 1 派遣基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）第1条、第31条の2第1項並びに同法第32条の規定による委託協定に基づき、日赤救護班の派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害時において、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、必要があるとみとめられるとき。
- (2) 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があるとみとめられるとき。

## 2 救護班派遣要領

### (1) 知事等の派遣要請

ア 救護班の派遣要請は、知事が単独または市町村長の要請に基づき、日赤県支部長に要請するものとする。

イ 知事等が救護班派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を申請する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び救護班（人員）数
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、救護所設置等参考となるべき事項

ウ 県内での災害はもとより、県外において大規模な災害が発生したときは、次により派遣を要請することができる。

- (ア) 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく県
- (イ) (ア)以外の都道府県においても、被災都道府県と調整の結果、派遣が可能と判断される都道府県

エ 知事は、自衛隊災害派遣要請計画に基づき、救護班を空輸にて派遣するよう要請することができる。

### (2) 知事等の派遣要請を待たない場合の救護班派遣設置

ア 災害救助法第32条の規定による委託協定により一知事等の要請を待たないで、救護班の派遣をする場合は、派遣命令権者（支部長）は、その旨をすみやかに知事等に連絡するものとする。

イ 前記アにより連絡を受けた知事等は、直ちにその旨を当該救護班の活動する区域の市町村その他の関係機関に連絡するものとする。

### (3) 派遣要請後の変更手続

派遣要請をした後において、派遣期間、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは、前記(1)のイの例によるものとする。

### (4) 派遣救護班の撤収要請

知事等は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて、撤収要請を行うものとする。

### 3 活動内容および派遣能力

#### (1) 活動内容

日赤救護班は主として、傷病その他災やくを受けた者の救護のため、地域防災機関と緊密に協力して、次に掲げる必要な活動を行うものとする。

##### ア、医療の活動範囲

(ア) 診察 (イ) 薬剤又は治療材料の支給 (ウ) 処置、手術、その他の治療および施術  
(エ) 病院又は診療所への収容 (オ) 看護

##### イ、助産の活動範囲

(ア) 分べんの介助 (イ) 分べん前後の処置 (ウ) 衛生材料の支給

##### ウ、死体処理の活動範囲

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置  
(イ) 検案

#### (2) 派遣能力

##### ア 災害派遣可能班数及び人員

常備救護班の編成は9ヶ班で班員数は63人である。

##### イ 救護班の編成

救護班の編成は、別紙のとおりである。

### 4 経費の負担

救護班が活動に要した経費は原則として無償とする。但し、災害救助法の適用災害を除く。

### 別 紙

#### 救護班の編成

災害時における医療救護を迅速にかつ適切に実施するため次のとおり医療救護班を編成しておく。

常備救護班 9ヶ班

##### ア 常備救護班の内訳 (1ヶ班)

医 師	看護師長	看護師	主 事	操作要員	計
2	1	2	1	1	7

## 日本赤十字社熊本県支部 出動基準

### 1 職員配置体制

職員配置体制及び配置基準は、次のとおりとする。

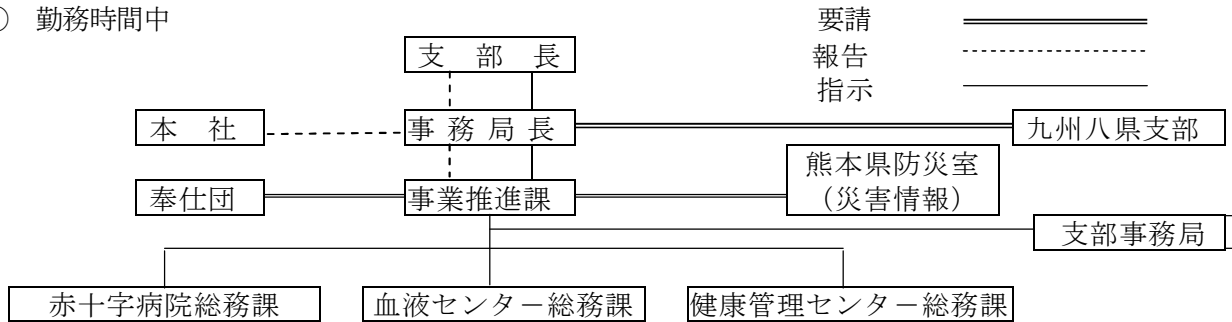
配置体制	配置基準	防災体制	配置要員
第1配置	①台風、大雨警報等が発令され、災害の発生が予想される場合 ②熊本県内で震度4以上の地震が発生した場合	警戒体制	支部 1～2名
第2配置	①台風、大雨等により災害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ②熊本県内で震度5弱以上の地震が発生した場合	警戒本部	支部 必要人員 施設 必要人員
第3配置	①台風、大雨警報等による避難指示が数日以上にわたり発令され、救援活動が必要な場合 ②熊本県内で震度5強以上の地震が発生し、被害拡大のおそれがある場合	災対本部	支部 全員 施設 必要人員
第4配置	①台風、大雨による局地あるいは広域において被害甚大な災害が発生した場合 ②熊本県内で震度6弱以上の地震が発生し、救護班の派遣が予想される場合	災対本部	支部 全員 施設 全員

なお、地震等の大規模災害が県外で発生した場合には、必要に応じて、待機の体制や救護班の派遣について、本部長が指示する。

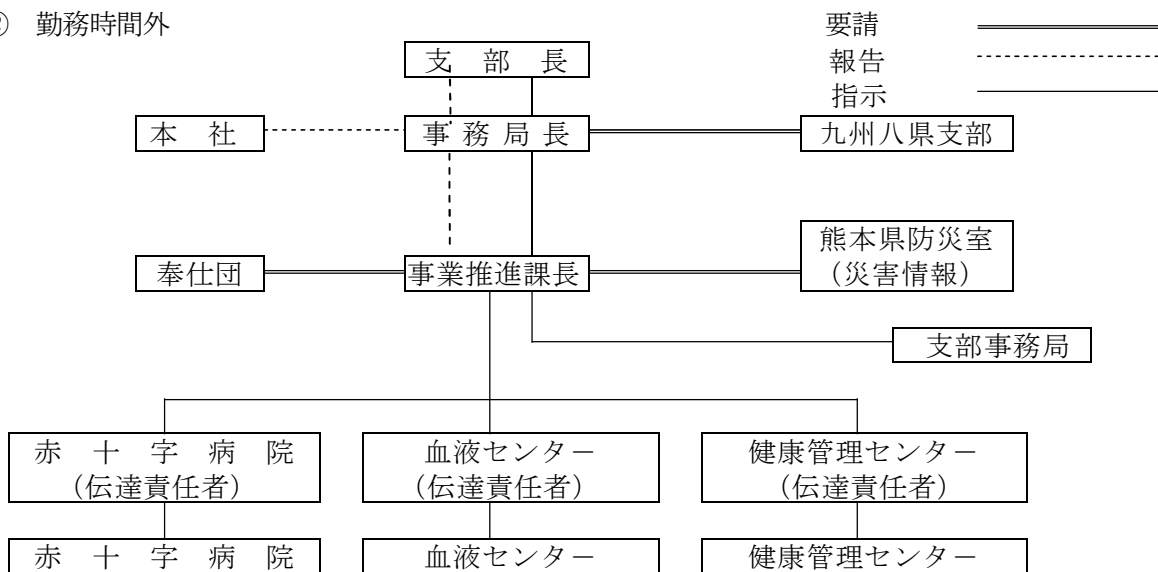
## 2 職員の招集系統

災害発生並びに非常事態の場合は、次のとおり非常招集及び情報伝達を行う。但し、伝達手段が不通の場合でも職員は自主判断で参集を原則とする。

### ① 勤務時間中



### ② 勤務時間外



## 日本赤十字社熊本県支部 救護班派遣要領及び編成基準

### 1 救護班の派遣基準

災害救助法（昭和22年法律118号第1条第31の第31の第1項並びに第32条の規定による委託協定）に基づき、日赤救護班の派遣を要請する基準は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害時において、傷病、その他の災厄を受けた者の救護のため、必要があると認められるとき。
- (2) 災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失い、人命保護のため必要があると認められるとき。

### 2 救護班の派遣要領

#### (1) 知事等の派遣要請

- ① 救護班の派遣は、知事が単独または市町村の要請に基づき、日赤熊本県支部長に要請するものとする。

② 知事等が救護班派遣を要請する場合、次の事項を明確にする。

- 災害の種類
- 派遣救護班数
- 派遣期間
- 必要資材

(2) 知事等の派遣要請を待たない場合の救護班派遣措置

① 災害救助法第32条の規定による委託協定により知事等の派遣要請を待たないで救護班の派遣をする場合は、派遣命令者（支部長）は、その旨をすみやかに知事等に連絡するものとする。

② 前記①により連絡を受けた知事等は、直ちにその旨を当該救護班の活動する区域の市町村、その他の関係機関に連絡するものとする。

(3) 派遣要請後の変更手続き

派遣要請をした後において、派遣機関、人員、地域等を変更しようとする場合の手続きは(1)の②の例によるものとする。

(4) 派遣救護班の撤収要請

知事等は派遣目的を達した場合は、またはその必要がなくなった場合は、派遣要請の要領に準じて撤収要請を行うものとする。

(5) 派遣救護班の撤収

支部長は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、撤収しその旨を速やかに知事等に連絡するものとする。

### 3 救護班編成

(1) 救護班編成

日本赤十字社救護規則に基づき、常備救護班を9個編成するものとする。

(2) 救護班編成基準

1個班の編成は、医師（班長）1名、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事1名及び自動車操作要員1名の7名を基準とする。

なお、被災状況に応じ、薬剤師など必要な職員を加えることとする。

### 4 派遣経費

救護班が活動に要した経費は、原則として無償とする。ただし、災害救助法が適用された場合を除くものとする。

## 災害救助法に基づく業務委託契約書

熊本県知事（以下「甲」という。）と日本赤十字社熊本県支部長（以下「乙」という。）との間に災害救助法（以下「法」という。）第32条の規定に基づき、救助又はその応援(以下「業務」という。)の実施に関して次のとおり委託契約を締結する。

第1条 非常災害が発生し、罹災者の医療及び助産並びに死体の処理の必要があるとき、甲は乙に対し、次の各号に掲げる業務を委託する。

### 1 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び手術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

### 2 助産

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前・分べん後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給

### 3 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検案

第2条 乙は、甲の要請に基づき業務を行うものとし、その期間は、前条第1号に掲げるものにあつては、災害発生の日から14日以内、同条第2号に掲げるものにあつては、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者を対象とし、分べんした日から7日以内、同条第3号に掲げるものにあつては、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、甲が厚生大臣の承認を得て期間を延長した場合はその期間による。

第3条 第1条各号に掲げる業務は、日本赤十字社救護員又は乙の編成する救護班若しくは現地救護班により行うものとする。

2 前項により乙の編成する救護班は、5箇班以上とする。

第4条 乙が甲から委託を受けて行なう業務について、甲は、これを推進し、援助するものとする。

第5条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらず、自らその業務を行うことができる。

第6条 甲は、第1条の規定により委託した業務を実施するため、乙が支弁した費用について、法第34条の規定に基づきその費用のための寄附金その他の収入を控除した額を別表に定めるところにより、乙の請求により補償するものとする。

第7条 乙は、前条の規定によって費用を甲に請求するときは、別紙様式による請求書にその支弁費用にかかる証拠書類の写しを添付して提出するものとする。

第8条 この契約の有効期間は、この契約締結の日から1年とする。

2 前項の有効期間が満了する1箇月前までに、この契約に関して甲又は乙のいずれからも別段の意思表示のないときは、この契約と同一の内容をもって更に契約をなしたものとみなす。

第9条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和48年6月27日

甲 熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県知事 沢田 一 精

乙 熊本市水道町14番地32号  
日本赤十字社  
熊本県支部長 河津 寅 雄

災害時応援協定等一覧

H24. 4. 1現在

協定の名称	協定相手	締結時期	協定内容等
アマチュア無線による非常災害時応援協定	社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	平成10年9月29日	公衆回線等が不通になった場合における災害情報の収集伝達に関する協力
災害時における放送要請に関する協定書	日本放送協会熊本放送局	昭和56年5月27日	
災害対策のための放送要請に関する協定	熊本放送	昭和57年5月1日	
災害対策のための放送要請に関する協定	熊本テレビ熊本	昭和57年5月1日	災害に関する予報、警報、警告その他緊急を要する告知事項の放送に関する協定
災害対策のための放送要請に関する協定	熊本朝日放送	昭和57年5月1日	
災害時における放送要請に関する協定	熊本朝日放送	平成元年11月7日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
災害時等における報道要請に関する協定	熊本朝日放送	平成17年9月26日	
九州・山口9県災害時応援協定	九州・山口9県	平成23年10月31日	災害時における職員派遣、食料・飲料水・生活必需品の提供、避難施設・住宅の提供及び医療支援等に関する相互応援
熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定	静岡県	平成23年7月25日	平時における防災等に関する情報交換 災害時の職員派遣や物資、資機材の調達及び配送に関する相互応援
熊本県と熊本県地方気象台間の防災情報の交換に関する協定	熊本地方気象台	平成10年3月31日	気象に関する詳細情報及び防災情報の相互提供
防災画像情報の相互提供に関する協定	国土交通省九州地方整備局企画部	平成17年5月19日	収集した災害発生状況、復旧状況等に関する画像情報の相互提供
防災消防ヘリコプター相互応援協定	大分県、宮崎県	平成17年11月1日	各県が保有するヘリが検査等で運航できない場合等における応援活動
災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定	九州救助犬協会	平成21年3月27日	大規模災害・事故等の発生時における捜索活動の支援
大規模災害時における登記及び境界に関する相談業務の実施に関する協定	熊本県土地家屋調査士会	平成22年8月18日	大規模災害時における建物損壊、土地境界の滅失等に係る登記及び境界に関する相談業務



協定の名称	協定相手	締結時期	協定内容等
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	熊本県石油商業組合	平成17年12月15日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱彦番屋	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ココロストア	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱サークルクサックス	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	重光産業㈱	平成22年1月20日	大規模地震等発生時に徒歩帰宅者に対して、飲料水やトイレの提供及び道路情報を提供
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ビーン・アップ・ジャパン	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱デイリーヤマザキ	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ファミリーマート	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ポプラ	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱モスフードサービス	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱吉野家	平成22年1月20日	
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	㈱ローソン	平成22年1月20日	
大規模災害発生時における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)九州支社	平成22年3月29日	サービスエリア・パーキングエリアの駐車場等を災害対策に提供
災害時における医薬品等の搬送・供給に関する協定	熊本県医薬品卸業協会	平成9年9月11日	
災害時における医薬品等の供給に関する協定	熊本県医療品卸組合	平成9年9月11日	
災害時における医療機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県医器器械協会	平成9年9月11日	災害時における医薬品、医療機器等の確保・搬送・修理・交換に対する協力
災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	日本医療ガス協会熊本県支部	平成9年9月11日	
災害時における歯科用機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県歯科用品商組合	平成9年9月11日	
災害時におけるマンパワー確保に関する協定	社団法人熊本県薬剤師会	平成10年9月14日	
災害時におけるマンパワー確保に関する協定	社団法人熊本県薬種商協会	平成10年9月14日	災害時における医薬品等の仕分けや被災者への服薬指導に関する協力
災害時におけるマンパワー確保に関する協定	熊本県製薬協会	平成10年9月14日	
災害時におけるマンパワー確保に関する協定	社団法人熊本県医薬品配置協会	平成10年9月14日	
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成18年5月19日	
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	熊本県葬祭事業協同組合	平成18年5月19日	
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定	熊本県経済農業協同組合連合会	平成18年5月19日	大規模災害等の発生時に広域火葬を円滑に行うための協力
災害時等における遺体の搬送に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	平成18年5月19日	
災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスデーター会	平成18年5月19日	
災害時の医療救護に関する協定書	社団法人熊本県医師会	平成16年3月8日	災害時における医療救護班の派遣に関する協定
災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定	熊本県環境事業団体連合会	平成19年2月2日	災害時におけるし尿処理や仮設トイレの設置に関する協力
災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定	社団法人熊本県産業廃棄物協会	平成21年5月15日	災害時における廃棄物処理に関する協力
災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定	熊本県生活協同組合連合会	平成14年11月21日	災害時における生活関連物資の調達及び安定供給に関する協力

協定の名称	協定相手	締結時期	協定内容等	
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	熊本県パン協同組合	平成10年3月19日	災害救助に必要な食料・衣料寝具・日用雑貨品等の供給に関する協力	
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	㈱鶴屋百貨店	平成10年3月19日		
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	㈱県民百貨店	平成15年3月26日		
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	㈱ゆめマート	平成17年10月18日		
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	イオン九州㈱	平成18年1月17日		
災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	熊本県共同店舗連絡協議会	平成19年1月10日		
災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	㈱イズミ	平成19年1月10日		
災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	㈱ゆめタウン熊本	平成19年1月10日		
災害時における食糧等物資の供給に関する協定書	㈱ローソン	平成19年1月10日		
災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ㈱	平成19年12月20日		
災害救助物資の供給等に関する協定	㈱ファーマーマーケット	平成21年9月14日		
地震災害時等における救援物資の提供に関する協定書	熊本県酪農農業協同組合連合会	平成19年4月24日		地震災害時等における牛乳・乳飲料・清涼飲料水等の提供
大規模災害時の支援活動に関する基本協定書	社団法人熊本県建設業協会	平成18年3月20日		大規模災害時における公共土木施設等の被害情報収集、応急復旧措置等に関する協力
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会宇城支部	平成18年3月29日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会荒尾支部	平成18年3月23日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会玉名支部	平成18年3月23日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会鹿本支部	平成18年3月31日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会菊池支部	平成18年3月27日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会阿蘇支部	平成18年3月30日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会上益城支部	平成18年3月27日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会八代支部	平成18年3月31日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会芦北支部	平成18年3月31日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会人吉支部	平成18年3月31日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会天草支部	平成18年3月29日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県造園建設業協会	平成18年10月30日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県法面保護協会	平成18年10月30日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県測量設計・建設コンクリート協会	平成21年5月8日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県地質調査業協会	平成21年5月8日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	一般社団法人熊本県電設業協会	平成22年3月30日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	社団法人熊本県建設業協会建築部会	平成18年3月29日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	熊本県電気工業工業組合	平成22年11月11日		
大規模災害時の支援活動に関する協定書	熊本県管工事業組合連合会	平成23年11月30日		
九州地方における大規模災害時の支援活動に関する協定書	九州地方整備局企画部	平成23年2月28日		
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	社団法人プレハブ建築協会	平成8年4月1日		
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	一般社団法人熊本県優良住宅協会	平成23年10月27日		
災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	社団法人全国賃貸住宅経営協会	平成23年10月27日		

熊本県防災会議委員名簿(会長・知事)

区分	機関名	職名	機関の所在地	電話番号
指定地方行政機関	九州管区警察局	局長	福岡市博多区東公園7番7号	092-622-5000
	九州総合通信局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-326-7801
	九州財務局	局長	〃	096-353-6351
	九州厚生局	局長	福岡市博多区博多駅前3-2-8	092-707-1115
	熊本労働局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-1701
	九州農政局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-9111
	九州森林管理局	局長	熊本市中央区京町本丁2番7号	096-328-3500
	九州経済産業局総務企画部	部長	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	092-482-5405
	九州産業保安監督部	部長	〃	092-482-5923
	九州地方整備局	局長	福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	092-471-6331
	九州運輸局熊本運輸支局	支局長	熊本市東区東町4丁目14番35号	096-369-3188
	大阪航空局熊本空港事務所	所長	上益城郡益城町大字小谷	096-232-2853
	熊本地方气象台	台長	〃	096-324-3283
	熊本海上保安部	部長	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3103
	九州地方環境事務所	所長	熊本市東区尾ノ上1-6-22	096-214-0311
九州防衛局熊本防衛支局	支局長	熊本市東区東町1丁目1番11号	096-368-2172	
自衛隊	陸上自衛隊第8師団	師団長	熊本市北区八景水谷2丁目17番1号	096-343-3141 内線(3234)
教育庁	熊本県教育庁	教育長	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
警察本部	熊本県警察本部	本部長	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
市町村長及び消防機関の長の代表	熊本県市長会	会長	熊本市中央区花畑町4番7号 朝日新聞第一生命ビル8F	096-351-6604
	熊本県町村会	会長	熊本市東区健軍2丁目4番10号	096-368-0011
	熊本市消防局	局長	熊本市中央区大江3丁目1番3号	096-363-0119
	熊本市消防団	団長	〃	〃

区分	機関名	職名	機関の所在地	電話番号
指定公共機関	日本銀行熊本支店	支店長	熊本市中央区山崎町15番地	096-359-9501
	日本赤十字社熊本県支部	事務局長	熊本市東区長嶺南2丁目1番1号	096-384-2100
	日本放送協会熊本放送局	局長	熊本市中央区千葉城町2番7号	096-352-1482
	西日本高速道路株式会社九州支社	支社長	福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号	092-762-1111
	九州旅客鉄道株式会社熊本支社	取締役支社長	熊本市西区春日3丁目15番1号	096-352-0818
	西日本電信電話株式会社熊本支店	理事支店長	熊本市中央区桜町3丁目1号NTT桜町ビル	096-321-3083
	郵便事業株式会社九州支社	支社長	熊本市中央区城東町1番1号	096-328-5308
	郵便局株式会社九州支社	支社長	熊本市中央区城東町1番1号	096-325-2115
	九州電力株式会社熊本支社	執行役員支社長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	096-386-2200
指定地方公共機関	社団法人熊本県トラック協会	会長	熊本市東区東町4丁目6番2号	096-369-3968
	社団法人熊本県バス協会	会長	熊本市中央区桜町3番10号	096-352-9694
	三和商船株式会社	取締役	天草市牛深町2286	0969-73-2103
	西部ガス株式会社熊本支社	常務執行役員支社長	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8600
	株式会社熊本日日新聞社	総務部長	熊本市中央区世安町172番地	096-361-3111
	株式会社熊本放送	常務取締役管理本部長	熊本市中央区山崎町30番地	096-328-5543
	株式会社テレビ熊本	総務局次長	熊本市北区徳王町440番地	096-351-1120
	株式会社熊本県民テレビ	総務部長	熊本市中央区世安町7番地	096-363-6111
	熊本朝日放送株式会社	総務局長	熊本市西区二本木1丁目5番12号	096-359-9016
	社団法人熊本県医師会	会長	熊本市中央区花畑町1番13号	096-354-3838
	社団法人熊本県看護協会	会長	熊本市東区東町3丁目10番39号	096-369-3203
	知事が部内の職員のうちから指名する者	熊本県	副知事	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
〃		〃	〃	内線3012
〃		〃	〃	〃 3022
〃 知事公室		公室長	〃	〃 3800
〃 総務部		部長	〃	〃 3050
〃 企画振興部		部長	〃	〃 3510
〃 健康福祉部		部長	〃	〃 7000
〃 環境生活部		部長	〃	〃 7300
〃 商工観光労働部		部長	〃	〃 5110
〃 農林水産部		部長	〃	〃 5300
〃 土木部		部長	〃	〃 6000
〃 出納局	会計管理者	〃	〃 6320	
〃 企業局	局長	〃	〃 6380	

熊本県防災会議幹事名簿

機 関 名	職 名	所 在 地	電話番号
九州厚生局	健康福祉部長	福岡市博多区博多駅前3-2-8	092-707-1115
九州農政局	企画調整室室長補佐	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-9111
九州地方整備局	熊本河川国道事務所長	熊本市東区西原1丁目12番1号	096-382-1111
九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	熊本市東区東町4丁目14番地35号	096-369-3188
大阪航空局熊本空港事務所	総務課長	上益城郡益城町大字小谷	096-232-2853
熊本地方気象台	防災業務課長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-324-3283
熊本海上保安部	警備救難課長	宇城市三角町三角浦1160番地20	0964-52-3103
陸上自衛隊第8師団	司令部第3部長	熊本市北区八景水谷2丁目17番1号	096-343-3141 内線(3230)
熊本県教育庁	教育理事	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
熊本県警察本部	警備第二課長	〃	096-381-0110
熊本市消防局	消防課長	熊本市中央区大江3丁目1番3号	096-363-0230
日本赤十字社熊本県支部	事業推進課長	熊本市東区長嶺南2丁目1番1号	096-384-2119
九州旅客鉄道株式会社熊本支社	施設担当課長	熊本市西区春日3丁目15番1号	096-326-6965
西日本電信電話株式会社熊本支店	設備部長	熊本市中央区桜町3番1号NTT桜町ビル	096-321-3083
九州電力株式会社熊本電力センター	副センター長兼 計画管理グループ長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	096-386-2230
熊本県 知事公室	危機管理監《幹事長》	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
〃 〃	首席審議員兼広報課長	〃	〃
〃 総務部	政策審議監	〃	〃
〃 〃	総括審議員兼市町村局長	〃	〃
〃 企画振興部	政策審議監	〃	〃
〃 健康福祉部	総括審議員兼政策審議監	〃	〃
〃 環境生活部	政策審議監	〃	〃
〃 商工観光労働部	政策審議監	〃	〃
〃 農林水産部	政策審議監	〃	〃
〃 土木部	政策審議監	〃	〃
〃 〃	河川港湾局河川課長	〃	〃
〃 企業局	次長兼総務経営課長	〃	〃
〃 宇城地域振興局	局 長	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2111

# 熊 本 県 地 域 防 災 計 画

(地震・津波災害対策編)

平成24年度修正

熊 本 県 防 災 会 議



沿革 平成 9年6月 3日 作成 平成14年5月16日 修正 平成19年5月23日 修正  
 平成10年5月19日 修正 平成15年5月19日 修正 平成20年5月27日 修正  
 平成11年5月17日 修正 平成16年5月17日 修正 平成21年5月20日 修正  
 平成12年5月17日 修正 平成17年5月19日 修正 平成22年5月18日 修正  
 平成13年5月16日 修正 平成18年5月18日 修正 平成23年5月19日 修正  
 平成24年5月23日 修正

# 目 次

## 第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	計画の性格及び基本方針	1
第3節	関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節	熊本県の特質と過去の主な地震災害	7
第5節	被害想定	18
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画	20

## 第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	21
第2節	自主防災組織育成計画	25
第3節	防災訓練計画	28
第4節	地震観測施設等整備計画	31
第5節	防災業務施設整備計画	34
第6節	災害備蓄物資・資機材整備計画	36
第7節	水害・土砂災害予防計画	38
第8節	海岸対策計画	41
第9節	火災予防計画	43
第10節	危険物等災害予防計画	45
第11節	建築物等災害予防計画	46
第12節	公共施設等災害予防計画	47
第13節	給水確保計画	51
第14節	通信施設災害予防計画	52
第15節	電力施設災害予防計画	53
第16節	都市ガス施設災害予防計画	54
第17節	鉄道施設災害予防計画	56
第18節	海上災害予防計画	57
第19節	避難収容計画	59
第20節	災害時要援護者避難支援計画	62
第21節	医療保健計画	65
第22節	災害ボランティア計画	69

## 第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	72
第2節	職員配置計画	73



第3節	災害警備計画	77
第4節	応援要請計画	79
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	82
第6節	地震・津波情報伝達計画	84
第7節	災害情報収集・伝達計画	99
第8節	広報計画	103
第9節	避難収容対策計画	107
第10節	交通規制計画	115
第11節	緊急通行車両確認計画	118
第12節	輸送計画	120
第13節	水防計画	122
第14節	救出計画	123
第15節	医療救護計画	125
第16節	食糧供給計画	128
第17節	給水確保計画	131
第18節	生活必需品供給計画	132
第19節	建築物・宅地等応急対策計画	134
第20節	公共施設応急復旧計画	135
第21節	畜産・酪農業応急対策計画	139
第22節	通信施設災害応急対策計画	142
第23節	電力施設応急対策計画	144
第24節	都市ガス施設応急対策計画	145
第25節	鉄道施設応急対策計画	148
第26節	ダム等管理計画	150
第27節	保健衛生計画	151
第28節	災害ボランティア活用計画	154
第29節	廃棄物処理計画	158
第30節	住宅応急対策計画	160
第31節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	161
第32節	救援物資要請・受入・配分計画	163
第33節	海上災害対策計画	165
第34節	金融応急対策計画	168
第35節	物価安定対策計画	170

## 第4章 災害復旧計画

第1節	公共土木施設災害復旧計画	171
第2節	農林水産施設災害復旧計画	172
第3節	海上災害復旧・復興支援対策計画	174
第4節	その他の災害復旧計画	175
第5節	被災者自立支援対策計画	177
第6節	被災農林漁業の経営安定計画	179
第7節	雇用機会確保計画	180

## 参 考

熊本県防災会議委員名簿	181
熊本県防災会議幹事名簿	183

# 第 1 章

## 總 則

## 第1節 目的

この計画は、本県の県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、県、市町村及び各防災関係機関に必要な体制を確立するとともに、県域における地震・津波災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 1. 計画の性格

- (1) この計画は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本県における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。

この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「熊本県地域防災計画」の「一般災害対策編」に定めるところによる。

- (2) 「熊本県地域防災計画震災対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) この計画は、地震・津波災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

### 2. 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- (4) 地震・津波災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

## 第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1. 防災関係機関の責務

#### (1) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

#### (2) 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2. 処理すべき事務または業務

県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
熊 本 県		1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
指 定 地 方 行 政 機 関	九州財務局	1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九州農政局	1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料（米穀）の調達・供給対策 5 主要食糧の需給対策
	九州厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連携調整
	九州森林管理局	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	九州経済産業局	1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
	九州産業保安監督部	1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
	九州総合通信局	1 非常の場合の有線電気通信及び無線通信の監理
	福岡管区气象台 熊本地方气象台	1 地震・津波に関する観測施設を整備すること 2 地震・津波等に関する防災知識の普及に努めること 3 津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表・伝達すること 4 二次災害防止のため、気象、地象・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること 5 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること 6 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指 定 地 方 行 政 機 関	熊 本 労 働 局	1	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九 州 管 区 警 察 局	1	広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
		2	広域的な交通規制の指導調整に関すること
		3	災害時における他管区警察局との連携に関すること
		4	管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
		5	災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
		6	災害時における警察通信の運用に関すること
		7	津波予報の伝達に関すること
	九 州 運 輸 局 熊 本 運 輸 支 局	1	災害時における陸上輸送の調整及び指導
		2	災害時における自動車運送事業者に対する運送命令
		3	災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	熊 本 海 上 保 安 部	1	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
大 阪 航 空 局 熊 本 空 港 事 務 所	1	飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助	
	2	遭難航空機の捜索及び救助	
九 州 地 方 整 備 局	1	直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること	
	2	直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること	
	3	直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること	
	4	高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画	
	5	緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施	
	6	その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと	
九 州 地 方 環 境 事 務 所	1	災害廃棄物等の処理対策に関すること	
	2	環境監視体制の支援に関すること	
	3	飼育動物の保護等に係る支援に関すること	
九 州 防 衛 局	1	所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整	
	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整	
自 衛 隊	1	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）	
市 町 村	1	市町村防災会議に関する事務	
	2	防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策	
	3	災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査	
	4	消防、水防その他の応急措置	
	5	被災者に対する救助及び救護措置	
	6	災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策	
	7	その他市町村の所掌事務についての防災対策	
	8	市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導	

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指 定 公 共 機 関 ・ 指 定 地 方 公 共 機 関	郵便事業株式会社 (九州支社)	1	災害時における郵便業務運営の確保
		2	災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1)災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4)被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
	郵便局株式会社 (九州支社)	1	災害時における郵便局窓口業務の確保
	鉄道関係機関(九州旅客鉄道株式会社、熊本電気鉄道株式会社、南阿蘇鉄道株式会社、くま川鉄道株式会社及び肥薩おれんじ鉄道株式会社)	1	鉄道施設の防災対策
		2	災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	1	電気通信施設の防災対策
		2	災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	日本銀行 (熊本支店)	1	災害時における金融対策。すなわち預貯金、り災関係手形および災害関係融資等に関する臨時的措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き替えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
	日本赤十字社 (熊本県支部)	1	災害時における医療、助産及び死体処理の実
	2	災害援助等の奉仕者の連絡調整	
	3	義えん金品の募集配分	
日本放送協会及び放送報道関係(NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社)	1	気象予警報、災害情報等の災害広報対策	
自動車運送機関(社団法人熊本県トラック協会、社団法人熊本県バス協会、社団法人熊本県タクシー協会)	1	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保	
海上輸送機関(三和商船株式会社、熊本フェリー株式会社、熊本県海運組合)	1	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保	

機 関 名		事 務 又 は 業 務	
指定公共機関・指定地方公共機関	電力供給機関 (九州電力株式会社熊本支店)	1	電力施設の保全、保安対策
		2	災害時における電力供給確保
	ガス供給機関 (西部ガス株式会社、天草ガス株式会社、九州ガス株式会社、山鹿都市ガス株式会社、社団法人熊本県エルピーガス協会)	1	ガス施設の保全、保安対策
		2	災害時におけるガス供給の確保
	西日本高速道路株式会社九州支社	1	有料道路及び施設の防災対策
	社団法人熊本県医師会	1	災害時における医療、助産等の救護
社団法人熊本県看護協会	1	災害時における医療、助産等の救護	
熊本県土地改良事業団体連合会	1	溜池及び水こう門等の整備と防災管理	
	2	農地及び農業用施設の被害調査および復旧	
その他公共的団体および防災上重要な施設の管理者	病院等経営者	1	避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護
		2	災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1	避難施設の整備と避難等の訓練
		2	被災時における収容者保護
	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1	農林水産関係の被害調査または協力
		2	農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導
		3	被災農林水産家に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、または斡旋
商工会、商工会議所	1	商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力	
	2	災害時における物価安定についての協力、徹底	
	3	救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋	
金融機関	1	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置	
学校法人	1	避難施設の整備及び避難訓練	
	2	被災時における教育対策	
危険物施設及び高圧ガス、火薬類等の管理者	1	安全管理の徹底	
	2	防災施設の整備	



## 第4節 熊本県の特質と過去の主な地震災害

### 1. 地 勢

熊本県は、地理的には九州の中央に位置し、北、東および南の三方は山岳に囲まれており、特に宮崎県との県境には九州の背梁をなす九州山脈が走り、最高峰の国見岳(1,739m) 市房山(1,722m)を主峰に十数座の山岳が連なっている。

中央部は、菊池川、白川、緑川流域に熊本平野が開け、球磨川、氷川その他の中小河川の流域にひらける八代平野とともに平坦地を形成している。複式火山として世界的に有名な阿蘇山は、県の東北部に位置し、陥没によってできた南北約25km、東西約17kmの巨大なカルデラの内部に、いわゆる阿蘇五岳がある。その噴出物は広域に広がり、北は福岡県の安徳台付近に、南東は宮崎県日向灘の海岸にいたり、南は人吉付近に、南西は天草の下島にまで及び、噴出物の分布面積は6,817 k m<sup>2</sup>で九州の面積の5分の1に達するといわれる。

県の北部には、八方ヶ岳(1,052m)があり、また福岡、大分および本県との三県境には国見山(1,018m)がそびえ、県南部は、一帯に急峻かつ、広大な山地からなり、九州山脈に連なる山岳が相重なっている。熊本平野の西方には宇土半島が突き出て、有明海と不知火海とに分け、宇土半島の南西には、大小120余の島からなる天草諸島が散在している。

### 2. 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが同時複合的に発生することが特徴である。

被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。

#### (1) 人口の集中度

本県の人口は、平成17年10月現在1,842,233人でこのうち677,565人(約37%)が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市では1,429,923人(約77%)が集中している(H17国勢調査より)。

また、都市部の人口は年々増加し国際化が進み、逆に山間部の人口は減少しており、過疎化・高齢化が進んでおり、高齢者や外国人等の災害弱者が増加している。

さらに、消防団については、都市部及びその近郊町村ではサラリーマン団員の増加、過疎部では団員の確保・高齢化の問題のある市町村も見られる。

#### (2) 土地利用の変化

市街地中心部でのビルの高層化が進み、また大規模開発等による住宅団地の形成や大型小売店や娯楽施設等の不特定多数の人が集まる施設の建築が増加している。逆に、以前からの住宅密集地は再開発があまり進んでいない。

これらは、地震災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

#### (3) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は県民生活に欠かせないものとなっており、今後、益々その依存度・重要性が高くなると考えられる。

これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し県民生活に大きな支障をもたらし、都市機能をマヒさせるばかりでなく、2次災害の危険性もある。

(4) 工業化の進展

高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工業化とともに多量の危険物を貯蔵する施設が増加し、地域における被害拡大の危険性を高めている。

(5) 交通機関の発達

自動車は急速に増加してきているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、出火・延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が消火・救助活動等の災害応急活動の妨げとなり被害を拡大させることが予想される。

また、道路・鉄道・港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、県民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(6) コミュニティ意識の低下

近年の都市化及び核家族化の進展で、特に都市部において地域のコミュニティ活動が停滞ぎみで、県民の防災意識の高まりも鈍く、地震災害発生直後の被害拡大を防ぐ有効な手段であるコミュニティレベルでの防災活動もあまり活発でなく、自主防災組織率も全国に比べて非常に低い状態にある。

このような社会的災害要因によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分なものではない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に最大限の努力を払うと同時に、基礎的・科学的な調査や公共施設等の整備、企業も含めた防災意識の普及啓発を不断に続けていくことが必要である。

### 3 . 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害

県下に大きな被害をもたらした地震・津波としては、明治22年(1889年)7月熊本付近を震源とした地震(死者 20人、負傷者52人、家屋の全壊228戸)等が記録されている。

県内に被害をもたらした主な地震・津波(県内の最大震度4以上)は、次のとおりである。

#### (1) 主な地震とその被害

744年6月6日(太平16.5.18)天草郡、八代郡、葦北郡 M : 7.0

田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

1619年5月1日(元和5.3.17)肥後八代 N32.5° E 130.6° M : 6.0

麦島城をはじめ公私の家屋が破壊した。

1625年7月21日(寛永2.6.17)熊本 N32.8° E 130.6° M : 5~6

地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約50。

1723年12月19日(享保8.11.22)肥後・豊後・筑後 N32.9° E 130.6° M : 6.5

肥後で倒家980、死者2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。

1769年8月29日(明和6.7.28)日向・豊後・肥後 N33.0° E 132.1° M : 7 3/4

延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。

1792年5月21日(寛政4.4.1)雲仙岳 N32.8° E 130.3° M : 6.4

前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山(眉山 : 天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km<sup>3</sup>が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。

「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。

1828年5月26日(文政11.4.13)長崎 N32.6° E 129.9° (M : 6)

出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。

1889年7月28日23時45分(明治22)熊本付近 N32.8° E 130.7° H : 極浅 M : 6.3

飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半潰138、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。柳川地方でも潰家60余。

肥後・筑後地方で強震

1894年8月8日23時19分(明治27)熊本県北部 N32.8° E 131.0° H : 極浅 M : 6.3

阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、石垣の崩壊が多かった。長陽村で家屋破損1、石垣崩壊9。

1895年8月27日22時42分(明治28)熊本県北東部 N32.8° E 131.0° H : 極浅 M : 6.3

阿蘇郡山西村で土蔵破損400、堤防亀裂8、石垣崩壊22、石碑・石灯籠の転倒多し。永水村で家屋破損5。その他の諸村で小被害。肥後・筑後地方で強震。

1906年3月17日21時20分(明治39)熊本付近 N32.8° E 130.8°

熊本市内で陶器店・ガラス店にて多少の被害。

最大震度 : 熊本〔出典 : 熊本県の気象百年(熊本地方気象台)〕

- 1907年3月10日22時03分(明治40)熊本付近 N32.9° E 130.7° : 極浅 M : 5.4  
煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3などの軽被害。最大震度 : 熊本
- 1909年11月10日15時13分(明治42)宮崎・熊本県境 N32.3° E 131.1° H : 約150km  
M : 7.6 震域広く日向・土佐で潰家・死者あり。宮崎市で被害大。県内で負傷3。  
最大震度 : 宮崎・大分・鹿児島・佐賀・岡山・徳島・広島など。震度 熊本。
- 1931年12月21日14時47分(昭和6)八代海 N32.5° E 130.5° H : 10km M : 5.5  
大矢野島群発地震。22日と26日にM : 5.6、5.9の地震(下記)。21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50 ~ 60、堤防亀裂、石垣崩壊等の被害。大矢野島の護岸・堤防決壊す。最大震度 : 牛深。
- 1931年12月22日22時08分(昭和6)八代海 N32.6° E 130.6° H : 0km M : 5.6  
被害は上記の地震と重複。最大震度 : 牛深
- 1931年12月26日10時42分(昭和6)八代海 N32.6° E 130.6° H : 10km M : 5.9  
被害は上記の地震と重複。最大震度 : 牛深
- 1937年1月27日16時04分(昭和12)熊本県中部 N32.7° E 130.8° H : 30km M : 5.1  
上益城郡秋津村で長さ10間(18m)幅3尺(0.9m)の石橋崩れ落つ。最大震度 : 牛深
- 1941年11月19日01時46分(昭和16)日向灘 N32.0° E 132.1° H : 0km M : 7.2  
日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者2・負傷18、家屋全壊27・半壊32  
その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な被害。  
九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約1m。船舶の転覆流失あり。  
干潮時のため津波による陸上の被害なし。余震多く、30日までに有感23回・無感71回  
最大震度 : 宮崎・人吉・宿毛・延岡
- 1960年5月24日 南米チリ沖 M : 8 1/4 ~ 8 1/2  
23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に襲来して被害を生じた。  
大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。  
本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸  
下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断
- 1968年2月21日08時51分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.7° H : 0km M : 5.7  
えびの地震。2月10日頃から前震あり、この地震に引き続き21日10時45分(M : 6.1)22日19時19分(M : 5.6)にも地震があり、これらの地震で被害が発生した。多数の余震あり。死者3・負傷42、家屋全壊368・半壊3,176、非住家被害1,494、道路被害73、橋梁損壊9、堤防亀裂4、山(崖)崩れ44、鉄道被害6、通信施設被害100。  
最大震度 : 人吉
- 1968年2月21日10時45分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.7° : 0km M : 6.1  
えびの地震の最大規模の地震。被害は上記の地震と重複。最大震度 : 人吉。
- 1968年2月22日19時19分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.8° H : 0km M : 5.6  
被害は上記の地震と重複。最大震度 : 人吉。

- 1968年3月25日01時21分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.7° H : 10km M : 5.4  
えびの地震の余震。死者3、住家全壊18・半壊147、非住家被害309、道路損壊6、橋梁破損5、山(崖)崩れ11、通信施設被害97。最大震度 : 人吉。
- 1975年1月23日23時19分(昭和50)熊本県北東 N33.0° E 131.1° H : 0km M : 6.1  
阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山(崖)崩れ15。最大震度 : 阿蘇山
- 1984年8月7日04時06分(昭和59)日向灘 N32.4° E 132.2° H : 33km M : 7.1  
宮崎・大分・熊本の各県で被害。負傷9、建物一部破損319など。弱い津波があり、延岡で18cmを記録。最大震度 : 宮崎・延岡・油津・大分・熊本・宇和島。
- 1987年3月18日12時36分(昭和62)日向灘 N32.0° E 132.1° H : 48km M : 6.6  
宮崎県で被害大。死者1・負傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。大分・熊本県でも被害あり。最大震度 : 熊本、阿蘇山、人吉。
- 〔ここまでの出典:日本被害地震総覧他〕
- 1997年3月26日17時31分(平成9)薩摩地方 N31° 58.3' E 130° 21.5' H : 12km M : 6.6  
水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害発生。  
最大震度: 4(熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、牛深市、芦北町、大矢野町)
- 1997年5月13日14時38分(平成9)薩摩地方 N31° 56.9' E 130° 18.1' H : 9km M : 6.4  
水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害発生。  
最大震度: 4(八代市、松橋町、人吉市、芦北町、大矢野町)
- 1999年3月9日12時53分(平成11)阿蘇地方 N32° 56.2' E 131° 01.1' H : 10km M : 4.8  
西原村、長陽村等においてブロック塀の倒壊、屋根瓦の落下、落石等の被害発生。  
最大震度: 4 (旭志村)
- 2000年6月8日9時32分(平成12)熊本地方 N32° 41.5' E 130° 45.7' H : 10km M : 5.0  
益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦多数落下、砥用町で落石被害発生。  
最大震度: 5弱( 富合町、 嘉島町)
- 2001年1月10日19時09分(平成13)阿蘇地方 N32° 48.3' E 131° 07.9' H : 5km M : 4.1  
高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、窓ガラス破損等の被害発生。  
最大震度: 3 ( 産山村、 波野村、 蘇陽町、 白水村、 久木野村、 長陽村、 清和村 ) [ 高森町の文部科学省設置の地震計で震度5強を表示 ]
- 2005年6月3日4時16分(平成17)天草芦北地方 N32° 29.7' E 130° 32.8' H : 11km M : 4.8  
負傷者2名(重傷者1名)  
最大震度: 5弱(上天草市大矢野町)
- 2011年10月5日23時33分(平成23)熊本地方 N32° 54.8' E 130° 51.0' H : 10km M : 4.5  
住家の一部破壊 最大震度5強(菊池市旭志)

〔1997年以降の震源データの出典:気象庁HP〕

(注) は自治体の震度計

(2) 主な津波とその被害

744年6月6日 (太平16.5.18)天草郡、八代郡、葦北郡 M : 7.0

田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

【再掲】

1792年5月21日(寛政4.4.1)雲仙岳 N32.8° E 130.3° M : 6.4

前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山(眉山 : 天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km<sup>3</sup>が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。

「島原大變肥後迷惑」と呼ばれた。

【再掲】

1960年5月24日 南米チリ沖 M : 8 1/4 ~ 8 1/2

23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に來襲して被害を生じた。

大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。

本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸

下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

【再掲】

#### 4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数（震度1以上）

本県における震度別地震発生数は次のとおりである。

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1904年							
明治37	熊本	13	0	1	0	0	14
1905年							
明治38	熊本	40	2	0	1	0	43
1906年							
明治39	熊本	58	0	1	2	0	61
1907年							
明治40	熊本	107	0	3	1	0	111
1908年							
明治41	熊本	13	1	0	0	0	14
1909年							
明治42	熊本	13	1	0	1	0	15
1910年							
明治43	熊本	5	0	0	0	0	5
1911年							
明治44	熊本	5	1	1	0	0	7
1912年							
明治45	熊本	12	0	0	0	0	12
1913年							
大正2	熊本	5	0	1	1	0	7
1914年							
大正3	熊本	7	1	0	0	0	8
1915年							
大正4	熊本	10	0	0	0	0	10
1916年							
大正5	熊本	12	4	0	0	0	16
1917年							
大正6	熊本	2	0	0	0	0	2
1918年							
大正7	熊本	8	0	0	0	0	8
1919年							
大正8	熊本	12	0	0	0	0	12
1920年							
大正9	熊本	7	0	0	0	0	7

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1921年							
大正10	熊本	7	0	0	0	0	7
1922年							
大正11	熊本	20	1	2	1	0	24
1923年							
大正12	熊本	12	3	0	0	0	15
1924年							
大正13	熊本	16	2	0	0	0	18
1925年							
大正14	熊本	18	1	0	0	0	19
1926年							
大正15	熊本	12	4	1	0	0	17
1927年							
昭和2	熊本	10	1	2	0	0	13
1928年							
昭和3	熊本	19	6	1	0	0	26
1929年							
昭和4	熊本	28	12	2	0	0	42
1930年							
昭和5	熊本	20	6	1	0	0	27
1931年							
昭和6	熊本	26	5	5	0	0	36
1932年							
昭和7	熊本	7	3	0	0	0	10
1933年	熊本	26	12	2	0	0	40
昭和8	阿蘇山	98	32	24	7	0	161
1934年	熊本	7	5	1	0	0	13
昭和9	阿蘇山	5	4	4	0	0	13
1935年	熊本	9	3	1	0	0	13
昭和10	阿蘇山	8	3	0	0	0	11
1936年	熊本	6	1	1	0	0	8
昭和11	阿蘇山	2	1	0	0	0	3
1937年	熊本	21	13	3	3	0	40
昭和12	阿蘇山	8	7	1	0	0	16

年	震度		1	2	3	4	5	合計
	観測点							
1938年	熊本		5	4	0	0	0	9
昭和13	阿蘇山		0	0	0	0	0	0
1939年	熊本		8	2	0	1	0	11
昭和14	阿蘇山		1	0	1	0	0	2
1940年	熊本		7	0	0	0	0	7
昭和15	阿蘇山		2	0	0	0	0	2
1941年	熊本		13	4	1	1	0	19
昭和16	阿蘇山		2	3	1	0	0	6
1942年	熊本		9	8	1	0	0	18
昭和17	阿蘇山		1	6	1	0	0	8
1943年	熊本		25	9	2	0	0	36
昭和18	阿蘇山		0	3	0	0	0	3
	人吉		4	6	0	0	0	10
1944年	熊本		13	4	1	0	0	18
昭和19	阿蘇山		5	12	0	0	0	17
	人吉		2	3	2	0	0	7
1945年	熊本		7	3	0	0	0	10
昭和20	阿蘇山		2	2	0	0	0	4
	人吉		0	0	0	0	0	0
1946年	熊本		13	12	5	1	0	31
昭和21	阿蘇山		8	2	2	1	0	13
	人吉		6	4	0	1	0	11
1947年	熊本		14	9	4	0	0	27
昭和22	阿蘇山		3	1	0	0	0	4
	人吉		7	4	0	0	0	11
1948年	熊本		4	10	2	1	0	17
昭和23	阿蘇山		2	3	0	0	0	5
	人吉		5	3	2	0	0	10
1949年	熊本		7	10	2	0	0	19
昭和24	阿蘇山		8	2	1	0	0	11
	人吉		5	3	0	0	0	8
1950年	熊本		3	6	1	0	0	10
昭和25	阿蘇山		3	2	0	0	0	5
	人吉		1	3	2	0	0	6
	牛深		0	0	0	0	0	0

年	震度		1	2	3	4	5	合計
	観測点							
1951年	熊本		10	1	3	0	0	14
昭和26	阿蘇山		3	1	0	0	0	4
	人吉		0	1	1	0	0	2
	牛深		2	0	0	0	0	2
1952年	熊本		4	1	0	0	0	5
昭和27	阿蘇山		0	1	0	0	0	1
	人吉		3	0	0	0	0	3
	牛深		0	0	0	0	0	0
1953年	熊本		6	2	0	0	0	8
昭和28	阿蘇山		7	6	0	0	0	13
	人吉		4	1	0	0	0	5
	牛深		1	0	0	0	0	1
1954年	熊本		4	0	0	0	0	4
昭和29	阿蘇山		3	4	0	0	0	7
	人吉		2	0	0	0	0	2
	牛深		0	0	0	0	0	0
1955年	熊本		3	1	1	0	0	5
昭和30	阿蘇山		5	1	0	0	0	6
	人吉		0	0	0	0	0	0
	牛深		0	0	0	0	0	0
1956年	熊本		3	0	1	0	0	4
昭和31	阿蘇山		3	3	0	0	0	6
	人吉		4	1	0	0	0	5
	牛深		0	0	0	0	0	0
1957年	熊本		0	3	0	0	0	3
昭和32	阿蘇山		1	1	0	0	0	2
	人吉		1	2	0	0	0	3
	牛深		0	0	0	0	0	0
1958年	熊本		11	4	1	0	0	16
昭和33	阿蘇山		1	3	1	0	0	5
	人吉		4	3	0	0	0	7
	牛深		1	1	0	0	0	2
1959年	熊本		3	1	1	0	0	5
昭和34	阿蘇山		0	1	1	0	0	2
	人吉		1	2	0	0	0	3
	牛深		1	1	0	0	0	2



年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1960年 昭和35	熊本	6	3	1	0	0	10
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人吉	4	2	2	0	0	8
	牛深	0	0	0	0	0	0
1961年 昭和36	熊本	13	3	3	0	0	19
	阿蘇山	5	3	0	1	0	9
	人吉	8	2	4	1	0	15
	牛深	2	1	0	0	0	3
1962年 昭和37	熊本	7	7	3	0	0	17
	阿蘇山	7	3	1	0	0	11
	人吉	13	2	0	0	0	15
	牛深	0	0	0	0	0	0
1963年 昭和38	熊本	6	7	3	0	0	16
	阿蘇山	5	4	1	0	0	10
	人吉	3	4	1	0	0	8
	牛深	0	0	0	0	0	0
1964年 昭和39	熊本	5	5	1	0	0	11
	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
	人吉	2	1	0	0	0	3
	牛深	1	0	0	0	0	1
1965年 昭和40	熊本	5	2	3	0	0	10
	阿蘇山	1	4	0	0	0	5
	人吉	2	0	2	0	0	4
	牛深	4	1	0	0	0	5
1966年 昭和41	熊本	3	3	2	0	0	8
	阿蘇山	1	2	0	0	0	3
	人吉	1	0	1	0	0	2
	牛深	1	0	0	0	0	1
1967年 昭和42	熊本	6	6	0	0	0	12
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人吉	1	1	1	0	0	3
	牛深	1	2	0	0	0	3
1968年 昭和43	熊本	5	5	3	2	0	15
	阿蘇山	2	6	0	2	0	10
	人吉	82	50	12	4	2	150
	牛深	1	2	3	0	0	6

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1969年 昭和44	熊本	7	1	2	0	0	10
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人吉	0	2	4	0	0	6
	牛深	0	0	0	0	0	0
1970年 昭和45	熊本	8	3	1	1	0	13
	阿蘇山	2	3	1	1	0	7
	人吉	2	3	2	1	0	8
	牛深	0	0	0	0	0	0
1971年 昭和46	熊本	10	4	0	0	0	14
	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
	人吉	2	3	3	0	0	8
	牛深	0	1	0	0	0	1
1972年 昭和47	熊本	2	4	1	0	0	7
	阿蘇山	1	3	0	0	0	4
	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛深	0	0	0	0	0	0
1973年 昭和48	熊本	2	0	0	0	0	2
	阿蘇山	4	0	0	0	0	4
	人吉	1	0	0	0	0	1
	牛深	0	1	0	0	0	1
1974年 昭和49	熊本	7	4	1	0	0	12
	阿蘇山	2	1	0	0	0	3
	人吉	1	2	0	0	0	3
	牛深	1	0	0	0	0	1
1975年 昭和50	熊本	13	5	4	1	0	23
	阿蘇山	57	23	4	5	1	90
	人吉	5	4	0	0	0	9
	牛深	3	1	1	0	0	5
1976年 昭和51	熊本	2	3	3	1	0	9
	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
	人吉	10	2	1	0	0	13
	牛深	5	5	0	0	0	10
1977年 昭和52	熊本	36	12	5	1	0	54
	阿蘇山	3	0	1	0	0	4
	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛深	2	2	1	0	0	5

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1978年 昭和53	熊本	14	3	1	0	0	18
	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
	人吉	3	3	2	0	0	8
	牛深	1	1	0	0	0	2
1979年 昭和54	熊本	4	3	2	0	0	9
	阿蘇山	2	3	0	0	0	5
	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛深	1	1	1	0	0	3
1980年 昭和55	熊本	0	1	3	0	0	4
	阿蘇山	0	0	1	0	0	1
	人吉	0	0	0	1	0	1
	牛深	4	1	0	0	0	5
1981年 昭和56	熊本	5	0	0	1	0	6
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人吉	2	2	0	0	0	4
	牛深	3	1	0	1	0	5
1982年 昭和57	熊本	7	1	0	0	0	8
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人吉	2	1	1	0	0	4
	牛深	0	1	0	0	0	1
1983年 昭和58	熊本	7	2	2	0	0	11
	阿蘇山	8	0	1	0	0	9
	人吉	1	3	2	0	0	6
	牛深	4	0	1	0	0	5
1984年 昭和59	熊本	4	2	0	1	0	7
	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
	人吉	9	3	1	0	0	13
	牛深	8	6	3	0	0	17
1985年 昭和60	熊本	1	1	1	0	0	3
	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
	人吉	0	1	2	0	0	3
	牛深	2	2	1	0	0	5
1986年 昭和61	熊本	2	0	1	0	0	3
	阿蘇山	2	2	0	1	0	5
	人吉	0	1	0	0	0	1
	牛深	2	1	0	0	0	3

年	震度	1	2	3	4	5	合計
	観測点						
1987年 昭和62	熊本	5	2	0	1	0	8
	阿蘇山	6	1	0	1	0	8
	人吉	2	3	1	1	0	7
	牛深	4	1	0	0	0	5
1988年 昭和63	熊本	3	1	1	0	0	5
	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
	人吉	0	1	1	0	0	2
	牛深	4	0	1	0	0	5
1989年 平成元年	熊本	3	0	0	0	0	3
	阿蘇山	2	0	1	0	0	3
	人吉	1	0	0	0	0	1
	牛深	3	2	0	0	0	5
1990年 平成2	熊本	7	4	1	0	0	12
	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
	人吉	0	2	1	0	0	3
	牛深	3	8	0	0	0	11
1991年 平成3	熊本	4	2	0	0	0	6
	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
	人吉	2	1	0	0	0	3
	牛深	5	2	1	0	0	8
1992年 平成4	熊本	7	3	0	0	0	10
	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人吉	2	1	0	0	0	3
	牛深	4	2	1	0	0	7
1993年 平成5	熊本	1	0	0	0	0	1
	阿蘇山	3	0	0	0	0	3
	人吉	6	1	0	0	0	7
	牛深	2	0	0	0	0	2
1994年 平成6	熊本	6	1	1	0	0	8
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人吉	9	3	5	1	0	18
	牛深	4	1	1	1	0	7
1995年 平成7	熊本	9	3	1	0	0	13
	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
	人吉	12	2	0	0	0	14
	牛深	6	2	0	0	0	8

年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	合計
	観測点							
1996年 平成8	熊本	10	6	1	1	0	0	18
	阿蘇山	6	0	2	0	0	0	8
	人吉	15	5	1	2	0	0	23
	牛深	2	1	0	0	0	0	3
1997年 平成9	熊本	16	4	5	1	0	0	26
	阿蘇山	11	2	1	0	0	0	14
	人吉	32	11	3	3	0	0	49
	牛深	26	11	2	1	0	0	40
1998年 平成10	熊本	7	4	0	0	0	0	11
	阿蘇山	11	1	0	0	0	0	12
	人吉	12	7	0	0	0	0	19
	牛深	7	5	0	0	0	0	12
1999年 平成11	熊本	11	5	2	0	0	0	18
	阿蘇山	12	2	1	0	0	0	15
	人吉	13	3	1	0	0	0	17
	牛深	6	2	0	0	0	0	8
2000年 平成12	熊本	14	12	1	1	0	0	28
	阿蘇山	13	1	1	0	0	0	15
	人吉	29	3	2	0	0	0	34
	牛深	5	2	0	0	0	0	7
2001年 平成13	熊本	8	2	1	0	0	0	11
	阿蘇山	6	1	2	0	0	0	9
	人吉	6	1	2	0	0	0	9
	牛深	0	0	0	0	0	0	0
2002年 平成14	熊本	7	3	1	0	0	0	11
	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	7
	人吉	5	1	1	0	0	0	7
	牛深	3	1	0	0	0	0	4
2003年 平成15	熊本	16	5	0	0	0	0	21
	阿蘇山	5	0	0	0	0	0	5
	人吉	10	1	1	0	0	0	12
	牛深	2	0	1	0	0	0	3
2004年 平成16	熊本	8	5	1	0	0	0	14
	阿蘇山	4	0	0	0	0	0	4
	人吉	14	2	0	0	0	0	16
	牛深	5	2	0	0	0	0	7

年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	合計
	観測点							
2005年 平成17	熊本	15	3	2	1	0	0	21
	阿蘇山	5	3	1	0	0	0	9
	人吉	14	3	2	1	0	0	20
	牛深	6	2	0	0	0	0	8
2006年 平成18	熊本	5	8	0	0	0	0	13
	阿蘇山	4	3	0	0	0	0	7
	人吉	9	2	2	0	0	0	13
	牛深	6	4	0	1	0	0	11
2007年 平成19	熊本	7	1	1	0	0	0	9
	阿蘇山	3	1	1	0	0	0	5
	人吉	10	4	0	0	0	0	14
	牛深	1	1	0	0	0	0	2
2008年 平成20	熊本	6	1	0	0	0	0	7
	阿蘇山	4	0	0	0	0	0	4
	人吉	8	3	0	0	0	0	11
	牛深	0	0	0	0	0	0	0
2009年 平成21	熊本	10	2	0	0	0	0	12
	阿蘇山	6	0	0	0	0	0	6
	人吉	9	1	2	1	0	0	13
	牛深	5	0	0	0	0	0	5
2010年 平成22	熊本	3	0	1	0	0	0	4
	阿蘇山	7	0	1	0	0	0	8
	人吉	2	0	0	0	0	0	2
	牛深	2	0	0	0	0	0	2
2011年 平成23	熊本	12	4	1	0	0	0	17
	阿蘇山	11	2	0	0	0	0	13
	人吉	4	0	0	0	0	0	4
	牛深	3	0	0	0	0	0	3

## 第5節 被害想定

### 1. 地震及び津波の被害想定のお考え方

#### (1) 地震による被害想定

県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災に対して迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とするため、同震災（兵庫県南部地震）のデータを基に地震被害の推計を行い、本計画を策定した。

今後、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を踏まえ、改めて本県で起こりうる地震等について調査を行い、その結果を基に被害想定を行う。

#### (2) 津波による被害想定

東日本大震災の教訓を踏まえ、本県でも住民避難体制等の津波防災対策の構築を図るため、新たに本県で起こりうる津波による被害想定を行う。

なお、被害想定に当たっては、津波の原因となる地震等に関する調査が必要となることから、この計画は、暫定的に、東日本大震災における東北地方沿岸での津波被害の状況等を勘案して策定する。

今後、(1)に併せて津波等について調査を行い、その結果を基に改めて被害想定を行う。

### 2. 地震被害想定的前提条件

想定の実施にあたっては、阪神・淡路大震災データをもとにした建物被害率等から死傷者の発生数を割り出したものであるため、次のような前提条件とした。

#### (1) 発生状況

発生の季節：冬季

発生時刻：未明(午前5時46分)

人的条件：ほとんどの住民が住宅にて就寝中

交通状況：交通機関の利用者はほとんどいない。

都市活動：ほとんど行われていない。

#### (2) 地震条件

地震発生メカニズムは、活断層を地震源とする直下型地震とする。

超大規模地震及び大規模地震の2種類を想定するが、それぞれの条件は次のとおりである。

超大規模地震：阪神・淡路大震災と同程度の地震規模

瞬間最大加速度 水平方向 800gal

大規模地震：阪神・淡路大震災と関東大震災との中間規模

瞬間最大加速度 水平方向 600gal

#### (3) 地域特性

社会指標(人口、建築物、土木構造物の質・量)が大きく異なる3地域タイプのそれぞれについて、被害を想定する。震源地として想定した3地域タイプは市街地部、山間部、島しょ部とし、それぞれ熊本市、球磨郡、天草上島をモデル地区とする。

### 3. 地震被害想定

この調査により想定された被害は、次のとおりである。

#### (1) 建物倒壊数

種 類	超大規模地震			大規模地震			現況の建物数			
	市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部	
建 物 倒 壊 数	戸建住宅	21,332	3,206	2,375	10,293	1,547	1,146	111,514	16,772	12,466
	集合住宅	4,521	1,017	197	2,173	491	95	39,174	5,528	1,508
	商業ビル	456	141	75	216	67	36	9,853	1,286	796
	工 場	491	353	147	229	169	70	14,731	4,048	1,984
	病 院	25	6	3	12	3	1	421	56	39
	その他	0	0	0	0	0	0	23,582	24,560	7,382
	合 計	26,825	4,723	2,797	12,923	2,277	1,348	199,275	52,250	24,175

#### (2) 人的被害の状況

		超大規模地震			大規模地震		
		市街地部	山間部	島しょ部	市街地部	山間部	島しょ部
死 亡 者 数	即 死	612	209	150	246	84	60
	生き埋め	262	90	64	105	36	26
	火 災	34	1	0	14	1	0
	合 計	908	300	214	365	121	86
負 傷 者 数	生き埋め	638	218	156	256	88	63
	火 災	221	10	2	150	6	2
	その他	5,599	789	459	3,347	497	294
	合 計	6,458	1,017	617	3,753	591	359

## 第6節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）とは、地震防災対策特別措置法に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して県が作成する計画である。

本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。

しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、平成27年度末まで延長されたことから、本県においても平成23年度を初年度とする第4次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする

### 1. 対象地区

既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。

### 2. 計画年度

第4次計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの五箇年とする。

### 3. 対象施設等

地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。

- ・ 避難地
- ・ 避難路
- ・ 消防用施設
- ・ 緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- ・ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- ・ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で必要なもの
- ・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備
- ・ 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備
- ・ 地震発生時において必要となる非常用食糧、救助資機材等の物資の備蓄倉庫



## 第 2 章

# 災 害 予 防 計 画



## 第1節 防災知識普及計画(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)

### 1. 計画の方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため県・市町村等防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針(平成18年4月21日中央防災会議決定)」を踏まえ、自らの職員及び県民に対し、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して行うものとする。

その際には、災害時要援護者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、県、市町村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

### 2. 県及び市町村職員に対する防災教育(県知事公室、市町村)

地震・津波災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる県及び市町村職員には、地震・津波災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、県及び市町村は、防災業務に従事する職員に対して次の防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

#### (1) 教育の内容

熊本県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

非常参集の方法

地震の原因、対策等の科学的、専門的知識

過去の主な被害事例

防災関係法令の運用

その他必要な事項

#### (2) 教育の方法

講演会、研修会等の実施

防災活動の手引き等印刷物の配布

見学、現地調査等の実施

### 3. 一般住民に対する防災知識の普及(県知事公室、県警察本部、市町村、関係機関)

県、市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津

波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

更に、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

地震及び津波に関する一般的知識

過去の主な被害事例

地震・津波災害対策の現状

平常時の心得(日頃の準備)

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| ア 住宅の点検(住宅の耐震性、ブロック塀補強等) | カ 緊急避難場所、避難所、避難路の確認 |
| イ 屋内の整理点検(家具転倒防止等)       | キ 緊急連絡先の確認          |
| ウ 火災の防止                  | ク 家族間等による安否の確認方法    |
| エ 応急救護                   | ケ 非常持出品の準備          |
| オ 非常食糧・水の準備(2~3日分の備蓄)    |                     |

地震発生時の心得

- ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- イ 場所別、状況別の心得
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難の心得
- オ 自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

広報媒体等による普及

- ア 県広報媒体の利用
- イ パブリシティ活動の展開
- ウ 映画、ビデオ、スライドの利用
- エ 広報車の巡回
- オ 講演会、研修会等の開催

防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓

練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

#### 4．学校教育における防災知識の普及(県教育庁、県知事公室、県総務部)

##### (1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする

災害時の身体の安全確保の方法(緊急地震速報の対応行動等)

災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

地震等災害発生のしくみ

防災対策の現状

なお、大規模地震・津波が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

##### (2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

##### (3) 私立学校等に対する助言・指導

県は、私立学校等に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、私立学校等は防災知識の普及に努めるものとする。

#### 5．防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)

県・市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に地震・津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

##### (1) 避難誘導等防災体制の整備

##### (2) 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例

##### (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

##### (4) 出火防止、初期消火等の任務分担

##### (5) 防災業務従事者の安全確保

#### 6．外国人に対する防災知識の普及(県知事公室、県商工観光労働部、市町村)

県及び市町村は、日本語を母国語としない外国人のために、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配付を行うなど防災知識の普及に努めるものとする。

また、外国人に対しては、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナーにおいて、防災についての相談及び情報提供に応じるものとする。

#### 7．防災知識の普及の時期(県知事公室、市町村、関係機関)

県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

防災の日：9月1日

津波防災の日：11月5日

防災とボランティアの日：1月17日

#### 8．防災相談(関係機関)

県、市町村及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

#### 9．災害教訓の伝承(県知事公室、市町村、関係機関)

県、市町村等は、過去に起こった地震・津波の大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第2節 自主防災組織育成計画(県知事公室、市町村、関係機関)

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、地震・津波に関する防災意識の高揚及び人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し、地震・津波災害に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が県民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

### 1. 必要性

大規模な地震・津波災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となるものである。このため地域ごとに住民が自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。

また、多数の者が利用し、従事する施設または危険物取り扱い事業所等で一定規模以上のものにおいては、大規模地震・津波発生時のパニックの発生などにより被害を増大させる危険性があり、防災管理者や施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、法令により義務付けられていない事業所であっても、自主的な防災組織の設置は、被害軽減のため有効である。

### 2. 地域住民等の自主防災組織

#### (1) 組織の育成指導及び強化

市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

県は、自主防災組織に関する啓発活動、自主防災組織リーダー研修会、優良自主防災組織に対する表彰等を通じて、市町村が行う当該組織結成の取組みに対する支援を行うものとする。

また、県及び市町村は、自主防災組織相互間の情報交換及び連携の場として、自主防災組織活動推進協議会を通じ、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

これらの取組みの中では、特に、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布や活動時に必要な資機材等の整備促進等により組織化を促進するとともに、養成講座等を通じて、自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図り、各地域の地震・津波に関する防災訓練や防災教育等への参加・活用を図る。

#### (2) 組織の編成単位

住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

#### (3) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。

婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

自主防災組織の活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図る。

#### (4) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、様態を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

#### (5) 主な活動内容

##### 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

##### 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導
- エ 救出救護
- オ 給食給水

### 3. 事業所の自衛消防組織等

大規模地震・津波発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

#### (1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、県及び市町村は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設

石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施

雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の制定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

平常時の活動

ア 防災訓練の実施

イ 施設及び設備等の点検整備

ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時の活動

ア 情報の収集伝達

イ 出火防止、初期消火の実施

ウ 避難誘導

エ 救出救護

## 第3節 防災訓練計画(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)

県・市町村等防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練に取り組みものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

### 1. 総合防災訓練

#### (1) 目的

大規模地震・津波発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ等からの救出・救護、二次的に発生する火災や津波からの避難・消火、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような、地震・津波災害の特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救援、救助活動等を想定した連携訓練を実施するとともに、日頃からヘリ保有機関による連絡会議等を行い、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター調整体制の構築に取り組むものとする。

#### (2) 訓練計画

県・市町村等防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

情報収集伝達	救出・救助	水防
避難誘導	医療救護	道路啓開
災害警備	消防	防疫

#### (3) 市町村の総合防災訓練

市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。



## 2．広域防災訓練

県及び市町村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

## 3．県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震・津波発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県・市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) その他必要な訓練

## 4．住民等の訓練

大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

## 5．学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

## 6．訓練の時期・場所等

### (1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

### (2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

### (3) 訓練の実施・指導等

県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

### (4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、県、市町村は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

### (5) 訓練実施における災害時要援護者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

### (6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

## 第4節 地震観測施設等整備計画

本計画は、気象庁(熊本地方気象台)、独立行政法人防災科学技術研究所及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

### 1. 気象庁の観測施設

気象庁(熊本地方気象台)が設置している観測施設は、県内に13箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び独立行政法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、気象庁本庁が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。

#### (1) 気象庁震度観測局一覧

地域名称	市町村名称	震度発表名称	観測施設名	観測点所在地
熊本県阿蘇(地方)	南阿蘇村	南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山特別地域気象観測所)
熊本県熊本(地方)	熊本市	熊本市西区春日	計測震度計	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方気象台)
	八代市	八代市平山新町	計測震度計	八代市平山新町
	八代市	八代市泉町	津波地震早期検知網	八代市泉町柿迫
	玉名市	玉名市築地	津波地震早期検知網	玉名市築地
	宇城市	宇城市松橋町	計測震度計	宇城市松橋町大野
熊本県球磨(地方)	人吉市	人吉市西間下町	計測震度計	人吉市西間下町
	多良木町	多良木町多良木	計測震度計	球磨郡多良木町多良木
熊本県天草・芦北(地方)	天草市	天草市本町	津波地震早期検知網	天草市本町本
	天草市	天草市牛深町	計測震度計	天草市牛深町286 (牛深特別地域気象観測所)
	芦北町	芦北町芦北	計測震度計	葦北郡芦北町大字芦北
	上天草市	上天草市大矢野町	計測震度計	上天草市大矢野町上

#### (2) 気象庁津波観測施設

観測点名称	観測点所在地
苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々小川内地内

## 2. 防災科学技術研究所の観測施設

県内には独立行政法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち20箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
1	小国	小国町大字宮原1567-1	12	八代	八代市松江城町1-25
2	山鹿	山鹿市山鹿西上町1328-1	13	田浦	芦北町大字町田浦町653
3	玉名	玉名市中尾380	14	五木	五木村甲字下手2672-44
4	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地4779	15	水俣	水俣市牧ノ内 1
5	大津	大津町引水1223	16	人吉	人吉市蟹作町字西田1531-1
6	熊本	熊本市東区東町3-20	17	多良木	多良木町多良木横馬場3146-1
7	高森	高森町高森2168	18	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町高戸1412
8	宇土	宇土市浦田町51	19	本渡	天草市東浜町8-1
9	矢部	山都町浜町6	20	新和	天草市新和町小宮地658
10	三角	宇城市三角町波多2864-32	21	天草	天草市天草町高浜乙第488-1
11	砥用	美里町永富1510	22	牛深	天草市牛深町2286-103

## 3. 県の観測施設

県は、次のとおり県内74箇所（熊本市設置分1箇所を含む）に震度計を設置し、気象庁（熊本地方気象台）及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
1	熊本	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防局	27	宇土	宇土市浦田町51 宇土市役所
2	坂本	八代市坂本町坂本4228-12 坂本支所	28	松島	上天草市松島町合津3538-3 松島庁舎
3	千丁	" 千丁町新牟田1502-1 千丁支所	29	姫戸	" 姫戸町姫浦2502-3姫戸地域振興センター
4	鏡	" 鏡町内田453-1 鏡支所	30	不知火	宇城市不知火町高良2273-1 不知火支所
5	東陽	" 東陽町南1105-1 東陽支所	31	小川	" 小川町江頭100 小川支所
6	泉	" 泉町柿迫3131 泉支所	32	豊野	" 豊野町糸石3516-1 豊野支所
7	荒尾	荒尾市宮内出目390 荒尾市役所	33	阿蘇	阿蘇市内牧1111-3 内牧支所
8	水俣	水俣市陣内1-1-1 水俣市役所	34	波野	" 波野大字波野2710 波野支所
9	岱明	玉名市岱明町野口2129 岱明総合支所	35	合志	合志市竹迫2140 合志市役所
10	横島	" 横島町横島3644 横島総合支所	36	西合志	" 御代志1661-1 西合志庁舎
11	天水	" 天水町小天7195-5 天水総合支所	37	城南	熊本市南区城南町宮地1050 城南総合支所
12	有明	天草市有明町赤崎3383 有明支所	38	富合	熊本市南区富合町清藤405-3 富合総合支所
13	御所浦	" 御所浦町御所浦3527 御所浦支所	39	中央	美里町馬場1100 中央庁舎
14	倉岳	" 倉岳町棚底1919 倉岳支所	40	玉東	玉東町大字木葉759 玉東町役場
15	栖本	" 栖本町馬場179 栖本支所	41	菊水	和水町江田3886 和水町役場
16	五和	" 五和町御領2943 五和支所	42	三加和	" 板楠70 三加和総合支所
17	河浦	" 河浦町河浦5253 河浦支所	43	南関	南関町大字関町1316 南関町役場
18	山鹿	山鹿市山鹿978 山鹿市役所	44	長洲	長洲町大字長洲2766 長洲町役場
19	鹿北	" 鹿北町四丁1612 鹿北総合支所	45	植木	熊本市北区植木町岩野238-1 植木総合支所
20	菊鹿	" 菊鹿町下内田713 菊鹿総合支所	46	大津	大津町大字大津1233 大津町役場
21	鹿本	" 鹿本町来民686 鹿本総合支所	47	菊陽	菊陽町大字久保田2800 菊陽町役場
22	鹿央	" 鹿央町合里158-1 鹿央総合支所	48	南小国	南小国町大字赤馬場143 南小国町役場
23	菊池	菊池市隼府888 菊池市役所	49	産山	産山村大字山鹿488-3 産山村役場
24	七城	" 七城町甲佐町74-1 七城総合支所	50	久木野	南阿蘇村河陰145-3 南阿蘇村役場
25	旭志	" 旭志小原240 旭志総合支所	51	長陽	" 河陽3574 長陽庁舎
26	泗水	" 泗水町福本383 泗水総合支所	52	白水	" 吉田1495 白水庁舎

No.	観測局	設置場所	No.	観測局	設置場所
53	西原	西原村大字小森3259 西原村役場	64	湯前	湯前町1989-1 湯前町役場
54	御船	御船町大字御船995-1 御船町役場	65	水上	水上村大字岩野90 水上村役場
55	嘉島	嘉島町大字上島530 嘉島町役場	66	相良	相良村大字深水2500-1 相良村役場
56	益城	益城町大字宮園702 益城町役場	67	山江	山江村大字山田甲1356-1 山江村役場
57	甲佐	甲佐町豊内719-4 甲佐町役場	68	球磨	球磨村大字渡丙1730 球磨村役場
58	清和	山都町大平385 清和総合支所	69	免田	あさぎり町免田東1199 あさぎり町役場
59	蘇陽	" 今500 蘇陽総合支所	70	上	あさぎり町上北1874 上支所
60	竜北	水川町島地642 水川町役場	71	岡原	あさぎり町岡原北929 岡原支所
61	宮原	" 宮原栄久69-1 宮原振興局	72	須恵	あさぎり町須恵1227 須恵支所
62	津奈木	津奈木町大字小津奈木2123 津奈木町役場	73	深田	あさぎり町深田西955-1 深田支所
63	錦	錦町大字一武1587 錦町役場	74	苓北	苓北町志岐660 苓北町役場

## 第5節 防災業務施設整備計画(関係機関)

本計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、地震・津波が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

### 1. 施設整備計画

#### (1) 防災拠点施設(県知事公室、県総務部、関係各部、県警察本部、市町村、消防機関)

県・市町村庁舎、県出先機関、消防本部・署、警察署等は、災害対策の重要な拠点となるため、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

##### 県庁舎(県総務部)

大地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるよう点検及び応急復旧について、平時から体制等の整備をしておくものとする。

##### 防災センター(県知事公室)

大規模地震・津波の災害の発生に当たって、機動的かつ効率的な体制を確立するため、情報の伝達収集に関する総合的な防災情報システム及び防災行政無線を整備するとともに、情報連絡室、災害対策本部室等、災害予防及び災害応急活動の中核拠点となる防災センターの充実強化を図るものとする。

##### 出先機関施設整備計画(県関係各部)

出先機関は、県庁舎とともに、県が実施する災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるよう、耐震診断に基づく耐震補強、関係設備の整備等を行う。

##### 市町村庁舎施設整備計画(市町村)

市町村庁舎(出先機関も含む)は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

##### 消防本部・署施設整備計画(消防機関)

消防本部及び署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

##### 警察施設整備計画(県警察本部)

警察は、次の基本的な考え方に従い、警察施設の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。

ア 災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性・耐火性の強化に努める。

イ 警察本部等の警察の中核施設が破損した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、警察本部等の代替施設としての整備を図る。

なお、海拔の低い所に所在する警察署の庁舎を管理する警察署長は、通信機器の機能を維持するため、津波、高潮等に備えて同機器を同庁舎の最上階へ移設するなどの整備を図る。

ウ ライフラインの途絶に対応するため、警察本部、隣接警察署等と連携し電源機能の確保に向けた燃料の備蓄について検討を進める。

エ 大規模災害発生時における被留置者の避難及び解放に備え、熊本県警察の被留置者の留置に関する訓令（昭和53年熊本県警察本部訓令第6号）第62条に規定する非常計画書について署員に周知徹底を図る。

オ 警察業務に支障が生じないように、複数の施設に警察情報のバックアップ体制の整備を図る。

カ 県警察無線は、警察本部、各警察署に設置した無線情報設備であり、次によりその整備を図ることとする。

- ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、無線機の増設を図る。
- ・ 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、衛星地球局等の通信施設の整備を図る。
- ・ 通信の信頼性を確保するため、通信施設の耐震性の向上を図る。

## 2. 防災活動拠点の確保

### (1) 広域防災活動拠点の指定

災害想定規模 : 広域の市町村に及ぶ大規模な地震・津波災害  
応援規模 : 県外からの応援  
役割 : 広域、全県的な活動拠点  
拠点数 : 県内に数箇所程度  
指定の状況

名称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、熊本県消防学校

### (2) その他の防災活動拠点の確保

今後、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

## 第6節 災害備蓄物資・資機材整備計画(県知事公室、県健康福祉部、九州農政局生産部、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関)

災害発生に際し、罹災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するための救助物資等の備蓄は、本計画の定めるところによる。

### 1. 食糧の備蓄(県健康福祉部、九州農政局生産部)

#### (1) 米穀の備蓄

農林水産省(生産局)の備蓄

米穀の備蓄については、平成7年11月に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」において、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えて、政府は責任をもって必要量を備蓄することとされ、県内では5倉庫業者に約12,300トン(平成24年3月末現在)の米穀が備蓄されている。

また、災害の発生により応急用米穀が必要な場合、農林水産省は知事と協議のうえ必要により政府米を売却するものとされている。

米穀販売事業者の在庫保有

県内の米穀販売事業者に対しては、農林水産省から災害が発生した場合には売却を要請することができる。

なお、県下の米穀販売事業者別「供給可能量」は、「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果(農林水産省より県関係課へ配付)の6調査品目別、団体別の食料供給者連絡先の6-1

精米」のとおりである。

#### (2) 乾パンの備蓄

県の備蓄

災害救助法が適用された災害時に供給される備蓄物資として20,000食の乾パンを備蓄している。

### 2. 衣料等の備蓄(県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部)

災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急救助に要する衣料等の救助物資は、県及び日本赤十字社熊本県支部において備蓄しているが、それらの現状は次のとおりである。

#### (1) 県における備蓄

県における衣料、生活必需品等の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、別冊資料編第12-2(1)のとおりである。

#### (2) 日赤県支部における備蓄

日本赤十字社熊本県支部において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、別冊資料編第12-2(2)のとおりである。

### 3. 備蓄物資の点検及び整備(県健康福祉部)



災害対策基本法第49条及び災害救助法第22条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、県は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な地震・津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。

#### 4．食糧・生活必需品に関する供給方針(県知事公室、関係各部)

地震発生時に食糧・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄(小売業者等との供給協定の締結)や市町村の備蓄物資等も活用するなど、食糧・生活必需品の確保に努めるものとする。

また、九州・山口9県災害時相互応援協定等により、他の都道府県との食料・生活必需品の供給に関する協力体制の確立に努めるものとする。

市町村における備蓄及び供給協定の締結等に当たって、県は必要な助言、指導に努めるものとする。

#### 5．災害復旧用材の供給(九州森林管理局)

森林管理局長又は森林管理署長は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等についての要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとされている。

#### 6．災害用装備資機材の整備充実(関係機関)

##### (1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

救出救助用資機材

照明用資機材

災害対策用特殊車両

交通対策用資機材

その他後方支援用等必要な資機材

##### (2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の円滑な調達・支援要請等を図るため、平素から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

#### 7．燃料備蓄(県知事公室、関係機関)

県、市町村、関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要燃料について、備蓄方法の検討に取り組むものとする。

なお、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

## 第7節 水害・土砂災害予防計画(県農林水産部、県土木部、九州森林管理局)

本計画は、地震発生に伴う河川等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等のコンクリート構造物の破損による後背地の水害の未然防止・被害軽減を図るものである。

### 1. 治山対策(県農林水産部、九州森林管理局)

#### (1) 荒廃地復旧対策

本県の林野面積は、464,631ha(国有林を含む)で県土総面積740,483haの63%を占めている。森林は水源のかん養、土砂崩壊・土砂流出の防止、自然環境の保全、公衆の保健などの多面的機能を有し、県土保全上も重要な地位を占めている。治山事業は森林法、地すべり等防止法に基づくもので、このような森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを図っているが、流域の保全と局所防災の見地から県民の生命財産等の保全を図る方針である。本県は、急峻な地形が多く、破碎帯、断層など複雑であり、地震を誘因とした山地災害が発生することも考えられる。平成22年3月末現在では山地災害危険地が4,322箇所あり、治山事業では、山地災害危険地を重点的に整備していく方針である。

#### (2) 保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地の降雨を地中に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失又は崩壊の発生を防止する等洪水調節機能、湯水緩和機能及び浸食防止機能等の優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が地震によって破壊された場合は、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して国土の荒廃をまねくおそれがある。これらに対して、質的向上を図るため防災施設を整備しながら改植、補植及び下刈り施肥等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の水資源の涵養機能と土砂の流失及び土砂の崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

#### (3) 山地災害の原因と対策

本県の災害の主なるものは水害であり、豪雨による山地崩壊の主たる原因は、次のようなものがある。

無林地状態による山地の浸食作用が進み、野溪が発達して起こる山崩れ

雨水が山腹の地下表層に浸透し、表層土の重さを増加して起こる崩落

表層の下部に不透水層があって、雨水の浸透が行われず、不透水層にそって滑落して起こる山崩れ

無林地状態の脆弱にして不安定な山地地盤の崩落

溪流の浸食が進み、両岸山腹が不安定となって起こる山崩れ

不安定な地下水層に雨水が浸透して、その斜面に沿って起こる滑落

これらの主たる原因のほか、地震により直接崩落が発生することもあり、又は地震により発生した亀裂に雨水がはいり、崩落が発生するなど地震が崩落の誘因となることも考えられる。

山地災害危険地については、森林整備保全事業計画等に基づき、山脚固定のための谷止工、床勾配安定のための堰堤工事を施行するとともに、災害に強い森林を造成し、山地崩壊を未然に防止する計画である。

## 2．治水対策(県土木部)

### (1) 本県の河川の概要

本県の河川は、九州のほぼ中央部を縦貫する九州山地を分水嶺として有明海、八代海に注ぐものと一部宮崎県、大分県、福岡県へ流下するものに分かれている。うち1級河川は8水系(延長1,733,000m)、2級河川は81水系(延長627,015m)、準用河川は130水系(延長1,253,664m)となっている。

これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的に改修事業を実施している。

### (2) 事業の内容

河川の改修は、順次改修事業計画に基づいて実施するが、その際に耐震対策の有無について検討し、必要があれば耐震対策を盛り込んだ構造とするものとする。また、被害が甚大であると想定される区間については、緊急に整備を進めることとする。

## 3．重要水防施設・箇所の点検監視等(県土木部、県農林水産部)

水門、樋門、護岸等の水防施設に対しては、通常から点検を行っているところであるが、その中で耐震補強が必要とされる施設については、その重要度及び緊急性を考慮して順次耐震性の向上を図るものとする。

また、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

## 4．土砂災害対策(県土木部)

### (1) 土石流対策

本県は県土の約8割を山地及び丘陵地が占め急峻な地形が多く、加えて脆弱な地質が広く分布することから、県内には人命や財産に甚大な被害を及ぼす土石流が発生する恐れのある危険渓流等が3,920箇所と多く存在する。

これらの渓流の対策については、緊急性の高いものから土石流対策として砂防えん堤等の施設整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

### (2) 地すべり対策

本県の地すべりは、中央部を東西に横断する中央構造線に沿った破砕帯地すべり、天草諸島を中心に分布する第三紀層地すべり、阿蘇山を中心とした温泉地帯に点在する温泉地すべり等、一度活発な滑動が発生すれば地域の人命や財産等に甚大な被害を及ぼす多種多様な地すべりの形態が広く分布し、県内には地すべりが発生する恐れのある地すべり危険箇所が111箇所(平成8年度の地すべり危険箇所再点検後、危険箇所以外での地すべり防止区域に指定した箇所を含む。)存在する。

これらの地すべり危険箇所の対策については、地すべり活動が顕著で緊急性の高い箇所から地すべり防止施設の整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

### (3) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)対策

本県の地質の大部分は、特殊土壌や第三紀層の脆弱な地質・土壌条件をなし、さらには県土の約8割が山地及び丘陵地で占められていることから、がけ崩れが発生し人命や財産等に甚大な被害を及ぼす危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所等が9,463箇所も存在する。これらの急傾斜地崩壊危険箇所の対策については、緊急性の高い箇所からの急傾斜地崩壊防止施設の整備を行うとともに、警戒避難体制の整備等ソフト対策についても推進を図る。

## 第 8 節 海岸対策計画(県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町)

### 1. 海岸対策(県土木部、県農林水産部、市町、関係機関)

#### (1) 海岸概況

本県の海岸線は、有明海に面する海岸、八代海に面する海岸及び天草西海岸からなり、その総延長は1,084km余で、「海岸法」に基づき、国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されている。

海岸には干潟や砂浜、岩礁、深く切り立った入江等があり、その背後には集落が形成され、多くの人々が生活を営んでいる。

#### (2) 海岸保全施設概況

海岸保全施設の耐震性については、地震時の安定性について必ずしも十分な検討がなされていない場合が多い。

#### (3) 海岸保全施設の改良補強計画

海岸保全施設は、国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、施設の地震津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていくものとする。

また、整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

### 2. 海面監視(県知事公室、県農林水産部、市町)

#### (1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、沿岸の市町にあっては、海岸付近で震度4以上の揺れを感じた場合又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努めるものとする。また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。

#### (2) 情報伝達体制の確立

県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、携帯電話への一斉メール(防災情報メールサービス、緊急速報メール等)等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者、外国人、児童等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

## 第9節 火災予防計画(県総務部、県土木部、消防機関)

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、県、市町村及び各消防本部は、火災予防の徹底に努める。

### 1．出火防止、初期消火(県総務部、消防機関、市町村)

#### (1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

#### (2) 立入検査の指導強化

各消防機関が行う立入検査においては、管内の防火対象物の実態を十分に把握し、それに基づき消防計画、防火管理体制、消防用設備等の維持管理について適切な指導を行うこととする。

#### (3) 防火管理者及び防災管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者(以下「防火管理者等」という。)の役割の重要性が増加している。大規模地震時にあっても防火管理及び防災管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施するものとする。

#### (4) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の災害弱者が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

#### (5) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるように、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

#### (6) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

### 2．火災拡大要因の除去(県総務部、県土木部、市町村、消防機関)

#### (1) 火災危険区域の設定(県総務部、消防機関)

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。

#### (2) 市街地の計画的な不燃化(県土木部、市町村)

##### 避難路沿道建築物の不燃化促進

避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。特に周辺市街地の火災危険度が高い路線、利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、

準防火地域の指定を検討するものとする。

防火帯(街路樹、垣根等)の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。

防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生の恐れの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

### (3) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備(県土木部)

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6 m以上の消防活動に支障の無い道路の整備計画を検討するものとする。

## 3 . 消防力の強化(県総務部、消防機関、市町村)

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部(署)及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。



## 第10節 危険物等災害予防計画(県総務部、市町村、消防機関、関係機関)

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震・津波発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

### 1．危険物に係る予防対策

市町村及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

施設の耐震化の推進

地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

自主防災体制の確立

防災資機材の整備

### 2．高圧ガス設備等の予防対策

県は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

高圧ガス設備等の耐震化の推進

地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

地震・津波時の応急体制の整備

防災資機材の整備

### 3．火薬類に係る予防対策

県は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所(「製造事業所等」)の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

製造事業所等の耐震化の推進

地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

地震・津波時の応急体制の整備

防災資機材の整備

## 第11節 建築物等災害予防計画(県知事公室、県土木部、市町村、関係機関)

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

特に、県、市町村等の防災拠点施設については、地震・津波発生後の円滑な救出、救助等の確保に資するため、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

県では、平成19年3月に策定した「熊本県建築物耐震改修促進計画（計画期間：平成19年度～平成27年度）」に基づき、国の地域防災対策や法令による耐震化の促進のための的確な施策の実施を行うとともに、市町村や住宅・建築物の所有者及び管理者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に取り組むものとする。

- 1 県が所有する公共建築物の耐震化
- 2 住宅・建築物の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- 3 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及・啓発、技術者の育成支援
- 4 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- 5 市町村が策定する耐震改修促進計画への支援及び情報の提供
- 6 相談窓口の開設

## 第12節 公共施設等災害予防計画(県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、市町村)

### 1. 道路・橋梁(県土木部、九州地方整備局)

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ道路を重点に、補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

#### (1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図るものとする。

#### (2) 橋梁

震災時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基準)に基づき、架替・補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化の恐れがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

#### (3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施するうえで重要である。地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

### 2. 河川、砂防、港湾・海岸、漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局)

#### (1) 河川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物について耐震計画を次のとおり策定することとする。

##### 堤防

ア 次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

イ その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

#### (2) 砂防

砂防えん堤においては、えん堤規模が大きいもの及び二次災害が想定されるものについて、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。

#### (3) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果

たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、通常地震に耐えられるよう整備する。

また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置付けられている。このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。

さらに本県の港湾は軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、必要に応じてその対策を進めるものとする。

#### (4) 海岸

海岸の保全は、県民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備にあたっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行う。

#### (5) 漁港

漁港施設は、漁港及び漁村の根拠地として地域に密着しており、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響および漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行っている。

上述の海岸保全施設等の整備にあたっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

### 3. 下水道(県土木部、市町村)

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震・津波時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、地震・津波に対して必要な対策を講じるものとする。

#### (1) 対象施設

##### 管きよ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化の恐れのある地盤等において、当該管きよの重要度や地盤条件等を勘案したうえで、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

##### 処理場、ポンプ場

基本的考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の

影響を抑止若しくは軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

#### (2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

#### (3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

### 4. 公営企業関係施設(県企業局)

公営企業関係施設の防災については、熊本県企業局防災計画や関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。

#### (1) 電気事業関係施設

##### ダム

ダムについては、ダム設計基準等に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れている施設であると考えが、電気事業法や河川法に基づく漏水等の定期点検を計画的に実施していくことで、保安管理に万全を期するものとする。

なお、地震時におけるダムや水門施設の点検監視は、別節「ダム等管理計画」によるものとする。

##### 発電等施設

県営発電所は県内に8箇所あり、これらの発電所の施設は電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考えが、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また各施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。

#### (2) 工業用水道関係施設

##### ダム

上記電気事業関係施設に同様である。

##### 工業用水道施設

県企業局では3つの工業用水道を経営しており、臨海工業地帯等に立地する企業に対して工業用水を供給している。

工業用水道施設は、土木・建築構造物、管路及び電気・機械設備関係に大別されるが、管路が地震・津波による被害を受けた場合の周辺住民に与える影響を考慮し、施設の巡視点検及び耐震化を計画的に実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

#### (3) 有料駐車場関係施設

大規模地震・津波発生時に来場者への被害を避けるため、耐震性の確保に努めるものとする。

## 5．社会福祉施設(県健康福祉部)

県及び市町村は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

## 6．医療施設(県健康福祉部)

保健所は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。

## 7．交通安全施設の防災機能の強化(県警察本部)

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等防災機能の強化を図るものとする。

## 8．学校施設(県教育庁、県総務部、市町村)

大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、県立学校及び市町村立学校について、その設置者は次に掲げる対策を講じるものとする。

なお、県は、私立学校等に対して、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 校舎等の耐震性の確保  
新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修又は改築を実施するものとする。
- (2) 設備、備品等の安全管理  
コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

## 第13節 給水確保計画(県環境生活部、市町村)

### 1．水道施設の耐震化

- (1) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)において、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道耐震化計画指針に沿った必要な指導、助言並びに応急給水の確保のための措置に関し、必要な指導、助言を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

### 2．災害時応急体制の整備

- (1) 県は、水道事業者と連携して災害時における給水確保のための応急体制整備に関し広域的な情報収集、連絡体制の整備並びに水道事業者等への指導助言その他の支援を行うものとする。
- (2) 県及び水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (3) 水道事業者等は、市町村の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (4) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (5) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

### 3．住民による飲料水の確保

水道事業者等は、市町村の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

## 第14節 通信施設災害予防計画(N T T 西日本熊本支店)

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との通話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交流しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が大きい。このため、大規模地震発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図ることとする。

### 1．施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設はそのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさらに各施設の耐震強化を図るものとする。

### 2．通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。また携帯、自動車電話及び衛星通信等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

### 3．通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の多重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

### 4．災害時優先回線の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については優先的に電話回線が使用できるよう防災関係機関等が災害発生時に使用する電話回線については、災害時優先回線とする。

### 5．災害対策用資機材・復旧人員の確保

大規模地震発生に備え、災害対策用機器を緊急用資機材として確保しておくほか、全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地に派遣できる体制を確立している。



## 第15節 電力施設災害予防計画(九州電力熊本支社)

大規模地震発生時においても、極力電力供給を維持し、また供給支障・設備被害発生時において安全を確保しつつ迅速に復旧するため、あらかじめ次のような対策を講じるものとする。

### 1．電力施設の耐震計画

電力供給設備の設計基準では、震度6強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。また、阪神・淡路大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、全て補強等により改修済みである。

### 2．災害時の電力供給確保

電力供給システムの1系統の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

### 3．緊急用資機材及び人員の確保

災害に備え、緊急用資機材の備蓄、当社他支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。

### 4．災害復旧訓練

大規模地震発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練を実施し、災害に備えるものとする。

### 5．電気による火災・感電(2次災害)の防止対策

電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配付により広報活動を行うものとする。

## 第16節 都市ガス施設災害予防計画(西部ガス熊本支社)

### 1. 都市ガス施設耐震計画

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房施設などの動力源としても使用されており、重要なライフライン機能である。予期せぬ不測の事態によって施設が破損し、万一ガスが流出した場合には、2次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を講じるものとする。

#### (1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどが耐震設計がされているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることとする。

#### (2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管(ねずみ鋳鉄管、白ガス管等)については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

#### (3) 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、2次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことにより、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

#### (4) 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の1つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度5相当(200ガル)以上を感知するとガスを遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

#### (5) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底をするとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

### 2. 機能の確保

#### (1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」(日本ガス協会)等の技術指針に基づいて敷設する。

S I 値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災用資機材の確保及び整備等

災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。

災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。

災害復旧用資機材及び需要家の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。

(5) 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

(6) 広報活動

平常時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

## 第17節 鉄道施設災害予防計画( J R 九州熊本支社)

### 1 . 施設の現況

県内における施設の延長は、線路延長263.2km、盛土延長91km、切取延長43.1kmとなっている。また橋りょうは1215箇所で7.9km、トンネルは54箇所で18.2kmとなっている。

### 2 . 施設、設備の耐震化の確保

建造物の設計は、土木関係構造物設計標準仕様書( J R 九州)に則った設計を行い、耐震性を確保するものとする。

### 3 . 防災訓練

大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災訓練を適宜次のとおり実施するものとする。

- (1) 社員の非常呼集訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 列車脱線訓練

### 4 . 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車、緊締用品、照明用品、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておくものとする。

### 5 . 避難誘導體制の周知

大規模地震発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図るものとする。また、列車乗客においては、速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとする。

## 第18節 海上災害予防計画(熊本海上保安部、関係機関)

海上における災害を未然に防止するため、熊本海上保安部をはじめ、関係機関は次のような災害予防措置を実施するものとする。

### 1．関係機関の協力体制の確立

熊本海上保安部は、海上災害に備え、緊急時に各機関が協力できるように、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、各関係機関等と緊密な協力体制の確立を図るものとする。

### 2．資機材の整備

各関係機関は、防災資機材等の充実を図り、備蓄整備に努めることとする。資機材に関しては、災害応急活動において、海、陸、空の関係機関等との連携を考慮にいれ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常に把握し、必要に応じて関係機関と情報交換を行うものとする。

- (1) 救難用資機材の整備
- (2) 消防用資機材の整備
- (3) 排出油等防除用資機材の整備

### 3．海上防災講習会等の啓発活動

熊本海上保安部は、船舶代理店、漁協、石油会社、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者、タンカーバース管理者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成を図ることとする。

- (1) 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。
- (2) タンカーバースの設置者・管理者及び危険物荷役関係者に対しては、管理体制の充実強化を指導することとする。
- (3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時の機会をとらえ、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全航行の励行、危険物荷役時における安全確認等の指導を行うこととする。

### 4．海上防災訓練

防災関係機関等相互間の連携協力体制の維持・強化を図るため、官民一体となった海上防災訓練を実施することとする。

### 5．海上防災についての調査研究

防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について、資料の収集及び調査研究を行うこととする。

特に調査研究に当たっては、研究機はもとより、関係機関との連携に努め、これらの成果については防災施策にいかしていくとともに、関係機関等と情報提供等を推進するものとする。

- (1) 港湾の状況(危険物荷役場所及び貯蔵場所、貯木場、在泊船舶の状況)
- (2) 難港及び避泊地の状況

- (3) 港別入港可能船艇の調査(水深、岸壁の状況等)
- (4) 防災のために使用する船舶、資機材の状況(種類、数量、配備場所等)
- (5) 県、市町村、その他の団体等が災害発生時の緊急輸送活動のために緊急ネットワークとして指定した輸送施設(道路、港湾、飛行場、臨時ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)の状況
- (6) 災害の発生状況及び防災上の教訓
- (7) 予想される災害の規模、被害の程度及びその対応策
- (8) 関係機関の防災業務計画、市町村の地域防災計画等

## 第19節 避難収容計画(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村)

### 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、市町村)

#### (1) 避難場所

一次避難場所及び広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所(都市計画公園等)の整備計画を検討するものとする。

地震発生時に使用可能な避難場所の選定(県知事公室、市町村)

市町村は、住民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準によりあらかじめ避難場所を選定、整備するとともに、その所在地、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

また、避難場所については案内標識、誘導標識等を設置し、平素から避難シミュレーション訓練や防災訓練等を実施するなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

なお、専ら避難生活を送る場所として選定・整備された避難所と地震時等の緊急避難場所の違いや、津波・風水害等の災害特性に応じて整理した緊急避難場所・避難所について、住民への周知を図るものとする。

ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適当であること。

イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。

ウ 要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものがあること。

エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。

オ 地区分けをする場合には、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

カ 収容施設は、耐火及び耐震性の強い建造物であること。

津波発生時に使用可能な避難場所の選定(県知事公室、市町村)

沿岸市町は、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの緊急避難場所の選定・整備に努める。

#### (2) 避難路(県土木部、市町村)

避難路の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

地震発生時に安全な避難路の選定(市町村)

市町村は、避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整

備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

津波発生時に安全な避難路の選定(市町)

沿岸市町は、津波による危険が予想される地域について、緊急避難場所の選定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車でも安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

### (3) 避難所の環境整備(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

市町村は、避難所として指定している建築物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

## 2. 避難勧告等の発令の判断基準の整理(県知事公室、市町村)

市町村は、避難勧告等(避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告及び避難指示を総称する)を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令するべきか等の判断基準(具体的な考え方)について、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月)を参考にマニュアルを整備するものとする。

また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

なお、県は、避難勧告等の発令基準等の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助言を行うものとする。

## 3. 避難誘導の事前措置(県知事公室、県警察本部、市町村、消防機関、関係機関)

### (1) 緊急避難場所等の周知徹底

市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称及び場所

イ 緊急避難場所、避難所への経路

ウ 避難の勧告又は指示の伝達方法



## エ 避難後の心構え

警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の緊急避難場所、避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

### (2) 管理者対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市町村長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

## 4．避難所運営マニュアルの作成等(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

市町村は、災害時に設置される避難所について、プライバシー確保、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等に対応する避難所運営マニュアル、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置、巡回基準等をあらかじめ作成するものとする。

県は、市町村の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を作成するものとする。

また、県、市町村は、あらかじめ、避難場所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

## 5．応急仮設住宅建設予定場所の選定(県健康福祉部、市町村)

市町村は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保を行っておくものとする。

県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

## 6．帰宅困難者対策(県知事公室、市町村)

県、市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者(帰宅困難者)が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞り場所の確保などの帰宅困難者対策を行う。

また、徒歩帰宅者を支援するため、コンビニ、小売業等関係団体との協定締結を促進するものとする。

## 第20節 災害時要援護者避難支援計画(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの災害時要援護者（以下「要援護者」という）に配慮した災害予防対策を推進するための計画である。

### 1. 要援護者支援体制の整備

#### (1) 対象者の把握

市町村は、住民の中で災害時に他者の支援を必要とする要援護者とその必要な支援内容を把握するものとする。

なお、把握にあたっては、同意方式、手上げ方式、共有情報方式などの方法が考えられるが、それぞれの特性を考慮しながら、当該市町村の実情にあった方法を選択するものとする。

また、把握した要援護者に関する情報は、プライバシーの保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

#### (2) 「避難準備（災害時要援護者避難）情報」の設定等

市町村は、避難行動に時間を要する者（要援護者）が、指定された避難場所に避難する時間を確保できるように、要援護者に対し早めの避難を呼び掛けるため「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を設定するとともに、判断基準を事前に定めるものとする。

なお、設定にあたっては、自主避難の呼び掛け、避難注意情報等の情報を「避難準備（災害時要援護者避難）情報」に標準化するとともに、住民への周知徹底に努めるものとする。

#### (3) 情報伝達体制の整備及び情報伝達への配慮

市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にし、要援護者への情報伝達経路を整備するものとする。

なお、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達にあたっては、災害時における緊急情報は音声（サイレンや放送等）による情報伝達が中心となるため、要援護者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要援護者、外国人等）を踏まえて伝達手段や伝達方法を工夫するなど配慮するものとする。

#### (4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

##### 支援者の選定等

災害発生直後に、行動等に制約のある要援護者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、市町村は、自助、地域（近隣）の共助の順で要援護者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市町村は、自助・共助による支援が受けられない要援護者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

### 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市町村は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

### 避難誘導の支援体制づくり

在宅の要援護者を緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要であるので、市町村は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、要援護者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、要援護者は、災害発生時における助力を地域住民に円滑に依頼できるように、日ごろから地域住民とのつながりを保つことが重要である。

さらに、市町村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、要援護者に配慮したわかりやすい標記等に努めるものとする。

要援護者の安全な避難は時間を要する場合もあることから、平時から、要援護者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者と共に避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

### 安否確認の体制づくり

市町村は、災害発生時に速やかに要援護者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の要援護者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

## (5) 避難所の確保

既存の避難所について、市町村及び避難所となる施設の管理者は、必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要援護者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市町村は、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要援護者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進め、県は県全体の指定状況の把握・調整を行う。

## (6) 物資の備蓄等

物資の備蓄については、食糧、飲料水、日常生活用品などの他、介護用品、医薬品等の準備を行うとともに、高齢者用のお粥や乳児用の粉ミルク等、要援護者に配慮した備蓄に心掛けるものとする。

## 2. 要援護者支援の円滑な実施のための方策

### (1) 避難支援計画の策定

市町村は、前述の体制整備を踏まえて、要援護者支援を円滑・的確に実施するため、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、

具体的な避難支援計画（避難支援プラン）の策定に努め、県は策定支援を行う。

また、策定された避難支援計画については、定期的に確認を行うものとする。

なお、避難支援計画は、市町村の要援護者全体に係る全体計画と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「熊本県災害時要援護者避難体制指針」（平成18年1月策定）及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月策定）を参考とすること。

## (2) 災害時要援護者支援班の設置

市町村は、要援護者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」の設置に努めるものとする。

災害時要援護者支援班は、平時には、要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

## (3) 災害時要援護者避難対策会議（仮称）等の設置

消防本部、消防団、警察、自主防災組織、避難支援者等の第三者への要援護者情報の提供については、個人情報保護の観点から、情報を受ける側の守秘義務を確保することが重要であるが、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に取り組むことが必要である。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する災害時要援護者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

## 第21節 医療保健計画(県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、熊大医学部付属病院等)

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から県、市町村及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

### 1．医療施設の安全性の確保

- (1) 県及び市町村は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。

医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。

医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。

- (2) 県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。

- (3) 県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療施設の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取り扱いについて指導を行う。

### 2．災害時における医療救護体制の整備

- (1) 体制整備の基本的考え方

県は、あらかじめ災害による被害の規模に応じ、二次保健医療圏(保健所)における災害時医療体制の整備に努める。

県は、熊本県広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

県は、熊本県保健医療推進協議会、2次医療圏毎の地域保健医療推進協議会及び救急医療専門部会を通じて、日頃から災害時の医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。

市町村は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。

全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努める。

- (2) 医療救護体制の整備

県は、あらかじめ職員(本庁、県立病院、保健所等)による医療救護班、薬剤管理班、防疫班及び保健指導班を編成しておく。

県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の締結状況を把握する。

県は、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等医療関係団体及

び陸上自衛隊熊本病院に対して、あらかじめ災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。

市町村立病院等を設置する市町村にあっては、あらかじめ職員による医療救護班等を編成しておく。

また、県はあらかじめ各市町村の医療救護班等の編成状況の把握に努める。

日赤県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。

県医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。

災害拠点病院（別冊資料編参照）は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。

県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関（別冊資料編参照）に指定し、派遣に関する協定を締結する。

DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMAT注を確保するよう努めるものとする。

「統括DMAT」

厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。統括DMATは、通常時には、DMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助言等を行い、災害時には、DMATの活動方針の決定やDMATの指揮、関係機関との調整等を行う。

県は、医療機関と協力し、広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受入体制の整備を進める。

公的病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応援体制を整備する。

熊本大学附属病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。

各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。

各機関、団体は大規模な地震・津波災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

### 3．災害時における救急患者等の搬送体制の確保

(1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

(2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に係る機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

### 4．災害時における医療ボランティアとの連携

県は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

## 5．災害時における医薬品、歯科用品等(以下「医薬品等」という。)の安定供給の確保対策

- (1) 県は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 県は、初動医療のための医薬品等（6千人分）を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は別冊資料編のとおりである。  
なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。
- (3) 県は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 県は、医療施設の医療機器の修理、交換等に関する関係者間の連絡体制等の整備を図るとともに、技術者の有効な交通手段の確保を図るものとする。
- (5) 県は、災害時における医薬品等の搬送の際の緊急車両としての通行許可について考慮するとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用を含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- (6) 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- (7) 県は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。

## 6．災害時における後方支援体制の確保

- (1) 被災地域外医療機関等の協力確保  
県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。
- (2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の運用  
県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。

## 7．防疫体制の整備

- (1) 講習会、研修会等の実施  
県及び市町村は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

県及び市町村は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。

また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に備蓄するものとする。

市町村は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

(3) 検病体制の整備

県は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。

(4) 近隣県との応援体制

県は、あらかじめ災害時における近隣県との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

## 8 . 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。



## 第 2 2 節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）

大規模又は甚大な災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、被災者の自立や被災地の一日も早い復興を支援するものであり、救援活動に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性、主体性を持ちながらも、被災地での救援活動を行うにあたっての基本的なルールを順守し、地域の関係機関等と相互に協力しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の助け合いが不可欠であることから、平時から地域住民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うようなしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県（以下「県」という。）、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）、日本赤十字社熊本県支部（以下「日赤県支部」という。）、熊本県共同募金会（以下「県共募」という。）の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進することで体制整備を図る。

### 1．地域福祉の推進

市町村や市町村社協は災害発生時に要援護者の避難誘導や地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、また円滑かつ効果的な災害ボランティア活動を展開するため、平時からその地域における住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等と協力して、誰もが安心して暮らせるよう住民見守り活動や小地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を進めるものとする。

また、ふれあいいいききサロンや民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

### 2．関係機関との協働体制の構築

県、県社協、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から地震・津波災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を実施するなど、各機関相互の役割を明確にし、連携強化に努めるものとする。

市町村や市町村社協等は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、各種事業をとおして顔の見える関係を築いておくとともに、特に災害発生直後の混乱した時期における初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、地震・津波災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を実施するなど、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

また、災害発生時に近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

### 3. ボランティアの養成、登録、体制整備

災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録システムを整備する。

県ボランティアセンター及び市町村ボランティアセンターは、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市町村ボランティアセンターは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県ボランティアセンターに登録情報を提供する。

日赤県支部は、災害ボランティアの養成に努め、その効果的な活用を図るため、市町村ボランティアセンターへの登録を促進するとともに、本人の了解のもと、市町村ボランティアセンター及び県ボランティアセンターに、日赤県支部が養成した災害ボランティアの情報を提供する。

#### 県による専門ボランティア登録制度

県において、養成または登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。

(平成23年3月現在)

登録種別	熊本県被災建築物応急危険度判定士認定制度	砂防ボランティア登録制度	熊本県被災宅地危険度判定士認定制度
登録制度開始時期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年3月
登録資格	一級、二級建築士で講習受講者	なし (斜面判定士資格を所有することが望ましい。)	地方公共団体等の職員や1級土木施工管理技士等で、土木・建築技術に関する実務経験を有する者で講習受講者
登録者数	1,262名	88名	169名(4/1~)
研修の内容	5年毎に講習会実施	年一回講習会及び現地研修会を開催	随時講習会実施
活動内容	地震による被災建築物の危険度の判定	砂防知識の普及啓発、土砂災害危険箇所の点検、砂防施設の点検	地震等により被災した宅地の危険度判定
その他		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている	

#### 4．ボランティアの受入体制の整備

県ボランティアセンターは、大規模な地震・津波災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外のボランティアセンター等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。

#### 5．ボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの養成及び資質の向上

災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーは被災地センターを円滑に運営するに当たって重要な役目を担っている。

そこで、県ボランティアセンターや市町村ボランティアセンターは、研修会などを通してボランティアコーディネーター、ボランティアリーダー等を計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

## 第 3 章

# 災 害 応 急 対 策 計 画

## 第1節 組織計画（熊本県）

### 1．災害対策本部等の設置基準

本県の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、県及び市町村においては災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

#### (1) 熊本県災害対策本部

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合。

前記のほか、激甚災害で特に応急対策を実施する必要がある場合

#### (2) 熊本県現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部と地方災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

#### (3) 地方災害対策本部

管内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

熊本県災害対策本部が設置を指示した場合

管内に大規模な災害が発生した又は発生するおそれがあり、地域振興局長又は熊本土木事務所長が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた場合  
なお、地方災害対策本部を設置したときは、地方災害対策本部長は、速やかに県災害対策本部にその旨を報告するものとする。

### 2．非常(緊急)災害現地対策本部との連携

熊本県災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、国の当該現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

## 第2節 職員配置計画（県、市町村）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

### 1. 指揮系統

大規模地震が発生した場合、知事の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

#### (1) 命令系統

大規模地震が発生した場合、知事の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。

知事に事故があった場合は、副知事、知事公室長の順位で指揮を執るものとする。

知事が交通遮断等のために登庁することが困難な場合は、防災消防ヘリコプターにより移動を行うものとする。

#### (2) 連絡系統

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、危機管理防災課長は、直ちに知事、副知事に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。

指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。

電話回線途絶により連絡不能な場合、危機管理防災課長は、使者の派遣等により知事に連絡するものとする。

(参考)指揮系統図



震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

## 2. 組織の確立

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講じるものとする。

### (1) 職員の配置

地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合

危機管理監は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集に当たらせるものとする。

#### 第1警戒体制

県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。

ア 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3人による警戒体制をとるものとする。

危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

なお、各地域振興局総務部及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

イ 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、道路保全課、道路整備課、河川課及び砂防課職員並びに関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。(津波注意報のみ発表された場合は除く。)

#### 第2警戒体制

県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は「津波」の津波警報若しくは「大津波」の津波警報が発表された場合(以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表」という。)は、災害警戒本部を設置(自動設置)し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。

勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、職員が登庁していない課については、危機管理防災課・消防保安課職員が連絡を行い、警戒体制を整えるものとする。

関係課においては職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。

県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置(自動設置)するものとする。

勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自

主登庁をするものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの県関係機関に出向き、応急活動に従事するものとする。

なお、県は、勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、報道機関に対して、テレビ、ラジオによる職員参集の放送を依頼するものとする。

#### 待機場所

上記 ~ の配置体制時における職員の待機は各課において行うものとする。

ただし、及び の場合には、各部局(若しくは関係課)の1人は、情報連絡室に情報連絡員として待機するものとする。

#### 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

県庁舎                      熊本土木事務所                      宇城地域振興局

#### (2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

### 3. 被災市町村等への職員派遣(県、市町村)

県は、大規模な地震・津波災害が発生した場合、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。



(参考)職員の参集基準

警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法
第1警戒体制	4 ・ 津波 注意報	危機管理防災課・消防保安課 3人 〔道路保全課〕 〔道路整備課〕 2人 河川課 3人 港湾課 1人 砂防課 1人 (津波注意報の場合は除く) 必要に応じ関係 各部局に連絡	<u>勤務時間内</u> 熊本地方気象台 防災情報提供装置 危機管理防災課長が担当職員へ指示 <u>勤務時間外</u> 熊本地方気象台 防災センター 危機管理防災課長 担当職員登庁  3人のうち2人(ダム班)については、各管理ダムの操作規則による洪水調整時に限る。
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	5弱 又は 5強 ・ 津波又は 大津波の 津波警報	人事課 企画課 健康福祉政策課 環境政策課 商工政策課 農林水産政策課 監理課 広報課 市町村行政課・市町村財政課 危機管理防災課・消防保安課 〔道路保全課〕 〔道路整備課〕 河川課 企業局総務経営課 教育政策課 警備第二課 *砂防課 *建築課 *港湾課	<u>勤務時間内</u> 熊本地方気象台 防災情報提供装置 広報課(庁内放送) 関係職員 <u>勤務時間外</u> 職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職員 の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的 に計画しておく。 震度5弱・強の地震発生又は津波警報等の発表 をテレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自 主登庁するものとする。 なお、職員が登庁していない部局については、 危機管理防災課・消防保安課職員が連絡を行い警 戒体制を整えるものとする。  人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各 部により増員するものとする。  *熊本県災害情報連絡本部規程第4条第4項の 規程に基づき本部長が指名した関係課
災害対策本部 〔自動設置〕	6弱 以上	全職員	<u>勤務時間内</u> 熊本地方気象台 防災情報提供装置 広報課(庁内放送) 全職員(災害対策本部分 掌事務に従い対応) <u>勤務時間外</u> 勤務時間外に強い地震(震度6弱以上)が発生 した場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、自 主的に登庁するものとする。 ただし、道路の遮断や公共の交通機関等の不通 により登庁できない場合は、所属長にその旨伝え るとともに、最寄りの県関係機関に出向き応急活 動に従事する。 なお、震度6弱以上の場合は、報道機関(放送 機関)に対し、職員に対する情報提供・参集の放 送依頼を行う。

### 第3節 災害警備計画（県警察本部）

#### 1．警備方針

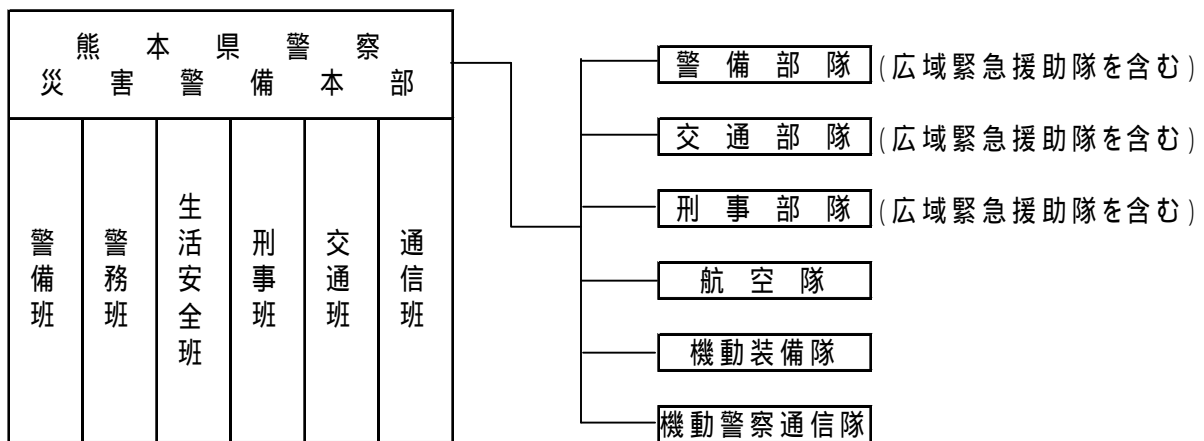
警察は、地方機関その他の関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

#### 2．警察の任務

災害時における警察の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (6) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次災害の防止
- (8) その他必要な警察業務

#### 3．組織系統



#### 4 . 分掌事務

災害警備本部における分掌事務は、次のとおりである。

班 名	分 掌 事 務
警 備 班 (実施・情報)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 警備本部の庶務に関する事。</li> <li>3 気象情報、被害調査、警備部隊の運用、警備実施に関する事。</li> <li>4 県外部隊(広域緊急援助部隊)の派遣要請に関する事。</li> <li>5 被災者の救出・救助に関する事。</li> <li>6 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>7 災害警備情報に関する事。</li> </ol>
警 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の救護、福利厚生に関する事。</li> <li>2 予算、宿泊、補給、装備資機材等に関する事。</li> <li>3 県外部隊の受援連絡に関する事。</li> <li>4 警察施設の被害調査に関する事。</li> <li>5 公安委員会に関する事。</li> <li>6 広報に関する事。</li> <li>7 報道対策に関する事。</li> <li>8 現場活動の記録に関する事。</li> </ol>
生活安全班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種犯罪の予防等地域安全対策に関する事。</li> <li>2 暴力事犯の取締りに関する事。</li> <li>3 危険物、鉄砲、火薬類等の保管、取扱い等に対する指導等に関する事。</li> <li>4 通信統制、無線自動車の運用等に関する事。</li> </ol>
刑 事 班 (捜査・鑑識)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に関する事。</li> <li>2 検視及び身元確認に関する事。</li> <li>3 遺族支援に関する事。</li> <li>4 遺体の引渡し等に関する事。</li> </ol>
交 通 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制及び緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>2 緊急通行車両の確認及び標章の交付に関する事。</li> <li>3 交通情報の収集、提供及び交通総量抑制に関する事。</li> <li>4 交通指導、取締りに関する事。</li> <li>5 信号機の滅灯対策に関する事。</li> </ol>
通 信 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察通信の管理保全に関する事。</li> <li>2 応急通信に関する事。</li> <li>3 機動警察通信隊の運用に関する事。</li> </ol>

## 第4節 応援要請計画(関係各部、関係機関)

### 1. 関係機関との相互連絡(県知事公室、関係機関)

#### (1) 国との関係(県知事公室、関係各部)

県は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

派遣を要請する(あっせんを求める)理由

派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員

派遣を必要とする期間

派遣される職員の給与その他の勤務条件

その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 防災会議構成機関(関係機関)

大規模地震発生時には、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

### 2. 自衛隊災害派遣要請(県知事公室、市町村、関係機関)

自衛隊の派遣要請については、別節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

### 3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請(県知事公室 関係各部)

県は、大規模地震・津波が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。

#### (1) 職員の派遣

#### (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

#### (3) 避難・収容施設及び住宅の提供

#### (4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保

#### (5) 医療支援

#### (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

### 4. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請(県、市町村)

県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を行うものとする。

なお、市町村は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

## 5．消防関係相互の応援要請等

### (1) 熊本縣市町村消防相互応援

各消防機関は、大地震が発生した場合、必要があると認めるときは、他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本縣市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

### (2) 緊急消防援助隊

大規模地震等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模地震発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

## 6．警察における広域応援要請(県警察本部)

大規模地震発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

この広域緊急援助隊の運用に関しては、平素から警察庁、九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模地震発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を図るものとする。

## 7．施設災害応援要請計画（九州地方整備局）

国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援計画を定める。

### (1) 応援内容

応援内容は、施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築、災害応急措置等の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

### (2) 応援要請の手続

熊本県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合、熊本県土木部長は、九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに文書を提出するものとする。

被災による連絡不能等により応援要請ができない場合であって、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長は独自の判断で応援をすることができる。この場合、予め、熊本県土木部長に応援する旨を伝え、すみやかに文書にて応援内容を通知

するものとする。但し、連絡を取ることが困難な場合には、事前に連絡することを要しないものとする。

### (3) 経費の負担

九州地方整備局長が、災害初動時に施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築の応援を行う場合の経費負担は、九州地方整備局負担とする。その他の応援に係る経費については、負担が困難な場合等、一部を除き、原則として応援を受けた機関の負担とする。

なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

### (4) その他

本応援要請の詳細については、九州地方整備局企画部長と熊本県土木部長とで別に定める協定書によるものとする。

また、当該協定書に基づき、九州地方整備局は緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応を実施するものとする。

## 8．下水道九州ブロック災害時応援体制(県土木部)

県が、被災自治体の下水道事業責任者から支援の要請を受けた場合、県内での対応の可否を検討のうえ対応が困難な場合は、幹事県に支援本部の設置を要請する。

なお、被災自治体が支援を要請するに当たっては、少なくとも「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請するものとする。

## 9．県への応援又は応援幹旋の要請(市町村)

市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

- ・被災建築物応急危険度判定支援要請
- ・被災宅地危険度判定支援要請                      など

## 10．応援の受入に関する措置(関係機関)

本節の定めるところにより、各防災関係機関が他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所のあっせん等応援の受け入れ体制の整備に努めるものとする。

## 11．災害時応援協定を締結している団体等への要請(県)

県は、大規模災害等の発生により必要があると認めるときには、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、県は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

なお、県が締結している災害時応援協定は「災害時応援協定等一覧」(一般災害対策編参考資料に掲載)のとおりである。

## 第5節 自衛隊災害派遣要請計画（県知事公室、市町村、関係機関）

本計画は、地震・津波災害に対し、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

### 1．災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- (1) 知事
- (2) 第十管区海上保安本部長
- (3) 熊本空港事務所長

### 2．災害派遣要請の基準

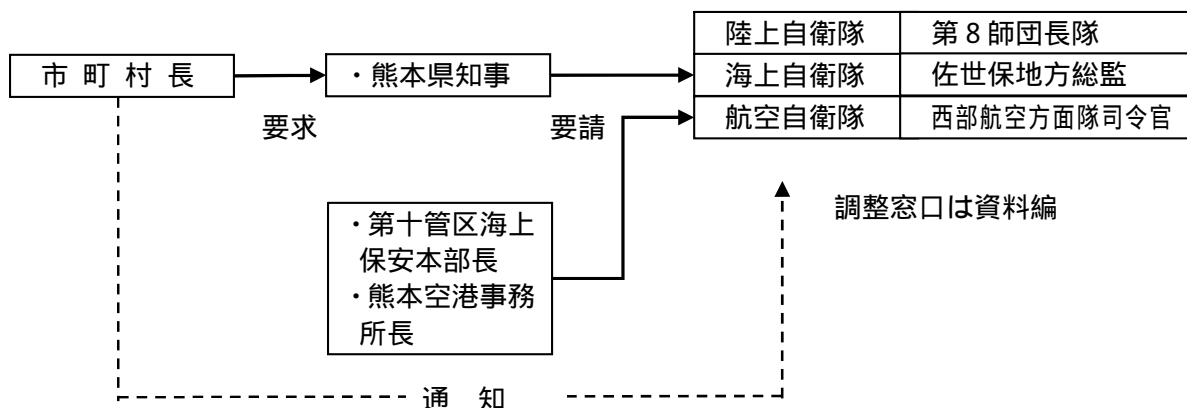
知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- (1) 公共性  
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- (2) 緊急性  
さし迫った必要がある。
- (3) 非代替性  
自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

### 3．災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報(知事にあつては、市町村長からの要求を含む。)等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は指定部隊等の長に対して行うものとする。



市町村長にあつては、災害対策基本法第68条の2に基づき知事に派遣要求ができない旨及び災害の状況の通知ができる。

#### 4．災害派遣要請に含める事項

知事等が自衛隊に対して災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等)

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断出来ない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

#### 5．災害派遣の要請手段

- (1) 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

#### 6．自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動：天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

#### 7．自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項は、別冊「資料編」のとおりである。



## 第6節 地震・津波情報伝達計画(熊本地方気象台、県知事公室)

県、熊本地方気象台、沿岸市町村その他の防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

### 1. 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合に強い揺れが予想される地域に対し気象庁本庁が発表する。地震発生直後、震源に近い観測点で観測された地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定された地域を強い揺れが到達する前に知らせる警報である。

### 2. 津波警報・注意報

(1) 津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合に気象庁が、気象業務法に基づき担当津波予報区域内の予報区に対して発表する。

#### 津波警報

相当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

#### 津波注意報

相当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(2) 津波警報・注意報の発表および解除は例文 の通知形式で構成され、津波警報・注意報の種類、発表基準、解説及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波 予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) 1. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 津波予報区

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

津波予報区	区 域
有明・八代海	福岡県(有明海沿岸に限る。)、佐賀県(有明海沿岸に限る。)、長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。)、熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)
熊本県天草灘沿岸	熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。)

## 例文

### 【津波警報・注意報】

<p>津波警報・注意報 平成21年 4月 1日13時08分 気象庁発表</p> <p>***** 見出し *****</p> <p>大津波・津波の津波警報を発表しました。</p> <p>これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。 なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります。</p> <p>***** 本文 *****</p> <p>津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。 &lt;大津波&gt; * &lt;津波&gt; *</p> <p>これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。 津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。 &lt;津波注意&gt;</p> <p>以下の沿岸(上記の*印で示した沿岸)では直ちに津波が来襲すると予想されます。</p> <p>***** 解説 *****</p> <p>&lt;大津波の津波警報&gt; 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 &lt;津波の津波警報&gt; 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 &lt;津波注意報&gt; 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</p>
--

## 【津波注意報を津波警報に切替え及び一部の津波予報区について解除】

津波注意報

平成21年 4月18日 14時08分 気象庁発表

\*\*\*\*\* 本文 \*\*\*\*\*

津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。

< 大津波から津波注意への切り替え >

< 津波から津波注意への切り替え >

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照してください

\*\*\*\*\* 発表状況 \*\*\*\*\*

現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。

< 津波注意 >

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

< 津波注意報 >

高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。

< 津波予報(若干の海面変動) >

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

(補足:平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」および「津波予報(津波なし)」に区分しています。

予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報(若干の海面変動)」を発表してお知らせしていません)

## 【津波警報及び注意報を解除】

津波警報・注意報

平成21年 4月30日 10時29分 気象庁発表

津波警報・注意報の解除をお知らせします。

\*\*\*\*\* 本文 \*\*\*\*\*

津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。

これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。

今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

\*\*\*\*\* 発表状況 \*\*\*\*\*

現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

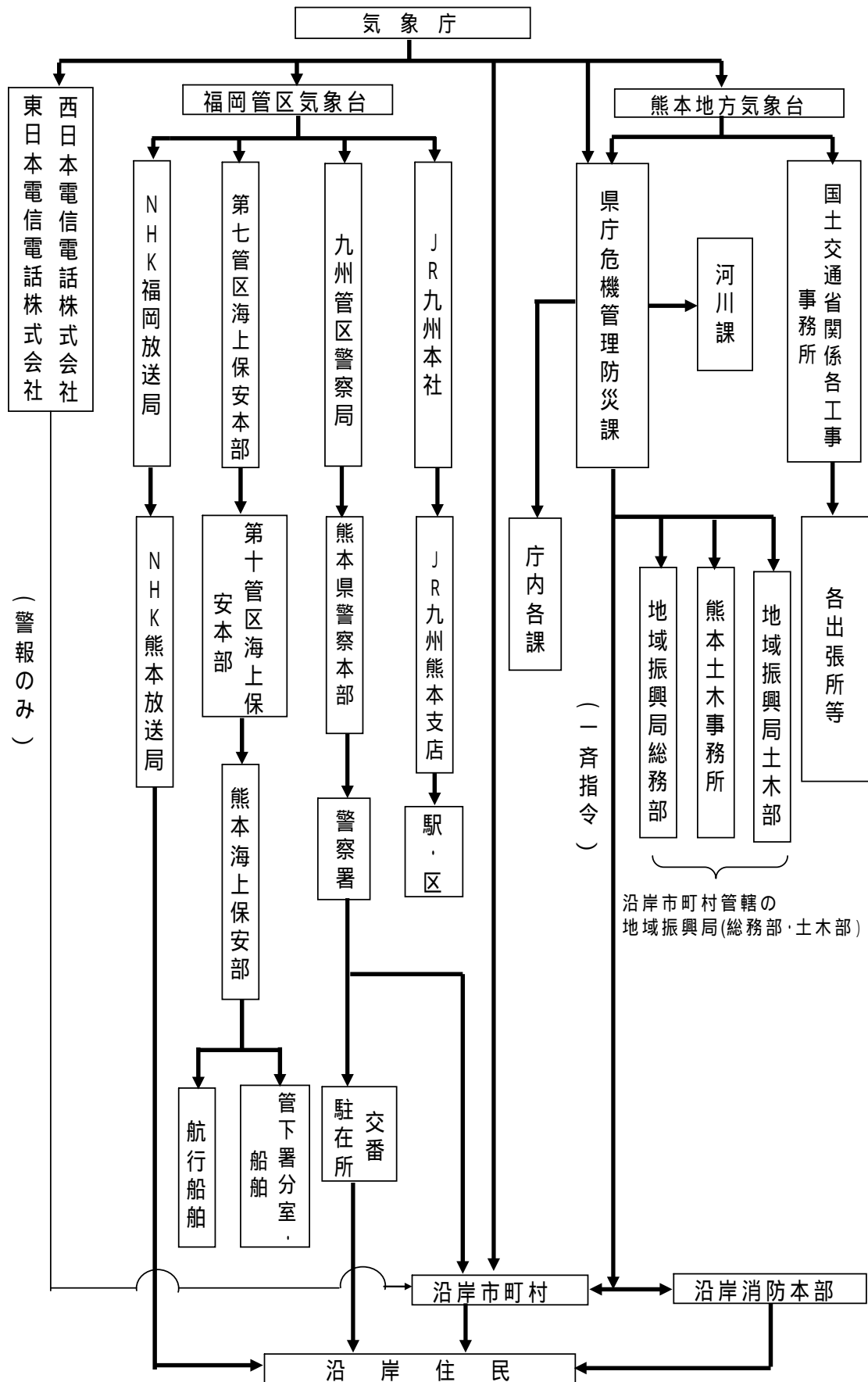
< 津波予報(若干の海面変動) >

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません

(補足:平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」および「津波予報(津波なし)」に区分しています。

予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報(若干の海面変動)」を発表してお知らせしていません)

(3)津波警報・注意報、津波予報、津波情報の伝達系統図



### 3. 地震・津波情報の種類等

#### (1) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その種類は次のとおり。

#### 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度3以上 ・ 津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・ 震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

#### 津波に関する情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

## 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## (2) 各種情報の例文

各種情報の例文は、次のとおりである。

### 震度速報

平成	年	月	日	時	分	気象庁発表
平成	年	月	日	時	分	頃地震による強い揺れを感じました。
現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。						
震度6弱	熊本県熊本	大分県西部	福岡県筑後			
震度5強	熊本県阿蘇					
震度5弱	熊本県球磨	宮崎県北部	山沿い	福岡県福岡	佐賀県南部	長崎県島原半島
震度4	熊本県天草	芦北	大分県南部	大分県中部	大分県北部	福岡県筑豊
震度3	鹿児島県薩摩	宮崎県北部	平野部	福岡県北九州	佐賀県北部	長崎県北部
今後の情報に注意して下さい。 =						

### 津波情報

#### イ 津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)

平成	年	月	日	時	分	気象庁発表
[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]						
津波到達予想時刻及び予想される津波の高さは次のとおりです						
予報区名	津波到達予想時刻			予想される津波の高さ		
大津波		日	時	分		m
津波		日	時	分		m
[震源、規模]						
.....						
=						

□ 津波情報(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表						
[ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻 ]						
津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です						
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻は次のとおりです						
予報区名・地点名	満潮時刻			到達予想時刻		
大津波						
(予報区名)				日	時	分
(地点名)	日	時	分	日	時	分
津波						
(予報区名)				日	時	分
(地点名)	日	時	分	日	時	分
[ 現在津波予報を発表している沿岸 ]						
大津波						
津波						
[ 震源、規模 ]						
. . . . .						
=						

八 津波情報(津波観測に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表						
[ 各地の検潮所で観測した津波の観測値 ]						
場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達していることが考えられます						
今後、津波の高さはさらに高くなることも考えられます						
日 時 分現在、検潮所での観測値は次のとおりです。						
三角	第1波	日	時	分	(+)	. m
	最大波	日	時	分		. m
	第1波	日	時	分	(-)	. m
	最大波	日	時	分		. m
[ 現在津波予報を発表している沿岸 ]						
大津波						
津波						
[ 震源、規模 ]						
. . . . .						
=						

## 二 津波情報(津波に関するその他の情報)

若干の海面変動の可能性のある地震が発生した場合

津波情報(津波に関するその他の情報) 平成 年 月 日 時 分 福岡管区気象台
津波予報をお知らせします。
***** 本文 *****
若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。 <若干の海面変動>
・
これらの沿岸では、今後数時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。
***** 津波予報の解説 *****
<若干の海面変動> 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はありません 特段の防災対応の必要はありません
***** 震源要素の速報 *****
〔震源、規模〕 きょう 日 時 分ころ地震がありました。 震源地は、 付近(北緯 . 度)で、震源の深さは約 km、地震の規模(マグニチュード)は . と推定されます。

## 地震情報(震源・震度に関する情報)

### イ 地震情報(震源に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表 きょう 日 時 分ころ地震がありました。 震源地は、 地方(北緯 . 度、東経 . 度)で、震源の深さは、約 km、地震の規模(マグニチュード)は、 . と推定されます。 この地震による津波の心配はありません。
---

### ロ 地震情報(震源・震度に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表 きょう 日 時 分ころ地震がありました。 震源地は、 (北緯 . 度、東経 . 度)で、震源の深さは約 km、地震の規模(マグニチュード)は . と推定されます。
〔震度3以上が観測された地域〕
震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後
震度5強 熊本県阿蘇
震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島
震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部
震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部
〔震度5弱以上が観測された市町村〕
震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市
震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市
震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市
情報 第 号 =



## 各地の震度に関する情報

平成 年 月 日 時 分 熊本地方気象台発表  
きょう 日 時 分 ころ地震がありました。  
震源地は、 (北緯 . 度、東経 . 度)で震源の深さは約  
k m、地震の規模(マグニチュード)は . と推定されます。  
各地の震度は次のとおりです。  
なお、\*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

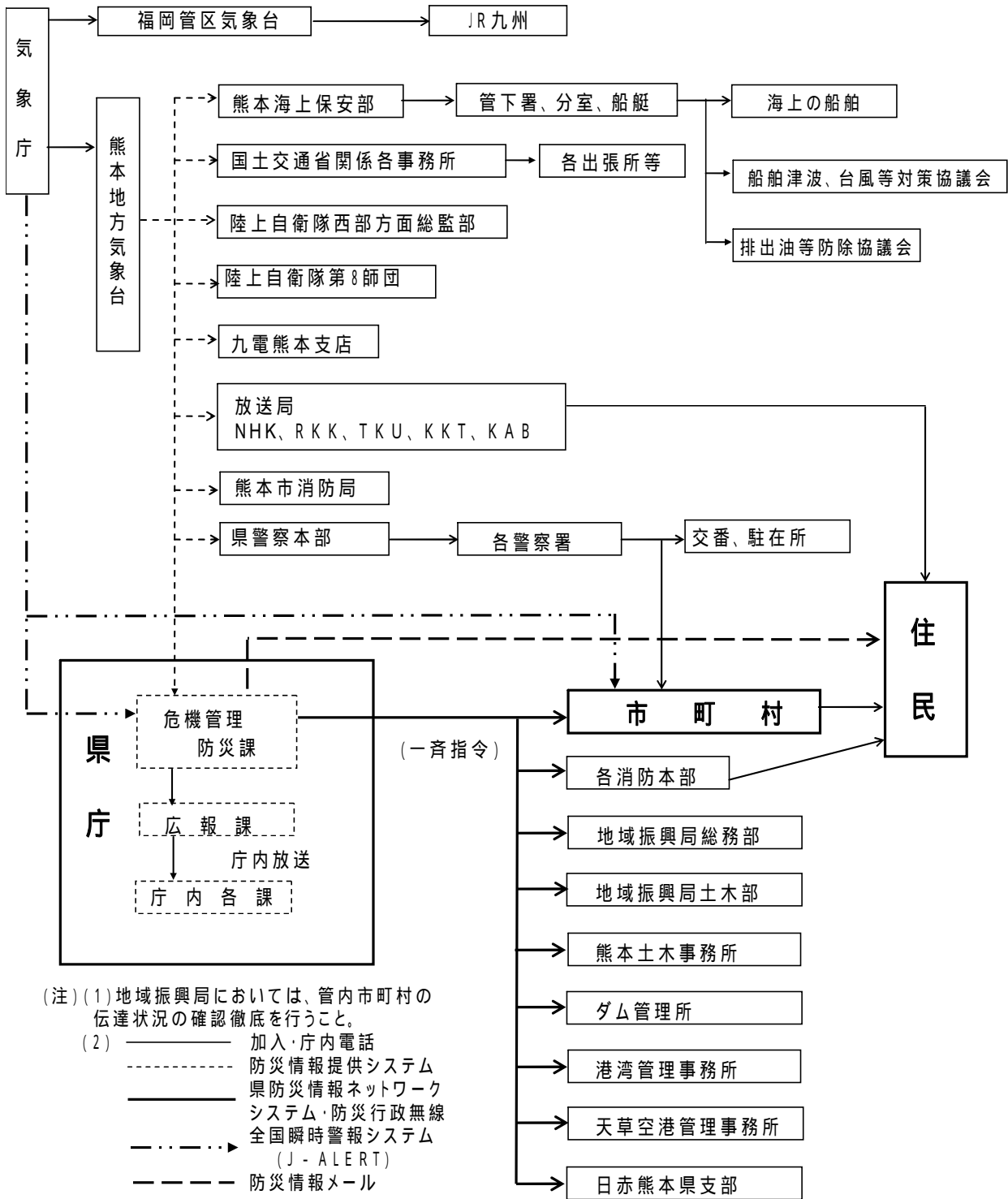
熊本県	震度 6 弱	熊本市春日	玉名市築地
	震度 5 強	南阿蘇村中松	宇城市松橋町
	震度 5 弱	八代市平山新町	八代市泉町
	震度 4	芦北町芦北	天草市本町 多良木町多良木
	震度 3	人吉市城本町	
	震度 2	天草市牛深町	
	震度 1	あさぎり町免田東*	

【震度 5 弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】

大矢野町上

この地震による津波の心配はありません。 =

(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図



#### (4) 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	-	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>1</sup> や液状化 <sup>2</sup> が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>3</sup> 。
7		

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

#### 4．震度情報ネットワークによる震度情報の収集(県知事公室)

県は県内69箇所に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災行政無線またはN T T回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表(現在県内102箇所)されている。

県は、大規模地震発生時には直ちに各市町村の震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

#### 5．予報等伝達責任者(各防災関係機関)

地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、県警本部、市町村は、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

- (1) 県                  : 危機管理防災課                  1人
- (2) 県警本部      : 警備第二課                  1人
- (3) 県の出先機関及び市町村  
                  地域振興局総務部  1人      市町村  1人

#### 6．異常発見時における措置

地割れ、海面の急激な低下等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、熊本地方气象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

## 第7節 災害情報収集・伝達計画(県知事公室、市町村、関係機関)

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

### 1. 実施責任者

#### (1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

[ 国への報告の基準 ]

災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

県において災害対策本部を設置した災害

災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害

又は に定める災害になるおそれのある災害

上記の報告は消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第4条第2項第7号に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

#### (2) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関等」という。)は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

#### (3) 市町村

市町村長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき地域振興局総務部総務振興課又は熊本土木事務所を経由して報告する体制に移行するものとする。

ただし、通信の途絶等により、市町村長が県(県本庁又は地域振興局及び熊本土木事務所)に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については、市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による)

### 2. 被害報告取扱責任者

知事、県教育庁及び県警察本部長、防災関係機関等及び市町村長は、情報の一元的処理及び情報の



迅速かつ的確な処理ができるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 県、教育庁及び県警察本部にあっては1人
- (2) 県等の出先機関及び附属機関にあっては、当該機関ごとに1人
- (3) 防災関係機関等にあっては、当該機関ごとに1人
- (4) 市町村にあっては1人

### 3．防災情報の収集・伝達システムの活用

県は、災害予防、災害応急活動の中核拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、県防災情報ネットワークシステムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、さらには市町村や防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

### 4．被害等の調査・報告

#### (1) 航空機の派遣要請

知事は、震度5弱又は5強の地震が発生した場合には、自衛隊のヘリコプターが行った航空偵察情報を入手する。

また、知事は、震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに自衛隊のヘリコプター、警察本部のヘリコプター等による航空偵察を要請するものとする。

航空偵察において調査を依頼する事項は、概ね次のとおりとする。

- 災害の発生箇所
- 道路被災状況
- 建築物の被害状況
- 海上及び沿岸部における被災状況
- 住民の動向

#### (2) 市町村による調査等

市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、管内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち～の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、～の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領(別冊資料編参照)に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

人的被害（行方不明者の数を含む）  
火災の発生状況  
家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）  
住民の行動・避難状況  
津波、土砂災害の発生状況  
道路・橋梁被害による通行不能路線・区間  
医療救護関係情報  
その他必要な被害報告

(3) 県による調査等

震度5弱以上の地震が発生した場合には、県警ヘリコプター及び防災消防ヘリコプターにより情報収集にあたるものとする。

また、市町村において災害による被害程度が大きいと認められ又は通信の途絶等が発生し、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、県では調査班を編成して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。

また、県は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。

道路・橋梁被害による通行不能路線・区間  
通信関係被害  
電力関係被害  
都市ガス関係被害  
水道関係被害  
鉄道等公的輸送機関の被害  
空港・港湾の被害  
その他必要な被害情報

(4) 県警による調査

警察は、大規模地震及び津波警報発令時には、交番、駐在所、PC、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。

また、警察署、交番等のFAXを利用して、地域の各種施設等に情報を伝達するFAXネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。

5. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6. 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策

の活動状況等を市町村に連絡する。

県及び公共関係機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

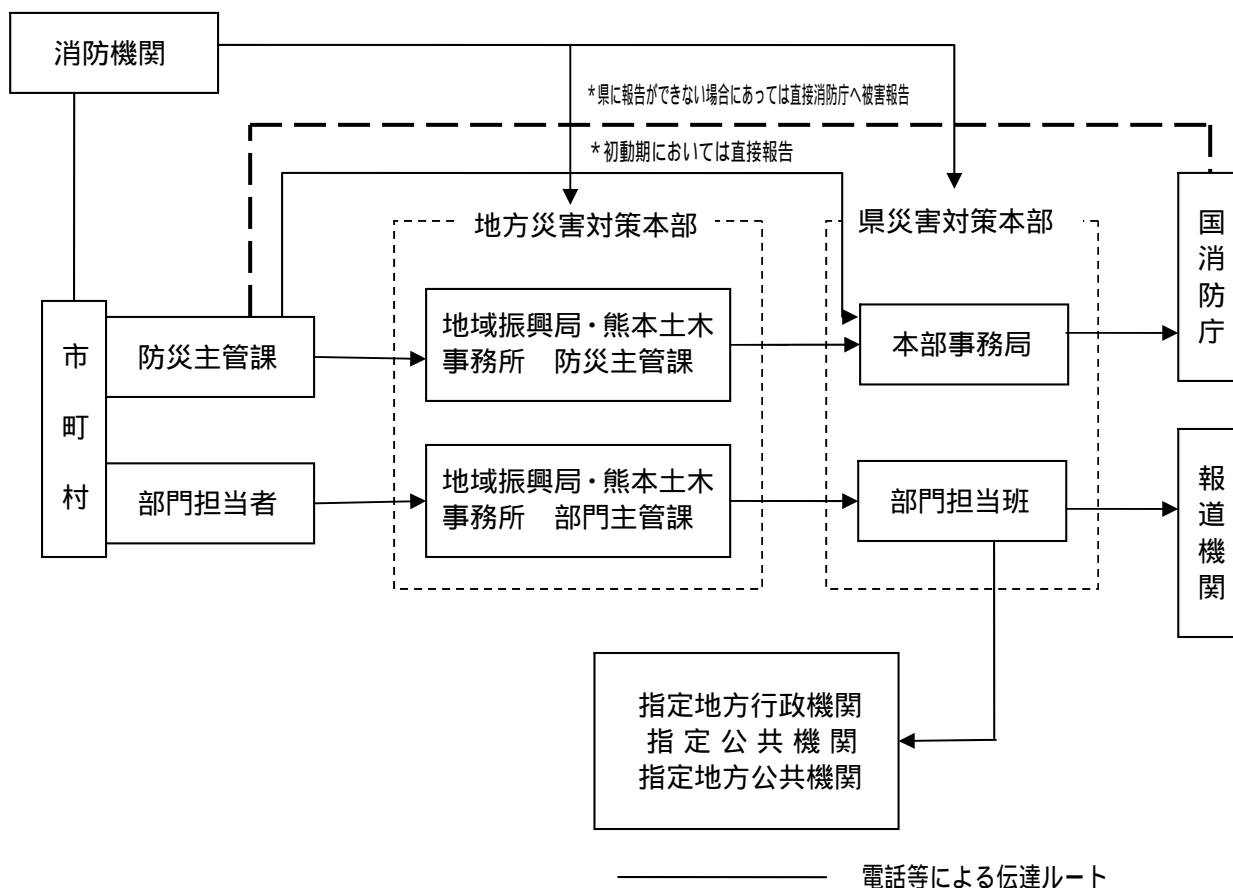
### 7. 防災関係機関等の協力関係

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

### 8. 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



消防庁連絡窓口	
NTT 回線	消防防災無線
03-5574-0119	6060
FAX03-5574-0190	FAX6069

### 9. 災害確定報告

市町村は、応急措置完了後速やかに、県(地域振興局又は熊本土木事務所経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官(窓口消防庁)に文書で報告するものとする。

## 第8節 広報計画(県知事公室、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

### 1. 実施機関(関係機関)

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者

### 2. 実施機関相互の連絡(関係機関)

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うように努めるものとする。

### 3. 情報等収集活動(関係機関)

原則として本章第7節 災害情報収集・伝達計画によるものとする。

### 4. 県における広報活動(県知事公室)

収集した情報及び対策等については、速やかに報道機関及び県の広報媒体を可能な限り活用し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

#### (1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

災害対策本部の設置

災害の概要(被害の規模・状況、余震の状況等)

津波に関する情報

防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項

道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

二次災害を含む被害の防止に関する事項

住民の安否情報

医療機関、金融機関などの生活関連状況

交通規制の状況

被災者支援に関する情報等

社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

その他必要な事項

#### (2) 広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも

情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

県広報媒体の利用(新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等)

パブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供

広報車、船舶等による広報

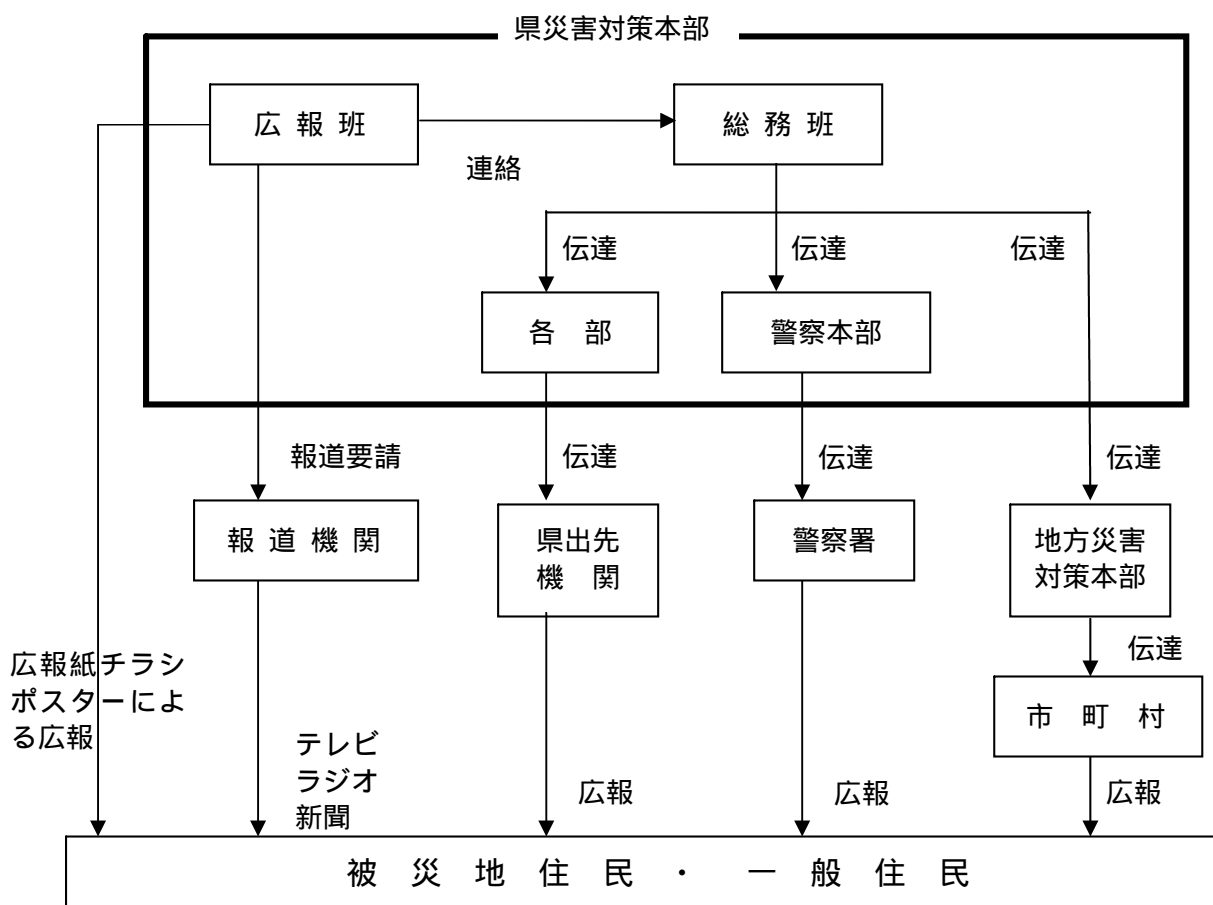
防災消防ヘリコプターによる広報

チラシ、ポスター等

携帯電話によるメールサービスの利用

その他状況に応じ効果的な方法

### (3) 広報体制・系統図



## 5. 市町村における広報活動(市町村)

### (1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

災害対策本部の設置

災害の概況(被害の規模・状況、余震の状況等)

津波に関する情報

市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項  
避難の勧告・指示(緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項  
電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況  
防疫に関する事項  
火災状況  
医療救護所の開設状況  
給食・給水実施状況  
道路、河川等の公共施設被害、復旧状況  
道路交通等に関する事項、復旧状況  
一般的な住民生活に関する情報  
社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項  
二次災害を含む被害の防止に関する事項  
住民の安否情報  
医療機関、金融機関などの生活関連状況  
交通規制の状況  
被災者支援に関する情報等  
その他必要な事項

## (2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等災害時要援護者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

防災行政無線等による広報  
広報車船舶等による広報  
消防団による広報  
報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報  
広報紙、チラシ、ポスター等  
避難場所への職員の派遣  
自主防災組織等による広報  
携帯電話メールサービスによる広報  
安否情報システムによる広報  
その他状況に応じ効果的な方法

## 6 . 警察における広報(県警察本部)

### (1) 被災者等への情報伝達活動

警察は、災害発生時の経過に応じて、被災者等に対し必要な情報の伝達に努めるものとする。  
また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機能の整備を図るものとする。

併せて、自主防災組織等を通じた地域安全情報等の伝達に努めるとともに、必要に応じてFAX、パソコン、車両等の資機材の整備を図るものとする。

### (2) 広報内容

警察は、市町村等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

災害に対する注意喚起に関する事項

避難を必要とする理由、避難場所、避難路及び避難時の留意事項

被害の規模、被害状況等に関する事項

救護場所の所在、要救護者の発見協力依頼等に関する事項

交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項

危険場所及び危険物の保安措置等に関する事項

犯罪予防上の留意事項

警察措置状況等の応急対策に関する事項

その他公共の安全と秩序維持上必要な事項

### (3) 広報手段

警察は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報を行うものとする。

警察官による広報

広報車、船舶、ヘリ等による広報

報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報

その他状況に応じ効果的な方

## 7 . インターネットの利用(県知事公室、県企画振興部)

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

### (1) 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、県庁ホームページを活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

### (2) 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段の一つとして、インターネットの電子メール等の活用を検討するものとする。

## 第9節 避難収容対策計画(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、県土木部、 県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村)

災害のため危険な状態にある住民に対して、避難準備(要援護者避難)情報・避難の勧告・避難の指示(以下「避難勧告等」という)の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命および身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難勧告等を行うものとする。

### 1. 実施責任者(県知事公室、県総務部、市町村、関係機関)

災害から住民の生命、身体を保護するための避難勧告等の実施責任者は次表のとおりであるが、知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、避難準備(要援護者避難)情報を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
避難準備 (要援護者避難) 情報	全 災 害	市町村長
避難の勧告	全 災 害	市町村長(基本法第60条)
避難の指示	全 災 害	市町村長(基本法第60条)
		警察官(基本法第61条および警察官職務執行法第4条)
		海上保安官(基本法第61条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第94条)
	洪 水 災 害	知事または、その命を受けた職員(水防法第22条)
		水防管理者(水防法第29条)
地すべり災害	知事または、その命を受けた吏員(地すべり等防止法第25条)	

### 2. 避難勧告等の内容及び伝達方法(県知事公室、県総務部、市町村、関係機関)

#### (1) 避難勧告等の内容

市町村長等の避難勧告等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

要避難対象地域

避難先

避難理由

避難経路

避難時の注意事項



## (2) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者や障がい者等の災害時要援護者や一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

防災行政無線による伝達周知

J - A L E R Tによる伝達周知

あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知

サイレンおよび警鐘による伝達周知

広報車等による伝達周知

携帯電話メールサービスによる伝達周知

自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送および電話等による伝達周知

報道関係機関（コミュニティFMを含む）を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の機材が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

(3) 市町村長は、市町村防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難勧告等の伝達組織および伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。

## 3．警戒区域の設定(県知事公室、県総務部、市町村、関係機関)

市町村長若しくはその委任を受けた市町村の吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。(災害対策基本法第63条)

市町村長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を市町村長に通知するものとする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。(災害対策基本法第73条)

## 4．避難の誘導(県知事公室、県総務部、市町村、県警察本部、関係機関)

### (1) 市町村等

市町村長等の避難勧告等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。  
住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。

- ( ) 既存の指定した避難所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の緊急避難場所へ誘導するものとする。
- ( ) 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
- ( ) 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

## (2) 警察(県警察本部)

警察は住民等の避難誘導に当たって、市町村に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。

特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建物等や高台の避難場所へ誘導を行うものとする。

高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うが、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材(リヤカー、おんぶ帯等)を活用し避難誘導を図るなど、災害時要援護者対策に十分に配慮するものとする。

## (3) 社会福祉施設等

被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

## 5. 避難所の開設および収容(県健康福祉部、市町村)

災害救助法が適用された場合の避難所の開設および収容等の基準は、同法および運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

なお、避難所への収容においては、災害時要援護者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

### (1) 避難所等の安全性の確認

市町村は、避難場所の安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、当該市町村内では避難所を設置することができない

場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者ならびに避難勧告・指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

市町村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として市町村職員)を定めるものとする。

(6) 避難所開設の報告

市町村は、避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告するものとする。

避難所開設の日時および場所

箇所数および収容人員

開設予定期間

(7) 避難所の運営管理

ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。

イ 市町村は、避難所ごとにそこに収容されている避難所に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。

エ 市町村は、男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。

オ 避難期間が長期化する場合、県、市町村は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

カ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

キ また、必要に応じ、市町村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(8) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内である。

県は、市町村が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、厚生労働大臣との協議が必要となるため、市町村の避難所開設状況を把握しておくものとする。

## 6．要援護者に対する対策(県健康福祉部、県知事公室、市町村、消防機関)

(1) 安否確認、救助活動

市町村は、あらかじめ把握している災害時要援護者について、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画を策定している市町村にあつては、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、要援護者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

避難所においては、要援護者に円滑に情報伝達ができるように障害等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳を確保するものとする。

(3) 生活の支援

相談体制の整備

市町村は、避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、要援護者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

心身両面の健康管理

要援護者の中には、特に健康面の配慮が必要であるものがあるため、医師、保健師、看護師、等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

## 7．防火対象物等における避難対策等(県教育庁、市町村、県総務部、関係機関)

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数

の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

教育長は、地震・津波災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、地震・津波災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底しておくものとする。

(3) 避難の誘導等

避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

イ 児童・生徒等に必要な注意を与るとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

ロ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

#### 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

特に、津波の危険は継続する可能性もあるため、関係機関の情報等を十分に把握し、安全を確認するものとする。

なお、この場合、速やかに市町村に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

#### (4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

避難が長期間となる恐れがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

#### (5) その他の留意事項

##### 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

##### 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

##### 避難訓練の実施

学校長は、地震・津波災害に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

##### 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

##### 計画の策定

学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

イ 地震・津波災害に応じた避難指示等の伝達方法

- ロ 緊急避難場所の指定
- ハ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者
- ニ 児童生徒の携行品
- ホ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ヘ 負傷者の救護方法
- ト 保護者への連絡及び引き渡し方法
- チ 登下校中の避難方法

#### 8．広域的避難収容（県知事公室、県健康福祉部、市町村）

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとし、県は必要な調整を行う。

#### 9．被災者等への的確な情報活動関係（県総務部、市町村）

県、市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

## 第10節 交通規制計画(県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日高速道路(株)、関係機関)

大規模地震・津波発生時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、橋梁等の交通施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

### 1. 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、道路管理者と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分	範 囲
道路管理者 国土交通大臣 知 事 市 町 村 長 西日本高速道路(株)	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 公安委員会 警 察 署 長 警 察 官	1 本県または本県に隣接、近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

### 2. 交通規制の措置

#### 措置要領

#### (1) 道路管理者(県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株))

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状態が予想され、または発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

#### (2) 警察(県警察本部)

地震・津波災害により住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路・橋梁等の交通施設の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損等のため交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

必要がある場合には、他県から被災地域に通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接及び近接する県に要請するものとする。



各警察署において、交通規制を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。

交通規制を行う場合は、法令に定められた標識を設置するものとする。設置不可能な場合及び設置するいとまがない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど交通に支障がないよう配慮するものとする。

緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

災害発生時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等が交通誘導の実施等の応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害保障、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

### 3．交通規制の実施(県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株))

#### (1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合には迂回道路の標識も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

##### 道路標識を設ける場合

ア 通行止め：歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央

イ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端

ウ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

##### 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

##### 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

#### (2) 異常気象時における道路通行規制要領

異常気象時における道路通行規制要領は、別冊資料編による。

### 4．相互の連絡・協力(県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株))

道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

(1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。

(2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

## 5. 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の障害物除去の方法については、次のとおりとする。

### (1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

### (2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

### (3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

### (4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとることができる。

### (5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとることができる。

### (6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を別冊資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

## 第11節 緊急通行車両確認計画(県知事公室、県警察本部)

県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

### 1．緊急通行車両の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

#### (1) 第一段階(地震発生直後の初動期)

救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

交通規制に必要な人員、物資

後方医療機関へ搬送する負傷者等

政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資

緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

#### (2) 第二段階(応急対策活動期)

前記(1)の継続

食料、水等生命維持に必要な物資

傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

#### (3) 第三段階(復旧活動期)

前記(2)の継続

災害復旧に必要な人員、物資

生活必需品

### 2．緊急通行車両の確認(県知事公室、県警察本部)

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を行うものとする。

#### (1) 申請手続(申請窓口)

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

知事(県) 知事公室危機管理防災課

公安委員会

ア 県警察本部 交通部交通規制課

イ 各警察署 交通課

(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出(県公安委員会)

公安委員会は、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るために、次のいずれにも該当する車両については、事前届出を受理するものとする。

災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両

次に掲げる方法により、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体(以下「指定行政機関等」という。)が所有又は使用する車両

ア 指定行政機関等が自ら所有する車両

イ 指定行政機関等が契約等により専用に使用する車両

ウ 指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両

## 第12節 輸送計画(九州運輸局熊本運輸支局、ＪＲ九州熊本支社、 熊本海上保安部、自衛隊、九州地方整備局、県土木部)

本計画は、大規模地震・津波発生時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

### 1．輸送実施計画(関係機関)

災害対策基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。

ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれらに準ずるもの等、又は自衛隊に応援を要請して、緊急輸送の確保を図るものとする。

### 2．輸送力の確保(関係機関)

実施機関が所有する車両だけでは輸送が確保できない場合には、次の順位により必要に応じて借り上げて輸送の円滑化を図るものとする。

#### (1) 車両等の確保

公共的団体の車両

輸送を業とする者の所有車両

その他(自家用車両等)

#### (2) 鉄道、軌道、空中輸送等の確保

鉄道、軌道輸送要請

必要に応じ、ＪＲ九州熊本支社等に要請するものとする。

空中輸送要請

別節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、要請するものとする。

#### (3) 船舶の確保

公共的団体の船舶

輸送を業とする者の所有船舶

### 3．輸送の確保

#### (1) 陸上輸送(九州運輸局熊本運輸支局、ＪＲ九州熊本支社、関係機関)

道路輸送(九州運輸局熊本運輸支局、関係機関)

災害時における緊急輸送は、本県の地勢及び過去の災害の実情等から考えると、大半が陸上輸送であり、道路輸送の場合が多い。このことから、関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるように協力するものとする。

鉄道輸送(ＪＲ九州熊本支社)

鉄道輸送は地域的に限定されるが、道路輸送が困難をきわめ、又は不可能な場合並びに鉄道による輸送が迅速かつ適切と判断される場合に緊急輸送の確保を図るものとする。

#### (2) 海上輸送(熊本海上保安部、九州運輸局熊本運輸支局、県土木部)

海上輸送船舶

船舶等による海上輸送については、主として熊本海上保安部所属船舶の優先出動により緊急輸

送に当たるものとするが、必要に応じ第十管区海上保安本部長に対して、巡視船艇の派遣要請、または九州運輸局熊本運輸支局等関係機関の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。

#### 海上輸送ルートの確保

ア 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な航路、港湾・漁港施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するものとする。

イ 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況等に基づき海上輸送ルートを定めるものとする。

ウ 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに、海上輸送ルートの確保に努めるものとする。

#### (3) 空中輸送

災害時に陸上輸送及び海上輸送が困難若しくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると判断した場合には空中輸送の確保を図るものとし、防災消防ヘリコプターの利用及び別節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づく自衛隊への要請を実施するものとする。

### 4 . 緊急輸送を確保するための道路

#### (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化(県土木部、九州地方整備局)

緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。

#### (2) 道路管理者、警察、関係機関との連絡調整(県土木部、関係機関)

道路管理者は、緊急輸送路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去等の応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、警察及び関係機関と相互に連絡を保ち、交通規制等の適切な運用を図るものとする。

また、緊急輸送道路については、社会情勢その他の変化に応じて、緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じてネットワーク計画の適宜の見直しを行うものとする。

## 第13節 水防計画(県土木部、関係機関)

地震・津波により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本県の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、津波、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

## 第14節 救出計画(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

### 1．実施責任者(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

- (1) 救出は原則として、市町村、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市町村長等に協力するものとする。

### 2．救出対象者(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震・津波による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

### 3．救出の方法

#### (1) 市町村、消防職員・団員による救出(市町村、消防機関)

市町村は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

市町村による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 警察による救出(県警察本部)

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動

行方不明者があるときは、その速やかな搜索活動

救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動

大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、広域緊急援助隊の出動要請

#### (3) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市町村、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。



#### 4．関係機関の連携（県、関係機関）

警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の実動機関へリ、防災消防へリ、ドクターへリ等は、必要に応じて連携し、迅速かつ確実に被災者の救出、救助、捜索活動等を実施する。

#### 5．惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

## 第15節 医療救護計画(県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、熊大医学部附属病院等)

大規模、広域的な震災により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県、市町村は、日本赤十字社熊本県支部、熊本県医師会、災害拠点病院（別冊資料編参照）、災害派遣医療チーム（DMAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

### 1．実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、被災地域の市町村長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

### 2．救護活動

#### (1) 災害医療情報の収集及び提供

県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。

ア 被災地の保健衛生行政機能の被害状況

イ 保健医療施設、設備の被害状況

ウ 保健医療活動従事者の数及び不足数

エ 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずる恐れのある物の被害状況

オ 診療（施設）機能の稼動状況

カ 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況

キ 災害派遣医療チーム（DMAT）の対応状況

ク 職員の被災状況、応急活動への対応状況

ケ 医薬品等及び医療用資機材の需給状況

コ 保健医療施設への交通状況等

県は、収集した情報をもとに、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。

#### (2) 初動体制

県は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣県との情報連絡体制を確立する。

県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、熊大附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。

知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県への医療救護班の派遣を要請する。

県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部長を長とする医療救護対策室を置く。医療救護対策室は、日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、熊大附属病院の災害医療担当者を招集し、医

療救護に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。

医療救護対策室は、統括DMATに参集を依頼し、医療救護対策室の下に、おもに急性期におけるDMATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調査本部を設置する。

地方災害対策本部は、市町村、消防機関等と連携のうえ、医療機関の被災状況、傷病者の状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。

地方災害対策本部に、保健所長を長とする医療救護現地対策室を置く。医療救護現地対策室は、日赤県支部、郡市医師会、災害拠点病院等の情報連絡員を受入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。

### (3) 被災地内医療救護活動

市町村長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。当該市町村のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。

知事は、市町村長からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日赤県支部、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)、自衛隊熊本病院等に対する医療救護班等の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。

知事は、医薬品を医薬品配分拠点、救護所等へすみやかに供給するとともに薬剤師を派遣し、併せて、熊本県薬剤師会等への協力を依頼する。

また、避難所での服薬指導、薬についての相談及び一般医薬品の供給等に応じるため薬剤師等を派遣する。

現地に到着した災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班は、医療救護現地対策室と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。

日赤救護班は、医療救護現地対策室と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあっては、医療救護現地対策室長が指定した者がこれを行う。

被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。

医療施設への電気、ガス、水道の確保

知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者等に要請する。

また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。

医療機器の修理及び交換

知事は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。

県は、防疫と公衆衛生の維持に努める。

### (4) 傷病者の搬送と収容

県災害対策本部は、医療救護現地対策室の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。

熊本赤十字病院、熊本大学医学部附属病院、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。

県災害対策本部は、広域搬送の必要が生じることが予測される場合、県外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。

### 3．個別疾患

#### (1) 難病、人工透析

県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

#### (2) 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

#### (3) 精神疾患

県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。

県は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

### 4．医療体制の移行等

県は、医療機関と協力し、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、状況（段階）に応じた適切な医療提供体制の確保に取り組むものとする。

### 5．惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

## 第16節 食糧供給計画(県農林水産部、県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部、県知事公室、九州農政局生産部)

大規模地震・津波発生時に、り災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出しその他食品の給与は、次の要領により実施するものとする。

### 1．実施機関

り災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、市町村長が実施するものとする。

市町村長のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2．米穀の調達・供給(県農林水産部、九州農政局生産部)

#### (1) 応急調達

調達可能数量の把握

農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するものとする。

調達の仕方

ア 農林水産省を通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

イ 必要な場合は、知事は農林水産省と協議して、同省を通じて受託事業者から政府米を調達することとする。

#### (2) 応急供給

米穀販売業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、必要な場合は、別節「輸送計画」に基づき市町村に供給するものとする。

\* 九州農政局生産部 096-211-9111

\* 関係要領等「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」  
「緊急食料調達・供給体制整備要綱」

### 3．乾パンの調達・供給(県健康福祉部)

県備蓄分の供給

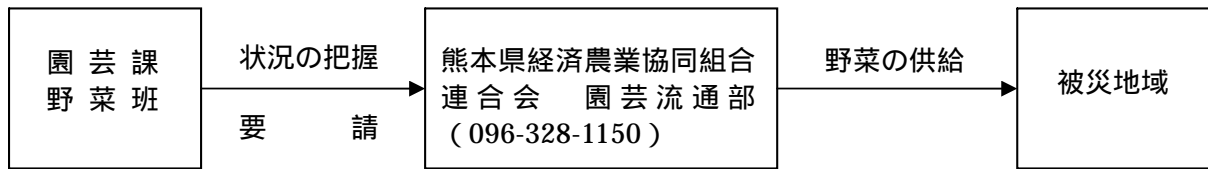
災害救助法が適用される震災が発生した場合、県が備蓄している乾パンについては、直接又は市町村長を通じて、り災者に供給するものとする。

### 4．農畜産物(生産物)応急供給(県農林水産部)

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模地震による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握し、次により必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

(1)野菜・果実・果汁

野菜

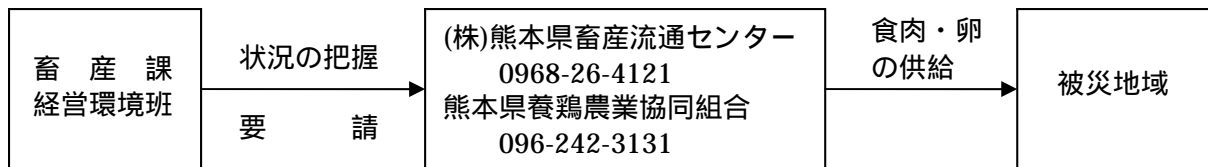


果実、果汁



(2) 食肉・卵・牛乳

食肉、卵



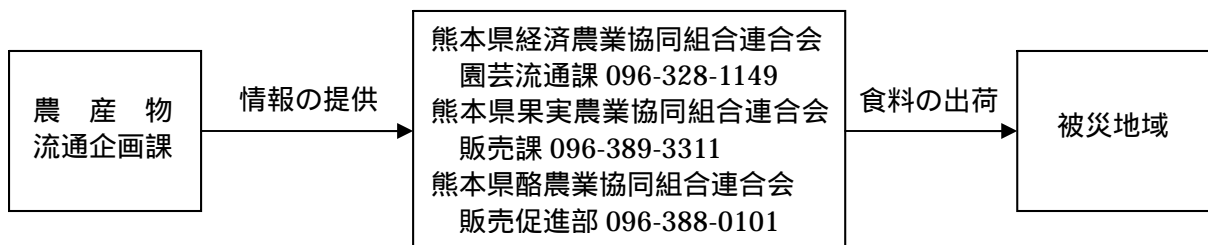
牛乳



5. 生鮮食料品等の流通確保対策(県農林水産部)

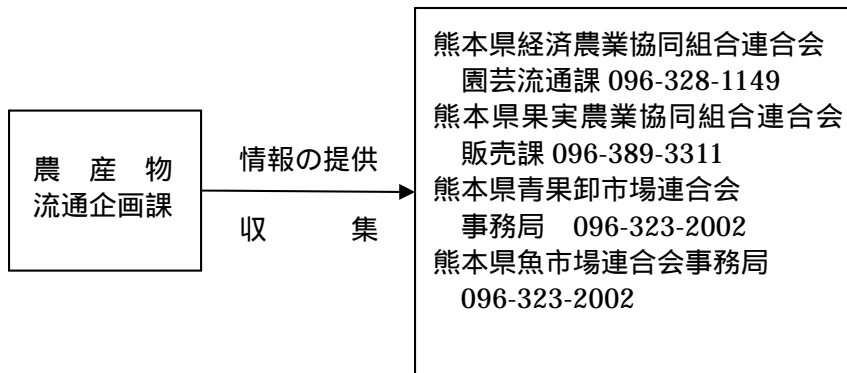
(1) 被災地への生鮮食料品等の円滑な流通の確保

輸送ルート、輸送手段及び物資集積地に関する情報収集を行い、関係農業団体に当該情報を提供し、被災地への生鮮食料品等の出荷について協力を要請するものとする。



## (2) 円滑な卸売市場流通の確保

卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、迅速な対応を要請するものとする。



## 6. 災害時における味噌・醤油の供給

供給方法は、関係機関その他から、下記または災害地に供給できる地域に所在する業者に連絡次第、業者において供給するものとする。

熊本県みそ工業協同組合（電話096-356-8200） 熊本市中央区南千反畑町11-5

熊本県醤油工業協同組合（電話096-356-8200） 熊本市中央区南千反畑町11-2

## 7. 炊きだしの実施及び食料の配分(県関係各部、市町村)

### (1) 炊きだしの実施

市町村は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、みずから又は委託して炊き出しを行うものとする。

市町村が多量の被害を受けたことにより、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

県は、市町村から要請を受けたときは、次の措置を講じるものとする。

日赤奉仕団への要請(健康福祉部)

自衛隊への応援要請(県知事公室)

集団給食施設への炊飯委託(関係各部)

### (2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置

住民への事前周知等による公平な配分

## 8. その他の食料等の確保(県商工観光労働部、県環境生活部)

応急用食料として、県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、災害時に必要な食料の調達に関する協定を締結し、次に掲げる食料等の確保を行うものとする。

(1) ビスケット・クッキー (2) 即席麺 (3) 粉ミルク (4) 飲料水(ペットボトル)

(5) パン (6) その他必要と認められる食料等

協定締結一覧は一般災害対策編 P 2 9 5 に掲載。

## 第17節 給水確保対策計画（県健康福祉部、県環境生活部）

### 1．実施体制

- (1) 飲料水供給の実施は、市町村長が行うものとする。被災市町村長は自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、近隣市町村、県、及び国その他関係機関の協力を求めて飲料水の供給を実施するものとする。
- (2) 県は、被災市町村から、災害により飲料水の供給実施が当該市町村において実施できない旨の報告あるいは供給の要請があった場合には、近隣市町村又は水道事業者等に指示し、飲料水の緊急確保を図るものとする。

### 2．水道施設の被災状況把握

県は、水道施設の被災状況、断水状況等についての情報収集を行うものとする。

### 3．応急給水及び応急復旧

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2) 県は、地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- (3) 被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

### 4．被災者への情報伝達

県及び水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行うものとする。

### 5．他県等への支援要請

県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請する。



## 第18節 生活必需品供給計画(県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部)

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

### 1. 実施機関

り災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村長が実施するものとする。

市町村長のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、国、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2. 生活必需品等の範囲

#### (1) 範囲

生活必需品等の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

寝具類(毛布等)

衣料(作業着、下着、靴下等)

炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)

食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)

日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)

光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)

燃料

その他(ビニールシート)

### 3. 生活必需品の確保(県健康福祉部、県商工観光労働部、県環境生活部)

#### (1) 備蓄物資の提供

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき又は被害の状況から判断して必要と判断したときは、県の備蓄物資を放出するものとする。

#### (2) 調達方法

県が生活必需品を供給する場合、一括購入するか又は備蓄物資をあてるものとする。

県は、小売業者等の協力を得て、災害時の必要な物資の調達に関する協定を締結し、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達体制の整備を行うものとする。

#### 4 . 生活必需品等の配分(県健康福祉部)

##### (1) 供給方法

県が供給した生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

##### (2) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

##### (3) 配分方法

県が市町村長に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、必ずこの計画表に基づいて給与するように指導するものとする。

## 第19節 建築物・宅地等応急対策計画

大規模な地震・津波により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。

### 1．人材育成の確保

- (1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

### 2．応急危険度判定活動

- (1) 県は市町村、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 県は市町村の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市町村と連携して判定活動を実施するものとする。

## 第20節 公共施設応急復旧計画(県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、 県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、市町村)

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

### 1．道路・橋梁(県土木部、九州地方整備局、市町村)

#### (1) 実施機関

次のとおり各道路管理者が行うものとする。

- ・ 一般国道(指定区間)は国土交通省
- ・ 一般国道(指定区間外)及び県道については県
- ・ 市町村道については市町村

#### (2) 人員資機材の整備を行うとともに、建設業協会を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行うものとする。

#### (3) 応急工事の施工

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じる恐れがあるため、応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。

### 2．港湾(県土木部)

#### (1) 実施機関

災害により被災した港湾施設は、それぞれの管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置を実施し、努めて海上交通の確保を図るものとする。

#### (2) 人員資機材の確保

実施機関は、手持ち若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。

災害の規模及び状況により、実施機関は相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員資機材の確保を図るものとする。

業者の請負に付して工事を行う時は、支給材料を除き、全て請負業者に確保させるものとする。

#### (3) 応急工事の施工

それぞれの港湾管理者又は国土交通省九州地方整備局は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るよう工事を実施するものとする。

### 3．河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村)

#### (1) 実施機関

次のとおり各管理者が行うものとする。

河川

- ・ 一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- ・ 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県

- ・準用河川及びその他の普通河川は市町村  
海岸
- ・海岸保全区域の県管理区域は県
- ・市町村管理区域は市町村  
砂防
- ・川辺川直轄砂防施行区域は国土交通省
- ・その他区域は県  
地すべり・急傾斜
- ・県

#### (2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、実施機関相互の融通、調達、あっせん等の手段を講じるとともに、一般災害対策編「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」に定めるところによって、人員、資機材の確保を図るものとする。

#### (3) 応急工事の施工

地震発生後、速やかに河川・海岸の堤防及び河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜の構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査し、その対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破や破損・損傷の拡大等についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる耐震対策を施すものとする。

### 4．漁港(県農林水産部)

#### (1) 実施機関

災害により被災した漁港施設は、それぞれの管理者において、その重要度及び緊急度に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置の実施を図るものとする。

#### (2) 人員資機材の確保

実施機関は、手持ち若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。

災害の規模及び状況により、実施機関は相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員資機材の確保を図るものとする。

業者の請負に付して工事を行う時は、支給材料を除き、全て請負業者に確保させるものとする。

#### (3) 応急工事の施工

それぞれの漁港管理者は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るよう工事を実施するものとする。

### 5．下水道(県土木部、市町村、関係機関)

#### (1) 実施機関

次のとおり各管理者が行うものとする。

- ・流域下水道は県
- ・公共下水道は市町村

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合には、下水道九州ブロック災害時支援体制の定めるところにより、確保を行うものとする。

(3) 応急工事の施工

管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧等を優先して行うものとする。

処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

## 6．公営企業関係施設(県企業局)

(1) 実施機関

実施機関は、県企業局及び各管理施設委託業者とする。

(2) 人員資機材の確保

震災時における職員等の応急復旧動員体制を確立するとともに、平素から資機材の整備を行い、復旧用資機材の確保に努めるものとする。

(3) 応急工事の施工

公営企業関係施設の中でも、被災者の救援救護活動等に供する施設について、優先的に応急工事を実施するものとする。

工事の実施に当たっては、被害の状況についての的確な情報収集に努めるとともに、効果的かつ効率的な復旧計画を策定し、緊急時の施行体制の確保を図るものとする。

## 7．農地及び農業用施設等(県農林水産部)

(1) 実施機関

農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有又は管理に属する施設等について、それぞれ実施責任を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、市町村長が行うものとする。

前記 において実施不可能な場合は、県(本庁)又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記3.(2)により確保するものとする。

## 8．社会福祉施設(県健康福祉部)

(1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記3.(2)に準じて確保するものとする。

9. 医療衛生施設(県健康福祉部)

(1) 実施責任

公的医療施設：県、市町村又は当該施設の管理者

保健所：県所管の保健所は県、市所管の保健所は市

その他の医療施設：当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記3.(2)に準じて確保するものとする。

10. 交通安全施設(県警察本部)

交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

11. 学校施設(県教育庁、市町村、県総務部)

(1) 公立学校等における対策

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図るものとする。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合の対応についても検討しておくものとする。

被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする

仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

(2) 私立学校等における対策

私立学校等では、上記(1)に準じて学校設置者が実施するものとする。

## 第21節 畜産・酪農業応急対策計画(県農林水産部)

### 1. 牛乳等の出荷流通の確保対策

#### (1) 送乳車の確保対策

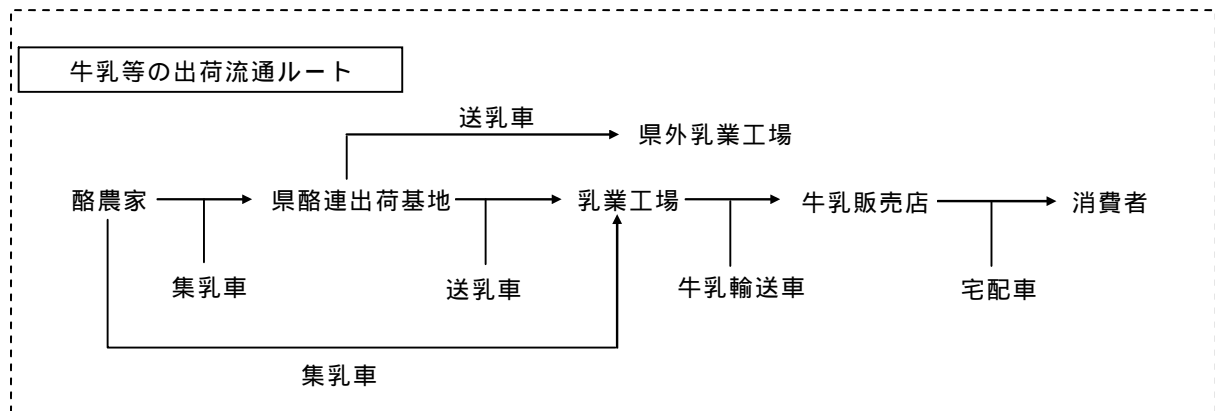
県外の乳業工場へは、熊本県酪連が輸送会社に委託して送乳している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。また、県内の乳業工場が被害を受けた場合には、近県の乳業工場に処理を依頼するものとする。

#### (2) 集乳車(ミルクタンクローリー)の確保対策

酪農家からの集乳は、熊本県酪連が輸送会社に委託して実施している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。

#### (3) 集乳輸送車(宅配車)の確保

牛乳の輸送は乳業工場が輸送業者に委託して実施している。災害時は近県の乳業者及び輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。



### 2. 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、確保することを原則とする。

#### (1) 家畜飼料の確保対策

災害復旧に長期を要する場合は、各地域振興局及び熊本農政事務所(県出先機関・市町村等)において、不足量の把握と供給要請を県段階(県庁・各農協連で組織する本部)に行うものとする。

県段階においては、県下全域(局地的な被災の場合は、その地域)の必要量の確保に努め、量的確保が困難な場合は、九州農政局を通じて隣接県に対して協力要請を行い、要請量と供給バランスを考慮した配分計画を作成するものとする。

各地域振興局単位及び熊本農政事務所においては、要請とともに受入体制(集積場所・配付計画・人員の配置)を整備し、各畜産農家への配分を行うものとする。

#### (2) 家畜飲料の確保対策

災害復旧に長期を要する場合は、被災市町村において、湧水、河川流水、貯留水の確保を図り対応するものとする。



ただし、酪農における利用水(搾乳関連)については、衛生上の問題から、人の飲料と同程度の水を必要とするため、その必要量を把握するとともに適切な配水計画に基づき給水を実施するものとする。

### 3. 家畜に対する防疫計画

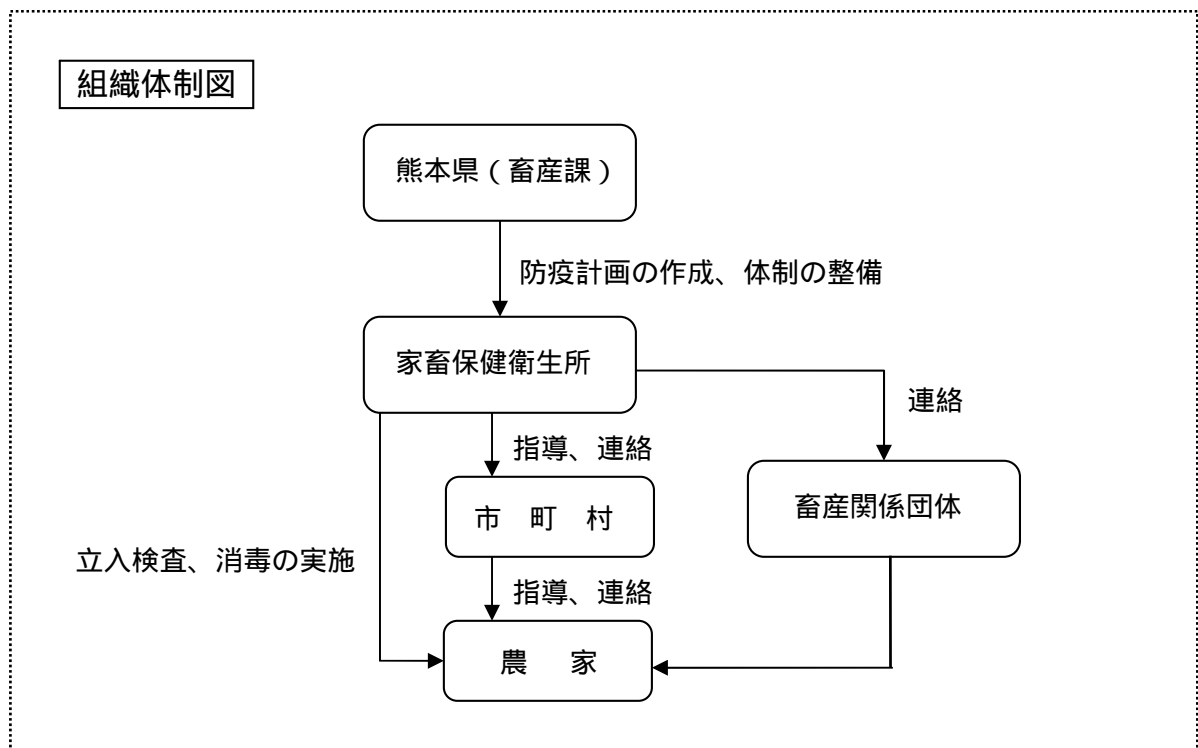
災害に伴い発生するおそれのある家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、次により被災地域の立入検査、消毒等及び防疫体制の整備を講ずるものとする。

(1) 被災地域の立入検査及び消毒等

県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

(2) 防疫体制の整備

被災市町村が、災害時における対応を的確かつ迅速に行えるよう被災地域内の立入検査、消毒等を含む県防疫計画の作成とその円滑な運用を行うための体制整備を図るものとする。



### 4. 家畜の緊急避難対策

災害復旧に長期を要する場合は、災害により、使用に適しなくなった畜舎・牧野から、一時的に家畜を避難させるため以下により対応する。

(1) 避難家畜の分布状況調査

各地域振興局及び熊本農政事務所において、一時的に避難させることが必要な家畜の頭羽数の把握と当該家畜の緊急避難要請を県段階(県庁・各農協連で組織する本部)に報告する。

(2) 受け入れ畜舎等の確保

県段階において、一時受け入れ可能な畜舎等の所有者に協力要請を行い、避難家畜の配分計画を作成する。

(3) 搬送車の確保

県段階において、避難家畜の搬送に必要な搬送車の確保について、県内外の畜産農協及び輸送会社に協力を依頼して対応する。

(4) 避難の実施

各地域振興局及び熊本農政事務所において、 の配分計画に対する受け入れ体制（家畜の移動に係る人員の配置、搬送車の調整）を整備し、対応する。

## 第22節 通信施設災害応急対策計画(N T T 西日本熊本支店)

地震災害により通信施設に被害を受けた場合は、通信ふくそうの緩和及び重要施設の確保を図るものとする。

### 1．災害時における情報の収集

災害が発生したときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集するとともに、関係組織相互間への連絡、周知を行うものとする。

### 2．通信の非常措置

#### (1) 重要通信の確保

応急回線の作成、網措置等その確保の措置をとる。

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するために必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網と連携をとる。

電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

#### (2) 被災地特設公衆電話の設置

通信施設が大規模地震により被害を受け不通になった場合でも、避難所等により災者が利用するため、ポータブル衛星通信車等による特設公衆電話の設置に努めるものとする。

#### (3) 安否の確認用の災害用伝言ダイヤル(171)及び「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」の運用

災害用伝言ダイヤル(171)

被災地への通信が増加し、連絡がとりにくい状況になった場合には、被災地住民が安否等に関する情報を録音し、当該情報を他の地域から聞くことのできる災害用伝言ダイヤル(171)を運用する。

災害用ブロードバンド伝言板(web171)

文字・音声・画像情報でご家族の安否情報がインターネット上で確認できる「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」を運用する。

### 3．災害時における広報活動

(1) 災害が発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

(2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知するものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用

案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

#### 4．設備の応急復旧

- (1) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策本部に出動するものとする。
- (2) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一主義として速やかに実施するものとする。
- (3) 必要と認めるときは、NTT西日本グループから最大限の復旧要員を被災地へ派遣し、早期復旧に努めるものとする。
- (4) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努めるものとする。
- (5) 通信途絶地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を計り、市町村からの要求にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

## 第23節 電力施設応急対策計画(九州電力熊本支社)

大規模地震発生時の災害応急復旧については、「熊本支社非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。

### 1．電力施設応急体制

#### (1) 初動体制の確立

震度5弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。

震度5弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。

ア 供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は自らの判断により出社する。

イ 所属事務所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事務所に出社する。

なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。

初動段階(対策本部機能確立まで)における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。

支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

### 2．応急対策の方法

#### (1) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、「熊本支社非常災害対策本部運営基準」に従い、応急復旧に当たることとする。

#### (2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

県災害対策本部等の情報収集は、当社対策本部要員を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、市町村からの要請にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通傷害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届出に必要な項目を整備することとする。

#### (3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

#### (4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

## 第24節 都市ガス施設応急対策計画(西部ガス熊本支社)

地震災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

### 1. 西部ガスの災害対策

#### (1) 通常時の連絡先

名 称	所 在 地	電 話
西部ガス(株)熊本支社	〒860-0832 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8600

#### (2) 非常時の体制

地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発令され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発令され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発令され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合

#### (3) 災害対策本部の設置等

第3非常体制が発令されたときは、地区災害対策本部を設置する。

総合非常体制が発令されたときは、本社に総合災害対策本部を設置するものとする。

災害対策本部	名 称	所 在 地	電 話
地区災害対策本部	西部ガス(株)熊本支社	〒860-0832 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8600
総合災害対策本部	西部ガス(株)本社	〒812-0044 福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2211

#### (4) 社員の自動出動

気象庁が発表した各事業所の最寄りの地震観測地点の震度が「5強」以上の場合は、社員は自動出動するものとする。

なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。

(5) 防災関係機関との情報連絡

平常時から、県及び各市町村防災会議、地方気象台、消防署、警察署等防災関係機関と協調し、防災関係情報の提供、収集を行い、緊急対策及び災害復旧を推進するものとする。

災害発生時には、地方自治体の災害対策本部をはじめとする防災関係機関と協調し、災害に関する情報の提供、収集を行い、緊急対策及び災害復旧を推進するものとする。

(6) 緊急対策

二次災害防止のために必要がある場合は、次の措置を実施するものとする。

災害発生時における広報

ア 災害発生時においては、発生直後のガス供給停止時、復旧作業時及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報を行うものとする。

イ 災害発生後、ガス供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行うものとする。

ウ 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関、警察、消防機関等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施するものとする。

災害発生時における緊急工事

ア 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。

イ 緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、処理要員の安全に十分配慮するものとする。

地震時の供給停止判断（第1次緊急停止）

地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認された単位ブロックでは、直ちにガス供給を停止する。

- ・単位ブロック内の地震計2基以上が60カイン以上の場合
- ・製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

地震時の供給停止判断（第2次緊急停止）

地震が発生した場合、地震計のS I値が30カイン以上60カイン未満程度を記録した単位ブロック、又は60カイン以上を記録した地震計が1基のみの単位ブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などから経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

- ・道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
- ・ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が、災害対策要領に記載する緊急時対応能力を超える恐れのある場合

(7) 災害復旧

被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとする。

復旧計画の策定

災害が発生した場合は、早期復旧をはかるため復旧期間、復旧要員数、復旧組織及び被災地域

の復旧優先順位等の復旧計画を速やかに策定する。

#### 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期するとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

#### 復旧用資機材の調達

復旧活動に必要な資機材については、メーカー等からの調達、社内及び関係会社の相互融通等、適切な措置を講ずる。

#### 非常災害時の救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）」に基づき、日本ガス協会へ救援を要請する。



## 第25節 鉄道施設応急対策計画(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

### 1．地震計の設置箇所

既設の地震警報装置により、大規模地震発生時の列車運転に関する規制を行うものとする。  
 なお、地震計の設置箇所は次のとおりである。

線 名	設 置 停 車 場	備 考
鹿児島本線	玉 名	大 牟 田 ~ 植 木
鹿児島本線	熊 本	植 木 ~ 松 橋
豊肥本線		熊 本 ~ 肥 後・大 津
三 角 線		宇 土 ~ 三 角
鹿児島本線		松 橋 ~ 八 代
肥 薩 線	八 代	八 代 ~ 白 石
肥 薩 線	人 吉	白 石 ~ 真 幸
豊肥本線	立 野	肥 後 大 津 ~ 赤 水
豊肥本線	宮 地	赤 水 ~ 滝 水

### 2．災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続(規定)」、「運転 事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処するものとする。

### 3．災害時の代替輸送方法

列車の運転規制が長時間にわたると認められるときは、バス等による代替輸送又は振替輸送を実施するものとする。

### 4．災害対策本部の設置

災害発生時においては、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める基準に従い、本社又は支社に対策本部を設置するとともに、現場に復旧現場本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括するものとする。

### 5．連絡通報体制

災害発生時における連絡通報については、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「気象異常時運転規制手続(規定)」に定める連絡系統により、連絡施設を有効活用し、正確、敏速を期するものとする。

### 6．応急措置(案内広報等)

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。

駅設置の地震計が80ガル以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。また、旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害状況、代行輸送の方法、

復旧の見込みその他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止するものとする。  
また、報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報の提供を行うこととする。

## 7．応急復旧体制

災害発生時における応急復旧体制については、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき、本社、支社対策本部と密接な連絡をとって正確な状況把握を行い、応急復旧の具体的な方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかに復旧するものとする。

## 第26節 ダム等管理計画(県土木部、県農林水産部、県企業局、九州地方整備局、九州電力、電源開発)

この計画は、地震時におけるダム及びひ門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、ひ門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策等について定めるものとする。

### 1．対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とするダム、ため池及びひ門等の現況は、別冊資料編のとおりである。また、管理者については、別冊一般災害対策編のとおりである。

### 2．地震後の臨時点検及び報告

平成20年10月28日国河流第3号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

- (1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が2.5 gal以上である地震
- (2) ダム地点周辺で震度4以上を観測した地震

### 3．応急対策の実施

点検結果により、ダム等施設及び貯水池周辺の被害の有無を判定し、必要な措置を講じるものとする。

### 4．関係機関への連絡

2の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規定等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。

## 第27節 保健衛生計画（県健康福祉部）

被災地、特に避難場所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### 1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

#### （1）実施責任

市町村長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

知事は、感染症法又はその他の法令に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

#### （2）防疫組織および実施方法等

知事及び市町村長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

##### 防疫の実施組織等

##### イ 検病調査班の編成および調査対象

知事は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は、医師1名、保健師（または看護師）1名および助手1名をもって編成する。

その検病調査1班の調査能力は、おおむね1日当たり60戸（300人）とし対象人員実施予定回数を考慮して、必要な調査班を編成し派遣するものとする。

滞水地域においては、週1回以上、集団避難所においては、随時行う。

##### ロ 防疫班の編成

市町村長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編成する。

知事は、市町村の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣するものとする。

#### ハ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市町村長は、災害時または、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

##### 実施方法等

##### イ 検病調査および健康診断

知事は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、または滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行うものとする。調査にあたっては、市町村地域内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、集団避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることと検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定により健康診断を実施する。

#### ロ 消毒

市町村長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

#### ハ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

#### ニ 感染症患者の入院

知事は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

#### ホ 生活用水の使用制限等

知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、市町村長は生活用水の供給を実施するものとする。

#### ヘ 臨時の予防接種

知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第6条により臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。

### (3) 市町村に対する指導

#### 現地指導

主要災害地の市町村に対しては、知事は、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立および具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

## 2. 食品衛生の確保

### (1) 食中毒の未然防止

県は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。

県は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせるものとする。

県は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。

県は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。

被災地の食品衛生協会は県と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

## (2) 食中毒発生時の対応

県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。

県は、保健所、検査機関、医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。

県は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

## 3 . 健康管理

### (1) 保健及び栄養指導

県は、市町村から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理(母子、老人、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行うものとする。

県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町村からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。

県は、市町村から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心に市町村と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

県は、市町村から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。

### (2) 精神保健相談

県は、災害発生時の段階に応じ、次の措置を行うものとする。

初期

ア 精神科救護所の設置

イ 精神保健巡回診療及び相談の実施

ウ 精神保健医療情報の提供

エ 夜間相談窓口の設置

オ 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

安定期

仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談

### (3) 被災動物対策

県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。

県は、各保健所において、収容した動物の一時保管に努めるものとする。

## 第28節 災害ボランティア活用計画（県関係各部、関係機関）

### 第1 災害ボランティア活動を支援する体制整備

県内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市町村は単独又は複数の市町村の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、被災地センターを支援するために、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）を設置するなど、災害ボランティア活動を支援する。

#### 1．熊本県災害ボランティアセンター

##### (1) 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア活用計画に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

##### (2) 設置場所

県センターは、県社協に置く。

##### (3) 役割と機能

関係機関、団体との連絡調整

- ・県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
- ・日赤県支部、県共募、ボランティア連絡協議会との連絡調整
- ・全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整

被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの派遣など

各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行われるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）

- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介

資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な

場合、要請に応じてその調達に努める。

ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

#### (4) 県の対応

連絡調整窓口の設置

県は、県センターとの情報交換や協議等を行う連絡調整窓口を健康福祉政策課福祉のまちづくり室に設置する。

県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

他県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

#### (5) 県社協の対応

県社協は、県センターの円滑な運営を図るため、必要に応じて、県社協各課の職員を県センターの業務に従事させる。

#### (6) 日赤県支部の対応

日赤県支部は、県センターからの要請に応じて、職員又は赤十字防災ボランティアリーダーを連絡調整員として派遣する。

#### (7) 県共募の対応

県共募は、被災者への支援・救援活動を行うNPO、ボランティアグループおよび民間の災害ボランティアセンターなどに対して、必要に応じて活動資金を支援する。

#### (8) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

#### (9) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所に併せて閉所するものとする。

## 2 被災地災害ボランティアセンター

### (1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

### (2) 設置主体

市町村及び市町村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市町村単位又は複数の市町村



で連携した広域単位で設置する。

市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して設置場所を定めておく。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、事前に近隣市町村や、近隣市町村社協等との協力体制を構築しておく。

### (3) 役割と機能

市町村や県センターとの連絡調整

地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請

活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）

ボランティアニーズ及び被害状況の把握

ボランティアの受入

ボランティア希望者の配置等

救援物資の仕分け、配布

現地での支援活動

ボランティアの健康管理

その他

### (4) 市町村の対応

連絡調整窓口の設置

活動場所の提供

行政情報の適切な提供

### (5) 組織及び運営体制

組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

### (6) 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市町村社協等にその活動を引き継いでいく。

## 第2 専門ボランティア

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

現段階では、県の各担当課で災害支援に関する協定を締結、あるいは登録したり協力に関する意思確認をしている団体は、以下のとおりであるが、今後は、更に多くの団体等に協力を求めるとともに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。

### (1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当課が把握している団体に対しては、各担当課が直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

専門ボランティアを直接、把握（登録）している課

担 当 課	専門ボランティアの名称等
森林保全課	山地防災ヘルパー
建 築 課	被災建築物応急危険度判定士
建 築 課	被災宅地危険度判定士
砂 防 課	砂防ボランティア

専門ボランティアを把握（登録等）している団体を所管又は把握している課

担 当 課	所管又は把握している団体名
危機管理防災課	（社）日本アマチュア無線連盟熊本県支部
危機管理防災課	（財）九州救助犬協会
医療政策課	（社）熊本県看護協会
薬務衛生課	（社）熊本県薬剤師会
薬務衛生課	（社）熊本県薬種商協会
薬務衛生課	熊本県製薬協会
薬務衛生課	（社）熊本県医薬品配置協会
障がい者支援課	（財）熊本県ろう者福祉協会

## （２）平常時の取組み

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県の各担当課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るものとする。

## 第３ その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

## 第29節 廃棄物処理計画（県環境生活部、県土木部、市町村）

### 1．計画の方針

大規模地震・津波による災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した廃棄物処理計画、作業計画を策定する必要がある。

### 2．被災状況調査、把握体制

- (1) 市町村は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 市町村は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所に報告する体制を整備するものとする。
- (3) 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関に連絡する体制を整備するものとする。

### 3．廃棄物の仮設場用地の選定等

- (1) 市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼き残り等の災害廃棄物の仮置場用地の選定、確保に努めるものとする。  
また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。
- (2) 県は、仮置場用地及び1次処理場（選別）・2次処理場（焼却、破砕等）用地の選定、確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の選定・確保状況の把握・調整を行うものとする。
- (3) 県、市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。

### 4．災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市町村は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。

### 5．災害廃棄物処理計画

- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市町村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うも

のとする。

- (3) 市町村は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。
- (4) 市町村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (5) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら市町村の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行うものとする。
- (6) 市町村は、必要により災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。
- (7) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（社）熊本県産業廃棄物協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

## 6．し尿処理計画

- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) 市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村に応援要請を行うものとする。
- (3) 市町村は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等適正管理の対策を講じるものとする。
- (4) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及びし尿処理業者等で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

## 7．廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市町村は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努めるものとする。
- (2) 市町村は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。  
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- (3) 市町村は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うものとする。

## 第30節 住宅応急対策計画(県健康福祉部、県土木部、市町村)

災害のための住家が滅失した罹災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対して居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、別節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

### 1．実施機関

罹災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。

市町村長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 2．応急仮設住宅の建設

県が行う応急仮設住宅の建設は、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

### 3．住宅の応急修理

県が行う住宅の応急修理は、建設関係業者の協力を得て実施するものとする。

### 4．公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、知事及び関係市町村長は公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

### 5．民間施設の提供

県、市町村は、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。

### 6．応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

なお、県は、市町村が行う各応急仮設住宅の管理運営に協力するものとする。

## 第31節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画(市町村、県警察本部、 県健康福祉部、熊本海上保安部)

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

### 1．実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、市町村長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て行うものとする。

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、市町村及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

### 2．行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、市町村の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

### 3．遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)及び死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)に基づき、遺体の検視、見分(以下「検視等」という。)を行うものとする。

遺体の検視等に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、検視等終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、警察医会、警察歯科医会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な検視等、身元確認に努めるものとする。

### 4．遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書等を添えて、市町村長に引き渡すものとする。

### 5．遺体の収容

市町村は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物等)に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。

## 6．遺体の火葬

(1) 市町村は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

火葬場の被災状況の把握

死亡者数の把握

火葬相談窓口の設置

遺体安置所の確保

作業要員の確保

火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保

棺、遺体保存剤、骨壺の調達

火葬用燃料の確保

(2) 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

## 第32節 救援物資要請・受入・配分計画(県知事公室、県健康福祉部、 関係各部、市町村)

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

### 1．不足物資の把握(県健康福祉部)

市町村は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して被災市町村のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

### 2．物資の要請(県関係各部、県知事公室、県健康福祉部)

#### (1) 国、他都道府県及び県内外市町村への要請(県関係各部、県知事公室、県健康福祉部)

県が供給できる物資のみでは被災地に供給すべき物資が不足する場合、県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。

なお、他県に対する要請は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づいて行うものとする。

#### (2) 県内外の住民及び企業等への協力呼びかけ(県知事公室、県健康福祉部)

県は、全国から寄せられる救援物資と被災地の需要を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされている物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

### 3．受入・供給体制(県健康福祉部、市町村)

#### (1) 拠点集積場所の選定

市町村は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとし、県は、県全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。

また、県は、市町村の円滑な物資の受け入れ等が可能となるよう地区ごと(およそ各地域振興局単位)に中継集積場所をあらかじめ確保しておくものとする。

#### (2) 受入・供給体制の整備

市町村は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

県は、中継集積場所に管理責任者を配置し、市町村の管理責任者等と連携をして拠点集積場所への配送を円滑に行うものとする。

不足物資の応援要請を行った場合、各都道府県のみならず、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、県及び市町村は、(社)熊本県トラック協会等の協力を得てその受け入れ体制を整備するとともに、配分調整、仕分け及び搬送のために必要な人員については、災害ボランティアセンターの協力を得るなどにより確保を図るものとする。

県、市町村は、救援物資の避難者への効率的な配送を行うため、(社)熊本県トラック協会及び民間事業者(宅配、倉庫業)との協力体制の構築にも努めるものとする。



県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

(3) 救援物資の取り扱い

災害のため個人、会社又は団体等から知事に送付された救援物資は、県(本庁)、地域振興局においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義援物資受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに市町村長を通じて罹災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

## 第33節 海上災害対策計画(熊本海上保安部)

船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油の排出、大規模な海上災害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命、財産を保護するとともに、社会秩序の維持に当たるものとする。

このため、熊本海上保安部は、海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況、排出油等の拡散状況の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとることとする。

### 1．警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者にも周知するものとする。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知するものとする。
- (3) 大量の油の排出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

### 2．情報の収集

関係機関との密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集するものとする。

- (1) 海上及び沿岸部における被害状況
  - 被災地周辺海域における船舶交通の状況
  - 被災地周辺海域における漂流物の状況
  - 船舶、海洋施設及び港湾施設等の被害状況
  - 石油基地等の被害状況
  - 水路・航路標識の異状の有無
  - 港湾等における遭難者の状況
- (2) 陸上における被害状況
- (3) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (4) 関係機関等の対応状況
- (5) その他災害応急対策の実施上必要な事項

### 3．海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに船艇、航空機により捜索、救助を行うものとする。

- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火その他の防災措置を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行うものとする。

#### 4．緊急輸送

- (1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、可能な限り実施するものとする。
- (2) 熊本海上保安部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮し、その要請に当たるものとする。
- (3) ヘリコプターによる負傷者等の輸送に当たって、臨時ヘリポートの使用等、関係機関と緊密な連携を図るものとする。

#### 5．物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、海上災害救助物品を被災者に対して無償貸与し、又は譲与とするものとする。

#### 6．関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、可能な限り、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。
- (2) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定することとする。

#### 7．排出油の防除

船舶又は備蓄タンク等から海上に大量の油等が排出したときは、熊本県排出油等防除協議会の情報共有を図るとともに、その他の防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) オイルフェンス展張作業
- (2) 油処理剤散布作業
- (3) 油等回収作業
- (4) 回収油等の処理作業
- (5) 漂着油等の清掃作業

#### 8．海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。

- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、港湾及び漁港の管理者、他の防災関係機関等とともに、これらの防除その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるものとする。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運行が必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報の提供を行うものとする。
- (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、直ちに熊本海上保安部へ通報し、必要に応じて応急標識の設置に努めさせるものとする。

## 9．危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 危険物積載船については、必要に応じて移動を命じ又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行うものとする。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行うものとする。

## 10．警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

## 11．治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行うものとする。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行うものとする。

## 第34節 金融応急対策計画(九州財務局、日本銀行熊本支店)

この計画は、災害発生時およびそのおそれがある場合において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とするものである。

### 1．通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給確保に万全の措置を講じるものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じるものとする。

### 2．輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図るものとする。

### 3．金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な要請を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行うものとする。

### 4．金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請するものとする。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻の取り扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻または預貯金を担保とする貸出等の特別取り扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

### 5．生保会社・損保会社・火災共済協同組合による特別措置の実施

被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係機関と協議のうえ、生命保険会社等相互間の申し合わせ等により、次のような非常措置をとりうるよう要請を行うものとする。

- (1) 簡易迅速な保険金(共済金)の支払いに配慮する。
- (2) 被災状況に応じた保険料(共済掛金)の払込み猶予期間の延長に配慮する。

## 6．証券会社による特別措置の実施

被災地の便宜を図るため、必要に応じ関係機関と協議のうえ、証券会社相互間の申し合わせ等により、次のような非常措置をとりうるよう要請を行うものとする。

- (1) 届出印鑑、有価証券紛失等の場合は、可能な限りの便宜措置を講じる。
- (2) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合には、可能な限りの便宜措置を講じる。

## 7．各種措置に関する広報

3．および4．に定める要請を行ったときは、関係機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図るものとする。

## 第35節 物価安定対策計画（県環境生活部）

### 1．生活関連商品等の需給及び価格の調査、県民への情報提供

熊本県消費生活条例に基づき、生活関連商品等の需給及び価格の動向について必要な調査及びその他の情報の収集を行うとともに、県民への情報提供を行う。

### 2．県民からの苦情・相談の受付

熊本県物価ダイヤル(096-333-2291)により県民からの物価に関する苦情・相談に対応すると共に、マスコミ媒体等の活用もしくは情報紙の緊急発行等を行い、県民への情報提供を行う。

### 3．商品等の指定

生活関連商品等の買占め若しくは売惜しみが行われ、もしくは行われるおそれがある場合、又は生活関連商品等の価格が異常に上昇し、もしくは上昇するおそれがある場合において、生活関連商品等の不足もしくは価格の上昇が県民の生活に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）としての指定することを検討する。

### 4．商品等の売渡し勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、買占め又は売惜しみにより当該指定生活関連商品等を大量に保有していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、当該指定生活関連商品等の売渡しの勧告を行うことを検討する。

### 5．価格の引下げ勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、仕入価格その他の取引事情からみて著しく不当な価格で販売していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、価格の引下げの勧告を行うことを検討する。

## 第 4 章

# 災 害 復 旧 計 画



## 第 1 節 公共土木施設災害復旧計画(県土木部、県農林水産部、関係機関)

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

### 1. 実施機関

災害復旧の実施機関は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属するものは市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

### 2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

### 3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 3 条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河川 河川法第 3 条による施設等
- (2) 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法第 1 条又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する施設
- (7) 道路 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路
- (8) 港湾 港湾法第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁港 漁港漁場整備法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
- (10) 下水道 下水道法第 2 条第 3, 4, 5 号に規定する施設
- (11) 公園 都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第 2 条第 2 号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

### 4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債の充当

## 第 2 節 農林水産施設災害復旧計画(県農林水産部、関係機関)

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)に基づき国庫補助を受け復旧を実施する。

### 1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

### 2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前節「公共土木施設災害復旧計画」の 2 に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧し、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- (3) 農地等の復旧事業は 3 箇年を原則とし、初年度が 30%、2 年度 50%、3 年度 20%の進捗で完了することとされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

### 3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第 2 条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地  
田、畑及びわさび田等
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。  
用排水路、ため池、頭首工、揚水機  
農業用道路、橋梁  
農地保全施設、堤防(海岸を含む。)
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共用施設であって、次のものをいう。  
林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)  
林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。  
沿岸漁場整備開発施設(政令で定めるもの)  
漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する基本施設)
- (5) 共同利用施設  
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。  
倉庫

加工施設

共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

#### 4 . 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものとする。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 1 項の規定に基づく融資

### 第3節 海上災害復旧・復興支援対策計画(熊本海上保安部)

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、次のような対策を講ずるものとする。

#### 1．海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染防止又は拡大防止のための適切な処置を講ずるものとする。

#### 2．海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通の輻湊が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域、工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行うものとする。

#### 3．災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等に当たっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

## 第4節 その他の災害復旧計画

### 1. 住宅災害復旧計画

#### (1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市町村等において公営住宅を整備する。

#### (2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあっては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

#### 公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害(本激)													
	要件	措置	要件	措置												
整備	災害公営住宅整備事業 (公営住宅法第8条第1項第1号、第2号) 1. 滅失戸数 被災地全域で500戸以上 1市町村の区域内で200戸以上 1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上 2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上 又は1市町村全住宅の1割以上	(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として 災害公営住宅の建設等に対する2/3補助 標準工事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 災害公営住宅借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5	罹災者公営住宅整備事業 (激甚法第22条) 1. 滅失戸数(災害指定) 被災全域で4,000戸以上 " 2,000戸以上、 かつ、1市町村で200戸以上 若しくは全住宅の1割以上 被災全域で1,200戸以上、 かつ、1市町村で400戸以上 若しくは全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) 1. の ~ のいずれかであり、 かつ、1市町村で100戸以上 又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	滅失戸数の5割を限度として 罹災者公営住宅の建設等に対する3/4補助 罹災者公営住宅の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5 * 激甚法では災害を受けた公営住宅のことを罹災公営住宅という表現としている。												
復旧	既設公営住宅復旧事業 (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以上 かつ、1事業主体の合計額290万円以上 (事業主体が市町村場合は190万円以上) 財務省協議による運用基準	(公営住宅法第8条第3項) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補助率 1/2</td> </tr> </table>	公営住宅又は共同施設			被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修	補助率 1/2			本激甚指定既設公営住宅復旧事業 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、 かつ、 (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準)	補助率のかさ上げ (激甚法第3条) * 局激の場合は、別途基準あり
公営住宅又は共同施設																
被害	滅失	損傷														
復旧	再建	補修														
補助率 1/2																

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と（独）住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、（独）住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

## 2．公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づく国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市町村立学校にあっては市町村長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地および設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ  
地方債の元利償還金の地方交付税導入  
地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

## 3．天草空港施設災害復旧計画

天草空港施設の災害復旧は、単独事業として復旧を実施する。

- (1) 実施機関 天草空港施設の復旧は、施設の管理者において実施する。
- (2) 復旧方針 天草空港施設の災害復旧方針は、第一節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 空港法（平成20年法律第75号）の第10条に規定する施設（滑走路等又は空港用地）に準じる。

## 4．土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、国庫補助事業または県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等の土砂災害が発生した箇所（小規模なものを除く）の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともにこれら施設の早期完成に努めるものとする。
- (3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

## 第5節 被災者自立支援対策計画(県健康福祉部、日赤県支部)

大規模地震発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした震災時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

### 1．罹災者に対する生活相談

県は、罹災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、罹災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、その窓口を設置する等の対応を行うものとする。

### 2．生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いには個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

### 3．義えん金募集配分計画

#### (1) 実施機関

県及び日赤熊本県支部

#### (2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

#### (3) 義えん金品の保管及び分配

##### 義えん物資の取り扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管をなすとともに、義えん物資受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

##### 義えん金の取り扱い

個人又は会社、団体等から知事に送付された罹災者に対する義えん金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管をなすとともに、義えん金受付整理簿(様式は別途定める。)に整備して、速やかに関係市町村長を通じて、罹災者に配分するものとする。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会(災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。)においてこれを決定するものとする。

### 4．生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、関係市町村を通じて被災状況を早急を確認するとともに、関係市町村と連携の上、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

#### (1) 災害弔慰金の支給

#### (2) 災害見舞金の支給

#### (3) 災害援護資金の貸付

#### (4) 母子寡婦福祉資金の貸付

- (5) 生活福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

なお、制度の詳細については、別冊資料編第6・1及び2のとおりである。



## 第6節 被災農林漁業の経営安定計画(県農林水産部)

災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被災農林漁業者等に対しつなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

### 1．天災資金

天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行い、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図る。

### 2．日本政策金融公庫資金

#### (1) 災害復旧関係資金

農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。

#### (2) 農林漁業セーフティネット資金

被災農林漁業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。

### 3．融資要領

これらの資金の融通要領は別冊資料編のとおりである。

## 第7節 雇用機会確保計画(熊本労働局)

### 1. 計画の方針

地震災害による被災県民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職斡旋及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

### 2. 実施計画

(1) 地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市町村の被災状況を勘案のうえ、県内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他県との連絡調整、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。

(2) 離職者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置をとるものとする。

被災者のための臨時職業相談窓口の設置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化

被災離職者の職業訓練(委託訓練を含む)の実施



# 参 考

熊本県防災会議委員名簿(会長・知事)

区分	機関名	職名	機関の所在地	電話番号
指定地方行政機関	九州管区警察局	局長	福岡市博多区東公園7番7号	092-622-5000
	九州総合通信局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-326-7801
	九州財務局	局長	〃	096-353-6351
	九州厚生局	局長	福岡市博多区博多駅前3-2-8	092-707-1115
	熊本労働局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-1701
	九州農政局	局長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-9111
	九州森林管理局	局長	熊本市中央区京町本丁2番7号	096-328-3500
	九州経済産業局総務企画部	部長	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	092-482-5405
	九州産業保安監督部	部長	〃	092-482-5923
	九州地方整備局	局長	福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	092-471-6331
	九州運輸局熊本運輸支局	支局長	熊本市東区東町4丁目14番35号	096-369-3188
	大阪航空局熊本空港事務所	所長	上益城郡益城町大字小谷	096-232-2853
	熊本地方气象台	台長	〃	096-324-3283
	熊本海上保安部	部長	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3103
	九州地方環境事務所	所長	熊本市東区尾ノ上1-6-22	096-214-0311
九州防衛局熊本防衛支局	支局長	熊本市東区東町1丁目1番11号	096-368-2172	
自衛隊	陸上自衛隊第8師団	師団長	熊本市北区八景水谷2丁目17番1号	096-343-3141 内線(3234)
教育庁	熊本県教育庁	教育長	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
警察本部	熊本県警察本部	本部長	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
市町村長及び消防機関の長の代表	熊本県市長会	会長	熊本市中央区花畑町4番7号 朝日新聞第一生命ビル8F	096-351-6604
	熊本県町村会	会長	熊本市東区健軍2丁目4番10号	096-368-0011
	熊本市消防局	局長	熊本市中央区大江3丁目1番3号	096-363-0119
	熊本市消防団	団長	〃	〃

区分	機関名	職名	機関の所在地	電話番号
指定公共機関	日本銀行熊本支店	支店長	熊本市中央区山崎町15番地	096-359-9501
	日本赤十字社熊本県支部	事務局長	熊本市東区長嶺南2丁目1番1号	096-384-2100
	日本放送協会熊本放送局	局長	熊本市中央区千葉城町2番7号	096-352-1482
	西日本高速道路株式会社九州支社	支社長	福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号	092-762-1111
	九州旅客鉄道株式会社熊本支社	取締役支社長	熊本市西区春日3丁目15番1号	096-352-0818
	西日本電信電話株式会社熊本支店	理事支店長	熊本市中央区桜町3丁目1号NTT桜町ビル	096-321-3083
	郵便事業株式会社九州支社	支社長	熊本市中央区城東町1番1号	096-328-5308
	郵便局株式会社九州支社	支社長	熊本市中央区城東町1番1号	096-325-2115
	九州電力株式会社熊本支社	執行役員支社長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	096-386-2200
指定地方公共機関	社団法人熊本県トラック協会	会長	熊本市東区東町4丁目6番2号	096-369-3968
	社団法人熊本県バス協会	会長	熊本市中央区桜町3番10号	096-352-9694
	三和商船株式会社	取締役	天草市牛深町2286	0969-73-2103
	西部ガス株式会社熊本支社	常務執行役員支社長	熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8600
	株式会社熊本日日新聞社	総務部長	熊本市中央区世安町172番地	096-361-3111
	株式会社熊本放送	常務取締役管理本部長	熊本市中央区山崎町30番地	096-328-5543
	株式会社テレビ熊本	総務局次長	熊本市北区徳王町440番地	096-351-1120
	株式会社熊本県民テレビ	総務部長	熊本市中央区世安町7番地	096-363-6111
	熊本朝日放送株式会社	総務局長	熊本市西区二本木1丁目5番12号	096-359-9016
	社団法人熊本県医師会	会長	熊本市中央区花畑町1番13号	096-354-3838
	社団法人熊本県看護協会	会長	熊本市東区東町3丁目10番39号	096-369-3203
知事が部内の職員のうちから指名する者	熊本県	副知事	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
	〃	〃	〃	内線3012
	〃	〃	〃	〃 3022
	〃	知事公室	公室長	〃 3800
	〃	総務部	部長	〃 3050
	〃	企画振興部	部長	〃 3510
	〃	健康福祉部	部長	〃 7000
	〃	環境生活部	部長	〃 7300
	〃	商工観光労働部	部長	〃 5110
	〃	農林水産部	部長	〃 5300
	〃	土木部	部長	〃 6000
〃	出納局	会計管理者	〃 6320	
〃	企業局	局長	〃 6380	

熊本県防災会議幹事名簿

機 関 名	職 名	所 在 地	電話番号
九州厚生局	健康福祉部長	福岡市博多区博多駅前3-2-8	092-707-1115
九州農政局	企画調整室室長補佐	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-211-9111
九州地方整備局	熊本河川国道事務所長	熊本市東区西原1丁目12番1号	096-382-1111
九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	熊本市東区東町4丁目14番地35号	096-369-3188
大阪航空局熊本空港事務所	総務課長	上益城郡益城町大字小谷	096-232-2853
熊本地方気象台	防災業務課長	熊本市西区春日町2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎内	096-324-3283
熊本海上保安部	警備救難課長	宇城市三角町三角浦1160番地20	0964-52-3103
陸上自衛隊第8師団	司令部第3部長	熊本市北区八景水谷2丁目17番1号	096-343-3141 内線(3230)
熊本県教育庁	教育理事	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
熊本県警察本部	警備第二課長	〃	096-381-0110
熊本市消防局	消防課長	熊本市中央区大江3丁目1番3号	096-363-0230
日本赤十字社熊本県支部	事業推進課長	熊本市東区長嶺南2丁目1番1号	096-384-2119
九州旅客鉄道株式会社熊本支社	施設担当課長	熊本市西区春日3丁目15番1号	096-326-6965
西日本電信電話株式会社熊本支店	設備部長	熊本市中央区桜町3番1号NTT桜町ビル	096-321-3083
九州電力株式会社熊本電力センター	副センター長兼 計画管理グループ長	熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号	096-386-2230
熊本県 知事公室	危機管理監《幹事長》	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
〃 〃	首席審議員兼広報課長	〃	〃
〃 総務部	政策審議監	〃	〃
〃 〃	総括審議員兼市町村局長	〃	〃
〃 企画振興部	政策審議監	〃	〃
〃 健康福祉部	総括審議員兼政策審議監	〃	〃
〃 環境生活部	政策審議監	〃	〃
〃 商工観光労働部	政策審議監	〃	〃
〃 農林水産部	政策審議監	〃	〃
〃 土木部	政策審議監	〃	〃
〃 〃	河川港湾局河川課長	〃	〃
〃 企業局	次長兼総務経営課長	〃	〃
〃 宇城地域振興局	局 長	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2111

熊 本 県 地 域 防 災 計 画  
( 資 料 編 )

平成 2 4 年度

熊 本 県 防 災 会 議





# 目 次

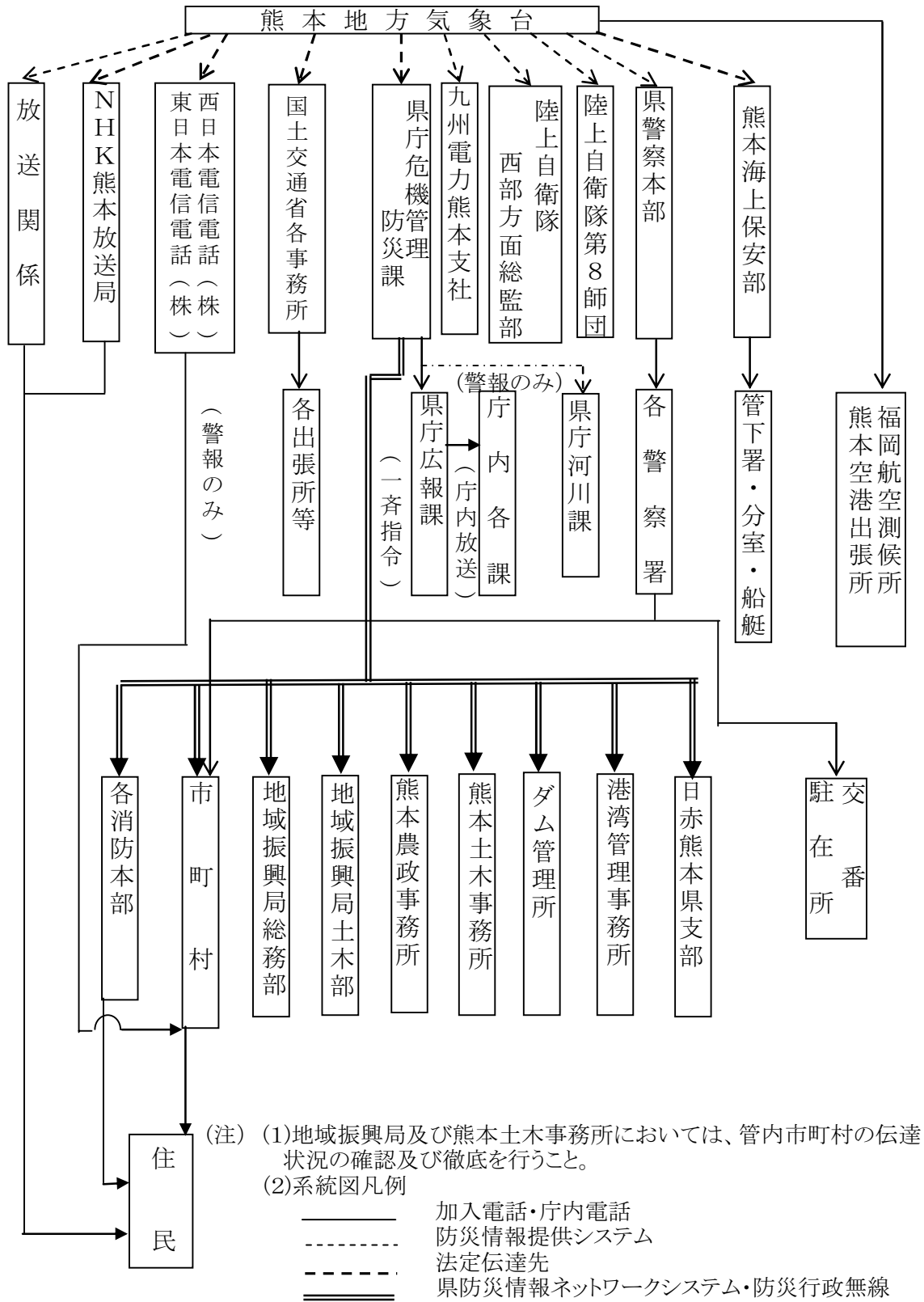
第1. 気象予警報等の伝達系統	
1. 警報、注意報の伝達系統	1
2. 水防警報の伝達系統	2
3. 津波警報・注意報、津波予報、津波情報の伝達系統	3
4. 地震及び津波に関する情報の伝達系統	5
5. 球磨川洪水予報伝達系統図	6
6. 白川洪水予報伝達系統図	7
7. 緑川洪水予報伝達系統図	8
8. 菊池川洪水予報伝達系統図	9
9. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図	10
10. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図	11
第1-2. 気象の警報・注意報の基準等	
1. 大雨警報基準	12
2. 洪水警報基準	13
3. 大雨注意報基準	14
4. 洪水注意報基準	15
5. 波浪警報・注意報基準	16
6. 高潮警報・注意報基準	16
7. 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方	17
8. 緊急地震速報（警報）	18
第2. 災害警備	
1. 災害警備本部の編成及び分掌事務	19
第3. 自衛隊災害派遣要請	
1. 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所	20
2. 各自衛隊の担任区分	20
3. 第8師団の保有機材	20
4. 派遣部隊等に対する処置	21
5. 使用機材の準備	21
6. ヘリコプター発着場の設置基準	21
7. 地上と航空機との交信	22
8. 経費の負担区分等	22
第4. 被害報告	
1. 被害報告取扱要領	23
2. 収集及び報告要領	28
3. 報告等の種別	30
4. 報告等の様式および報告等の系統	30

第5. 交通規制	
1. 異常気象時における道路通行規制要領	4 0
2. 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	4 9
第6. 融 資 等	
1. 災害弔慰金の支給等	5 5
2. 生活福祉資金および母子福祉資金等の貸付方法	5 6
3. 被災農林漁業者に対する融資要領	5 6
4. 被災中小企業者に対する融資	6 2
第7. 農林水産応急技術対策実施要領	
1. 農業	6 6
2. 林業	9 1
3. 水産業	9 6
第8. 土砂災害	
1. 土砂災害警戒情報	9 8
2. 土砂災害警戒避難基準	1 0 5
第9 . 消防施設等	
1. 消防機関	1 0 9
2. 消防施設現有状況一覧表	1 1 0
(1) 消防本部、消防団（市町村）	1 1 0
(2) 県所有の救急救助用資機材一覧	1 1 3
(3) 熊本海上保安部における現有消防等資機材	1 1 4
(4) 林野火災消火資機材一覧	1 1 5
(5) 熊本県市町村別森林面積一覧	1 1 7
(6) 林野火災空中消火ヘリポート予定地一覧	1 1 8
第10. 水防倉庫及び備蓄資材器具	
1. 国土交通省水防資材配置表	1 2 1
2. 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表	1 2 4
第11. 救護用具等の現況	
1. 日本赤十字社熊本県支部救護装備の現況	1 2 5
2. 熊本海上保安部における救命設備の現況	1 2 5
第12. 災害備蓄物資等	
1. 米穀販売事業者名及び供給可能数量	1 2 6
2. 衣料等の備蓄物資の在庫場所・物資および数量一覧	1 2 7
3. 飲用水応援給水可能量（概算）一覧	1 2 9
4. 医薬品の備蓄	1 3 0
第13. ヘリポート発着場基準	1 3 6

第14. 指定文化財一覧	1 3 7
第15. ダム、ため池等	
1. 各機関が管理するダム	1 3 8
2. えん堤等の防災管理を特に必要とする農業用ため池	1 4 0
3. 防災管理を必要とする海岸樋門	1 4 2
第16. 危険物等	
1. 危険物製造等の現況	1 4 5
2. 高圧ガス製造事業所等の現況	1 4 7
3. 火薬類製造事業所等の現況	1 5 6
4. ガス施設一覧	1 5 7
5. 危険物、各種ガス施設一覧（特殊災害対策計画対象地域）	1 5 8
6. 主要資機材保有状況	1 6 0
7. 放射性同位元素使用状況一覧	1 6 2
第17. 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況	
1. 災害拠点病院の指定状況	1 7 0
2. 災害派遣医療チーム（DMAT）の状況	1 7 1
第18. 災害ボランティアの受入れ、調整等における組織・運営体制	1 7 2
第19. 気象観測施設一覧	
1. 熊本地方気象台観測所一覧表	1 7 3
2. 関係機関観測所一覧表	1 7 4
3. 熊本県水防情報システム観測局設置状況一覧表（傍受系含む）	1 8 2
4. 熊本市直系観測局	1 8 7
第20. 通信施設	
1. 熊本県防災行政無線	1 8 8
2. 市町村の無線有線・施設設置状況	1 9 9
3. NTT孤立防止対策用衛星電話	2 0 2
4. 関係機関無線	2 0 3
第21. 気象関係資料	
1. 気象災害の月別発生回数、台風接近数、日降水量、日最大風速	2 0 9
第22. 災害等の発生状況	
1. 熊本県の主な自然災害（昭和年代以降）	2 1 1
2. 熊本県の主な火災	2 1 4
3. 主な阿蘇火山爆発	2 1 5
第23. 熊本県建築物耐震改修促進計画の概要	2 1 6

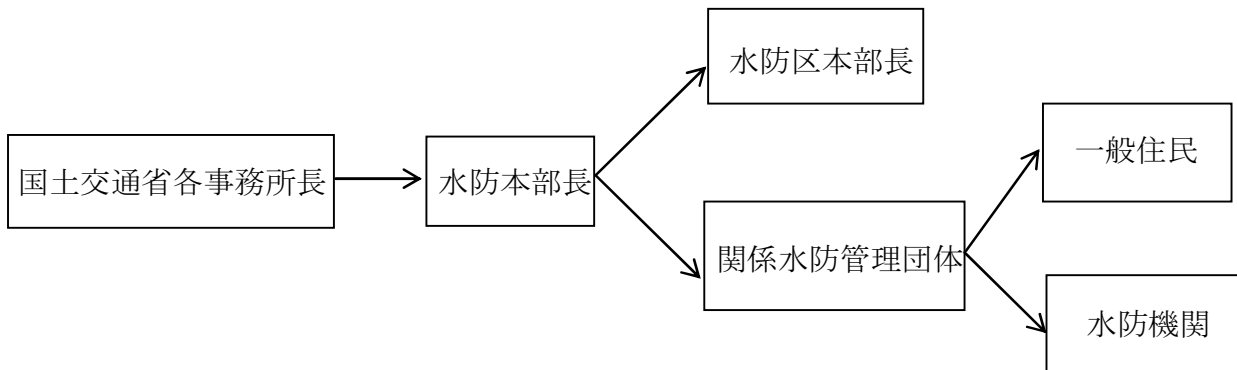
# 第1. 気象予警報等の伝達系統

## 1. 警報、注意報の伝達系統



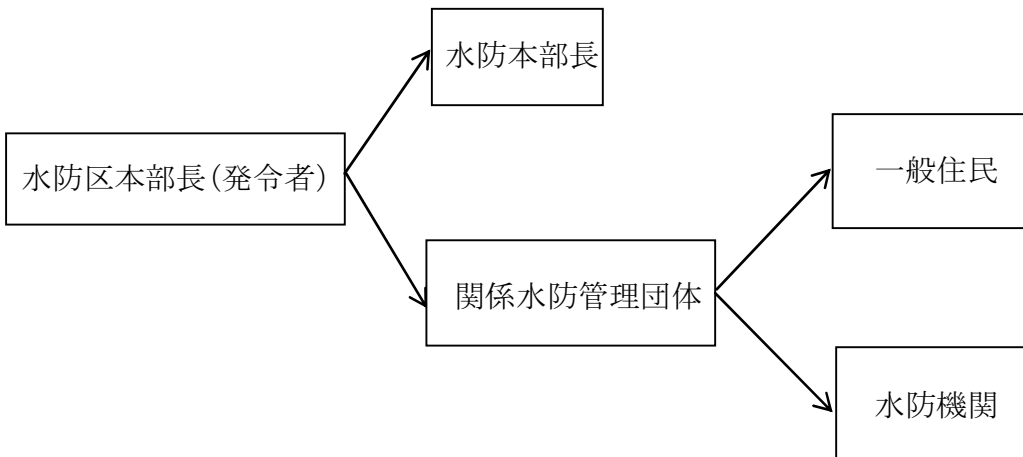
## 2. 水防警報の伝達系統

### (1) 国土交通大臣が行う水防警報

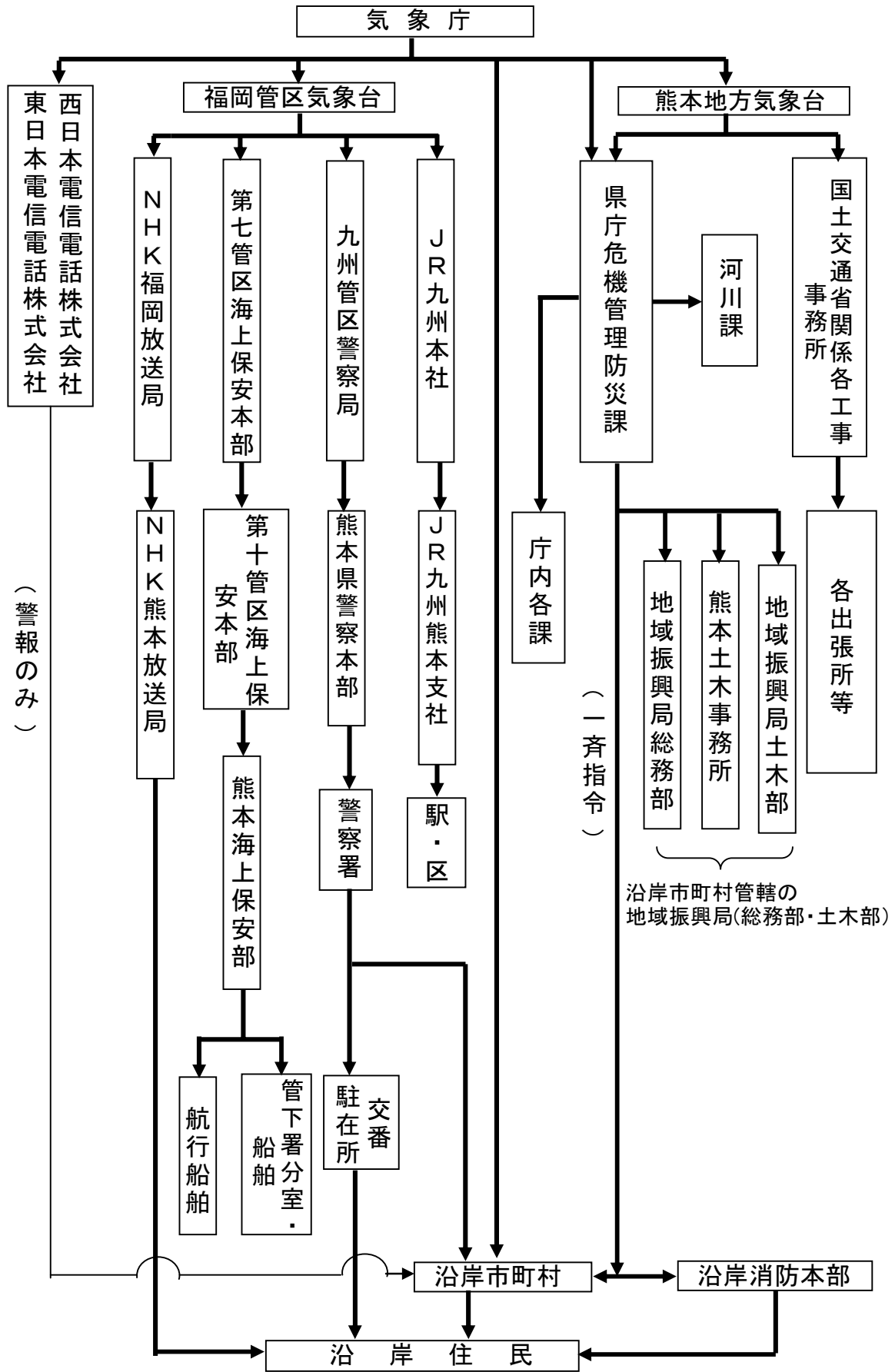


(注) 国土交通省各事務所長とは、熊本河川国道事務所長(白川水系、緑川水系)、菊池川河川事務所長(菊池川水系)及び八代河川国道事務所長(球磨川水系)をいう。

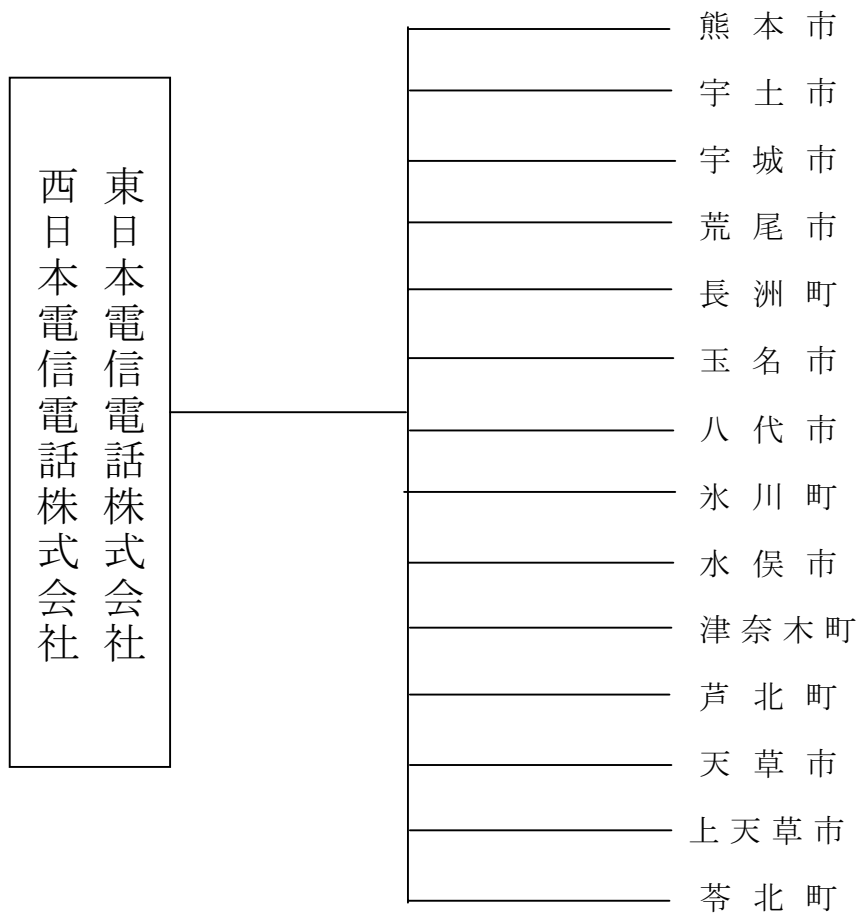
### (2) 知事が行う水防警報



3 津波警報・注意報、津波予報、津波情報の伝達系統

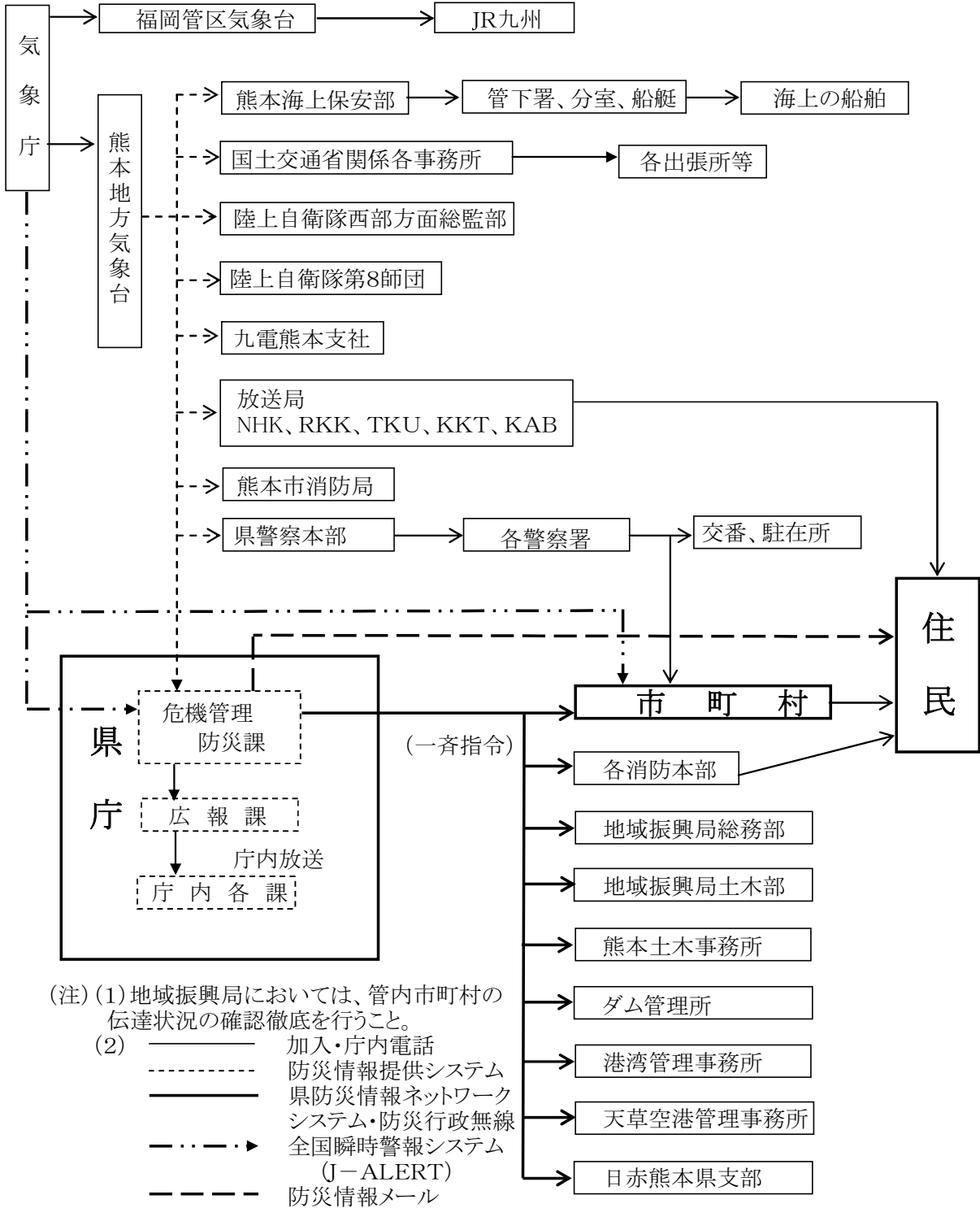


なお、NTTによる津波警報の伝達系統は次のとおりとする。

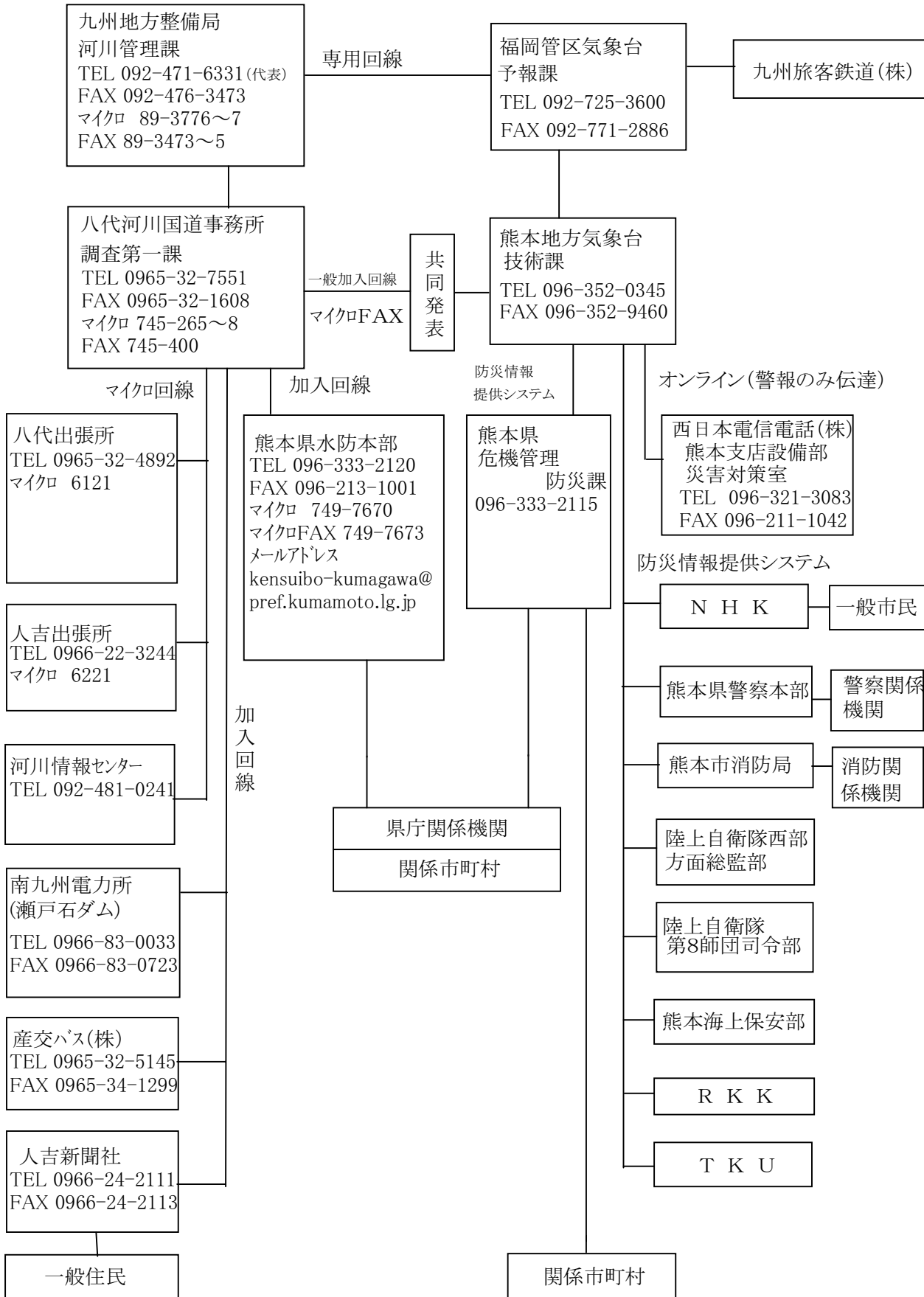




#### 4. 地震及び津波に関する情報の伝達系統

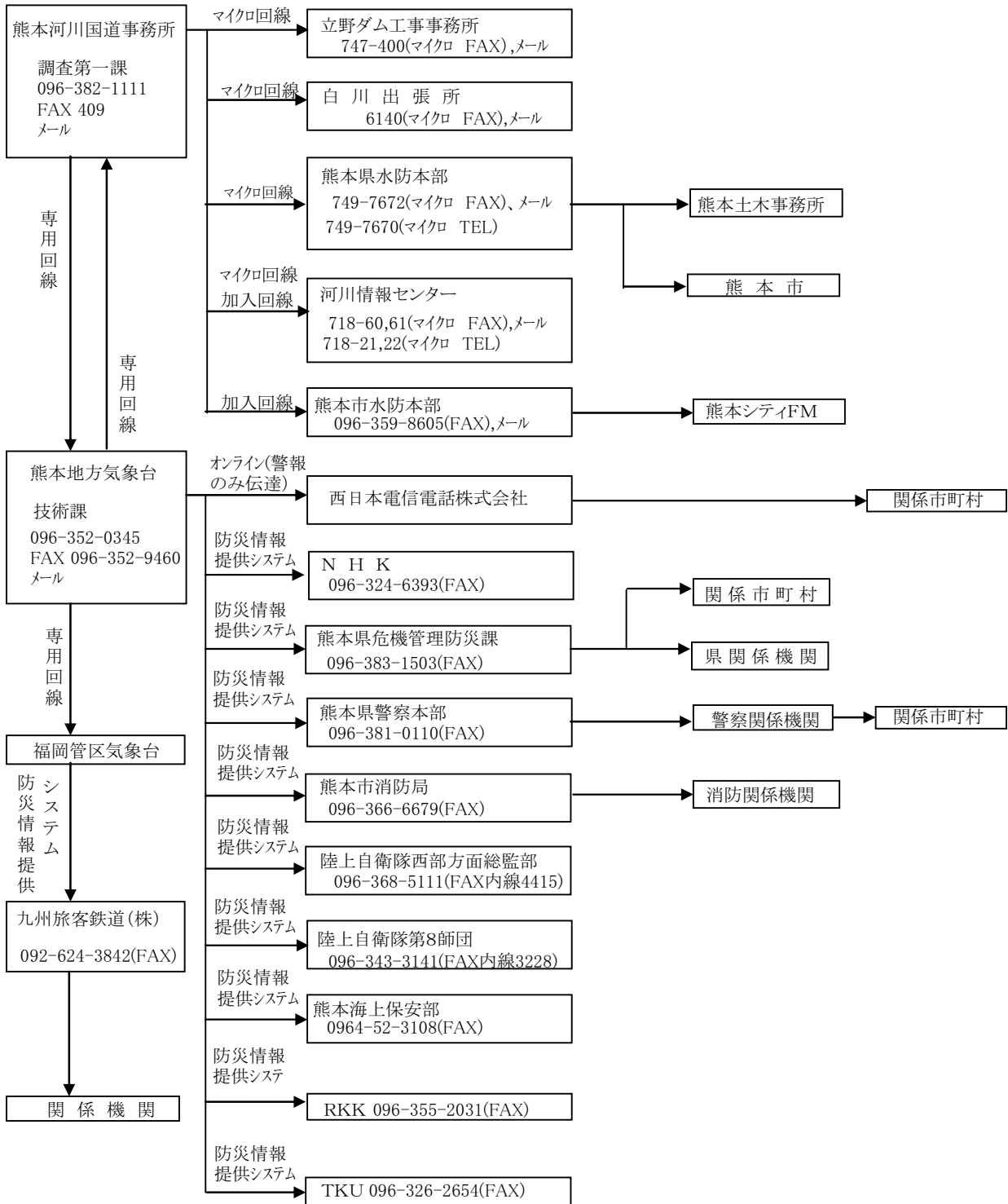


## 5. 球磨川洪水予報伝達系統図



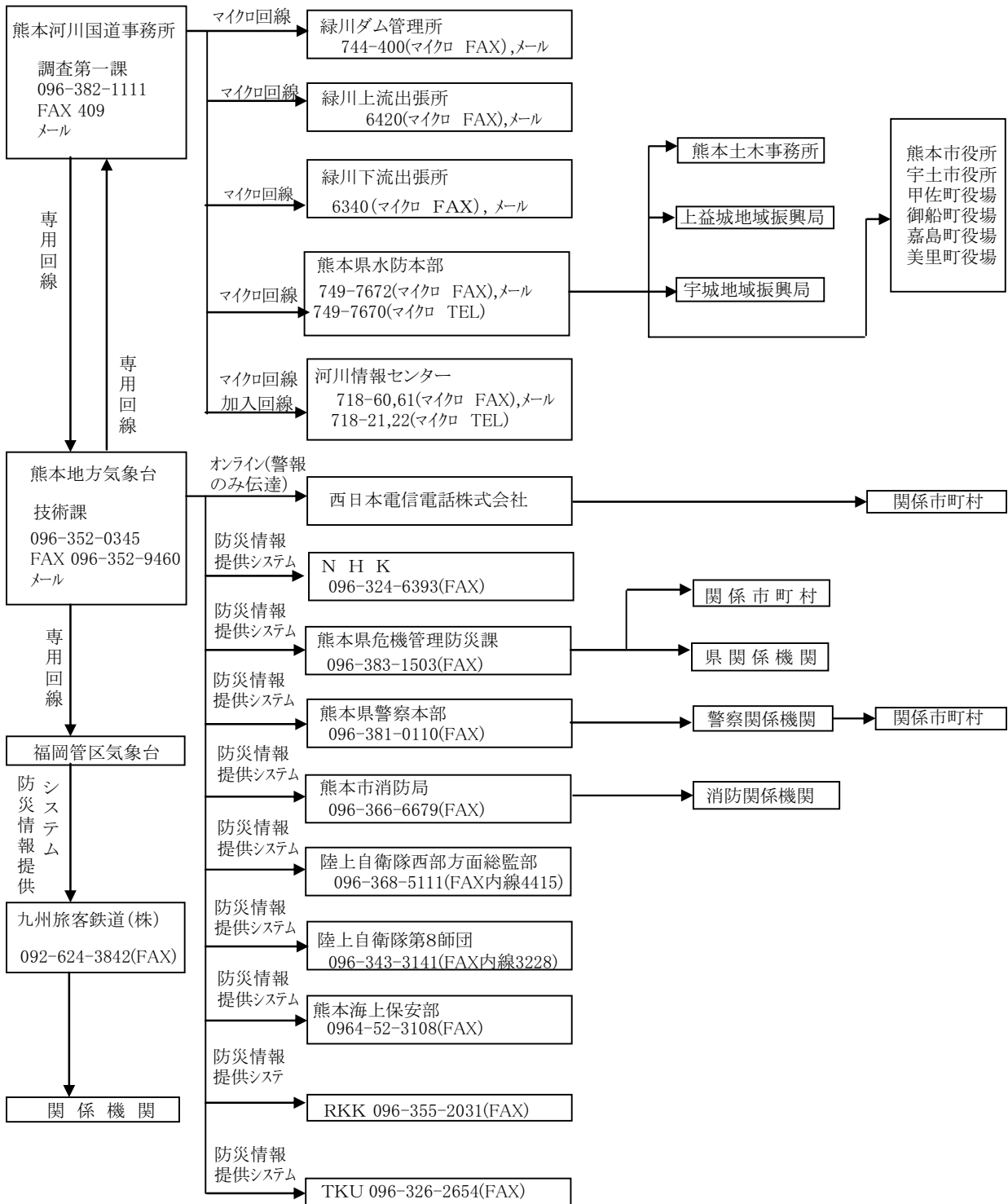
## 6. 白川洪水予報伝達系統図

※ 名称は略称を使用

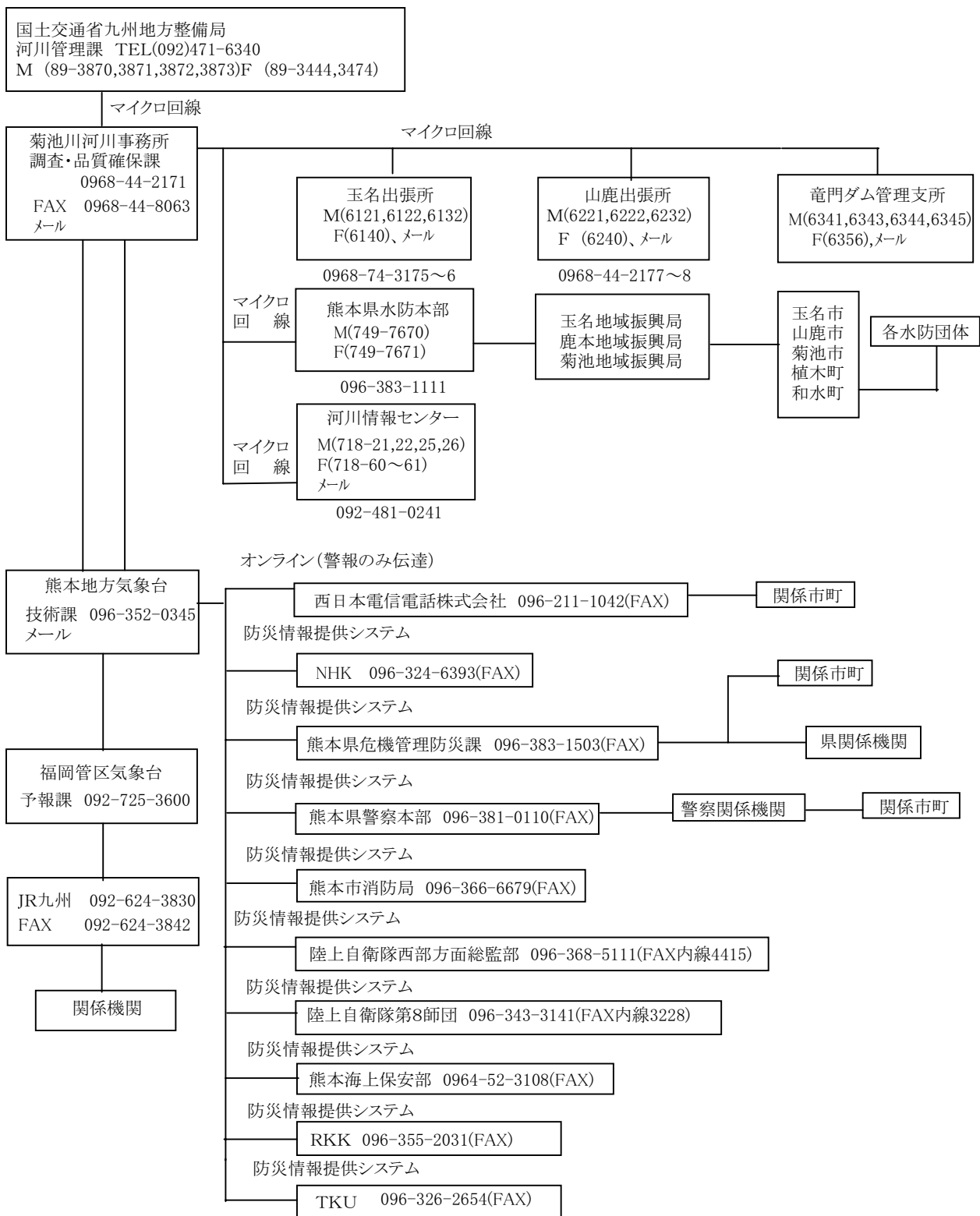


# 7. 緑川洪水予報伝達系統図

※ 名称は略称を使用



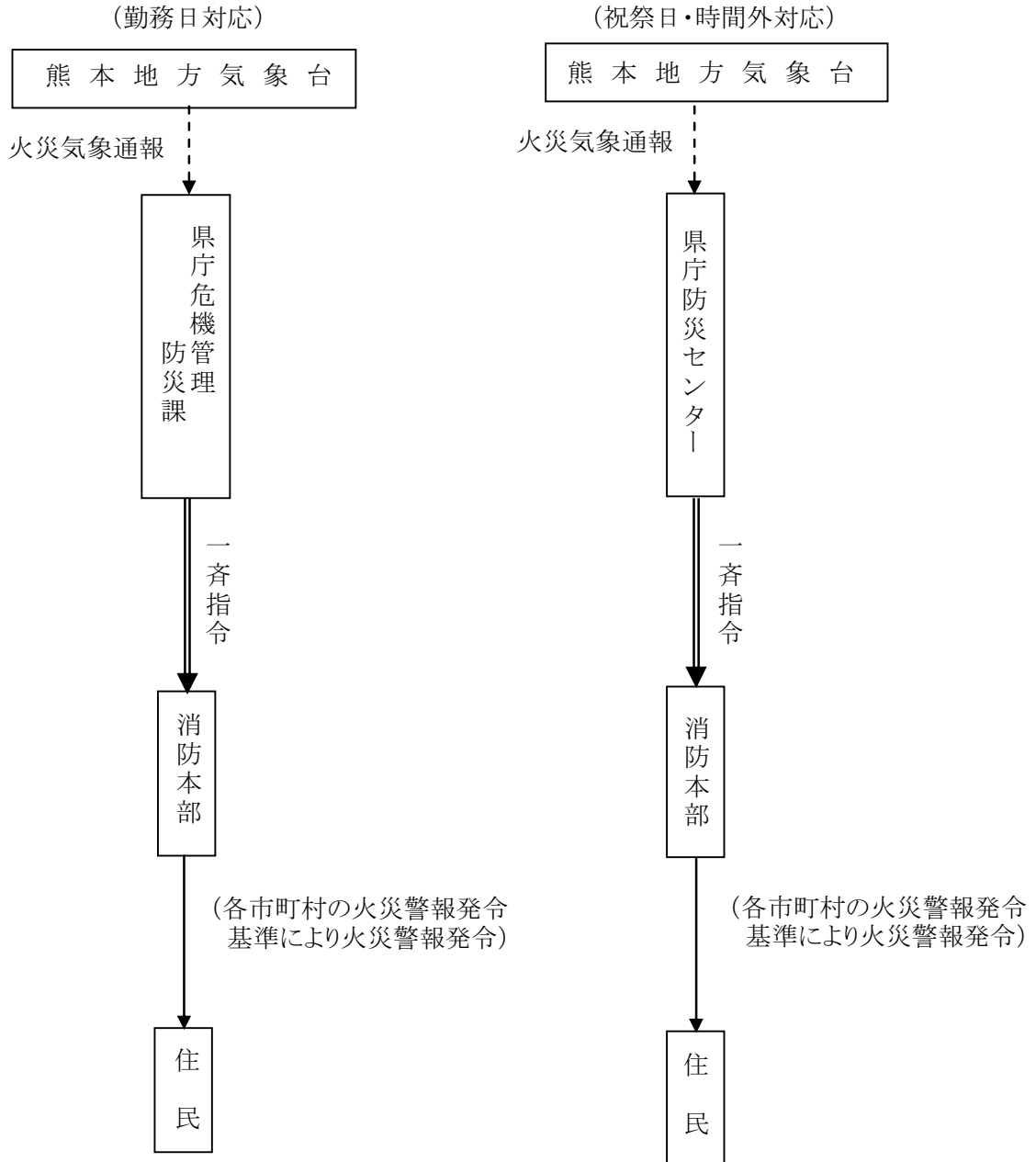
## 8. 菊池川洪水予報伝達系統図



## 9. 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。

ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。

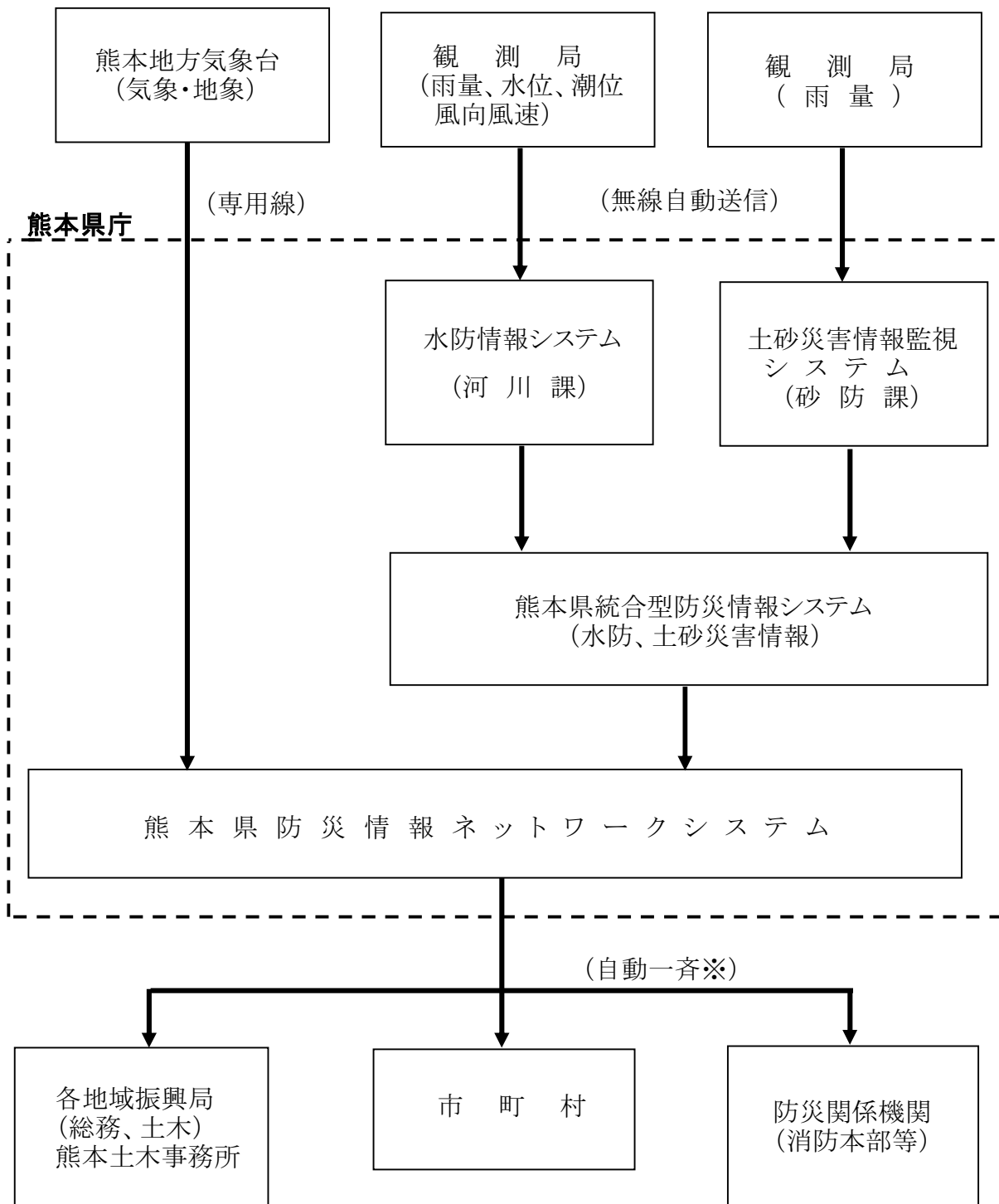


(注) —————  
 広報車による広報等

-----  
 防災情報提供システム

=====  
 県防災行政ネットワークシステム  
 ・防災行政無線

## 10. 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

## 第1-2 気象警報・注意報の基準等

### (1)大雨警報基準

R1:1時間雨量[mm]

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
熊本地方	熊本市	熊本市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	146
		鹿本菊池	山鹿市	R1=70
	菊池市		平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	158
	合志市		平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	158
	大津町		R1=70	171
	菊陽町		R1=60	171
	荒尾玉名	荒尾市	R1=60	166
		玉名市	R1=60	160
		玉東町	R1=60	160
		和水町	R1=70	164
		南関町	R1=60	164
		長洲町	R1=60	188
	上益城	西原村	R1=60	182
		御船町	R1=70	177
		嘉島町	R1=70	177
		益城町	R1=60	182
		甲佐町	R1=60	168
		山都町	R1=70	163
	宇城八代	八代市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80	155
		宇土市	R1=60	146
宇城市		R1=60	155	
美里町		R1=70	160	
氷川町		R1=60	155	
阿蘇地方		阿蘇市	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	177
		南小国町	R1=60	174
		小国町	R1=70	179
		産山村	R1=60	156
		高森町	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70	165
		南阿蘇村	R1=60	174
天草・芦北地方	天草地方	天草市	(西部) R1=60 (東部) 平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=80	143
		上天草市	R1=60	159
		苓北町	R1=60	150
	芦北地方	水俣市	R1=70	174
		芦北町	R1=70	170
		津奈木町	R1=70	174
		球磨地方	人吉市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=80
錦町	平坦地:R1=70 平坦地以外:R1=90	191		
あさぎり町	R1=70	191		
多良木町	R1=70	191		
湯前町	R1=60	182		
水上村	R1=60	182		
相良村	R1=90 (H24.5.29からR1=70)	191		
五木村	R1=70	186		
山江村	R1=60	205		
球磨村	R1=60	173		

※土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標です。5キロ格子毎に指数を決めて、最も低い指数を示しています。



(2)洪水警報基準

R1:1時間雨量[mm]、R3:3時間雨量[mm]

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
熊本地方	熊本市	熊本市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	浜戸川流域=16、坪井川流域=18 井芹川流域=9、堀川流域=15	平地地:R1=60 and 白川流域=16	
		鹿本菊池	山鹿市	R1=70	上内田川流域=22、岩野川流域=21	—
	菊池市		平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	迫間川流域=18、河原川流域=10 矢護川流域=12、峠川流域=14	—	
	合志市		平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	堀川流域=14	—	
	大津町		R1=70	白川流域=40、峠川流域=13 矢護川流域=12、堀川流域=11	—	
	菊陽町		R1=60	白川流域=36、堀川流域=11	—	
	荒尾玉名	荒尾市	R1=60	関川流域=14	—	
		玉名市	R1=60	—	—	
		玉東町	R1=60	—	—	
		和水町	R1=70	—	R1=60 and 菊池川流域=22	
		南関町	R1=60	関川流域=15	—	
		長洲町	R1=60	—	—	
	上益城	西原村	R1=60	木山川流域=15	—	
		御船町	R1=70	矢形川流域=15、八勢川流域=13	—	
		嘉島町	R1=70	矢形川流域=15	R1=45 and 緑川流域=20	
		益城町	R1=60	木山川流域=20	—	
		甲佐町	R1=60	—	—	
	宇城八代	八代市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	氷川流域=21、水無川流域=11 河俣川流域=11	R1=40 and 球磨川流域=27	
		宇土市	R1=60	—	R1=45 and 緑川流域=27	
		宇城市	R1=60	砂川流域=14、浜戸川流域=10	R1=45 and 砂川流域=7	
		美里町	R1=70	緑川流域=45、津留川流域=13	—	
		氷川町	R1=60	氷川流域=27、砂川流域=14	—	
	阿蘇地方	阿蘇市	阿蘇市	平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	黒川流域=23、山崎川流域=20	R1=60 and 黒川流域=11
			南小国町	R1=60	田の原川流域=17、中原川流域=12 小田川流域=9、満願寺川流域=9	—
			小国町	R1=70	中原川流域=12	R1=60 and 中原川流域=8
			産山村	R1=60	玉来川流域=12、産山川流域=9	—
			高森町	平地地:R1=60 平地地以外:R1=70	白川流域=12、大谷川流域=17	R3=100 and 白川流域=10
南阿蘇村		R1=60	白川流域=35、黒川流域=26	—		
天草・芦北地方	天草地方	天草市	(西部) R1=60	—	—	
			(東部) 平地地:R1=70 平地地以外:R1=80	大宮地川流域=15	—	
		上天草市	R1=60	—	—	
		苓北町	R1=60	—	—	
	芦北地方	水俣市	R1=70	水俣川流域=23、久木野川流域=9	—	
		芦北町	R1=70	佐敷川流域=21、湯浦川流域=16 吉尾川流域=15	R1=45 and 球磨川流域=45	
		津奈木町	R1=70	—	R1=50 and R3=140	
球磨地方	球磨川	人吉市	平地地:R1=60 平地地以外:R1=80	万江川流域=23、胸川流域=19 鳩胸川流域=19、小さで川流域=15	R1=50 and 球磨川流域=48	
		錦町	平地地:R1=70 平地地以外:R1=90	小さで川流域=12	R1=60 and 球磨川流域=39	
		あさぎり町	R1=70	免田川流域=11	—	
		多良木町	R1=70	槻木川流域=12	R1=50 and 球磨川流域=19	
		湯前町	R1=60	—	—	
		水上村	R1=60	—	—	
		相良村	R1=90 (H24.5.29からR1=70)	川辺川流域=41 (H24.5.29から川辺川流域=44)	—	
		五木村	R1=70	川辺川流域=42、五木小川流域=17	—	
		山江村	R1=60	万江川流域=23	—	
球磨村	R1=60	鶴川流域=13、小川流域=11	R1=40 and 球磨川流域=55			

※流域雨量指数とは細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数で、「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能です。

### (3)大雨注意報基準

R1:1時間雨量[mm]

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	
熊本地方	熊本市	熊本市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	110	
		鹿本菊池	山鹿市	R1=40	107
	菊池市		平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	110	
	合志市		R1=40	110	
	大津町		R1=40	119	
	菊陽町		R1=40	119	
	荒尾玉名	荒尾市	R1=40	126	
		玉名市	R1=40	121	
		玉東町	R1=40	121	
		和水町	R1=40	124	
		南関町	R1=40	124	
		長洲町	R1=40	142	
	上益城	西原村	R1=40	134	
		御船町	R1=40	130	
		嘉島町	R1=40	130	
		益城町	R1=40	134	
		甲佐町	R1=40	124	
		山都町	R1=40	120	
	宇城八代	八代市	八代市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	103
			宇土市	R1=40	97
宇城市			R1=40	103	
美里町			R1=40	107	
氷川町			R1=40	103	
阿蘇地方	阿蘇市	阿蘇市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	111	
		南小国町	R1=40	109	
		小国町	R1=40	112	
		産山村	R1=40	98	
		高森町	R1=40	103	
		南阿蘇村	R1=40	109	
天草・芦北地方	天草地方	天草市	(西部) R1=40	97	
			(東部) 平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50		
		上天草市	R1=40	108	
		苓北町	R1=40	102	
	芦北地方	水俣市	R1=40	120	
		芦北町	R1=40	117	
		津奈木町	R1=40	120	
球磨地方	球磨市	人吉市	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=50	112	
		錦町	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=60	124	
		あさぎり町	R1=40	124	
		多良木町	R1=40	124	
		湯前町	R1=40	118	
		水上村	R1=40	118	
		相良村	R1=60 (H24.5.29からR1=40)	124	
		五木村	R1=40	120	
		山江村	R1=40	133	
球磨村	R1=40	112			

※土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に貯まっているようすをあらわしたもので、土砂災害発生の危険性を示す指標です。5キロ格子毎に指数を決めて、最も低い指数を示しています。

(4)洪水注意報基準

R1:1時間雨量[mm]、R3:3時間雨量[mm]

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
熊本地方	熊本市	熊本市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=60	浜戸川流域=8、坪井川流域=9 井芹川流域=4、堀川流域=8	R1=30 and 白川流域=16
	鹿本菊池	山鹿市	R1=40	上内田川流域=18、岩野川流域=17	—
		菊池市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=60	迫間川流域=14、河原川流域=8、 矢護川流域=10、峠川流域=11	—
		合志市	R1=40	堀川流域=11	—
		大津町	R1=40	白川流域=32、峠川流域=10、 矢護川流域=10、堀川流域=9	—
		菊陽町	R1=40	白川流域=29、堀川流域=9	—
	荒尾玉名	荒尾市	R1=40	関川流域=8	—
		玉名市	R1=40	—	—
		玉東町	R1=40	—	—
		和水町	R1=40	—	—
		南関町	R1=40	関川流域=12	—
		長洲町	R1=40	—	—
	上益城	西原村	R1=40	木山川流域=12	—
		御船町	R1=40	矢形川流域=12、八勢川流域=10	—
		嘉島町	R1=40	矢形川流域=11	R1=30 and 緑川流域=20
		益城町	R1=40	木山川流域=16	—
		甲佐町	R1=40	—	—
		山都町	R1=40	緑川流域=32、笹原川流域=14、 大矢川流域=13、御船川流域=13、 八勢川流域=10、上滑川流域=8、 五ヶ瀬川流域=34、神働川流域=11	—
	宇城八代	八代市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	水川流域=14、水無川流域=9 河俣川流域=9	R1=25 and 球磨川流域=27
		宇土市	R1=40	—	R1=30 and 緑川流域=27
宇城市		R1=40	砂川流域=11、浜戸川流域=5	R1=30 and 砂川流域=7	
美里町		R1=40	緑川流域=36、津留川流域=10	—	
氷川町		R1=40	氷川流域=22、砂川流域=11	—	
阿蘇地方	阿蘇市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	黒川流域=18、山崎川流域=16	R1=30 and 黒川流域=11	
	南小国町	R1=40	田の原川流域=14、中原川流域=10 小田川流域=7、満願寺川流域=7	—	
	小国町	R1=40	中原川流域=10	—	
	産山村	R1=40	玉来川流域=10、産山川流域=7	—	
	高森町	R1=40	白川流域=10、大谷川流域=14	—	
	南阿蘇村	R1=40	白川流域=28、黒川流域=21	—	
天草・芦北地方	天草地方	天草市	(西部) R1=40	—	—
		天草市	(東部) 平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	大宮地川流域=12	—
		上天草市	R1=40	—	—
		苓北町	R1=40	—	—
	芦北地方	水俣市	R1=40	水俣川流域=18、久木野川流域=7	—
		芦北町	R1=40	佐敷川流域=17、湯浦川流域=13 吉尾川流域=12	R1=30 and 球磨川流域=45
津奈木町	R1=40	—	R1=30 and R3=90		
球磨地方	人吉市	平地地:R1=40 平地地以外:R1=50	万江川流域=18、胸川流域=15 鳩胸川流域=15、小さで川流域=12	R1=30 and 球磨川流域=48	
	錦町	平地地:R1=40 平地地以外:R1=60	小さで川流域=10	—	
	あさぎり町	R1=40	免田川流域=9	—	
	多良木町	R1=40	槻木川流域=7	R1=30 and 球磨川流域=19	
	湯前町	R1=40	—	—	
	水上村	R1=40	—	—	
	相良村	R1=60 (H24.5.29からR1=40)	川辺川流域=31 (H24.5.29から川辺川流域=35)	—	
	五木村	R1=40	川辺川流域=34、五木小川流域=14	—	
	山江村	R1=40	万江川流域=18	—	
球磨村	R1=40	鶴川流域=10、小川流域=9	R1=25 and 球磨川流域=55		

※流域雨量指数とは細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量を把握するための指数で、「上流降雨による下流の洪水危険度」を監視することが可能です。

(5) 波浪警報・注意報基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	波浪(有義波高)		
			警報基準 (単位:m)	注意報基準 (単位:m)	
熊本地方	荒尾玉名	荒尾市	2.5	1.5	
		長洲町	2.5	1.5	
		玉名市	2.5	1.5	
	熊本市	熊本市	2.5	1.5	
		宇城八代	宇土市	2.5	1.5
			宇城市	2.5	1.5
			氷川町	2.5	1.5
	八代市	2.5	1.5		
天草・芦北地方	天草地方	上天草市	内海 2.5	内海 1.5	
		天草市	外海 6.0	外海 2.5	
			内海 2.5	内海 1.5	
	苓北町	外海 6.0	外海 2.5		
	芦北地方	芦北町	2.5	1.5	
		津奈木町	2.5	1.5	
水俣市		2.5	1.5		

(6) 高潮警報・注意報基準

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	高潮		
			警報基準 (単位:m)	注意報基準 (単位:m)	
熊本地方	荒尾玉名	荒尾市	4.5	3.0	
		長洲町	4.1	3.0	
		玉名市	4.3	3.0	
	熊本市	熊本市	3.5	2.8	
		宇城八代	宇土市	3.0	2.5
			宇城市	3.2	2.5
			氷川町	4.2	2.5
	八代市	3.0	2.5		
天草・芦北地方	天草地方	上天草市	2.5	2.1	
		天草市	有明海側 2.4	有明海側 2.1	
			八代海側 2.3	八代海側 2.0	
	天草灘側 2.2		天草灘側 1.9		
	苓北町	2.7	1.9		
	芦北地方	芦北町	2.4	2.0	
津奈木町		2.4	2.0		
水俣市		2.4	2.0		

※潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。

「標高」の基準として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準を用いる。

## (7) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。  
例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、「and」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70 and R3=150」であれば、「1 時間雨量 70mm かつ 3 時間雨量 150mm 以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は図を参照。
- (4) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

### <参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

### 図「平坦地、平坦地以外」等の地域



## (8) 緊急地震速報(警報)

### 緊急地震速報(警報)とは

緊急地震速報(警報)とは、地震の震源に近い観測点で捕らえた地震波により震源、地震の規模(マグニチュード)、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震動の警報のことです。

気象庁は、緊急地震速報(警報)を地震波の解析により震度5弱以上が推定された場合に、震度4以上の強い揺れが推定される地域に対して緊急地震速報(警報)を発表します。

この情報は、テレビやラジオ等の協力により住民等に周知します。緊急地震速報(警報)を活用して主要動が到達する前に対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待できます。

### 緊急地震速報(警報)の限界

緊急地震速報(警報)は、震度を瞬時に推定し発表する情報ですが、震度1程度の誤差が生じる場合があるなど技術的な限界があります。また、地震の震源が近いところでは、情報が間に合わないこともあります。

### 緊急地震速報(警報)の利用

気象庁は、まず身の安全確保が重要であることから、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。」という緊急地震速報(警報)の利用の「心得」として対応行動の指針を示します。

#### 【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

情報受信の場所	具体的な避難対応の例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 あわてて出口・階段などに殺到しない。 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
山や崖付近	落石やがけ崩れに注意する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 第2. 災害警備

### 1. 災害警備本部の編成及び分掌事務

班 名	分 掌 事 務
警 備 班 (実施・情報)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 警備本部の庶務に関すること。</li> <li>3 気象情報、被害調査、警備部隊の運用、警備実施に関すること。</li> <li>4 県外部隊(広域緊急援助部隊)の派遣要請に関すること。</li> <li>5 被災者の救出・救助に関すること。</li> <li>6 帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>7 災害警備情報に関すること。</li> </ol>
警 務 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の救護、福利厚生に関すること。</li> <li>2 予算、宿泊、補給、装備資機材等に関すること。</li> <li>3 県外部隊の受援連絡に関すること。</li> <li>4 警察施設の被害調査に関すること。</li> <li>5 公安委員会に関すること。</li> <li>6 広報に関すること。</li> <li>7 報道対策に関すること。</li> <li>8 現場活動の記録に関すること。</li> </ol>
生活安全班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種犯罪の予防等地域安全対策に関すること。</li> <li>2 暴力事犯の取締りに関すること。</li> <li>3 危険物、鉄砲、火薬類等の保管、取扱い等に対する指導等に関すること。</li> <li>4 通信統制、無線自動車の運用等に関すること。</li> </ol>
刑 事 班 (捜査・鑑識)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に関すること。</li> <li>2 検視及び身元確認に関すること。</li> <li>3 遺族支援に関すること。</li> <li>4 遺体の引渡し等に関すること。</li> </ol>
交 通 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制及び緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>2 緊急通行車両の確認及び標章の交付に関すること。</li> <li>3 交通情報の収集、提供及び交通総量抑制に関すること。</li> <li>4 交通指導、取締りに関すること。</li> <li>5 信号機の滅灯対策に関すること。</li> </ol>
通 信 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察通信の管理保全に関すること。</li> <li>2 応急通信に関すること。</li> <li>3 機動警察通信隊の運用に関すること。</li> </ol>

### 第3. 自衛隊災害派遣要請

#### 1. 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連絡窓口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線3237
	師団運用室	夜間 内線3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	0956-23-7111 内線3225
	運用作業室	夜間 内線3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線2334
	司令部当直	夜間 内線2850
熊 本 県 庁	危機管理防災課	直通096-333-2115 (防災センター213-1000)
熊本空港事務所	航空管制情報官	096-232-2854
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部	警 備 救 難 課	096-452-4999

#### 2. 各自衛隊の担任区分

自 衛 隊 別		担 任 地 域
陸上自衛隊 第8師団	第42普通科連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡
	第8特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、天草郡、八代郡、球磨郡、芦北郡
海上自衛隊佐世保地方隊		熊 本 県 全 域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊 本 県 全 域

#### 3. 第8師団の保有機材

種 類	数 量	備 考
小型ドーザー	13台	積載人員 20人/隻 1時間：7,000ℓの給水可能 1時間：100人/セット入浴可能  1台で同時200人分炊飯可能 指揮・連絡・偵察 輸送等
バケットローダー	1台	
渡河ボート	6隻	
浄水セット	4セット	
入浴セット	2セット	
ダン プ	約10台	
中型トラック	約150台	
大型トラック	約230台	
炊事車1号	約50台	
小型ヘリコプター	4機	
中型ヘリコプター	4機	
1t水トレーラー	約50台	



#### 4. 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し、受け入れ市町村は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
- (5) 連絡幹部等の受け入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- (6) 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

#### 5. 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

- (1) 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き市町村において準備することとする。
- (2) 災害救助または復旧作業後等に使用される材料および消耗品類は、すべて受け入れ市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料および消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて受け入れ市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ市町村においてでき得る限り返品または弁償しなければならないこと。

#### 6. ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) ヘリコプターの進入区域50m以内に高さ5m以上の障害物がないこと。
- (4) 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター(2人乗)	直 径 30m	直 径 45m
中型ヘリコプター(10人乗)	直 径 50m	直 径 75m
大型ヘリコプター(20人乗)	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター(40人乗)	100m × 100m	100m × 100m

## 7. 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機との交信は次によるものとする。

### (1) 地上から航空機に対する信号の種類

標旗又はライトガン(強カライト)の区分	要 望 事 項
青旗又はライトガン(強カライト) 青	航空機は、着陸又は隊員を卸下せよ
赤旗又はライトガン(強カライト) 赤	航空機は、着陸の必要はない

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン(強カライト)を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。また、ライトガン(強カライト)を使用する場合は、航空機に向かってライトを照射するものとする。

### (2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	航 空 機 の 行 動
了 解	機体を左右交互に傾斜させる又は着陸灯を点灯する(10秒以上)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)又は着陸灯を点滅する(約1秒、数回)

### (3) 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点灯するものとする。

区 分	航 空 機 の 行 動
航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する	航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回を繰り返す又は、着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す

### (4) 航空機に対する着陸の要求

航空機を着陸させる場合は、着陸地点の飛散物等を除去し、直径約10mのHを標示するものとする。

## 8. 経費の負担区分等

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して決めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費および当該電話による通話料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

### (2) そ の 他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

## 第4. 被害報告

### 1. 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告(以下「被害報告等」という。)は、県における災害応急対策および災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

#### 1. 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 的 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住 家 全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家 半 壊 (半 焼)	のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものであるが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公 立 学 校 施 設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社 会 教 育 施 設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農 林	田 の 流 失 埋 没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

区 分		判 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.かんがい排水施設 2.農業用道路 3.農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2.林道
	漁 業 用 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1.沿岸漁場整備開発施設 2.漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集 落 排 水 施 設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛 生 施 設	医 療 施 設	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水 道 施 設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水 質 特 定 施 設 排 水 施 設 対 象 事 業 場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 会 福 祉 施 設	老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児 童 福 祉 施 設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心 身 障 害 者 福 祉 施 設	肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉センター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び障害者支援施設とする。
	介 護 保 険 施 設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都 市 施 設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。

区 分		判 定 基 準
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農 業 関 係 被 害	農 作 物 等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造 林 地 等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林 産 施 設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗 畑 等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林 産 物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在 庫 品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。
水 産 業 関 係 被 害	水 産 物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養 殖 施 設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在 庫 品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区 分		判 定 基 準
商 工 業 関 係 被 害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船 船 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
そ の 他 の 被 害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

## 2. 収集及び報告要領

### (1) 市町村における措置

- ① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局（熊本市にあつては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告すること。
- ② 災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。



- ③ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめのうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
  - ④ 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書(様式2号)をもって地域振興局等に報告すること。
  - ⑤ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報(様式5号))を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。
- (2) 地域振興局等における措置
- ① 地域振興局等は、市町村からの災害状況および災害に対してとるべき措置の報告をその都度危機管理防災課(災害対策本部)に報告(様式1号)するものとする。
  - ② 市町村からの災害による被害状況および応急措置状況等(様式2号)を一定時間(特に指定しない場合には、毎日10時まで及び15時までの2回)に、危機管理防災課(災害対策本部)に報告すること。
  - ③ 併せて市町村からの各部門別の被害状況を取りまとめのうえ、本庁各関係部(課)に報告すること。
  - ④ 市町村からの同一災害による被害状況について、市町村別に取りまとめのうえ、10日以内に危機管理防災課に報告すること。
  - ⑤ 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況(災害年報)を取りまとめのうえ、4月10日までに危機管理防災課長に報告するものとする。
- (3) 県(本庁)における措置
- ① 災害情報(様式1号)については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
  - ② 地域振興局等からの災害による被害状況及び応急措置状況(様式2号)は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
  - ③ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部(局)において市町村別に取りまとめのうえ、一定時間(特に指定しない場合には、毎日10時まで、及び15時までの2回)に、危機管理防災課(災害対策本部)に報告するものとする。
  - ④ 同一災害による部門別被害状況について、各担当部(局)は、市町村別、振興局別に取りまとめのうえ、10日以内に危機管理防災課(災害対策本部)に報告するものとする。
  - ⑤ 危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。
  - ⑥ 危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所に連絡するものとする。
  - ⑦ 危機管理防災課(災害対策本部)は、電力施設、通信施設、交通機関(鉄道、船舶、バス、航空機等)の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。
  - ⑧ 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部(局)において取りまとめのうえ4月10日までに危機管理防災課に報告するものとする。(その都度文書をもって照会する)

### 3. 報告等の種別

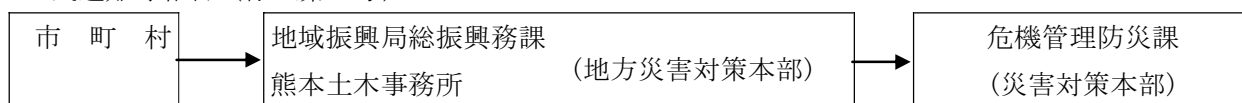
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況および災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	災害により発生した被害状況および応急措置状況を一定時間を置き報告するものとし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式2号により市町村別とし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別 担当部(局)長	各部門別ごとの報告取扱要領による様式とする。 但し、危機管理防災課の取りまとめは様式3号による。	災害により発生した被害状況および応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。又同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門別 担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかにしたものを報告する。

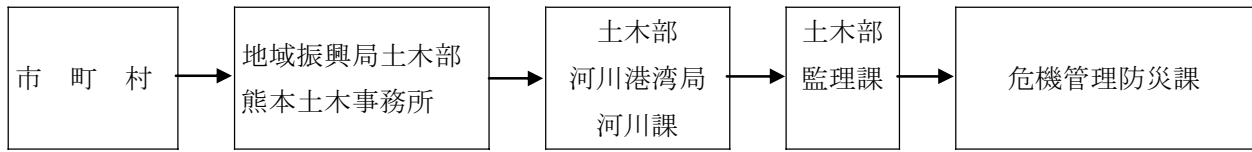
### 4. 報告等の様式および報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

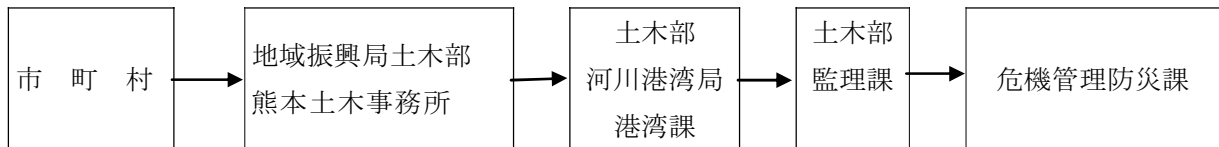
- (1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)住民避難等報告(様式第4号)



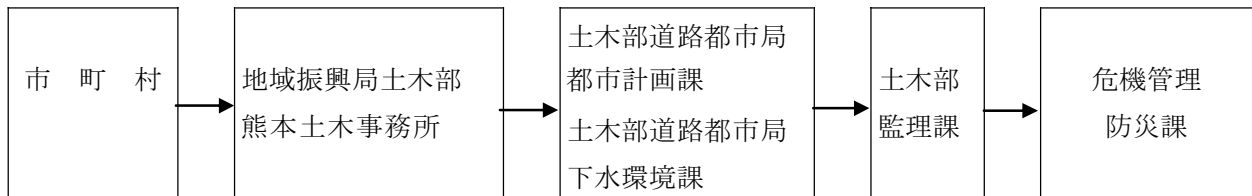
(2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋りょう)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



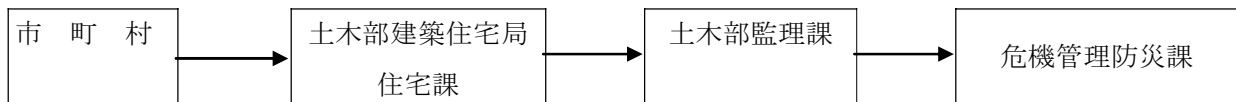
(3) 港湾関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



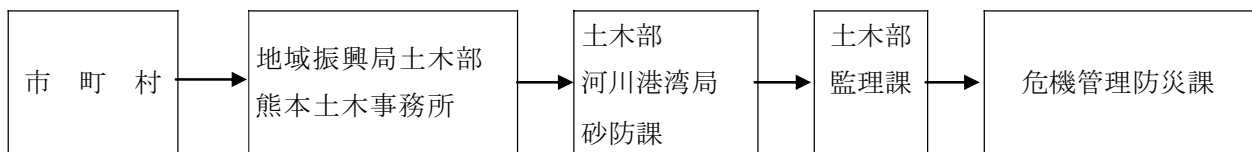
(4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



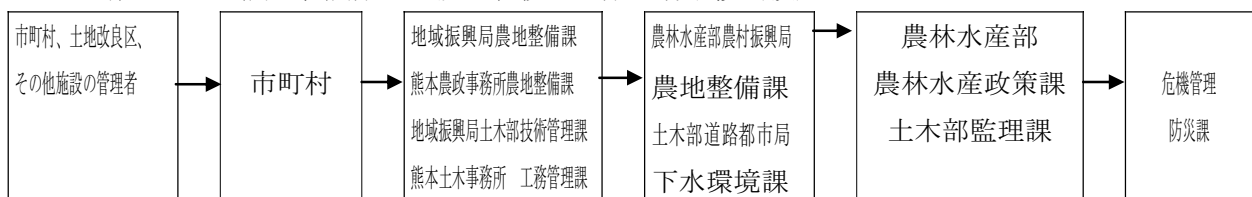
(5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



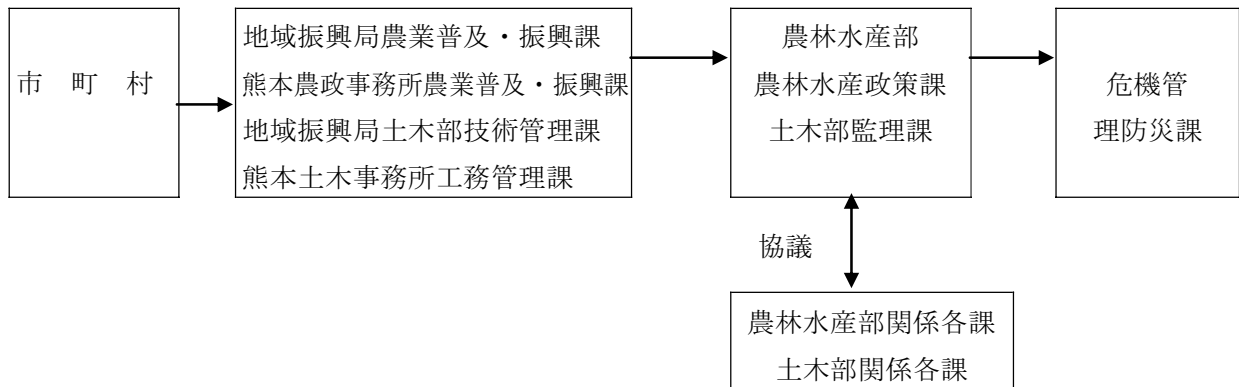
(6) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



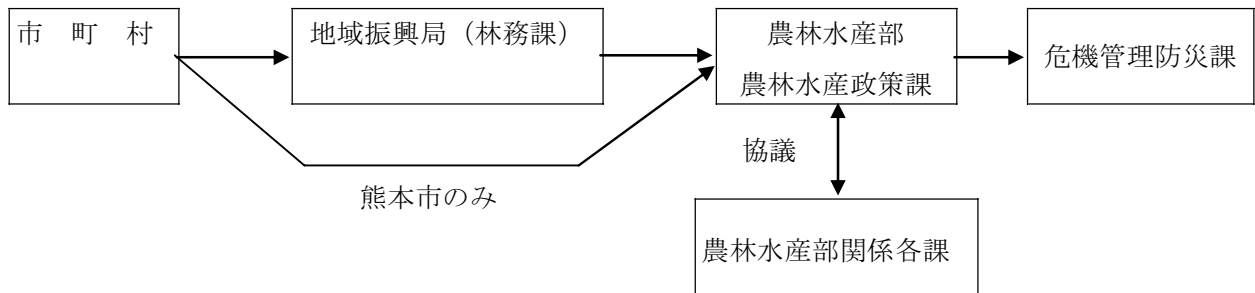
(7) 農地および農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)



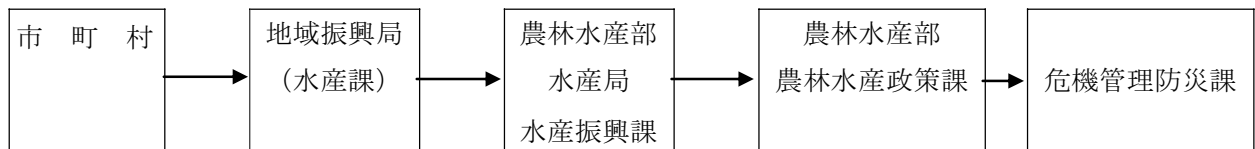
(8) 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)



(9) 林業関係被害報告(農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)

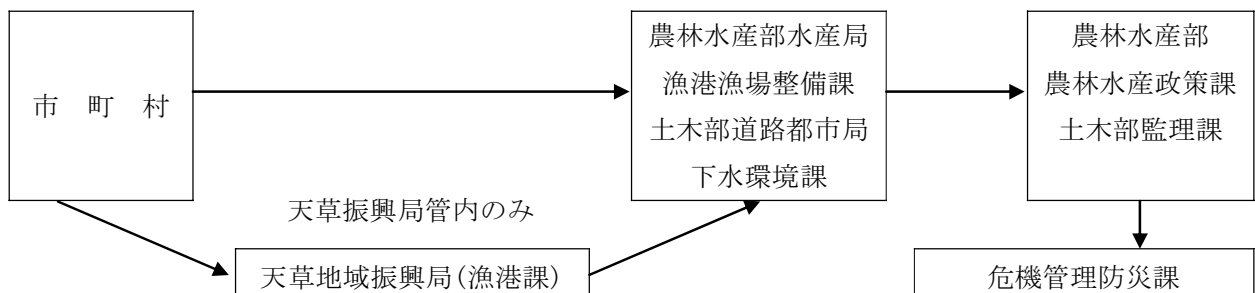


(10) 水産業関係被害報告(農林水産業被害報告とりまとめ要領)

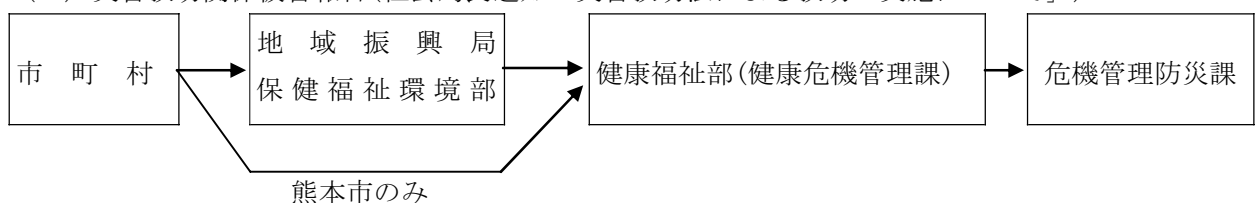


※熊本市は玉名地域振興局経由で報告

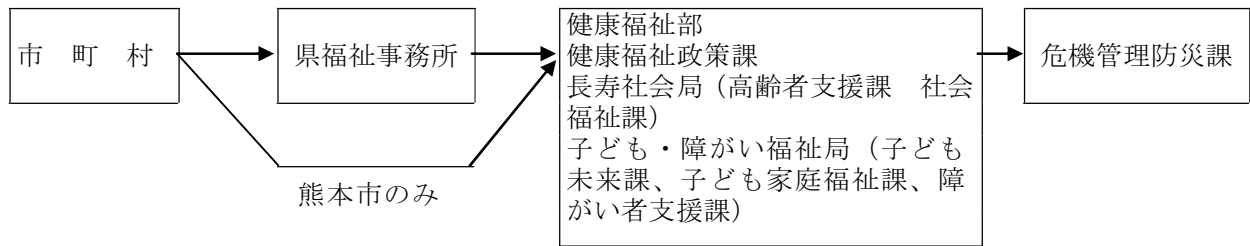
(11) 漁港関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条)



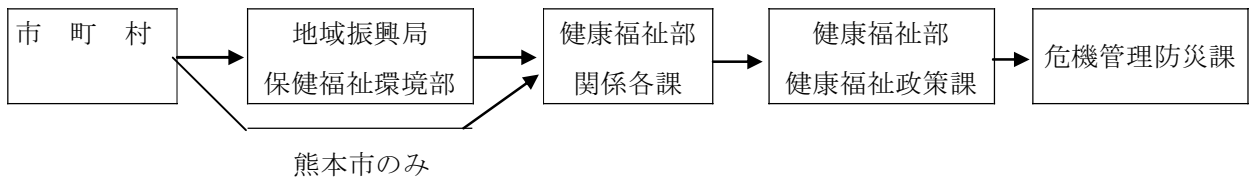
(12) 災害救助関係被害報告(社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」)



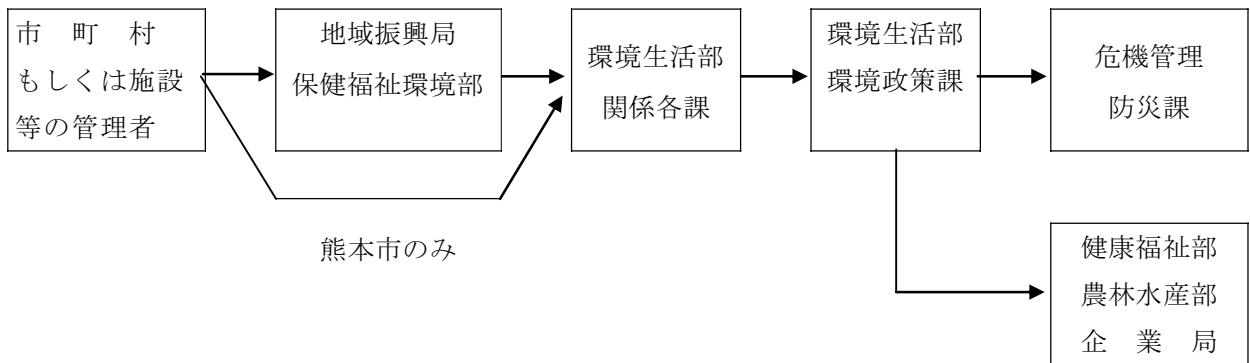
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



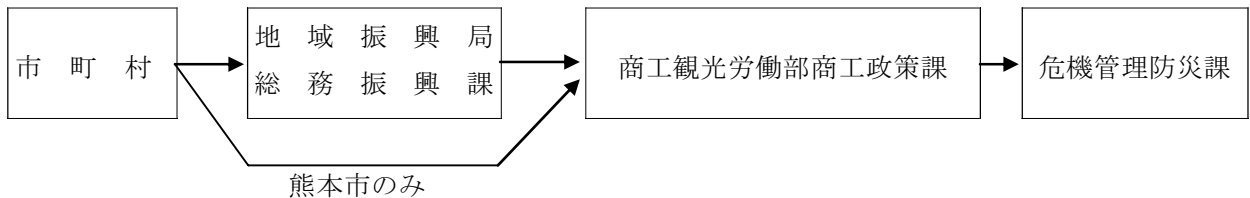
(14) 衛生関係被害報告(医療関係、火葬場、と畜場、保健センター)



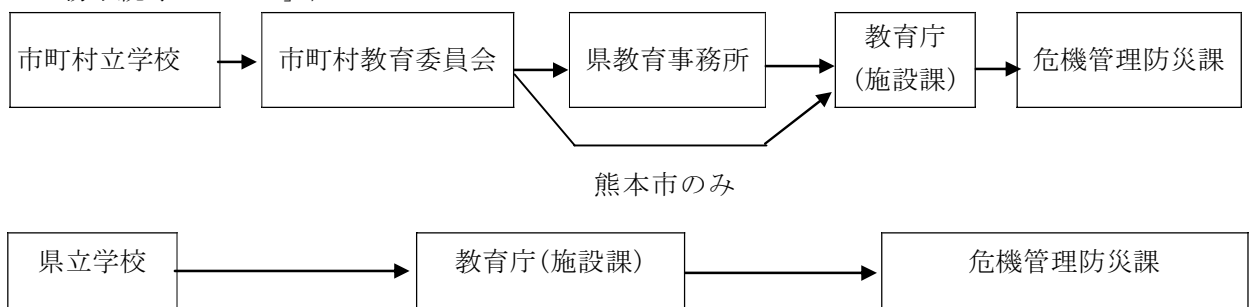
(15) 環境関係被害報告(水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設)



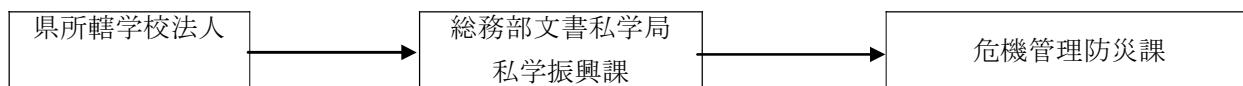
(16) 商工関係被害報告(商業、工業、鉱業、船舶)



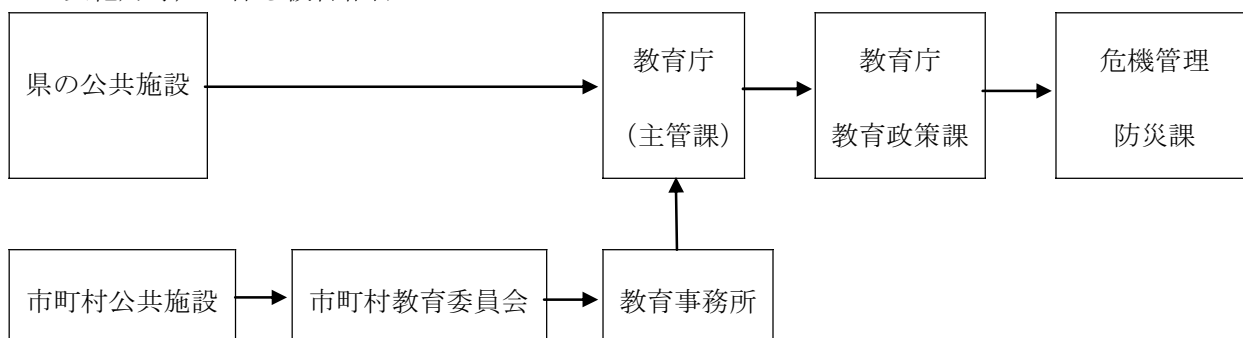
(17) 公立学校施設関係被害報告(文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」)



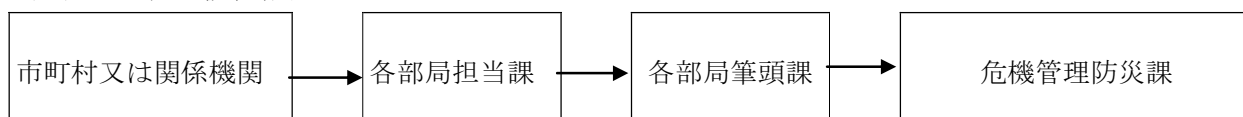
(18) 私立学校関係被害報告(文部省管理局長通知「私立学校の被害状況報告について」)



(19) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(20) その他の被害報告



様式1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。</li> <li>2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。</li> <li>3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。</li> <li>4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。</li> <li>5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。</li> </ol>			

## 被害状況報告（速報・確定）

様式2号

月 日 時 分 現在

報告者名（ ）

区 分	市町村名			摘 要
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	重傷者	人		
	軽傷者	人		
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
一部損壊	棟			
	世帯			
	人			
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
り	災世帯数	世帯		
り	災者数	人		
災害対策本部設置			月 日 時 分	
災害対策本部解散			月 日 時 分	
災害救助法適用			月 日 時 分	
消防職員出動延人員		人		
消防団員出動延人員		人		



# 各部署別被害報告

様式3号

熊本県

年月日(～月日)の被害 報告者名:	区 分		区 分		区 分		区 分		被書額 千円		被書額 千円	
	人	棟	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数
平成 年 月 日 時 現在												
報告者名:	福 祉 部	福 祉 部										
	福 祉 部	福 祉 部										
住 家 被 害	全 壊	半 壊										
	床上浸水	床下浸水										
非住家建物	一部破損	その他										
農 業	農作物	農作物										
	農作物	農作物										
林 業	林地	林地										
	林地	林地										
水 産 部	水産物	水産物										
	水産物	水産物										
土 木 部	土木部	土木部										
	土木部	土木部										
農 業	農業	農業										
	農業	農業										
林 業	林地	林地										
	林地	林地										
水 産 部	水産物	水産物										
	水産物	水産物										
土 木 部	土木部	土木部										
	土木部	土木部										
備 考	被害対策本部設置	被害対策本部設置										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
備 考	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										
	消防団員出動延人数	消防団員出動延人数										

◎総務部、企画開発部の被害報告については、その他の被害欄に記入すること。

# 住民避難等報告書

市町村名 (担当者名)	
報告日・時間	

地区名	種別	原因	世帯数	人数	避難場所	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難勧告（勧告）、避難指示（指示）、警戒区域設定（設定）、自主避難（自主）のいずれかかを記載すること。  
 解除日時・帰宅日時は、最終結果報告の中で記載すればよいものとする。

# 災 害 年 報

地域振興局  
市・町・村

様式 5 号

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
人 的 被 害	死 者	人							
	行方不明者	人							
	重 傷 者	人							
	軽 傷 者	人							
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
一 部 損 壊	棟								
	世帯								
	人								
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
県地方災害 対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人員									
消防団員出動延人員									

## 第5. 交通規制

### 1. 異常気象時における道路通行規制要領

#### ◎ 国土交通大臣が直接管理する国道

##### ○ 異常気象時における一般国道の道路通行規制要領

###### 第1 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認めた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

###### 第2 異常気象時通行規制区間の指定

地方整備局長(北海道開発局長を含む。以下同じ。)は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区間外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定し、道路局長の承認を受けるものとする。

###### 第3 道路通行規制基準の作成

- (1) 地方整備局長は、関係警視庁及び都道府県警察本部並びに都道府県道路担当部局の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受けるものとする。
- (2) 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。)を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定めるものとする。
- (3) 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め(以下「通行止め」という。)及び通行注意(異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)とする。

###### 第4 道路通行規制の実施及び解除

- (1) 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長(開発建設部長を含む。以下同じ。)が行うものとし、当該規制区間を所轄する警察署長に通知するものとする。
- (2) 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行うものとし、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示するものとする。
- (3) 道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

###### 第5 報告等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方建設局長に報告するとともに、関係都道府県道路担当部長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく、道路局長に報告するものとする。

## 第6 規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

第7 第1、第2及び第3に係る通行規制区間及び基準は別表3のとおりである。

### ◎ 熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

#### ○ 異常気象等における道路通行規制要領

##### 第1 目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

##### 第2 異常気象時等通行規制区間の指定

1 知事は、一般国道(指定区間を除く。)及び県道のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれ著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定するものとする。

2 前項の指定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聞くものとする。

##### 第3 道路通行規制の基準等及び種類

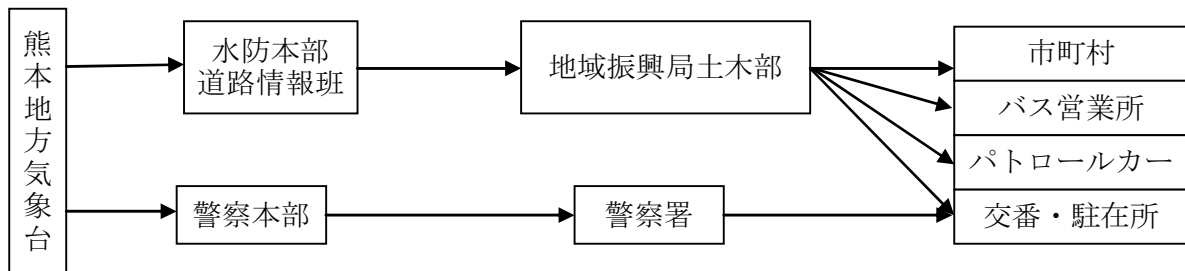
1 道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、風速等をいう。以下同じ。)により別表3に定める基準によるものとする。

2 道路通行規制は、通行止め及び通行注意(異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)の2種類とする。

##### 第4 情報の周知

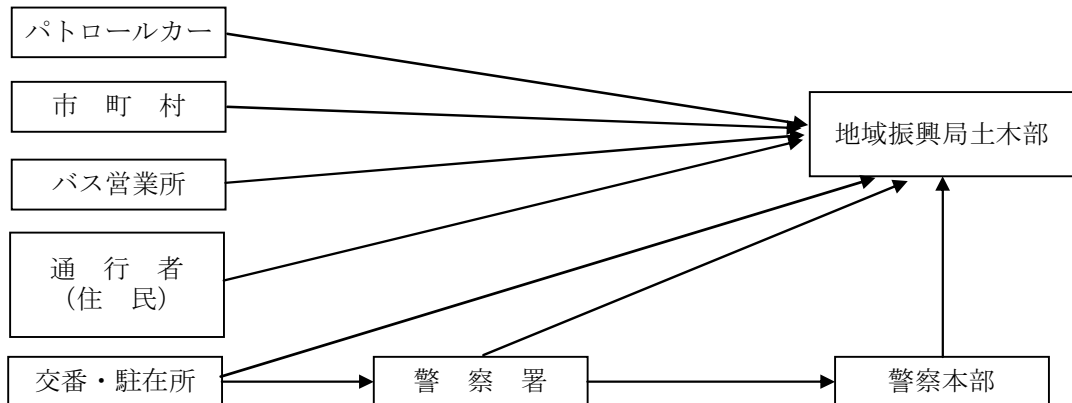
異常気象時等における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対するの周知については、次により行うものとする。

1 異常気象情報の伝達大雨・暴風等の異常発生のおそれがある場合の伝達は、次のとおりとする。



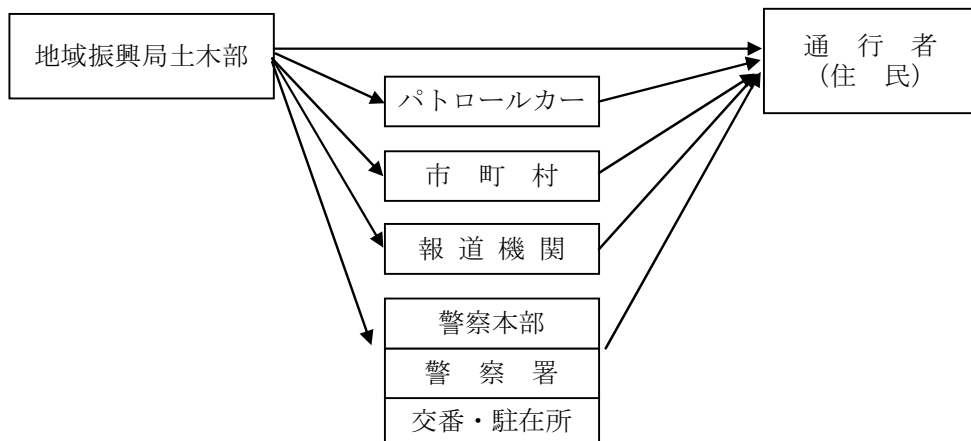
## 2 情報の収集

異常気象により道路の破損、欠壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



## 3 通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



## 第5 道路通行規制の実施

- 1 地域振興局土木部長(以下「部長」という。)は、気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めたときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。
- 2 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項(昭和43.11.29)」による道路標識および別表1に定める標識等をもって表示することにより行うものとする。
- 3 部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておくものとする。
  - ① 市街地または、集落の出口および、主要道路の分岐点で、かつ自動車のUターンのできる広場のある位置
  - ② 山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置
  - ③ その他部長が特に必要と認める位置
- 4 部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。(解除の場合も同様とする。)
- 5 部長は、道路情報板を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議するものとする。

第6 道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、すみやかに  
 に行うものとする。

第7 報 告 等

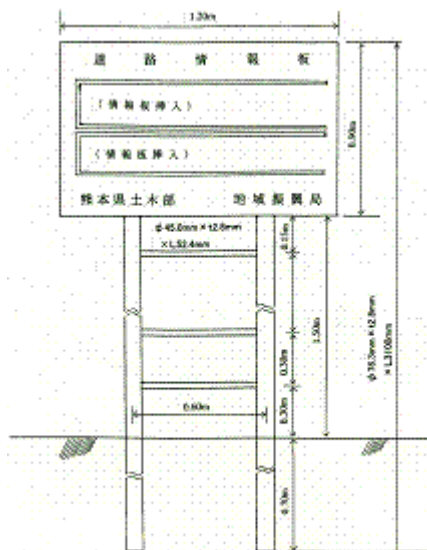
- 1 部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告するものとする。
- 2 本庁土木部長は、前記1の報告をうけたときは、国道については国土交通省に報告するものとする。
- 3 前記1及び2の報告、第4の2の情報の収集については、別表2に定めるところによるものとする。

第8 規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施および解除については、第4、第5及び第6に準拠するものとする。

別表1 道路通行規制の標示

- 1 通行規制の標示は右図のとおり標示する。



規制理由記載例

- (ア) 路肩弱し
- (イ) 路面冠水(又は恐れがある)
- (ウ) 土砂崩れ(        "        )
- (エ) 落 石(        "        )

- 2 通行規制の標示位置は、当通行規制区間の起終点手前30～100mまでの左側必要箇所路端に設置するものとする。

別表2

道 路 情 報 録 取 簿

振 興 局	路 線 名	場 所			交 通 止 概 要	交 通 止 期 間	摘 要
		郡市	町村	大字			

### ◎ 緊急輸送のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接若しくは近接する県に災害が発生した場合に、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、次により道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第1 災害時において応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を実施する機関の長が当該従事者及び物資の輸送をしようとするときは、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、理由等を県公安委員会に連絡するものとする。

第2 県公安委員会は、上記イにより連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めたときは、次により措置するものとする。

(1) 緊急通行車両以外の道路における車両の通行の禁止又は制限の対象、区域等(区域又は道路の区間をいう。)及び期間(期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。)を記載した「別記様式第1」の標識を設置するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、適当な迂回路の標識を併せて設置するものとする。

(2) 上記(1)による標識は、車両の通行を禁止し、又は制限しようとする区間等の必要な場所に設置するものとする。ただし、緊急を要するため標識を設置するいとまがないとき、又は標識を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、これを行うものとする。

(3) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

第3 緊急通行車両及び証明書の交付

(1) 緊急通行車両の確認

知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

上記(1)により緊急通行車両であることを確認したときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、「別記様式第2」の標章及び「別記様式第3」の証明書を交付するものとする。

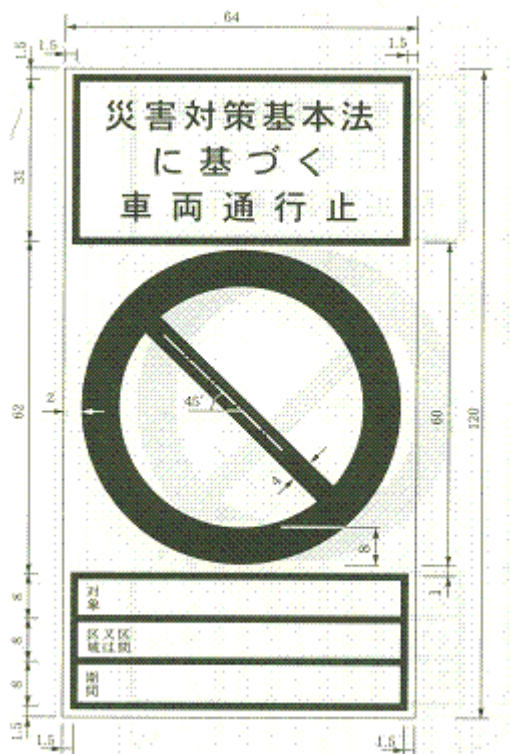
(3) 標章の掲示

前記(2)により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。



別 記

様式第1 (第2関係)



様式第2 (第3関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。  
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。  
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3 (第3関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明		書	
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車 両にあつては、品 輸送人員又は品 名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

◎ 災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法

第1 通知の対象

(1) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第1項の規定による命令

当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項及び同条第4項の規定により準用する同条第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令とする。

(2) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定による措置及び破損行為

第2 通知の方法及び内容

(1) 命令による通知

命令を行った場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式により日報形式で通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは命令を行った都度、通知するものとする。

(2) 自らとる措置に係る通知

措置をとった場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式によりその都度直ちに通知するものとする。ただし、別記様式により直ちに通知することができないときは、口頭により連絡し、その後速やかに別記様式により通知しなければならないものとする。

なお、措置をとったとき即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかであるときは、当該災害応急対策を実施した直後直ちに通知を行うものとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

上記(2)の通知を行うときは、当該破損行為の前後の状況を撮影した写真を併せて送付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能であった理由を通知書に記載しなければならないものとする。

(4) 上記(2)の通知において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあつては、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付しなければならないものとする。

(表)

措置命令 通知書 措 置				
第1項の規定より 災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第2項の規定より				
措置命令 措 置				
所属 氏名				
⑩				
1	日 時	年      月      日	午前 午後	
2 場 所				
3 (命令・措置) を行った者		所 属		
		氏 名		
4	命令の 場 合	命令を受 けた者	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	
	措置の 場 合	措置に係る 物件の(占 有者・所有 者・管理 者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	
5 (命令・措置)の内容				

(裏)

6 (命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

- 備 考
- 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
  - ( )内については、該当するものを○で囲むこと。
  - 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を貼付すること。
  - 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別	一般国道	線路番号	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	道路情報板	前年度 通行止実績 回数	前年度 延長時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置		
				自 至	町村字 町村字		延長 (km)	通行 時間 連続	注意 雨量 連続							通行 雨量 連続	止 雨量
1	2	1	2	阿蘇	阿蘇郡小国町大字秋立	4.0	8,623	150	30	30	県田原 (県砂防課)			46			
2	2	1	9	八代	阿蘇郡小国町大字下城 八代市豊原	17.0	11,346	20	30	30	坂本 (県砂防課)			46			
3	2	1	9	球磨	八代市坂本町大字中津道 球磨郡球磨村大字楮木	10.5	3,597	20	30	30	坂本 (県砂防課)			46			
4	2	1	9	球磨	球磨郡球磨村大字神瀬 球磨郡球磨村大字神瀬	15.0	3,597	20	30	30	球磨 (県砂防課)			46			
5	2	6	5	阿蘇	阿蘇市一の宮町大字箱石 阿蘇市波野左谷	2.2	3,142	150	200	30	県坂梨 (県砂防課)			52			
6	2	6	6	草	天草市瀬戸大橋	0.7	24,143	風速 15m/s (人、二輪車)	風速 25m/s	25m/s	現地実測			46			
7	2	6	6	草	二号橋～五号橋 上天草市大矢野町満越 上天草市松島町合津 一号橋	1.3	19,180	風速 15m/s以上 (人、二輪車)	風速 25m/s	25m/s	現地実測			52			
8	2	6	6	草	宇城市三角町三角 上天草市大矢野町岩谷	0.5	19,180	風速 15m/s以上 (人、二輪車)	風速 25m/s	25m/s	現地実測			52			
9	3	2	4	草	天草市五和町二江大橋	0.3	4,743	風速 15m/s (人、二輪車)	風速 25m/s	25m/s	現地実測						
10	3	2	4	草	天草市五和町若宮大橋	0.2	4,893	風速 15m/s (人、二輪車)	風速 25m/s	25m/s	現地実測						
11	3	8	7	菊池	菊池市立門 菊池市銚の甲	6.7	1,086	150	30	30	原 (県砂防課)			52			
12	3	8	9	草	天草郡苓北町大字都呂呂 天草市河浦町大字崎津 下益城郡美里町大字岩野	9.2	2,394	20	30	30	浜平 (天草市)			46			
13	4	4	3	宇城	下益城郡美里町大字菅の谷 上益城郡御船町大字横野	5.0	2,712	150	30	30	矢山 (県砂防課)			46			
14	4	4	5	上益城	上益城郡山都町水の田尾	13.9	4,309	150	30	30	砂防御船 (県砂防課)			46			

熊本県 (1/6)

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別		一般国道		規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	迂回 道路情報板	前年度 通行止実績 回数	前年度 通行止実績 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
図面 対照 番号	線 名	担当 事務所名	自 至	延長 (km)	規制基準値 (mm)		通行 連続	注意 連続	気象等観測所						
15	4 4 5 5	八代市 八代	八代市泉町字二本杉 八代市泉町字下鶴 球磨郡五木村大字上荒地	23.0	330	30	150	朝日 (県砂防課)	落石 崩落	(国)443号 (主)小山泉線			46		
16	4 4 5 5	球磨 球磨	球磨郡五木村大字竹の川 球磨郡五木村大字頭地	6.5	881	30	150	県五木 (県砂防課)	崩落	(主)宮原五木線			46		
17	4 4 5 5	球磨 球磨	球磨郡相良村大字小野 球磨郡相良村大字早桶	12.5	1,427	30	150	県四浦 (県砂防課)	崩落	なし			46		
18	4 4 5 5	下城 下城	下城郡美里町早桶 下城郡美里町二本杉	11.7	649	30	150	朝日 (県砂防課)	崩落	なし			59		
国道		計	1 8 区	間	140.2										

熊本県 (2/6)

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	線 名	担当 事務所名	自 至	延長 (km)	交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	迂回 道路情報板	前年度 通行止実績 回数	前年度 通行止実績 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
						規制基準値 (mm)	通行 連続	注意 連続						
19	玉名八女線	玉名	玉名郡和水町字中和仁 玉名郡和水町字谷峠	4.2	1,209	30	150	南関 (県河川課)	崩落	(国)443号 (主)玉名八女線 (県)和仁菊水線				
20	玉名立花線	玉名	玉名郡和水町内田 玉名郡和水町内田	0.6	2,936	30	150	県菊水 (県砂防課)	崩落	(国)443号 (主)玉名山鹿線				
21	玉名立花線	玉名	玉名郡和水町内田 玉名郡和水町板楠	4.2	2,206	30	150	三加和 (県砂防課)	崩落	(国)443号 (主)玉名山鹿線				
22	日田鹿本線	鹿本	山鹿市和水町上十町 山鹿市和水町大字番所	5.2	391	30	150	県龍門 (県砂防課)	崩落	(国)443号 (主)玉名山鹿線				
23	別府一の宮線	阿蘇	山鹿市和水町大字城山 阿蘇市一の宮町大字城山	2.5	4,276	30	150	一の宮 (県河川課)	崩落	(主)阿蘇公園菊池線			46	
24	天瀬阿蘇線	阿蘇	阿蘇市一の宮町大字黒淵 阿蘇郡小国町大字黒淵 (杖立大橋～下笠ダム橋)	4.5	2,698	30	150	県田原 (県砂防課)	崩落	(主)南小国波野線 (国)212号			46	

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

熊本県 (3/6)

図面 知照 番号	線 路 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂 回 路 情 報 板	道路 モニ ター	前年度		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市	町村字 町村字		延長 (km)	通行注 意通 行止	規 制 基 準 値 (mm)				気 象 等 観 測 所	回 数			延 時 間
25	黒木鹿北線	本鹿	山鹿市鹿北町大字柚木谷		1,133	150	30	30	落石	なし			46			
26	坂本吉線	球磨	山鹿市鹿北町大字岩野	球磨郡山江村大字万江字河内	5,501	150	30	30	落石	なし			46			
27	菊池鹿北線	本鹿	山鹿市菊鹿町大字日向		2,748	150	30	30	落石	(主)日田鹿本線			46			
28	宮原五木線	八代	山鹿市鹿北町大字小川内	八代市東陽町大字河俣字坂より上	1,663	150	30	30	崩落	(国)3号			46			
29	宮原五木線	球磨	八代市東陽町大字河俣字鶴木場		451	150	30	30	土砂崩壊	(国)445号			46			
30	本渡牛深線	天草	球磨郡五木村大字頭地		483	150	30	30	落石	(国)266号			46			
31	熊本高森線	上益城	天草市久玉町字大浦	上益城郡益城町杉堂	16,270	150	30	30	崩落	(県)深海線 (県)瀬田熊本線						
32	牛深天草線	阿蘇	天草市魚貫町魚貫		2,021	150	30	30	地すべり	(国)266号						
33	南小国波野線	阿蘇	天草市牛深町二浦	阿蘇郡南小国町満願寺	1,688	150	30	30	落石	(国)442号			46			
34	高森波野線	阿蘇	阿蘇郡高森町大字野尻		131	150	30	30	落石	(主)別府一の宮線			52			
35	阿蘇公園菊池線	菊池	阿蘇郡高森町大字尾下	菊池市立門	990	150	30	30	落石	なし			46			
36	山鹿植木線	本鹿	菊池市原	山鹿市鹿央町霜野	2,812	150	30	30	土砂崩壊	(国)208号			46			
37	小川泉線	八代	鹿本郡植木町大平	八代市泉町河台場	280	150	30	30	土砂崩壊	(主)大幸田植木線 (国)445号			52			
38	水俣田浦線	芦北	八代市泉町権原	芦北郡津奈木町福原	2,744	150	30	30	落石	(県)久連子落合線			46			
地 方 道	計		2	0	111.4				土砂崩壊	B-3 C-15						

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 参照 番号	道路 種別	一般 県 道		規 制 区 間		交通量 台/日	規 制 基 準 値 ( mm )			危険内容	迂 回	道 路 情 報 板	道 路 種 別	前 年 度		備 考						
		線 名	担 当 事 務 所 名	自 至	町 村 字		延 長 (km)	通 行 時 間 連 続	注 意 時 間 連 続					行 進 時 間 連 続	止 行 時 間 連 続		規 定 年 度	指 定 年 度				
																			規 制 基 準 値 ( mm )		回 数	延 時 間
																			通 行 時 間 連 続	止 行 時 間 連 続		
39	岩野黒木線	黒木線	山鹿市鹿北町大字竹の谷	鹿北町大字竹の谷	4.2	1,695	150	30	30	30	30	県鹿北(県砂防課)	石	(県)黒木鹿北線		52						
40	鯛生菊池線	菊池線	菊池市一ノ坂	菊池市穴川	5.9	3,300	150	30	30	30	30	県龍門(県砂防課)	石	なし	C-4		46					
41	中河間多良木線	球磨線	球磨郡多良木町大字久米	球磨郡多良木町大字榎木	15.3	388	150	30	30	30	30	久米(県砂防課)	石	なし			46					
42	稲生野甲佐線	上益城線	上益城郡山都町大字島木	上益城郡山都町大字開田	2.9	459	150	30	30	30	30	三ヶ(県砂防課)	石	(国)218号	C-1		46					
43	清和砥用線	上益城線	上益城郡山都町大字黒谷	上益城郡山都町大字黒谷	12.5	326	150	30	30	30	30	清和(県砂防課)	石	(国)218号			46					
44	清和砥用線	上益城線	上益城郡美里町大字夏水	上益城郡美里町大字夏水	3.5	326	150	30	30	30	30	万坂(県砂防課)	石	(国)218号			46					
45	小川八代線	八代線	八代市東町	八代市東町	2.0	1,165	150	30	30	30	30	水無(県河川課)	石	(国)3号			52					
46	中津道八代線	八代線	八代市坂本町大字川口	八代市坂本町大字川口	2.0	650	150	30	30	30	30	坂本(県砂防課)	石	(国)219号			46					
47	南田内大臣線	上益城線	上益城郡山都町相藤寺	上益城郡山都町相藤寺	3.9	483	150	30	30	30	30	万坂(県砂防課)	石	(国)218号			46					
48	原立門線	菊池線	菊池市立門	菊池市立門	8.5	806	150	30	30	30	30	原(県砂防課)	土砂崩落	(主)阿蘇公園菊池線	C-2		46					
49	津留柳線	阿蘇線	阿蘇郡高森町野尻	阿蘇郡高森町野尻	0.6	228	150	30	30	30	30	県高森(県河川課)	石	(県)高森波野線			52					
50	津留柳線	上益城線	上益城郡山都町大字東竹原	上益城郡山都町大字東竹原	2.0	228	150	30	30	30	30	県高森(県河川課)	土砂崩落	(国)325号								
51	上色見草部線	阿蘇線	阿蘇郡高森町大字草部	阿蘇郡高森町大字草部	0.5	740	150	30	30	30	30	県高森(県河川課)	土	(国)325号								
52	横野矢部線	上益城線	上益城郡御船町梅木	上益城郡御船町梅木	4.0	556	150	30	30	30	30	砂防御船(県砂防課)	石	(国)445号	C-1		52					
53	三本松甲佐線	上益城線	上益城郡甲佐町大字打出	上益城郡甲佐町大字打出	1.7	688	150	30	30	30	30	砥用(県砂防課)	土砂崩落	(国)218号	C-1		46					

熊本県 (4/6)



異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般県道

熊本県 (5/6)

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)			危険内容	迂回 経路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実績		指定 年度	考 慮 道 路 交 通 遮 断 装 置	
			自 郡市	至 郡市		延長 (km)	通行 時間 量	注 意 時 間 量					連 続 時 間 量	止 量			延 時 間 量
54	久連子落合線	八代	八代市泉町別峰	11.0	801	150	30	栗木 (県砂防課)	土砂崩落	(国)445号					52		
55	深海線	天草	天草市久玉町大字名切	3.7	1,419	150	30	六郎次 (県砂防課)	地すべり	(主)宮原五木線 (国)266号					52		
56	一勝地神瀬線	芦北	芦北郡芦北町添口	1.5	210	150	30	球磨 (県砂防課)	落石	(主)本渡牛深線 (国)219号					46		
	県道	計	1 8 区	間	85.7		200		土砂崩落	(主)芦北球磨線							
	都道府県道	計	3 8 区	間	197.1												

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般県道

熊本県 (6/6)

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規制 条件 (通 行 止)	危険内容	迂回 経路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実績		指定 年度	考 慮 道 路 交 通 遮 断 装 置		
			自 郡市	至 郡市							延長 (km)	延 時 間 量			回 数	延 時 間 量
57	熊本菊陽線	菊池	熊本市龍田町	8.3	18,823		杉並木の倒木	(県)瀬田熊本線								
	県道	計	1 区	間	8.3											
	都道府県道	計	1 区	間	8.3											

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

高速道路

路線名	規制区間			延長 (Km)	規制基準	
					規制基準値	
	IC	～	IC		速度規制	通行止め
					時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
九州道	みやま 柳川	～	えびの	148.6	30 150	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が200mmに達し、かつ時間雨量が50mmに達した場合</li> <li>・連続雨量350mm</li> </ul>
南九州西回り 自動車道	八代 JCT	～	日奈久	12.0	30 150	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続雨量が150mmに達し、かつ時間雨量が50mmに達した場合</li> <li>・連続雨量250mm</li> </ul>

(注) 本表にいう交通規制は最高速度 50 km/時規制をいう。

## 第6. 融 資 等

### 1. 災害弔慰金の支給等

区分	災害弔慰金の支給	災害障害見舞金の支給	災 害 援 護 資 金 の 貸 付	被 災 者 生 活 再 建 支 援 金																																		
(適自用然災害害規の模み)	(1) 一つの市町村内で住家の滅失した世帯が5以上の場合 (2) 県内で5以上の世帯の居住が滅失した市町村が3以上存在する場合 (3) 県内で災害救助法が適用された場合 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合	(1) 災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害の場合	(1) 県内で災害救助法が適用された場合	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における災害 (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)の区域における災害 (但し、前(1)又は(2)に該当する災害が県内のいずれかの市町村で発生した災害に限る。) (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)の区域における災害 但し、次の①～②のいずれかの条件を満たす災害に限る。 ① 隣接県で(3)の災害が発生した場合の当該県に隣接する市町村で発生した災害 ② 隣接県で(4)の災害が発生した場合であって、前(1)～(2)の被害を受けた同隣接県内市町村に隣接する市町村で発生した災害																																		
支給又は貸付の対象	(1) 災害により死亡した者の遺族 (2) 災害のやんだ後3ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3) 遺族の順位 ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母	(1) 災害により負傷し又は疾病にかかりそれが治ったとき、1級程度の障害を有する場合 (2) 住所地以外の他の市町村の区域内で対象災害に遭遇して当該障害の状態になった場合	市町村民税にかかる総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が世帯に属する者1人の場合220万円、2人の場合430万円、3人の場合620万円、4人の場合730万円、5人以上の場合730万円に世帯全員が4人を超えて1人増加するごとに30万円を加算した額(ただし住居が滅失した場合は、1,270万円)以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1) 世帯主が災害により療養期間が1月以上を要する負傷を負った場合 (2) 住家の全壊 半壊 (3) 家財の価値の1/3以上の損害	自然災害により (1) 居住する住宅が、全壊(全焼、全流出)した世帯 (2) 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯																																		
支給又は貸付額	(1) 死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合 500万円 (2) その他の場合 250万円	(1) 障害者が障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 (2) その他の場合 125万円	①世帯主の1月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円 ④住居の全壊 250万円 ⑤住居の滅失 350万円 ⑥①と②が重複した場合 250万円 ⑦①と③が重複した場合 270万円 ⑧①と④が重複した場合 350万円 ⑨住居の全体が損壊し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合 ③の場合 250万円 ④又は⑦の場合 350万円	支給額は下表のとおり(単位:万円) 《複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 《単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	300	補修	200	賃借	150	半壊	建設・購入	250	補修	150	賃借	100	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	225	補修	150	賃借	112.5	半壊	建設・購入	187.5	補修	112.5	賃借	75
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	300																																				
	補修	200																																				
	賃借	150																																				
半壊	建設・購入	250																																				
	補修	150																																				
	賃借	100																																				
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	225																																				
	補修	150																																				
	賃借	112.5																																				
半壊	建設・購入	187.5																																				
	補修	112.5																																				
	賃借	75																																				
財源	国2/4、県1/4市町村1/4	国2/4、県1/4市町村1/4	国2/3県1/3 →市町村へ無利子貸付	被災者生活再建支援基金(財団法人都道府県会館管理)1/2 国1/2																																		
その他			〔償還〕 借受人 → 市町村 3年措置を含む10年償還、利率3% 市町村 → 県11年で償還 → 国12年で償還 (申請) 借受人→市町村、災害発生の日の属する月の翌月から起算して3月以内																																			

## 2. 生活福祉資金および母子福祉資金等の貸付方法

### (1) 生活福祉資金の福祉資金

#### ① 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

##### ア 貸付限度額の目安

1世帯当り 150万円以内

但し、住宅の補修等に必要な経費と重複貸付の場合は

- a 家財のみの破損 150万円以内  
(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)
- b 住宅の半壊、半焼 170万円以内  
(住宅の補修等に必要な経費との重複貸付)
- c 住宅の全壊、全焼 250万円以内  
(住宅の補修等に必要な経費との重複貸付)
- d cの場合であって特別の事情がある場合 350万円以内  
(住宅の補修等に必要な経費との重複貸付)

##### イ 償還期限

据置期間（6月以内）経過後7年以内

##### ウ 貸付利率

連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

##### エ 申込期間

被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内

#### ② 緊急小口資金（被災によって必要となる生活費）

##### ア 貸付限度額の目安

1世帯当り 10万円以内

##### イ 償還期限

据置期間（2月以内）経過後8月以内

##### ウ 貸付利率

連帯保証人不要：無利子

### (2) 母子・寡婦福祉資金

#### ① 事業開始資金

- ア 貸付限度額 283万円
- イ 償還期限 7年以内
- ウ 利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.5%

#### ② 事業継続資金

- ア 貸付限度額 142万円
- イ 償還期限 7年以内
- ウ 利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.5%

#### ③ 住宅資金（被災の場合）

- ア 貸付限度額 200万円
- イ 償還期限 7年以内
- ウ 利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.5%

## 3. 被災農林漁業者に対する融資要領

### (1) 天災融資法に基づく天災資金の融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の目的および同法に基づく天災資金の融資の方法等についての概要は、おおむね次のとおりである。

## ① 目 的

天災により、相当広範囲にわたり著しい災害が発生した場合、被害を受けた農林漁業者および農林漁業者等の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体が融資機関に対して、利子補給および損失補償を行うために要する軽費の一部を国が補助することにより、被害農林漁業者等の経営の安定を図ることを目的とする。

## ② 天災の指定および法の適用

イ 天災融資法の適用対象となる天災は、法律の趣旨から必要と認められた場合、被害農林漁業者(経営資金)、被害組合(事業資金)について、災害の都度必要に応じて政令で指定される。

### ロ 天災の種類

暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降ひょう等

ハ 前記イの天災の指定に伴い、この天災について法の適用をするために必要な事項は、その都度政令で定めることとされている。

## ③ 借入資格者の条件

借入資格者は、次の条件に該当する者であること。

イ 被害農林漁業者とは、被害農業者、被害林業者及び被害漁業者をいう。

### (イ)被害農業者

被害農業者とは、農業を主な業務とする者(農業所得が総所得の50%以上のもの)で、天災による農作物若しくは畜産物、繭の減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上であるもの。又は、果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の30%以上であるもの。

### (ロ)被害林業者

被害林業者とは、林業を主な業務とする者(林業所得が総所得の50%以上のもの)で、次のa又はbに該当するもの

a 生産する薪炭(薪炭原木を含む)、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が平年の林業総収入の10%以上であるもの

b 所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上(すなわち中破以上)であるもの

### (ハ)被害漁業者

被害漁業者とは、漁業を主な業務とする者(漁業所得が総所得の50%以上のもの)で、次のa又はbに該当するもの

a 生産する魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上であるもの

b 所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上(すなわち中破以上)である

(ニ)以上の被害認定は市町村長が行うものとする。

### ロ 特別被害農林漁業者

被害農林漁業者のうち、特に被害程度が著しいものは特別被害農林漁業者という。

#### (イ)特別被害農業者

特別被害農業者とは、被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が平年の農業総収入の50%(開拓者にあつては30%)以上のもの。

又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時にお

ける価額の50%以上(開拓者にあっては40%)のもの。

(ロ)特別被害林業者

特別被害林業者とは、被害林業者であって、次のa又はbに該当するもの

- a 天災による薪炭(薪炭原木を含む。)、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が平年の林業総収入額の50%以上のもの
- b 所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の70%以上(すなわち大破以上)のもの

(ハ)特別被害漁業者

特別被害漁業者とは、被害漁業者であって、次のa又はbに該当するもの

- a 魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の50%以上のもの
- b 所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価格の70%以上(すなわち大破以上)のもの

(二)以上の被害認定は市町村長が行うものとする。

ハ 被害組合とは、農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会又は水産業協同組合で天災により、その所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたもの

④ 資金の種類

資金の種類は、被害農林漁業者に対する経営資金と被害農林漁業組合に対する事業資金で、次のとおりである。

イ 経営資金

(イ)融資機関は農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

(ロ)資金の用途は、次のとおりである。

- a 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で指定される購入価格が12万円以下のもの)、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具(政令で指定される漁網、綱等)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金
- b 炭がまの構築資金、漁船(政令で指定される総トン数5トン未満のもの)の建造、又は取得に必要な資金
- c その他農林漁業経営に必要な資金で政令に指定するもの
- d 簡易な施設が損壊した等の場合においてその復旧のために必要となる資材の購入資金
- e 経営資金の貸付けを受けている被害農林漁業者が、再び天災による被害を受け、当該天災により被害を受けた農林水産物の販売代金によって償還を予定していた当該年の経営資金の償還に必要な資金

(ハ)1戸当たり貸付限度額は次のa又はbのどちらか低い額である。

- a 市町村が認定した損失額をもとにして、政令で定めるところにより算出される額(損失額の100分の45~100分の80)

b 貸付限度額は次のとおり

区 分		天 災 融 資 法 適 用	激 甚 災 害 法 適 用
一 般	個 人	2 0 0 万円	2 5 0 万円
	法 人	2, 0 0 0 万円	2, 0 0 0 万円
政令指定資金	個 人	5 0 0 万円	6 0 0 万円
	法 人	2, 5 0 0 万円	2, 5 0 0 万円
漁 具 購 入 資 金		5, 0 0 0 万円	5, 0 0 0 万円

- c 牛馬所有農家で天災により飼料作物が減収し、飼料購入を必要とする場合は上記の限度額に、乳牛の場合は1戸当たり5万円、乳牛以外の牛又は馬を所有する被害農業者については、1戸当たり3万円の範囲内で加算して貸付けることができる。

(二)償還期限は6年の範囲内で政令で定める期間

(ホ)貸付利率は、次のとおりである。

- a 特別被害地域内の特別被害農林漁業者に貸し付けられる場合は、年3%以内
- b 3割被害者及び開拓者(特別被害者を除く)に貸付けられる場合は年5.5%以内
- c その他の者に貸し付けられる場合は年6.5%以内

- ・ 特別被害地域とは、特別被害農林漁業者ごとに政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域(昭和28年9月30日現在の市町村の区域をいう。ただし、局部的な激甚災害で旧市町村を区域とするにはあまりに広すぎるときは大字、開拓者については耕地面積10ヘクタール以上の開拓地の区域が認められる。)を単位として、その区域内に住所を有する特別被害農林漁業者(農業者、林業者の場合は住所を有しなくともその区域内で主として農業又は林業を営んでいれば差し支えない。)がそれぞれの区域内の住所を有する被害農林漁業者の1割以上である区域のうち、知事が農林水産大臣の承認を受けて指定告示した区域である。

(ヘ)償還方法は元金均等償還

ロ 事 業 資 金

(イ)融資機関は、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は金融機関

(ロ)資金の用途は、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金

(ハ)貸付限度額は次のとおりである。

区 分		天 災 融 資 法 適 用	激 甚 災 害 法 適 用
単	協	2, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 万円
連	合 会	5, 0 0 0 万円	7, 5 0 0 万円

(二)償還期間は3年以内

(ホ)貸付利率は年6.5%以内

(ヘ)償還方法は元金均等償還

⑤ 利子補給及び損失補償

融資機関は、市町村又は県との間に利子補給、及び損失補償契約により定められた融資枠の範囲内で融資を決定する。

⑥ 国庫補助

国は県又は市町村が行った利子補給および損失補償について、その経費につき県に補助を行う。利子補給に関する補助率及び負担率は、次のとおりである。

(平成11年9月13日から同月25日までの間の豪雨及び暴風雨の場合)

	末端利率	利子補給率	うち地方公共団体負担率	うち国庫補助率
3 %以内資金	年2.00%	1.25%	年 0.4375%	年0.8125%
5.5%以内資金	2.00	1.25	0.625	0.625
6.5%以内資金	2.00	1.25	0.625	0.625

1. 地方公共団体負担率は県市町村で35/100から50/100である。

2. 災害の都度利率が定められる。

損失補償に関する補助率及び負担率は次のとおりである。

損失補償率	県の補助率	国の補助率
融資総額の100分の50	市町村の損失補償額の 100分の80	融資総額の4分の1又は損失補償額の2分の1のどちらか低い額

(2) 日本政策金融公庫資金

農地、農業用施設を始めとして農林漁業施設等の災害復旧については、国の補助金が交付されるものもあるが、補助金では不足する場合又は補助金を受けない場合、融資による災害復旧の支援措置があり、この金融措置は日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより実施されるが、その概要は次のとおりである

① 原資は主に国の財政投融资資金である。

② 融資機関は日本政策金融公庫(貸付業務は、公庫が業務を委託した農協、地方銀行、信用金庫のほか、一部は公庫が直接行う。)である。



③ 業種別融資条件は次のとおりである。

(平成23年2月21日)

対 象 事 業	利 率	借 受 者	据置期間	償還期限
農地または牧野	年 0.75 ～1.6%	土地改良区、同連合、農業協同組合、同連 合会、農業者、5割法人・団体、農業振興 法人	10年以内	25年以内
造 林 (樹苗養成施設)	年 0.75 ～1.6%	森林組合、同連合会、農業協同組合、中小 企業等協同組合、林業者	20年以内 (5年以内)	30年以内 (15年以内)
林 道	年 0.75 ～1.6%	森林組合、同連合会、農業協同組合、中小 企業等協同組合、林業者	3年以内 〔7〕	20年以内 〔25〕
漁 港	年 0.75 ～1.6%	水産業協同組合、5割法人・団体	3年以内	20年以内
漁 船	年 0.75 ～0.95%	漁業協同組合、漁業者	2年以内	12年以内
共同利用施設	年 0.75 ～1.6%	農業協同組合、同連合会、農業共済組合、 同連合会、森林組合、同連合会、中小企業 等協同組合、水産業協同組合、土地改良区、 同連合、5割法人・団体、農林漁業振興法 人	3年以内	20年以内
主務大臣指定	年 0.75 ～1.6%	農林漁業者、農業協同組合、同連合会(果 樹の改植又は補植のみ)森林組合、同連合 会、水産業協同組合	3年以内 (果樹の改 植又は補 植10年)	15年以内 (果樹の改 植又は補 植25年)

(注)据置期間は償還期限の内枠である。

〔 〕書きは林業経営改善計画に基づいて行う事業

### (3) 農林漁業セーフティネット資金

施設災害復旧の資金については、前記の表のとおりであるが、一方、被害農業者の経営維持の資金対策としては天災融資法に基づく天災資金のほか、農林漁業セーフティネット資金がある。

その概要は、次のとおりである。

- ① 原資は主に国の財政投融资資金
- ② 融資機関は日本政策金融公庫(貸付業務は、公庫が業務を委託した農林中央金庫、農協県信連、地方銀行、信用金庫のほか、一部は公庫が直接行う。)
- ③ 借受資格者は被害農業者
- ④ 利率は年0.75～0.95%、償還方法は元利均等償還(H23.2.21現在)
- ⑤ 償還期限は10年以内(うち据置期間3年を含む。)
- ⑥ 貸付限度額個人300万円(特認：年間経営費の12分の3)

※平成23年からは600万円。

#### 4. 被災中小企業者に対する融資

##### (1) 一般災害の場合の対策

###### ① 政府系金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まずなによりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府系金融機関において、貸付限度の引上げ、貸付期間及び据置期間の延長等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

###### ② 小規模企業者等設備導入資金の償還免除

災害等のため、小規模企業者等設備導入資金の貸付等を受けて設置した設備が滅失した場合、経済産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

##### (2) 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

###### ① 信用保険の特例(12条)

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引上げ、保険料率を引き下げる保険の特例が適用される。

		一 般	災 害 特 例
限 度	普 通 保 険	20,000万円	別枠 20,000万円
	無担保 "	8,000万円	別枠 8,000万円
	特別小口 "	1,250万円	別枠 1,250万円
てん補率	普 通 保 険	70%	80%
	無担保 "	80%	80%
	特別小口 "	80%	80%
保険料率	普 通 保 険	年 0.15~1.59%	年 0.41%
	無担保 "	年 0.15~1.59%	年 0.29%
	特別小口 "	年 0.40%	年 0.19%

⑨ ① 激甚災害法14条(共同利用施設の災害復旧資金に対する補助)の規定は、34年伊勢湾災害のときの特別法により実施された前例をとり入れたものであるが、その後共同施設被害にさしたるものがなかった等の理由により適用されていない。

###### ② 政府系金融機関の低利融資

日本政策金融公庫は閣議決定により被災中小企業に対して特利を適用する。

参考 日本政策金融公庫の災害復旧貸付

区 分	日 本 政 策 金 融 公 庫	
	中小企業事業	国民生活事業
貸 付 限 度	<input type="checkbox"/> 別枠 1 億 5, 0 0 0 万円 <input type="checkbox"/> 別枠 7, 5 0 0 万円	<input type="checkbox"/> 別枠 3, 0 0 0 万円 <input type="checkbox"/> 別枠 1, 5 0 0 万円
貸 付 期 間	運 転 1 0 年以内 設 備 1 0 年以内	運 転 1 0 年以内 設 備 1 0 年以内
据 置 期 間	運 転 2 年以内 設 備 2 年以内	運 転 2 年以内 設 備 2 年以内
担 保	条件に合致した場合は担保特例あり	条件に合致した場合は担保特例あり
貸 付 利 率	基準利率（特別利率が適用される場合あり）	基準利率（特別利率が適用される場合あり）

（注）日本政策金融公庫の貸付対象は、日本政策金融公庫法第 2 条に定める中小企業者であって、指定災害により被害を受けたもの。

# 被害証明書

事業所名 \_\_\_\_\_  
事務所所在地 \_\_\_\_\_  
事業主名 \_\_\_\_\_  
事業種類 \_\_\_\_\_

被害年月日  
被害の名称  
被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 重要な事業用資産

資産名	被害状況
1	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
2	〃
3	〃
4	〃

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

## 特別被害証明書

事業所名 \_\_\_\_\_

事務所所在地 \_\_\_\_\_

事業主名 \_\_\_\_\_

事業種類 \_\_\_\_\_

被害年月日  
被害の名称  
被害状況

第1表

資産名	被害時の価額	損失額	取得価額	残存価額率
土地	円 ( m <sup>3</sup> )	円		
建物	円 ( m <sup>3</sup> )	円		
機械設備	円	円	円	注) 75% 30%
棚卸資産	円	円		
計	円	円		

注) どちらを採用したのか○印をつける。

第2表

	損失額		比
総収入比	円	総収入額 円	%
資産の価額比		資産の価額 円	%

注) 総収入額は税務統計等で確認するものとし、「資産の価額」は、第1表の「被害時の価額」の計の欄の価額とする。

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

## 第7 農林水産応急技術対策実施要領

### 1 農業

#### (1) 水害技術対策

##### ア 普通作

##### (ア)水稲

##### a 事前対策

##### (a)苗の健全化

一般に軟弱苗は水害に弱い。水管理や病虫害防除に注意して健苗の育成に努める。

##### (b)苗の保存

田植終了後も残り苗は当分の間保存しておく。

##### (c)種子の保存

7月上、中旬の水害に備えて早、中生種の種子は7月末位まで保存しておく。(極早生種は8月上旬まで)

##### b 事後対策

##### (a)苗代対策

##### ①排水

- ・葉先が少しでも水面にでれば被害は軽くなるから、揚水機などで早く退水を図る。
- ・葉に泥が付着した場合には、竹や手で水の引きぎわ、または退水後の葉の泥をふり落とす。
- ・排水を行う時に晴天高温が続く場合は、急に排水してしまうと苗がしおれて枯死する恐れがあるので、新鮮な水を少しずつ流し込みながら行う。
- ・苗代が泥土で埋没した場合には水の引きぎわ、または退水後に苗に付着した泥土を取り除く。徒長しているものもあるが案外減収が少ないからこれを利用できる。

##### ②病虫害防除

- ・冠水したら葉上の泥を洗ってすみやかに排水に努める。水温約20℃以下で冠水が長時間に及ぶと黄化萎縮病の感染が多くなるので、り病の恐れのある危険な苗は本田に植えないようにする。
- ・黄化萎縮病が発生した苗は、速やかに廃棄する。り病苗を畦畔に放置するとまん延のもととなる。
- ・冠水苗は、いもち病に対する抵抗力が減退するので、水田植付前に必ず薬剤散布を行うようにする。

##### (b)本田対策

冠水して相当被害が多いようでも、生葉が残存しているか、また、新根が発生しているものは回復しうる。回復する見通しで植え替えを要しないものは、そのまま普通の肥培管理を行なうが、特に次の事項に注意を払う。

##### ①排水

- ・冠水した本田は、冠水した苗代と同じ要領で極力排水に努め、清水との入れ替えを行う。

##### ②施肥

- ・退水後稲の回復を促すために、窒素肥料を施す場合には少量(10a当為り窒素1~2kg以内)に限る。
- ・軽度の土砂混入があった場合、流入土砂の肥沃度を考慮し量に応じて追肥の量を決定する。

##### ③除草

- ・田植直後冠水したもので、土壌処理用除草剤による除草が行えなかった場合は退水後、稲の回

復をまって使用するがノビエ等の葉齢が進んでいる場合は中・後期剤を用いる。

#### ④病虫害防除

冠水後には、病虫害が異常発生しやすいので、発生に十分注意をはらい適期防除を徹底する。

##### ・黄化萎縮病

田植後の早い時期に冠水した場合、水温が20℃以下で長時間に及ぶと本病の感染が著しいので常発する地域では薬剤による防除を行う。

##### ・いもち病

冠水後は稲体が衰退し葉いもちが激発する可能性があるので退水後稲体の回復をまってすみやかにいもち病防除薬剤を散布する。

##### ・アワヨトウ

洪水直後に局地的に大発生する傾向が強いので早期発見に努め機を失することなく防除する。特に老令虫に対しては薬剤の防除効果が劣るので、若令期の幼虫を対象に迅速な薬剤防除を実施する。

#### (イ) 麦

##### a 収穫・乾燥

・穂発芽の兆候が現れた麦(倒伏して水の中につかった麦)は降雨中でも早急に刈り取り、通風乾燥により含水率18%程度まで乾燥し、その後火力乾燥により仕上げ乾燥を行う。この場合、健全な麦とは別に収穫・乾燥を行い、全体の品質低下を防止する。

#### (ウ) 大豆

・浸水したほ場は速やかな排水に努め、湿害の防止を図る。

・畦が浸食され根群が露出しているほ場では、排水後土寄せを行い、根の伸長を促し生育の回復を図る。

#### イ いぐさ

収穫期に浸・冠水したいぐさ田は、できる限り排水に努めるとともに、茎に付着している泥を清水で洗い落とす。また品質の低下を防止するため、染土の使用量を20%増量して泥染めを行う。

#### ウ 茶

茶園内に泥水等が流れ込まないように排水溝をあらかじめ完備する。

#### エ 葉たばこ

大高畦と排水溝の完備およびポリエチレン畦面被覆等による生育促進を図るとともに、畦溝さらえを行う。

##### (ア) 事前対策

a 高畦とほ地周囲溝、ポリエチレン畦面被覆等による生育促進を図る。

##### (イ) 事後対策

a 動力噴霧器等で葉に付着した泥水や不純物を洗い流す。

b 二次障害(白化現象、枯上がりや病害誘発等)を少なくするため、可能な限り周囲溝や畦溝の手直しを実施する。

#### オ 果樹

##### (ア) 長雨・湿害対策

水田転換や平坦・凹地園では、過湿害が考えられるので以下の対策を講じる。

・集排水溝の整備

・明渠、暗渠による排水対策

- ・ 土壌物理性の改善
- ・ 土壌表面の乾燥促進
  - ・ マルチ高畦栽培

#### (イ) 集中豪雨対策

梅雨期や台風襲来に伴う集中豪雨による傾斜地果樹園の土壌流亡は、肥料分や腐植の流亡につながり、収量や品質の低下をきたすだけでなく、園地の土壌浸触や崩壊の危険があるので以下の対策を講じる。

- ・ 集排水溝の整備
- ・ 草生や敷わら(草)による土壌表面の被覆
- ・ 明渠、暗渠による排水対策

### カ 野菜

#### (ア) 長雨対策

##### a 一般管理作業

- (a) わずかな天候の回復時でも逃がさずに、病害防除・整枝作業・定植準備など少しずつでも適期作業に努める。
- (b) 暴雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水をさけ、草姿をみながら水管理を実施するとともに、地上部と地下部のバランスを考えた管理を行う。

##### b 露地野菜

- (a) 土壌伝染性病害が多発している圃場では、次回作への影響も考えられるので、発病株の早期処分に注意する。
- (b) 断続的な降雨による地下水位の変動で根群域の減少がみられるので、常に排水溝を整備し、早急に畦の乾燥を図り、根群域の拡大・回復を図る。マルチ栽培の場合は晴天時にマルチをまくり上げると乾燥が早い。
- (c) 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水をさけ、草姿をみながらの水管理を実施する。
- (d) 降雨による肥料の流亡があるので、草勢が低下している場合には追肥を実施するが、少量多回数施用を心がける。
- (e) 天候不順で防除が手遅れになっている場合は、雨の合間をぬって農薬散布を行う。
- (f) 播種直後、移植・定植直後のもので、その後に発芽不良、生育停滞を生じている場合は、播き直しや植直しも考える。その際は、降雨による肥料の流亡があるので追肥等施肥体系を考慮するとともに、播種適期を十分検討する。

##### c 施設野菜

- (a) 圃場の排水対策を徹底し、灌水は必要最少限にとどめる。
- (b) 晴天時は、サイドをなるべく大きく早くあけ、採光・除湿に努める。
- (c) 草勢が低下しているので追肥を行うが、葉面散布は天候の回復を待って行うとともに、液肥は畦が乾燥した状態で施用する。追肥等は、少量多回数施用を心がけ、液肥は低濃度で行う。
- (d) 整枝を行う場合は、極端な強整枝は避け、作業は傷口からの病害侵入を阻止するため天候の回復を待って行う。
- (e) 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水はさけ、草姿をみながら、地上部と地下部のバランスを考えた水管理を行う。



#### d 病害対策

- (a) ハウスでは、排水に努め、換気を図り、施設内が過湿にならないようにする。また、通風、採光を良くし、発病した茎葉、果実は速やかに除去する。
- (b) 病害が多発してからの防除は困難になるので、予防防除を重点的に行うが、薬剤散布の濃度は、作物が軟弱徒長気味に経過しているなので、薬剤使用濃度範囲の低濃度で散布する。特に、晴天時の散布はハウス内が高温にならないように、換気を十分に行うなど薬害防止対策に努める。
- (c) 防除薬剤及び方法等については、県または地域の防除基準に従う。

##### (イ) 冠水・浸水対策

##### a ほ場の排水

排水溝や畝溝をさらえて、ほ場内の水をできるだけ早急にほ場外に出す。ほ場外が高水位になった場合は、周囲に土手を築き、適当な場所に集水して、ポンプアップにより排水する。

冠水・浸水したほ場は、土壌水分が著しく多くなっているなので、この状態で地温が上昇すると根傷みが激しくなる。明渠等の施工や、マルチを一時的にはぐなどして排水やほ場の乾燥に努める。

##### b 病虫害防除

雨が上がったらできるだけ早く、泥水等で汚れた作物の洗浄を兼ねて薬剤散布を行い、病気の発生及び蔓延を防ぐ。

日照不足等で草勢が低下しているなので、薬剤散布を実施するときは、草勢の回復や維持のため葉面散布剤を低い濃度で併用する。

##### c 中耕、追肥、培土

排水後1～2日を経て土壌状態が良くなったら、早急に少量の追肥を行い、土壌水分が適当になったら中耕、培土を行い、草勢の回復に努める。

##### [参考] 冠水害抵抗力

冠水害は地下部ばかりでなく、地上部も水中に浸る結果として起こる障害であり、野菜の種類によってその抵抗力は異なる。

- ・5日間の冠水に耐えたもの サトイモ、ヤマイモ、シソなど
- ・2～3日の冠水に耐えたもの ラッカセイ、ニラなど
- ・2目の冠水に耐えたもの ネギ、ラッキョウ、ショウガなど
- ・1日の冠水に耐えたもの ダイズ、ゴボウ、ナス、セルリーなど
- ・7～8時間以上の冠水で被害の著しいもの インゲン、ホウレンソウ、スイカ、メロン、カボチャ、タマネギ、キュウリ、キャベツ、トマト、イチゴなど

#### キ 花き

##### (ア)排水

ほ場の水の停滞を防ぎ、排水をすみやかに行うため、排水溝、畝溝の土砂あげを行う。排水溝による排水ができない場合は、揚水ポンプによる排水を行う。

##### (イ)茎葉の洗浄

泥水が浸、冠水した場合、茎葉に付着した泥土は、乾燥したあとでは洗浄しにくいため、排水と同時に洗浄する。

##### (ウ)土壌水分調整

土壌が過湿状態であるので、マルチをたぐり上げるなど乾燥を促す。

## (エ)病害防除

病害の誘発、まん延を防止するため、薬剤散布を行う。

## (オ)中耕、追肥、土寄せ

土壌浸食と固化、根の露出、肥料の流亡がみられるので、ほ場の乾燥を待って、根の発達と草勢の回復を促すため中耕、追肥、土寄せを行う。

## (カ)切花の選別

選別を厳密に行い花腐れ、葉の黄化(むれ)のないものを出荷する。できるだけ・水あげの良否を判定したのち出荷する。

## (キ)遮光

復旧後しおれの著しい場合は、遮光して根の活力回復を待つ。

## (ク)ほ場の復旧

土砂の排除、客土、決壊の部分の補修を早急に実施する。

## ク 畜産

### (ア)畜舎

- ・水害または長雨によって畜舎内は高温多湿、飼料等の腐敗、排泄物等の悪臭等により環境が悪化し、家畜疾病、公害等の要因となるので、飼槽の清掃、敷料交換、通気を十分に行う。
- ・周辺の排水に努め、雨水の侵入防止を図り畜舎の清掃に努める。運動場は排水を促し、乾土化を図り、晴天、日照を利用して家畜を舎外に出す環境を作る。

### (イ)堆肥舎

- ・堆厩肥処理場への冠水・雨水侵入は、悪臭、害虫発生等大きな要因となるので、ビニールによる被覆を行う。
- ・排水溝を整備し晴天を利用して堆厩肥の切返し、ほ場への散布も併せて行う。

### (ウ)飼料

- ・発酵またはカビの発生した飼料の給与には特に注意すること。
- ・貯蔵飼料施設等への浸水の場合は、排水促進と乾燥・通風を促し、飼料の発酵、カビの発生を防止する。
- ・長雨、水害によって被害を受けた飼料作物についてはほ場の排水に努め、追肥を行って生育の促進を図る。倒伏または長期の水没により再生の見込みのないものは、早期に刈り取り給与・サイレージとし、水分の多いものについては、稲わら等で水分調整を行いサイレージ化する。

## 2 干害技術対策

### ア 普通作

#### (ア)水稻

- ・干ばつにより田植が遅れる場合は、硫安を3.3㎡当たり20g位追肥し・苗の老化を防ぐ。また、乳苗等短期苗育成により予備苗を準備し、用水が確保できたら早めに移植する。
- ・田植の遅れが予想される地帯では、箱育苗の場合1箱当たり乾燥種子で100g以内の中苗を準備する。
- ・苗の活着後は一時に多量の水を用いず、時々地面に走らせて、白乾亀裂を防ぐ。
- ・出穂前12日頃と出穂、開花期には万難を排してかん水に努力する。

#### (イ)陸稻その他

- ・地面からの蒸発を少なくするため、畦間の表土を浅くかき、株間には土入れし、敷わら、敷草を行う。敷わらは10a当たり400kg、敷草は10a当たり1トン程度でよい。

## イ いぐさ

用水の確保が不可能な地域では、走り水程度にとどめ、収穫前の落水はできるだけ遅らせる。

## ウ 茶

畦間に敷草を施す(10a当たり1,000kg以上)。幼木園では、成木園より間伐の影響を受けやすいので、なるべくかん水することに心がけ株元を重点に敷草を行う。

## エ 葉たばこ

ポリエチレン畦面被覆を行う。特にひどいときは、用水を確保し、夜間の流水かん水を行う。

## オ 果樹

### (ア)共通事項

#### a かん水

- ・かん水量は、地形や土壌条件により多少異なるが5~7日置きに10~20ミリ(10~20t/10a)のかん水を行う(一日当たり2~3ミリ)。
- ・水源が少なく、かん水が十分出来ない園では、園地の全面にかん水するより、局部(根域の30%)にかん水を行うことが重要で、一樹に2~3個の穴を掘り、そこに50~100リットルまとめてかん水し、土や稲わらをかぶせる。
- ・点滴かん水を10a当たり5t程度、5日毎に行う。

#### b 水源の確保

- ・かん水に用いる水の確保は、干ばつが激しくなるにしたがい農家や作物間で取水が競合し水問題が発生する。そのため、地域全体の用水計画を市町村、農協、集落等で調整を十分行う必要がある。

#### c 水質

- ・水源の水質については、事前に塩類濃度やECを測定し、かん水用水としての適正を調べておく必要がある。とくに海水が侵入しやすい河川の水を用いる場合は、塩分濃度が濃くなると塩害が発生する。
- ・果樹のかん水用水の水質としては、塩素0.02%以下(EC1.00ms/cm以下)で、海岸に近い水源では、海水の干満により塩分濃度が異なるので注意する。

#### d 敷わら等地表面管理の徹底

- ・草生栽培園では、樹と雑草とが水分を競合し、土壌乾燥がさらに激しくなり、影響が大きくなるので、除草刈り等により雑草の除去を行う。
- ・裸地栽培では、地表面からの水分蒸発が多くなり保水性も低い。そのため、敷草、敷わら等を行う。

第1表 土壌管理法のちがいと降雨からPF2.7になるまでの日数

調査部位 区	根元から50cm				根元から100cm				根元から180cm				
	深さ	20	40	60	80	20	40	60	80	20	40	60	80
裸地区		15	18	22	25	11	14	24	25	9	24	31	31
敷わら区		(3?)	32	32	26	33	33	33	33	33	30	29	30
草生区		14	(??)	21	28	9	16	22	26	11	16	22	24
草生刈取区		11	14	17	15	(10)	11	22	25	7	12	26	30

注：?及び( )を付けたものは、資料が古く不明瞭な数値

※ 敷わら区の土壌乾燥防止効果はもっとも高く、水の消費量はほかの区に比べ約1/2である。

※ 草生区と裸地区では、深層の乾燥が草生区で早い。草生刈取区は、草生との差はなかった。

※ このことから、干ばつ時の敷わらによる保水効果は高く、また、雑草が根から水分を吸収しないよう、除草剤等で根まで枯らす方が保水性は良い。

e マルチ資材の利用

- ・かん水した水の地表からの蒸発を防ぐため、十分なかん水(20~30t/10a)を行ったあとシルバーシートで被覆し、シートの周りに土をのせておくと、かん水効果を長く保てる。

f 病虫害対策

- ・乾燥年には、ハダニやスリップス類など害虫の発生が多くなるので、発生予察を十分行い、初期防除に努める。

(イ)カンキツ

a 摘果.

- ・干ばつになると、果実肥大が悪くなり小玉果が多くなるので、摘果を強めに行い大果の生産に努めることが大切である。

b 日焼け対策

- ・強い日射により日焼け果が多くなるので、果実の陽光面にガムテープなどの日焼け防止資材を張り付け、日除けを行う。
- ・日焼け果は、結果枝が太く上向きの果実ほど発生しやすい。摘果の際には、このような上向き果は優先的に摘果し、葉に覆われるような果実を残す。
- ・高接ぎ直後の樹では、幹に直射日光が当たり日焼けが発生しやすい。そのため、ホワイトンペーシートなど日焼け防止剤の塗布を行ったり、台芽を2~3葉で摘心し葉で幹部を保護する。

(ウ)落葉果樹

a 袋掛け

- ・カキ、キウイでは、裂果や日焼け果の発生が多くなるので、日当たりの良好な部分の果実には袋掛けを行うと防止効果が高い。

b 適期収穫

- ・干ばつ条件下の果実成熟は、高温や多日照により促進され、着色と果肉成熟が合わず過熟果になりやすい。そのため、収穫は品質本位に、適期に行うことに心掛ける。
- ・果実の収穫は、果実温度の低い午前中行う。収穫果実は、涼しい室内で選別・収穫調整を行い高温による品質低下に注意する。

c 施肥

- ・収穫を終えた園でのお礼肥の施用は、施肥後に十分かん水出来る園のみ実施し、かん水出来ない園では、降雨を待って行う。

カ 野菜

(ア) マルチングの利用

土面からの水分蒸発を抑えるために、作物・栽培型に応じたマルチング(マルチングフィルム、敷わら、敷草等)を利用し、土壌水分の保持と毛管水の上昇を図る。高温時のフィルムによるマルチングは、地温の過上昇による根傷みがあるので、フィルムの種類を選択するとともに、敷わら等の併用も考慮する必要がある。

(イ) 水の効率的利用

少ない水をより効率的に利用するために、灌水は地温の下がった時間帯(夕方～夜)に行う。

その他、効率的な灌水方法(点滴灌水等)、土壌条件や作物の種類・生育ステージに合った灌水方法等を選択する。

(ウ) 播種・定植関係

土壌水分不足は、発芽不能、発芽不揃い、活着不良、生育不揃い等につながるため、これから播種定植作業にかかる場合は、降雨を待って耕起、作畦、播種、定植作業を行う。(耕起、作畦の直後は土壌水分が多いので午後に作業を行う)。播種・定植したあとは、切りわら、寒冷紗等で被覆するなど十分な対策を施し、土壌水分の保持に努める。特に、播種した後は鎮圧し、毛管現象による水分の上昇を図る。

老化苗は品質・収量にマイナスとなるため、追肥を行うか、セル苗等では大きな鉢に移植する。限界を過ぎた苗は播直しをする等、代替作物の手配を早急に行う。

(エ) 追肥等

追肥は用水が確保できてから行い、乾燥時の追肥は避ける。

(オ) 病虫害、生理障害等

特定の病虫害(ダニ、ハスモンヨトウ、オオタバコガ等)、生理障害(石灰欠乏等)が発生しやすくなるため、予防、葉面散布など適当な処置を行う。

(カ) 蒸散抑制

作物や土面からの水分蒸発を避けるために、寒冷紗等による被覆を行い、必要な場合は葉水や蒸散抑制剤等の散布も行う。

(キ) 湿度保持

ウリ類では、湿度不足が生育・品質に悪影響を及ぼすため適正湿度確保に努める。

(ク) 干ばつに耐える土づくり

地下水位の高低等の条件を除けば、有機物が多い圃場ほど、水分の保持能力は高くなる。深耕と有機物の投入により、根圏域を広くして干ばつに耐えうるような土づくりに努める。

キ 花き

(ア) 事前対策

- ・深耕、完熟堆肥の投入等土作りにより、土壌の保水性を改善しておく。

(イ) 事後対策

a かん水

- ・用水の確保に努めるとともに、用水配分を考え、計画的なかん水を行う。
- ・かん水は昼間行くと水温の上昇による根の障害などがあるため、気温と地温の下がった早朝や

夜間に行う。

- ・1回のかん水量は、施設で5～10mm、露地では10～20mmである。
- ・花芽分化期の干害は、品質を著しく低下させるので、努めてかん水を行う。

b 土壌管理

- ・除草、敷わら、敷草、プラスチックマルチ等を行い、土壌面蒸発を抑制、防止する。  
資材の確保が困難な場合は、浅い中耕を行う。

c 害虫防除

- ・アブラムシ、ハダニ類等の害虫が発生しやすいので、その発生に十分注意し、適期防除を励行する。

d 整枝、摘蕾

- ・適期に行い、弱小枝などの無駄枝は早期に切除し、樹勢維持に努める。

e 施肥

- ・追肥は用水を確保した後行い、乾燥時は避ける。

f 播種、移植、定植、せん定

- ・これらの作業は、用水を確保した後行い、真昼を避けて行う。また、遮光資材等を利用し、活着、発芽促進に努める。

g 施設管理

- ・施設内では、遮光と換気により、適切な温度管理を行う。

ク 畜産

(ア) 畜舎

暑熱による被害の防止にあたっては、飼養形態・飼養規模等を考慮しつつ、特に以下の事項に配慮する。

a 飼養管理

飼養密度を緩和し、敷料交換を早めに行う。

b 暑熱対策

暑熱期の通風に留意した畜舎設計とするとともに、換気扇による換気、送風の強化、日除け、屋根裏への断熱材の利用を行う。

c 飼料給与

し好性、養分含量の高い飼料の給与と新鮮な冷水の給水を行う。

(イ) 飼料作物

a 品種

土壌条件等によって、干ばつの影響が大きく現れる地域においては、耐干性の優れた草種・品種を選定するとともに、土壌の保水力を向上させるため有機物の適正利用を心がける。

b 草地

草地については、過放牧、過度の刈り込みを避け、貯蔵養分の消耗を軽減して草勢の維持を確保する。

c 収穫

長大作物等で収穫期が近い場合は、生産コストに配慮しつつかん水に努め、かん水が困難な所での収穫適期に近いもの及び回復が困難と判断されるものにあつては早期に収穫を行い、品質低下の防止に努める。

### 3 風害技術対策

#### ア 普通作

##### (ア)水稲

###### a 事前対策

- ・常習風害地帯では、あらかじめ早期栽培によって被害を回避するか、または出穂期の異なった品種を組合せて栽培し、台風の影響を分散する。
- ・応急対策として、深水管理により稲の支持力を高める。  
成熟期に達しているほ場では早めに収穫する。

###### b 事後対策

- ・生育初期の風害では、できるだけ早く回復するように追肥を行なう。
- ・強風後の稲は、水分の吸収が盛んになるので、田に水が切れないようにする。
- ・倒伏した場合、成熟期に近づいていれば早めに収穫する。適期までに間があるときは、倒伏の状態、程度、稲の成熟程度、水田の状態、その後の天候などを考慮して、穂発芽しないように引き起こしたり間断かん水を行う。また、排水不良田或いは雨の多いときは、田面についた穂は、穂発芽をするので、穂が地につかないように、下の穂の茎葉の上にあげてやるとよい。
- ・倒伏により穂発芽したほ場では、収穫・乾燥・調製を別処理し全体の品質低下を防止する。
- ・降雨を伴った風害により、葉に裂傷を生じると、白葉枯病が大発生する可能性があるため、天候が安定しだい薬剤散布を行う。

##### (イ)大豆

- ・倒伏したほ場では、引き起こして培土を行う。
- ・病虫害の発生やまん延を防止するため、適期防除に努める。特に葉焼病の発生が予想されるので、防除を徹底する。

#### イ 養蚕

##### (ア)桑園

- ・風を受けると、桑は一般に条先端の成長点の損傷が大きく、用桑は極端な硬桑か、或いは再発芽の軟葉しか得られない場合が多い。また、桑葉の損傷もひどいため萎凋が早く、一般の硬軟葉以上に葉質は低下する。したがって、採桑、貯桑に当たっては極力葉質の保安に努める。
- ・採桑は早期に行い、貯桑は冷温な場所を選び、軽く水を噴霧して濡れた布で被覆する。  
この場合1目以上の貯桑はさけるようにする。

##### (イ)飼育

- ・壮蚕飼育においては、萎凋防止、或いは水分補給、補桑等が必要である。

#### ウ いぐさ

いぐさに、雨滴のないことを確かめてから、倒伏防止網のたわみやゆるみを補正する。

また必要に応じて補助杭を打つ。茎の損傷に応じ殺菌剤を散布する。また、全面的にいぐさが網から脱落した場合は、収穫時期を早める。

#### エ 茶

樹高の高い幼木園などで株元に大きくロート状の穴ができた場合は、直ちに埋めもどす。

風害後殺菌剤散布(病害予防)、防風林及び防風垣・防風ネットの事前設置。

#### オ 葉たばこ

防風垣(ネット)の設置及び在来種においては倒伏対策を行う。

## カ 果樹

### (ア)カンキツ

#### a 恒久的な対策

##### (a) 防風林(帯)

###### ①防風林設置の注意点

- ・強風、潮風の害を受けるおそれがある地域では、地域全体で、防風林(帯)を計画的に設置することが必要である。この場合、土地の利用率の低下、カンキツとの養水分の競合、日照不足等に配慮し、最適密閉度は70%前後とし最低50%を確保するようにする。

###### ②防風林に適する樹種

###### ・サンゴジュ

土壌水分の多い肥沃な土地では、生育は旺盛。枝葉が密生して再生力も旺盛で刈り込みにも強い。強風や潮風にも強いうえに防風効果も大きい。温州萎縮ウイルスに病しやすい。

###### ・メラノキシロンアカシア

生育が早く、促成の防風林用樹種として好ましい。

ただ寒害や強風にやや弱い。

###### ・マサキ

潮風に強いが、樹高が大きくなり、根が細く柔らかいので倒れやすい。

###### ・ウバメガシ

潮風に強く、乾燥にも強いが、根元からの分岐が多く、生育初期には徒長気味になるので支柱が必要。

###### ・ツバキ

潮風に強い耐性があるが、生育が遅い欠点がある。

##### (b) 防風垣

###### ①防風垣の条件

- ・深根性で根が強く、倒伏しにくいこと。
- ・枝梢が強くて、折れたり裂けたりしにくいもの。
- ・成長が早く枝梢の再生力が強いもの。
- ・常緑樹で防風効果の大きいもの。
- ・横根が張らず、カンキツとの養水分の競合の少ないもの。
- ・下枝が枯れ上がらないもの。
- ・潮風害、寒害、干害等に強いもの。
- ・カンキツ類と共通の病害虫のないもの。

###### ②防風垣に適する樹種

###### ・イヌマキ

カンキツ園における代表的な防風樹種であり、風に強く倒伏しにくい。枝梢が強くて再生力もあり、潮風害、寒害、干害にも強いうえに、根の広がり小さく、カンキツとの養水分の競合も起こりにくい等の長所を備えている。しかし、初期生育が遅く、チャノキイロアザミウマの発生源となるなどの欠点もある。

###### ・スギ

生育が早く、再生力もあって防風垣としては管理しやすいが、乾燥や潮風に弱い欠点がある。



- ・ヒノキ

スギよりも乾燥に強い。しかし、潮風に強いとはいえず、カメムシ類の発生源となることなどの欠点もある。

- ・その他

イスノキやサンゴジュ、ネズミモチ、ハマヒサカキ等の樹種が利用されている。

- (c) 品種の選定

強風害は、一般に幼木や若木が受けやすい。しっかりした支柱が設置されていない場合あるいは設置されていても結束が不完全な場合、樹冠全体は揺れ、緩んだ地際に空洞ができて倒伏する。高糖系ウンシュウも、枝の分岐角度が狭く、生育が旺盛で枝梢が繁茂しやすいため、強風に対する耐性が弱く、枝が裂けたり折損しやすい。また、不知火等も分岐角度が狭く同様に折れるだけでなく、果実が落果しやすい。レモンやユズ等のようにトゲの多い種類は、風に揺られることによって傷果が生じやすい。

カンキツの潮風に対する抵抗力は、樹勢や樹齢によっても差があるが、過去の調査を含めて総合的に判断すると、ネーブルオレンジをはじめとするオレンジ類、ナツダイダイ及びレモンが最も弱く、ハッサク、ブント類はそれに次ぎ、イヨカンやキンカン等はやや強く、ウンシュウミカンは強いと考えられる。

- b 事前対策

- (a) 枝折れ及び倒伏の防止

幼木や若木は倒伏しやすく、は接木部から裂けやすいので、しっかりした支柱を立てて誘引し、結束を厳重に行う。

- (b) 病害の予防

かいよう病に弱いオレンジ類や中晩生カンキツ類(ナツダイダイ等)は、予防のために炭酸カルシウム加用銅水和剤(商品名:コサイドボルドー、Zボルドー)等の薬剤散布を事前に行う。

- (c) 簡易貯蔵庫及びハウス等施設の補強

簡易貯蔵庫やハウス等では、強風に対しての補強が必要である。ビニールハウスではビニールがゆるんだり、穴があいてると、強風にあおられ大きな被害を受けやすいので、特に補強が必要である。風が吹き込むような事態に対しては、風下側のビニールを破るなどの応急処置も時には必要となる。

- (d) 収穫

風の強さにもよるが、極早生ウンシュウやハウスミカン等で熟期に達しているものは収穫を急ぐことが大切である。

- c 事後対策

- (a) 折れ枝、裂け枝及び倒伏樹等の処理

幼木や若木などで根本がゆさぶられた樹は、根本に土を盛り、安定させるために踏みつける。倒伏した樹はできるだけ早く起こし、支柱を添えて固定する。その際、根が地上に出た樹では、穴を掘って、折れた部分をていねいに切り返した後、根部を元通りに納め、土を入れ、支柱に結束して樹を固定する。

枝折れした場合は、枝を切り落として傷口に癒合促進剤を塗布して枝の枯れ込みから保護する。枝が避けても雨台風の場合、軽傷であれば被害を受けて2日程度たってからの処置でも癒合するし、かなり太枝であっても回復する可能性は高い。重傷の場合は、折れた枝をていねいに切除し、残った傷口を滑らかに削って、の癒合促進剤を塗布する。

## (b) 被害樹の処置方法

### ①被害程度別処理方法

#### ○葉・果実が褐変枯死し、落下もせずについている樹

- ・この状態の樹の被害が最も甚大で、太枝が黒変するような場合は枯死する可能性が高いので改植を考える必要がある。

#### ○全葉・全果が落下した樹

- ・夏秋梢が発生したならば、液肥を葉面散布して、新葉の緑化を促す。ミカンハモグリガやハマキムシの発生に注意する。
- ・潮風害によって枝先から枯れ込みが発生しても、更に被害を大きくしないためには、剪定を行わない。このような被害の場合、細根が弱ったり、枯死していることが多いので、施肥は当面行わない方がよい。
- ・葉がなくなると樹冠下の土壌が乾燥しやすいのでかん水と敷わらを実行する。
- ・落下した果実は地中に埋めるか、園外に持ち出し処分する。
- ・秋枝の防寒に特に注意する。被害が甚だしい場合には改植を考える。
- ・衰弱した樹ではミカンナガタマムシの発生に注意する。
- ・幹や主枝、亜主枝等の太い枝は、日焼け防止のためにわらや新聞紙等を巻く。
- ・地域によって異なるが、9月下旬以降に被害を受け、秋芽が発生した場合には樹体が消耗するうえに秋枝として充実しないので冬期に枯死する可能性が高い。  
秋芽が多発した場合には、ごく小さいうちに摘除した方がよいと考えられる。

#### ○全葉が落葉し、果実が残った樹

##### ・9月上旬までに被害を受けた場合

全摘果し、上記の全葉・全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。

##### ・9月上旬以降に被害を受けた場合

全果を残し、秋芽の発生がなくなる頃以降に摘果する。(岩崎(1961)の調査では9月26日の被害樹で全果を残した方が枝の枯れ込みが少ないと述べている)。この処理法のプラス面は、秋芽の発生を抑制し、樹体の消耗を少なくするために比較的冬期の寒害にも強くなり、また春芽の発生も全摘果樹より多く・更に、根の腐敗の進行は少なくなることにある。マイナス面は、摘果時期が遅れると樹の着果負担が大きくなることである。

##### ・10月20日以降に被害を受けた場合

全摘果し、全葉と全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。(小笠原(1971)の試験では10月15日の被害樹で10月26日に全摘果を行った場合には樹勢の回復が早かったという結果が出ている)。この処理法のプラス面は、摘果することによって樹の負担を軽減できることである。なお、潮風に弱いナツダイダイは、枯れ枝が発生しやすく、癒合も悪いので、しばらくは摘果せずに残した方がよい。マイナス面としては、秋芽が多く発生した場合に樹体が消耗し、冬期の寒害を受けやすくなることが考えられる。

#### ○葉が1/3程度残り、枝先に果実が付いている樹

##### ・9月上旬までに被害を受けた場合

全摘果し、全葉と全果が落下した樹とほぼ同様に対応する。

##### ・9月上旬以降に被害を受けた場合

果実は摘果せず、残った葉を大切に、冬期に落葉しないように防寒に努める。

- ・秋枝の多発による樹体の養分消費を避けるため、秋枝の発生がなくなる時期になったら摘果す

る。

#### ②かん水と敷わら

- ・落葉が甚だしい場合には、樹冠下まで光が入るため、土壌が乾燥して干害や根腐れを起こしやすい。なお、台風後は天気が良くなり、土壌が乾燥することが多いので、かん水を適宜行い、乾燥防止のため敷わら、敷草等を行って根の保護に努める。

#### ③枝幹の日焼け防止

- ・カンキツ枝幹は、落葉が甚だしいと日射のため樹体温が異常に高まり、日焼け症が発生しやすい。特に、葉のない樹は樹液の流動が少なくなるため冬期においても日焼けを起こすことがあるので、主枝や亜主枝の上部には白塗剤(商品名:ホワイトペースト等)を塗布するか、新聞紙、わらなどを巻いて日焼けを防止する。

#### ④病虫害対策

- ・かいよう病に弱いオレンジ類や中晩生カンキツ類(ナツダイダイ)は、被害がかかるくても、直ちに防除のために銅水和剤等の散布を行う。ただし、潮風害を受けた場合は、2日目頃から落葉が始まり、7日目頃がピークとなり、場合によっては被害後20日目まで落葉が続く。したがって、秋期の石灰硫黄合剤などのアルカリ性の強い薬剤やマシン油乳剤等の使用は薬害発生の恐れがあるため、散布しないほうが安全である。

また、落葉程度の軽い園においてもマシン油乳剤は春先に散布するのが好ましい。

- ・収穫が見込まれる園では、傷果が多いので腐敗防止のために防腐剤の散布を行う。
- ・害虫については、カメムシ発生に注意する。
- ・中晩生カンキツ類で、発芽前のかいよう病防除にボルドー液を使用する場合は、マシン油乳剤との近接散布はしない方が安全である。

#### ⑤施肥

- ・全部落葉し、樹勢も弱く根腐れが心配される樹では、秋肥は施用せず、翌春の樹の状態を観察してから追肥を行うのが良い。また、発芽から展葉までの栄養は旧葉に依存しているので、旧葉のない被害樹では、発芽後に液肥を葉面散布する必要がある。
- ・全部落葉しているが、樹勢が強い樹では、秋肥は施用せず、春の発芽を見てから基準の半量程度を分施する方法が好ましい。
- ・被害が中程度(50%程度落葉)で、樹勢も弱く根腐れが心配される樹では、秋肥は施用せず、春肥は翌春の状態を観察してから追肥として施用するが、発芽後、状況によっては液肥の葉面散布をすることも効果的である。
- ・被害が中程度(50%程度落葉)で、樹勢も強く根腐れの心配がない樹では、秋肥の施用は半量としてそれを分施する。春肥は基準どおり施用する。
- ・被害が軽程度(30%程度落葉)で、樹勢が極端に弱っていない樹では、基準どおり施用する。

#### ⑥マルチ樹の対策

- ・全葉と全果が落下した樹では、かん水を行って秋枝の発生を促し、根の活性を高める。また、防寒と敷わらを行い根を保護する。
- ・葉が1/3程度残り、果実が付いている樹では、マルチを再度敷いて土壌を乾燥状態に保ち、秋枝の発生を抑える。11月に入ってからマルチを除去し、根の活性化を図る。雨が進入した場合には裂果が多発するが、裂果した果実を摘除すると更に裂果が広がるため、腐敗しない限り摘除しない。
- ・被害が軽く収穫が見込まれる園地において、マルチ等が風で吹き飛ばされ、降雨によってマル

チ効果がなくなった場合、土壌の乾きを待ってから、マルチ等を早急に元の状態に復元する。

#### ⑦防寒

##### ・寒風害

カンキツ類は、低温で、強い季節風に長時間さらされると落葉を起こしやすい。

台風の被害を受けた樹では、秋枝が発生し、旧葉の着生数が少ないので、防寒に努め樹体を保護する必要がある。防風垣が被害を受けている場合は、防風網等の設置が必要となる。防寒には、寒冷紗や不織布(商品名:サニーセブン)等の資材を使用する。

##### ・樹体の凍害

凍害は、樹体温が、カンキツが持つ耐凍性の限界を下回ったとき、細胞内や細胞間隙が凍結することによって起きるものとされている。

カンキツの耐凍性は、生育の時期によって異なり、樹体の生理的活性の高い時期が最も弱い。落葉したため遅くまで秋芽が発芽した樹では、栄養的に消耗状態にあるうえ、耐凍性も十分に獲得していないので、被害を受ける可能性が高いと考えられる。

防寒対策には、被覆法、結束法、燃焼法など比較的实施しやすい方法のほかに送風法、散水氷結法、煙霧法等の方法があるが、被害程度や対象品種、低温の程度等によって最も適した方法を実施する。なお、防風垣については、寒気流が停滞して、被害を受けないように、垣根の裾を切除し、通風を図るなど注意して管理する。

#### (c) 剪定

##### ①被害が甚だしい樹

剪定を行わず、春芽が伸長して展葉、緑化してから枯れ枝のみ勇除する。

##### ②被害が中程度の樹

春芽の伸長や着蕾の状態を観察してから、摘蕾・摘花を行い、樹勢を回復させることに主眼をおき原則として剪定は行わない。

##### ③被害が軽い樹

被害前の管理もよく樹勢が良好と観察される場合は、着花を予想して通常の剪定を行う。樹勢が弱い樹は、剪定を軽めに行った方が無難で、それ以後は根の生育を促進するような土壌管理(例えば、有機質に富んだ土の施用等)が必要と思われる。

#### (d) 次年度の着果(結実)調節

##### ①被害の甚だしい樹

着花しても弱い花であるためほとんど落花すると考えられるが、着蕾・着花した場合は早期に摘除して樹勢の回復を図る。

##### ②被害が中程度の樹

着花・結実すると思われるので、摘果して結実量を少な目に抑えるように注意し、枝別全摘果を多めに配置する。

##### ③被害が軽い樹

着花・結実するので、樹勢に見合った結実量になるように摘果を行う。

#### (イ) ナシ

##### a 恒久的な対策

##### (a) 防風施設の設置

防風施設としては、防風林または、防風網の設置が考えられる。防風施設の高さの8~10倍の距離まで減風効果があるとされている。例えば、高さ4mの防風網であれば、高さの8倍とし

て32mの距離まで効果があることになる。

台風の風を対象にすると・南または西からの風が吹くので、防風施設は、果樹園の南側または西側に設置する必要がある。しかし、特に南側に設置すると、隣接した1～2列の樹は日陰になるので、特に南側に防風林を設置することには問題が残る。このため、南側は5～7mm目程度の防風網を設置する場合もある。防風網は、高さ4mとして、最大瞬間風速30m/sに耐える強度に設計する。

b 事前対策

(a) 収穫

収穫可能なものは、早めに収穫する。また、落果の傷を少なくするため、フルーツキーパー等で固定したり樹の下にネット(破風ネット)をつるす。

(b) 防風施設

防風施設には、直ちにネットを張る。なお、緩んでいるワイヤーは張り直し、ネットの破れているものや古くなっているものは、張り替える。また、棚面の上下振動を抑えるため、棚線をラセン杭等を用いて引き上げたり、直管パイプで棚面を補強する

c 事後対策

(a) 落果の処理

- ・品種ごとに分けて拾い集め・傷の程度によって選別する。その内、生食が可能な果実は速やかにできるだけ生果として販売することが望ましい。
- ・傷口がひどく・用途のない果実は園内に放置しないで、土中に埋めるふ、堆肥に混ぜて堆肥化を図る。放置すると腐敗して病害の発生源になるおそれがあるので処分する。

(b) 被害樹の処理

- ・大枝の折れたものは、切り取って更新した方が良い。切り口は滑らかにして、塗布剤を塗る。
- ・結果枝などが折れた場合は原則として切り取って更新する・更新枝を育てれば数年で回復する。切り口は滑らかに削り、塗布剤を処理する。

(c) 病虫害対策

- ・風による樹体、枝葉の損傷等、病原菌侵入の傷口が数多く発生し、病虫害発生の危険性が高まるため殺菌剤を散布する。

キ 野菜 事前対策

・施設野菜

(ア) 施設の補強

- a 単棟や連棟ハウスではビニル、防風ネットの被覆に伴いかなりの風圧を受けることになるので鋼管パイプや番線等で施設の補強を行う。
- b ビニル等で被覆されている場合(雨よけハウスを含む)はテープ、パイプ、杭、針金等の点検整備をし、必要に応じて交換、補強、締め直しをすると同時にハウスネットを使用して、ビニルの固定に努める。
- c 換気扇を設置しているハウスでは換気扇を動かし、ビニルの膨らみを防止し、ばたつきをなくす。但し、この場合、吸気口を用意しないとパイプが曲がるので注意する。また、停電の時は役に立たないので停電に備えて発電機を準備しておく。
- d 強風により骨材が危険になったときは、被覆物を除去し骨材の安全を考える。

(イ) 防風ネットの設置

育苗ハウス周囲には防風ネットまたは寒冷紗を張り減風を図り、作物の被害の低減に努める。

但し、周囲に防風ネットを設置する場合は相当な風圧を受けるので、支柱は強固なものにする。また、強風(風速約40m/s以上)の場合、施設ハウスの倒壊が予想される。このため風速が強い場合には、天井部の防風ネットをようすを見ながら除去する。

(ウ) 作物の固定

定植済みのトマト、ナス等では、支柱をしっかりと固定するとともに、作物を支柱に誘引固定し、株元が振動により傷まないようにする。またヒモ誘引の場合は、下に降ろし防風ネット、寒冷紗等で直接被覆して固定し損傷を少なくする。

(エ) マルチの固定

マルチを張っている場合は、風によりマルチがバタつき、作物を引き上げたり、茎葉の損傷をまねくため、風によりバタつかないようにしっかりと土等で固定する。

(オ) 圃場内外の排水対策

豪雨を伴う場合が多いので、圃場内外の排水溝を整備する。

(カ) 育苗床の管理

育苗期にあるものについては、圃場内外の排水対策を徹底するとともに、苗はトンネル状に寒冷紗等で被覆し、被覆物は固定する。この時、被覆物が作物を擦らないようにする。また、幼苗期のものは雨で根が洗われないようにする。移動可能なものは屋内に持ち込む。

・露地野菜

(ア) 土寄せを十分に行うとともに、台風襲来時には草丈の低いものはそのまま、高いものは倒した上に防風ネットや寒冷紗等を直接被覆して株を押さえて固定する。

播種直後または発芽始めの圃場では寒冷紗被覆等で保護し、セル成型苗や播き箱等移動可能なものは屋内に持ち込む。

(イ) 豪雨を伴う場合が多いので、圃場内外の排水溝を整備する。

事後対策（施設及び露地共通）

(ア) 栽培圃場(苗床、ハウス等)の現状復帰

- a 事前対策として、野菜に直接被覆したネット、寒冷紗等は、台風通過後降雨が止んだら「むれ」防止のため速やかに除去し、茎葉、圃場の乾燥を図る。
- b 果菜類で「つるおろし」をしたものは、早急に「つるあげ」を行う。
- c 台風通過後の晴天日には萎ちょうが見られることがあるが、いたずらな灌水を避け、草勢を見ながらの水管理(少量多回数灌水)を実施する。
- d 被害を受けたハウス等の施設は、今後の栽培のために早急に現状復帰を図り、ビニルの被覆を急ぐ。
- e 育苗期のものは、台風の風雨が去ったら光に当てる。

(イ) 病害対策

- a 苗床や栽培圃場では、風雨により茎葉の損傷が大きく泥土の付着があり、今後病害の多発(疫病、べと病、炭疽病、軟腐病、立枯病等)が考えられるので、適切な薬剤を予防散布し、茎葉に付着した泥は薬液で洗い流す。
- b 病害虫が発生してからの防除は困難になるので、予防防除を重点的に行う。
- c ハウス内の換気を図り、排水に努め、施設内が過湿にならないようにする。
- d 通風、採光を良くし、発病した茎葉、果実は速やかに除去する。
- e 薬剤散布の濃度は、野菜が傷んでいるので薬剤使用濃度領域の低濃度で散布し、特に晴天日の散布はハウス内が高温にならないように換気を十分に行うなど薬害防止対策が必要である。

f 防除薬剤及び方法等については、県または地域の防除基準に従う。

(ウ) 栽培管理

- a 曇雨天後の晴天日には萎ちょうがみられることがあるが、いたずらな灌水は避け草姿をみながら、地上部と地下部のバランスを考えて必要最小限にとどめる。
- b 多量降雨での肥料の流亡や草勢の低下がある場合には、追肥や葉面散布を実施するが、液肥は畦が乾燥した状態で施用し、追肥は少量多回数を原則として、一度に多量の施用はしない。
- c 整枝・摘葉を行う場合は、極端な強整枝は避け、作業は傷口からの病害侵入を阻止するため天候の回復を待って行う。
- d 事前対策でハウスを閉めきったままで高温になった場合は、急激な換気を避け、徐々に降温させるようにする。

(エ) 育苗中の苗

- a 納屋等で被害回避を行った苗は、台風通過後風雨がおさまったら育苗ハウスに戻す。
- b 育苗ハウス内で被害が発生した苗は、不良苗を除去し、十分な鉢間隔をとって採光・通風を良くすると共に、かん水は最小限にとどめて草勢の回復を図る。
- c 病害の多発（疫病、べと病、炭疽病、軟腐病、立枯病等）が考えられるので適切な農薬を予防散布する。

(オ) 被害が甚大な作物

- a 播き直しを行うか、代替作物を選定し早急に播種を行う。

《注意事項》

(オ) トマト黄化葉巻病対策

a 育苗中のトマト＜事前対策＞

- (a) 台風の接近によってはビニルを除去する可能性があるため、シルバーリーフコナジラミの防除を徹底し、生息密度を下げる。
- (b) 台風の被害が大きいことが予想される場合、鉢上げ前の播種箱のトマト苗は納屋等に移動する。鉢上げ後のトマト苗は、寒冷紗等で緩やかに覆い、寒冷紗の裾を押さえ強風による茎葉の被害を出来るだけ軽減する。
- (c) ビニル・防虫ネットはできるだけ展張しておくが、風が強くなり育苗ハウスが危険になったら除去する。

b 育苗中のトマト＜事後対策＞

- (a) ビニル・防虫ネットを除去した場合、早急に再度展張する。
- (b) 移動しておいたトマト苗は育苗ハウス内に運び込む。
- (c) 寒冷紗等の被覆を行ったトマト苗は、早急に被覆を除去する。
- (d) (a)～(c)の作業が終了したら、薬剤散布を行いシルバーリーフコナジラミの防除を行う。

c 栽培中のトマト＜事前対策＞

- (a) 薬剤散布を行いハウス内のコナジラミ類の生息密度を下げる。
- (b) ビニル・防虫ネットはできるだけ展張しておくが、風が強くなりハウスの倒壊が心配される場合は速やかに除去する。

d 栽培中のトマト＜事後対策＞

- (a) 台風通過後は早急に施設の現状復帰に努めると共に、薬剤散布を行いシルバーリーフコナジラミの防除を行う。

(カ) イチゴの対策

- a 炭疽病発病株は、早期に抜き取り適切な処分をしておく。また、事前、事後の防除を徹底して被害拡大防止に努める。
- b 苗は、寒冷紗等で被覆固定し、苗の飛散、風擦れ等を防止する。

(キ) 高設育苗ベンチの台風対策 <事前対策>

- a 苗を防風ネット等で被覆し軽く押さえるようにして高設ベンチにパッカーで固定した後、ハウスバンド等で軽く押さえる。育苗ベンチやシートは、風で飛ばされないように固定する。
- b 苗の移動が可能な場合は、風雨に対して安全な納屋等に移動させる。特に、親株として養生している苗は、炭疽病感染防止のために必ず納屋等に移動させる。

(ク) 高設育苗ベンチの台風対策 <事後対策>

- a 台風通過後は、早急に寒冷紗等を除去したのち薬剤散布を行う。
- b 納屋等に移動した親株用苗等は、強光を避けるために夕方ベンチに並べる

ク 花き

(ア) 事前対策

前記キ野菜（ア）事前対策 a～g に準じる。

(イ) 事後対策

- a 風がおさまったら直ちに防風のための被覆を除去し、ハウスは換気する。
- b 潮風を受けた場合は速やかに清水で洗い流す。
- c 倒伏したもの、根元のゆるんだもの、根の露出したものは、早めに支柱をたて直し、土寄せを行う。
- d 施設の破損やほ場の決壊、土砂流入の修復を早急に行うとともに、電照施設や暖房機等の動作確認を行う。
- e 草勢の回復を図るため、追肥、中耕、土寄せをする。
- f 病害の発生、まん延を防止するため、薬剤散布を行う。

キ 畜産

(ア) 飼料作物

a 事前対策

- ・トウモロコシ、ソルガム等の生育途上のものについては排水対策を行い、刈り取り適期及びその前後に達しているものについては、出来る限り収穫調整を行う。
- ・牧草類については、表面排水が速やかに行われるように排水溝の整備管理を行う。

b 事後対策

- ・生育ステージが進んで倒伏した飼料作物は早急に刈り取り、サイレージ調整を行う。
- ・生育ステージの若い飼料作物は、被害の程度を見て、回復を待つか、刈り取りを行うかを判断し、刈り取りを行った場合は、稲わら類を混合して水分調整のうえサイレージとする。

(イ) 畜舎施設及び家畜

a 事前対策

- ・畜舎及び各種の付帯施設については、スジカイ類による全体的な補強を行うとともに土台ナットの締め付け、窓、壁類の部分的な補強を行う。
- ・サイロ、ふん尿処理施設等に使用している被覆資材の飛散防止。
- ・停電対策としての発電機の確保、ふん尿の流出防止対策、畜舎付近の側溝整備、日陰樹の枝折れ、倒木対策等を行う。



b 事後対策

- ・被害を受けた畜舎施設等については、速やかに補修を行い次の災害に備える。
- ・冠水等のあった畜舎は、洗浄、消毒を実施し、疾病の予防対策を行う。
- ・酪農の場合、停電による搾乳の遅れ、不十分な搾乳、搾乳器具の汚染等は乳房炎の発生、乳質低下につながるため、通電後は搾乳機の洗浄を十分に行うとともに牛の個体管理に気を付ける。
- ・雨水混入によるサイレージ及び飼料の変敗、カビの発生についても十分な注意が必要。

#### 4 凍霜害技術対策

ア 普通作

(ア) 水稲

- ・早期作の苗代初期、ならびに本田初期において霜の危険があるときには、用水をたたえて、稲を水中に一時的に埋没させる。(たん水法)
- ・高冷地の早植栽培等での、ハウス育苗において霜の危険がある場合には、ハウス内にトンネルを作り、ビールや寒冷紗による二重被服を行い温度確保に努める。

イ 養蚕

- ・被害の少ない桑園から収穫を行う。
- ・用桑は軟弱であるため、飼育中貯桑時の萎凋防止に努める。  
また、掃立量を減ずる傾向が強いので、適正な掃立量の確保に努める。
- ・被害後は、桑園害虫の発生が多くあるので、その防除に努める。
- ・エンバク、ナタネなどの間作物があるときは、霜が来る前に必ず刈り取って株元に敷くこと。  
全面に敷くと被害が大きくなる。

ウ 茶

(ア) 事前対策

- ・防霜ファン、スプリンクラーの使用
- ・茶樹をトンネルがけで被覆する。この時期の被覆は茶株面から40cm以上離し、被覆資材は遮光率の高い方が防除効果は高い。

(イ) 事後対策

- ・茶芽の被害状況をみながら整枝等を行う。
- ・速効性窒素肥料の施用(6kg/10a)。
- ・殺ダニ剤の散布。

エ 葉たばこ

a 事前対策

- ・ポリエチレントンネル栽培の実施および中耕、土寄せの励行。

b 事後対策

- ・病害予防のため殺菌剤(ストレプトマイシン剤等)を散布する。
- ・わき芽の伸長を待つて一本立にする。

オ 果樹

基本的な対策は、凍害対策に準ずるが、落葉果樹では、ナシ・モモ・ウメの開花期、カキ・クリ・キウイフルーツの発芽間もない時期は低温に最も弱く、晩霜が予想される時は、特に注意する。ハウス栽培では、夜温の管理に一層の注意が必要である。

## カ 野菜

### (ア) 施設野菜

- ・暖房機のバーナー及びサーモスタット並びに電源、配線、燃料を点検し、不良部分を補修しておく。
- ・ハウスの破れ、隙間等を補修し、密閉度を高める。
- ・二層カーテンを設置するとともに光線不足になりやすいため開閉に注意する。  
(日の出後開け、日没後閉める。)
- ・灌水の配管等は凍結による破裂が考えられるので十分に対策を徹底する。(水を抜くかハウス以外では少量かけ流しておく)

### (イ) 露地野菜

- ・霜害、晩霜の予防法としては、不織布やコモなどによるベタがけが有効である。

## キ 畜産

### (ア) 畜舎

- ・畜舎内への風の吹込みを防止するため、防寒シート等を設置する。
- ・ほ乳子豚、雛及び分娩後間もない子牛等については、保温換気を適切に行う。
- ・給水施設の凍結防止  
給水施設の凍結を防止し、給水や搾乳に支障のないようにする。

### (イ) 牧草

- ・草地、特に新墾草地は、牧草発芽後1~2回のローラー鎮圧を初凍結前に行い、作物の凍結による枯死又は生育阻害を防止する。また、冬作付、新規牧草地の造成を目的とした播種は、初霜が降りる40日以前までに行うことが望ましい。

## 5 雪害(寒害を含む)技術対策

### ア 普通作

#### (ア) 麦

- ・あらかじめ適期に播種し、肥料は低温でも吸収の早い化学肥料に重点をおき、特にりん酸や加里肥料を増しておく。また、秋のうちに畦間の溝を切っておく。
- ・降雪前の窒素の追肥と土入れは雪害を助長するので、これ等を行わないこと。
- ・雪どけ後は早く中耕し、土入れと窒素の追肥を行う。

### イ いぐさ

降雪前から予め深水(4~5cm)に管理し、水利のよいところでは、かけ流しにする。

### ウ 茶

#### (ア) 雪害対策

茶園に積もった雪はそのままにしておき自然に解けるのを待つ。枝が裂けた場合は、ヒモ等で融合させる。

#### (イ) 寒害(幹割れ)対策

幼木園に発生しやすいので、寒冷紗やわら等で覆ったり、地際部に土寄せを行う。

## エ 果樹

### (ア) 雪害対策

雪おとし、積雪除去等。

### (イ) 凍害対策

#### a 恒久対策

寒害常襲園の転作、適地適品種の植栽、樹勢維持向上のための土作り、防風樹や防風垣の整備、適正結果の励行。

b 事前対策

早期採取、樹体被覆(コモ・寒冷紗・不織布)、果実の袋かけ、枝葉の結束、燃焼法、送風法、散水法、敷わら除去による接地層の冷却緩和、貯蔵庫保温。

c 事後対策

被害枝葉の剪除、枝幹の日焼け防止、肥料の分施、区分出荷等。

オ 野菜

(ア) 施設野菜

- ・加温施設のあるハウスは積雪と同時に設定温度を高めて二層カーテンを開き、融雪させて雪の自然落下を促進する。
- ・無加温ビニルハウスの防風ネットは降雪と同時に除去する。
- ・早めに雪下ろしを始める。
- ・適宜、支柱やスジカイ等を補強する。
- ・融雪水等の排水が凶られるようにハウスの間に側溝を掘る。
- ・屋上散水の設備がある場合は降雪と同時に多めに散水する。
- ・積雪が10cmを超え、雪の重さによってハウスが耐えられないと判断したらビニルを切り裂いて雪を落としてハウスの倒壊を防ぐ。

カ 花き

(ア)施設の保全について

- ・応急的に修復できるものは、補強材、支柱などにより修復する。
- ・修復不可能な場合でも、トンネルなどを利用して、できるだけ保温対策をとる。

(イ)作物について

- ・修復中でも保温、加温につとめ、低温害を回避する。  
また、昼間の換気をできるだけ行い、30℃以下にする。
- ・凍結した場合、凍害を緩和させるため、寒冷紗などしゃ光資材で被覆し、徐々に解凍する。
- ・融雪水による湿害がでないよう、排水溝や畦の溝あげを行う。

キ 飼料作物

低温による被害を受け易い地域においては、栽培草種・品種の組み合わせ等に留意し、被害を最小限にとどめる栽培計画を立てる。特に、トウモロコシについては、冷害による被害が大きい  
ため、品種選定と適期播種に留意する。

6 塩害(潮風害)技術対策

ア 水稻

(ア)育苗期

海水の流入による冠水や誤って高塩分濃度のかんがい水を使用した場合は、直ちに真水に入れ替え、塩分を除去する。

(イ)田植期

- a 干ばつや海水の流入によって、かんがい用水の塩分濃度が高くなり田植えができない場合、育苗箱の周囲の葉が巻きはじめてからかん水する方法等で苗の保存を図り、塩分濃度の低い用水(1000ppm以下)の確保を待って田植えを行う。
- b 苗の保存が限界に達し、少々の塩害を覚悟して田植えする場合は、用水のC1濃度が1000ppm

を越えると被害が出はじめるので、地下水利用のかんがい施設がある場合は、地下水と用水を混合してかん水するなど用水の塩分濃度の低下に極力努める。

- c 用水の塩分濃度を常に把握しておく。

#### (ウ) 本田期

- a 台風による高潮や樋門の管理ミス等により生育中の水田に海水が流入した場合は、出来るだけ早く真水と入れ替え、数日間掛け流しを実施する。
- b 塩害によって稲が枯死した場合は、稲体を直接ほ場に鍬込むと土壌中の塩分濃度が更に高まるので、農業共済組合による現地確認等が終了後、ほ場外へ持ち出す。

### イ 果樹:カンキツ

#### (ア) 恒久的対策

- a 防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する。(風害技術対策の項参照)
- b 潮風害を受けた場合は、一刻も早く10a当たり2~3t程度の水で樹体の塩分を洗い流す必要があり、これに見合う水源を確保しておく。また、台風時には停電や断水することも多いのでエンジン駆動のポンプも備えておく。

散水の施設としては、スプリンクラーが効果的である。そのほかの機械としてはスピードスプレーヤーや動噴の利用が考えられるが、塩分の洗い流しは霧状の噴霧では十分な効果が得られないので、多量の水を直接散水するためのホースなどを備えておく。

#### (イ) 事前対策

散水用の施設や機械類の点検や整備を行う。停電に備えて、予備の電力源も確保しておく。

#### (ウ) 応急対策

- a 台風等により潮風害の恐れのある時(葉を直接なめてみて塩分(葉の総塩分量が0.10~0.15mg/cm<sup>2</sup>)を感じた時)には、安全を確認したうえで、早急(塩分が付着してから6時間以内の散水で効果が大きく、10時間を過ぎてからではほとんど効果がない)に散水を行い塩分を洗い流す。
- b 散水量は成木では10a当たり2~3t以上をめやすに行う。
- c 塩分の葉内部への侵入は昼間よりも、湿度の高い夜間や早朝に多いので、夜間であっても、可能な限り散水する。
- d 海水が園内に侵入した場合には、できるだけ早く、大量の水で洗い流す。水量の確保ができない場合は、10a当たり石灰または硫酸カルシウムを100kg散布し、塩分を除去する。散布後できれば極く軽く中耕すると効果が高まる。

#### (エ) 事後管理

(風害技術対策の項参照)

### ウ 野菜

#### (ア) 潮風害

- a 恒久的対策  
恒久的対策としては、防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する
- b 応急対策  
被害を受けた後、回復が見込めるものについては、茎葉についた塩分を直ちに真水で洗い流す。

#### (イ) 塩害

- a 恒久的対策  
暗渠排水施設等を整備し、ほ場の含塩地下水の低下を図るとともに、堆肥等の有機物の投入により土壌の通気性や透水性をよくし、雨水をできるだけ地中に浸透させて塩抜きを促す。

b 応急対策

ほ場への海水の流入等があった場合は、早急に塩水の排水に努めるとともに、真水による湛水と排水を繰り返し、塩分を洗い流す。

(ウ) 栽培管理対策

- a 畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部一の塩類の集積防止を図る。
- b かん水は、塩分濃度の上昇を抑えるのに効果があるので、ほ場の排水の状況や作物の生育状況をみながら多かん水管理を行う。
- c 特に、施設栽培では水管理を徹底する必要があるため、かん水チューブ等を準備する必要がある。
- d かん水に当たっては、使用する用水の塩分濃度に十分留意する。

エ 花き

(ア)潮風害

a 恒久的対策

恒久的対策としては、防風林、防風垣を整備し潮風害を防止する。

b 応急対策

潮風月良く、降雨が見込めない場合は塩分が付着する前、又は直後に植物体に山水を行う。

被害を受けた後、回復が見込めるものについては、早急に茎葉についた塩分を真水で洗い流す。

(イ)塩害

a 恒久的対策

暗渠排水施設等を整備し、ほ場の含塩地下水の低下を図るとともに、堆肥等の有機物の投入により土壌の通気性や透水性をよくし、雨水をできるだけ地中に浸透させて塩抜きを促す。

b 応急対策

ほ場への海水の流入等があった場合は、早急に塩水の排水に努めるとともに、真水による湛水と排水を繰り返し、塩分を洗い流す。

c 栽培管理対策

(a)畦は高畦とし、ポリマルチ、敷きわら等により表層部への塩類の集積防止を図る。

(b)かん水は、塩分濃度の上昇を抑えるのに有効であるため、ほ場の排水の状況や作物の生育状況をみながら多かん水管理を行う。

特に、施設栽培では水管理を徹底する必要があるため、かん水チューブ等によるかん水を実施する。

オ いぐさ

(ア)塩害

a 干拓地等では、干ばつ時に使用するかんがい用水の塩分濃度をあらかじめ測定して、使用の可否を判定する。(用水中のCl濃度1000ppm以下)

b 海水がほ場内に流入した場合は、早期に塩水の排水を図るとともに用水路等から多量の真水を流入し、掛け流し除塩を行う。

カ 高塩分濃度土壌における除塩対策

(ア)高濃度塩分土壌の目安

いぐさ、水稻の場合:Cl濃度100mg/100g乾土以上

野菜、果樹、花きの場合:Cl濃度50mg/100g乾土以上

(イ)除塩対策

a 除塩用のきれいな水(EC0.3mS/cm以下の水が10a当たり100t以上)を確保する。

- b ほ場の排水性、特に水の縦浸透性を確保する。このために地表面排水路の整備、地下水の高い地域では暗渠の埋設、心土破碎(弾丸暗渠、エアージェクタ等)の施行が望まれる。  
併せて、排水路の整備を行い水路の水位を下げて排水をスムーズに行わせる。
- c 土壌が海水の影響で粘土化し、排水が悪化しているほ場では、土壌物理性改善のため150～200kg/10aの石灰質資材を土壌に散布、耕起して土壌と混和する。(砂地や排水良好田では水の縦浸透性は高いと考えられるため施用しない方がよい。)  
石灰質資材としては跡地土壌への影響を考えて、pH6未満の酸性土壌には炭酸カルシウム、pH6以上の中性～アルカリ性土壌には石膏を用いる。ただし、施設ハウス土壌で石膏を用いると副成分の硫酸根の影響が考えられるので、暗渠による排水除塩を主体にした対策を講じる。
- d 耕起後、特に粘土地では土壌内部の孔隙が微細なため、湿潤土の状態では除塩効果が劣る場合があり、耕起後の土塊は乾燥させた方が除塩効果が高くなる。
- e 耕起(乾燥)後、土の表面が隠れるまで湛水。自然減水により落水する。合計の減水深として100mm(10a当たり100t)を目標とする。  
この際、水の縦浸透を重視して代掻きは行わない方が除塩効果は高い。また、暗渠のあるほ場では弾丸暗渠との組合せや強制排水等により暗渠機能を有効に活用する。
- f 以上の処理後、ECの変化を再確認。必要に応じて湛水除塩を繰り返す。
- g pHを確認。必要なら酸度矯正を実施。(次作の作付け前に実施しても良い。)
- h 次作の作付けまでの期間を考慮して除塩作物の栽培を行う。  
(例:大麦、エン麦、イタリアン等)  
作物根の伸張による土壌物理性・排水性改良にも効果がある。収穫物は必ずほ場外へ搬出する。
- i 塩害による土壌団粒構造が不安定になっているので団粒化促進、有効微生物補給の意味から積極的な堆きゅう肥の施用を図る。

## 7 ひょう害技術対策

### ア 茶

#### (ア)事後対策

- a 摘採期に被害を受けた場合には、健全芽を拾い摘みするか、部分刈りをする。
- b 被害が著しいときは、刈り落として次の茶期に備える。
- c 三番茶以降に被害を受けた場合は、刈り落としを行わず、回復した時点で秋整枝か春整枝を行う。

### イ 葉たばこ

#### (ア)事後対策

- a 全て落葉したほ場では、拾い収穫をせず、残さを片づけるなど次作に備える。
- b 半分程度落葉したほ場では、残葉部分の熟度の良い物を収穫する。この場合、乾燥室の能力に応じて、良いものから収穫する。  
なお、落葉したものを拾い乾燥したものは、正常葉と区分する必要がある。
- c 一部落葉のほ場では、熟度の良い落葉および残葉部分の熟度の良いものを収穫し、未熟なものも熟度を進めて収穫する。  
なお、落葉したものを拾い乾燥したものは、正常葉と区分する必要がある。
- d 病害の発生が予想される場合は、薬剤散布を行う。この場合、濃度をややうすめにするほか、収穫までの日数など防除基準を遵守すること。

### ウ 果樹

(ア)事後対策

- a 枝葉並びに果実が傷を受けることにより、病害が発生しやすくなるので、被害後直ちに防除を行う。(防除基準参照)
- b 枝葉の傷や落葉の程度により摘果を行い、樹勢を回復させるとともに残った果実の肥大を図る。
- c 果実袋が破損した場合は、直ちにかきかえる。
- d 樹勢の低下が予想される場合は、追肥や液肥の葉面散布を行う。その場合、肥料が効きすぎると二次伸張などの弊害が生じるので少量を分施するなどの注意を要する。

工 野菜

(ア)事前対策

- a 露地野菜では降ひょう予報により、収穫期に近いものは早めに収穫したり、ひょう害回避のためにビニール、寒冷紗等で被覆する。
- b スイカ、カボチャ等のトンネル栽培のものは茎葉をトンネル内に押し込む等の注意が必要である。

(イ)事後対策

- a 液肥の葉面散布  
草勢維持と茎葉の傷口回復を早めるため、400～500倍で液肥の葉面散布を行う。
- b 病害防除  
茎葉傷口からの病原菌の侵入を防ぐために殺菌剤の散布を行う。この場合濃度をやや薄めにするほか、液肥の葉面散布を兼ねて防除を行うなど、野菜の種類や被害の程度等を考慮して実施する。
- c 追肥  
草勢回復のため速効性肥料の追肥を行う。この場合、中耕、かん水等により肥効を高める。
- d 管理作業  
茎葉の被害により地上部と地下部の生育のアンバランスが生じるので果菜類では幼果不良果の摘果を行い草勢の回復に努める。

オ 花き

(ア)事後対策

- a 傷口からの病原菌の侵入を防ぐために、殺菌剤の散布を行う。
- b 草勢回復を図るために、速効糊巴料の追肥を行う。
- c 露地キク、リンドウ、花木類等、茎葉に傷がついたもので商品化が見込めないものは、早めに処分し株の負担を和らげる。

## 2. 林 業

(1) 風害技術対策

① 造林地の場合

イ 被害の傾向

壮齢のものに被害が大で、外見的には根返り、幹折れ、傾斜などの形であらわれ、幹の内部に、せん維切断、目廻りなどの欠かんがでてることが多い。5～6年生以下の幼齢林では強風にゆすぶられて、根ぎれ、根ゆるみなどを起こすが、根ぶみにより回復するものが多い。壮齢のものがやられやすく、老齢過熟林ほど激害となる。したがって樹冠の大きいもの、樹冠が密なものに危険が高い。

台風、低気圧、前線などが原因で、平均風速20m/s位から危険となり、30m/s位で大風害が発生しやすい。

風前地形特に突出部、風向にそった谷筋、鞍部などが危険性が高い。

#### ロ 被害防止対策

(イ) 暴風、強風によって起こる被害を防止するには、林業的に工夫するより他に方法はない。

すなわち、林縁に防風林帯を設ける。

(ロ) 間伐は早期に始め、弱度のものを度々行う。過度の枝打ちは行わない。特に林縁木は絶対に枝打ちしない。

(ハ) 植栽は密植よりもやや疎植がよく、樹冠、樹幹、根系を充分発達させる。林型は一斉林よりも択伐林の方が強い。

(ニ) 林相は部分的な疎林、樹冠層表面の甚だしい高低などのないようにする。

(ホ) 過去において風害の発生している箇所は、耐風力の強い樹種、林種を選び、周囲に広葉樹の防風林帯を設ける。

#### ハ 復旧対策

##### (イ) 改植

集団的または30%程度以上の激害を受けた場合は、改植あるいは小面積群状改植を行う。この場合、次の事項に留意する。

ア 被害木は、すべて伐倒し、除去するかまたは跡地の植栽に支障がないよう整理する。

イ 樹冠上部や梢端部の折損木についても、二叉木になったり、材が変色、腐朽するおそれがあるので、伐倒するのが望ましい。

ウ 壮齡林(VI齡以上)の被害跡地で、小面積群状に改植する場合は、苗木の生育上1箇所の面積が少なくとも0.02ha以上あることが望ましい。

エ 植栽は、実改植面積1ha当たり1,500本以上とするよう計画する。

オ 地ごしらえ、植栽等は、通常の造林事業に準じて行う。

##### (ロ) 除間伐

枝折れ等の被害が散在し、被災率が比較的低い(被災率30%程度以下)場合には除間伐を行う。この場合、次の事項に留意する。

ア 被害木は、枝折れ以外の幹曲がりや倒伏木も伐倒し、その後の作業等に支障がないよう適宜集積を行う。

イ 被害率が低い(被災率10%以下)場合は、被害木以外の被圧木等も含めて伐倒し、少なくとも10%以上の除間伐を行って健全な森林の育成を図る。

ウ 樹冠が著しく偏ったものは、樹冠を整えるよう枝打ちを行い、今後の強風や降雪に備える。

##### (ハ) 風倒木の伐木造材作業における安全作業の確保

伐木造材作業は、平常でも危険を伴うが、風倒木や雪害木の処理の場合は、特に注意を要するので、下記事項を遵守するとともに、「伐木作業安全衛生必携(林業労働災害防止協会編集)」を参考に労働災害の防止につとめる。

A 安全衛生特別教育を受けた者が作業にあたり、必ず2人以上で組んで行う。

B 服装は、すそ締めりのようなものとし、保護帽を確実に着用し、特に履物は滑らないものを着用する。

C 伐倒前には足場が滑らないよう整理し、退避場所を設ける。



D 曲がり木の伐倒の際には、梢端部から徐々に切り落とし、荷重を軽減したのち、普通木の伐倒の時より受け口をやや深くして伐倒する。なお、伐倒方向は曲がりの方向に倒さず、また、傾斜方向の左右にふりわけが、この場合クサビを使用すると安全である。

E 傾き木の伐倒の際にも、傾き方向に倒さず、傾斜方向の左右にふりわけ、普通木伐倒の時より受け口をやや深くして伐倒する。

根株の引き抜けを起こしかけた傾き木については、ワイヤーロープで根元をよくしばり、チルホール等でロープを引き固定したのち傾き木の要領で伐倒する。

F かかり木を引き倒すには、かかり木に数回ワイヤーロープを巻いてから固定し、かかり木の根元を完全に切離した後チルホール等の張線器を使用して巻き倒すのが安全である。

又、次のような作業を行ってはならない。

a かかり木のまま、途中から造材する。

b 別な木をかかり木に投げ倒す。

c かかり木の相手の木を伐倒する。

d かかり木の相手の木の枝を切る。

G 転倒木の切り離しは、ワイヤーロープで根元をよくしばりチルホール等でロープを引き材が安定してから切断する。

その際、作業側側に根株や幹が移動しないよう杭止めなど行う。

## (二) 被害木の販売

伐出後販売する被害木は、価格が低いので、健全なものと同仕分けして販売するのがよい。

### ② シイタケ

伐込地における笠木、ほた場の人工庇陰材料が飛散し、又は薄くなると、1～2日間で害菌の被害を受けるので、風害を受けたらただちに修復すること。

### ③ 竹 林

折損、倒木竹が出た場合、特に施業上に支障のない限り伐採せず、施肥による樹勢の回復を図り、筍の収穫、又は新しい竹の成立後に伐採したがよい。

### ④ 緑化樹

樹種により差異がある。クスノキ、カシ、シイノキのような深根性のものは、耐風力が強い。ヤナギ、シラカバのような浅根性の樹種は被害をうけやすいので次の保護策を講ずる。

イ 風の抵抗を少なくするための枝おろしを行う。

ロ 倒れを防ぐため支柱をほどこす。

ハ 防風林、防風垣等を設ける。

## (2) 水害技術対策

### ① シイタケ

#### イ ほた場

長雨、冠水後に菌間寄生菌により受けるほた木の被害は高温時において著しい。

(イ) 排水を図り、通風を良くしてほた場の乾燥を図る。

(ロ) 天地返しをして、埋没部分の乾燥を図る。

(ハ) トルコデルマ菌の発生したほた木は分離して別のほた場に移す。

#### ロ 伏込地

- (イ) 排水を良くして水が停滞しないようにする。
- (ロ) 下刈りを繰返し通風を良くする。
- (ハ) 井桁積、或いは甚だしく浸水した場合には天地返しをする。

② 苗畑

苗畑が浸水した場合、早急に排水、消毒を実施すること。

(3) 雪害(寒害を含む)技術対策

① 造林地の場合

イ 被害の傾向

九州地方のような小雪地方の不時の大雪で、突発的に起こる急性的な雪害は、幹折れ、枝折れが多く、多雪地方の害は、根曲がりのような害が多い。雪害には、積雪の害(雪が積もるための害)、冠雪の害(樹冠にかぶさるように積もった雪の害)、雪圧の害(雪の圧力の害—積雪が圧縮されて沈降する力の害と斜面の下方に滑って行く匍行力の害)、なだれの害(上層なだれ、全層なだれの害)、積雪による生理的な害(雪ぐされ病の誘引となる。)などがある。

樹冠の被害は、壮齢のものに多く、外見的には幹曲り、幹折れなどの形であらわれ、幹の内部にせん維切断、目廻りなどの欠陥が出ていることが多い。

なだれによる害は、林木が根ぐるみ引き抜かれる根抜けをはじめとして、曲り、折れ、根返りなどで、幼齢のものに多い。

冠雪被害は、むしろ少雪地帯に時々急性的に起こるものが多く、比較的暖かく、水分を含んだ湿雪となるような地域に危険性がある。

被害の大きい冠雪害は、気温が0℃前後で、風弱く湿雪が多量に降った場合に起きる。

ロ 被害防止対策

- (イ) 山の峰筋地帯には、広葉樹の保護樹帯を設けて斜面にある林を保護する。
- (ロ) 急傾斜地で匍行や、なだれの起こるおそれのあるところでは、斜面に階段を切り、階段造林をすること。
- (ハ) 植付けは、密植の方がよく除伐、間伐、枝打ちを励行して健全な林に育てるようにする。
- (ニ) 品種を選ぶこと。同じスギでも耐寒性耐雪性に強いものがある。例えば九州地方では、アカスギ、アオスギ、ホンスギ、メアサは寒さには強いが、ウラセバル、ヤブフグリは弱い。また、樹種では、スギ、ヒノキ、マツの順に抵抗性が強い。
- (ホ) 消雪後の手入れ、すなわち、雪起こしを必ず励行する。植栽後、3・4年作をすることも土壌の理学性を改良して雪害を減少することに役立つ点が多い。
- (ヘ) 要すれば、広葉樹との混交林、樹種の混交、異令林仕立て、多層林の体型にする。
- (ト) 林地肥培については、窒素肥料を多く施すと軟弱に育ち、耐寒性が低下するので、雪害等にかかりやすいと思われる林地には、窒素肥料を少なく、むしろ、加里肥料を施すのがよい。

ハ 復旧対策

(イ) 雪起こし

積雪の害に対しては、積雪のために倒伏して消雪後も傾斜したまま立ち上がらぬものがあるが、これに対しては雪起こしをする。根元から引き起こし、幹を直立させるよう支柱を立てるなどの作業を行う必要がある。

- (ロ) 改 植
  - (ハ) 除間材
  - (ニ) 雪害木の伐木造材作業における安全作業の確保
  - (ホ) 被害木の販売
- (1)風害技術対策の①造林地の場合、ハ復旧対策と同じである。

② シイタケ

人工ほた場及びフレーム等については、雪落としをして倒壊を防ぐ。

③ 竹 林

イ 被害防止対策

地形、竹の材質、その密度などで被害の程度が異なってくるから、抵抗力の強い竹林を仕立てることが必要である。傾斜地や北向きの竹林、肥沃地で伸びの良い竹林で、まばらに立っている竹林は雪の害を受けやすい。また、孟宗竹は若竹に比べて雪害に強いが、肥沃管理を十分に行い、枝葉が繁茂している竹林は、タケノコの発生は多くなるが、雪害には弱いので、注意しなければならない。以上のことから次の点に留意して雪害を予防する。

- (イ) 傾斜地などの雪害を受けやすい地形や伸びの良い竹林は、母竹の本数を幾分多くすれば効果がある。特に、秋の適伐期における急激な乱伐は、避けなければならない。
- (ロ) タケノコ採取のため集約栽培を行う竹林は、枝葉が著しく繁茂するので、摘心(うらどめ)を行う。
- (ハ) 竹林内に雑木が点在すれば、雪害が少ない。
- (ニ) ボタ雪が多量に降るときは、竹幹をゆすって雪を払い落とす。
- (ホ) 竹の材質を高めるため、珪酸石灰を多く施用することも効果的である。

ロ 災害竹林の手当

- (イ) 被害竹は伐採し林外に搬出する。ただし、タケノコ生産を目的とする竹林でタケノコ発生時期にある場合は、伐採等で園内を荒らす恐れがあるため、タケノコ収穫後作業を実施する。
- (ロ) 伐竹は根部に強い刺激を与えないように地際から伐採する。
- (ハ) タケノコ専用竹は掘り取り作業が効率よくできるよう園内を整備する。
- (ニ) 園地化された竹林では、春の施肥を従前に対比し10%程度増やす。また、有機質肥料を主体とし地力の増進を図る。  
施肥基準(N33. P15. K21. S126)
- (ホ) 春の親竹の選定にあっては、大きな空間が生じないように注意する。特に親竹の選定は、タケノコ生産の最盛期までに行い、親竹の配置を十分考慮し適正な管理をする。

④ 苗 畑

苗畑では雪腐病が最も懸念されるが、これに対する対策としては

- イ 排水を良くすること。
- ロ 仮植を行なう場合は、一時的でも、東仮植を避け、列仮植を行なうこと。
- ハ 66式(旧4斗式)、ポルドー(1㎡当たり600cc)、または銅水銀剤(1㎡当たり50倍液600cc)を1~2回苗木及び土壌面に散布する。
- ニ 消雪を促進するため、除雪または黒土、木炭粉末等を薄く散布する。なお、積雪の量、積雪の期間等によって散布の量は自ら異なるが、過多にすぎるとかえって本病の誘因となる。
- ホ り病苗はすみやかに除去、消去後土壌消毒(有機水銀剤500~800倍液等)を行なうこと。

へ 積雪前の肥料の使用量、施肥時期に注意し、徒長軟弱な苗にならないように注意する。  
(特に霜害を受けた苗木は特により病しやすい)。または、秋期の薬剤散布は防除効果がある。  
その他の病害についても、苗木の生理状態の弱った際に病することが、往々にして考えられる  
ので、今後の苗木の生育状態をよく観察することが必要である。

⑤ 緑化樹(寒害)

冬期樹木が吹きさらしの北側に位置している場合、気温の低下とともに凍結し、幹の北面の樹皮  
がたてに割れる霜割れ、霜裂けをおこす。これは広葉樹とくに樹皮のうすいサクラ、モミジ、ニ  
レ、ヤナギ、ケヤキなどにあらわれ、針葉樹は少ない。対策は霜害に準じて行う。

(4) 干害技術対策

① シイタケ

イ ほた場

(イ) 発生期前の干害は、収量に大きな影響を与えるので、ほだ木を倒し、乾燥を極力おさえるよ  
うにする。

(ロ) 発生期には、スプリンクラー等による灌水を行う。

ロ 伏込場

(イ) 笠木を調整してなるべく乾燥を防ぐ。

(ロ) 下刈回数を減じて過度の乾燥を防ぐ。

(ハ) 井桁積については天地返しをする。

② 苗畑

苗畑が極度に乾燥すると樹勢が衰えるので日覆、灌水をすること。

③ 緑化樹

冬は30日以上、夏は20日以上雨が降らない場合に生じ、葉色があせ、さらに進むと葉先、  
枝先が枯れて衰弱してゆくので、次の保護策を講ずる。

イ パーク堆、ピートモス等を地中深く埋めこむことにより樹勢を強め保水力を与える。

ロ 表土を浅く耕すことにより、毛細管引力を断ち蒸散を抑制し皮焼けを防ぐ。

ハ 積極的に灌水する。

(5) 霜害技術対策

① 緑化樹

凹地盆地に発生しやすい。また、晩霜早霜のように意外な季節に大きな被害を受けるので、  
次の保護策を講じる。

イ 苗木の場合は簡易な方法として、ビニール被覆、寒風よけとして、北面に竹の枝を立てる。  
コモ、ムシロで壁をつくる。

ロ 成木は、みの巻き、わらで直接幹枝葉を巻く、また、わら囲い等を行う。

3. 水産業

(1) 風害技術対策

① のり養殖

ア 種付け時期における対策

(ア) 網の管理

網は採苗中、採苗後を問わずできる限り網を重ね、おもりを付けるなどして海底に沈め、  
支柱竹に固定し、網や着生した芽の流失を防ぐ措置を取る。

(イ) 芽付きの確認

波浪が治まったら、顕微鏡で芽数や芽の細胞の状況を確認し、芽数が少ない場合や細胞に異常が多く見られる場合は、再度採苗を行う。

すでに採苗を完了し、再採苗が不可能な場合は、健全な芽数がある程度得られる場合は、網洗いや干出管理で2次芽を増加させる措置を講じる。

芽付きが正常な網を重ねて2次芽の着生を促す方法も良い。

#### イ 養殖期間における対策

- (ア) 風害を受けるまでに時間がある場合は、短めでも摘採し、干出を与えてから短期冷凍入庫する。
- (イ) 時間がない場合は、支柱式漁場では網を支柱に固定するなどして浮動をなくす。また、浮き流し漁場では、枠ロープに確実に固定する。
- (ウ) ある程度固定されていれば網の流失は防がれるので、作業は安全を考慮して無理をしないように実施する。

### ② 魚類養殖

#### ア 被害状況

魚類養殖用小割いけすの筏施設は、台風、強風及び波浪により養殖施設の接合部分の破損、けい留用アンカーロープの切断等が発生し、筏及びいけす網の破損による養殖中の魚類の逃亡や死亡等の被害を受け易い。

#### イ 対策

台風等の気象情報に注意し、適確な判断をしながら対策の指導を行う。

- (ア) 養殖筏のアンカーロープ等のけい留施設の点検と補強
- (イ) 養殖筏の固定用アンカーの効き目の悪い所では補強用アンカーを入れる。
- (ウ) 高潮や一時的な急潮の発生が予想される所及び特に波浪の高い所では、いけす網の上面に天井網をつけ、養殖筏が水面下に没しても魚が逃亡しないよう対策を講ずる。
- (エ) 台風襲来時に一時的避難場所が確保できる所では、場合によっては筏を一時的に移動する。

### (2) 水害技術対策

#### ① のり養殖

#### ア 被害状況

- (ア) 豪雨時には、河口付近の低比重によってノリ芽が損傷を受けて生産が低下したり、あかぐされ病発生の原因となる。
- (イ) 長期降雨時には、広範囲な海水の比重低下等による種付不良、芽の生育不良及びあかぐされ病発生の原因となる。

#### イ 対策

海況調査を実施しながら、低比重海水への長時間の浸漬を避けるため、網を沖合に移動したり、網を適度に沈めるなどの対策を行う。また、比重回復後のあかぐされ病拡大の予防措置を講じる。

## 第 8. 土砂災害

### 1. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、原則市町村単位で発表（図 1）するもので、発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ次のとおりとする。

1) 警戒基準は、大雨警報発表中において、熊本県が監視する基準[第 9. 土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）]と、熊本地方気象台が監視する基準（図 2）について、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、共にその基準に到達したときである。ただし、図 3 で示す範囲については、熊本地方気象台が監視する基準に到達したときである。

2) 警戒解除基準は、熊本県が監視する基準[第 9. 土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）]と、熊本地方気象台が監視する基準（図 2）について、どちらか一方においてその基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときである。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第 2 タンク貯留量の降下状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、熊本県と熊本地方気象台が協議のうえで警戒を解除する。

なお、土砂災害警戒情報発表状況は、報道機関を通じて県民に伝達されるほか、防災情報ネットワークシステムを用いて熊本土木事務所・各地域振興局及び各市町村・各消防本部に伝達される。また、気象庁のホームページ及び熊本県統合型防災情報システムでも提供される。

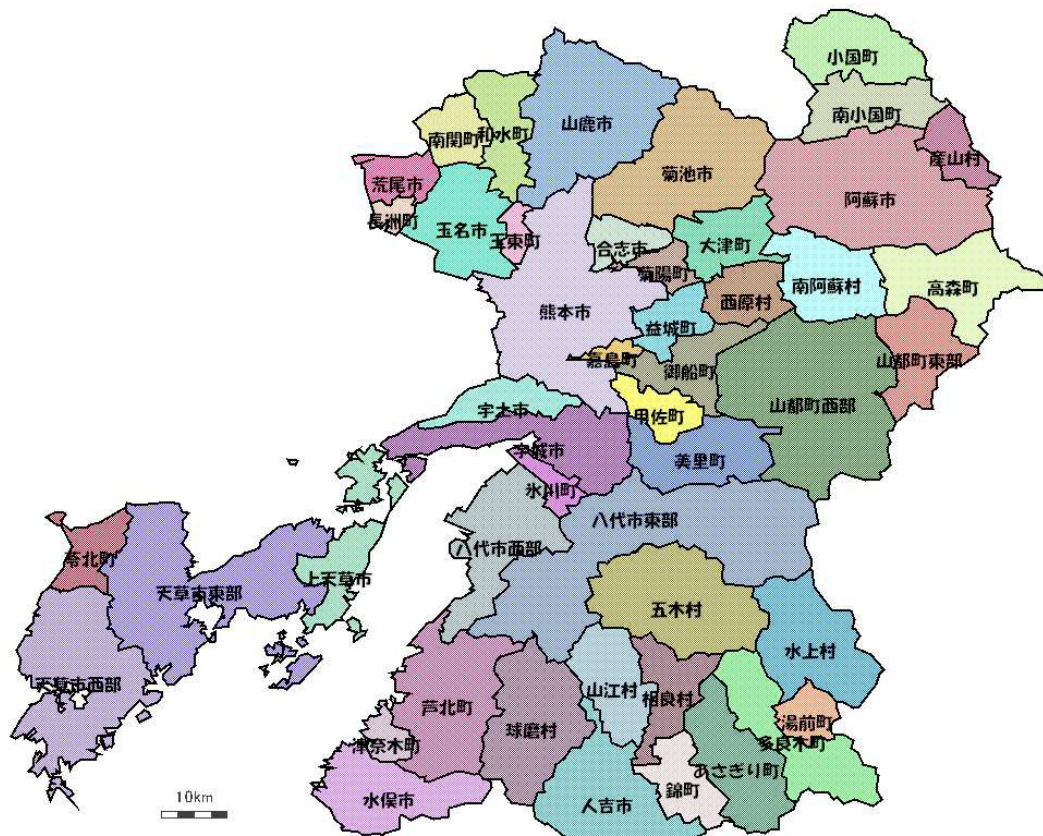


図 1 発表対象地域

注) 八代市・天草市・山都町は西部・東部に分割発表。なお、それぞれの分割区分は以下のとおり。

八代市西部（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町）、八代市東部（旧泉村、旧東陽村、旧坂本村）、天草市西部（旧天草町、旧河浦町、旧牛深町）、天草市東部（旧有明町、旧倉岳町、旧栖本町、旧本渡市、旧五和町、旧新和町、旧御所浦町）、山都町西部（旧矢部町、旧清和村）、山都町東部（旧蘇陽町）

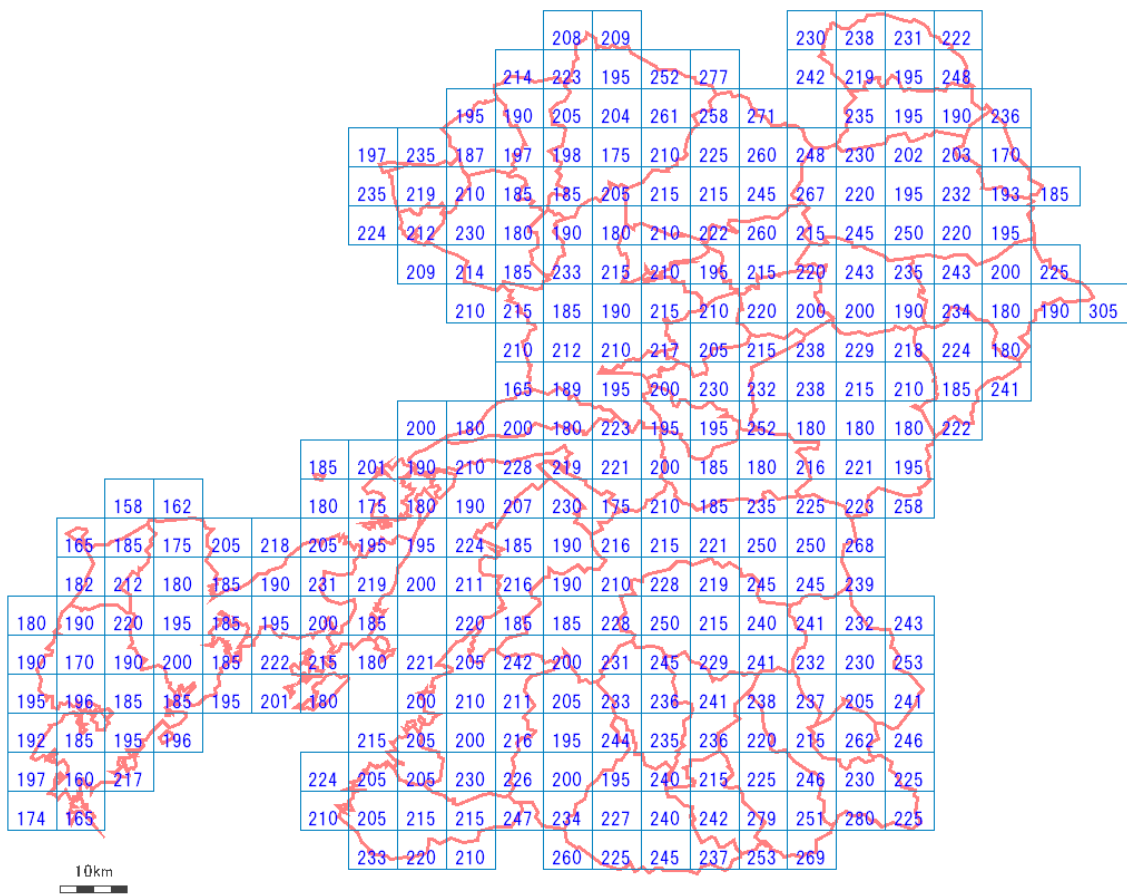


図2 熊本地方気象台発表監視基準（土壤雨量指数）

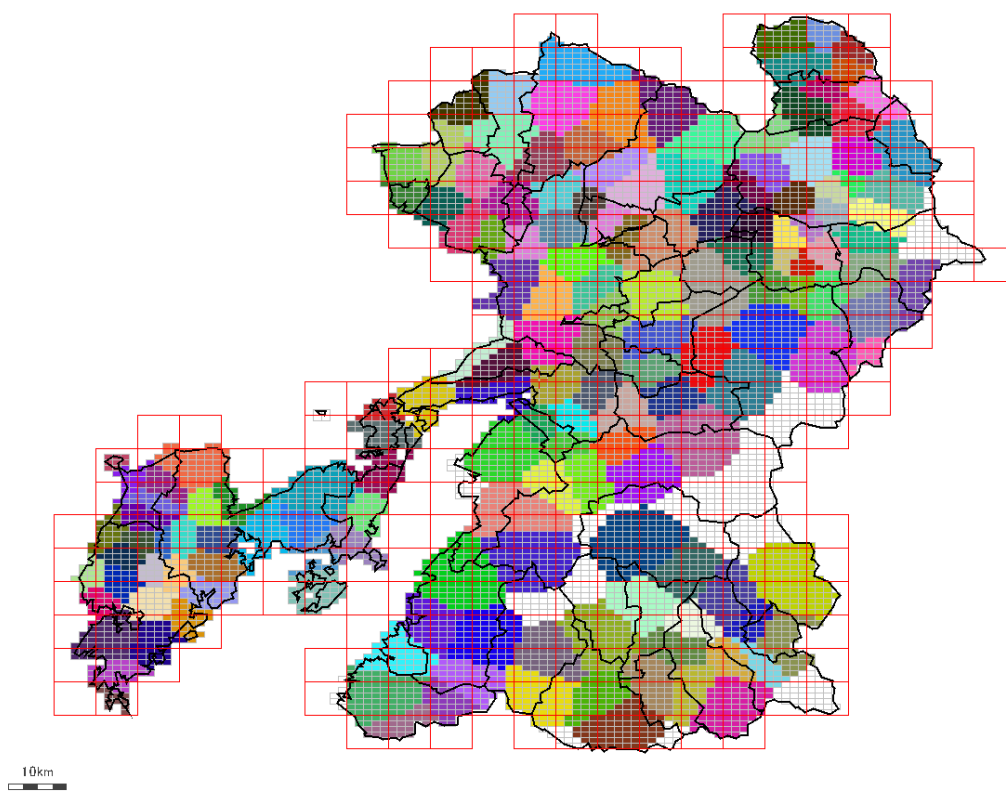
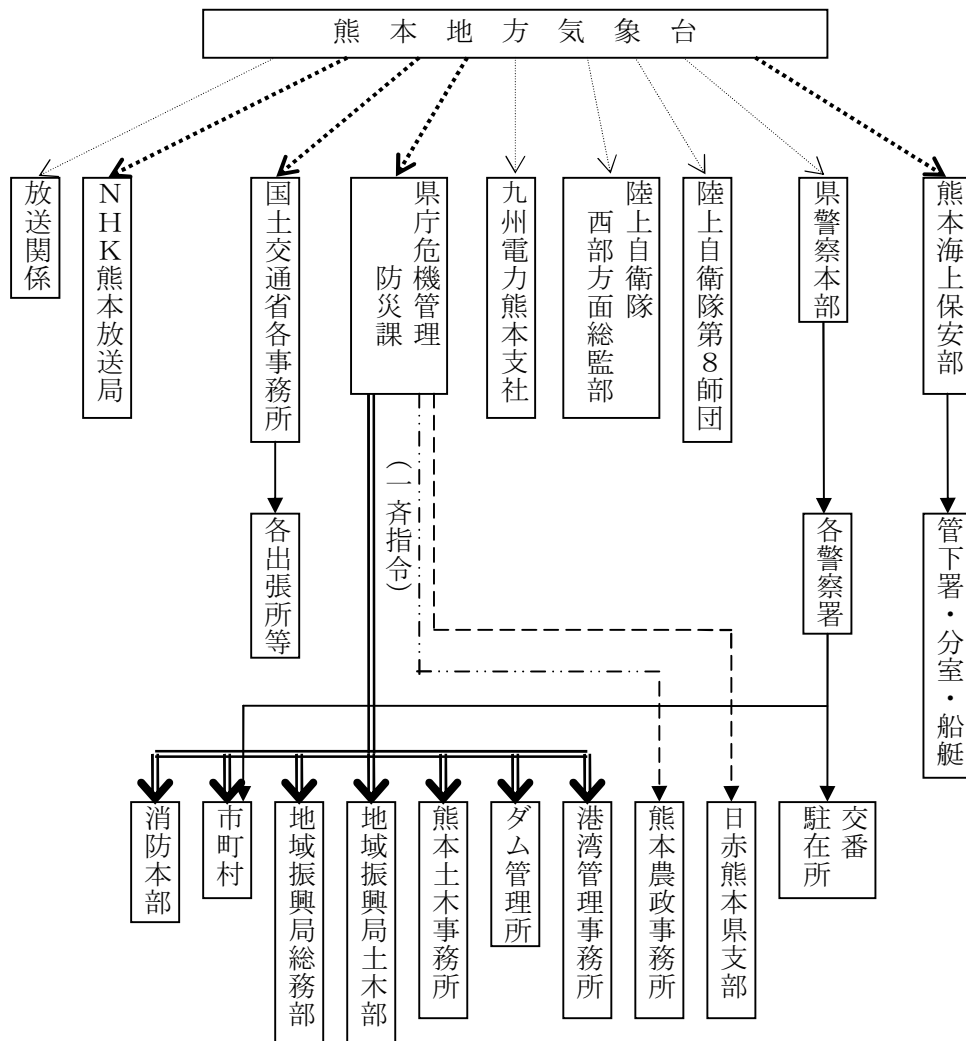


図3 気象台で警戒基準を監視する範囲（図の白色メッシュ）

土砂災害警戒情報の伝達系統図



(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。

- (2) — は 加入 庁内電話  
 ..... は法定伝達先  
 ..... は防災情報提供システム  
 ==== は防災情報ネットワーク  
 ---- は防災行政無線  
 - - - - は衛星携帯電話



地震等発生時の暫定基準は、以下のとおりとする。

### 1. 暫定基準を設定する事象

次の事象が発生した場合、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・ 震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合
- ・ ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

### 2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

### 3. 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する措置（以下「措置 1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき措置（以下「措置 2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。別図－1 に暫定基準設定に係る作業フローを示す。

なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、①極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、②降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、熊本県土木部および熊本地方気象台が調整し、被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

#### （1）「措置 1」：地震など発生後に速やかに実施する措置

発生した事象が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

##### ①適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図－2 に示す暫定基準案を暫定基準とする。その他事象の場合は、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

##### ②適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・ 地震発生の場合には、震度 5 強以上が観測された発表対象地域を対象とする。
- ・ その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある発表対象地域を対象とする。

### ③ 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

## (2) 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況を把握し、かつ、降雨等による土砂災害の発生状況を勘案して、暫定基準の見直しが必要となった場合には、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、発生した事象が暫定基準の設定対象ではないが、被害状況等により暫定基準の設定が必要と判断される場合には、暫定基準の設定等必要な措置を講ずるものとする。

### ① 適用する暫定基準

事象発生後の降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して暫定基準の見直しを行う場合には、地盤や地形の変化等を考慮して設定する。この見直しは出水期や台風期等の時期も踏まえつつ、定期的（一ヶ月程度毎）に実施する。

なお、暫定基準の設定対象ではないが、事象発生後数日以内に明らかとなった被害状況から新たに暫定基準の設定を行う場合は、被害の様相や範囲等を勘案して、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議の上、暫定基準を設定・適用する。

被害状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果や応急復旧対策等の状況、および降雨等による土砂災害の発生状況等により、暫定基準を適用する必要がなくなったと判断される場合は、大雨警報の暫定基準の運用との整合に留意しつつ、暫定基準の廃止を速やかに検討するものとする。

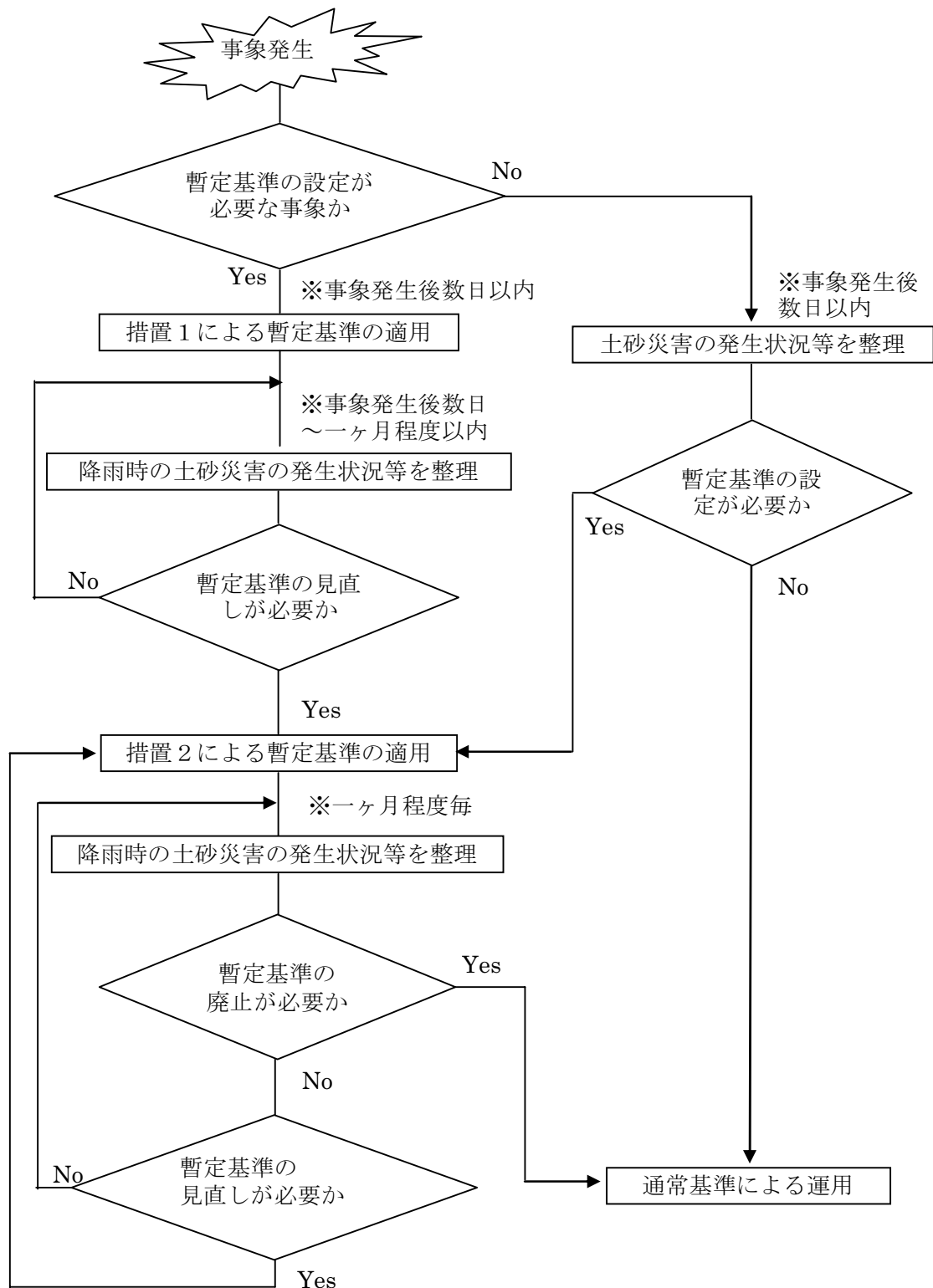
### ② 適用区域

事象発生以降の被害状況や降雨等による土砂災害の発生状況、土砂災害危険箇所の緊急点検結果なども勘案し適用区域を設定する。

### ③ 暫定基準の適用に関する留意事項

土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する。

暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。



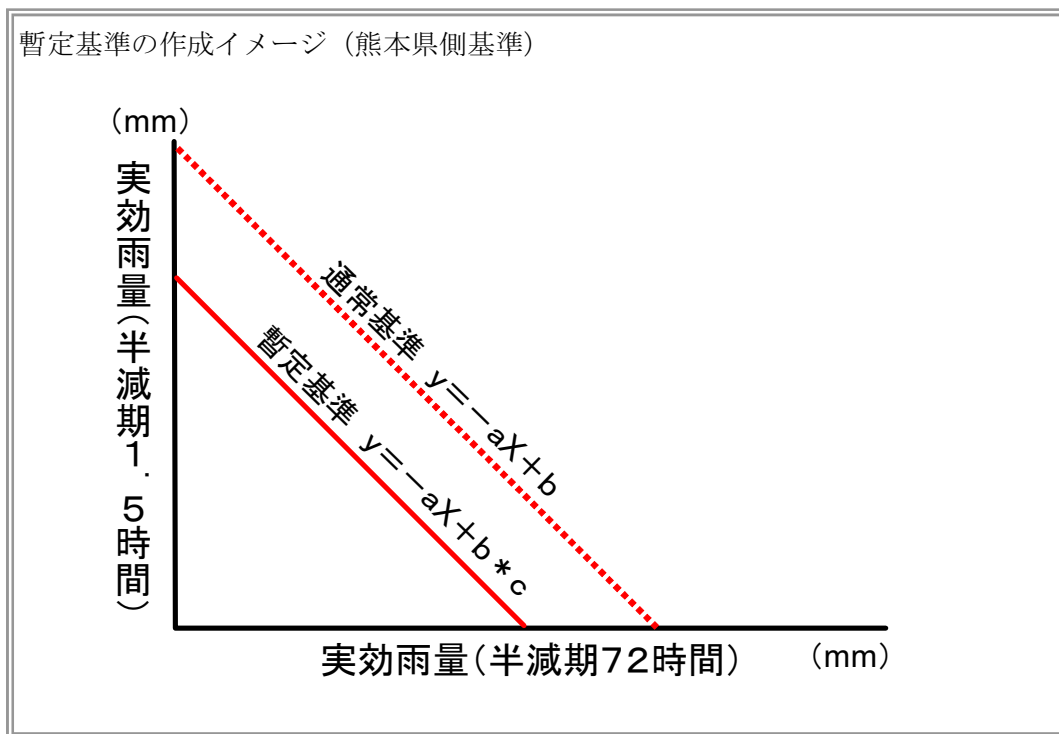
地震時の暫定基準

状 況	暫定割合（通常基準に乗じる割合）の目安			
	地震			
種別	5強の地域		6弱≤の地域	
気象台基準	OR 条件	7割※ <sup>1</sup>	OR 条件	5割※ <sup>1</sup>
都道府県基準		c : 7割※ <sup>2</sup>		c : 5割※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 土壌雨量指数値に乗じる割合

※<sup>2</sup> 通常基準の縦軸切片値に乗じる割合

(1) 熊本県監視基準



(2) 気象台監視基準

通常時の基準に暫定割合を乗じる

## 2. 土砂災害警戒避難基準（土砂災害危険度情報）

土砂災害警戒避難基準については、県内 17 ブロック毎に設定した土砂災害の発生危険基準線（以下、CL）に基づき、県内 164 箇所の雨量観測局ごとに雨量状況から算出される現在位置及び気象庁の予測雨量を用いて算出される 1 時間後、2 時間後の位置と CL との関係により判定する。なお、この判定結果は、土砂災害危険度情報（土砂災害発生の危険度に関する情報）の名称で危険度レベルに変換して熊本県統合型防災情報システムにより提供される。

### 土砂災害警戒避難基準 注 1)

ブロック No	土砂災害の発生危険基準線 (CL 式) 注 2)	該当市町村
①	$Y = -0.319X + 112.0$	天草市（本渡市、牛深市、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町、有明町）、苓北町
②	$Y = -0.329X + 125.0$	上天草市、天草市（御所浦町、倉岳町）
③	$Y = -0.286X + 140.0$	水俣市、芦北町、津奈木町
④	$Y = -0.205X + 125.0$	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
⑤	$Y = -0.218X + 135.0$	五木村、水上村
⑥	$Y = -0.326X + 150.0$	八代市（坂本村、東陽村、泉村）
⑦	$Y = -0.342X + 130.0$	八代市（八代市、千丁町、鏡町）、氷川町（宮原町）
⑧	$Y = -0.213X + 100.0$	宇土市、宇城市（三角町、不知火町、松橋町）、熊本市（富合町、城南町）
⑨	$Y = -0.278X + 100.0$	宇城市（小川町、豊野町）、美里町、氷川町（竜北町）
⑩	$Y = -0.268X + 110.0$	山都町（矢部町（東部）、清和村）
⑪	$Y = -0.198X + 109.0$	山都町（矢部町（西部）、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、西原村）
⑫	$Y = -0.245X + 115.0$	山都町（蘇陽町）、阿蘇市（波野村）、南小国町、小国町、産山村、高森町（東部）
⑬	$Y = -0.228X + 155.0$	阿蘇市（一の宮町、阿蘇町）、南阿蘇村（白水村、久木野村、長陽村）、高森町（西部）
⑭	$Y = -0.277X + 130.0$	熊本市（富合町、植木町、城南町を除く）
⑮	$Y = -0.277X + 117.0$	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
⑯	$Y = -0.255X + 107.0$	山鹿市（山鹿市、鹿本町、鹿央町）、菊池市（七城町、泗水町）、合志市、菊陽町、熊本市（植木町）
⑰	$Y = -0.229X + 135.0$	菊池市（菊池市、旭志村）、山鹿市（鹿北町、菊鹿町）、大津町

（ ）は旧市町村名または地域

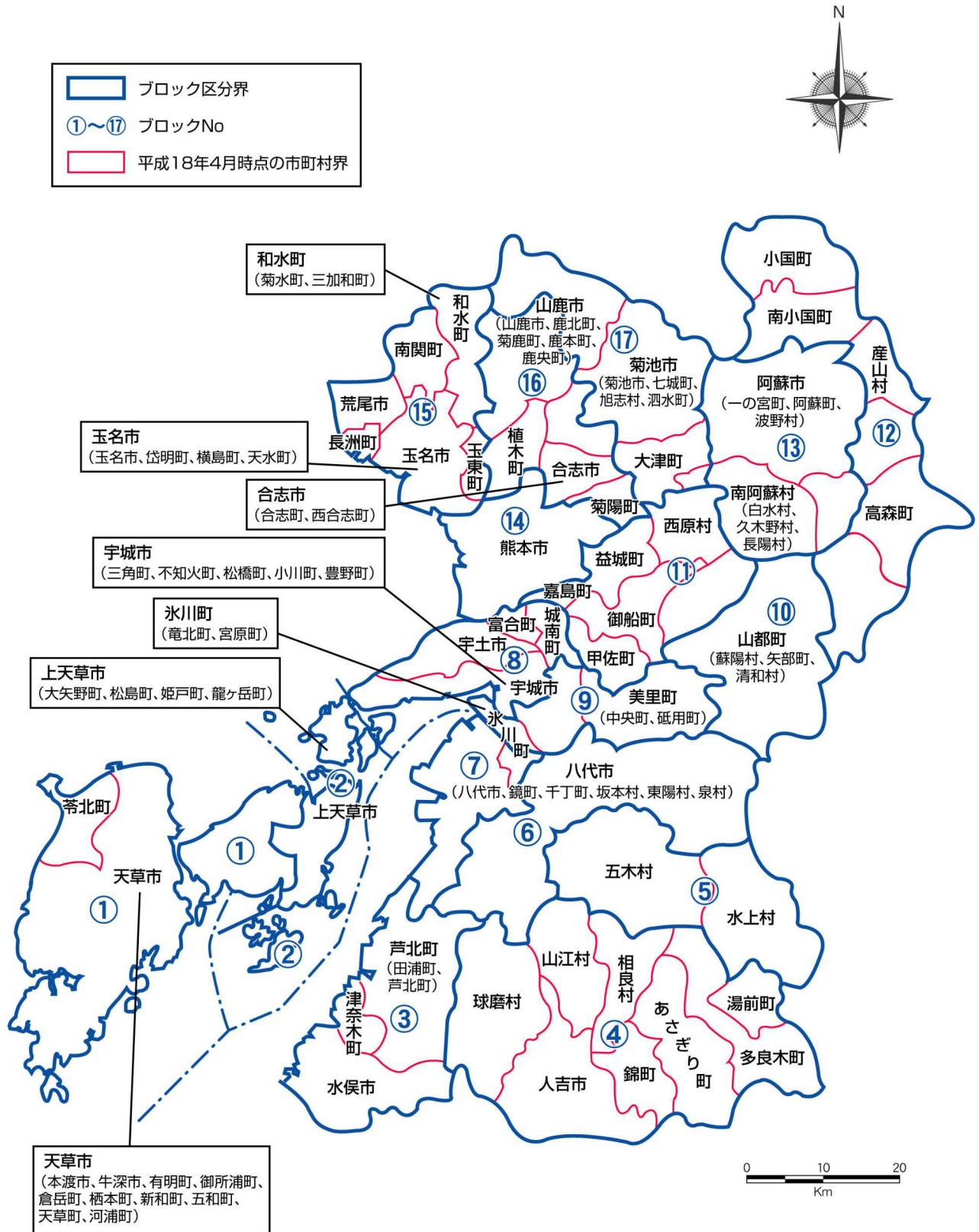
- 注 1) 本基準の対象現象は、降雨を誘因とした「土石流」、「集中して発生するがけ崩れ」とする。  
 2) 降雨指標は2種類の実効雨量を用いる。実効雨量とは、過去の降雨（前期降雨）に時間半減の減少係数を乗じて評価するものである。減少係数は、それぞれ半減期72時間（X軸）、半減期1.5時間（Y軸）とする。

警戒・避難の判定方法は、避難行動準備時間を1時間、避難場所への移動時間を1時間（総避難時間は2時間）と想定する。県下のブロック毎に設定した土砂災害の発生危険基準線（以下、CL）に対して、気象庁の予測雨量により算出される1時間後の位置がCLを超えれば避難判定（警戒2<sup>\*</sup>）、2時間後の位置がCLを超えれば警戒判定（警戒1<sup>\*</sup>）とする。現状がCLに到達した場合（危険<sup>\*</sup>）は土砂災害が発生する状況に至ったこととなる。（※印は熊本県統合型防災情報システムにおける表現）

なお、気象庁の予測雨量を得ることが困難な場合は、予め設定した下表の2年超過確率雨量を用いて、1時間後、2時間後の状況を算定し、警戒・避難を判定する。

ブロック No.	2年超過確率 1時間雨量（mm）	2年超過確率 2時間雨量（mm）
①	46.0	66.7
②	44.7	64.2
③	48.1	70.3
④	45.3	71.6
⑤	44.8	68.4
⑥	43.4	65.6
⑦	46.2	60.9
⑧	41.3	58.5
⑨	41.9	59.2
⑩	45.1	62.7
⑪	49.3	76.9
⑫	43.3	61.1
⑬	51.3	74.0
⑭	45.2	68.0
⑮	44.0	64.9
⑯	41.3	58.9
⑰	51.3	77.0

4) ブロック区分総括図



土砂災害危険度情報

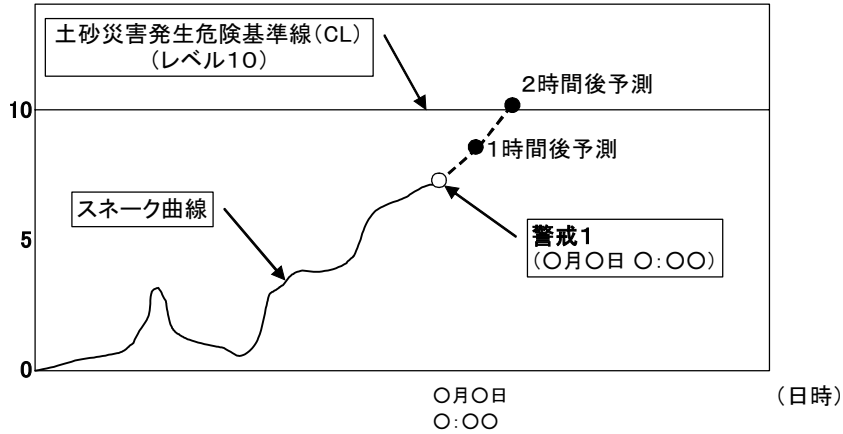
土砂災害危険度情報においては、前記1. に示すブロック毎に設定されたCLを危険度レベル10とし、現在の危険度レベル及び気象庁の予測雨量を用いた1時間後、2時間後の危険度レベルを判定する。判定の結果、今後2時間以内に危険度レベル10に到達すると予測される時点を「警戒1」、

今後1時間以内に危険度レベル10に到達すると予測される時点を「警戒2」、現在の危険度レベルが危険度レベル10に到達した時点を「危険」とする。

なお、土砂災害危険度情報の詳細状況については、熊本県統合型防災情報システム内の「土砂災害危険度情報」に掲載されている、横軸を経過日時、縦軸を危険度レベルとした「土砂災害危険度推移図」の降雨実績及び予測雨量により描かれる軌跡（スネーク曲線）の位置を確認する。

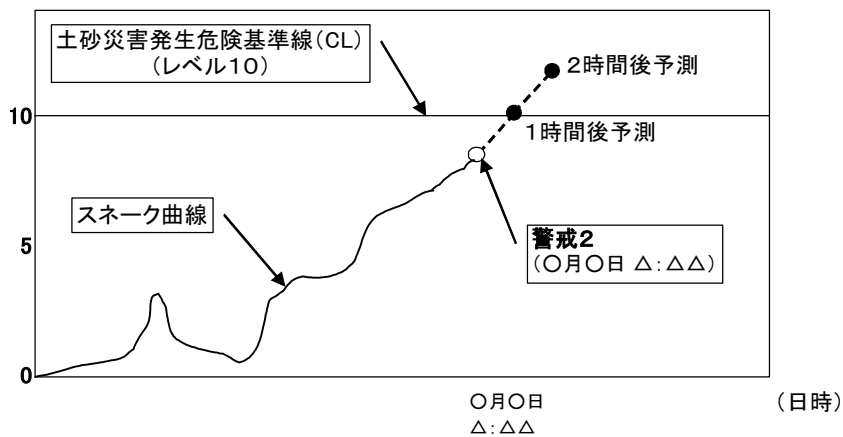
**【警戒1】**

(危険度レベル)



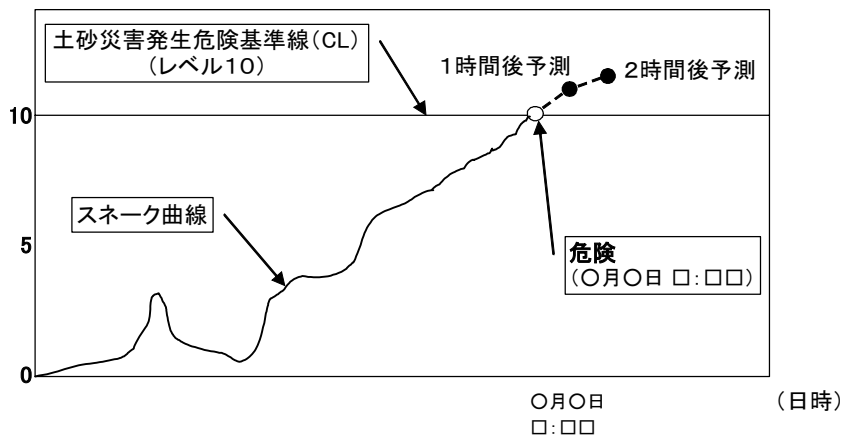
**【警戒2】**

(危険度レベル)



**【危険】**

(危険度レベル)



土砂災害危険度推移図 (判定例)



## 第9. 消防施設等

### 1. 消防機関

#### (1) 常備消防設置状況

H24.4.1現在

消防本部名	設置 年月日	実動 年月日	署所数		職員数		消防 車両等	管内状況		
			署	所	条例定数	実数		構成	人口	面積
熊本市消防局	S23. 4. 1	S23. 4. 1	3	13	690	630	122	市単独	676, 103	266. 77
山鹿植木広域 行政事務組合	S48. 4. 1	S48. 4. 1	2	2	100	97	27	2市 (山鹿市、 熊本市植木)	85, 278	365. 48
人吉下球磨 消防組合	S49. 4. 1	S49. 4. 1	1	4	105	105	26	1市1町4村	60, 755	971. 83
上益城消防組合	S49. 4. 1	S49. 10. 1	2	1	85	83	19	4町	54, 726	718. 36
上球磨消防組合	S49. 4. 1	S49. 10. 1	1	1	67	67	15	3町1村	33, 972	564. 73
八代広域行政 事務組合	S48. 4. 1	S48. 4. 1	2	4	217	217	50	1市1町	144, 981	713. 89
阿蘇広域行政 事務組合	S63. 4. 1	S63. 4. 1	1	4	108	108	25	1市3町2村	61, 044	1, 002. 11
高遊原南 消防組合	H2. 4. 1	H2. 4. 1	1		55	55	9	1町1村	39, 468	142. 9
有明広域行政 事務組合	H6. 4. 1	H6. 4. 1	2	8	210	204	54	2市4町	168, 821	421. 25
水俣芦北広域 行政事務組合	H7. 10. 1	H7. 10. 1	2		70	69	20	1市2町	51, 356	430. 69
宇城広域連合	H19. 4. 1	H19. 4. 1	2	6	163	163	42	3市1町	139, 477	463. 26
菊池広域連合	H17. 2. 1	H17. 2. 1	4		185	175	40	2市2町	174, 164	466. 49
天草広域連合	H13. 7. 1	H13. 7. 1	2	11	218	213	58	2市1町	127, 281	876. 49
合計			25	54	2, 273	2, 186	507	14市23町 8村	1, 817, 426	7, 404. 25

\*職員数には、事務職員も含んでいます。  
人口及び面積は、平成22年度国勢調査によります。

#### (2) 熊本県防災消防航空センター（熊本県防災消防ヘリコプター事務所）

所在地：上益城郡益城町大字杉堂字向高遊901-23（熊本空港）

電話：096-289-2255

FAX：096-289-2277

## 2 消防施設現有状況一覧表

(1) 消防本部、消防団(市町村)

### 消 防 の 概 況 (総括表)

H24.4.1現在

区 分		設 置 数 等	
消防本部・署	設置別	消防本部のみ設置	2
		消防本部・署併設	11
		消防署数	24
		出張所数	53
		消防吏員数(実員)	2180
	消防長の専任・兼任の別の別	専任	13
		市町村長の事務取扱	
助役の事務取扱			
	その他		
消防団	消防団数	45	
	分団数	660	
	消防団員数	34,869	
消防ポンプ等	区分	消防本部・署	消防団
		普通消防ポンプ自動車	51 79
		水そう付消防ポンプ自動車	53 10
		はしご付消防ポンプ自動車	13
		屈折はしご付消防ポンプ自動車	4
		大型高所放水車	1
		泡原液搬送車	1
		化学消防自動車	12
		救急自動車	113
		指揮車	26 18
		消防艇	2
		救助工作車	23 2
		小型動力ポンプ付自動車	7 1,949
		小型動力ポンプ	18 1,031
		その他の車両	182 46
消防水利	消火栓	31,632	
	防火水そう	100㎡以上	52
		40～100㎡未満	7,669
		20～40㎡未満	3,636
	井戸	747	
その他	1,483		
火災通報施設等	消防用無線局	固定局	47
		基地局	67
		移動局	819
	火災報知器	発信器	10
		受信機	4
	望 楼	うち24時間監視体制のもの	
		火災報知専用電話(回線)	160
	消防電話(回線)	51	

消防ポンプ自動車等現有数

	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防ポンプ自動車			屈折はしご付消防ポンプ自動車	大型高所放水車	泡液搬送車	化学消防ポンプ自動車		救急自動車	指揮車	消防艇	救助工作車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	電源・照明車	煙排・高発生泡車	広報車	資器材搬送車	水槽車	防災指揮車	起震車	その他車両
			24m	30m	38m以上				泡消火型	粉末型														
熊本市消防局	10	10			3	2			1	22	3	1	3		12			11	2	1		1	41	
熊本市	4														197	96								
宇城広域連合	8	2		1					1	10	1		2						1				16	
宇土市	2										1			35	2			1						
宇城市	1										1			121	122									
美里町	3													41	3									
山鹿植木広域行政事務組合	2	4		1					1	6	1		2					5	1				4	
山鹿市	2	1									2			125	42									
人吉下球磨消防組合	1	5		1					1	7	2		1		1			4		1			2	
人吉市											1			25	25									
錦町														24										
相良村														20										
五木村														6	13									
山江村														9	17									
球磨村														16	17									
上益城消防組合	1	3								5	3		1	1				2	1				2	
御船町														35	8									
嘉島町														13	11									
甲佐町	7													23										
山都町	4	1												44	67								2	
上球磨消防組合	2	2								4	1		1					2	1				3	
あさぎり町	3													49	7									
多良木町	2										1			31										
湯前町	2										1			13									1	
水上村	2													14	1									
八代広域行政事務組合	7	3				1	1	1	2	9	2		2		3			7	2	1			9	
八代市	7										2			104	104								2	
氷川町														39	2								1	
阿蘇広域行政事務組合	5	3		1						8	3		2		2								1	
阿蘇市	4										1			70										
南小国町	4													17	1								2	
小国町	7	1									1			13	37									
産山村														11									4	
高森町	3										1			18	4									

	普通 消防 ポンプ 自動車	水槽 付消 防ポン プ自動 車	はしご付消防ポンプ自動車			屈折は しご付 消防ポン プ自動 車	大型 高所放 水車	泡原 液搬 送車	化学消防ポンプ自動車		救急 自動車	指揮 車	消防 艇	救助 工作 車	小型動 力ポン プ付積 載車	小型動 力ポン プ	電源・ 照明 車	煙排・ 高生泡 車	広報 車	資器 材搬 送車	水槽 車	防災 指揮 車	起震 車	その 他の 車両	
			24m	30m	38m 以上				泡消 火型	粉末 型															
南阿蘇村	1											1			37								1		
高遊原南消防組合	1	1									2	1		1										3	
西原村															23										
益城町															33									1	
有明広域行政事務組合	3	11		1	1						12	2		2					5	2	1			14	
荒尾市	3														28	28			1						
玉名市															93	21								1	
玉東町															12	9									
和水町	1														33	11									
南関町	1														21										
長洲町															16										
水俣芦北広域行政事務組合	2	2					1		1		3	1		2					3	1				3	
水俣市	7											1			17	7									
芦北町	2														28	40			1						
津奈木町	1														9	2									
天草広域連合	5	5		1	1				2		16	2	1	1	5				1	1	1	1		15	
上天草市	3														57	1				1					
天草市	6											0			190	37				22					
苓北町	3														15	15									
菊池広域連合	4	2			2				3		9	4		3	1					3				9	
菊池市	2											1			104	37								1	
合志市															46										
大津町	1											1			40	1									
菊陽町															26									1	
県計	139	56	0	3	7	3	4	1	1	12	0	113	42	2	23	1,948	806	0	0	43	38	5	2	1	138

(2) 県所有の救急救助用資機材一覧

① 防災消防航空センター保管資機材

- ・防災消防ヘリコプター「ひばり」
- ・支援車両(4WD車)1台、2tトラック(クレーン付)1台

	区 分	品 名
救急用資機材	応急処置器材	人工呼吸器(2)酸素呼吸器(1)CRP背板(1)吸引器(2)喉頭鏡セット(1)生体監視装置(1)半自動除細動器(1)輸液ポンプ(1)ショックパンツ(1)血圧計(1)陰圧式固定用具(1)在宅医療セット(1)血中酸素飽和度測定器(1)スクープストレッチャー(1)布担架(1)
救助用資機材	呼吸器具 破壊器具 救助器具	空気呼吸器(2)空気ボンベ(6) 油圧救助器具(1)可搬式ウインチ(1)エンジンカッター(1)チェンソー(1)万能斧(2) 救助特殊工具一式(1)潜水器具一式(4)救命浮環(2)救助用担架(2)陰圧式担架(2)バスケット担架(1)携帯拡声器(2)投光器(1)救助人形(1)サバイバースリング(2)アンカースリング(2)双眼鏡(2)
火災用機材		機体下部取付け空中消火装置(容量900リットル)1基

② 県消防学校保管資機材

	区 分	品 名
救急用資機材	車 両 応急処置器材	高規格救急自動車(1)救急指令車(1) 蘇生器(3)三角巾(200)レスバック(10)担架(17) 陰圧式固定用具(6)ショックパンツ(4)吸引器(3) 自動心肺蘇生装置(3)血圧計(10)輸液ポンプ(1)心電計(1) 半自動除細動器(1)気管挿管セット(5)聴診器(10) マギール鉗子(各種)在宅医療セット(2)パルスオキシメーター(4) 梯状副子(30)平板副子(60)蘇生人形(10)
救助用資機材	車 両 船 舶 呼吸器具 破壊器具 救助器具	ポンプ車(3)積載車(1)救助工作車(1) 救命ボート(1)船外機(1) 空気呼吸器(20)酸素呼吸器(2)充填機(2) 三連梯子(9)二連梯子(2)かぎ付梯子(7)エンジンカッター(2) チェンソー(2)エアソー(1)ガス溶断器(1)大型油圧切断機(1) 大型油圧スプレッター(1) 赤外線カメラ(2)排煙機(1)投光機(3)張力計(3)チルホール(4) 油圧救助器具(1)救助担架(7)マンホール救助器具(1) マット型空気ジャッキ(1)救助マット(2)救命索発射銃(5) カラビナ(10連)小綱(10連)救助ロープ(各種)救助人形(6) 潜水用具(1)インパルス銃(1)表面温度計(1)小型熱源探知機(2) 全身化学防護服(2)フレックスライト(1)ボーカメ(1)

(3) 熊本海上保安部における現有消防等資機材

部署船艇	泡発生剤 (エアホ-マ)	消防ポンプ	泡発生器	吸着剤	油処理剤	高粘度油吸着回収ネット
熊本海上保安部			台	kg 120	L 396	1式
巡視艇 くまかぜ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			
巡視艇 ひごかぜ		ガソリンポンプ 44kw×2				
天草海上保安署				65	360	
巡視艇 あそぎり		移動用ガソリンポンプ 32kw×1	1			
八代分室				8.8	414	
巡視艇 なつかぜ	200	消火兼排水ポンプ 2,600L/min	1			

## (4) 林野火災消火資機材一覧

## 林野火災用消防施設等設置数

平成24年3月31日現在

施設器具名 市町村名	防水 (基)	火槽 可搬式 散水装置 (台)	軽可搬式 消防ポンプ (組)	消防用 無線電話 (台)	自然水利 利用施設 (施設)	チェーンソー (台)
熊本市				1	44	
宇土市		2			53	
宇城市	6	40		5	92	
美里町		98		1	24	1
阿蘇市	3	353			1	2
南小国町	27	296				
小国町	25	94		31		4
産山村	3	77		15		
高森町	2	46		12	13	1
南阿蘇村	2	190	2		3	3
西原村		64				
山都町	49	200		13		
八代市	13	21		5		
水俣市	10	50				24
芦北町	8	98				11
津奈木町		30				2
人吉市	1	290				34
錦町	1	24				
あさぎり町	25	135				
多良木町	8	55				
湯前町		10				
水上村	1	29				4
相良村	1	30				9
五木村	15	199				
山江村		100				8
球磨村		77				
上天草市	11	230				
天草市	106	304	7	0	6	51
苓北町	9					2

施設器具名 市町村名	防 水 (基)	火 槽 散 水 装 置 (台)	可 搬 式 消 防 ボ ン プ (組)	軽 可 搬 式 消 防 ボ ン プ (組)	消 防 用 無 線 電 話 (台)	自 然 水 利 用 施 設 (施設)	チェーンソー (台)
熊本市消防局					1	44	
人吉下球磨消防組合			24	1			9
上球磨消防組合			72				4
阿蘇広域行政 事務組合			44		29		8
水俣芦北広域行政 事務組合			31				
宇城広域連合			44		38		7
天草広域連合			101				20
合 計	326	3,458	10		151	280	204

林野火災空中消火資機材、消火薬剤一覧

平成24年3月31日現在

品 名	県 所 有						九州森林管理局所有	
	数 量	保 管 場 所				数 量	保管場所	
		学 校	阿 蘇	上球磨	天 草			
資 機 材	水のう型散布装置(700㍓)	13	11		5	2	5	熊本市北 区真町  小萩園
	” (1,800㍓)	2	2					
	貯水槽 (2,500㍓)	6	6				2	
	混合機	3	3					
	ポンプ(B-3級)	6	6				2	
	ホース(20m)						6	
	吸 管(6m)						3	
消 火 薬 剤 等	消火剤 (フォレックス)	4,935kg	2,835	900	300	900		熊本市北 区真町  小萩園
	消火剤 (エフアールS)	1,000kg			1,000			
	消火剤 (エフアールT)						2,000kg	
	着色剤 (赤 色)	20kg		20				

※保管場所の「学校」は県消防学校、「阿蘇」は阿蘇広域消防本部、「上球磨」は上球磨消防本部、「天草」は天草消防本部のことで、各欄の数字は、保管数量の内訳である。

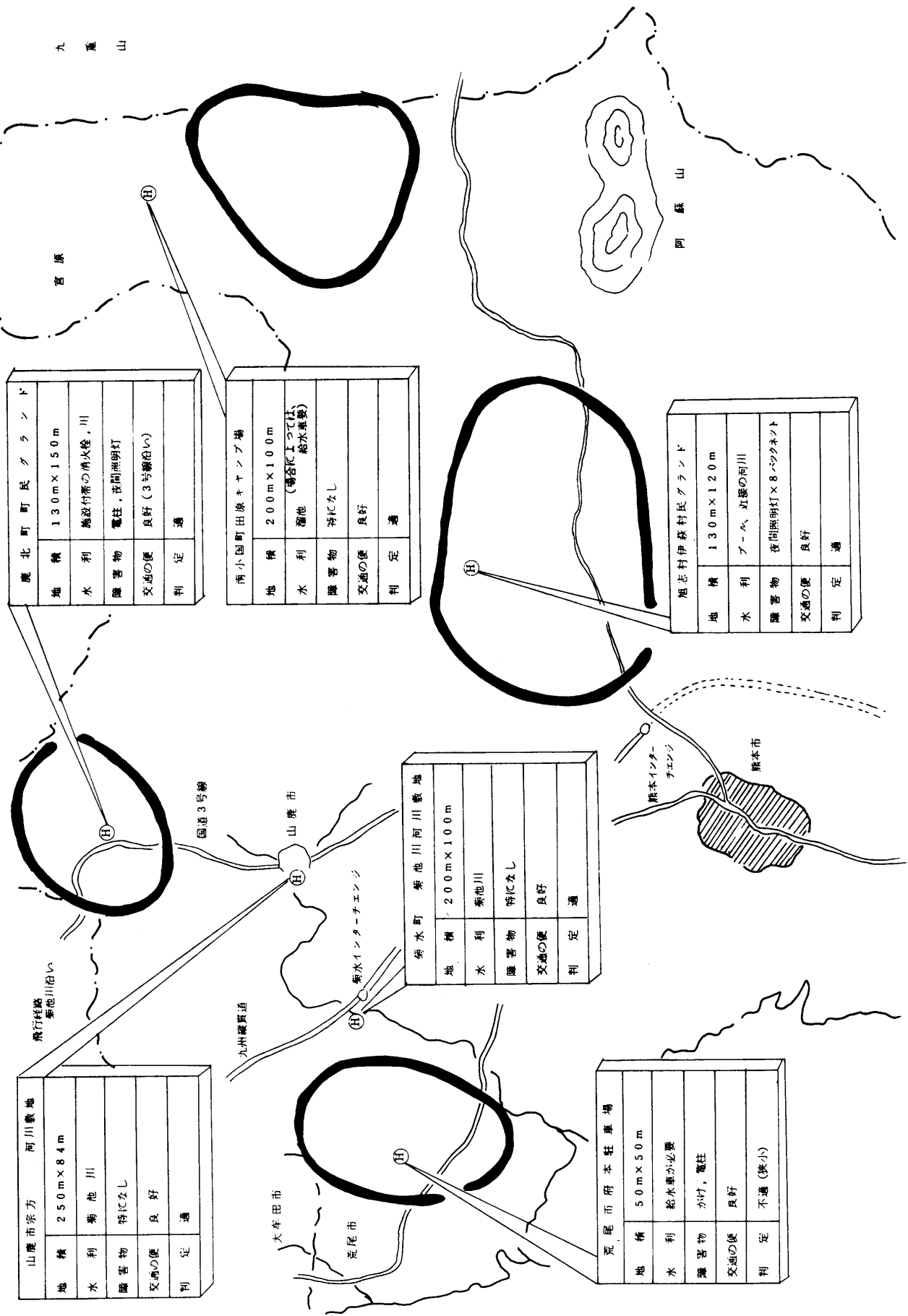


(5) 熊本県市町村別森林面積一覧

市町村名	林野面積 (ha)	市町村名	林野面積 (ha)
熊本市	6,226	御船町	5,574
熊本管内計	6,226	嘉島町	-
宇土市	2,862	益城町	1,994
宇城市	6,117	甲佐町	2,551
美里町	10,428	山都町	39,525
宇城管内計	19,407	上益城管内計	49,644
荒尾市	917	八代市	50,225
玉名市	2,674	氷川町	3,446
玉東町	754	八代管内計	50,572
南関町	3,400	水俣市	12,160
長洲町	34	芦北町	18,329
和水町	5,156	津奈木町	2,179
玉名管内計	12,934	芦北管内計	32,668
山鹿市	15,594	人吉市	15,886
鹿本管内計	17,096	錦町	4,938
菊池市	15,150	多良木町	13,359
合志市	654	湯前町	3,564
大津町	4,646	水上村	17,588
菊陽町	342	相良村	7,006
菊池管内計	20,792	五木村	24,193
阿蘇市	21,131	山江村	10,599
南小国町	9,380	球磨村	18,319
小国町	10,700	あさぎり町	10,533
産山村	4,219	球磨管内計	125,986
高森町	13,371	上天草市	7,755
西原村	4,742	天草市	46,603
南阿蘇村	7,447	苓北町	4,163
阿蘇管内計	70,990	天草管内計	58,521
		全県合計	463,334

※熊本県林業統計要覧（平成22年度版）  
データは平成23年4月現在

林野火災空中消火ヘリポート予定地一覽（熊本北部基地適地配地図）



山鹿市京方 河川敷地	
地積	250m×84m
水	菊池川
障害物	特になし
交通の便	良好
判定	適

鹿北町民グラウンド	
地積	130m×150m
水	施設付近の消火栓、川
障害物	電柱、夜間照明灯
交通の便	良好（3号線沿い）
判定	適

菊池町 菊池川河川敷地	
地積	200m×100m
水	菊池川
障害物	特になし
交通の便	良好
判定	適

南小国町田原キャンプ場	
地積	200m×100m
水	溜池（場合にによっては、給水重要）
障害物	特になし
交通の便	良好
判定	適

荒尾市府本駐車場	
地積	50m×50m
水	給水量が必要
障害物	がけ、電柱
交通の便	良好
判定	不適（狭小）

旭志村伊森村民グラウンド	
地積	130m×120m
水	プール、近隣の河川
障害物	夜間照明灯×8、バックネット
交通の便	良好
判定	適

九重山

宮原

阿蘇山

飛行経路  
菊池川沿い

九州縦貫道

大牟田市  
荒尾市

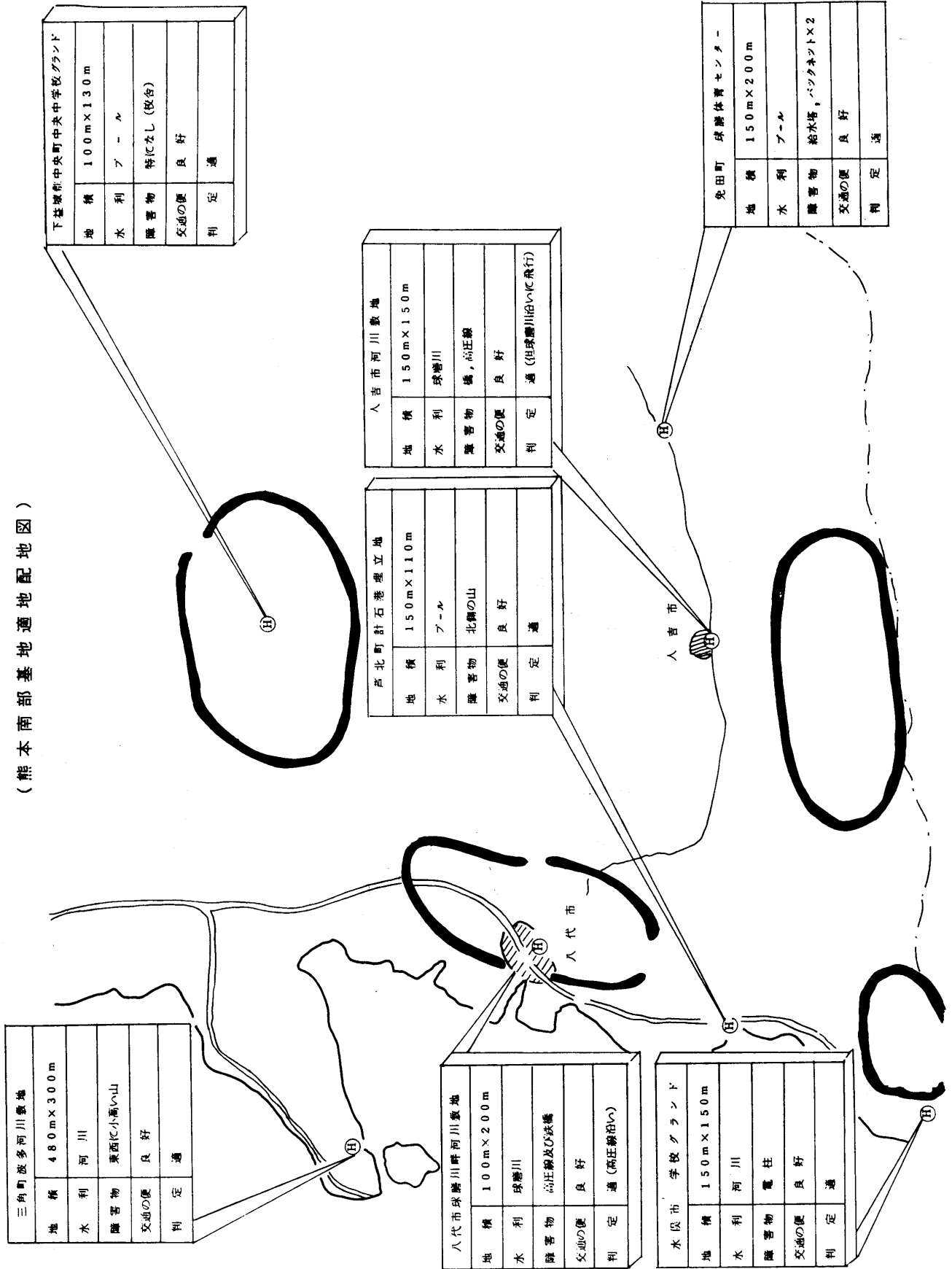
山鹿市

熊本インターチェンジ

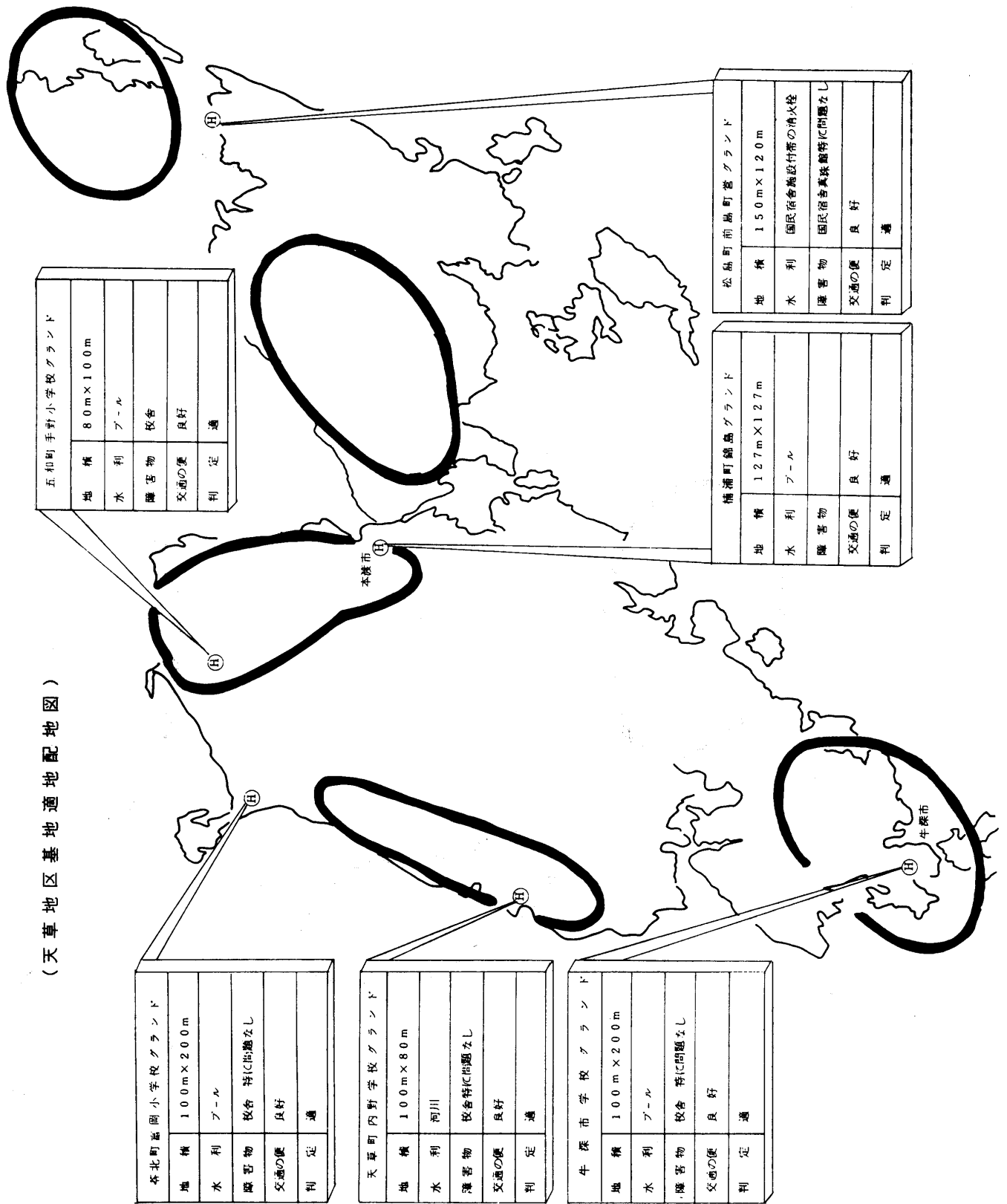
熊本インターチェンジ

熊本市

(熊本南部基地適地配地図)



(天草地区基地適地配地図)



第10. 水防倉庫及び備蓄資材器具

1. 国土交通省水防資材配置表

① 熊本河川国道事務所

水防倉庫名	位置	資材													器材					具				管理者	連絡先
		空袋	麻袋	吹	木材		鉄線	シート	スナップ	縄	掛玉	掛矢	ソルハシ	鋸	斧	ハンマー	ペンチ	鎌	チェーンソー	照明灯					
					杭	板															その他				
緑川上流出張所	上益城郡御船町御船929	0	ビニール 2,500	0	0	0	0	4	0	6	0	1	2	3	1	大1 小1	1	1	0	2	096 282-7337				
白川出張所	熊本市中央区東子飼町8-55	0	2,800	0	0	0	0	シ-18	50	6	0	4	1	5	2	小2	2	10	0	1	096 343-4072				
緑川下流出張所	熊本市南区野田町字大門塘外593-1	0	ビニール 8,000	0	20	0	0	マツト9 シート90	0	5	0	3	2	3	0	大1	2	大4 小7	1	3	096 357-1797				
熊本維持出張所	熊本市南区近見7丁目2-11	0	ビニール 450	0	15	0	0	30	0	8	4	4	5	15	8	大2 小0	2	11	0	4	096 352-6951				
阿蘇国道維持出張所	阿蘇市一の宮町宮地白粕原2628	0	ビニール 4,000	0	0	0	0	2	10	5	0	3	6	4	3	大1 小1	2	3	0	2	0967 22-0631				
山鹿維持出張所	山鹿市南島字内曲949-1	0	ビニール 2,500	0	0	0	0	60	0	13	0	2	1	5	10	大1 小1	0	15	1	2	0968 44-7864				
八代維持出張所	八代市平山新町4918	0	ビニール 1,000	0	0	0	0	2	0	15	0	0	1	2	1	大2 小1	1	10	2	1	0965 32-4721				

事務所 熊本市西原1丁目12番1号 水マット・投光機

② 菊池川河川事務所

水防倉庫名	位置	資材										器具										管理者	連絡先	
		土のう袋 (PP袋)	杉丸太	水防マットA型 (枚)	改良木ながし (枚)	シート (枚)	鉄線 (kg)	縄玉 (巻)	ロープ (m)	越水止水納 (個)	掛矢	ハンマー	ソルハシ	スコップ	鋸	斧	ペンチ	鎌	懐中電灯	燈光器 100V 200W	100V 300W			自動車作業燈
玉名出張所	玉名市津留字川端 607-3	14,000	100	10	10	20	10	20	2	5	2	1	8	5	1	2	20	6	2	1	1	12V 50W	※ 1	0968 74-3175
山鹿出張所	山鹿市大字志々岐 字下津留10-2	5,000	200	0	10	30	0	110	1	2	1	2	10	5	1	3	10	10	2	1	1	24V 50W	※ 1	0968 44-2177

※ 発電機……ガンリン100V 750VA

③ 八代河川国道事務所

水防倉庫名	位置	資材														器具										管理者	連絡先
		空袋	麻袋	吹	杭	板	その他(木材)	シート	鉄線	縄玉	スコップ	掛矢	ソルハシ	鋸	斧	ハンマー	ペンチ	鎌	照明燈	その他							
八代出張所	八代市妻島東町 1-2			4,800	48			12	1			18	4	1	1	1	3	2	4	1					0965 32-4892		
人吉出張所	人吉市下青井1			9,450	16			42				7	1	5	1	2	1	7	2						0966 22-3244		

## 水防活動用資器材一覧表(道路)

所 属 品 名	単 位	熊本河川 国道事務所	山鹿維持 出張所	熊本維持 出張所	八代維持 出張所	阿蘇国道 維持出張所	摘 要
緊急画像伝送システム	個	2	2	2	1	2	
ビデオカメラ	〃	3	2	1	2	1	
ポラロイドカメラ	〃	3	1	3	1	2	
カメ ラ	〃	9	6	4	5	3	
携 帯 型 無 線 機	〃	15	4	3	5	3	
投 光 器	〃	0	2	2	3	1	
発 電 機	〃	0	1	2	1	1	
拡 声 器	〃	1	0	2	2	0	
懐 中 電 灯	〃	10	12	8	5	4	
土 の う	枚	0	850	850	1,000	4,000	
安 全 ロ ー プ	m	0	1,000	300	700	200	
バ リ ケ ー ド	個	0	40	14	5	0	
保 安 灯	〃	0	60	0	0	10	セフティコーン に取付タイプ
回 転 灯	〃	0	3	0	0	2	
セ フ テ ィ コ ー ン	〃	0	60	20	50	50	
標 識 板 通 行 止	枚	0	4	6	10	5	
標 識 板 片 側 通 行	〃	0	0	0	16	0	
標 識 板 一 方 通 行	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 徐 行	〃	0	12	0	8	6	
標 識 板 落 石 注 意	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 倒 木	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 凍 結	〃	0	15	0	11	15	
標 識 板 積 雪	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 崩 壊	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 擁 壁 崩 壊	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 路 肩 崩 壊	〃	0	0	0	6	0	
標 識 板 崩 壊 の 恐 れ	〃	0	0	0	0	0	
標 識 板 冠 水	〃	0	7	0	6	5	
標 識 板 チェーン必要	〃	0	2	0	0	0	
標 識 板 まわり道	〃	0	4	3	18	0	
標 識 板 ( 白 板 )	〃	0	3	6	0	0	マグネット式 取付タイプ

2 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表

所轄別	番号	管理者	所在地	たごづち	掛矢	なた	のこぎり	鎌	スコップ	ツルハシ	かつぎ棒	一輪車・モッコ	旗	照明器	ペンチ	斧	ハンマー	鎌	金織	シヨシヨ	巻線カッター	かます	布袋類	むしろ	PP袋	竹	杭木	鉄線(kg)	釘(kg)	綱(巻)	板類	シート	ざる	その他			
熊本	1	土木事務所長	熊本市東町	13	7	84	22	23	27	17					23	34	6					700	500	240	10,000	17	450	500	160	35	3	大工土のろ盤:100、 四ツル新:20丁					
"	2	土木事務所長	熊本市富吉町	3	13	5	5	5	19	8	15	5	5	10		17					3			7,370			889	200		10	30	10	ロープ:14巻、 鉄線:260、巻ビ管:2本				
宇城	2	地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	9	10	10	6	30	33	15	5	5	5			5	5				2			8,492		433	150	150	51				ビニールロープ:10巻、 鉄線:100				
"	3	"	宇城市小川町	10	10	10	6	30	33	15	5	5	5			5	5				2			2,000		734	90	150	42				ビニールロープ:10巻、 鉄線:100				
玉名	5	"	和水町江田	10	12	7	10	20	60	30	4	6	6	17	23	10	5				1	200		2,800		511	40			38			ロープ:1,500				
鹿本	6	"	山鹿市下百田	20	11	9	10	13	40	12	2	4	2	14	10	16					450		5,200		5,200		550	150	22	24				ロープ:8巻			
菊池	7	"	菊池市大森寺	5	5	10	5	5	20	20	5	5	5	5	5	5					2	大型 土庫 100	2,500		2,500		200	50	10					ロープ:2巻			
阿蘇	8	"	阿蘇市一の宮町三野	10	10	5	5	5	20	20	5	2	2	5	5	2	2				2		5,000		5,000		705	50	20	20				鉄線:100本			
"	9	"	南阿蘇村久石	10	10	5	5	5	20	20	5	2	2	5	5	2					2		5,000		5,000		800	50	20	20				鉄線:75本			
"	10	"	西原村河原	3	10	5	5	5	20	20	5	5	5	5	5	2					3			5,000		200	50	20	20	10				鉄線:170本			
上益城	11	"	姪津町宮園	3	8	5	5	5	15	8	5	5	5	5	5						3			5,000		200	400		10	30					ロープ:2巻、鉄線:200		
"	12	"	甲佐町安平	10	11	8	5	5	19	20	5	5	5	5	5	12					5	655		2,800		300	250	5	56	2					ビニールロープ:10巻		
"	13	"	御船町迎田見	16	19	10	10	5	34	40	5	5	5	5	5	18					5	700	100	4,400		300	250	10	55	3					ビニールロープ:10巻 オイルフェンス(10m)2巻 巻線マフ:650m		
八代	14	"	八代市鎌町	10	10	8	7	5	16	20	50		5	5	5	10								400		374	90		98								
"	15	"	八代市新開	10	10	7	14	6	20	20	20		5	7	4	10								2,100		378	100		110								
芦北	16	"	芦北町針石	9	6	5	13	27	30	5	20			7	6	4					2			9,000		302	470		10								サイクルロープ:7巻、 ハール:6本、シノ:2本
球磨	17	"	山江村山田	16	10	10	10	10	23	20	2				5	2					3	800	800	6,400		120	200		53	31						ロープ:9巻	
"	18	"	あさぎり町泉田東	15	9	10	10	10	24	20					4	1					2	800		1,000		100	150		16	35						ロープ:7巻	
天草	19	"	天草市今瀬新町	10	11	3	4	10	29	20	20	19	5	3	6						1	184	215	10,800	96	230	330		86	72						ロープ:2巻	



## 第 1 1 . 救護用具等の現況

### 1 . 日本赤十字社熊本県支部救護装備の現況

平成24年1月1日現在

品 名	数 量	備 考
特殊救護車両	1台	熊本赤十字病院配備
救急車	3台	熊本赤十字病院配備
災害救護車	81台	地区分区配備分含む
発電機	4台	
投光器	10台	
天幕	11張	
エアータント	3張	熊本赤十字病院配備1張含む
多用途医療セット	6セット	
携帯救護医療セット	1セット	
軽便寝台・簡易ベッド	50台	
担架	34台	
バックボード	6台	
無線機	77台	日赤業務用無線機(150・400MHZ帯) 血液センター配備含む
野外炊飯器	35セット	地区分区配備分含む
水タンク(1,500ℓ)	1台	
浄水器	1式	

### 2 . 熊本海上保安部における救命設備の現況

平成24年4月1日現在

品 名	数 量	内 訳	備 考
もやい索 発射器	6	MD-3型×2 (250m)	天草(陸上)1 (あそぎり)1
		KM-6型×4 (120m)	熊本(くまかぜ)1 (ひごかぜ)1 天草(あそぎり)1 八代(なつかぜ)1
救命胴衣	206	SK-1型×106 TK-15A×50 TK-15B×50	熊本(陸上)156 天草(陸上)50
救命浮器	3	22名用	熊本(陸上)1 天草(陸上)2

## 第 1 2 . 災害備蓄物資等

### 1 . 米穀販売事業者名及び供給可能数量

「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果（農林水産省より県関係課へ配付）の  
6 調査品目別、団体別の食料供給者連絡先の 6 - 1 精米」を参照

## 2. 衣料等の備蓄物資の在庫場所・物資および数量一覧

### (1) 県の災害救助用備蓄物資在庫場所・物資及び数量

(平成 24 年 3 月末現在)

在庫場所	品名							
	毛 布 枚	ゴ ザ 枚	タオル ケット 枚	Tシャツ 着	乾パン 食	水2L (ペットボ トル) 本	携帯用 飲料水 袋 個	簡易トイレ (薬剤) 箱
県庁（災害救助物資備蓄 倉庫） （熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1）	1,063	1,110	—	500	1,000	2,940	3,000	120
宇城地域振興局 （宇城市久具字井出下 4 00-1）	300	200	—	—	1,500	—	—	—
玉名地域振興局 （玉名市岩崎 1004 -1）	—	—	—	—	1,500	—	—	—
鹿本地域振興局 （山鹿市山鹿 1026 -3）	—	—	—	—	1,000	—	—	—
菊池地域振興局 （菊池市隈府 1272 -10）	—	—	—	—	1,500	—	—	—
阿蘇地域振興局 （阿蘇市一の宮町駒立 2402）	297	240	—	—	1,000	—	—	—
上益城地域振興局 （御船町辺田見 396 -1）	318	200	—	—	1,000	—	—	—
八代地域振興局 （八代市西片町 1660 ）	—	—	—	—	1,500	—	—	—
芦北地域振興局 （芦北町芦北 2670）	—	—	—	—	1,000	—	—	—
球磨地域振興局 （人吉市西間下町一本 杉 86-1）	747	646	—	—	4,500	—	—	—
天草地域振興局 （天草市今釜新町 3530）	375	290	51	—	4,500	—	—	—
計	3,100	2,686	51	500	20,000	2,940	3,000	120

※簡易トイレ（薬剤）は、1箱で大便 50 回又は小便 100 回対応可能。

## (2) 日本赤十字社熊本県支部所有の救援物資の保管場所・物資及び数量

平成24年1月1日現在

物資名 保管場所	毛 布 (枚)	緊急セット (個)	下着セット (組)	タオル (本)	ビニールシート (枚)	タオルケット (枚)
熊本市	68	27	28	495	33	45
八代市	89	45	69	435	42	60
人吉市	53	20	11	240	95	58
荒尾市	28	14	7	165	6	13
水俣市	20	18	25	130	10	24
玉名市	64	33	95	720	46	65
天草市	141	25	164	1,630	65	180
山鹿市	43	26	53	410	21	41
菊池市	28	30	24	226	48	23
宇土市	21	9	9	65	12	17
上天草市	40	12	24	270	10	42
宇城市	120	31	98	396	97	122
阿蘇市	20	12	68	200	17	94
合志市	33	21	35	215	18	25
美里町	35	5	14	400	10	13
玉東町	4	1	42	21	6	9
和水町	6	8	12	130	0	17
南関町	20	10	25	400	10	12
長洲町	5	3	7	10	8	5
大津町	6	8	5	125	4	9
菊陽町	22	8	13	140	16	24
南小国町	32	11	58	595	11	35
小国町	13	3	13	90	14	13
産山村	4	3	6	25	3	3
高森町	55	19	64	310	51	38
南阿蘇村	25	4	27	190	16	37
西原村	20	3	18	150	15	23
御船町	2	3	3	40	2	4
嘉島町	5	0	6	35	2	3
益城町	17	10	24	165	7	18
甲佐町	9	0	6	0	5	5
山都町	57	27	48	381	24	59
氷川町	37	28	39	145	17	30
芦北町	105	18	38	188	22	137
津奈木町	93	4	23	335	41	70
錦町	5	7	8	35	4	6
あさぎり町	12	7	19	95	8	12
多良木町	9	6	29	190	8	5
湯前町	10	5	5	45	3	9
水上村	14	6	8	65	5	14
相良村	5	7	27	202	10	6
五木村	5	3	5	5	3	5
山江村	8	9	8	9	10	10
球磨村	9	13	26	28	18	1
苓北町	13	21	20	218	18	29
日赤熊本県支部	4,640	666	1,220	57,350	380	1,500
計	6,070	1,249	2,576	67,714	1,271	2,970

## ※ 保管場所

各市は日赤市地区として、各町村は日赤町村分区として各市町村の福祉課等または社会福祉協議会に分置

### 3. 飲用水応援給水可能量（概算）一覧

（平成23年3月末現在）

地方別	市町村名	水道事業 箇所数	計画給水人口	現在給水人口	余裕給水人口(人)	応援給水可能量の概算 D = C × 0.35(立米/日)
			A	B	C = A - B	
熊本	熊本市	10	708,033	685,152	22,881	8,008
玉名	玉名市	3	56,444	50,612	5,832	2,041
	荒尾市	1	54,000	49,185	4,815	1,685
	玉東町	4	6,090	4,822	1,268	444
	和水町	2	1,740	1,402	338	118
	南関町	1	180	113	67	23
	長洲町	1	19,000	16,254	2,746	961
鹿本	山鹿市	4	37,170	32,455	4,715	1,650
菊池	菊池市	8	41,580	38,285	3,295	1,153
	大津町	3	32,600	31,347	1,253	439
	菊陽町	1	38,400	36,902	1,498	524
	合志市	3	56,750	54,423	2,327	814
阿蘇	阿蘇市	13	32,395	26,045	6,350	2,223
	南小国町	1	4,210	3,854	356	125
	小国町	8	8,720	7,363	1,357	475
	産山村	1	1,740	1,534	206	72
	高森町	8	7,675	6,473	1,202	421
	南阿蘇村	13	18,215	10,109	8,106	2,837
	西原村	2	4,220	3,805	415	145
益城	御船町	4	23,307	17,141	6,166	2,158
	嘉島町	0	0	0	0	0
	益城町	6	50,530	32,069	18,461	6,461
	甲佐町	1	13,000	9,058	3,942	1,380
	山都町	22	19,830	11,662	8,168	2,859
宇城	宇土市	7	36,720	28,919	7,801	2,730
	宇城市	10	57,520	43,855	13,665	4,783
	美里町	2	6,480	5,117	1,363	477
八代	八代市	46	101,186	64,808	36,378	12,732
	氷川町	1	12,940	9,412	3,528	1,235
芦北	水俣市	5	36,665	24,095	12,570	4,400
	芦北町	4	15,745	13,458	2,287	800
	津奈木町	4	4,625	3,638	987	345
球磨	人吉市	1	45,000	34,379	10,621	3,717
	錦町	3	12,310	8,491	3,819	1,337
	多良木町	1	10,465	9,524	941	329
	湯前町	1	5,700	4,178	1,522	533
	水上村	5	2,880	2,103	777	272
	相良村	4	4,523	3,516	1,007	352
	五木村	3	910	531	379	133
	山江村	1	3,460	3,373	87	30
	球磨村	4	2,890	2,372	518	181
	あさぎり町	6	17,157	16,133	1,024	358
天草	天草市	13	92,044	80,716	11,328	3,965
	上天草市	2	32,741	28,414	4,327	1,514
	苓北町	4	9,970	7,980	1,990	697

4. 医薬品の備蓄

備蓄委託先

対象地域名	備蓄先	所在地 電話番号・郵便番号
熊本・宇城方面	富田薬品(株)熊本支店	熊本市中央区九品寺6-2-35 096-362-1111 〒862-0976
有明・御船方面	九州東邦(株)熊本支店	熊本市南区流通団地1-69 096-377-2521 〒862-0967
山鹿・菊池・阿蘇方面	(株)アトル大津支店	大津町森789-2 096-293-1777 〒869-1217
八代・水俣・芦北方面	(株)アステム八代支店	八代市中片町510 0965-33-7111 〒866-0812
人吉・球磨方面	(株)新生堂人吉営業所	人吉市西間下町1118-1 0966-24-7585 〒868-0072
天草方面	(株)宮崎温仙堂商店 天草支店	天草市大浜町19-13 0969-22-5131 〒863-0015

内 容 品 内 訳 書

[A] 診療・創傷セット

(各備蓄場所当たり備蓄数量)

	番 号	品 名	規 格	1セット数量(計)	滅菌区分
診 療 用 具	A-1-1	聴診器	リットマン型、ケース付	1個	※
	A-1-2	打診器	針・ハケ付き、大貫式 全長190mm	1個	
	A-1-3	体温計	平型、プラスチックケース付	5本	
	A-1-4	血圧計	タイコス型(アネロイド)、ケース付 ベルクロコフ付	1個	
	A-1-5	舌圧子	ディスク、木製(200枚入り) 滅菌済	1個(200枚入)	
	A-1-6	捲綿子	咽用(ハルトマン)210mm2本耳鼻用(ルーチェ)110mm3本	5本(咽2、耳鼻3)	
	A-1-7	メジャー	2m自動式、ビニル製、ストップパー付	1個	
	A-1-8	携帯型心電計(ケース外)		1セット	
眼 科 ・ 耳 鼻 科 用 具 ・ 専 用 薬	A-2-1	洗眼瓶(アイカップ)	70×55×150mm本体(スチロール)、キャップ(ポリレフレン)	1個	
	A-2-2	洗眼受水器	小 (真鍮ニッケルメッキ)	1個	
	A-2-3	直像鏡	検眼・耳鼻鏡セット ウェルチ・アリン社製	1セット	
	A-2-4	開瞼器	河本式、大・小 各左右一組	4個(左右2×大小2)	
	A-2-5	尋常ピンセット	ステンレス 11.5cm、有鉤直・無鉤直(眼科用)各1	2本(有1、無1)	
	A-2-6	固定ピンセット	眼球固定鑷子 直 ステンレス11cm	1本	
	A-2-7	異物針	片柄 柄より先端までの長さ: 30mm	1本	
	A-2-8	尖刃刀	ステンレス 刃の長さ: 21mm	1本	
	A-2-9	眼帯	クールパット付(当てパット2個 清拭綿5個)のセット	10セット	
	A-2-10	点眼瓶	ポリ製ケース付 5cc 茶褐色	5本	
	A-2-11	点眼棒	ガラス製13cm 色分け	3本	
	A-2-12	眼科用薬	シセプチン点眼液 5ml	10本	
	A-2-13	眼科用薬	フラビタン点眼液 5ml	50本	
	A-2-14	眼科用薬	デカドロン眼耳科用 5ml	10本	
	A-2-15	咽頭捲綿子	ハルトマン ステンレス22cm	1本	
	A-2-16	額帯付反射鏡	鏡 φ80mm	1本	
	A-2-17	耳鼻用ピンセット	ステンレス 鼻用無鉤 ルーツェ160mm	1本	
	A-2-18	耳用捲綿子	ステンレス 耳用 ルーツェ125mm	1本	
	A-2-19	舌圧子	フレンケル氏式、真中製	2本	
	A-2-20	鼻鏡	和辻式、大中各1式	2個	
	A-2-21	鼻用捲綿子	ステンレス 鼻用 ルーツェ145mm	5本	
	A-2-22	局所麻酔薬	4%キシロカイン液100ml(眼科用)	1本	
	A-2-23	血管収縮止血薬	0.1%ボスミン液100ml	1本	
	A-2-24	含嗽剤	イソジンガーグル液30ml	5本	
外 科 用 具	A-3-1	持針器	マッチュー17cm	1本	
	A-3-2	止血鉗子	コッヘル有鉤直14cm	2本	
	A-3-3	止血鉗子	ペアン無鉤直14cm	2本	
	A-3-4	止血鉗子	ハルスタット・モスキュート12cm有鉤直・無鉤直各2	4本(有2、無2)	
	A-3-5	外科剪刀	両鈍反14cm	1本	
	A-3-6	外科剪刀	片尖直14cm	2本	
	A-3-7	ピンセット	13cm有鉤・無鉤 各2	4本(有2、無2)	
	A-3-8	メスホルダー	フタバNo.3	2個	
	A-3-9	替刃メス	フタバ(12枚入)No.11・15 各1	2個(12枚入×2)	
	A-3-10	外科消息子	18cm黄銅製クロムメッキ	1本	
	A-3-11	縫合糸	黒シルクブレード(10本入)40cm、No.3・5・6 各1	3個(各10本入3種)	
	A-3-12	針付縫合糸	強弯角針17mm、黒シルクブレード、3-0 50cm	10本	
	A-3-13	縫合針	No.1・No.5(各10本入)強・弱弯角針 4種 各1 No.3(10本入)強弯丸針 1	5個(各10本入5種)	
	A-3-14	両頭鋭匙	ホルクマン、1-2、00-0 各1	2本	
	A-3-15	匙状有溝消息子	ローゼル、直 黄銅製ニッケルメッキ150mm	1本	
	A-3-16	気管扁平鉤	単鋭鉤(コーヘル)22cm、両頭鉤(マーチュー)鈍 16cm	2本	
	A-3-17	手術用手袋	No.6: 5、7、7.5 各4双 滅菌済、曲指	12双(4双×3種)	
	A-3-18	滅菌ガーゼ	尺角5枚入り(40袋入り)	1個(40袋入)	
	A-3-19	三角巾	綿布製 105cm×105cm×150cm	1個	
	A-3-20	防水覆布(ディスク)	不織布 穴なし、60cm×60cm	1個	
	A-3-21	タオル鉗子	バックハウス ステンレス13cm	2本	
	A-3-22	消毒盆・フタ付(A)	ステンレス27cm×21cm×4cm	1個	
	A-3-23	消毒盆・フタ付(B)	ステンレス24cm×18cm×4cm	1個	
	A-3-24	煮沸消毒器	ステンレス27cm×12cm×6.5cm熱源部なし	1個	
外 科 用 具 外	A-4-1	駆血帯	井の内式 金具ゴム付	2本	
	A-4-2	注射器	ディスク5cc、22G針付き	50本	
	A-4-3	注射器	ディスク10cc、21G針付き	10本	
	A-4-4	注射器	ディスク20cc、21G針	50本(注50+針)	
	A-4-5	輸液セット	輸液セット(点滴量: 15滴 びん針: 針型 静脈針なし、通気針: 1、コネクター形状: たこ管 中間チューブ付)、翼付静注針(21G、19mm)	50	
				25セット	※

(注)「診療用具」No.6「眼科・耳鼻科用具」 No.4～No.8、No.10、No.11、No.15、No.17～No.21は消毒盆(A)に収納。

「外科用具」No.1～No.10、No.13、No.16、No.19～No.21は消毒盆(B)に収納。

※ 物品が製造メーカーにて滅菌処理済

	番 号	品 名	規 格	1セット数量(計)	滅菌区分
外科 用具 外	A-4-6	膿盆	ステンレス 21cm	2個	
	A-4-7	鉗子立	ステンレスφ7.5cm×12cm 手なし	1個	
	A-4-8	シャーレ	ステンレスφ9cm×2cm	2個	
	A-4-9	陰圧式固定具(ケース外) (マジックギブスセット)	3個1組、ポンプ付、ケース(鍵付)付	1セット	

[B] 蘇生・気管セット

	番 号	品 名	規 格	1セット数量(計)	滅菌区分												
蘇生 用具	B-1-1	(手動式蘇生器) レサシテーター	シリコン製 成人用、新生児用 各1	2個(成人1、新生児1)													
	B-1-2	マスク	シリコン製 成人(大、中、小) 新生児(大、小)	5個(成3種、新2種)													
	B-1-3	エアウェイ	成人(大、中、小) 新生児(大、小)	5個(成3種、新2種)													
	B-1-4	鼻鏡	ハルトマン 中	1個													
	B-1-5	吸引器(足踏式)	吸引圧：300mmHg、吸引量：毎分25% 寸法：19×10×17cm	1セット													
気管 挿 管 用 具 ・ 専 用 薬 剤	B-2-1	マックストッシュ喉頭鏡 セット	喉頭鏡ブレード電球付、成人、小児、新生児用 ケース	1セット													
	B-2-2	気管内チューブ(カフ無 し)	喉頭鏡ハンドル電池付 ケース テルモマギルタイプ 内径mm、外径mm、サイズ Fr <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>2.5</td><td>3.3</td><td>10</td><td>各2</td></tr> <tr><td>3.5</td><td>4.7</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>4.5</td><td>6.0</td><td>18</td><td></td></tr> </table>	2.5	3.3	10	各2	3.5	4.7	14		4.5	6.0	18		6個(3種×2個)	※
	2.5	3.3	10	各2													
	3.5	4.7	14														
	4.5	6.0	18														
	B-2-3	気管内チューブ(カフ付)	テルモマギルタイプ 内径mm、外径mm、サイズ Fr <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>6.0</td><td>8.0</td><td>24</td><td>各2</td></tr> <tr><td>7.0</td><td>9.3</td><td>28</td><td></td></tr> <tr><td>8.0</td><td>10.7</td><td>32</td><td></td></tr> </table>	6.0	8.0	24	各2	7.0	9.3	28		8.0	10.7	32		6個(3種×2個)	※
	6.0	8.0	24	各2													
	7.0	9.3	28														
	8.0	10.7	32														
	B-2-4	スタイレット	気管チューブ挿入用 黄銅製 大 小 各1	2本(大1、小1)													
	B-2-5	開口器	エスマルヒ 材質：ペーク	1個													
	B-2-6	舌鉗子	コラン氏 マイスコ 165mm ステンレス	1個													
	B-2-7	舌圧子	フレンケル 長さ165×曲部110×先幅17mm 真鍮製	3個													
	B-2-8	バイトブロック	大75mm 小55mm 各1	2個(大1、小1)													
	B-2-9	口腔吸引チューブ	ネラトンカテーテル 4・6・8号(2穴型)各1	3本(3種×1本)													
	B-2-10	気管吸引チューブ	吸引カテーテルFr.10・12(チューブ長550mm 側孔数2 弁付コネクター) 各2	4本(2種×2本)													
	B-2-11	サクションコネクター	ストレート型、小(チューブ内径範囲 2.5~6mm) 中(チューブ内径範囲 4.0~9mm)10個入各1	2個													
B-2-12	気管切開チューブ	ポーテックス カフ付、1穴あき 内径6.8mm 各2	4本(2種×2本)	※													
B-2-13	気管切開チューブ	ポーテックス カフ無し、1穴あき 内径4mm	2本	※													
B-2-14	止血鉗子	ペアン 14cm 直	2本														
B-2-15	酸素吸鼻孔カニューラ	中	5個														
B-2-16	ラボナール	500mg	5A														
B-2-17	サクシン (※)	2% 2ml	10A														
気管 挿 管 用 具	B-3-1	胃管カテーテル	120cm Fr. 12・15 各2	4本(2種×2本)	※												
	B-3-2	注腸カテーテル	バルーン付、Fr. 26・30 各1	2本(2種×2本)	※												
	B-3-3	尿カテーテル	バルーン付、テルモFr. 14・16 各5	10本(2種×5本)	※												
	B-3-4	尿カテーテル	バルーン付、テルモFr. 8	2本	※												
	B-3-5	緊急剪刀	18.5cm 直鈍	1本													
	B-3-6	キシロカインスプレー	キシロカイン 80g	1													
	B-3-7	キシロカインゼリー	キシロカイン 30ml	5													
自動 蘇生 器 ・ エル ダー デ マ ン ド 型	B-4-1	手動引金式人工蘇生器「エルダーレサシセット」 [内容品] 1 エルダーバルブ 11 ペンライト 2 フェースマスク 12 口対口蘇生チューブ 3 ビニールマスク 13 グデルエアウェイ(経口) 4 減圧弁(ヨーク取り付け型) 14 ネーザルエアウェイ(経鼻) 5 バルブ式流量計 15 加湿器 6 酸素ポンペ(アルミ2%) 16 吸引器用ホース(2m) 7 酸素駆動式吸引器 17 加湿器用接続チューブ 8 手動式吸引器 18 収納ケース 9 開口器 寸法：200×650×170mm 10 バイトスティック エスマル型 材質：合板、エンボス加工アルミ張り	1セット														

※物品が製造メーカーにて滅菌処置済 ←



内 容 品 内 訳 書

[C] 医薬品セット

※ は、要冷蔵(15℃以下)保存

	番 号	薬 効 群	商 品 名 (例)	単 位	数 量
注 射 薬	C-1-1	局所麻酔剤	1%キシロカイン	20ml	5V
	C-1-2	解熱鎮痛消炎剤	メチロン	250mg	100A
	C-1-3	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン	15mg	10A
	C-1-4	抗てんかん剤	10%フェノバル	100mg	10A
	C-1-5	抗てんかん剤	ホリゾン	10mg	20A
	C-1-6	鎮けい剤	硫酸アトロピン	0.05% 1ml	10A
	C-1-7	抗ヒスタミン剤	ポララミン	5mg	50A
	C-1-8	強心剤・気管支拡張剤	プロタノールL	0.2mg (1ml)	10A
	C-1-9	強心剤	ジゴシン	0.25mg	10A
	C-1-10	強心剤	塩酸ドバミン	100mg 5ml	10A
	C-1-11	強心剤・鎮咳剤	塩酸エフェドリン	4% 1ml	10A
	C-1-12	副腎ホルモン剤	ボシミン	0.1% 1mg	20A
	C-1-13	副腎ホルモン剤	ノルエピネフリン	0.1% 1ml	10A
	C-1-14	血管拡張剤	ニトロール	0.05% 10ml	10A
	C-1-15	利尿剤	ラシックス	20mg	10A
	C-1-16	鎮けい剤	ブスコパン	20mg	10A
	C-1-17	呼吸促進剤	テラブチク筋注	1.5% 2ml	20A
	C-1-18	気管支拡張剤	ネオフィリン	10ml	30A
	C-1-19	トキソイド	沈降破傷風トキソイド(※)	10ml	10V
	C-1-20	抗破傷風人免疫グロブリン	抗破傷風人免疫グロブリン(※)	250国際単位	10V
	C-1-21	血液製剤	ハプトグロビン(※)	2000単位 100ml	1V
	C-1-22	副腎ホルモン剤	水溶性ハイドロコルチン	500mg	5V
	C-1-23	止血剤	アドナ	50mg	10A
	C-1-24	止血剤	トランサミン	5% 5ml	10A
	C-1-25	解毒剤	メイロン	20mg	50A
	C-1-26	抗生物質	セファメジン	1g	10V
	C-1-27	抗生物質	ピクシリン	1g	10V
	C-1-28	抗生物質	ゲンタシン	40mg	10A
	C-1-29	輸液(糖類剤)	5%ブドウ糖(袋)	500ml	12袋
	C-1-30	輸液(血液代用剤)	ラクテックG(袋)	500ml	5V
	C-1-31	輸液(血液代用剤)	ラクテック(袋)	500ml	5V
	C-1-32	輸液(循環器官用薬)	20%マンニトール	500ml	10V
	C-1-33	輸液(血液代用剤)	低分子デキストラン(袋)	500ml	10V
	C-1-34	溶解剤(血液代用剤)	生理食塩水(袋)	20ml	50A
	C-1-35	溶解剤(血液代用剤)	生理食塩水 キャップ付	100ml	50V
内 服 薬	C-2-1	催眠鎮痛剤	ラボナ	50mg	100T
	C-2-2	解熱鎮痛消炎剤	ブルフェン	100mg	100T
	C-2-3	抗不安剤	セルシン	2mg	100T
	C-2-4	鎮けい剤	ブスコパン	10mg	100T
	C-2-5	消化器管剤	プリンベラン	5mg	100T
	C-2-6	止しゃ剤・整腸剤	ロベミン	1mg	100CAP
	C-2-7	利尿剤	ラシックス	20mg	100T
	C-2-8	下剤	ブルゼニド	12mg	100T
	C-2-9	鎮咳剤	アストミン	10mg	100T
	C-2-10	抗ヒスタミン剤	ポララミン	2mg	100T
	C-2-11	抗生物質	L-ケフラル	375mg	100包
	C-2-12	抗生物質	ビフラマイシン	100mg	100T
	C-2-13	抗生物質	ピクシリン	250mg	100CAP
	C-2-14	血管拡張剤	ニトロールR	20mg	100CAP
	C-2-15	不整脈剤・血圧降下剤	インデラル	10mg	120T
	C-2-16	血管拡張剤	アダラート	10mg	120CAP
	C-2-17	ビタミン剤	アリナミンF	25mg	100T
外 用 薬	C-3-1	局所麻酔剤	キシロカインゼリー	30ml	5
	C-3-2	外用薬	ゲンタシン軟膏	10g	10
	C-3-3	外用薬	ソフラチュールガーゼ	10枚	10
	C-3-4	外用薬	リンデロンVG軟膏	30g	5
	C-3-5	殺菌消毒剤	5%、20%ヒビテングルコネート液 各1	500ml	2
	C-3-6	殺菌消毒剤	消毒エタノール	500ml	5
	C-3-7	殺菌消毒剤	オキシドール	500ml	3
	C-3-8	殺菌消毒剤	逆性石炭10%	500ml	3
	C-3-9	殺菌消毒剤	イソジン液	250ml	2
	C-3-10	含そう剤	イソジンガーグル	30ml	5
	C-3-11	解熱鎮痛消炎剤	インダシン坐薬(※)	50ml	50
	C-3-12	浣腸剤	グリセリン浣腸剤	60ml	10
	C-3-13	解熱鎮痛消炎剤	ミルタックス又はバトレック	1枚 10g	24枚
	C-3-14	止血剤	ゼルフォームNo.1 2	4枚入	2
	C-3-15	その他	オリーブ油	60ml	3
	C-3-16		精製水	18 1	1

**内 容 品 内 訳 書**

[D] 衛生材料セット

	番 号	品 名	規 格	1セット数量(計)	滅菌区分
衛 生 材 料 他	D-1-1	絆創膏	紙テープ9mm×10m 10個入	2個(10個入)	※
	D-1-2	絆創膏	布テープ50mm×5m	6個	
	D-1-3	救急絆	Mサイズ19×72mm 100枚入	2個(100枚入)	
	D-1-4	ガーゼ	7.5×7.5cm 12枚重ね、100枚入	2個(100枚入)	
	D-1-5	ガーゼ	7.5×10cm 12枚重ね、100枚入	2個(100枚入)	
	D-1-6	カット綿	80×160mm 100g	2個(100g)	
	D-1-7	三角巾	105×105×150cm	10個	
	D-1-8	防水覆布(ディスボ)	不織布 90cm×90cm 10枚入穴なし	1個(10枚入)	
	D-1-9	伸縮包帯	5cm×9m ・7.5cm×9m 各20コ	40個(5cm, 7cm各20)	
	D-1-10	弾性包帯	5cm×4.5m 7.5cm×4.5m 各18コ	36個(5cm, 7cm各18)	
	D-1-11	網包帯	25mm×25m, 60mm×25m 各1	2個(25mm, 60mm各20)	
	D-1-12	アルフェンス	3号、6枚入(アルミ)1.0×75×400mm	1個(6枚入)	
	D-1-13	ロール副子	サムスプリント、108×935mm	2個	
	D-1-14	投薬瓶	ポリ製200cc 無滅菌	3個(200cc)	
	D-1-15	ディスボ手術衣セット	(衣・帽子 大・中 各2 マスク5)のセット	1セット	
	D-1-16	マスク	サージアンマスク 100枚入一重ゴム付	1個(100枚入)	
	D-1-17	ディスボ手袋	ラテックス、中、100枚入 パウダー付	1個(100枚入)	
	D-1-18	皮膚用鉛筆	赤・黒 各3	6本(赤3、黒3)	
	D-1-19	タオル	無地 綿100% 白 350×890mm 68g	10本	
	D-1-20	紙コップ	200cc (検尿)	100個(200cc)	
	D-1-21	石鹸	薬用(90g)	2個	
	D-1-22	軽便カミソリ		5本	
	D-1-23	裁縫セット	鉄1、糸(白、黒)各1、針24本、カミソリクリアケス入	1セット	
	D-1-24	ビニール袋	20×12cm 200枚、30×20cm 50枚	250枚(200枚+50枚)	
	D-1-25	マッチ	大箱入り	1個	
	D-1-26	ローソク	直径3cm×31cm 2本入り	2個(2本入り)	
	D-1-27	懐中電灯(防水)	単一電池2本付 予備電球付 赤	3個	

(注)No.12・13は、陰圧式固定具(マジックギプス)バッグ内に保管。

No.25・26・27は、(E)事務用品セットに保管・

※ 物品が製造メーカーにて滅菌処理済

**内 容 品 内 訳 書**

[E] 事務用品セット

	番 号	品 名	規 格	1セット数量(計)
消 耗 品 他	E-1-1	上質紙	B4 55K	50枚
	E-1-2	封筒	角2クラフト 85g/㍉	20枚
	E-1-3	ボールペン	油性、黒・赤 各2本	4本(黒2、赤2)
	E-1-4	鉛筆	青・赤 2B 各1本	2本(青1、赤1)
	E-1-5	マジック(大)	油性 φ15mm、黒・赤各1本	2本(黒1、赤1)
	E-1-6	マジック(細)	油性 φ10mm、黒・赤各1本	2本(黒1、赤1)
	E-1-7	セロハンテープ	18mm×35m	5個
	E-1-8	二重画紙	130本入	1個(130コ入)
	E-1-9	スタンプ台	106×67×15mm 青・赤各1個	2個(青1、赤1)
	E-1-10	朱肉	モルト朱肉64mm	1個
	E-1-11	ホチキス	マックスHD-10D	1個
	E-1-12	ホチキス針	マックスNo.10 5×8.4mm 1000本入	1個(1000本入)
	E-1-13	用箋鉄	B4判用	2枚
	E-1-14	クリップ	大(30mm)100本入 プラケース入	1個(100本入)
	E-1-15	荷札	12×6cm 赤枠、シールタイプ 白色	100枚
	E-1-16	タフローブ	ポリエチレン 50mm×400mm 白色	1個
	E-1-17	色ビニールテープ	赤・黄・緑 各1巻 幅19mm×長さ10m	3巻(3種類)
	E-1-18	ガムテープ	幅50mm×長さ25m(布タイプ)	1個
	E-1-19	ノート	A4 40枚	1冊
	E-1-20	計算機	ソーラー 12桁	1個
	E-1-21	事務用はさみ	刃渡り寸法81mm 170×62mm 58g ステンレス製	1個
	E-1-22	ビニール水桶	蓋付きバケツ 5ℓ	1個
	E-1-23	ペンチ	ビクター175mm	1個
	E-1-24	ナイフ	宗近中 2つ折タイプ	1個
	E-1-25	安全ピン	10×57mm 10本入 台紙付き	10個(10本入)
	E-1-26	輪ゴム	100g入 箱入り、44.5mm×70mm×1mm	1箱(100g入)
	E-1-27	直線定規	50cm アクリル製 目盛付	1本
	E-1-28	電池	単一電池4本、単三電池4本 アルカリ	8個(単1単3各4)

内 容 品 内 訳 書

(F)薬物等中毒解毒剤セット(1セット分)

区分	番 号	薬 効 群	規 格	数 量
解 毒	F-1-1	シアン化合物用	3%、0.25mg 10%、20ml	10A
	F-1-2	・亜硝酸アミル ・チオ硫酸ナトリウム		25A
剤	F-2-1	ヒ素化合物・重金属用 ・ジメルカプロール (BAL)	100mg、1ml	10A

(G)小児用医薬品(1セット分)

区分	番 号	薬 効 群	規 格	数 量	
内 服 薬	G-1-1	解熱鎮痛剤	ポントールシロップ	500ml	1本
	G-1-2	抗不安剤	セルシンシロップ	100ml	2本
	G-1-3	消化器官用剤	プリンペランシロップ	500ml	1本
	G-1-4	止しゃ剤、整腸剤	ロペカルド小児用DS	0.05%100g	2本
	G-1-5	下剤	アベリールDS	1% 100g	2本
	G-1-6	鎮咳剤	アストミンシロップ	500ml	1本
	G-1-7	鎮咳剤	LLシロップ	500ml	1本
	G-1-8	抗ヒスタミン剤	ポララミンシロップ	500ml	1本
	G-1-9	抗生物質	ケフラール細粒小児用100mg	100g	2箱
	G-1-10	抗生物質	ビクシリンDS100mg	100g	2箱
	G-1-11	ビタミン剤	調剤用バンピタン末	1kg	1箱
外 用 薬	G-1-12	解熱鎮痛消炎剤	ユニブロン座薬	50mg	100個
	G-1-13	浣腸剤	浣腸剤50%	30ml	20個
器具	G-1-14	メートルグラス		50ml	1本
投薬 容器	G-1-15	投薬容器	シロップ投薬容器	60ml	200個
	G-1-16	投薬容器	軟膏小分容器	10g	200個

### 第13. ヘリポート発着場基準

(注) 次の発着基準により夜間使用の場合をもとに、大・中又は小と区分する。  
 ただし、昼間、小型機の使用のみが可能なところについては、○とする。

区分		昼間使用	夜間使用
項目			
発着場基準	小型		
	中型		
	大型		

(注) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点  
 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

## 第14. 指定文化財一覧

県内所在指定文化財一覧表  
(単位：件) 平成23.5.1現在

区分	計	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	記念物			登録文化財	文化的景観
		小計	建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸	考古	歴史資料			史跡	名勝	天然記念物		
計	(8) 2,825	1,479	565	52	94	3	110	272	211	98	74	9	313	659	40	(8) 323	158	2
国指定	(7) 136	65	30	2	9	0	3	11	5	4	1	1	3	37	7	(7) 21	112	2
県指定	(1) 384	215	45	11	30	0	3	52	57	13	4	4	44	82	3	(1) 36	0	0
市町村指定	2,305	1,199	490	39	55	3	104	209	149	81	69	4	266	540	30	266	46	0

( ) は地域を定めず指定しているものを再掲。

なお、環境保全地区及び登録文化財については計に含めず。

## 第15. ダム、ため池等

### 1. 各機関が管理するダム

#### (1) 電源開発株式会社および知事が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダ ム 形	貯 水 量 m <sup>3</sup>	堤 高 m	堤 長 m
瀬戸石ダム	右岸 球磨郡球磨村大字神瀬字山口853番地 左岸 芦北郡芦北町大字海路字桃木平1,851番地	電源開発株式会社	重力式コンクリート	総貯水量 9,930,000 有効貯水量 2,230,000	26.50	139.35
市房ダム	右岸 球磨郡水上村大字岩野3の6 左岸 球磨郡水上村大字湯山字川端	熊本県知事	同 上	総 〃 40,200,000 有効 〃 35,100,000	78.5	258.50
荒瀬ダム	右岸 八代市坂本町葉木字大門山3,631番地2 左岸 八代市坂本町荒瀬字家ノ上416番地	同 上	同 上	総 〃 10,137,005 有効 〃 2,400,000	25.0	210.80
幸野ダム	右岸 球磨郡水上村高橋355番地 左岸 球磨郡湯前町字焼尾5051番地	同 上	同 上	総 〃 325,900 有効 〃 112,000	21.21	90.49
船津ダム	右岸 下益城郡美里町涌井字折立 左岸 〃 〃 清水字肉伏	同 上	同 上	総 〃 2,495,000 有効 〃 1,070,000	25.5	175.0
天君ダム	右岸 上益城郡御船町大字田代字催合 左岸 上益城郡御船町大字上野字吐合	知 事 御船町長委託	同 上	総 〃 1,660,000 有効 〃 1,340,000	39	197.0
氷川ダム	右岸 八代市泉町下岳字松場 左岸 八代市泉町下岳字矢山	熊本県知事	同 上	総 〃 7,100,000 有効 〃 5,900,000	58.5	202.0
亀川ダム	右岸 天草市栢宇土町道目木3161 左岸 天草市栢宇土町道目木3161	同 上	同 上	総 〃 2,650,000 有効 〃 2,400,000	37	110
清願寺ダム	球磨郡上村大字皆越字獄の谷	知 事 上村長委託	中央コア一型フィルダム	総 〃 3,302,000 有効 〃 2,958,000	60.5	199.4
都呂々ダム	右岸 天草郡苓北町都呂々字光り岩4546 左岸 〃 〃 〃 石和太郎3525	熊本県知事	重力式コンクリート	総 〃 1,360,000 有効 〃 1,160,000	41.8	145
石打ダム	右岸 宇城市三角町中村字八久保 左岸 宇城市三角町中村字落し口	同 上	同 上	総 〃 1,200,000 有効 〃 1,130,000	38.5	256
上津浦ダム	右岸 天草市有明町上津浦 左岸 天草市有明町上津浦	同 上	同 上	総 〃 467,000 有効 〃 440,000	54.0	205

(2) 九州電力株式会社熊本支社が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダム形式	貯水量 m <sup>3</sup>	堤高 m	堤長 m
内 谷 ダ ム	右岸 球磨郡五木村字内谷	"	中央土質しゃ 水壁型ロック フィル	総貯水量	64.0	200.0
	5,383,000					
	左岸 " 字上内谷			有効貯水量		
				3,960,000		
油 谷 ダ ム	右岸 八代市坂本町鮎婦	"	"	総貯水量	82.0	189.2
	5,420,000					
	左岸 " "			有効貯水量		
				3,680,000		
川辺川第一取水堰	右岸 球磨郡五木村字逆瀬川	九州電力 株式会社	可動扉付全越 流型コンクリ ート重力式	総貯水量	11.5	71.5
	224,000					
	左岸 球磨郡五木村字坂木			有効貯水量		
				178,000		
甲 佐 取 水 堰	右岸 下益城郡美里町甲佐平	"	直線可動扉付 全越流型コン クリート重力 式	総貯水量	9.0	85.0
	204,000					
	左岸 " 古閑			有効貯水量		
				141,000		
黒川第一取水堰	右岸 阿蘇市字車婦	"	可動扉付越流 型コンクリ ート重力式	総貯水量	12.2	55.0
	257,500					
	左岸 阿蘇郡南阿蘇村大字 下野			有効貯水量		
				144,300		

(3) 国土交通大臣が管理するダム

名 称	所 在 地	管 理 者	ダム形式	貯水量 m <sup>3</sup>	堤高 m	堤長 m
緑 川 ダ ム	右岸 下益城郡美里町畝野	国土交通省	(主ダム) 重力式コンク リート	総貯水量	76.50	295.30
	46,000,000					
	左岸 " "			有効貯水量		
	大字洞岳			35,200,000		
			(補助ダム) 中央土質心壁 型フィルタイ プ		35.00	244.00

2 えん堤等の防災管理を特に必要とする農業用ため池

	対象 震度	市町村名	施設名称	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益面 積 (ha)	受益戸 数 (戸)	管理者	住所	一次 点検 対象	二次 点検 対象	緊急 点検 対象
<b>農業用ダム(河川法指定)</b>													
上益城	4以上	御船町	天君ダム	39	195	1,661,000	0	0	御船町	御船町高木4197-4	1	1	
球磨	4以上	あさぎり町	清願寺ダム	61	199	3,302,000	520	628	あさぎり町(旧上村)	あさぎり町免田東1199	1	1	
天草	4以上	天草市(本渡市)	楠浦ダム	32	139	1,068,000	274	358	本渡市土地改良区	天草市楠浦町2318	1	1	
	4以上	上天草市(松島町)	教良木ダム	29	108	1,371,000	538	1,404	教良木土地改良区	上天草市松島町合津3538番地3	1	1	
	4以上	天草市(五和町)	五和ダム	37	173	561,000	238	447	五和町土地改良区	天草市五和町御領2943	1	1	
	4以上	天草市(五和町)	五和東部ダム	33	170	720,000	256	732	五和町土地改良区	〃	1	1	
4以上	苓北町	志岐ダム	36	145	803,000	348	575	苓北町土地改良区	苓北町志岐38	1	1		
<b>農業用ため池</b>													
熊本	5以上	熊本市(城南町)	新地ため池	10	350	62,000	8	25	新地水利組合	熊本市城南町鵜瀬1868-39			1
	5以上	熊本市(城南町)	鬼溜池	10	80	87,500	13	26	前田水利組合	熊本市城南町陳内1691			1
	5以上	熊本市(城南町)	宮の下溜池	10	300	70,000	1	5	宮下水利組合	熊本市城南町塚原			1
	5以上	熊本市(植木町)	正院浦下	3	60	10,000	15	34	正院部落	熊本市植木町山本83			1
宇城	5以上	宇土市	瀧(七曲)	6	200	120,000	46	60	網津土地改良区	宇土市網引町1367			1
	5以上	宇土市	花園	12	658	301,000	108	200	花園土地改良区	宇土市松山町1674-2			1
	5以上	宇土市	立岡	9	360	500,000	170	170	花園土地改良区	宇土市松山町1674-2			1
	5以上	宇城市(三角町)	本村	10	120	120,000	60	183	三角町	宇城市三角町波多213-1			1
	5以上	宇城市(松橋町)	萩尾	12	378	916,000	785	800	松橋町外1ヶ町土地改良区	宇城市松橋町大野85			1
	5以上	宇城市(松橋町)	八ツ枝	14	150	360,000	694	360	松橋町外1ヶ町土地改良区	宇城市松橋町大野85			1
	5以上	宇城市(松橋町)	大池溜池(猫迫)	11	140	197,000	80	222	大池溜池水利組合	宇城市松橋町久具2185			1
	5以上	宇城市(松橋町)	笹尾	9	137	75,000	9	65	久具区	宇城市松橋町久具2185			1
	5以上	宇城市(豊野町)	鐘ヶ鼻ため池	13	100	250,000	160	800	豊崎区	宇城市松橋町豊崎738-1			1
	5以上	宇城市(豊野町)	長田ため池	10	70	70,000	20	120	長田ため池水利組合	宇城市豊野町山崎1686-1			1
	5以上	宇城市(豊野町)	六ツ枝ため池	12	45	35,000	30	120	六ツ枝ため池水利組合	宇城市豊野町安見4371-1			1
	5以上	宇城市(豊野町)	外野大堤ため池	12	240	100,000	6	50	大堤ため池水利組合	宇城市豊野町安見553			1
	5以上	宇城市(豊野町)	中尾ため池	12	120	72,000	13	40	中尾ため池水利組合	宇城市豊野町糸石1327			1
	5以上	宇城市(豊野町)	須賀無田ため池	11	100	55,000	15	120	須賀無田ため池水利組合	宇城市豊野町中間221			1
	5以上	宇城市(豊野町)	五反田ため池	10	80	50,000	20	40	五反田ため池水利組合	宇城市豊野町上郷145			1
	5以上	宇城市(豊野町)	沢水ため池	12	40	44,000	50	120	沢水ため池水利組合	宇城市豊野町安見4371-1			1
	5以上	宇城市(豊野町)	池ノ丸ため池	10	120	30,000	6	64	池ノ丸ため池水利組合	宇城市豊野町巢林407			1
	5以上	宇城市(豊野町)	柳谷ため池	10	60	24,000	30	12	柳谷ため池水利組合	宇城市豊野町安見4371-1			1
	5以上	宇城市(豊野町)	尾村ため池	11	50	15,000	10	60	尾村ため池水利組合	宇城市豊野町安見4371-1			1
	5以上	美里町(中央町)	小笹古堤	8	40	4,000	2	6	小笹区	美里町(中央町)小笹976-2			1
	5以上	美里町(砥用町)	興正寺	12	40	12,800	3	20	興正寺水利組合	美里町(砥用町)遠野1536			1
	5以上	美里町(砥用町)	勢井(1)	10	80	12,500	5	40	勢井水利組合	美里町(砥用町)大井早4134			1
5以上	美里町(砥用町)	池の平	10	40	12,000	2	20	田中水利組合	美里町(砥用町)三加1653			1	
5以上	美里町(砥用町)	内山(東)	10	40	4,900	1	20	内山水利組合	美里町(砥用町)清水355			1	
5以上	美里町(砥用町)	勢井(2)	10	20	6,000	2	20	勢井水利組合	美里町(砥用町)大井早4134			1	
玉名	5以上	荒尾市	赤田池	7	70	102,900	43	105	焼石水利組合	荒尾市宮内出目390			1
	5以上	荒尾市	大浦池	6	88	254,000	43	94	蒺麻地区水利組合	荒尾市宮内出目390			1
	5以上	荒尾市	池黒池	6	150	142,000	10	45	池黒池掛水利組合	荒尾市宮内出目390			1
	5以上	玉名市	河原谷	9	70	135,000	53	70	青野本村区	玉名市南坂門田295			1
	5以上	玉名市(岱明町)	浮田上ノ池	5	1,830	228,840	80	200	浮田水利組合	玉名市岱明町野口990-2			1
	5以上	玉名市(岱明町)	浮田中ノ池	6	790	192,070	80	200	浮田水利組合	玉名市岱明町野口990-2			1
	5以上	玉名市(天水町)	立花	3	60	7,000	20	80	立花権方組合	玉名市天水町立花1360			1
	5以上	長洲町	大堤	6	152	145,300	60	80	赤崎・折地・腹赤区	玉名郡長洲町			1
	5以上	和水町(三加和町)	水源A	8	36	113,100	37	30	野中管理組合	和水町上和仁233-4			1
5以上	南関町	長尾ため池	11	31	15,376	10	51	長尾溜池管理組合	南関町大字関町1316			1	
鹿本	5以上	山鹿市	堂ヶ原ため池	5	35	17,000	4	10	堂ヶ原区	山鹿市平山2893			1
	5以上	山鹿市	一ツ目	5	100	100,000	80	170	宮の谷水利組合	山鹿市久原810			1
	5以上	山鹿市	米原	6	55	15,000	8	21	上吉田水利組合	山鹿市上吉田15			1
	5以上	山鹿市	亀ノ甲池	5	50	15,000	8		山鹿水利組合	山鹿市山鹿728-1			1
	5以上	山鹿市	双子池	6	55	20,000	16		山鹿水利組合	山鹿市山鹿728-1			1
	5以上	山鹿市	東野	8	50	20,000	4	100	東野区	山鹿市鹿北町四丁			1
	5以上	山鹿市	浦田	10	80	20,000	15	45	小原水利組合	山鹿市小原2848-3			1
	4以上	山鹿市	湯ノ口	30	161	530,000	72	70	湯ノ口水利組合	山鹿市清生1480			1
	5以上	山鹿市(鹿北町)	山の口	5	50	6,000	3	100	宮澄堤組合	山鹿市鹿北町芋生895			1
	5以上	山鹿市(鹿央町)	持松堤	8	80	35,000	25	96	持松区	山鹿市鹿央町持松106			1
	5以上	山鹿市(鹿央町)	上広古堤	7	350	50,000	30	106	上広区	山鹿市鹿央町広57			1
	5以上	山鹿市(鹿央町)	平井戸堤	4	60	30,000	10	62	下米野区	山鹿市鹿央町合里767			1
5以上	山鹿市(鹿央町)	山口堤	7	50	40,000	20	79	岩原区	山鹿市鹿央町岩原2593-2			1	
5以上	山鹿市(鹿央町)	新堤	8	70	27,000	16	80	米野区	山鹿市鹿央町合里3099			1	



## 2 えん堤等の防災管理を特に必要とする農業用ため池

	対象震度	市町村名	施設名称	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	管理者	住所	一次点検対象	二次点検対象	緊急点検対象
菊池	5以上	菊池市	高野瀬下(大堤)	3	36	6,000	1	2	大堤水利組合	菊池市大字隈府888			1
	5以上	菊池市	茂藤里	4	33	7,000	1	5	池ノ本水利組合	菊池市大字隈府888			1
	5以上	菊池市	寺小野	4	11	4,500	3	15	寺小野区	菊池市大字隈府888			1
	5以上	菊池市	上高星上	5	36	2,000	2	5	水利組合	菊池市大字隈府888			1
	5以上	菊池市	薬師の堤	3	88	4,000	2	3	西屋敷組合	菊池市大字隈府888			1
	4以上	菊池市(旭志村)	湯舟	17	380	362,000	78	143	湯舟水利組合	菊池市志村大字小原240			1
	5以上	大津町	仮宿	13	73	36,000	11	100	平川水利組合	菊池郡大津町平川143			1
	5以上	大津町	大久保ため池	8	350	159,000	0	0	大津町	菊池郡大津町大津1233			1
	4以上	菊陽町、益城町	深迫ダム	19	241	1,172,000	346	527	大菊土地改良区	菊池郡大津町陣内1782-2			1
	5以上	合志市(合志町)	出分堤	7	8	42,000	4	32	福原耕地整理組合	合志市竹迫2140			1
5以上	合志市(西合志町)	丸内	7	220	7,600	24	21	西合志町土地改良区	合志市御代志1661-1			1	
阿蘇	5以上	阿蘇市(阿蘇町)	市ノ川	10	50	90,000	3	20	积水水利組合	阿蘇市阿蘇町大字永草1670			1
	5以上	高森町	別所の堤	5	120	30,000	6	24	別所水利組合	高森町高森2168			1
	5以上	高森町	内山	3	80	8,000	11	34	内山水利組合	高森町高森2168			1
	5以上	高森町	坊ヶ平	7	115	7,800	5	20	坊ヶ平水利組合	高森町高森2168			1
	4以上	西原村	大切畑ダム	23	145	755,000	181	256	小森土地改良区	西原村大字小森3259			1
	5以上	西原村	下小森ため池	6	597	44,000	15	51	小森土地改良区	西原村大字小森3259			1
	5以上	西原村	布田ため池	5	285	22,000	15	45	小鶴水利組合	西原村大字小森3259			1
5以上	西原村	宮山ため池	6	50	6,300	15	44	宮山土地改良組合	西原村大字小森3259			1	
上益城	5以上	御船町	下谷川ため池	10	40	3,000	3	6	上高野水利組合	上益城郡御船町高木4114			1
	5以上	御船町	辺田上ため池	10	60	3,000	2	13	上高野水利組合	上益城郡御船町高木3045-1			1
	5以上	益城町	三王免のため池	7	82	15,000	10	22	大字小池水利組合	上益城郡益城町小池3161			1
	5以上	山都町(旧清和村)	郷野原溜池	12.5	100	30,000	5	12	郷野原ため池組合	上益城郡山都町大字郷野原			1
	5以上	山都町(旧矢部町)	山田ため池	7	65	125,000	24	59	官地(地元管理)	上益城郡山都町大字山田			1
5以上	山都町(旧矢部町)	石堂ため池	11	70	26,000	10		三ヶ水利組合	上益城郡山都町大字三ヶ			1	
芦北	5以上	水俣市	南志水	10	132	46,000	6	20	南志水水利組合	水俣市袋1664-2			1
球磨	5以上	人吉市	梢山	5	50	12,000	6.4	28	ひとよし土地改良区	人吉市瓦屋町2363-2			1
	5以上	湯前町	菘谷	11	132	104,450	89	211	湯前町	湯前町1989-1			1
	5以上	湯前町	大谷	8	40	25,000	11	27	湯前町	湯前町1989-1			1
	5以上	相良村	瀬戸	7	95	84,000	10	31	相良村土地改良区	相良村深水2500-1			1
4以上	球磨村	大久保	15	82	105,000	10	10	大久保農業組合	球磨村大字渡丙1730			1	
天草	5以上	天草市(本渡市)	本泉ため池	10	102	79,500	25	120	本渡市土地改良区	天草市本渡町本戸馬場2930			1
	5以上	天草市(本渡市)	金剛林	11	30	8,000	4		金剛林ため池組合	天草市本渡町			1
	5以上	上天草市(大矢野町)	大正池	3	20	30,000	14	66	亀の迫地区共有	上天草市大矢野町上1514番地			1
	5以上	上天草市(大矢野町)	山田ため池	5	46	4,800	8	26	上天草市姫戸町	上天草市大矢野町上1514番地			1
	4以上	上天草市(姫戸町)	西河内	18	66	16,000	25	66	上天草市姫戸町	上天草市大矢野町上1514番地			1
	5以上	天草市(有明町)	温水溜池	11	62	24,300	5	30	島子西部土地改良区	天草市有明町大島子2808			1
	5以上	天草市(倉岳町)	大権寺	3	40	1,617	19	45	内目地区水利組合	天草市倉岳町棚底1919			1
	5以上	天草市(栖本町)	稚児崎ため池	5	122	6,100	15	20	稚児崎水利組合	天草市栖本町馬場179			1
	5以上	天草市(栖本町)	古江ため池	6.5	48	9,000	21	50	古江水利組合	天草市栖本町馬場179			1
	5以上	天草市(新和町)	昭和ため池	8	75	46,500	14	35	昭和ため池管理組合	天草市新和町小宮地3282			1
	4以上	苓北町	年柄ダム	18	50	21,500	25	29	苓北町土地改良区	苓北町志岐38			1
	5以上	苓北町	西川内第2	12	40	7,000	5	36	西川内水利組合	苓北町志岐660			1
	5以上	天草市(天草町)	馬込池	4	40	6,000	7	55	天草町	天草市天草町高浜乙721-9			1
	5以上	天草市(河浦町)	天中山	4	75	12,000	7	31	本津留水利組合	天草市河浦町新合2053-1			1
5以上	天草市(河浦町)	室ノ迫	4	110	4,200	2	30	室ノ迫ため池組合	天草市河浦町新合773			1	

※災害対策基本法第42条に掲げる市町村地域防災計画に定められている農業用ため池

※堤高が10m以上又は貯水量が10万m3以上

若しくは決壊した場合人的被害を及ぼす恐れがある農業用ため池

3 防災管理を必要とする海岸樋門

振興局	沿岸名	海岸	所在地	水門・陸開名	大きさ	ゲートタイプ	操作方法	開口部	築造年月日	管理者	連絡先
熊本 農政	有明海	飽託	熊本市	沖新樋門	82.0m×H2.0m×6連	フリップ+ロー	エンジン	潮遊池	昭和59年11月	白川西南部土地改良区	熊本市南区野口2丁目1-6 096-357-9470
	有明海	飽託	熊本市	高砂樋門	82.0m×H2.0m×1連	フリップ+ロー	手動	潮遊池	昭和55年7月	高砂土地改良区	熊本市西区沖新町4722 096-329-5575
	有明海	四番	熊本市	除川樋門	82.0m×H2.0m×6連	フリップ+ロー+スライド	エンジン	除川河口部	平成4年7月	熊本市役所経済振興局農林水産振興部鮎田出張所	熊本市南区会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	四番	熊本市	乙島口樋門	82.0m×H2.55m×2連	フリップ+ロー	エンジン	潮遊池	平成15年8月	熊本市役所経済振興局農林水産振興部鮎田出張所	熊本市南区会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	四番	熊本市	千間江湖樋門	81.8m×H1.8m×2連 B13.5m×H3.87m	フリップ+スライド+ロー	電動	千間江湖川河口部	平成6年3月	熊本市役所経済振興局農林水産振興部鮎田出張所	熊本市南区会富町1333-1 096-227-1842
	有明海	海路口	熊本市	浦田樋門	82.0m×H1.5m×4連	フリップ+ロー+スライド	電動	潮遊池	平成10年6月	天明土地改良区	熊本市南区奥古閑町1905-1 096-223-0204
				6箇所							
宇城	有明海	網田	宇土市	梅岡樋門	81.8m×H2.2m×3連	フリップ+スライド	手動	潮遊池	平成9年8月	網田新地土地改良区	宇土市上綱田町297-2 (宇土市綱田支所内) 0964-27-1111
	有明海	住吉	宇土市	住吉樋門	81.8m×H2.6m×3連	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和51年3月	網津土地改良区	宇土市住吉678 0964-25-0811
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第1号樋門	82.0m×H2.8m×2連 82.0m×H2.8m×2連	フリップ+スライド+スライド	手動	潮遊池	昭和57年7月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市経済部農林水産課農林建設係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第2号樋門	82.0m×H2.8m×2連 82.0m×H2.8m×2連	フリップ+スライド+スライド	電動	五丁川河口部	昭和53年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市経済部農林水産課農林建設係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第3号樋門	82.2m×H2.5m×6連	フリップ	手動	五丁川河口部	昭和37年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市経済部農林水産課農林建設係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第4号樋門	82.0m×H2.0m×6連	フリップ+スライド	電動	五丁川河口部	平成5年6月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市経済部農林水産課農林建設係) 0964-32-1111
	八代海	豊川	宇城市松橋町	豊川第5号樋門	83.0m×H2.0m 81.5m×H2.0m×2連	フリップ+スライド+スライド	電動	潮遊池	昭和54年3月	宇城市	宇城市松橋町大野85 (宇城市経済部農林水産課農林建設係) 0964-32-1111
	八代海	塩屋浦	宇城市不知火町	塩屋浦樋門	81.7m×H1.9m	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和46年3月	塩屋浦区	宇城市不知火町長崎1253-76 0964-33-7411
	八代海	松合	宇城市不知火町	丸山樋門1号	81.8m×H1.5m	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和37年3月	大見区	宇城市不知火町大見2089 0964-42-3119
	八代海	松合	宇城市不知火町	小崎樋門2号	81.8m×H1.5m	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和37年3月	大見区	宇城市不知火町大見2089 0964-42-3119
	八代海	松合	宇城市不知火町	救の浦樋門	81.6m×H2.1m×2連	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和53年3月	上げ区	宇城市不知火町松合904-1 0964-42-2418
	八代海	大口	宇城市三角町	大口樋門	82.0m×H2.0m×2連 82.0m×H2.0m×2連	フリップ+ロー+スライド+ロー	手動	潮遊池	昭和58年3月	大口区	宇城市三角町大口854 0964-54-0688
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦1号樋門	80.6m×H1.0m	フリップ	手動	潮遊池	平成2年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦2号樋門	81.5m×H1.5m	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和58年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	里浦	宇城市三角町	里浦3号樋門	81.0m×H1.0m	フリップ	手動	潮遊池	平成元年3月	里浦区	宇城市三角町里浦340 0964-54-0670
	八代海	戸馳	宇城市三角町	山の神樋門	81.0m×H1.0m	フリップ+スライド	手動	潮遊池	昭和63年12月	宇城市	宇城市三角町大字波多213-1 (宇城市三角支所経済課農林水産課) 0964-53-1111
八代海	片島	宇城市三角町	片島樋門	82.0m×H2.0m×2連 82.5m×H2.0m×2連	フリップ+ロー+スライド+ロー	手動	潮遊池	昭和62年10月	宇城市	宇城市三角町大字波多213-1 (宇城市三角支所経済課農林水産課) 0964-53-1111	
				17箇所							
玉名	有明海	鍋	玉名市位明町	大正開第1樋門	81.8m×H1.8m	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和42年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市位明町	大正開第2樋門	81.8m×H1.8m	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和34年	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市位明町	大正開第3樋門	81.5m×H1.5m×2連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和55年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	鍋	玉名市位明町	新川樋門	81.3m×H2.0m×2連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和39年3月	玉名市	玉名市繁根木163 (玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	鍋	玉名市位明町	行末樋門	82.0m×H3.4m×9連	ロー+フリップ	エンジン	行末川	昭和37年11月	玉名市・長洲町	玉名市繁根木163 (玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126 玉名市長洲町大字長洲2766 (長洲町建設局) 0888-78-3265
	有明海	小白	玉名市天水町	小白樋門	82.0m×H1.8m×2連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和51年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	受免	玉名市天水町	受免樋門	82.0m×H2.0m×4連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和49年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	受免	玉名市天水町	枅方樋門	81.8m×H2.3m×5連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和54年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	共和	玉名市	共和樋門	81.8m×H2.5m×2連	スライド+フリップ	電動	潮遊池	昭和44年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	共和	玉名市	共和第2樋門	81.2m×H1.2m×2連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和48年	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	高道	玉名市	塩浜樋門	81.8m×H2.0m×10連	スライド+フリップ	エンジン	境川	昭和45年3月	玉名平野土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	高道	玉名市位明町	塩浜第2樋門	81.2m×H1.2m×2連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和51年	玉名市	玉名市繁根木163 (玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	高道	玉名市位明町	大相樋門	81.8m×H2.5m	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和41年3月	玉名市	玉名市繁根木163 (玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	高道	玉名市位明町	長保樋門	82.0m×H2.7m×3連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和34年3月	玉名市	玉名市繁根木163 (玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
	有明海	玉名・横島	玉名市	有明樋門	81.8m×H2.2m×1連	ロー+フリップ	電動	潮遊池	昭和50年6月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	玉名・横島	玉名市横島町	横島第1号樋門	83.0m×H2.0m×8連	ロー+フリップ	電動・手動	潮遊池	平成17年	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128
有明海	玉名・横島	玉名市横島町	横島第2号樋門	82.0m×H1.8m×12連	スライド+フリップ	電動・手動	潮遊池	昭和40年	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128	
有明海	玉名・横島	玉名市横島町	大豊樋門	81.8m×H2.5m×2連	スライド+フリップ	手動	潮遊池	昭和41年3月	玉名市土地改良区	玉名市繁根木163玉名市役所内0968-75-1128	

振興局	沿岸名	海岸	所在地	水門・陸開名	大きさ	ゲートタイプ	操作方法	開口部	築造年月日	管理者	連絡先
玉名	有明海	玉名・横島	玉名市横島町	大開樋門	B1.8m×H2.5m×3連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和49年3月	玉名市土地改良区	玉名市紫根木163玉名市役所内0968-75-1128
	有明海	玉名・横島	玉名市横島町・天水町	唐人川防潮樋門	B15.0m×H5.5m×3連 B7.5m×H6.0m×1連	0-1-	電動	唐人川	昭和48年3月	玉名市	玉名市紫根木163(玉名市産業経済部農林水産政策課) 0968-75-1126
				20箇所							
八代	八代海	洲口	八代市	洲口樋門	B1.6m×H2.3m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和47年11月	洲口農家水利組合	八代市二見瀬口 0965-38-0865
	八代海	日奈久	八代市	日奈久樋門	B1.5m×H1.5m×1連	0-1+777	手動	潮遊池	平成12年	日奈久干拓土地改良区	八代市日奈久栄町 099-1872-8113
	八代海	金剛	八代市	金剛第1号樋門	B2.0m×H2.4m×2連 B3.0m×H2.4m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	平成2年10月	八の字土地改良区	八代市三江瀬町1399 0965-35-9658
	八代海	金剛	八代市	金剛第2号樋門	B3.0m×H2.3m×2連 B2.0m×H2.3m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和61年3月	八の字土地改良区	八代市三江瀬町1399 0965-35-9658
	八代海	郡築	八代市	郡築7番樋門	B2.1m×H2.3m×4連 B3.0m×H2.3m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和55年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築9番樋門	B2.1m×H2.3m×2連 B3.0m×H2.3m×2連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和61年10月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築10番樋門	B2.1m×H2.3m×4連 B3.0m×H2.3m×1連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和50年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	郡築	八代市	郡築11番樋門	B2.1m×H2.3m×4連 B3.0m×H2.3m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和58年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	昭和第1号樋門	B2.15m×H2.3m×4連 B3.15m×H2.3m×2連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和49年10月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	昭和第2号樋門	B2.15m×H2.3m×4連 B3.15m×H2.3m×2連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和51年10月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	昭和	八代市	大船樋門	B5.0m×H2.5m×8連 B5.0m×H2.5m×6連 B15.0m×H2.1m	0-1+777 0-1+749 0-1-	手動	大船川河口部	昭和58年9月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第1号樋門	B2.15m×H2.3m×6連 B3.15m×H2.3m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和48年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第2号樋門	B2.15m×H2.3m×6連 B3.15m×H2.3m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和45年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	東区樋門	B2.75m×H2.5m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和63年5月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	文政第3号樋門	B2.5m×H2.3m×5連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和47年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	南横江樋門	B3.5m×H2.0m×2連 B2.0m×H2.0m×2連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	平成6年10月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	文政	八代市鏡町	横江樋門	B2.0m×H2.0m×2連 B2.4m×H2.0m×2連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和58年3月	八代平野北部土地改良区	八代市海士江町2890-1 0965-34-5454
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	八間川第1号樋門	B2.0m×H2.7m×4連 B3.2m×H2.7m×4連	0-1+777 0-1+749	手動	八間川河口部(潮遊池)	昭和62年11月	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	和鹿島第3号樋門	B2.0m×H2.5m×7連	0-1+777 0-1+749	手動	潮遊池	昭和40年	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
	八代海	和鹿島	八代郡水川町	八間川第2号樋門	B2.4m×H2.7m×2連 B3.2m×H2.7m×5連	0-1+777 0-1+749	手動	八間川河口部(潮遊池)	平成6年6月	水川土地改良区	八代郡水川町島地651 0965-52-2452
				20箇所							
天草	八代海	池の迫	上天草市大矢野町	荒木浜第1樋門	B2.0m×H2.5m×5連	0-1+777	手動	潮遊池	平成4年10月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	八代海	池の迫	上天草市大矢野町	野米	B2.1m×H2.1m	0-1+777	手動	潮遊池	平成7年9月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	有明海	隼之女	上天草市大矢野町	隼之女第1樋門	B2.0m×H2.5m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和53年3月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	有明海	隼之女	上天草市大矢野町	隼之女第2樋門	B2.0m×H2.5m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和52年3月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	八代海	千崎	上天草市大矢野町	千崎樋門	B2.0m×H1.5m	0-1+777	手動	潮遊池	昭和47年3月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	有明海	北前島	上天草市松島町	北前島樋門	B1.0m×H1.5m	0-1+777	手動	潮遊池	昭和61年3月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	有明海	西目	上天草市松島町	西目第1樋門	B1.8m×H2.0m	777	手動	潮遊池	昭和41年10月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	有明海	西目	上天草市松島町	西目第2樋門	B1.5m×H2.0m	0-1+777	手動	潮遊池	昭和51年3月	上天草市	上天草市大矢野町1514(上天草市経済振興部農林水産課) 0964-56-1111
	八代海	古江	天草市橋本町	古江第1樋門	B1.2m×H1.5m	777	手動	潮遊池	昭和58年7月	内湯地区	橋本町大字古江541-2 0969-66-2717
	八代海	古江	天草市橋本町	古江第2樋門	B0.8m×H0.6m	777	手動	潮遊池	昭和36年3月	内湯地区	橋本町大字古江541-2 0969-66-2717
	八代海	橋本	天草市橋本町	橋本第1樋門	B1.6m×H2.0m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和45年3月	西浦地区	橋本町大字湯船原1564 0969-66-2717
	八代海	橋本	天草市橋本町	橋本第2樋門	B1.75m×H2.2m	0-1+777	手動	潮遊池	平成12年1月	JAあまくさ橋本	橋本町大字馬場9-5 0969-66-2014
	八代海	白洲	天草市橋本町	白洲樋門	B2.2m×H2.5m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	平成14年1月	新白洲干拓組合	橋本町大字馬場3126 0969-66-2311
	八代海	立浦	天草市本渡橋浦町	立浦樋門	B1.5m×H2.0m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和58年3月	立浦新田耕作組合	本渡市橋浦町4309 0969-23-1478
	八代海	天附	天草市新和町	天附樋門	B1.6m×H2.0m	0-1+777	手動	潮遊池	昭和45年3月	太多尾新田地区	新和町太尾4047 0969-46-1416
	八代海	宮地ヶ浦	天草市新和町	宮地浦第1樋門	B1.8m×H2.0m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	昭和54年3月	宮地浦新田地区	新和町小宮地8942 0969-46-2648
	八代海	宮地ヶ浦	天草市新和町	宮地浦第2樋門	B1.5m×H2.0m	777	手動	潮遊池	昭和35年3月	浦新田地区	新和町小宮地9672 0969-46-3326
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第1樋門	B2.0m×H2.0m×3連	0-1+777	手動	潮遊池	平成9年1月	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第2樋門	B1.6m×H2.0m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	平成7年	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	二浦	天草市河浦町	路木第3樋門	B1.8m×H2.3m	777	手動	潮遊池	昭和53年	路木新田組合	河浦町路木3074-5 0969-76-1325
	天草西	古江	天草市河浦町	古江樋門	B2.0m×H2.5m×2連	0-1+777	手動	潮遊池	平成3年3月	古江新田組合	河浦町久留2202 0969-76-1071
	天草西	一町田	天草市河浦町	白木河内樋門	B2.6m×H2.60m×3連	0-1+777	手動	白木河内川河口部	昭和56年4月	白木河内新田組合	河浦町白木河内2124 0969-76-0123

振興局	沿岸名	海岸	所在地	水門・陸開名	大きさ	ゲートタイプ	操作方法	開口部	築造年月日	管理者	連絡先
天草	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第1樋門	B2.1m×H2.5m*2連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和58年3月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第2樋門	B2.1m×H2.5m	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和57年3月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	一町田	天草市河浦町	久留第3樋門	B2.4m×H3.0m*2連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	平成3年5月	久留外新田組合	河浦町久留190-5 0969-76-1174
	天草西	釜	天草市河浦町	釜樋門	B2.0m×H2.5m*2連	ロー+フリップ	手動	潮遊池	昭和32年	釜新田組合	河浦町河浦1702 0969-76-1035
				26箇所							

第16. 危険物等

1. 危険物製造所等の現況

(1) 製造所等の件数

(平成24年3月31日現在)

製造所等の別 消防本部	合 計	製 造 所	貯 蔵 所									取 扱 所					事 業 所
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	貯 蔵 所	貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 取 扱 種 所	
熊本市消防局	1,015	2	627	131	37	32	310	2	99	16	386	260	6	2		118	698
宇城広域連合	558	5	306	39	92	7	109		53	6	247	161	2		84	252	
山鹿植木広域行政事務組合	316		177	26	35	4	68		41	3	139	96		2	41	213	
人吉下球磨消防組合	254	1	150	29	26	4	60	1	26	4	103	64	1		38	174	
上益城消防組合	191		88	10	11	1	50		11	5	103	70			33	140	
上球磨消防組合	88		46	3	16		9		18		42	32	1		9	56	
八代広域行政事務組合	924	7	645	51	234	8	102		233	17	272	123	3	1	8	137	304
阿蘇広域行政事務組合	305	4	194	18	24	5	122		18	7	107	73			34	195	
高遊原南消防組合	134	1	79	19	11	2	27		18	2	54	37			17	73	
有明広域行政事務組合	585	5	313	51	89	10	126	2	30	5	267	144			123	271	
水俣芦北広域行政事務組合	389	15	276	31	150	7	41		38	9	98	43			1	54	98
天草広域連合	560		318	56	115	5	73	1	47	21	242	190	7		45	306	
菊池広域連合	632		393	84	74	13	153		61	8	239	130			109	340	
計	5,951	40	3,612	548	914	98	1,250	6	693	103	2,299	1,423	20	5	9	842	3,120

## (2) 危険物大量保有事業所

事業所名	所在地	危険物の種類	最大数量(貯蔵又は取扱)	電話番号
メルシャン㈱八代工場	八代市三楽町3-1	第4類	8,881.1kl	(0965) 32-5121
メルシャン㈱八代工場 アルコール蔵置場	八代市港町72	第4類	5,155kl	(0965) 37-0487
松岡石油㈱ ケミカルタンクヤード	八代市港町70	第4類	4,903.7kl	(0965) 37-2171
東西オイルターミナル ㈱八代第一油槽所	八代市大島町5058	第4類	47,110kl	(0965) 37-0121
シヅハノンオイルネットワーク㈱ 八代油槽所	八代市大島町5057	第4類	28,844kl	(0965) 37-0858
東西オイルターミナル ㈱八代第二油槽所	八代市大島町5062	第4類	26,665kl	(0965) 37-0258
出光興産㈱八代油槽所	八代市大島町5053	第4類	24,240kl	(0965) 37-0311
JNC(株)水俣製造所	水俣市野口町1-1 (水俣製造所)	第3類 第4類	755,584kg 7,848.9kl	(0966) 63-2111
JNC(株)水俣製造所	水俣市野口町1-1 梅戸(流体管理)	第4類	3,087kl	〃
日本アルコール産業㈱ 水俣作業所	水俣市月浦前田54-86	第4類	12,328kl	(0966) 62-3713
日本合成化学工業㈱ 熊本事業所	宇土市築籠町221	第3類 第4類 第5類	36kg 5,637kl 2,417kg	(0964) 22-0850
松藤商事㈱三角事業所	宇城市三角町三角浦字 本島134-1	第4類	3,779.1kl	(0964) 52-3051
九州電力㈱ 苓北発電所	天草郡苓北町大字年柄字 苓陽1091	第4類	15,944.9kl	(0969) 35-2131

(注)消防法別表に掲げる指定数量の5,000倍以上の危険物を製造、貯蔵又は取扱う事業所を掲載

2高圧ガス製造事業所等の現況

(1)製造事業所等の市町村別件数

(平成24年3月1日現在)

	一般高圧ガス				一般高圧ガス 液化石油ガス(LP)				液化石油ガス(LP)				冷凍 (アンモニア)	
	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵所	第二種 貯蔵所	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵所	第二種 貯蔵所	第一種 製造	第二種 製造	第一種 貯蔵所	第二種 貯蔵所	第一種 製造	第二種 製造
熊本市	19	90	5	23	1		6		20	2	3		2	3
八代市	6	40	2	6			3		5		4		1	1
人吉市		3	1	1					5		1			
荒尾市	1	8	2	4	1		2		2		1			
水俣市	4	7		2					1		1			
玉名市	2	6	1						1		1			
天草市	1	16	2	5			1		9					
山鹿市	1	10		6					4					
菊池市	2	11		6			4		2		3		1	
宇土市	8	5	1	3	1		1		2					
上天草市		7		4					1					
宇城市	4	12		5					3		3			
阿蘇市		8		4				1	3					
合志市	6	11	4	3							1			
美里町		3		2					1					
玉東町		3		1										
和水町	1	3						1			2			
南関町	2	6	1	3					1		2			
長洲町	1	5		2	4		2							
大津町	6	8	2	6			1				1			
菊陽町	2	6		2				1	3		1	1		1
南小国町														
小国町		1		1					1					
産山町														
高森町									1		1			
西原村		3		2	1			1	1					
南阿蘇村		2									1			
御船町	1	2		1			1							
嘉島町	5	1	1				2		1				1	
益城町	1	11		3							1			
甲佐町		2									1			
山都町		2		1										
氷川町		5												
芦北町	1	2		2			1				1			
津奈木町	1	1		1										
錦町		1		1			1							
あさぎり町	1	1							1					
多良木町		2							1					
湯前町														
水上村														
相良村		1		1										
五木村														
山江村														
球磨村														
苓北町		4	1				1				2			
合計	76	309	23	101	8	0	26	4	69	2	31	1	5	5

※第一種は、高圧ガス保安法により許可を受けた事業所。第二種は、届出を行った事業所となっている。

## (2)一般高圧ガス・液化石油ガス第一種製造所(可燃性ガス・毒性ガス) 平成24年3月1日現在

事業所名称	事業所所在地	製造区分
株式会社JSP九州工場	熊本市北区植木町宮原553番地	液石
株式会社エコア 熊本No.1オートガスステーション	熊本市東区尾ノ上1丁目5-18	液石
株式会社エコア 熊本No.2オートガスステーション	熊本市中央区南熊本3丁目6-17	液石
株式会社エコア 熊本北部充填所	熊本市北区大窪2丁目10番8号	液石
株式会社エコア 熊本充填所	熊本市中央区萩原町1番4号	液石
株式会社九州高圧容器検査所	熊本市北区龍田町弓削601-4	液石
九州石油ガス株式会社熊本オフィス	熊本市東区長嶺東6丁目30番27号	液石
熊本石油株式会社健軍エコステーション	熊本市東区若葉2-1-1	液石
熊本石油株式会社清水エコステーション	熊本市北区清水本町17-23	液石
株式会社熊本中央ガスセンター	熊本市中央区萩原町1番4号	液石
株式会社熊本LPGセンター	熊本市中央区萩原町14番地1号	液石
熊本クミアイプロパン株式会社城北配送センター	熊本市北区植木町石川柿平240-3	液石
熊本県タクシー事業協同組合 LPガススタンド	熊本市南区田井島1丁目8番1号	液石
熊本石油株式会社熊本充填センター	熊本市西区上熊本2丁目8-36	液石
熊本石油株式会社春日オートガススタンド	熊本市西区蓮台寺4丁目193-3	液石
株式会社三愛ガスサービス 熊本事業所	熊本市東区戸島町881-1	液石
福岡酸素株式会社熊本支社	熊本市中央区八王寺町13番72号	液石
株式会社ホームエネルギー南九州 熊本センター	熊本市南区城南町今吉野1246-1	液石
堀石油ガス株式会社植木LPG充填所	熊本市北区植木町鞍掛牛相71-1	液石
本荘エコステーション(東光石油株式会社)	熊本市中央区本荘5丁目14番18号	一般
株式会社Misumi 2号清水オートガスサービスショップ	熊本市北区高平3丁目41-1	液石
株式会社Misumi 熊本充填工場	熊本市東区長嶺南6丁目6番40号	液石
株式会社興人 八代工場	八代市興国町1番1号	一般



事業所名称	事業所所在地	製造区分
株式会社城南プロパンガス商会	八代市旭中央通17-9	液石
有限会社大和商事第2オートガススタンド	八代市海士江町字下城2738-1	液石
有限会社大和商事	八代市新開町3-80	液石
福岡酸素株式会社八代出張所	八代市郡築1番町1番地1号	液石
株式会社Misumi 八代基地	八代市大島町5059	液石
熊本石油株式会社人吉充填所	人吉市中青井町字間町404-2	液石
株式会社Misumi 人吉オートガスサービスショップ	人吉市中青井町373-2	液石
株式会社Misumi 人吉充填所	人吉市中青井町373-2	液石
南九州マルキ株式会社人吉支店	人吉市下漆田町1707-1	液石
株式会社ホームエネルギー南九州 人吉センター	人吉市下漆田町1707番地1	液石
株式会社有明液化瓦斯	荒尾市平山2086	液石
福岡酸素株式会社荒尾工場	荒尾市万田字境崎1545番地	液石
株式会社フォーネストガス	荒尾市万田字境崎1545	液石
熊本オキシトン株式会社水俣工場	水俣市野口町1番1号	一般
JNC株式会社水俣製造所	水俣市野口町1番1号	一般
株式会社Misumi 水俣充填所	水俣市長野町530-1	液石
大牟田ガスエネルギー株式会社 玉名営業所	玉名市岱明町下前原字西原611	液石
株式会社ブリヂストン 熊本工場	玉名市河崎600番地	一般
天草エネルギー株式会社LPGステーション	天草市楠浦町字掛場134-2	液石
天草石油株式会社	天草市佐伊津町字四ツ枝1171-1	液石
熊本クミアイプロパン株式会社天草配送センター	天草市栢宇土町122-1	液石
熊本石油株式会社牛深充填所	天草市牛深町辰ヶ越141	液石

事業所名称	事業所所在地	製造区分
熊本石油株式会社天草充填所	天草市港町2-13	液石
本渡マルキ株式会社本町充填工場	天草市本町大字下河内字長田1327-1	液石
本渡マルキ株式会社オートスタンド	天草市本渡町本渡馬場字西の久保1500-3	液石
本渡液化ガス株式会社	天草市港町18-6	液石
本渡液化ガス株式会社供給センター	天草市佐伊津町字水の元3413-11	液石
石原プロパン株式会社	山鹿市南島字赤根943	液石
小川食品株式会社九州工場	山鹿市方保田六田2126番地	液石
鹿本農業協同組合 LPガス充填基地	山鹿市杉字吉原869	液石
株式会社ホームエネルギー南九州山鹿センター	山鹿市古閑字辻1352-1	液石
株式会社菊池自動車学校	菊池市大字木柑子1427番地	液石
南九州マルキ株式会社 菊池営業所	菊池市隈府439	液石
大阪製鐵株式会社西日本熊本工場	宇土市境目町300番地	液石
熊本石油株式会社宇土充填所	宇土市三拾町野原139	液石
日通エネルギー九州株式会社熊本支店	宇土市三拾町字野原155	液石
日本合成化学工業株式会社生産技術本部 熊本工場	宇土市築籠町221番地	一般
九州エア・ウォーター株式会社 南九州支店 熊本工場	宇土市境目町300番地	一般
天草石油株式会社松島出張所	上天草市松島町合津4211-15	液石
熊本クミアイプロパン株式会社城南配送センター	宇城市松橋町浦川内802-1	液石
有限会社小林工業所	宇城市松橋町内田344-3	液石
山崎製パン株式会社 熊本工場	宇城市松橋町浦川内2388番地	液石
熊本クミアイプロパン株式会社阿蘇配送センター	阿蘇市一の宮町大字坂梨字北豆塚2467-1	液石
熊本石油株式会社阿蘇充填所	阿蘇市黒川1499	液石

事業所名称	事業所所在地	製造区分
フルキ石油株式会社	阿蘇市一の宮町宮地4732	液石
合資会社ひげや LPガス充填工場	下益城郡美里町永富字森の前2300	液石
有限会社三光産業	玉名郡南関町関外目字松田1510	液石
内村酸素株式会社有明ガスセンター	玉名郡長洲町清源寺字川西620-1	液石
不二ライトメタル株式会社	玉名郡長洲町長洲2168番地	液石
株式会社LIXIL 有明工場	玉名郡長洲町大字名石浜25番地	液石
ユニバーサル造船株式会社有明事業所	玉名郡長洲町大字有明1番地	液石
熊本高圧工業株式会社	菊池郡菊陽町津久礼2678	液石
九州新日石ガス株式会社熊本支店	菊池郡菊陽町原水5592-4	液石
株式会社ツバメガスサービス熊本	菊池郡菊陽町光の森7丁目51番地8	液石
株式会社小国資源開発 小国ガスサービスセンター	阿蘇郡小国町宮原2756	液石
高森ガス販売株式会社	阿蘇郡高森町高森1577	液石
株式会社インターナショナル・ケミカル	阿蘇郡西原村鳥子字梅香口312-9	液石
株式会社共和 熊本工場	阿蘇郡西原村大字鳥子312番地の12	液石
熊本県エネルギー開発有限会社	上益城郡嘉島町鯨字中鶴2138	液石
サントリー九州熊本工場天然ガススタンド(臼杵運送株	上益城郡嘉島町大字北甘木字八幡水478	一般
熊本クミアイプロパン株式会社球磨配送センター	球磨郡あさぎり町免田西2592番地7	液石
株式会社東京理化工業所 熊本工場	球磨郡多良木町大字多良木松尾8772-51	液石

(3)一般高圧ガス・液化石油ガス第一種貯蔵所  
(※不活性ガス除く)

平成24年3月1日現在

事業所名称	事業所所在地	貯蔵区分
アイシン九州株式会社	熊本市城南町舞原西500番地	一般+液石
イワタニ熊本ガスセンター株式会社	熊本市城南町今吉野1246番地1	一般+液石
医療法人 熊本市医師会 熊本地域医療センター	熊本市本荘5丁目16番10号	一般
熊本酸素株式会社	熊本市下硯川町2205	一般+液石
熊本市立 熊本市民病院	熊本市湖東1丁目1番60号	一般
独立行政法人 国立病院機構 熊本医療センター	熊本市二の丸1番5号	一般
昭和電工株式会社熊本ガスセンター	熊本市城南町鰐瀬1808-27	一般
東横化学株式会社九州ガスセンター	熊本市八幡町1丁目1番1号	一般
東横化学株式会社九州支社	熊本市白藤三丁目2番22号	一般+液石
福岡酸素株式会社熊本支社	熊本市八王寺町13番72号	一般+液石
株式会社リョーユーパン 熊本工場	熊本市植木町舞尾671番地	一般+液石
アイシン九州キャスティング株式会社	熊本市城南町舞原1227番地1	液石
株式会社どんどんライス 熊本本部	熊本市会富町46番地	液石
株式会社 西川印刷 植木工場	熊本市植木町色出字松葉540番地1	液石
YKK AP株式会社九州事業所	八代市港町1丁目10番地	一般+液石
株式会社ニヤクコーポレーション 九州支店 中九州センター	八代市大島町5055番地	液石
福岡酸素株式会社八代出張所	八代市郡築1番町1番地1号	一般
まるしん運送株式会社	八代市大島町5071番地1	液石
九州エア・ウォーター株式会社 南九州支店 八代営業所	八代市新開町3-3-44	一般+液石
健康保険 八代総合病院	八代市松江城町2番26号	一般
八代ニチハ株式会社	八代市港町2丁目2番4号	一般+液石
ヤマハ熊本プロダクツ株式会社	八代市新港町4丁目8番地	液石
吉住酸素工業株式会社新港工場	八代市新港町1丁目7番8号	一般+液石
フィルテクノス株式会社 八代工場	八代市興国町1-2	液石
株式会社メタルエース	人吉市蟹作町300番地	液石
有限会社 ミズノ	人吉市上林町字大坪1415番地	一般

事業所名称	事業所所在地	貯蔵区分
荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600番地	一般
九州クオーツ株式会社	荒尾市高浜字柿原1978番地	一般+液石
三光株式会社	荒尾市増永1850	一般+液石
三光株式会社 有明工場	荒尾市大島字新四ツ山1723外	液石
西日本高圧瓦斯株式会社熊本営業所	荒尾市高浜字北の後310番地14	一般
河村電器産業株式会社	水俣市桜ヶ丘町395番地	液石
凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部 製造統括本部 熊本	玉名市伊倉北方800番地	一般
熊本石油株式会社玉名ガスセンター	玉名市岱明町下河原1130-1	液石
株式会社アコー	天草市佐伊津3413-9	一般
合資会社 天草酸素	天草市亀場町食場字中友尻959	一般+液石
社団法人天草郡市医師会 天草地域医療センター	天草市亀場町大字食場字地蔵園854	一般
九州柳河精機株式会社	菊池市旭志大字川辺1106-1	一般+液石
極陽セミコンダクターズ株式会社泗水事業所	菊池市泗水町住吉1576-1	一般+液石
株式会社山田製作所 熊本工場	菊池市旭志大字川辺1061-5	一般+液石
熊本県酪農業協同組合連合会	菊池市泗水町字亀尾3533	液石
熊本県酪農業協同組合連合会	菊池市泗水町大字永字図師窪1467番地1	液石
熊本石油株式会社菊池ガスセンター	菊池市野間口字大道端510-1	液石
株式会社 サンユウ九州	菊池市七城町蘇崎1196番地8	一般+液石
福岡酸素株式会社宇城出張所	宇土市馬之瀬町459番地	一般+液石
九州エア・ウォーター株式会社 南九州支店 熊本工場	宇土市境目町300番地	一般
株式会社九州フジパン熊本工場	宇城市松橋町大字竹崎字浜田1935-2	液石
豊運輸株式会社 熊本営業所	宇城市松橋町浦川内1643-2	液石
株式会社 永井運送	宇城市松橋町曲野2746番地	液石
極陽セミコンダクターズ株式会社	合志市御代志1001番地11	一般
合志技研工業株式会社	合志市豊岡1280番地	液石

事業所名称	事業所所在地	貯蔵区分
日本エア・リキード株式会社 南九州支店	合志市大字福原字三ツ迫1-32	一般
日本エア・リキード株式会社 熊本ガスセンター	合志市福原字三ツ迫1番33号	一般
西部ガス熊本工場 LNGローリ駐車場	合志市福原3120	一般
ニシヨリ株式会社繊維事業部 熊本工場	玉名郡和水町竈門1855番地	液石
ホテイヤ株式会社ソイール事業部 熊本工場	玉名郡和水町久井原1920番地	液石
協同組合 金型プラザ	玉名郡南関町大字下坂下1683番地4	液石
富士電機システムズ株式会社 太陽電池 熊本工場	玉名郡南関町大字肥猪字猿ヶ浦4003-1	一般
エイティー九州株式会社	玉名郡南関町下坂下1860番地1	液石
内村酸素株式会社有明ガスセンター	玉名郡長洲町清源寺字川西620-1	一般+液石
九州オーエム株式会社	玉名郡長洲町大字名石浜6番地	一般+液石
信越石英株式会社九州工場	菊池郡大津町大字大津字土井ノ内56番地1	一般
株式会社東洋新薬 熊本工場	菊池郡大津町高尾野字平成272-5	液石
濱田重工株式会社 シリコンウェハー事業部 熊本工場	菊池郡大津町大字高尾野272-8	一般+液石
株式会社巴商会 熊本営業所	菊池郡大津町大字杉水字水口3318番1	一般
医療法人 芳和会 菊陽病院	菊池郡菊陽町原水5587	液石
株式会社青山製作所 熊本工場	阿蘇郡高森町大字高森字豆塚2141番地の5	液石
株式会社阿蘇ファームランド	阿蘇郡南阿蘇村河陽5579番地の3	液石
株式会社光栄	上益城郡御船町大字高木1922	一般+液石
旭千代田工業株式会社熊本工場	上益城郡嘉島町大字井寺431-1	一般+液石
内村酸素株式会社嘉島事業所	上益城郡嘉島町大字上仲間227-9	一般+液石
ウエルディングガス九州株式会社 熊本営業所	上益城郡嘉島町大字上中間字塘添394-1	一般
株式会社井関 熊本製造所	上益城郡益城町安永1400番地	液石
株式会社ヤマキフーズ 熊本工場	上益城郡甲佐町早川2100-1	液石
社会福祉法人 志友会 くまもと芦北療育医療センター	芦北郡芦北町芦北2813番地	一般+液石
レヴアル株式会社	芦北郡芦北町豊岡5	液石

事業所名称	事業所所在地	貯蔵区分
九州武蔵精密株式会社	球磨郡錦町一武狩政下2605-7	一般+液石
医療法人社団稲穂会 天草慈恵病院	天草郡苓北町上津深江278-10	一般+液石
九州電力株式会社苓北発電所	天草郡苓北町大字年柄字苓陽1091	一般
社会福祉法人 慈永会 はまゆう療育園	天草郡苓北町志岐八尾原1059	液石
株式会社キューアサ	天草郡苓北町逆瀬川字宮原3606	液石

3 火薬類製造事業所等の現況

製造事業所等の件数

(平成24年3月1日現在)

	火薬類製造所	火薬類販売所 (うち競技用紙雷管のみ)	恒久設備火薬庫(棟)			二級火薬庫(棟)
			一級	三級	火薬庫 その他の	
熊本市	1	28(19)	6	4	煙火 実包	4 6
八代市	1	5(3)	4	1	煙火	3
人吉市		3(2)	2			
荒尾市		1(1)			玩具	1
水俣市		1(1)				
玉名市		5(3)			実包	1
天草市		3(3)				
山鹿市		4(3)	7	3	実包	1
菊池市		3(2)	1	1		
宇土市						
上天草市		1	2			
宇城市		3(1)	2			
阿蘇市		3(1)	2			
合志市						
下益城郡			1	1		
玉名郡			1	1		
菊池郡						
阿蘇郡		1(1)				
上益城郡		3(2)	5	2		
八代郡		1				
葦北郡		2	8			
球磨郡						
天草郡		1(1)				
合計	2	68(43)	41	13	16	0



#### 4. ガス施設一覧

ガス事業者別供給戸数、生産施設、貯蔵施設、導管延長の状況

(平成23年12月現在)

事業者名	供給戸数	生産施設	貯蔵施設	導管延長
西部ガス (株) 熊本支社	113,574戸	熊本工場 L N G ガス発生設備 150,000m <sup>3</sup> N / D × 4 基  萩原供給所 引取ガス (九州ガス圧送) 受入設備	熊本工場 球形ガスホルダー 3,000m <sup>3</sup> ×0.99MPa×2 基  L N G 貯槽 (地下式) 2,000m <sup>3</sup> ×0.03MPa×2 基  L P G 埋設貯槽 30t×2 基  萩原供給所 球形ガスホルダー 15,000m <sup>3</sup> ×0.51MPa×1 基 6,000m <sup>3</sup> ×0.51MPa×1 基	本支管延長 1,384,809m
天草ガス (株)	5,269戸	プロパンエアーガス 26,200m <sup>3</sup> / 日×1 基 39,300m <sup>3</sup> / 日×1 基	有水式ガスホルダー  200m <sup>3</sup> ×1 基 10m <sup>3</sup> ×1 基	92,431m
九州ガス (株) 八代支店	11,782戸	プロパンエアーガス 液化石油ガス用 ガス発生設備 9,600m <sup>3</sup> / D × 3 基	有水式ガスホルダー 3,000m <sup>3</sup> ×1 基	163,769m
山鹿都市 ガス(株)	3,331戸	プロパンエアーガス 液化石油ガス用ガス発生設 備 16800Nm / 日×2 基	横置円筒型ガスホルダー 42.2m×0.7M p a × 1 基 クッションタンク 70m×3 基 原料 (横置円筒型L P G タ ンク) 30ton×2 基	52,690m

5. 危険物、各種ガス施設一覧（特殊災害対策計画対象地域）

基地名① 八代市港町内港石油基地

配置図 対 照 番 号	会 社 名	敷地面積	屋 外 タンク 設置数	危険物の種類	貯 蔵 量	摘 要
1-1	松 岡 石 油 (株) ケミカルタンクヤ-トゝ	2,367㎡	8 基	4 類 2～3 石油類 アルコール類	2,833.7kl	最大タンク 1,396kl 最小タンク 8kl
1-2	メルシャン(株)八代工場 アルコール蔵置場	3,263㎡	5 基	4 類 アルコール類	3,485.0kl	最大タンク 995kl 最小タンク 390kl
計		5,630㎡	13 基	4 類	6,318.7kl	

基地名② 水俣市野口町 JNC(株)水俣製造所基地

地 区 別	会 社 名	石 油 類 危 険 物		毒 劇 物		
		種 類	貯 蔵 量	種 類	タンク 設置数	貯 蔵 量
第一 地区	水 俣 製 造 所	第 4 類	658.7kl			
第二 地区	水 俣 製 造 所	第 3 類	754,234kg	塩 酸	3 基	60t
		第 4 類	4,709.9kl	濃 硫 酸	1	76,360kg
第三 地区	水 俣 製 造 所	第 2 類	25,312kg	塩 酸	2 基	10t
		第 3 類	1,350kg	濃 硫 酸	3	29,670kg
		第 4 類	1,741.5kl	苛 性 ソ ー ダ	3	56,515kg
第四 地区	水 俣 製 造 所	第 4 類	3,087kl	濃 硫 酸 塩 酸	2 基 1	3,527,338kg 600t
第一地区 ～ 第四以 外	水 俣 製 造 所	第 4 類	487.5kl	塩 酸	1 基	400t
計		第 2 類 第 3 類 第 4 類	25,312kg 755,584kg 10,684.6kl	塩 酸 苛 性 ソ ー ダ 濃 硫 酸	7 基 3 6	1,070,000kg 56,515kg 3,633,368kg

基地名③ 三角浦石油類貯蔵基地

配置図 対 照 番 号	会 社 名	敷地面積	屋 外 タンク 設置数	危険物の種類	貯 蔵 量	摘 要
4-1	(株)エムロード 馬立油槽所	m <sup>2</sup> 5,569.8	基 4	4類 2・3石油類	k1 565	最大タンク 190k1 最小タンク 95k1
4-2	松藤商事(株) 三角事業所	4,561	4	4類 1～2石油類	3,400	最大タンク 950k1 最小タンク 600k1
	計		8		3,965	

基地名④ 南熊本地区石油類貯蔵基地

配置図 対 照 番 号	会 社 名	敷地面積	屋 外 タンク 設置数	危険物の種類	貯 蔵 量	摘 要
2	出光リテール販売 (株)九州カンパニー 熊本基地	m <sup>2</sup> 6,930	基 2 2	第4類 3～4石油 L P G	351.8k1 (注2) 60t	最大タンク 200k1 最小タンク 100k1
3	コスモ石油販売(株) 南九州カンパニー 熊本配送センター	2,400	0	第4類 1～4石油	283.85k1 (注1)	
4	(株)エコア 熊本充填所	1,848	2	L P G	60t	最大タンク 30t
5	(株)熊本LPG センター	8,910	2	〃	100t	最大タンク 50t
6	西部ガス(株)熊本支社 萩原供給所	43,700	2	都市ガス	10.5万 Nm <sup>3</sup>	最大タンク15,000m <sup>3</sup> 最小タンク6,000m <sup>3</sup>
	計	56,858	6		283.85k1 160t 10.5万 Nm <sup>3</sup>	

(注1)地下タンク貯蔵、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所による貯蔵

6. 主要資機材保有状況

① 消 防 機 関

	区 分	熊 本 市 消 防 局	八代広域行 政事務組合	水俣・芦北 広域行政事務組合	有明広域行 政事務組合	宇城広域連 合	計
消 防 ポ ン プ	普通消防ポンプ 自 動 車	10	7	2	3	8	30
	水そう付消防 ポンプ自動車	10	3	2	11	2	28
	はしご付 消防自動車	5 (屈折2台)	2	1 (屈折1台)	2	1	11
	化学自動車	1	2	1		1	5
	救 急 車	22	9	3	12	10	56
合 計		48	23	9	28	22	130

② 企 業 その①

区 分	出光リテール販売(株)九州カンパニー熊本基地	コスモ石油販売(株)南九州カンパニー熊本配送センター	伊藤忠燃料(株)熊本ガス営業所	西部ガスプロパン(株)南九州支店	西部ガス(株)熊本支店 熊本工場	熊本県経済連LPガス充てん所
消 防 ポ ン プ	固定型 62馬力1台		固定型 25馬力1台	固定型 20馬力1台	固定型 11KW 揚水ポンプ 1台	固定型 毎分1m <sup>3</sup> 揚水ポンプ 1台
消 火 薬 剤 等	水槽 32t 消火栓 2ヶ所 泡原液3% 1,000ℓ 消火器 大型4本 小型12本 中和剤 18ℓ×11= 198ℓ 土のう 30kg×60袋	消火器 大型2本 小型36本 中和剤 20ℓ×2缶 = 40ℓ	水槽 42t 消火器 粉末 8kg×15本 消火栓 2	水槽 18t 消火器 小型23本	消火器 小型26本 消火栓 2	水槽 32t 消火器 小型9本 消火栓 4

② 企 業      その②

区 分	J N C (株) 水俣製造所
消防ポンプ 消火薬剤	化学消防車 1台 ①消火器 第5種 A B C      4型      1本      1.2kg "      6型      21本      42.0kg "      10型      413本      1,445.5kg "      20型      490本      2,940.0kg C O 2      5型      29本      66.7kg "      7型      169本      540.8kg "      10型      18本      72.0kg "      15型      2本      13.6kg ハロン      5型      7本      16.1kg 合 計      5,137.9kg  第4種 A B C      50型      135本      2,700.0kg "      100型      5本      200.0kg 合 計      2,900.0kg  ②エアフォーム液 3%      29,700リットル 6%      3,000リットル 合 計      32,700リットル
オイルフェンス	325m (25m毎に取り外し可能)

区 分	(株)エムロード馬立油槽所	松藤商事三角油槽所
消 防 ポンプ		固定式 (泡消火設備ポンプ) 45kw 1台
消 火 薬 剤	粉末 50型 20kg 5本 10型 3.5kg 6本  油処理剤 396リットル 吸着マット 34kg	粉末 50型 20kg 1本 20型 6kg 5本 泡原液 1,500リットル 水槽 54.46t
オイル フェンス	290m	200m

7. 放射性同位元素使用状況一覧

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
熊本中央病院 放射線科	熊本市南区田井島 1丁目5-1	診断用	$^{67}\text{Ga}$ ・ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{123}\text{I}$ $^{201}\text{Tl}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{111}\text{In}$	非密封
熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南 2丁目1-1	治療用 診断用	$^{81}\text{Rb}$ ・ $^{81\text{m}}\text{Kr}$ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{99}\text{Mo}$ $^{201}\text{Tl}$ ・ $^{75}\text{Se}$ ・ $^{123}\text{I}$ $^{131}\text{I}$ ・ $^{111}\text{In}$ ・ $^{133}\text{Xe}$	密封 非密封
本庄内科病院	熊本市東区新外 3丁目9-1	診断用	$^{131}\text{I}$ ・ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{67}\text{Ga}$ $^{201}\text{Tl}$ ・ $^{203}\text{Hg}$	非密封
荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600	治療用 診断用	$^{99}\text{Mo}$ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{201}\text{Tl}$ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{81\text{m}}\text{Kr}$ $^{111}\text{In}$ ・ $^{123}\text{I}$ ・ $^{131}\text{I}$	密封 非密封
八代 総合病院	八代市松江城町 2-26	診断用	$^{123}\text{I}$ ・ $^{125}\text{I}$ ・ $^{60}\text{Co}$ $^{58}\text{Co}$ ・ $^{75}\text{Se}$ ・ $^{59}\text{Fe}$ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ $^{111}\text{In}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{197}\text{Hg}$ $^{198}\text{Au}$ ・ $^{201}\text{Tl}$	非密封
大阪製鐵(株) 西日本製鋼所	宇土市境目町300	溶鋼の レベル制御	$^{137}\text{Cs}$	密封
熊本大学医学部	熊本市中央区本荘 2丁目2-1	合成化学実験 及び動物実験  生化学、合成 化学、動物及 び生物実験	$^{75}\text{Se}$ ・ $^{125}\text{I}$ ・ $^{203}\text{Hg}$ $^{59}\text{Fe}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{32}\text{P}$ $^{35}\text{S}$ ・ $^{51}\text{Cr}$ ・ $^3\text{H}$ $^{109}\text{Cd}$ ・ $^{14}\text{C}$ $^{22}\text{Na}$ ・ $^{113}\text{Sn}$ $^{36}\text{Cl}$ ・ $^{45}\text{Ca}$ ・ $^{54}\text{Mn}$ $^{60}\text{Co}$ ・ $^{57}\text{Co}$ ・ $^{65}\text{Zn}$ $^{85}\text{Sr}$ ・ $^{109}\text{Cd}$ ・ $^{125}\text{I}$	非密封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
熊本大学医学部	熊本市中心区本荘 2丁目2-1	生化学、合成 化学、動物及 び生物実験  化学成分の 分析	$^{137}\text{Cs} \cdot ^{33}\text{P} \cdot ^{123}\text{I}$ $^{35}\text{S} \cdot ^{59}\text{Fe}$ $^{67}\text{Ga} \cdot ^{68}\text{Ga} \cdot ^{74}\text{As}$ $^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{203}\text{Hg} \cdot ^{99}\text{Tc}$ $^{111}\text{In} \cdot ^{32}\text{P}$ $^{137}\text{Cs} - ^{137\text{m}}\text{Ba} \cdot ^{131}\text{I}$ $^3\text{H} \cdot ^{68}\text{Ge} \cdot ^{139}\text{Ce}$ $^{14}\text{C} \cdot ^{51}\text{Cr} \cdot ^{88}\text{Y}$ $^{152}\text{Eu} \cdot ^{89}\text{Sr}$ $^{195}\text{Au} \cdot ^{201}\text{Tl}$ $^{186}\text{Re} \cdot ^{18}\text{F} \cdot ^{99}\text{Mo}$  $^3\text{H} \cdot ^{63}\text{Ni}$	非密封           密封
熊本大学薬学部	熊本市中心区大江本 町5-1	研究用	$^{63}\text{N} \cdot ^{90}\text{Sr} \cdot ^{22}\text{P}$ $^{35}\text{S} \cdot ^{110}\text{Ag} \cdot ^{59}\text{Fe}$ $^{60}\text{Co} \cdot ^{63}\text{Zn} \cdot ^{137}\text{Cs}$ $^{203}\text{Hg} \cdot ^{51}\text{Cr} \cdot ^3\text{H}$ $^{14}\text{C} \cdot ^{54}\text{Mn}$ $^{60}\text{Co}$	非密封      密封
熊本大学黒髪地区放射性同位元素総合研究所	熊本市中心区黒髪 2丁目39-1	教育及び 研究用	$^{45}\text{Ca} \cdot ^{35}\text{S} \cdot ^{125}\text{I}$ $^{32}\text{P} \cdot ^{33}\text{P} \cdot ^3\text{H} \cdot ^{51}\text{Cr}$  $^{14}\text{C} \cdot ^{60}\text{Co} \cdot ^{63}\text{Ni}$ $^{119}\text{Sn}$	非密封   密封
熊本県農業研究センター	合志市栄町3801	農薬残留 分析用	$^{63}\text{Ni}$	密封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
熊本県保健環境 科学研究所	宇土市栗崎町 1240-1	・有機化合物 の定性及び 定量試験 ・重油中のイ オウ量測定	$^{63}\text{N} \cdot ^3\text{H}$ $^{241}\text{A m}$	密 封
熊本県産業 技術センター	熊本市東区東町 3-11-38	ガスクロ (E C D) 分析用	$^{63}\text{N i} \cdot ^{10\text{m}}\text{C i}$	密 封
日本たばこ 産業株式会社 熊本工場	熊本市中央区大江 3丁目2-2	たばこのてん 充刻重量を自 動制御するた め	$^{90}\text{S r} \cdot ^{270}\text{m c}$	密 封
陸上自衛隊 第8師団	熊本市北区八景水谷 2丁目17-2	測定器補正及 び放射能検知 訓練	$^{137}\text{C s}$	密 封
陸上自衛隊 西部方面総監部	熊本市東区東町1番 地	放射線測定器 の補正及び放 射能検知測定 訓練用	$^{137}\text{C s}$	密 封
熊本県水産 研究センター	上天草市大矢野町 中瀬の内2450-2	有機物の定性 定量試験用	$^{63}\text{N i}$	密 封
日本製紙(株) 八代工場	八代市十条町1-1	紙の秤量の 測定	$^{147}\text{P m} \cdot ^{85}\text{K r}$	密 封



事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
日本製紙(株) 八代工場	八代市十条町1-1	薬品成分 の分析  チップレベル の測定  仕上げ黒液密 度の測定  紙の坪量測定	$^{63}\text{Ni}$  $^{60}\text{Co}$  $^{137}\text{Cs}$  $^{147}\text{Pm} \cdot ^{85}\text{Kr}$	密 封
株式会社興人 八代工場	八代市興国町1-1	工業用(セロフ ァンの厚み測 定、CPP厚 み測定、BN 厚み測定、P S厚み測定)	$^{147}\text{Pm}$	密 封
農林水産省 九州農業試験場	合志市須屋2450	農業試験用	$^{45}\text{Ca} \cdot ^{36}\text{Cl} \cdot ^{35}\text{S}$ $^{32}\text{P} \cdot ^{131}\text{I} \cdot ^{14}\text{C} \cdot ^3\text{H}$ $^{241}\text{Am}$	非 密 封 密 封
日立造船非破壊 検査株式会社 有明事業所	玉名郡長洲町大字 有明1番地	非破壊検査	$^{192}\text{Ir}$	密 封
西日本計測器 株式会社	熊本市中央区本荘町 642-1	工業用	$^{147}\text{Pm} \cdot ^{85}\text{Kr} \cdot ^{90}\text{Sr}$ $^{137}\text{Cs} \cdot ^{241}\text{Am}$	密 封
熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘 1丁目1-1	治療用  較 正 用	$^{137}\text{Cs} \cdot ^{153}\text{Gd}$ $^{57}\text{Co}$  $^{57}\text{Co}$	密 封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
熊本大学医学部 附属病院	熊本市中央区本荘 1丁目1-1	診断用	$^{57}\text{Co}$ ・ $^{58}\text{Co}$ ・ $^{75}\text{Se}$ $^{125}\text{I}$ ・ $^{59}\text{Fe}$ ・ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{111}\text{In}$ $^{123}\text{I}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{133}\text{Xe}$ $^{51}\text{Cr}$ ・ $^{201}\text{Tl}$ $^{192}\text{Ir}$	非密封
NTT西日本 九州病院	熊本市中央区新屋敷 1丁目17-27	診断用	$^{67}\text{Ga}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ $^{111}\text{In}$ ・ $^{123}\text{I}$ ・ $^{201}\text{Tl}$	密封 非密封
国立熊本病院	熊本市中央区二の丸 1-5	治療用 較正用 診断用	$^{226}\text{Ra}$ ・ $^{60}\text{Co}$ $^{90}\text{Sr}$ $^{51}\text{Cr}$ ・ $^{57}\text{Co}$ ・ $^{58}\text{Co}$ $^{59}\text{Fe}$ ・ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{75}\text{Se}$ $^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{123}\text{I}$ ・ $^{131}\text{I}$ $^{111}\text{In}$ ・ $^{201}\text{Tl}$ $^{125}\text{I}$	密封 非密封
済生会熊本病院	熊本市南区近見 5丁目3-1	診断用	$^{99\text{m}}\text{Tc}$ ・ $^{131}\text{I}$ ・ $^{75}\text{Se}$ $^{67}\text{Ga}$ ・ $^{201}\text{Tl}$ ・ $^{123}\text{I}$ $^{99}\text{Mo}$ ・ $^{111}\text{In}$	非密封
(財)化学及び 血清療法研究所	熊本市北区清水町大窪6 68	生化学に関する研究	$^{125}\text{I}$ $^{32}\text{P}$ $^{35}\text{S}$ $^3\text{H}$ $^{14}\text{C}$ $^{51}\text{Cr}$	非密封
熊大医療技術 短期大学	熊本市中央区九品寺 4丁目24-1	線量計の校正	$^{90}\text{Sr}$ - $^{90}\text{Y}$	密封
同仁化学	熊本市東区健軍町 2861	ガスのイオン 化	$^{63}\text{Ni}$	密封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
社団法人熊本県 薬剤師会医薬品 検査センター	熊本市中央区本荘 3丁目2-19	農薬の分析	$^{63}\text{Ni}$	非密封
崇城大学	熊本市西区池田 4丁目22-1	微生物、動植物 及び医薬品 等の研究、実験	$^3\text{H} \cdot ^{14}\text{C} \cdot ^{125}\text{I}$ $^{24}\text{Na} \cdot ^{32}\text{P} \cdot ^{35}\text{S}$	非密封
熊本市保健衛生 研究所	熊本市南区田迎町大 字田井島269	ガスの イオン化	$^{63}\text{Ni}$	密封
熊本市水道局 水質試験室	熊本市中央区水前寺 6丁目2-45	水道水中のト リハロメタン の測定	$^{63}\text{Ni}$	密封
国立水俣病 研究センター	水俣市浜4058番 18号	メチル水銀 分析用	$^{63}\text{Ni}$	密封
株式会社鶴城南 九科研センター	宇土市築竜町 221番地	ガスの イオン化	$^{63}\text{Ni}$	密封
チッソプラスチ ックス株式会社	水俣市汐見町 1丁目6-1	PVCフィルムシ ートの厚さ測定	$^{85}\text{Kr}$	密封
(財)化学及び 血清療法研究所 ・菊池研究所	菊池市旭志川辺	生化学に關す る研究	$^{125}\text{I} \cdot ^{32}\text{P} \cdot ^{35}\text{S}$ $^3\text{H} \cdot ^{14}\text{C} \cdot ^{51}\text{Cr}$	非密封
公立玉名 中央病院	玉名市中1950	治療用 診断用	$^{123}\text{I}$ $^{67}\text{Ga} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc}$ $^{131}\text{I}$ $^{201}\text{Tl}$	密封 非密封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
国立療養所 再春荘病院	合志市須屋2659	診断用	$^{75}\text{Se} \cdot ^{125}\text{I} \cdot ^{131}\text{I}$ $^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{123}\text{I} \cdot ^{111}\text{In}$ $^{133}\text{Xe} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{201}\text{Tl} \cdot ^{51}\text{Cr} \cdot ^{81\text{m}}\text{Kr}$	非密封
菊池中央病院	菊池市隈府494	診断用	$^{67}\text{Ga} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc}$ $^{111}\text{In} \cdot ^{123}\text{I} \cdot ^{133}\text{Xe}$ $^{201}\text{Tl}$	非密封
水俣市立総合 医療センター	水俣市天神町 1-2-1	治療用 診断用	$^{60}\text{Co}$ $^{123}\text{I} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{59}\text{Fe} \cdot ^{29}\text{Tl}$	密封 非密封
熊本整形外科 病院	熊本市中央区九品寺 1丁目15-7	診断用	$^{131}\text{I} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{123}\text{I} \cdot ^{133}\text{Xe} \cdot ^{201}\text{Tl}$ $^{111}\text{In} \cdot ^{81\text{m}}\text{Kr}$	非密封
熊本市民病院	熊本市東区湖東 1丁目1-60	治療用 診断用	$^{60}\text{Co}$ $^{131}\text{I} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{123}\text{I} \cdot ^{201}\text{Tl} \cdot ^{111}\text{In}$ $^{75}\text{Se} \cdot ^{81\text{m}}\text{Kr}$	密封 非密封
熊本地域 医療センター	熊本市中央区本荘 5丁目16-10	診断用	$^{51}\text{Cr} \cdot ^{59}\text{Fe} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{111}\text{In} \cdot ^{123}\text{I}$ $^{125}\text{I} \cdot ^{131}\text{I} \cdot ^{201}\text{Tl}$	非密封
熊本循環器科 病院	熊本市南区御幸笛田 2丁目15-6	診断用	$^{99\text{m}}\text{Tc}$	非密封
林ヶ原記念 病院	熊本市南区御幸木部 1丁目1-1	診断用	$^{67}\text{Ga} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot ^{75}\text{Se}$ $^{111}\text{In} \cdot ^{123}\text{I} \cdot ^{201}\text{Tl}$ $^{81\text{m}}\text{Kr}$	非密封

事業所名	所在地	使用目的	R I の種類	容器の密封 非密封の別
陣内病院	熊本市中央区九品寺 6丁目2-3	診断用	$^{125}\text{I}$	非密封
天草中央 総合病院	天草市東町101	診断用	$^{51}\text{Cr} \cdot ^{59}\text{Fe} \cdot ^{67}\text{Ga}$ $^{81\text{m}}\text{Kr} \cdot ^{99\text{m}}\text{Tc} \cdot$ $^{111}\text{In} \cdot ^{123}\text{I} \cdot ^{131}\text{I}$ $^{201}\text{Tl}$	非密封
(財)化学及び血 清療法研究所臨 床検査センター	熊本市北区清水町大 窪山中819	診断用	$^{125}\text{I}$	非密封
熊本県保健環境 科学研究所	宇土市栗崎町 1240-1	有機化合物の 定性及び定量 試験	$^{63}\text{Ni}$	

## 第17. 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況

### 1. 災害拠点病院の指定状況（平成24年3月31日現在）

#### （1）災害拠点病院とは

熊本県では平成7年の阪神淡路大震災を教訓とし、災害時の医療体制を確保するため、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を図ってきました。

具体的には、下表のとおり、

「地域災害医療センター」2次医療圏毎に1～2か所

「基幹災害医療センター」県全体を包括するセンターとして1か所指定しています。

#### （地域災害医療センター）

医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
有明	①公立玉名中央病院	玉名市中 1950	302	H 9. 3. 27
鹿本	②山鹿市立病院	山鹿市山鹿 511	201	H 8. 12. 27
菊池	③川口病院	菊池市隈府 823	60	H12. 7. 17
阿蘇	④阿蘇中央病院	阿蘇市黒川 117	146	H 8. 12. 27
上益城	⑤矢部広域病院	山都町下馬尾 204	95	H 9. 3. 27
熊本	⑥済生会熊本病院	熊本市南区近見 5-3-1	400	H 8. 12. 27
	⑦熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1-5	550	H21. 3. 31
宇城	⑧宇賀岳病院	宇城市	199	H11. 3. 3
八代	⑨熊本労災病院	八代市	410	H 8. 12. 27
芦北	⑩水俣市総合医療センター	水俣市	418	H 8. 12. 27
球磨	⑪人吉総合病院	人吉市	274	H 8. 12. 27
天草	⑫上天草総合病院	上天草市	195	H11. 3. 3
	⑬天草中央総合病院	天草市	174	H 8. 12. 27

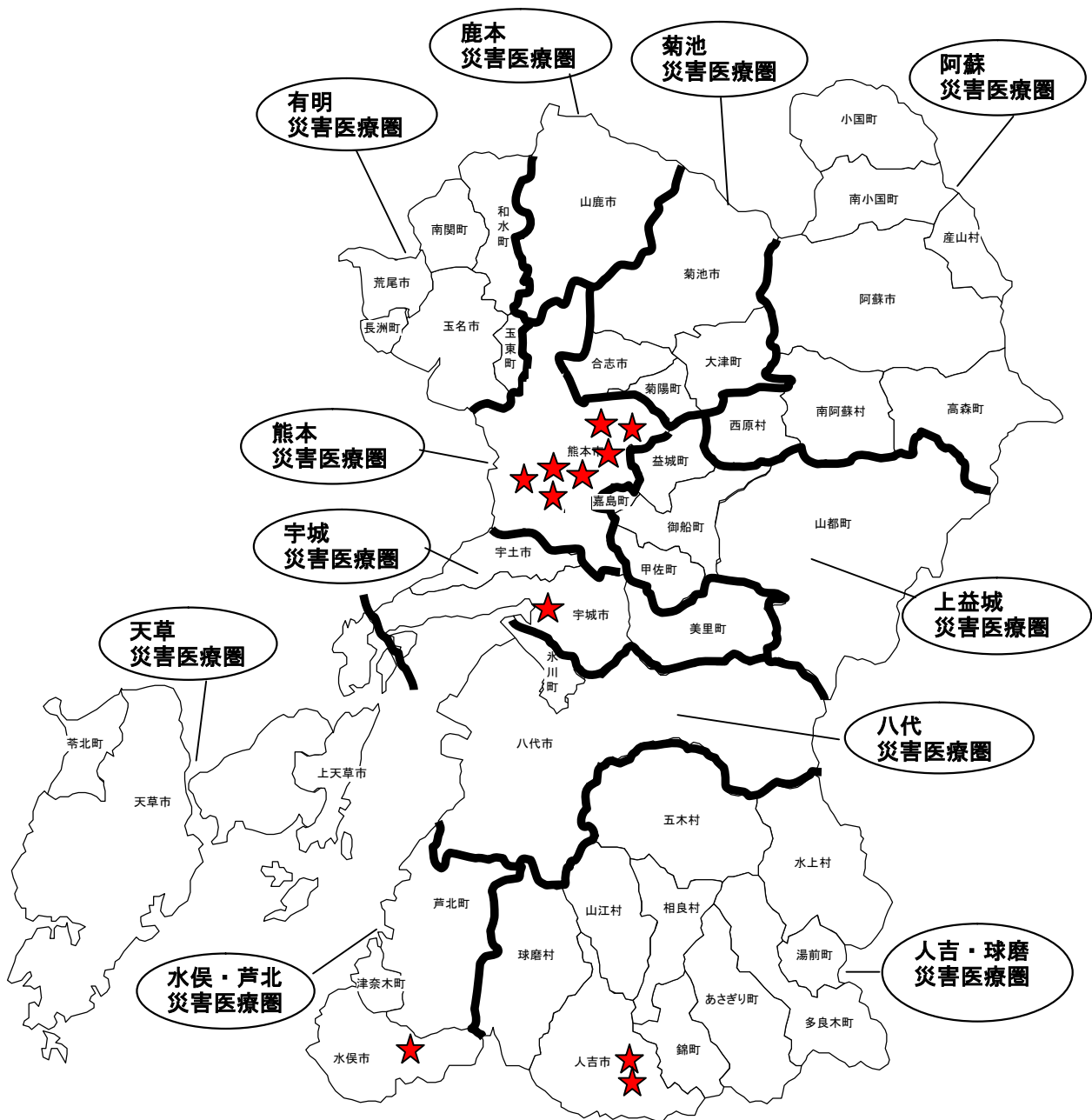
#### （基幹災害医療センター）

医療圏	医療機関名	市町村	病床数	指定年月日
全域	◎熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南 2-1-1	480	H 9. 3. 27

#### （2）災害拠点病院が有すべき機能

- ①災害時に多数する重症患者への医療を行うための高度な診療機能
- ②被災地からの患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤基幹災害医療センターは、災害医療に関する訓練・研修機能

## 2. 災害派遣医療チーム（DMAT）の状況（H24.3.31現在）



★：DMAT（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）

### ※熊本DMAT指定病院

医療機関名	災害医療圏	チーム数
熊本医療センター	熊本	2
熊本大学医学部附属病院	〃	1
熊本赤十字病院	〃	2
済生会熊本病院	〃	2
宇賀岳病院	宇城	1
水俣市立総合医療センター	水俣・芦北	1
人吉総合病院	人吉・球磨	2

DMATは、医師や看護師、業務調整員等で構成され、通常1チーム5名からなります。災害時の医療活動に備えて、専門の訓練を受ける必要があります。

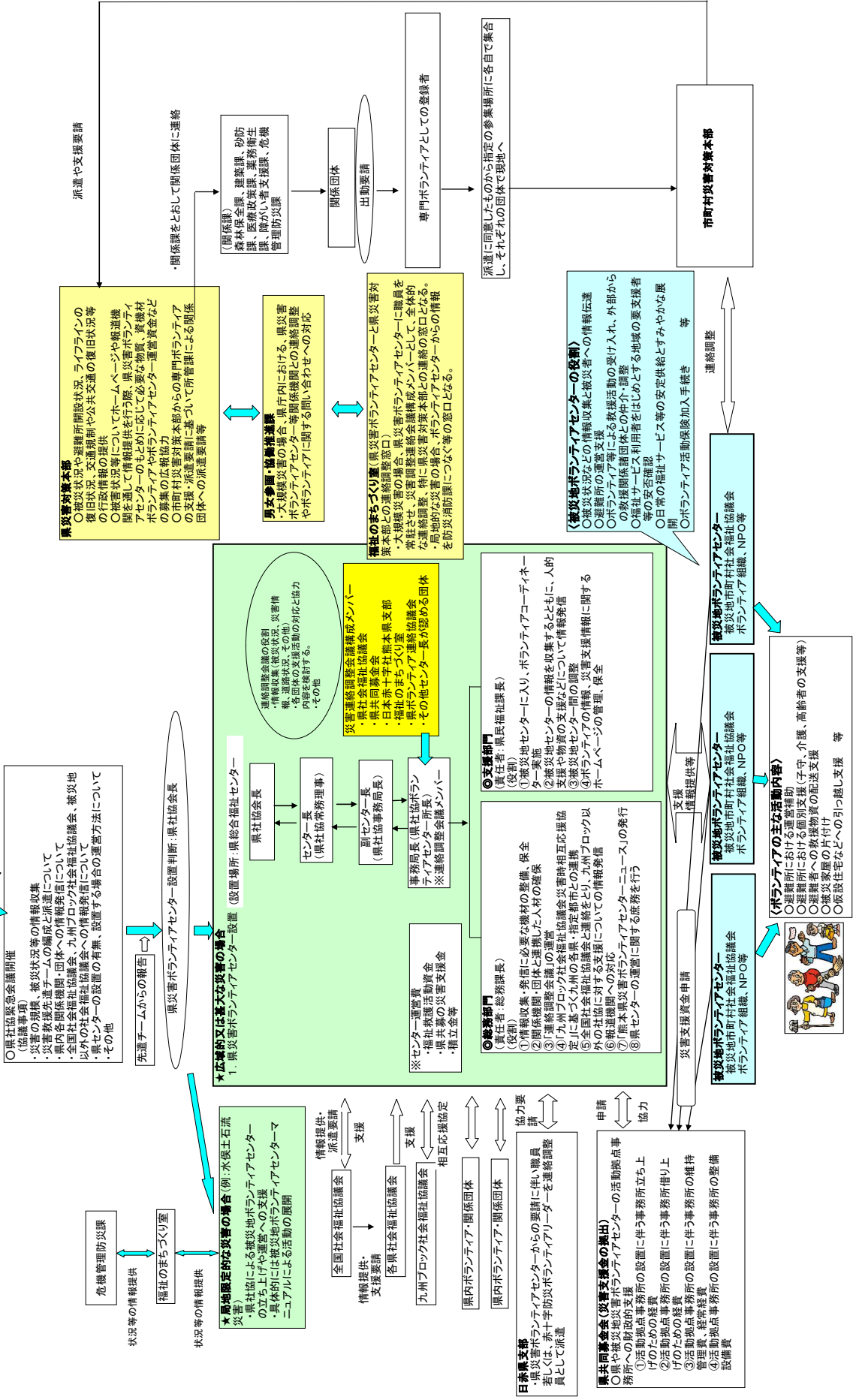
DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。

阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「避けられた災害死」が大きな問題として取り上げられました。

自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されます。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待されます。

# 第18. 災害ボランティアの受け入れ、調整等における組織・運営体制





## 第 19. 気象観測施設一覽

### 1. 熊本地方気象台観測所一覽表

観測所名		流域 河川名	所在地
気象官署	熊本地方気象台	坪井川	熊本市中央区京町 2 丁目 12- 20
地域気象観測所	阿蘇山(特別)	白川	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中 3845- 12
	人吉(特別)	球磨川	人吉市城本町 987
	牛深(特別)	沿岸	天草市牛深町 286
	鹿北	岩野川	山鹿市鹿北町岩野
	南小国	杖立川	阿蘇郡南小国町大字赤馬場
	岱明	菊池川	玉名市岱明町中土
	菊池	菊池川	菊池市木柑子字上辻
	阿蘇乙姫	黒川	阿蘇市乙姫
	高森	白川	阿蘇郡高森町大字高森
	三角	沿岸	宇城市三角町波多
	甲佐	緑川	上益城郡甲佐町大字豊内
	松島	沿岸	上天草市松島町阿村
	本渡	広瀬川	天草市本渡町本戸馬場
	八代	沿岸	八代市平山新町
	水俣	水俣川	水俣市南福寺
上	球磨川	球磨郡あさぎり町上北	
益城(三要素)	秋津川	上益城郡益城町大字小谷字上大道 熊本空港出張所	
地域雨量観測所	山都	緑川	上益城郡山都町原突角
	多良木	牛繰川	球磨郡多良木町大字黒肥地字祓川
	五木	川辺川	球磨郡五木村甲字下手
	山江	万江川	球磨郡山江村万江字屋形
	湯前横谷	球磨川	球磨郡湯前町猪鹿倉山
	一勝地	芋川	球磨郡球磨村大字一勝地丙字永崎
	宇土	浜戸川	宇城市馬之瀬町無番地
	田浦	田浦川	葦北郡芦北町大字田浦町

2. 関係機関観測所一覧表

(1) 雨量観測所

所 属	観 測 所 名	所 在 地
国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局 菊 池 川 河 川 事 務 所	高瀬	玉名市津留大字川端
	緑 (テレメーター)	玉名郡名水町板楠 2 9 8 2
	菊水 ( " )	" 名水町瀬川字北原 3 6 5 9 番 3
	山鹿 ( " )	山鹿市山鹿 1 7 8 番地
	岳間 ( " )	" 鹿北町椎持 1 7 8 3
	田原 ( " )	鹿本郡植木町大字豊岡 8 5 8 の 1
	千田	" " 清水
	城北	山鹿市菊鹿町松尾 5 5
	内田 (テレメーター)	" " 矢谷 6 1 7
	木護	菊池市原 4 4 9 0
	立門 (テレメーター)	" " 字 4 2 6 7 番 の 1 1
	赤星 ( " )	" 赤星 1 1 6 4
	合志 ( " )	合志市豊岡 9 5 5
	大鶴	阿蘇市阿蘇町の石
	竜 門 ダ ム 管 理 支 所	平真城 (テレメーター)
菊池		菊池市隈府 1 2 9 0
竜門		" 竜門長野
鳳来		" 班蛇口鳳来
穴川		" 班蛇口穴川
大 分 河 川 国 道 事 務 所	竜門ダム	" 竜門
	田尻 (テレメーター)	阿蘇郡産山村大字田尻 4 9 3 - 3
	波野 ( " )	阿蘇市波野字小池野 6 6 3 - 1
矢 田 ダ ム 調 査 事 務 所 延 岡 河 川 国 道 事 務 所 熊 本 河 川 国 道 事 務 所	野尻	阿蘇郡高森町大字津留 6 5 7 - 5
	黒岩	" " 大字河原
	草部 (テレメーター)	" " 大字永野原 1 0 7 7
	色見 ( " )	" " 大字上色見
	新町 ( " )	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田 1 4 9 5
	久木野	" " 大字河陰
	湯ノ谷 (テレメーター)	" " 大字長野
	坊中 (テレメーター)	" 阿蘇町黒川
	内ノ牧	" " 内ノ牧
	金内	上益城郡山都町金内 1 8 8

所 属	観 測 所 名	所 在 地
熊本河川国道事務所	立野	阿蘇郡南阿蘇村大字立野
	熊本 (テレメーター)	熊本市東区西原1丁目
	吉無田 ( " )	上益城郡御船町吉無田8405-42
	島木 ( " )	" " 大字七滝
	西原	阿蘇郡西原村小森
	津森 (テレメーター)	上益城郡益城町田原
	豊野 ( " )	宇城市豊野町糸石字中原
	御幸	熊本市南区御幸笛田町
	天明	" 天明町奥古閑
	佐敷 (テレメーター)	芦北郡芦北町大字海浦
	南島 ( " )	山鹿市南島
	近見 ( " )	熊本市南区近見7丁目
	平山 ( " )	八代市平山新町4918
	二見 ( " )	" 二見
	津奈木 ( " )	芦北郡津奈木町津奈木
	袋 ( " )	水俣市袋
阿蘇 ( " )	阿蘇市一の宮町宮地2628	
筑後川河川事務所	小国	阿蘇郡小国町宮原
	岳の湯	" " 西里岳の湯
	黒川	" 南小国町満願寺
八代河川国道事務所	人吉 (テレメーター)	人吉市下青井町1番
	田代川間 ( " )	" 段塔町大畑国有林
	田野 ( " )	" 田野町3316大塚小学校田野分校
	宮ヶ野	球磨郡多良木町大字宮ヶ野 宮ヶ野小学校
	多良木 (テレメーター)	" " 大字多良木字土橋
	大槻	" 球磨村大字神瀬字大槻
	神瀬 (テレメーター)	" " 神瀬
	岳本 ( " )	" " 一勝地字岳本
	大川内 ( " )	" 山江村大字万江大川内小学校跡
	八代 ( " )	八代市萩原町1丁目708番2号
	黒原 ( " )	多良木町大字久米飯盛国有林5ぬ林小班
	葉木	八代市泉町葉木
	久連子	" " 久連子9 泉第5小学校
	三角 (テレメーター)	宇城市三角町大田尾字西黒岩
	鹿北 ( " )	山鹿市鹿北町岩野

所 属	観 測 所 名	所 在 地	
熊本河川国道事務所	坂梨 (テレメーター)	阿蘇市一の宮町宮地2628	
	新赤松 ( " )	八代市二見赤松町	
	荒尾 ( " )	荒尾市大字宮内字大門	
	富尾 ( " )	玉名市大字玉名字晩次郎	
緑川ダム管理所	稲生野 (テレメーター)	上益城郡山都町御所字下稲生野1555-4	
	尾野尻 ( " )	" " 尾野尻字西高山524-1	
	内大臣 ( " )	" " 菅字菅内大臣国有林	
	緑川ダム ( " )	下益城郡美里町畝野字平3456	
	矢部 ( " )	上益城郡山都町下市字松出236-1	
	筑後川ダム統合 管理事務所	杖立 (テレメーター)	阿蘇郡小国町下城字湯鶴4189-2
		下笠 ( " )	" " 大字黒淵字馬穴
万成 ( " )		" " 大字上田字小田原3492	
黄川 ( " )		" 南小国町大字赤馬場字黄川4691-1	
星和 ( " )		" " 大字満願寺字星和4468	
中原 ( " )		" " 中原	
川辺川河川事務所		葉木 (テレメーター)	八代市泉町葉木字葉木95-1
	出る羽 ( " )	球磨郡五木村字出る羽148-1	
	久連子 ( " )	八代市泉町久連子字日添94-11	
	五木宮園 ( " )	球磨郡五木村大字宮園	
	梶原 ( " )	" " 字下梶原4257-34	
	山手 ( " )	" 相良村大字四浦字山手4931-25	
	椎葉 ( " )	" " " 椎葉国有林60林班	
	四浦 ( " )	" " " 字舟渡795-1	
	相良 ( " )	" " 大字柳瀬字永谷3317番	
	仁田尾 ( " )	八代市泉町仁田尾字菖蒲谷49-1	
	開持 ( " )	" " 樅木字樅木177-2	
	平沢津 ( " )	球磨郡五木村字平沢津6477	
	下鶴	八代市泉町柿迫字板木	
	樅木	" " 樅木15	
	入鴨	球磨郡五木村入鴨甲4594	
	平瀬	" " 平瀬丙448	
	藤田	" " 甲字浜野1161-1	
	宮園	" " 字北西谷	
	坂木	" " 大字板木895-4	

所 属	観 測 所 名	所 在 地
九州電力株式会社 熊本支社	黒川第一発電所(テレメーター) 熊本支社総合制御所 五木川発電所堰堤(テレメーター) 菊池川第二発電所堰堤(〃) 甲佐発電所堰堤(テレメーター) 大平発電所油谷ダム(〃) 大平発電所内谷ダム(〃) 川辺川第一発電所堰堤(〃) 梶原発電所堰堤(〃) 古屋敷発電所(〃)	阿蘇市車帰字下道下126番地 熊本市中央区上水前寺1丁目6番36号 八代市泉町柿迫字8989番の1の1 菊池市原字伊牟田 下益城郡美里町古閑字中塚瀬402の1番地先 八代市坂本町鮎尾字新林1520番地先 球磨郡五木村字上内谷1843番地先 〃 〃 字逆瀬川字895番地の5地先 〃 〃 字下梶原4267の1番地 〃 水上村大字江代字尾迎2088番地2
電源開発株式会社	市房(テレメーター) 五木(〃) 大畑(〃) 山江(〃) 瀬戸石(〃)	球磨郡湯前町28 〃 五木村九折瀬 人吉市大畑 球磨郡山江村鳥屋 芦北郡芦北町海路
九州旅客鉄道株式会社 熊本支社	長洲駅 玉名駅 植木駅 熊本駅 宇土駅 有佐駅 八代駅 日奈久駅 佐敷駅 津奈木駅 水俣駅 網田駅 坂本駅 瀬戸石駅 一勝地駅 人吉駅 大畑駅	玉名郡長洲町浜梅田 玉名市中 鹿本郡植木町 熊本市西区春日3丁目15の1 宇土市三捨町 八代市鏡町下有佐 八代市萩原町1丁目 〃 日奈久塩化町 芦北郡芦北町花岡西 〃 津奈木町岩城 水俣市桜井町1丁目 宇土市網田町2102 八代市坂本町坂本 〃 坂本町 球磨郡球磨村一勝地 人吉市青井町 〃 大畑麓町

所 属	観 測 所 名	所 在 地
九州旅客鉄道株式会社 熊本支社	肥後大津駅 立野駅 赤水駅 宮地駅 波野駅	菊池郡大津町室 阿蘇郡南阿蘇村立野 阿蘇市赤水 阿蘇市宮地 阿蘇市波野大字波野
熊 本 県	田代 天君ダム	上益城郡御船町大字田代古屋敷 5 0 2 9 " " 大字上野吐合
藤 本 発 電 所	荒瀬ダム	八代市坂本町葉木字大門山 3 6 3 1
陸 上 自 衛 隊	西部方面管制気象隊	上益城郡益城町大字小谷上大道 1 8 1 2
西 部 方 面 総 監 部	健軍気象室	熊本市東区東町 1 番地
緑 川 発 電 所	緑川第一発電所	下益城郡美里町柏川
市 房 発 電 所	市房第一発電所	球磨郡水上村大字湯山
都呂々ダム管理事務所	都呂々ダム	天草郡苓北町大字光岩 4 5 4 6 - 2

## (2) 水位観測所

所 属	観測所名	河川名	所 在 地
九州地方整備局 菊池川河川事務 所	滑石	菊池川	玉名市大字滑石
	玉名 (テレメーター)	〃	〃 大字両迫間
	山鹿 ( 〃 )	〃	山鹿市下町
	広瀬 (テレメーター)	〃	菊池市広瀬
	立門	〃	〃 原吉川
	今村	〃	〃 今村
	赤星	〃	〃 赤星
	中富	〃	山鹿市鹿本町中川
	分田 (テレメーター)	〃	〃 〃 大字下分田
	保多田	〃	〃 保多田字上ノ山520番
	菰田 (テレメーター)	〃	玉名郡和水町下津原80-2
	川沿	〃	〃 〃 西内田
	限府	迫間川	菊池市玉祥寺
	高田	〃	〃 七城町高田
	袋田 (テレメーター)	上内田川	山鹿市鹿本町袋田
	佐野 (テレメーター)	合志川	菊池市泗水町南田島字佐野田826-1
	吉松	〃	鹿本郡植木町大字伊知坊
	芦原	〃	〃 〃 大字芦原
	八幡 (テレメーター)	岩野川	山鹿市石
	熊本河川国道事 務所	津留	木葉川
岩崎		繁根木川	〃 大字岩崎
長洲		菜切川	玉名郡長洲町腹赤
栃ノ木		白川	阿蘇郡南阿蘇村河陰855
立野 ( 〃 )		〃	〃 〃 立野
陣内 ( 〃 )		〃	菊池郡大津町陣内
竜田口		〃	熊本市中央区黒髪町
小磧橋		〃	〃 中央区大江渡鹿
子飼橋 (テレメーター)		〃	〃 中央区東子飼町
銀座橋		白川	〃 中央区本荘1丁目
代継橋 (テレメーター)		〃	〃 中央区紺屋今町
妙見橋 ( 〃 )		〃	阿蘇郡南阿蘇村河陰
新土河原		〃	熊本市南区薄場町
小島 (テレメーター)		〃	〃 西区小島上町
射崎鼻		〃	〃 西区河内町河内
津留 (テレメーター)		緑川	上益城郡山都町津留
上揚 ( 〃 )		〃	〃 甲佐町上揚

所 属	観測所名	河川名	所 在 地	
熊本河川国道事務所	内牧	白 川	阿蘇市内ノ牧宝泉	
	白川 2 K	〃	熊本市西区小島下町	
	白川 1 K	〃	熊本市西区小島下町	
	白川河口	〃	熊本市西区沖新町甲北	
	中甲橋( 〃 )	〃	下益城郡美里町岩下	
	城南 (テレメーター)	〃	〃 城南町大字千町	
	加勢川水門	〃	熊本市南区野田町地先	
	網津 (テレメーター)	〃	〃 天明町学科	
	横野	御 船 川	上益城郡御船町横野	
	御船 (テレメーター)	〃	〃 〃 大字御船	
	大六橋(テレメーター)	〃	上益城郡嘉島町三郎無田	
	野田堰	〃	熊本市南区川尻元三町	
	富合	浜 戸 川	熊本市南区富合町大字廻	
	碓江上流	〃	〃 南区富合町地先	
	川鳴	御 船 川	上益城郡御船町七滝	
	木部	加 勢 川	熊本市東区画図町重富	
	六間堰上流	〃	熊本市南区野田町 1 - 3 - 1	
	六間堰下流	〃	〃	
	八代河川国道事務所	多良木(テレメーター)	球 磨 川	球磨郡多良木町中鶴
		人吉 ( 〃 )	〃	人吉市中城町
萩原 ( 〃 )		〃	八代市萩原町	
金剛 ( 〃 )		〃	〃 鼠蔵町	
前川		前 川	〃 迎町	
柳橋		球 磨 川	〃 千反町	
横石 (テレメーター)		〃	八代市坂本町横石	
渡 ( 〃 )		〃	球磨郡球磨村大字渡	
一武 ( 〃 )		〃	〃 錦町大字木上	
深田		〃	〃 あさぎり町小枝	
大野 (テレメーター)		〃	〃 球磨村大字神瀬江河内	
津留 (テレメーター)		緑 川	上益城郡山都町津留	
柳瀬 (テレメーター)		川 辺 川	球磨郡相良村柳瀬字山の田 1 2 7 - 2	
緑川ダム管理所 川辺川河川事務所		五木宮園( 〃 )	〃	〃 五木村大字宮園
		神屋敷( 〃 )	〃	〃 五木村九折瀬 4 0 6 6 - 6
	元井谷( 〃 )	〃	〃 五木村元井谷	



所 属	観測所名	河川名	所 在 地
川辺川河川事務 所	四 浦 (     "     )	"	" 相良村大字四浦字船渡 7 9 5 - 1
	野々脇 (     "     )	"	" 五木村字野々脇 4 6 2

3. 熊本県水防情報システム観測局設置状況一覧表（傍受系含む）

平成24年4月 現在

種別	管理者	観測局名							局数			
雨量	熊本県	河川課	県庁	北部	三の岳	石塘堰	砂川	宇土	南関	41	166	235
			小岱山	繁根木	菜切	岩野	農研	菊陽	県鞍岳			
			一の宮	県高森	中松	小国	椛山	水無	第2大鞘橋			
			川岳	大関山	深川	矢筈岳	大野	大畑	三ヶ浦			
			上西	潮山	老岳	河浦	龍ヶ岳	荅北	県本渡			
			角山	中	楠浦	牛深港	富岡港	今富				
			砂防熊本	長浜	富合	県城南	県豊野	小川	松橋			
			不知火	県三角	砥用	三加和	県菊水	玉東	天水			
		横島	県岱明	長洲	県鹿北	菊鹿	鹿本	植木				
		鹿央	県龍門	原	旭志	県合志	西合志	泗水				
		七城	大津	産山	波野	長陽	西里	岳湯				
		蘇陽	鏡山	久木野	西原	県坂梨	阿蘇土木	仙酔峡				
		狩尾	県田原	唐笠松	県泉和	砂防黒川	動馬喜	尾の岳				
		南平	砂防鞍岳	山王谷	県乙姫	前原谷	俱利伽羅谷	清水				
		草千里	清和	下名連石	三ヶ	万坂	県甲佐	砂防御船				
		県益城	県嘉島	栗木	朝日	矢山	東陽	竜北				
		宮原	坂本	県水俣	県津奈木	芦北	県田浦	砂防人吉				
		県五木	水上	湯前	黒肥地	久米	城山	上村				
		錦	球磨	県山江	県四浦	県山手	県深田	須恵				
		大矢野	県松島	姫戸	御所浦	倉岳町	栖本	天草土木				
	大野	外園	県牛深	二浦	六郎次	小峰	富岡					
	大岳	天竺	荒尾岳	白木河内	今田	宮野河内	平家城山					
	中田	阿蘇城山	小池									
	熊本土木	坪井川					1					
	市房ダム	湯山	千ヶ平	市房ダム			4					
	氷川ダム	岩奥	氷川ダム	河俣			3					
	上津浦ダム	上津浦ダム					1					
	農村整備課※	田代					1					
	国土交通省	熊本河川国道事務所 (緑川ダム含む)	熊本	緑川ダム	豊野	坊中	色見	新町	湯ノ谷	27		
			稲生野	尾野尻	内大臣	矢部	吉無田	島木	津森			
			近見	三角	荒尾	富尾	南島	鹿北	坂梨			
			阿蘇	平山	二見	佐敷	津奈木	袋				
			緑	菊水	岳間	内田	山鹿	田原	立門			
			赤星	平真城	合志							
		八代河川国道	八代	多良木	黒原	田代川間	田野	人吉	大川内	9		
		川辺川ダム砂防	関持	葉木	仁田尾	久連子	平沢津	五木宮園	梶原	12		
		筑後川ダム統管	出る羽	椎葉	山手	四浦	相良			4		
		天草市	黄川	星和	中原	万成				4		
	南阿蘇村	天草市	浜平	牧	隠連木	唐崎			4			
	南阿蘇村	午王	高城	多津山					3			
	水位	熊本県	河川課	天満橋	池上	鶴野橋	西里	坪井	山室橋	鶴羽田橋	80	
除川				千間江湖	浜戸川	松崎橋	浅川	五丁川	波多川			
上久具橋				小川	関川	竜瀬橋	浦川	菜切	榎島橋			
南大門橋				繁根木	木葉	岩野	須屋	小国	黒川			
中松				県津森	県御船	赤井	松本橋	早瀬橋	第2大鞘橋			
千丁町北村				八間川	県佐敷	新水俣橋	湯出川	深川	津奈木川			
県本渡				一町田	広瀬川	大宮地	小宮地	下田北	志岐川			
松原川				水無川	二見川	河内川	小田浦川	今泉川	鏡川			
行末川				内野川	湯の浦川	上津深江川	田浦川	今富川	南高江			
立門				河原川	片門	泗水	旭志	潤川	網津川			
池鶴		千滝川		唐人川	和仁川	藻器堀川	健軍川	万江川				
胸川		県川辺		玉東								
熊本土木		坪井川下流		高平橋					2			
市房ダム		古屋敷		湯山	深田	県人吉			4			
氷川ダム		落合	立神	河俣				3				
農村整備課※		神掛橋	落合橋	嘉島				3				
国土交通省		熊本河川国道事務所 (緑川ダム含む)	代継橋	子飼橋	網津	城南	中甲橋	上揚	津留	12		
			陣内	立野	妙見橋	大六橋	御船					
	菊池川河川	玉名	江栗(菰田)	山鹿	袋田	分田	城	広瀬	8			
	八代河川国道	横石	萩原	金剛	人吉	多良木	一武	渡	8			
川辺川ダム砂防	大野							5				
潮位	熊本県	河川課	長州港	熊本港	八代港	水俣港	三角港	富岡港	牛深港	8		
			永尾海岸									
		港湾課	本渡港	大門港	榎島港	田浦港	河内港	合津港	中田港	9		
農村整備課	鬼池港	高浜港						1				
風向風速	熊本県	河川課	長州港	県庁	熊本港	八代港	水俣港	三角港	天門橋	13		
			大矢野橋	松島橋	瀬戸橋	富岡港	牛深港	永尾海岸				
		港湾課	本渡港	大門港	榎島港	田浦港	河内港	合津港	中田港	9		
農村整備課	鬼池港	高浜港						1				
観測情報数 合計									401			

※御船町に管理委託

雨量観測局一覧表 (統合型防災情報システム235局)

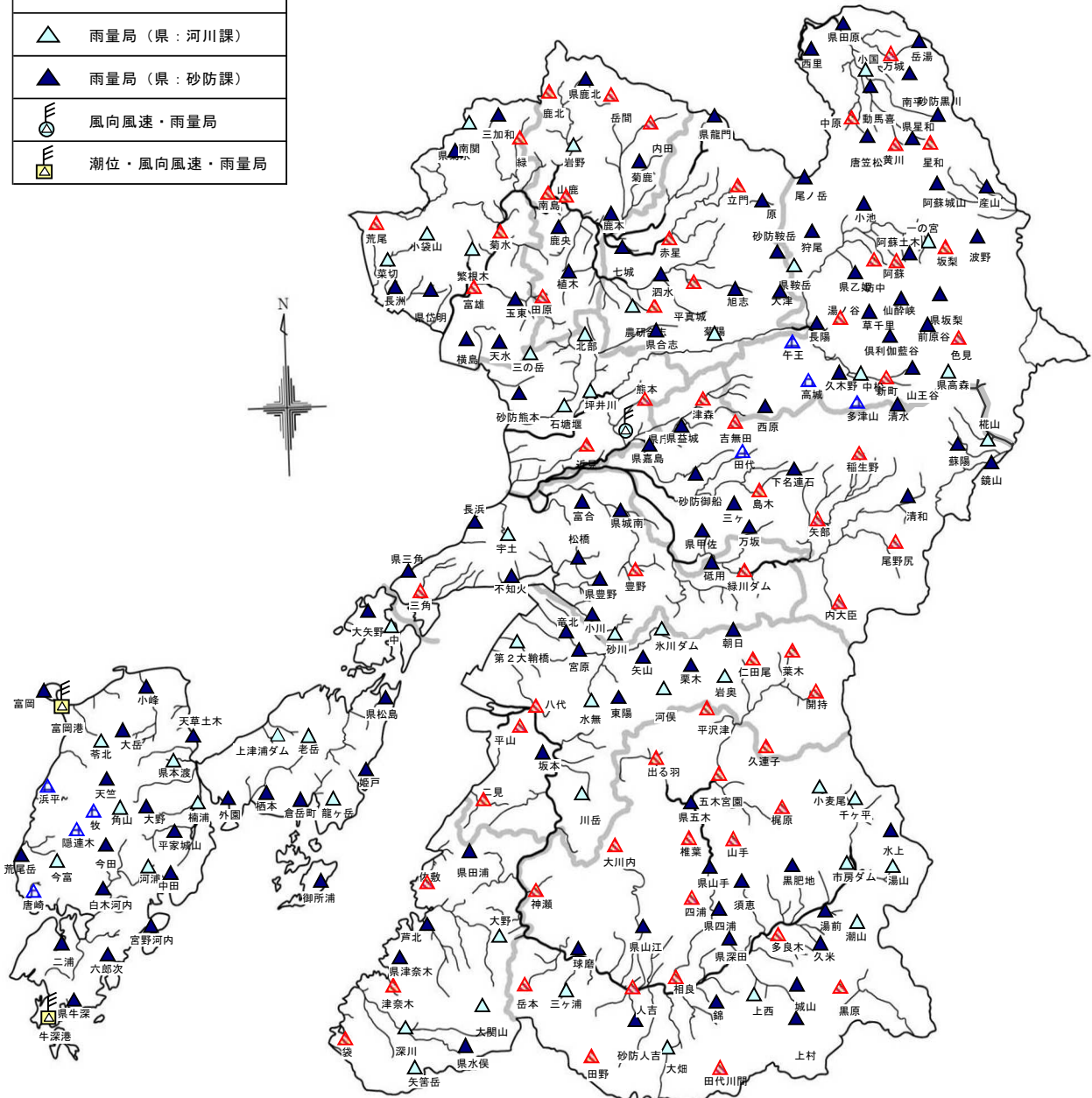
管内	NO.	観測局名	所在地	管理者	管内	NO.	観測局名	所在地	管理者	管内	NO.	観測局名	所在地	管理者		
熊	1	県庁	熊本市水前寺6丁目	県河川	阿	19	長陽	阿蘇郡南阿蘇村河陽	県砂防	球	1	小麦尾	球磨郡水上村江代	県市房		
	2	北部	熊本市明德町	県河川		20	西里	阿蘇郡小国町西里	県砂防		2	湯山	球磨郡水上村湯山	県市房		
	3	三の岳	熊本市河内町大多尾	県河川		21	岳湯	阿蘇郡小国町西里	県砂防		3	千ヶ平	球磨郡水上村江代	県市房		
	4	熊本	熊本市西原1丁目	国熊本		22	久木野	阿蘇郡南阿蘇村河陰	県砂防		4	出る羽	球磨郡五木村出る羽	国川辺川		
	5	坪井川	熊本市清水町打越	県熊土		23	西原	阿蘇郡西原村河原	県砂防		5	椎葉	球磨郡相良村四浦	国川辺川		
	6	石塘堰	熊本市二本木1丁目	県河川		24	豊坂梨	阿蘇市一の宮町坂梨	県砂防		6	大畑	人吉市大畑壺町大野	県河川		
	7	近見	熊本市近見7丁目	国熊本		25	阿蘇土木	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防		7	多良木	球磨郡多良木町多良木大字橋	国八代		
	8	砂防熊本	熊本市松尾町平山	県砂防		26	山峠峽	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防		8	黒原	球磨郡多良木町木米	国八代		
宇	1	砂川	下益城郡美里町白石野	県河川	阿	27	狩尾	阿蘇市狩尾	県砂防	球	9	田代川間	人吉市段塔町	国八代		
	2	宇土	宇土市網津町綱引	県河川		28	泉田原	阿蘇郡小国町下城	県砂防		10	平沢津	球磨郡五木村平沢津	国川辺川		
	3	緑川ダム	下益城郡美里町畷野	国緑川		29	唐笠松	阿蘇郡南小国町赤馬場	県砂防		11	市房ダム	球磨郡水上村岩野	県市房		
	4	豊野	宇城市豊野町糸石	国熊本		30	泉皇和	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		12	五木宮園	球磨郡五木村宮園	国川辺川		
	5	三角	宇城市三角町大田尾	国熊本		31	砂防黒川	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		13	椋原	球磨郡五木村下椋原	国川辺川		
	6	長浜	宇土市長浜町浜新地	県砂防		32	動馬喜	阿蘇郡南小国町満願寺	県砂防		14	大内川	球磨郡山江村万江	国八代		
	7	富含	下益城郡富含町木原	県砂防		33	尾の岳(大分県)	日田市上津江町上野田	県砂防		15	山手	球磨郡相良村四浦	国川辺川		
	8	泉城南	下益城郡泉城南町敷田	県砂防		34	南平	阿蘇郡小国町上田	県砂防		16	四浦	球磨郡相良村四浦	国川辺川		
	9	泉豊野	宇城市豊野町下郷	県砂防		35	砂防鞍岳	阿蘇市車帰	県砂防		17	相良	球磨郡相良村柳瀬	国川辺川		
	10	小川	宇城市小川町平頭	県砂防		36	山王谷	阿蘇郡南阿蘇村長野	県砂防		18	人吉	人吉市下青井町1番	国八代		
	11	松橋	宇城市松橋町久具	県砂防		37	泉乙姫	阿蘇市乙姫	県砂防		19	田野	人吉市田野町下笹谷	国八代		
	12	不知火	宇城市不知火町松合	県砂防		38	前原谷	阿蘇郡高森町上色見	県砂防		20	神瀬	球磨郡球磨村神瀬	国八代		
	13	泉三角	宇城市三角町波多	県砂防		39	俱利伽羅谷	阿蘇郡南阿蘇村吉田	県砂防		21	岳本	球磨郡相良村一勝地	国八代		
	14	砥用	下益城郡美里町古閑	県砂防		40	草千里	阿蘇市黒川	県砂防		22	三ヶ浦	球磨郡球磨村三ヶ浦	県河川		
玉	1	南関	玉名郡南関町関東	県河川	阿	41	阿蘇山小	阿蘇市一の宮町三野	県砂防	球	23	上西	球磨郡あさぎり町上西	県河川		
	2	小岱山	荒尾市関本	県河川		42	小池	阿蘇市小池	県砂防		24	潮山	球磨郡湯前町潮山	県河川		
	3	紫根木	玉名市石貫	県河川		43	午王	阿蘇郡南阿蘇村河陰	南阿蘇村		25	砂防人吉	人吉市西間町古ノ山	県砂防		
	4	菜切	荒尾市菰屋	県河川		44	高城	阿蘇郡南阿蘇村河陰	南阿蘇村		26	泉五木	球磨郡五木村上	県砂防		
	5	緑	玉名郡和木町板桶	国菊池川		45	多津山	阿蘇郡南阿蘇村久石	南阿蘇村		27	水上	球磨郡水上村湯山	県砂防		
	6	菊水	玉名郡和木町瀬川	国菊池川		上	1	稲生野	上益城郡山都町御所		国緑川	球	28	湯前	球磨郡湯前町買元	県砂防
	7	荒尾	荒尾市内宮宇大門	国熊本			2	尾野尻	上益城郡山都町高山		国緑川		29	黒肥地	球磨郡多良木町黒肥地	県砂防
	8	富尾	玉名市玉名寺晩次郎	国熊本			3	内大臣	上益城郡山都町菅		国緑川		30	久米	球磨郡多良木町久米	県砂防
	9	三加和	玉名郡和水町上和仁	県砂防			4	矢部	上益城郡山都町下市		国緑川		31	城山	球磨郡多良木町奥野	県砂防
	10	泉菊水	玉名郡和水町壺門	県砂防			5	島木	上益城郡山都町七滝		国熊本		32	上村	球磨郡あさぎり町皆越	県砂防
	11	玉東	玉名郡玉東町二俣	県砂防			6	津森	上益城郡益城町田原		国熊本		33	錦	球磨郡錦町一武	県砂防
	12	天水	玉名市天水町小天	県砂防			7	田代	上益城郡御船町田代		御船町		34	球磨	球磨郡球磨村三ヶ浦	県砂防
	13	横島	玉名市横島町横島	県砂防			8	吉無田	上益城郡御船町吉無田		国熊本		35	泉山江	球磨郡山江村万江	県砂防
	14	長洲	玉名市長洲町浜田	県砂防			9	鏡陽	上益城郡山都町玉目		県砂防		36	泉四浦	球磨郡相良村四浦西	県砂防
	15	長洲	玉名郡長洲町永塩	県砂防			10	鏡山(宮崎県)	西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所		県砂防		37	泉山手	球磨郡相良村四浦浦	県砂防
鹿	1	岩野	山鹿市津留	県河川	上		11	清水	上益城郡山都町郷野原	県砂防	球		38	泉深田	球磨郡あさぎり町深田東	県砂防
	2	岳間	山鹿市鹿北町椎持	国菊池川			12	清和	上益城郡山都町仏原	県砂防			39	須恵	球磨郡あさぎり町須恵	県河川
	3	内田	山鹿市菊鹿町矢谷	国菊池川			13	下名連石	上益城郡山都町下名連石	県砂防			1	老岳	天草市有明町上津浦	県河川
	4	山鹿	山鹿市山鹿	国菊池川			14	三ヶ	上益城郡山都町三ヶ	県砂防			2	河浦	天草市宮地岳町赤仁田	県河川
	5	田原	鹿本郡植木町豊岡	国菊池川			15	万坂	上益城郡山都町万坂	県砂防			3	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町大道	県河川
	6	南島	山鹿市南島字内曲	国熊本		16	泉甲佐	上益城郡甲佐町中横田	県砂防	4		薮北	天草郡薮北町志岐	県河川		
	7	鹿北	山鹿市鹿北町岩野	国熊本		17	砂防御船	上益城郡御船町龍の尾	県砂防	5		泉本渡	天草市本渡町下川原	県河川		
	8	泉鹿北	山鹿市鹿北町椎持	県砂防		18	泉益城	上益城郡益城町赤井	県砂防	6		角山	天草市宮地岳町野下	県河川		
	9	菊鹿	山鹿市菊鹿町太田	県砂防		19	泉嘉島	上益城郡嘉島町下六嘉	県砂防	7		中	上天草市大矢野町中	県河川		
	10	鹿本	鹿本郡鹿本町来民	県砂防		八	1	水無	八代市東町村の木	県河川		天	8	楠浦	天草市楠浦町寺中	県河川
	11	植木	鹿本郡植木町内	県砂防			2	岩奥	八代市泉町柿迫	県水川			9	牛深港	天草市牛深港町上世浦	県河川
	12	鹿央	山鹿市鹿央町合里	県砂防			3	氷川ダム	八代市泉町下岳	県水川			10	福岡港	天草郡苓北町福岡	県河川
菊	1	農研	合志市合志町栄	県河川	4		河俣	八代市東陽町馬石	県水川	11	今富		天草市河浦町今富	県河川		
	2	立門	菊池市原宇綱立	国菊池川	5		葉木	八代市泉町葉木	国川辺川	12	上津浦ダム		天草市有明町上津浦	県上津浦		
	3	平真城	菊池郡大津町平川	国菊池川	6		久連子	八代市泉町久連子	国川辺川	13	大矢野		上天草市大矢野町登立	県砂防		
	4	赤星	菊池市赤星	国菊池川	7		開持	八代市泉町樺木	国川辺川	14	泉松島		上天草市松島町阿村	県砂防		
	5	合志	合志市合志町豊岡	国菊池川	8		仁田尾	八代市泉町仁田尾	国川辺川	15	姫戸		上天草市姫戸町姫浦	県砂防		
	6	菊陽	菊池郡菊陽町久保田	県河川	9		八代	八代市萩原町1丁目	国八代	16	倉所浦		天草市御所浦町島帽子	県砂防		
	7	泉龍門	菊池市斑蛇口	県砂防	10		第2大瀬橋	八代市千丁町古閑出	県河川	17	倉岳町		天草市倉岳町棚底	県砂防		
	8	原	菊池市原	県砂防	11		川岳	八代市坂本町葉木	県河川	18	栖本		天草市栖本町河内	県砂防		
	9	旭志	菊池市旭志麓	県砂防	12		平山	八代市平山新町	国熊本	19	天草土木		天草市今釜新町	県砂防		
	10	泉合志	合志市合志町福原	県砂防	13	二見	八代市二見下	国熊本	20	大野	天草市楠浦町上江河内	県砂防				
	11	西合志	合志市西合志町上生	県砂防	14	栗木	八代市泉町栗木	県砂防	21	外園	天草市下浦町下柿	県砂防				
	12	泗水	菊池市泗水町永	県砂防	15	朝日	八代市泉町仁尾田	県砂防	22	泉牛深	天草市牛深港町黒田	県砂防				
	13	七城	菊池市七城町菰入	県砂防	16	矢山	八代市泉町下岳	県砂防	23	二浦	天草市二浦町亀浦	県砂防				
	14	大津	菊池郡大津町古城	県砂防	17	東陽	八代市東陽町河俣	県砂防	24	六郎次	天草市深海町芝の島	県砂防				
阿	1	泉鞍岳	阿蘇市車帰	県河川	阿	18	竜北	八代市水川町島地	県砂防	草	25	小峰	天草市五和町下内野	県砂防		
	2	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地	県河川		19	富原	八代市水川町立神	県砂防		26	富岡	天草郡苓北町富岡	県砂防		
	3	泉高森	阿蘇郡高森町高森	県河川		20	坂本	八代市坂本町荒瀬	県砂防		27	大岳	天草郡苓北町坂瀬川	県砂防		
	4	中松	阿蘇郡南阿蘇村中松	県河川		1	大關山	芦北郡芦北町古石	県河川		28	天竺	天草郡苓北町都呂々	県砂防		
	5	小国	阿蘇郡小国町宮原	県河川		2	深川	水俣市薄原	県河川		29	荒尾岳	天草市天草町高浜	県砂防		
	6	柘山	阿蘇郡高森町永野原	県河川		3	矢管岳	水俣市湯出	県河川		30	白木河内	天草市河浦町白木河内	県砂防		
	7	湯ノ谷	阿蘇郡南阿蘇村長野	国熊本		4	大野	蘆北郡芦北町大野	県河川		31	今田	天草市河浦町今田	県砂防		
	8	中原	阿蘇郡南小国町中原	国松原		5	佐敷	蘆北郡芦北町海浦	国熊本		32	宮野河内	天草市河浦町宮野河内	県砂防		
	9	黄川	阿蘇郡南小国町赤馬場	国松原		6	津奈木	蘆北郡津奈木町津奈木	国熊本		33	平家城山	天草市新和町大宮地	県砂防		
	10	星和	阿蘇郡南小国町満願寺	国松原		7	袋	水俣市袋	国熊本		34	中田	天草市新和町小宮地	県砂防		
	11	万成	阿蘇郡小国町上田	国松原		8	泉水俣	水俣市久木野	県砂防		35	浜平	天草市天草町下田北	天草市		
	12	坊中	阿蘇市黒川	国熊本		9	泉津奈木	蘆北郡津奈木町千代	県砂防		36	牧	天草市天草町高浜	天草市		
	13	色見	阿蘇郡高森町上色見	国熊本		10	芦北	蘆北郡芦北町湯浦	県砂防		37	隠連木	天草市天草町高浜	天草市		
	14	新町	阿蘇郡南阿蘇村吉田	国熊本		11	泉田浦	蘆北郡芦北町田浦	県砂防		38	唐崎	天草市天草町大江	天草市		
	15	坂梨	阿蘇市一の宮町坂梨	国熊本				熊土---8局 宇城---14局 玉名---15局 鹿本---12局								
	16	阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地	国熊本				菊池---14局 阿蘇---45局 上益城---19局 八代---20局								
	17	産山	阿蘇郡産山村山鹿	県砂防				芦北---11局 球磨---39局 天草---38局								
	18	波野	阿蘇市波野新波野	県砂防				熊土---8局 宇城---14局 玉名---15局 鹿本---12局								

# 熊本県水防情報システム観測局配置図

(雨量局)

平成24年4月現在

凡例	
	雨量局 (国管理)
	雨量局 (町管理)
	雨量局 (県: 河川課)
	雨量局 (県: 砂防課)
	風向風速・雨量局
	潮位・風向風速・雨量局



水位観測局一覧表（統合型防災情報システム125局）

管内NO.	観測局名	所在地	水防団 有無	はん 注意 水位	避難 判断 水位	はん 注意 危険 水位	河川名	管理者	管内NO.	観測局名	所在地	水防団 有無	はん 注意 水位	避難 判断 水位	はん 注意 危険 水位	河川名	管理者		
熊 土	1	鶴羽田橋	熊本市四方寄町	1.51	2.46	4.33	坪井川	国熊本	上 益 城	5	嘉島	上益城郡嘉島町寺	4.68	5.75	6.54	6.96	矢形川	御船町	
	2	山室橋	熊本市八景水谷1丁目	1.34	2.41	—	坪井川	国熊本		6	大穴橋	上益城郡嘉島町三郎南田	2.50	3.20	3.90	4.40	加勢川	国熊本	
	3	高平橋	熊本市高平2丁目	1.95	3.20	3.20	3.72	坪井川		国熊本	7	千滝川	上益城郡山都町下南尾	2.17	2.73	2.92	3.38	千滝川	国熊本
	4	坪井川	熊本市坪井5丁目	3.03	5.30	5.58	6.12	坪井川		国熊本	8	津留	上益城郡山都町津留	3.50	4.50	5.40	5.80	緑川	国熊本
	5	坪井川下流	熊本市二本木	2.47	3.35	—	5.38	坪井川		国熊本	9	上場	上益城郡甲佐町上場	—	—	—	—	緑川	国熊本
	6	西里	熊本市磯川町	0.95	1.61	1.61	2.19	坪井川		国熊本	10	泉御船	上益城郡御船町尾尾	3.03	3.76	3.76	4.58	御船川	国熊本
	7	鶴野橋	熊本市花園7丁目	1.97	3.04	3.35	4.48	坪井川		国熊本	11	御船	上益城郡御船町御船	2.00	3.00	3.60	4.30	御船川	国熊本
	8	池上	熊本市池上町	1.80	2.60	3.44	4.18	坪井川		国熊本	1	落合	八代市東町穂田	3.34	4.40	4.86	5.59	水川	国熊本
	9	天満橋	熊本市城山大堤町	2.41	2.80	3.76	5.51	坪井川		国熊本	2	河俣	八代市東町河俣	3.54	4.33	4.48	5.22	河俣川	国熊本
	10	除川	熊本市沖新町	3.04	3.32	3.66	4.31	除川		国熊本	3	早瀬橋	八代市東町南	1.65	3.83	4.86	5.34	河俣川	国熊本
	11	千間江湖	熊本市白石町	2.04	2.54	2.54	2.93	千間江湖		国熊本	4	立神	八代市水川町立神	2.34	3.63	3.63	4.39	水川	国熊本
	12	南高江	熊本市南高江町	2.67	2.87	2.87	2.99	天明新川		国熊本	5	松木橋	八代市水川町島地	1.35	2.69	2.69	3.14	水川	国熊本
	13	子飼橋	熊本市東子飼町	2.50	3.80	—	—	白川		国熊本	6	八間川	八代市水川町網道	1.86	2.13	3.10	3.34	八間川	国熊本
	14	代根橋	熊本市新鍛冶屋町	2.50	3.70	4.80	5.00	白川		国熊本	7	鏡川	八代市鏡町津口	3.32	3.58	3.58	3.88	鏡川	国熊本
	15	網津	熊本市海路町	4.50	5.00	—	—	緑川		国熊本	8	第2大瀬橋	八代市千丁町古岡出	3.52	3.95	5.70	5.95	大瀬川	国熊本
	16	城南	熊本市城南町千町塔塔	3.30	4.30	5.80	6.20	緑川		国熊本	9	千丁町北村	八代市千丁町太田田	0.75	1.51	1.51	2.36	大瀬川	国熊本
	17	浜戸川	熊本市城南町敷田	2.09	3.03	3.21	4.09	浜戸川		国熊本	10	水無川	八代市吉備町藤ノ木	1.43	1.77	1.77	1.94	水無川	国熊本
	18	健草川	熊本市錦ヶ丘1番	0.88	1.85	1.85	2.10	健草川		国熊本	11	二見川	八代市二見川町	0.90	1.66	1.66	2.30	二見川	国熊本
	19	藻器堀川	熊本市水前寺公園	1.10	1.76	1.76	2.24	藻器堀川		国熊本	12	横石	八代市坂本町西	4.50	5.50	—	—	球磨川	国熊本
宇 城	1	中甲橋	下益城郡美里町岩下	2.00	3.00	4.10	4.60	緑川	国熊本	13-1	萩原	八代市萩原町1丁目	2.00	3.50	3.60	3.80	球磨川(坂本)	国熊本	
	2	酒川	宇城市多治町西田	1.96	2.16	2.16	2.28	酒川	国熊本	14	金剛	八代市鼠蔵町	2.50	3.50	—	—	球磨川	国熊本	
	3	網津川	宇城市住吉町上ノ割	1.60	2.15	2.15	2.46	網津川	国熊本	1	深川	水俣市薄原町前田	2.46	3.91	3.91	5.55	水俣川	国熊本	
	4	浅川	宇城市松橋町西下郷	1.10	1.85	1.85	2.88	浅川	国熊本	2	浦出川	水俣市天神町	0.89	1.70	1.70	2.50	浦出川	国熊本	
	5	上久良橋	宇城市松橋町久良	1.83	2.67	2.89	3.66	浅川	国熊本	3	新水俣橋	水俣市天神町	2.34	3.24	3.24	3.81	佐敷川	国熊本	
	6	松崎橋	宇城市松橋町東松崎	4.06	4.72	—	6.06	大野川	国熊本	4	泉佐敷	水俣市北町花園東	1.47	2.26	2.26	3.14	佐敷川	国熊本	
	7	五丁川	宇城市松橋町浅川	2.22	2.50	2.88	3.17	五丁川	国熊本	5	小田浦川	水俣市北町小田浦	1.34	1.50	1.50	2.00	小田浦川	国熊本	
	8	小川	宇城市小川町南小川	1.99	2.45	2.79	3.49	砂川	国熊本	6	湯の浦川	水俣市北町湯の浦	3.04	3.20	3.38	4.00	湯の浦川	国熊本	
五 名	9	波多川	宇城市三角町波多	2.30	2.59	2.69	2.87	波多川	国熊本	7	田浦川	水俣市北町田浦丸	0.87	1.56	1.56	2.34	田浦川	国熊本	
	1	江栗(菟田)	玉名郡水町下津原	—	—	—	—	菊池川	国熊本	8	津奈木川	水俣市津奈木町岩城	0.65	1.69	1.94	2.89	津奈木川	国熊本	
	2	玉名	玉名市雨迫間	3.50	4.40	5.80	5.90	菊池川	国熊本	1	古屋敷	球磨郡水上村江代	4.80	7.01	—	9.50	球磨川	国熊本	
	3	木葉	玉名市田崎字生見	2.67	4.01	4.01	4.33	木葉川	国熊本	2	湯山	球磨郡水上村美野尾	3.00	4.79	7.65	8.35	湯山川	国熊本	
	4	玉東	玉名郡玉東町大字木葉	1.07	2.60	2.60	3.28	木葉川	国熊本	3	多良木	球磨郡多良木町多良木上郷	2.00	3.50	3.60	3.70	球磨川	国熊本	
	5	繁根木	玉名市石貫字中の島	0.94	1.91	1.91	2.27	繁根木川	国熊本	4	深田	球磨郡深田町西	2.40	4.01	—	5.83	球磨川	国熊本	
	6	菜切	荒尾市藤屋字高倉	1.06	2.20	2.20	2.74	菜切川	国熊本	5	一武	球磨郡相良村柳瀬	3.50	4.30	4.40	4.50	球磨川	国熊本	
	7	南大門橋	玉名市中	1.12	1.64	1.64	2.42	境川	国熊本	6	五木宮園	球磨郡五木村宮園	3.20	4.20	—	—	川辺川	国熊本	
	8	榎島橋	玉名市佐野町野口	1.69	3.15	3.15	3.80	境川	国熊本	7	神屋敷	球磨郡五木村九折瀬	—	—	—	—	川辺川	国熊本	
	9	唐人川	玉名市水町町田見	1.31	1.60	1.60	1.74	唐人川	国熊本	8	元井谷	球磨郡五木村元井谷	—	—	—	—	五木小川	国熊本	
	10	竜瀬橋	玉名郡南関町関	0.74	1.27	1.40	2.01	関川	国熊本	9	四浦	球磨郡相良村四浦	4.50	5.50	—	—	川辺川	国熊本	
	11	関川	玉名郡南関町宮尾	3.05	4.87	—	6.15	関川	国熊本	10	柳瀬	球磨郡相良村柳瀬	5.00	6.00	—	—	川辺川	国熊本	
	12	浦川	玉名郡長洲町長洲	3.17	3.31	3.31	3.46	浦川	国熊本	11	人吉	人吉市市井町	2.00	3.00	3.20	3.40	球磨川	国熊本	
	13	行末川	玉名郡長洲町行末	2.07	2.58	2.58	3.04	行末川	国熊本	12	人吉	人吉市下青井町	2.93	4.31	—	5.87	球磨川	国熊本	
14	和仁川	玉名郡和仁町太田	1.57	3.06	3.06	3.33	和仁川	国熊本	13	渡	球磨郡球磨村三浦	6.50	6.00	7.60	8.70	球磨川	国熊本		
鹿 本	1	袋田	山鹿市鹿本町袋田	1.00	2.60	3.20	3.90	内内田川	国熊本	14	大野	球磨郡球磨村西	6.50	8.00	10.90	12.20	球磨川	国熊本	
	2	分田	山鹿市鹿本町下分田	2.50	3.90	—	—	菊池川	国熊本	15	万江川	人吉市井ノ口町	1.30	2.91	2.91	3.51	万江川	国熊本	
	3	山鹿	山鹿市下町	3.20	4.00	6.10	6.30	菊池川	国熊本	16	駒川	人吉市西岡上町	1.19	2.04	2.20	2.99	駒川	国熊本	
	4	岩野	山鹿市津留	1.63	3.43	3.43	4.59	岩野川	国熊本	17	泉川	球磨郡相良村川辺	1.19	2.04	2.20	2.99	川辺川	国熊本	
	5	城	山鹿市城	2.50	3.00	3.60	4.60	岩野川	国熊本	1	泉本渡	天草市本渡町下川原	1.40	2.46	2.82	3.60	町山口川	国熊本	
菊 池	1	立門	菊池市重味	0.35	0.93	1.38	1.58	菊池川	国熊本	2	広瀬川	天草市本戸馬場	0.80	2.08	2.08	2.77	広瀬川	国熊本	
	2	河原川	菊池市藤田字上鶴	1.82	2.69	2.87	3.67	河原川	国熊本	3	内野川	天草市五和町二江	3.94	4.18	4.18	4.45	内野川	国熊本	
	3	片角	菊池市片角	2.44	3.42	3.65	4.53	菊池川	国熊本	4	下田北	天草市天草町下田北	1.04	2.23	2.23	3.19	下津深江川	国熊本	
	4	広瀬	菊池市広瀬	1.50	2.70	3.40	3.90	菊池川	国熊本	5	一町田	天草市河浦町一町田	0.96	2.27	2.27	2.96	一町田川	国熊本	
	5	酒水	菊池市酒水町水	0.22	1.06	1.06	1.55	合志川	国熊本	6	今富川	天草市河浦町崎津	1.79	1.86	1.86	2.03	今富川	国熊本	
	6	旭志	菊池市旭志伊敷	0.91	1.40	1.40	1.95	合志川	国熊本	7	大宮地川	天草市新和町大宮地	1.88	2.41	2.41	3.58	大宮地川	国熊本	
	7	佐野	菊池市酒水町南島	2.00	2.70	2.80	3.10	合志川	国熊本	8	小宮地	天草市新和町小宮地	3.00	3.14	3.14	3.43	流合川	国熊本	
	8	陣内	菊池郡大津町陣内	2.50	9.00	—	—	白川	国熊本	9	河内川	天草市橋本町馬場下郷	2.36	2.75	2.75	3.21	河内川	国熊本	
阿 蘇	1	須藤	合志市西合志町須藤	1.74	3.13	3.13	4.63	白川	国熊本	10	今泉川	上天草市松島町今泉	2.08	3.00	3.00	3.19	今泉川	国熊本	
	2	小国	阿蘇郡小国町宮原	2.00	3.00	—	—	筑後川	国熊本	11	松原川	天草郡松原町松原川	1.20	1.75	2.14	2.37	松原川	国熊本	
	3	池田	阿蘇郡小国町下城	3.63	5.01	5.56	6.57	筑後川	国熊本	12	上津深江川	天草郡松原町上津深江	2.02	2.26	2.53	3.13	上津深江川	国熊本	
	4	黒川	阿蘇郡内牧字波累	2.07	3.45	3.61	4.36	黒川	国熊本	13	志岐川	天草郡志岐町志岐	0.85	1.43	1.74	2.08	志岐川	国熊本	
	5	中松	阿蘇郡南阿蘇村中松	1.52	2.41	2.41	3.41	白川	国熊本	熊士——19局 宇城——9局 玉名——14局 鹿本——5局 菊池——9局 阿蘇——6局 上益城——11局 八代——14局 芦北——8局 球磨——17局 天草——13局 熊本県管理 89局 国土交通省管理 33局 御船町管理 3局 合計 125局									
	6	妙見橋	阿蘇郡南阿蘇村河原	9.00	9.00	—	—	白川	国熊本										
上 益 城	1	泉津森	上益城郡益城町泉津	1.70	2.28	2.61	3.09	木山川	国熊本										
	2	赤井	上益城郡益城町宮園	2.53	3.63	4.13	4.95	木山川	国熊本										
	3	神掛橋	上益城郡御船町神掛	—	—	—	—	矢形川	御船町										
	4	落合橋	上益城郡御船町落合	2.15	3.38	4.03	4.77	矢形川	御船町										

潮位観測局一覧表（統合型防災情報システム18局）

管内NO.	観測局名	所在地	警戒潮位	管理	備考
熊 土	1	熊本港	熊本市新港1丁目	5.11	国熊本
	2	河内港	熊本市河内町	※1	国熊本
	3	三角港	宇城市三角町戸船	4.63	国熊本
宇 城	1	永尾海岸	宇城市不知火町鹿敷新地	—	国熊本
	2	網田海岸	宇城市下網田町	—	国熊本
	3	長洲港	玉名郡長洲町長洲	5.50	国熊本
八 代	1	八代港	八代市港町	4.67	国熊本
	2	水俣港	水俣市明神町	3.80	国熊本
芦 北	1	田浦港	水俣市北町田浦	※1	国熊本
	2	富岡港	天草郡等北町富岡	3.69	国熊本
	3	牛深港	天草郡牛深町牛深	3.36	国熊本
	4	本渡港	本渡市本渡町	※1	国熊本
	5	大門港	本渡市本渡町	※1	国熊本
	6	磯島港	上天草市龍ヶ岳町高戸	※1	国熊本
	7	合津港	上天草市松島町合津	※1	国熊本
	8	中田港	天草市新和町宮地	※1	国熊本
	9	鬼池港	天草市五和町鬼池	※1	国熊本
天 草	1	高浜港	天草市天草町高浜	※1	国熊本
	2	高浜港	天草市天草町高浜	※1	国熊本
熊士——2局 宇城——3局 玉名——1局 八代——1局 芦北——2局 天草——9局 熊本県管理 18局					

風向風速観測局一覧表（統合型防災情報システム23局）

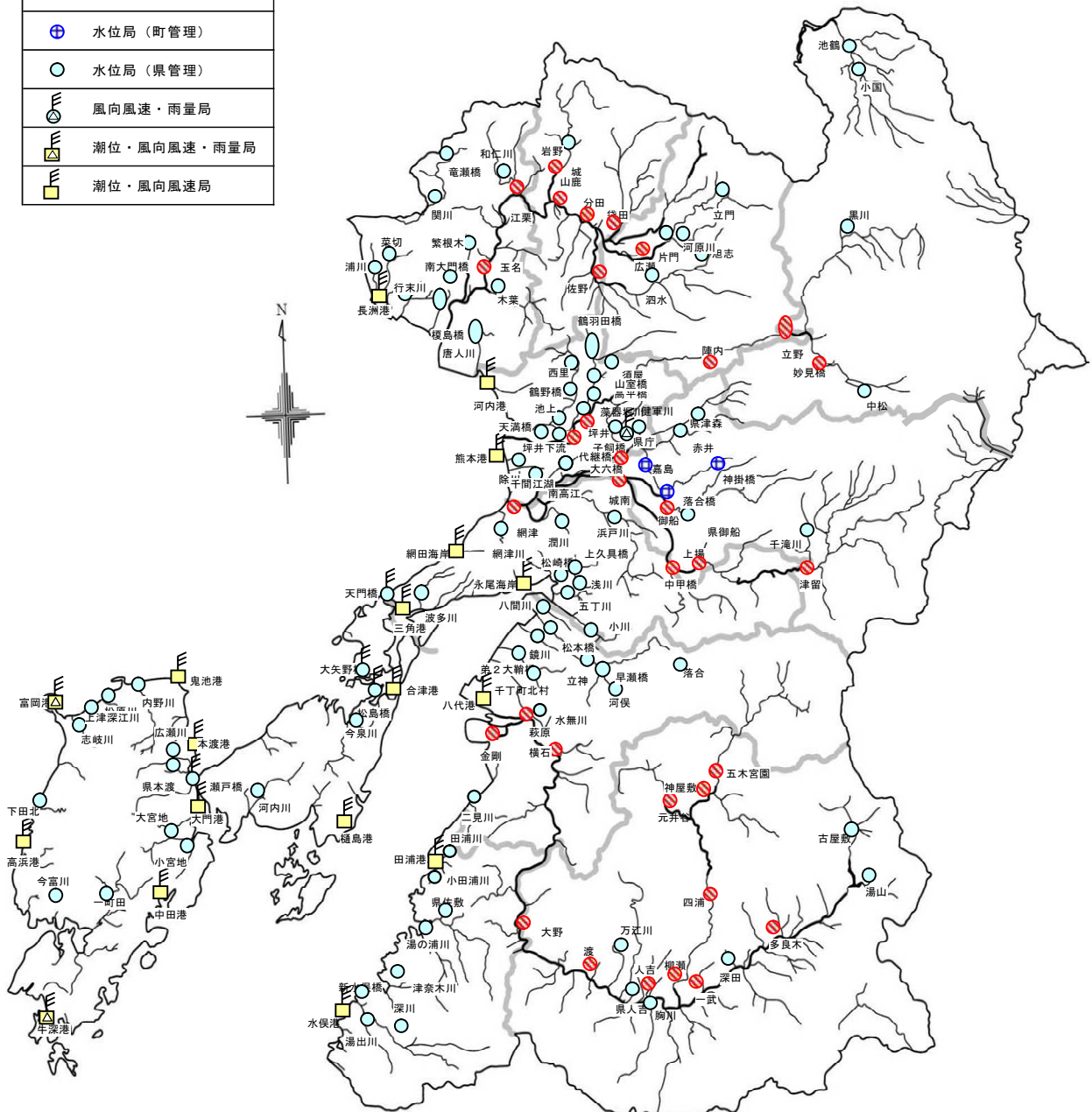
管内NO.	観測局名	所在地	管理	備考
熊 土	1	泉津	熊本市水前寺6丁目	国熊本
	2	熊本港	熊本市新港1丁目	国熊本
	3	河内港	熊本市河内町	国熊本
宇 城	1	三角港	宇城市三角町戸船	国熊本
	2	天門橋	宇城市三角町三角浦	国熊本
	3	永尾海岸	宇城市不知火町鹿敷新地	国熊本
玉 名	1	網田海岸	宇城市下網田町	国熊本
	2	長洲港	玉名郡長洲町長洲	国熊本
八 代	1	八代港	八代市港町	国熊本
	2	水俣港	水俣市明神町	国熊本
芦 北	1	田浦港	水俣市北町田浦	国熊本
	2	大矢野		

## 熊本県水防情報システム観測局配置図

(水位局、潮位局、風向・風速局)

平成24年4月現在

凡例	
	水位局（国管理）
	水位局（町管理）
	水位局（県管理）
	風向風速・雨量局
	潮位・風向風速・雨量局
	潮位・風向風速局



#### 4. 熊本市直系観測局

##### 熊本市直系水位局

観測局名	呼出名称	設置場所	摘要
沼山津 "	ぬやまづすい	" 東区秋津町上沼山津左岸	熊本市危機管理防災総室
八幡 "	やはたすい	" 南区八幡町市道川尻1号橋右岸	"

##### 熊本市直系雨量局

観測局名	呼出名称	設置場所	摘要
市庁 "	—	熊本市役所庁舎屋上	熊本市危機管理防災総室
金峰山 "	きんぼうざんうりょう	熊本市西区池上町字西平山 金峰山少年自然の家	"

## 第20. 通 信 施 設

### 1. 熊本県防災行政無線

区分	無線局の設置場所	地 上 系		衛 星 系		備 考
		識 別 番 号	種別	識 別 番 号	種別	
統制局	県 庁	ぼうさい くまもとけん	固定局	LASCOM くまもとけん くまもとちきゅう	地球局	
支 部 局	宇 城 地域振興局	ぼうさい うき	固定局			地上系のみ
	玉 名 〃	〃 たまな	〃			〃
	鹿 本 〃	〃 かもと	〃			〃
	菊 池 〃	〃 きくち	〃			〃
	阿 蘇 〃	〃 あそ	〃			〃
	上益城 〃	〃 かみましき	〃			〃
	上益城地域振興局土木部					NTTDA回線
	八 代 地域振興局	ぼうさい やつしろ	固定局			地上系のみ
	芦 北 〃	〃 あしきた	〃			〃
	球 磨 〃	〃 くま	〃			〃
	天 草 〃	〃 あまくさ	〃			〃
	熊 本 土木事務所					衛星携帯電話
	市 房 ダム管理所	〃 いちふさダム	固定局			地上系のみ
	氷 川 〃	〃 ひかわダム	〃			〃
	亀 川 〃	〃 かめがわダム	〃			〃
	石 打 〃	〃 いしうちダム	〃			〃
	荒 瀬 ダム見張所	〃 あらせダム	〃			〃
	船 津 〃	〃 ふなつダム	〃			〃
	都呂々 ダム管理事務所	〃 とろろダム	〃			〃
端 局	熊 本 総合庁舎					衛星携帯電話
	芦北地域振興局保健福祉 環境部（水俣保健所）					〃
	消防学校					〃
	農業研究センター					〃
	三角港 管理事務所			LASCOM くまもとけんくまもと スーパーパードかはんちきゅう V111	地球局	衛星系のみ
	八代港 管理事務所			〃 V37	〃	〃
	水俣港 管理事務所			〃 V29	〃	〃
	熊本港 管理事務所			〃 V65	〃	〃
	天君ダム 管理所			〃 V3	〃	〃
	清願寺ダム 管理所			〃 V61	〃	〃
	熊本市役所			〃 V112	〃	〃
	宇土市役所			〃 V110	〃	〃
	宇城市役所			〃 V127	〃	〃
	美里町中央庁舎			〃 V98	〃	〃
	美里町砥用庁舎			〃 V80	〃	〃
	玉名市役所			〃 V76	〃	〃
	荒尾市役所			〃 V74	〃	〃
	玉東町役場			〃 V89	〃	〃
	和水町役場			〃 V92	〃	〃
南関町役場			〃 V99	〃	〃	
長洲町役場			〃 V73	〃	〃	



区分	無線局の設置場所	地上系		衛星系		備考
		識別番号	種別	識別番号	種別	
端	山鹿市役所			LASCOM くまもとけんくまもと スーパーバンドかはんちきゅう	地球局	衛星系のみ
	菊池市役所			V42		
	大津町役場			V67	〃	〃
	菊陽町役場			V84	〃	〃
	合志市役所			V83	〃	〃
	阿蘇市役所			V85	〃	〃
	南小国町役場			V26	〃	〃
	小国町役場			V50	〃	〃
	産山村役場			V52	〃	〃
	高森町役場			V27	〃	〃
	南阿蘇村役場			V45	〃	〃
	西原村役場			V49	〃	〃
	御船町役場			V7	〃	〃
	嘉島町役場			V1	〃	〃
	益城町役場			V21	〃	〃
	甲佐町役場			V5	〃	〃
	山都町役場			V2	〃	〃
	八代市役所			V23	〃	〃
	氷川町役場			V38	〃	〃
	水俣市役所			V20	〃	〃
	芦北町役場			V10	〃	〃
	津奈木町役場			V12	〃	〃
	人吉市役所			V13	〃	〃
	錦町役場			V53	〃	〃
	多良木町役場			V54	〃	〃
	湯前町役場			V15	〃	〃
	水上村役場			V32	〃	〃
	あさぎり町役場			V34	〃	〃
	相良村役場			V14	〃	〃
	五木村役場			V36	〃	〃
	山江村役場			V60	〃	〃
	球磨村役場			V55	〃	〃
天草市役所			V56	〃	〃	
上天草市役所			V101	〃	〃	
苓北町役場			V104	〃	〃	
			V78	〃	〃	
局	熊本市消防局			V41	〃	〃
	宇城広域連合消防本部			V105	〃	〃
	有明広域行政事務組合 消防本部			V113	〃	〃
	山鹿植木広域行政事務組合 消防本部			V122	〃	〃
	菊池広域連合消防本部			V124	〃	〃
	阿蘇広域行政事務組合 消防本部			V8	〃	〃

区分	無線局の設置場所	地上系		衛星系		備考
		識別番号	種別	識別番号	種別	
端 末 局	上益城消防組合消防本部			LASCOM くまもとけんくまもと スーパーバンドかほんちきゅう V22	地球局	衛星系のみ
	高遊原南消防組合消防本部			” V4	”	”
	八代広域行政事務組合 消防本部			” V39	”	”
	水俣芦北広域行政事務組合 消防本部			” V30	”	”
	上球磨消防組合消防本部			” V17	”	”
	人吉下球磨消防組合 消防本部			” V57	”	”
	天草広域連合消防本部			” V120	”	”
	防災消防航空センター			” V117	”	”
	坪井川遊水池管理所			” V118	”	”
	日本赤十字社熊本県支部			” V106	”	”
	阿蘇山上事務所			” V51	”	”
	熊本地方気象台	ぼうさい くまもと きしょう	固定局			

区分	無線局の設置場所	地上系		衛星系		備考
		識別番号	種別	識別番号	種別	
中 継 局	三の岳中継所(熊本市)	ぼうさい	さんのたけ		固定局	基地局及び 携帯基地局 併設 " " " " " " " " " " "
	鞍岳" (阿蘇市)	"	くらだけ	"	"	
	老岳" (天草市)	"	おいたけ	"	"	
	大関山" (芦北町)	"	おおぜきやま	"	"	
	城山" (多良木町)	"	じょうやま	"	"	
	矢山" (八代市)	"	ややま	"	"	
	六郎次" (天草市)	"	ろくろうじ	"	"	
	尾ノ岳" (日田市)	"	おのだけ	"	"	
	鏡山" (五ヶ瀬町)	"	かがみやま	"	"	
	山手" (相良村)	"	やまて	"	"	
	上原" (芦北町)	"	うわばる	"	"	
荒尾岳" (天草市)	"	あらおだけ	"	"		
消防庁 回線	県庁	しょうぼう	くまもとけん		固定局	地上系のみ
国交省 回線	"	すいぼう	くまもと		"	"

区分	無線局の常置場所	識別信号	種別	備考
移動局	熊本県庁	ぼうさいくまもと 1	陸上移動局	土木部河川課公用車
	〃	〃 くまもと 2	〃	知事公室危機管理防災課公用車
	〃	〃 くまもと 3	〃	土木部道路保全課公用車
	〃	〃 くまもと 4	〃	〃 道路整備課公用車
	〃	〃 くまもと 6	〃	可搬型(10W) 熊本土木事務所内
	〃	〃 くまもと 5	〃	可搬型(10W) 危機管理防災課内
	〃	〃 くまもと 7	〃	〃
	〃	〃 くまもと 10	〃	〃
	〃	〃 くまもと 11	〃	〃
	〃	〃 くまもと 12	〃	〃
	〃	〃 くまもと 13	〃	〃
	〃	〃 くまもと 14	〃	〃
	〃	〃 くまもと 15	〃	〃
	〃	〃 くまもと 16	〃	〃
	〃	〃 くまもと 17	〃	〃
	〃	〃 くまもと 18	〃	〃
	〃	〃 くまもと 19	〃	〃
	〃	〃 くまもと 30	〃	携帯型(1W) 危機管理防災課
	〃	〃 くまもと 31	〃	〃
	〃	〃 くまもと 32	〃	〃
	〃	〃 くまもと 33	〃	〃
	〃	〃 くまもと 34	〃	〃
	〃	〃 くまもと 35	〃	〃
	〃	〃 くまもと 36	〃	〃
	〃	〃 くまもと 37	〃	〃
	〃	〃 くまもと 38	〃	〃
	〃	〃 くまもと 39	〃	〃
	〃	〃 くまもと 40	〃	〃
	〃	〃 くまもと 41	〃	〃
	〃	〃 くまもと 42	〃	〃
	〃	〃 くまもと 43	〃	〃
	〃	〃 くまもと 44	〃	〃
〃	〃 くまもと 45	〃	〃	
〃	〃 くまもと 46	〃	〃	
〃	〃 くまもと 47	〃	〃	
〃	〃 くまもと 48	〃	〃	
〃	〃 くまもと 49	〃	〃	
	熊本土木事務所	〃 くまど 1	〃	道路パトカー等
	〃	〃 くまど 2	〃	〃
	〃	〃 くまど 3	〃	〃
	〃	〃 くまど 4	〃	〃
	〃	〃 くまど 5	〃	〃
	〃	〃 くまど 6	〃	〃
	〃	〃 くまど 7	〃	〃
	宇城地域振興局	〃 まつばせ 1	〃	〃
	〃	〃 まつばせ 2	〃	〃

区分	無線局の常置場所	識別信号	種別	備考
移動局	玉名地域振興局	ぼうさい たまな 2	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 たまな 4	〃	〃
	〃	〃 たまな 5	〃	〃
	鹿本地域振興局	〃 やまが 1	〃	〃
	〃	〃 やまが 2	〃	〃
	〃	〃 やまが 3	〃	〃
	菊池地域振興局	〃 きくち 1	〃	〃
	〃	〃 きくち 2	〃	〃
	阿蘇地域振興局	〃 いちのみや 1	〃	〃
	〃	〃 いちのみや 2	〃	〃
	〃	〃 いちのみや 3	〃	〃
	〃	〃 いちのみや 4	〃	〃
	〃	〃 いちのみや 6	〃	〃
	〃	〃 いちのみや 7	〃	〃
	上益城地域振興局	〃 やべ 1	〃	〃
〃	〃 やべ 2	〃	〃	
〃	〃 やべ 3	〃	〃	
八代地域振興局	〃 やつしろ 2	〃	〃	
〃	〃 やつしろ 3	〃	〃	
芦北地域振興局	〃 あしきた 2	〃	〃	
〃	〃 あしきた 3	〃	〃	
球磨地域振興局	〃 ひとよし 1	〃	〃	
〃	〃 ひとよし 3	〃	〃	
〃	〃 ひとよし 4	〃	〃	
〃	〃 ひとよし 5	〃	〃	
天草地域振興局	〃 ほんど 2	〃	〃	
〃	〃 ほんど 3	〃	〃	
〃	〃 ほんど 4	〃	〃	
〃	〃 ほんど 5	〃	〃	
〃	〃 ほんど 6	〃	〃	
〃	〃 ほんど 7	〃	〃	
	上津浦ダム管理所	〃 こうつうら 1	〃	〃
	天草地域振興局	〃 こうつうら 2	〃	〃
	氷川ダム管理所	〃 ひかわ 1	〃	〃

区分	無線局の常置場所	識別信号	種別	備考
移動局	市房ダム管理所	ぼうさい いちふさ 3	陸上移動局	道路パトカー等
	〃	〃 いちふさ 4	〃	〃
	亀川ダム管理所	〃 かめがわ 1	〃	〃
	石打ダム管理所	〃 いしうち 1	〃	〃
	防災消防航空センター	ぼうさいくまもとへりしえん 1	〃	防災消防航空センター支援車両
	〃	〃 へりしえん 2	〃	防災消防航空センター積載車両
	〃	〃 こうくうせんた 1	〃	防災消防航空センター内
	〃	〃 こうくうせんた 2	〃	〃
	〃	〃 こうくうたい 1	〃	可搬型 (10W)
	〃	〃 こうくうたい 2	〃	〃
〃	〃 へり 1	携帯	防災消防ヘリ内 (1W)	

企業局無線

呼出名称	種別	無線設備の設置場所	管理責任者	備考
けんでんふじもと	固定局	(送受信所)(通信所) 八代市坂本町葉木字藤本 藤本発電所構内 (通信所) 八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所構内	発電総合管理所 長	
けんでんなかたに	〃	八代市坂本町中谷い字上辻990の2 中谷中継所構内	〃	
しもあらせけいほう	〃	八代市坂本町下荒瀬 下荒瀬警報所構内	〃	放流警報
やはたばしけいほう	〃	〃 八幡橋 八幡橋警報所構内	〃	〃
おうしのけいほう	〃	〃 合志野 合志野警報所構内	〃	〃
まつぎきけいほう	〃	〃 坂本4228-12 坂本村役場構内	〃	〃
さかもとけいほう	〃	〃 坂本 坂本警報所構内	〃	〃
けだいのせけいほう	〃	〃 下代瀬 下代瀬警報所構内	〃	〃
せたかけいほう	〃	〃 瀬高 瀬高警報所構内	〃	〃
おいなごけいほう	〃	〃 生名子 生名子警報所構内	〃	〃
ふかみけいほう	〃	〃 深水 深水警報所構内	〃	〃
はらめぎけいほう	〃	〃 原女木 原女木警報所構内	〃	〃
しもはらめぎけいほう	〃	〃 原女木 下原女木警報所構内	〃	〃
かみまいずみけいほう	〃	〃 今泉 上今泉警報所構内	〃	〃
いまいずみけいほう	〃	〃 今泉 今泉警報所構内	〃	〃
しもいまいずみけいほう	〃	〃 今泉 下今泉警報所構内	〃	〃
ふるたけいほう	〃	〃 古田 古田警報所構内	〃	〃
けんでんふなつ	〃	(送受信所)(通信所) 下益城郡美里町浦井字折立 船津ダム見張所内	〃	
れいだいばしけいほう	〃	〃 清水字鍵の戸	〃	放流警報
くわづるけいほう	〃	〃 豊富字桑鶴	〃	〃

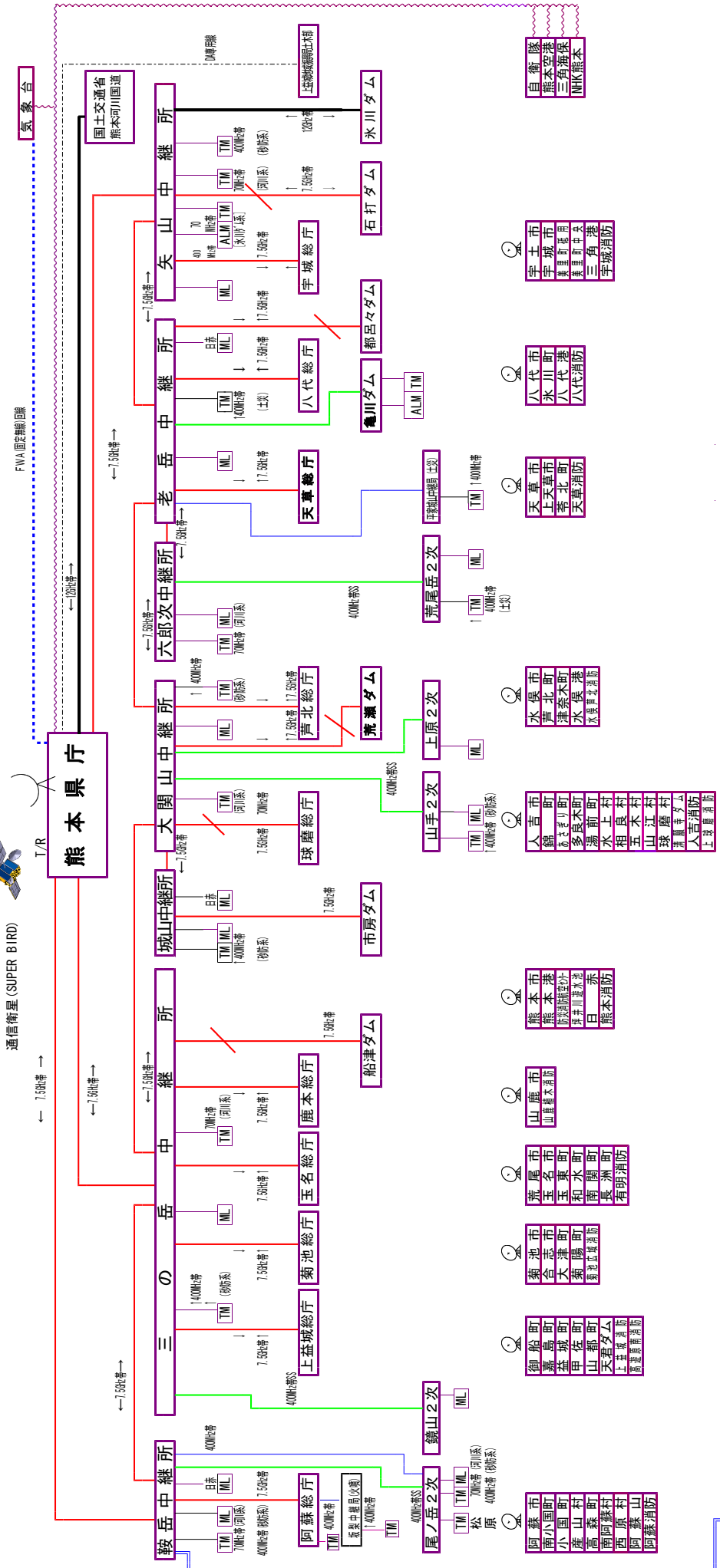
呼出名称	種別	無線設備の設置場所	管理責任者	備考
ふくらけいほう	固定局	下益城郡美里町豊富字福良	発電総合管理所 長	放流警報
はきあいけいほう	〃	〃 豊富字霍	〃	〃
けんでんくまもと	基地局	(送受信所)(通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	
けんでんくまもと1	移動局	熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	熊本県内
けんでんくまもと2	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと3	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと4	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと5	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと6	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと7	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと11	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと12	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと13	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと14	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと15	〃	〃	〃	〃
けんでんくまもと16	〃	〃	〃	〃
けんでんあらせ	基地局	(送受信所)(通信所) 八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所内 (通信所) 〃 大字葉木字藤本 藤本発電所内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	
けんでんあらせ1	移動局	八代市坂本町荒瀬 荒瀬ダム管理所内	〃	熊本県内
けんでんあらせ11	移動局	〃	〃	熊本県内
けんでんいちふさ	基地局	(送受信所)(通信所) 球磨郡水上村大字岩野 市房ダム管理所内 (通信所) 〃 大字湯山 市房第一発電所内 (通信所) 球磨郡湯前町大字焼尾 幸野ダム見張所内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 (通信所) 熊本市中央区水前寺六丁目48番40号 発電総合管理所内	〃	
けんでんいちふさ11	移動局	球磨郡湯前町大字焼尾 幸野ダム見張所内	〃	熊本県内
けんでんいちふさ12	〃	〃	〃	〃
けんでんふなつ	基地局	(送受信所)(通信所) 下益城郡美里町涌井字折立 船津ダム見張所内 (通信所) 下益城郡美里町大字柏川字東明無瀬緑川第一発電所内 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局内 〃 〃 48番40号 発電総合管理所内	発電総合管理所 長	

呼出名称	種別	無線設備の設置場所	管理責任者	備考
けんでんふなつ11	移動局	下益城郡美里町涌井字折立 船津ダム見張所内	発電総合管理所	熊本県内
ありあけこうすい	基地局	玉名市石貫744番地 有明工業用水道管理事務所内	有明工業用水道 管理事務所長	
ありあけこうすい1	移動局	〃		玉名市・荒尾 市・岱明町。
ありあけこうすい2	〃	〃		大牟田市及 びその周辺
やつしろこうすい	基地局	八代市郡築1番町240番地 八代工業用水道管理事務所内	八代工業用水道 管理事務所長	
やつしろこうすい1	移動局	〃	〃	八代市及 びその周辺
やつしろこうすい2	〃	〃	〃	
ぼうさいとろろダム	固定局	天草郡苓北町大字都呂々 熊本県都呂々ダム管理事務所構内	熊本県都呂々ダ ム管理事務所長	
おなせけいほう	〃	〃 都呂々 尾名瀬警報局構内	〃	放流警報
かみのはるけいほう	〃	〃 都呂々 神の原警報局構内	〃	〃
たちみけいほう	〃	〃 都呂々 立見警報局構内	〃	〃
すいどうとろろダム	基地局	〃 都呂々 熊本県都呂々ダム管理事務所構内	〃	
すいどうとろろダム1	移動局	〃	〃	苓北町 及びそ の周辺
とろろじょうほう1	簡易無 線局	〃	〃	
とろろじょうほう2	〃	〃	〃	
とろろじょうほう3	〃	〃	〃	
とろろじょうほう4	〃	〃	〃	



# 熊本県防災行政無線通信系統図

2012. 4. 1現在



**凡例**

- 126Hz多重無線回線 (126Hz Multiple Wireless Line)
- 7.5GHz多重無線回線 (7.5GHz Multiple Wireless Line)
- 400MHzSS小容量多重無線回線 (400MHzSS Small Capacity Multiple Wireless Line)
- NIT光回線 (NIT Optical Line)
- NIT専用線 (NIT Dedicated Line)
- 400MHz単一チャネルロー子回線 (400MHz Single Channel Sub-carrier Line)

**符号**

- ALM: 警報局 (Alarm Station)
- T/M: 全県移動局 (All-Prefecture Mobile Station)
- T/R: 超小型地球局 (VSAT: Very small aperture terminal)
- 送受信機能付地球局 (兼庁) (Earth Station with Transmit/Receive Function (Joint Office))

**備考**

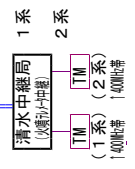
- FMA回線 (固定無線) (FMA Line (Fixed Wireless))
- 反折板 (Reflector)
- 自衛隊 (Self-Defense Forces)
- 熊本空港 (Kumamoto Airport)
- 三角海保 (Maritime Safety Agency)
- NHK熊本 (NHK Kumamoto)



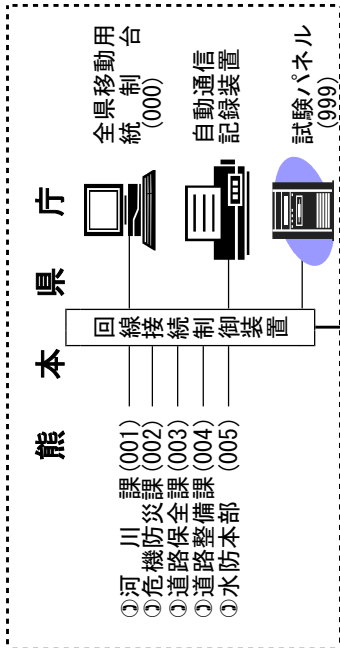
◆構成局数分 (防災行政無線系統)

区分	局数
統制局	1
中継局 (砂浜系統)	12
支部局	18
県出先機関	8
市町村	45
市町村支所	7
防災関係機関	1
消防機関	13
全県用	12
携帯基地局	12
全県移動局	61
地区移動局	※33
携帯局	5
合計	228

※うち3台 (5W) は、漁政課所管



熊本県 全 県 移 動 系 無 線 通 信 路 構 成 図

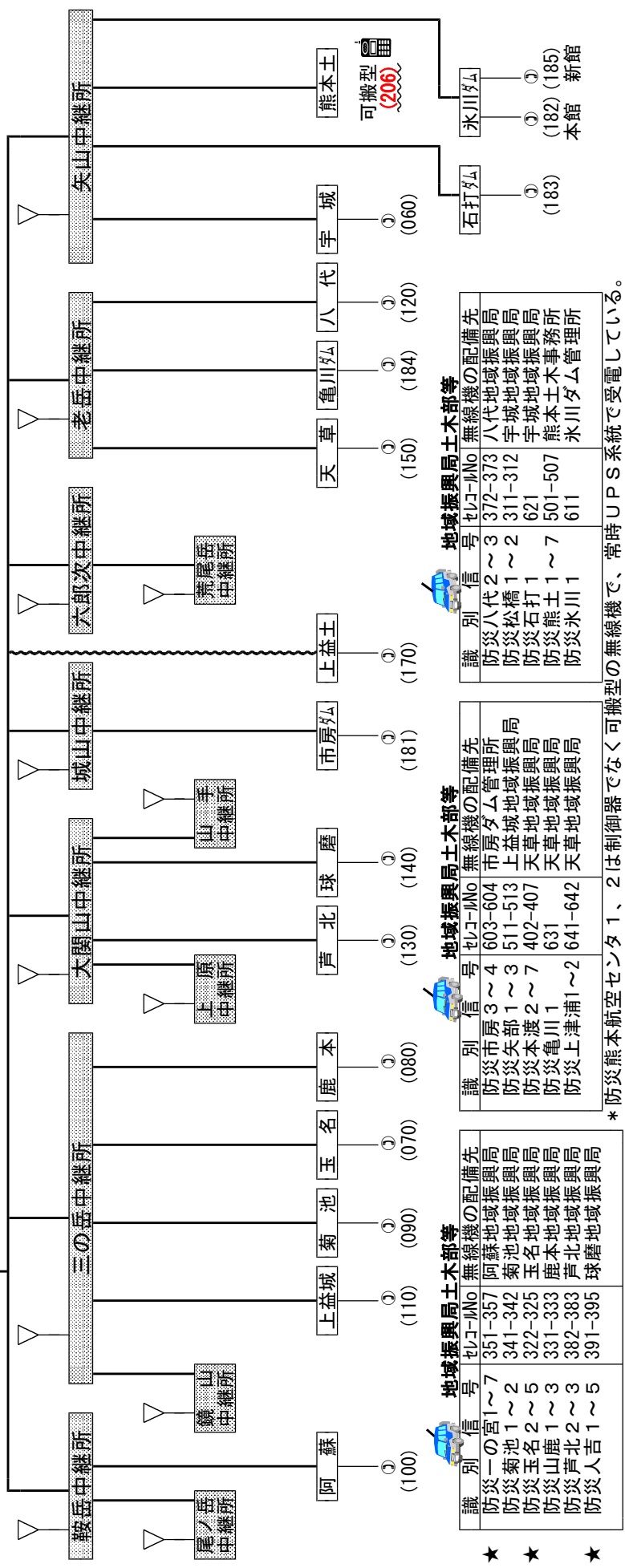
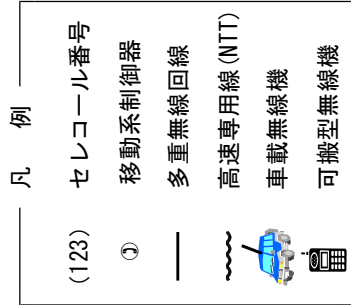


県庁 防災消防航空センター

識別信号	無線機の配備先	無線機配備先
防災熊本1	河川課公用車	210 2F運行管理室
" 2	危機防災課公用車	211 1F執務室
" 3	道路保全課公用車	212 防災消防ヘリ
" 4	道路整備課公用車	213 支援車両
" 5	危機防災課可搬型	214 資機材運搬車
" 6	"	215 隊員用可搬型
" 7	"	216 隊員用可搬型

県庁

識別信号	無線機の配備先
防災熊本1	河川課公用車
" 2	危機防災課公用車
" 3	道路保全課公用車
" 4	道路整備課公用車
" 5	危機防災課可搬型
" 6	"
" 7	"



\* 防災熊本航空センター1、2は制御器でなく可搬型の無線機で、常時UPS系統で受電している。

★ 防災一の宮5 (355)、防災玉名3 (323)、防災人吉2 (392) : H22廃止のため使用不可

## 2. 市町村の無線有線・施設設置状況

### (1) 市町村防災行政無線施設設置状況

平成24年3月現在

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考	
1	熊本市	単独事業	1		4		2	92	固S56 移S48	
		河内総合支所	1	1	32	2070	1	33	S61	
		北部総合支所							6	
		天明総合支所	1		30		1	8	S61	
		飽田総合支所	1		17		1	10	H1	
		富合総合支所	単独事業					1	8	H7
		植木総合支所	単独事業	1	1	63	320	1	32	H8
2	八代市	城南総合支所	1		38	530	1	40	H3H13	
		石油貯蔵施設立地対策交付金事業		2			2	79	S61.62	
		単独事業	1		29				H12H17	
		単独事業					39		H22	
		坂本支所	1	1	55	213	1	10	H1~3	
		山村振興対策事業 林業構造改善事業	1							
		千丁支所	1		3	2000	1	28	H13	
3	人吉市	鏡支所	1		1	4875	1	50	S58H12 H13	
		単独事業	1							
		消防防災設備費補助事業	1	1	19	800	1	13	S61.62 H9.H17	
		東陽支所	1	1	11	950	1	16	H12 H17	
		単独事業	1							
4	荒尾市	消防防災設備整備費補助事業					1	30	H14	
		単独事業	1							
5	水俣市	消防防災設備整備事業	1	1	80	1650	1	52	H6 H7	
		林業構造改善事業								
6	玉名市	消防防災設備整備事業	1		89	168	1	50	H3 H5 H14	
		防災まちづくり事業								
		消防防災等設備整備費補助事業								
		防災まちづくり事業	1		34	97	1	14	H13	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		23	52	1	15	S59	
		消防防災施設整備事業	1		9	2097	1	38	H5 H4	
7	山鹿市	防災まちづくり事業	1		83	400	1	50	H4.5	
		単独事業		2	52				H23	
		鹿北総合支所		1			1	36	H4	
		菊鹿総合支所					1	2	S52	
		鹿本総合支所	1		27	2850	1	43	H14	
		鹿央総合支所					1	20	H6	
8	菊池市	防災まちづくり事業	1	1	109	115	1	20	H12	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		35	73	1	20	S59H3	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		27	175	1	45	S60	
		単独事業	1		52	3191	1	47	S62	
		農業農村活性化農業構造改善事業							H7~8	
		単独事業			1				H23	
9	宇土市	消防防災設備整備事業	1	1	77	842	1	64	H4~6 H8~10	
		防災まちづくり事業								
10	上天草市	単独事業	1	1	43	5724	1	4	S55 H6.7	
		防災まちづくり事業								
		消防防災無線通信施設整備事業	1				1	12	S54	
		消防防災無線通信施設整備事業	1		18		1	11	S57	
		消防防災設備整備事業	1	1	20	2071	1	36	S53.54 H4	
11	宇城市	単独事業	1	4	63	3950			H18	
		消防防災施設等整備費補助事業			26	300	1	8	H12	
		農村総合整備事業			32	3500	1	5	H15	
		単独事業	1	2	131	423		H18-20		

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考
12	阿蘇市	消防防災無線通信施設整備事業	1	1	33	2400	1	40	S54 H3
		防災まちづくり事業							H13
		消防防災設備整備事業	1	2	31	6700	1	18	S57
13	天草市	防災まちづくり事業							H4.5
		山村林業構造改善事業		1	40	460	1	11	S59
		防災まちづくり事業	1	1	84	57	1	28	S60H4.5
		消防防災無線通信施設整備事業	1	1	15	7300	1	15	S57H14
		〃	1	1	33	344	1	36	S54
		〃	1	1	17	1600			H14
		〃	1		12	1426	1	11	S56H12
		〃	1	移1	19	939	1	10	H2
		〃	1	3	14	1418	1	27	H1
		〃	1	移1	52	80	1	15	S55
14	合志市	消防防災無線通信施設整備事業	1	1	52	100	1	31	H3
		電源三法交付金							
		単独事業					1	18	H1
15	美里町	単独事業			2				H18
		単独事業	2	1	106	303	2	82	S59.60 H17
16	玉東町	単独事業					1	34	S51 H8~11
		合併補助事業	1	1	4	3605			H19.3
17	和水町	防災まちづくり事業	1	1	14	1840			S58H6
18	南関町	単独事業	1	1	23	3700	1	14	H20
19	南関町	消防防災設備整備事業	1	1	30	3846	1	43	H8
20	長洲町	単独事業					1	8	H2
21	大津町	通産省工業再配置促進費補助事業					1	58	S62
		まちづくり交付金	1	3	67	100			H22
22	菊陽町	防災対策事業債	1		57	180	1	53	S63H11 H23親局 デジタル更新
23	南小国町	消防防災無線通信施設整備事業	1	1	5	1550	1	34	H3
24	小国町	新林業構造改善促進対策実験事業	1	1	80		1	34	S54
		農村総合整備事業							H8
25	産山村	自治宝くじ、単独事業	1	1	12	590	1	22	S59, H16
26	高森町	消防防災無線通信施設整備事業	1	固1 移1	43	2600	1	33	S60
		消防防災無線通信施設整備事業					1	18	S62
27	南阿蘇村	単独事業	1	3	55	4350			H20
		新農業構造改善事業					1	15	H5
		消防防災設備整備事業							
28	西原村	消防防災無線通信施設整備事業	1		31	2020			H10
		単独事業					1	51	H22繰
29	御船町	単独事業		1			1	55	S59
		防災基盤整備事業					1	37	H21
30	嘉島町	防災基盤整備事業			1		1	6	S58H22
		防災基盤整備事業	1		17				H18
31	益城町	防災まちづくり事業	1	1	49	235		10	H11
		防災基盤整備事業			1				H14
		単独事業			1		1	24	H3, H18
32	甲佐町	消防防災設備整備事業					1	55	H13
		単独事業	1	1	12	3300			H18
33	山都町	特定防衛施設周辺整備事業	1	2	3	4200	1	26	S58
		防衛施設周辺民生安定施設整備事業							H8
		単独事業		1	1	1144			H18.3
34	氷川町	消防防災施設整備事業	1		3	2556	1	36	H15.4.1
		消防団活性化総合整備事業							H15.4.1
		消防防災設備整備費補助事業	1		14	1600	1	33	H12
35	錦町	消防団基盤緊急総合整備費補助事業							
		単独事業	1	9	5	7163			H24.2
35	錦町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		4	3095			H23.4.1

No.	市町村名	補助名	親局	中継局	屋外子局	戸別局	基地局	移動局	備考
36	あさぎり町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		104	22			H22.4.1
37	多良木町	単独事業 農業農村活性化農業構造改善事業 消防防災設備整備事業	1	1	16	3969	1	26	S52 H4.5
38	湯前町	地域情報通信基盤整備推進事業	1		25	1526			H23.4
39	水上村	山村振興対策事業 単独事業	1	1	10	365	1	24	H1.2
40	相良村	農村情報連絡施設整備事業 消防防災設備整備事業		1			1	74	H4.5
41	五木村	単独事業	1	1	14	676	2	30	H10
42	山江村	林業構造改善事業 消防防災無線通信施設整備事業	1	1	21	1254	1	19	S62.63
43	球磨村	単独事業	1	4	70	1750	1	27	H17,18
44	苓北町	消防防災無線通信施設整備事業 電源三法交付金	1		46	415	1	29	S63

同報系整備市町村…………… 40  
 移動系のみ整備市町村…………… 4  
 合計…………… 44  
 整備率……………  $44 / 45 = 97.8\%$

(2) 有線放送及びオフトーク通信施設

○有線放送

施設の名 称	使用開始	加入戸数	備 考
河浦町農協有線放送電話事業	S33.12.3	2,507	天草市
津奈木町有線放送	S59.4.1	1,933	
湯前町情報通信システム	H23.4.1	1,526	
相良村情報ネットワーク	H23.4.1	1,613	屋外子局13基
苓北町ひかりネットワーク	H23.4.1	2,989	

○オフトーク通信

施設の名 称	使用開始	加入戸数	備 考
山鹿市オフトーク通信施設	H19.4.1	4,681	山鹿市

### 3. NTT 孤立防止対策用衛星電話

番号	設置市町村	設置場所	設置場所所在地(電話番号)	経緯度
1	荅北町	荅北町都呂呂公民館	天草郡荅北町都呂呂114(体育館) 0969-36-0001	E: 130°02'39" N: 32°28'03"
2	天草市	天草支所福連木出張所	天草市天草町福連木3645-2 0969-45-0001	E: 130°04'28" N: 32°25'03"
3	上天草市	教良木河内出張所	上天草市松島町教良木2799(事務室) 0969-57-0001	E: 130°22'48" N: 32°27'44"
4	御船町	七滝土地改良区	上益城郡御船町上野3303-1 096-285-2026	E: 130°51'56" N: 32°44'17"
5	上天草市	湯島出張所	上天草市大矢野町湯島648-3 0964-56-4111	E: 130°20'18" N: 32°35'50"
6	山都町	下矢部西部地区 農村環境改善センター	上益城郡山都町猿渡4499-1	E: 130°55'49" N: 32°44'11"
7	芦北町	芦北町役場大野出張所	芦北郡芦北町大字天月1344-2 0966-84-0001	E: 130°34'57" N: 32°17'23"
8	芦北町	芦北町役場 東部保険福祉センター	芦北郡芦北町大字吉尾560 0966-83-0001	E: 130°35'20" N: 32°19'32"
9	山江村	山江村役場 屋形多目的集会施設	球磨郡山江村大字万江乙632 0966-23-3111(役場の電話)	E: 130°44'58" N: 32°17'50"
10	水上村	水上村江代集会所	球磨郡水上村大字江代1252-1 0966-46-1103	E: 131°01'32" N: 32°22'30"
11	人吉市	人吉市立大畑小学校	人吉市大畑町4097 0966-23-0040	E: 130°48'18" N: 32°09'35"
12	天草市	河浦支所富津出張所	天草市河浦町大字崎津1117-2 0969-79-0001	E: 130°01'44" N: 32°18'48"
13	小国町	杖立温泉旅館組合	阿蘇郡小国町大字下城杖立4173-5 0967-48-0506	E: 131°02'09" N: 33°10'50"
14	美里町	美里町役場三本松出張所	下益城郡美里町畝野1846番地1 0964-48-0101	E: 130°55'10" N: 32°38'10"
15	水上村	水上村湯山保育所	球磨郡水上村湯山1558 0966-46-0039	E: 131°02'32" N: 32°18'58"
16	八代市	八代市立泉第七小学校	八代市泉町椎原148 0965-67-5152	E: 130°54'28" N: 32°29'10"
17	五木村	小鶴消防団詰所	球磨郡五木村大字小鶴 (五木村役場0966-37-2211)	E: 130°46'39" N: 32°26'37"
18	多良木町	多良木町立槻木小学校	球磨郡多良木町大字槻木713 0966-44-1003	E: 130°01'51" N: 32°11'59"
19	水俣市	水俣市役所久木野ふるさとセンター愛林館	水俣市大字久木野1071 0966-69-0485	E: 130°31'49" N: 32°10'08"

#### 4. 関係機関無線

##### (1) 国土交通省

呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 阿蘇	固定局(多重)	阿蘇市一の宮町宮地白粧原2628 阿蘇国道維持出張所内
建設 阿蘇	基地局	
建設 阿蘇 1、11~13	陸上移動局	
建設 阿蘇 350~354 380	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 竜門	固定局(多重)	菊池市大字竜門870 竜門ダム管理庁舎内
建設 竜門	基地局(K-COSMOS)	
建設 竜門 1~4	陸上移動局	
建設 竜門 301~307.310~314	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 玉名	固定局(多重)	玉名市大字津留字大川端607-3 玉名出張所内
建設 玉名 1	陸上移動局	
建設 玉名 340~342	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 近見	固定局(多重)	熊本市南区近見7-2-11 熊本維持出張所内
建設 近見 1、11~13	陸上移動局	
建設 近見 360~364、384、385	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 熊本	固定局(多重)	熊本市東区西原1丁目12番1号 熊本河川国道事務所内
建設 熊本	基地局	
建設 熊本 1,2,6,7,11~18	陸上移動局	
建設 熊本 300~329 370~378,390	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 御船	固定局(多重)	上益城郡御船町御船929 緑川上流出張所内
建設 御船 1、11~13	陸上移動局	
建設 御船 335~339,379	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 佐敷	固定局(多重)	葦北郡芦北町大字鶴木山字松手1250 佐敷中継所内
建設 佐敷第2	(K-COSMOS)	
建設 山鹿	固定局(多重)	山鹿市大字山鹿178 菊池川河川事務所内
建設 山鹿	基地局	
建設 山鹿第2	基地局(K-COSMOS)	
建設 山鹿 1~3、11~12	陸上移動局	
建設 山鹿 300~309、315~334	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 子飼	固定局(多重)	熊本市中央区東子飼町8-55 白川出張所内
建設 子飼 1、11~13	陸上移動局	
建設 子飼 330~334 388~389	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 砥用	固定局(多重)	下益城郡美里町畝野3456 緑川ダム管理所内
建設 砥用	基地局	

呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 砥用 1~7	陸上移動局	下益城郡美里町畝野3456 緑川ダム管理所内
建設 砥用300~304、 350、351	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 志々岐	固定局(多重)	山鹿市志々岐10-2 山鹿出張所内
建設 志々岐 1	陸上移動局	
建設 志々岐350、351	陸上移動局 (K-COSMOS)	
建設 譲葉	固定局(多重)	球磨郡球磨村大字一勝地字譲葉 譲葉中継所内
建設 譲葉	基地局	
建設 譲葉第2	固定局 (K-COSMOS)	
建設 人吉	固定局(多重)	人吉市下青井町1番 人吉出張所内
建設 人吉 1~3、11~16	陸上移動局	
建設 人吉 340~342、 345~349	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 相良	固定局(多重)	球磨郡相良村大字柳瀬3317 川辺川ダム砂防事務所内
建設 相良1、11~16	陸上移動局	
建設 相良300~321、 330~347	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 山手	固定局(多重)	球磨郡相良村大字四浦字山手4931-25 山手中継所内
建設 山手	基地局(K-COSMOS)	
建設 西谷	固定局(多重)	球磨郡五木村甲字四谷7026-6
建設 谷尾崎	固定局(多重)	熊本市西区谷尾崎町字西谷院平1570-85 谷尾崎中継所内
建設 谷尾崎	基地局 (K-COSMOS)	
建設 的石	固定局(多重)	阿蘇市車埴字滝下間鍋405-1 的石中継所内
建設 的石	基地局 (K-COSMOS)	
建設 南島	固定局(多重)	山鹿市大字南島字内曲949-1 山鹿維持出張所内
建設 南島1、11~13	陸上移動局	
建設 南島355~359 382,383	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 八代	固定局(多重)	八代市萩原町1-708-2 八代河川国道事務所内
建設 八代第2	基地局(K-COSMOS)	
建設 八代1~5、11~17	陸上移動局	
建設 八代300~312、 315~329、350~364	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 平山	固定局(多重)	八代市平山新町4918 八代維持出張所内
建設 平山1,11~13	陸上移動局	



呼 出 名 称	種 別	無線局の設置場所(常置場所)
建設 平山365~369 386,387	陸上移動局(K-COSMOS)	八代市平山新町4918 八代維持出張所
建設 平山第2	固定局(FBアプローチ)	
建設 野田	固定局(多重)	熊本市南区野田1-3-1 緑川下流出張所内
建設 野田1、11~13	陸上移動局	
建設 野田340~348	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 老岳	固定局(FBアプローチ)	天草市有明町上津浦字三方杉5593-2 老岳中継所内
建設 老岳	基地局	
建設 三ノ岳	固定局(多重)	熊本市西区河内町大字大多尾字堂別当 1680番の内 三ノ岳中継所内
建設 三ノ岳	基地局(K-COSMOS)	
建設 黒の谷	固定局(多重)	宇城市不知火町長崎尾坂国有林305い1林 小班 黒の谷中継所内
建設 麦島	固定局(多重)	八代市麦島東町1-2 八代出張所内
建設 麦島 330~332、335~339	陸上移動局(K-COSMOS)	
建設 八竜山	固定局(多重)	八代市坂本町大字西部ろ字艦木2556-3 八竜山中継所内
建設 八竜山	基地局(K-COSMOS)	
建設 八竜山第2	基地局	

## (2) 九州電力株式会社熊本支社無線局

平成24年3月5日現在

呼出名称	種別	無線局の設置場所	備考
きゅうでん	固定	熊本市	
〃	〃	〃	
〃	〃	玉名郡和水町	
〃	〃	玉名郡玉東町	
〃	〃	菊池郡大津町	
〃	〃	熊本市	
〃	〃	〃	
〃	〃	下益城郡城南町	
〃	〃	八代市	
〃	〃	八代市	
〃	〃	〃	
〃	〃	宇城市	
〃	〃	芦北郡芦北町	
〃	〃	水俣市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	人吉市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	球磨郡五木村	
〃	〃	天草郡荅北町	
〃	〃	上益城郡御船町	
〃	〃	天草郡荅北町	
〃	〃	天草市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	〃	
〃	〃	水俣市	
〃	〃	天草市	
〃	〃	〃	
〃	〃	玉名市	
〃	〃	阿蘇郡南阿蘇村	
〃	〃	下益城郡美里町	
〃	〃	八代市	
〃	〃	八代市	
〃	〃	下益城郡城南町	
〃	〃	下益城郡美里町	
〃	〃	上益城郡甲佐町	
〃	〃	〃	
〃	〃	阿蘇市	
〃	〃	阿蘇郡南阿蘇村	
〃	〃	〃	
〃	〃	阿蘇郡高森町	
〃	〃	〃	
〃	〃	球磨郡多良木町	
〃	〃	〃	
〃	基	熊本市	地
〃	移	〃	動
〃	基	天草郡荅北町	地
〃	移	〃	動
〃	基	熊本市	地
〃	移	下益城郡美里町	動
〃	基	下益城郡城南町	地
〃	移	熊本市	動
〃	基	宇土市	地
〃	移	玉名郡和水町	動
〃	基	八代市	地
〃	移	八代市	動
〃	基	八代市	地
〃	移	八代市	動
〃	基	葦北郡芦北町	地
〃	移	熊本市	動
くまもと	固定	熊本市	
ひがしはいでん	固定	熊本市	

呼 出 名 称	種 別	無 線 局 の 設 置 場 所	備 考
＼ 10～34、36～43、45～51、61～80	＼	＼	
くまもと にしはいでん 1～3	＼	＼	
＼ 5～26	＼	熊本市	
＼ 51～62	＼	＼	
たまなはいでん 1～11	＼	玉名市	
＼ 13～33、41～54	＼	＼	
やつしろはいでん 1～35	＼	八代市	
＼ 51～69	＼	＼	
きゅうでん たかもり	基 地	阿蘇郡高森町	
＼ みねのしゆく	＼	＼	
＼ ひとよし	＼	人吉市	
＼ ひろかみやま	＼	球磨郡五木村	
＼ つきぎ	＼	＼ 多良木町	
＼ とうち	＼	＼ 五木村	
＼ たむかえ	＼	球磨郡水上村	
＼ いつきだい2	＼	球磨郡五木村	
＼ みなまた	＼	水俣市	
＼ おおぜきやま	＼	＼	
＼ やべ	＼	上益城郡山都町	
＼ おいだけ	＼	天草市	
＼ ろくろうじ	＼	天草市	
＼ ろくろうじだい2	＼	天草市	
＼ じゅうまんやま	＼	天草市	
＼ とみおか	＼	天草郡	
＼ たかはま	＼	天草市	
＼ いちのみや	＼	阿蘇市	
＼ くろかわ	＼	阿蘇市	
おおづはいでん 1～32	移 動	菊池郡大津町	
＼ 41～54	＼	＼	
うきはいでん 1～15、18～20、22、31～39	移 動	宇城市	
あまくさはいでん 1～29	移 動	天草市	
＼ 51～64	＼	＼	
ひとよしいでん 1～3	移 動	人吉市	
＼ 5～20	＼	＼	
＼ 22～23、31～41	＼	＼	
くまもとほせん	基 地	熊本市	
＼	携 移	＼	(二重免許)
＼ 1～14	＼	＼	
＼ 21～32、81～84	＼	＼	
＼ 21・22、27・28	携 移	＼	(二重免許)
きゅうでんしきしゃくまもと 1・2	携 移	＼	
やべほせん	基 地	上益城郡山都町	
＼	携 移	＼	(二重免許)
たかもりほせん	基 地	阿蘇郡高森町	
やまがほせん	＼	山鹿市	
やつしろほせん	＼	八代市	
＼	携 移	＼	(二重免許)
＼ 1～7	＼	＼	
＼ 11～23 81～84	＼	＼	
＼ 11・12、17・18	携 移	＼	(二重免許)
みなまたほせん	基 地	水俣市	
＼	携 移	＼	(二重免許)
あまくさほせん	基 地	天草市	
＼	携 移	＼	(二重免許)
＼ 1～5	＼	＼	
＼ 11～17 81・82	＼	＼	
＼ 11～14	携 移	＼	(二重免許)
うしぶかほせん	基 地	天草市	
れいほくほせん	＼	天草郡荅北町	
ひとよしほせん	＼	人吉市	
＼	携 移	＼	(二重免許)
＼ 1～7	＼	＼	

呼 出 名 称	種 別	無 線 局 の 設 置 場 所	備 考
" 11~18 81・82 " 11・12 いつきほせん とうちほせん きゅうでんごかのしょう	" 携 基 " 帯 " 地 "	" " 球磨郡五木村 " " 八代市	(二重免許)

## 第21. 気象関係資料

### 1. 気象災害の月別発生回数、台風接近数、日降水量、日最大風速

#### 気象災害の月別発生回数(2002～2011年)

災害名	月												総数
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
大雨・強雨	1	1	-	-	6	14	16	10	3	2	-	1	54
強風	1	-	3	-	1	2	3	6	5	1	-	2	24
竜巻	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
波浪	2	-	3	-	2	2	-	2	3	1	-	1	15
高潮	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
雷	-	-	1	-	-	-	5	5	-	-	-	-	11
高温	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2
少雨・多照	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
低温	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
大雪	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4
ひょう(あられ)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
濃霧	-	1	-	3	3	3	2	-	-	-	1	-	13
赤潮	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	4
台風※	-	-	-	-	-	2	1	5	5	1	-	-	14
低気圧(前線)※	3	3	2	3	9	16	17	4	1	1	1	1	61
計	10	5	9	6	21	42	47	34	18	6	2	6	206

※台風及び低気圧(前線)はその他の災害を含む。

#### 台風の発生数・上陸数及び接近数の平年値(1981～2010年)

項目	月												年計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
九州上陸数	-	-	-	-	-	0.1	0.2	0.3	0.4	0.0	-	-	1.1
九州北部地方接近数	-	-	-	0.0	0.0	0.3	0.8	1.0	1.0	0.3	-	-	3.2
九州南部接近数	-	-	-	0.0	0.0	0.4	0.7	0.9	1.0	0.4	0.0	-	3.3

\* 上陸とは台風の中心が九州の海岸線に達した場合をいい、小さい島や半島を横切って短時間で再び

海上に出た場合は通過とし、上陸には含まない。

\* 接近とはそれぞれの地方の気象官署(特別地域気象観測所を含む)から300km以内を通過したもの。

\* 九州北部地方とは、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県をいい、九州南部とは、宮崎県、奄美地方を除く鹿児島県をいう。

#### 日降水量の累年順位表(単位:mm)

官署	種別	順位					統計期間
		1位	2位	3位	4位	5位	
熊本	降水量	480.5	411.9	394.5	351.0	298.3	1890～2011
	年月日 原因	1957.7.25 梅雨	1953.6.26 梅雨	1982.7.24 梅雨	1988.5.3 前線	1923.7.5 梅雨	
阿蘇山	降水量	432.3	407.5	406.4	401.5	391.0	1931～2011
	年月日 原因	1953.6.26 梅雨	1982.7.24 梅雨	1963.8.9 台風	1995.7.3 梅雨	2003.7.12 梅雨	
人吉	降水量	331.5	300.0	286.5	283.0	264.0	1943～2011
	年月日 原因	1995.7.3 梅雨	2006.7.22 梅雨	1983.7.15 梅雨	1972.7.5 梅雨	1997.7.9 梅雨	
牛深	降水量	332.0	325.5	290.0	270.0	254.0	1949～2011
	年月日 原因	1971.7.23 梅雨	2006.7.22 梅雨	1976.7.19 台風	1990.6.30 梅雨	1989.7.28 台風	

日最大1時間降水量の累年順位表(単位：mm)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	降水量		86.5	80.5	77.0	76.0	75.5	1890～2011
	年月日		2006.6.26	2003.7.12	1975.6.25	1957.7.25	2001.6.28	
	原因		梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	前線	
阿蘇山	降水量		88.5	88.2	88.0	87.6	80.5	1952～2011
	年月日		1997.5.14	1956.9.16	1993.7.17	1958.8.13	2001.6.29	
	原因		前線	前線	梅雨	前線	前線	
人吉	降水量		103.5	78.0	77.5	74.7	74.0	1943～2011
	年月日		1996.7.3	2005.7.6	1980.7.26	1954.7.9	1971.7.19	
	原因		梅雨	前線	前線	梅雨	梅雨	
牛深	降水量		97.6	81.0	80.0	79.5	77.6	1949～2011
	年月日		1949.8.12	1985.7.19	1972.6.27	2011.7.6	1959.7.15	
	原因		前線	前線	梅雨	梅雨	梅雨	

日最大風速の累年順位表(風速：m/s、風向：16方位)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		38.7 E	26.6 SW	26.0 S	25.8 S	25.8 SE	1890～2011
	年月日		1902.8.10	1927.9.13	1914.6.3	1991.9.27	1942.8.27	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		32.9 S	30.2 S	29.9 SSW	28.8 NE	28.1 SW	1931～2011
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1935.9.24	1950.4.5	
	原因		台風	台風	台風	台風	低気圧	
人吉	風速・風向		34.7 SSE	30.9 SSE	29.2 SE	28.1 ENE	26.2 ENE	1943～2011
	年月日		1965.8.6	1995.9.24	1951.10.14	1955.9.30	1955.9.29	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		37.3 ENE	31.0 SE	30.3 SE	30.0 SE	28.9 SW	1949～2011
	年月日		1965.8.6	1976.9.12	1970.8.14	1991.9.14	1956.8.17	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

日最大瞬間風速の累年順位表(風速：m/s、風向：16方位)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		52.6 S	49.0 SSE	47.4 SSW	40.9 W	39.6 S	1937～2011
	年月日		1991.9.27	1999.9.24	2004.9.7	1965.8.6	1991.9.14	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		60.9 SW	57.1 SSW	55.9 SSW	54.0 SW	49.9 SW	1952～2011
	年月日		1991.9.27	2004.9.7	1993.3.24	1999.9.24	1996.8.14	
	原因		台風	台風	低気圧	台風	台風	
人吉	風速・風向		58.5 SE	49.9 ESE	48.8 SSE	48.0 SSE	46.8 ESE	1946～2011
	年月日		1995.9.24	1999.9.24	1991.9.27	1965.8.6	1992.8.8	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		66.2 ENE	52.1 SW	52.0 SE	49.2 ENE	48.0 SE	1949～2011
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1965.8.6	1976.9.12	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

第22. 災害等の発生状況

1. 熊本県の主な自然災害(昭和年代以降)

年月日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住家被害					被害額	備考
			死者(行方不明)(人)	重傷者(人)	軽傷者(人)	全壊(戸)	半壊(戸)	一部損壊(戸)	床上水浸(戸)	床下浸水		
(昭和) 2 9 12~13	台風による潮害	飽託、玉名海岸	423	23		1,166	812			334		最大風速26m
5 7 17~18	台風による風害	県下全域 特に天草甚大	8	25		409	515					最大風速23m
6 7 5~7	豪雨による水害	白川、県南部河川										熊本207mm 小国226mm 菊池205mm 人吉134mm
10 6 28~30	"	県下全域	4			2	2		520	3,077		熊本496mm 五木550mm 菊池514mm 人吉469mm
15 8 9~11	"	菊池川、白川	3			5				200		菊池294mm 内牧530mm 永水610mm
17 8 27	台風による風潮害	八代海岸 有明海岸	20	99		5,659	10,707		237	949		潮害浸水50町歩 耕地被害131.505町歩
19 5 9~10	豪雨による水害	県下全主要河川	3	1		9	1		101	498		熊本254mm 内牧316mm 多良木335mm 耕地浸水6.083町歩
22 6 21~25	"	県下全域	10	2		71	36		825	3,336		熊本400mm 菊池323mm 黒川345mm 本渡411mm 耕地流出2.414町歩
24 7 4~5	"	阿蘇山麓 球磨川	1	10		6	7		169	1,229		熊本155mm 内牧274mm 五木216mm 田畑被害5.379町歩
25 9 13	台風による風水害	県下全域	3	9		124	233		1,971	3,763		キジア台風 山間部300~400mm 平地100~200mm 田畑冠水40.000町歩
26 8 20~21	台風による潮害	県下全域 特に天草地方				14	3		2	43		天草海岸線の県道は全て流出
28 6 25~26	豪雨による大水害	県下全域 特に白川水系	537	1,500余		1,855	6,512	3,894	48,987	39,066	831億	田畑被害24.000町歩 土木5,000箇所 橋流出611
29 6 29~30	豪雨による水害	県下全域		6				4,136				熊本252mm 菊池279mm 松橋256mm 三角268m 本渡258mm 耕地被害8.559町歩
32 7 26	"	金峰山系、井芹川、坪井川	183	163		163	121	141	10,691	13,596	66億	熊本600mm
37 7 3~9	"	県北部 特に山間地	18(1)	12		22	39	59	2,128	10,656	35億	熊本638mm 山鹿1,399mm 南関1,117mm 鹿北1,329mm 内牧781mm
38 1 1 4~6	上旬下旬 雪害	県下全域 特に菊池川	6(2)				1	4			5,809,500千円	山間地2~3m 熊本10cm 牛深23cm 農林被害甚大
38 4~6	長雨による雨害	県下全域	5	4		2	5	2	13	289	10,627,868千円(農産物特に麦類)	5月中の降雨量 熊本545.4mm 人吉458.2mm
38 8 14~22	豪雨による水害	"	29	43		477			21,130		9,102,437千円	熊本609mm 人吉218mm 阿蘇山842mm
40 6~7	"	県南地方	9	18		1,413			41,189		18,722,076千円	(6/18~7/6) 熊本1,014mm 阿蘇山1,499mm 五木1,365mm
40 8 6	台風による風害	県下全域	7	201		6,219			2,321		10,482,602千円	牛深1,014mm 阿蘇山1,499mm 最大瞬間風速 阿蘇山43.5m 熊本40.9m
42 5~10	干害	県下全域	0	0	0						18,359,973千円 農178億 林5億	天草地方の飲料水不足
44 6~7	豪雨による水害	"	3	7		18	57	124	500	5,645	5,731,935千円	(6/25~7/14) 熊本1,028mm 市房山1,626mm
45 4~7	長雨による水害	県下全域 特に県北地方	0	0	0	0	1	1	19	512	4,830,745千円(農44億)	熊本974(1,032.1)mm 阿蘇1,779.5(1,746.2)mm 牛深1,189.5(1,147.9)mm 人吉1,447(1,491.7)mm
45 8 8	台風による風害	県下全域 特に天草地方	0	3	75	140	720	13,145	258	792	8,553,781千円	最大瞬間風速 阿蘇山46.8m 牛深44m
46 7 21~25	豪雨による水害	県下全域 特に県中南部地方	9	7	14	42	125	381	2,462	18,534	14,917,615千円	熊本312mm 鏡507mm 俵山450mm
46 8 8	台風による風害	県下全域 特に天草地方	6	3	15	45	65	401	1,474	3,918	10,332,341千円	最大瞬間風速 阿蘇山43.3m 人吉39.7m 市房山957mm
47 6 11~12.17~18	豪雨による水害	県下全域 特に県中南部地方	5	2	2	14	13	74	448	6,351	2,258,980千円	ガケ崩れ389カ所
47 7 3~6	"	天草上島、宇城 球磨地方	123	98	213	577	396	871	7,297	30,286	48,076,463千円	竜ヶ岳町最大時間雨量 130mm/h(総雨量526mm)
49 7 15~18	豪雨による水害	県下全域 特に阿蘇、上益城地方	3	3	13	12	10	22	574	2,058	12,084,308千円	熊本199mm 阿蘇山449mm 人吉79mm 牛深56mm 熊本空港215mm
50 1 1 23	地震	阿蘇郡、特に一の宮町、阿蘇町	0	1	19	10	48	451			637,285千円	阿蘇震度V(1月23日23時19分) 熊本震度IV
50 6 17~26	豪雨による水害	県下全域 特に熊本市	1	1	1	7	14	27	1,350	2,748	7,003,108千円	熊本751mm 阿蘇908mm 熊本市最大時間雨量 77mm/h

年 月 日	被害の種類	被害の地域	人的被害			住 家 被 害					被 害 額	備 考		
			死者 (行方) 不明	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 水	床 下 浸 水				
51	6	22～25	豪雨による水害	県下全域	0	0	3	0	4	13	73	1,073	4,042,994千円	熊本173mm阿蘇山296mm 人吉227.5mm牛深216.
	7	18～19	台風9号による風水害	天草地方	1	1	0	2	4	108	49	838	4,140,034千円	本渡323mm水俣251mm 苓 北248mm松島123mm
	9	10～13	台風17号による風水害	県下全域 特に天草地方	0	8	18	21	86	7,629	151	670	19,498,774千円	牛深215.5mm人吉229mm 阿蘇山225mm熊本93mm
52	5	5	豪雨による水害	県南西沿岸部(三角～松橋)	2	1			3	35	58	259	3,561,756千円	甲佐155mm三角157mm 本渡 125mm八代118mm 松島 97mm田浦93mm
	6	15～17	"	県下全域 特に熊本市および周辺			1	1	1	16	443	975	5,321,988千円	熊本302mm阿蘇山428mm 人 吉202mm牛深193mm 空港 327mm
	6	27～28	"	県南部 特に水俣・芦北					2	10	4	357	1,603,919千円	田浦144mm水俣140mm 上 164mm八代124mm
53	6	10～12	"	県下全域						2	5	88	1,538,178千円	菊池202mm 鞍岳267mm
53	7	7～9	干ばつ	"									2,782,655千円	
54	7	26～27	豪雨による水害	"	6	1	4	11	15	101	789	4,328	12,214,087千円	農林水産業被害を除く(6月 16日～7月17日通産被害) 被害総額 3,959,778千円
	7	16～17	"	県南部地方	7		3	3	8	33	480	4,346	7,217,730千円	
	6	6～12	阿蘇火山による災害	阿蘇地方	3	2	9						1,030,056千円	人的被害は9月16日の爆発 による。被害額は降灰による。
55	7	1～2	豪雨による水害	県下全域			1	1		14	211	838	3,503,797千円	鞍岳455mm 立門425mm 黄川493mm星和472mm 中原 489mm
	7	26～30	"	"			1	1		12	119	1,894	2,214,824千円	
	8	28～31	"	"	5	5	11	36	42	64	4,243	6,515	24,504,198千円	鞍岳649mm 平真城648mm 坪井625mm
	7	7～10	冷 夏	"									23,573,166千円	
57	7	11～14	豪雨による水害	県下全域 特に芦北・八代球磨地方	1	2	5	10	39	63	720	2,165	97,902,527千円	鞍岳666mm内大臣557mm 千ヶ平662mm佐敷75mm/h
	7	23～25	"	"	23	7	46	73	110	332	5,352	19,042		老岳640mm宇土553mm 川俣513mm河浦103mm/h
59	1	18～19	雪 害	県中部・北部地方 阿蘇地方		1				4			25,706,354千円	熊本12cm菊陽35cm玉名18 cm ビニールハウス被害甚 大 農業関係被害246億
59	6.7	21～27	豪雨による水害	特に五木村	16	1	1	6	0	8	31	547	5,541,638千円	鞍岳563mm九連子526mm 小麦尾527mm千ヶ平529mm
60	6	21～29	豪雨による水害	県下全域	3		2	2	2	27	26	338	10,007,106千円	松島54mm/h 高森284mm/日 錦町崖崩れ
60	7	9～11	"	県下全域 特に熊飽、上益城地方	1	1	2		2	4	282	2,081	6,262,789千円	熊本市93mm/h 牛深76mm/h 赤井川堤防決壊
	8	31	台風第13号による風水害	県下全域 特に天草、芦北地方	12	16	66	11	56	4,890	145	246	14,230,013千円	最大の瞬間風速牛深40.9m /s 人吉42.7m/s 漁船遭難多数
63	5	3～4	豪雨による水害	県東部 特に上益城、阿蘇、熊本、宇城地方	6	7	18	54	30	105	2,934	5,808	46,755,368千円	間の谷山475mm 熊本426.5mm 間の谷山111mm/h 高森80mm/h
H 1	9	1～3	"	県北部	3			1		11	47	563	4,863,411千円	内田493mm 苓北55mm/h 内田52mm/h 立門51mm/h
	6	1～	阿蘇火山噴火に伴う降灰被害	阿 蘇 地 方									1,085,750千円	569万t(12月末現在)
	6	28～29	豪雨による水害	県下全域 特に県北部	17	10	18	106	111	329	3,054	4,599	100,192,416千円	阿蘇乙姫 708mm 阿蘇乙姫67mm/h 牛深62.5mm/h
	3	9	台風第19号による風害	県下全域	4	65	344	207	1,682	133,319	1	13	91,148,638千円	最大の瞬間風速 熊本市52.6m/s 阿蘇山60.9m/s
	5	6	梅雨前線	"	3	2	4	15	10	73	265	1,075	31,136,540千円	
	5	9	台風第13号	"	1		5	4	15	3,020	41	166	37,045,700千円	
	7	6	梅雨前線	"							161	668	28,010,632千円	一里山839mm 阿蘇山802mm 阿蘇乙姫727mm
	9	7	梅雨前線	"			3	4	8	27	169	1,531	30,737,035千円	鞍岳1,209mm 俵山1,079mm 阿蘇乙姫1,051mm
11	9	23～24	台風第18号	"	16	26	289	145	1,673	60,032	884	1,041	108,615,839千円	最大の瞬間風速 牛深市66.2m/s 熊本市49.0m/s



年 月 日			被害の種類	被害の地域	人的被害			住 家 被 害					被 害 額	備 考
					死者 (行方) 不明	重傷者	軽傷者	全 壊	半 壊	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水		
15	7	20	梅雨前線	県南部	19	4	3	20	5	6	149	354	17,612,613千円	
16	8	29~ 30	台風第16号	県下全域		2	4	1	3	75	15	45	11,147,114千円	最大瞬間風速 阿蘇山48.1m/s 熊本市29.6m/s
	9	6~7	台風第18号	"	1	12	129	27	206	13,569	7	59	28,797,828千円	最大瞬間風速 阿蘇山57.1m/s 熊本市47.4m/s
	9	28~ 29	台風第21号	"		3	7		3	653		9	2,405,876千円	最大瞬間風速 熊本市33.0m/s
	10	19~ 20	台風第23号	"		2	2			63			496,986千円	最大瞬間風速 阿蘇山36.8m/s 熊本市26.0m/s
17	7	4~10	梅雨大雨による水害	"				1	1	34	111	12	13,825,494千円	日降水量 南小国306mm 鹿 北268mm
	9	5~6	台風第14号	"		4	3	1	3	51	97	41	13,693,888千円	最大瞬間風速 人 吉41.9m/s 阿蘇山34.4m/s
18	7	6~ 7	梅雨前線	県央	2	1	4	5	3	16	62	386	13,802,742千円	
	7	19~ 24	梅雨前線	県下全域		1	3	7	5	11	193	632	13,528,756千円	日降水量 水 俣390mm 一勝地379mm
	9	17~ 18	台風13号	"		7	7		2	65			2,645,621千円	最大瞬間風速 牛 深43.0m/s 阿蘇山38.1m/s
19	7	6~ 12	梅雨前線	"	1	1	2	9	6	21	80	643	16,786,651千円	
20	6	19~ 22	梅雨前線豪雨	県下全域	1					3	42	283	3,623,551千円	1時間雨量 山江78.0mm 湯前横谷69.5mm 4日間総雨量 甲佐437.5mm
21	7	20~ 26	梅雨前線豪雨	県北地域				1			1	18	1,299,725千円	

2. 熊本県の主な火災

次のうちいずれかに該当するもの

死傷者10人以上、焼損面積が建物3,000㎡以上、林野10ha以上、損害額1億円以上

出火年月日	出火場所	名称	損害額(千円)	焼損面積(m <sup>2</sup> )	死傷者数		焼損むね数			り災世帯数			り災人員	出火原因	
					死者数	負傷者数	全焼	半焼	部分焼	全損	半損	小損			
S23.10.9	人吉市城本町		100,000					11						不明	
S33.3.4	熊本市河原町		230,000					60	18			188		火ばち	
S35.12.21	熊本市下通町				14			11					305	漏電	
S39.10.25	本渡市本渡町	商店街	950,041	11,763	1	20	69	5				105		風呂かまど	
S40.3.13	玉名市小岱山	林野	24,000	(a)24,000										火あそび	
S42.9.12	芦北郡田浦町	〃	59,453	(a)5,390			1							たばこ	
S43.3.29	阿蘇郡阿蘇町	林野	600,000	(a)30,000		4								不明	
	〃一の宮町	〃	250,000	(a)6,000		1								〃	
S43.9.5	荒尾市野原	診療所	39,932	1,262	2	17	1							放火	
S44.11.1	八代郡鏡町	中学校	23,235	1,413		14	1	1						燃えさし	
S44.11.10	宇土郡戸口町	住宅	26,097	2,201		9	27	1	2	29	1	2	188	煙突の火の粉	
S46.8.30	山鹿市山鹿	書店 (山鹿市大火)	511,602	5,280		5	51	5		50	6	31	304	不明	
S47.12.30	天草郡大矢野町	書店	100,000	793		5	3			3			19	調査中	
S48.11.29	熊本市下通1丁目	百貨店	1,751,891	13,637	100	124	1		1				2	6	不審火
S50.4.27	阿蘇郡小国町	ホテル	525,000	2,371			5	1		2				7	放火
S51.1.21	球磨郡湯前町	工場	247,154	2,192			2	1	1	2			1	9	石油ストーブ
S55.11.22		事業所	117,312	328											不明
S56.3.2	八代市本町	物品販売店	220,744	875		4	3		1	3			2	19	接続器
S57.7.12	芦北郡田浦町	工場	299,945	7,751											電気炉
S58.10.24	阿蘇町黒川	中学校	100,481	1,328			1								不明
S58.11.28	玉名市高瀬	書店	107,296	601			2	4	2	1	3	2	20		不明
S60.1.26	菊池郡菊陽町	事業所	124,172	1,167		1	1		2				2	13	溶接機
S60.2.16	八代郡鏡町	造船所	152,401	541			1	1							コード
S60.10.29	荒尾市高浜	鉄工所	600,000	4,060			1		1						アセチレンガス溶接機
S61.4.2	阿蘇郡阿蘇町	牧野		(a)3,500											火入れの火の粉
S61.12.18	阿蘇郡蘇陽町	歯科診療所、 店舗、住宅	136,605	1,905			8		3	6	1	2	41		不明
H5.4.19	阿蘇郡小国町	普通林	158,546	(a)3,500											不明
H5.9.12	鹿本郡鹿央町	事業所	402,450	702			1		1						放火の疑い
H5.10.11	菊池郡菊陽町	紡績工場	881,704	8,723		1		1							摩擦熱
H6.7.24	阿蘇郡小国町	普通林	17,662	(a)1,300											不明
H6.8.14	天草郡松島町	制限林	1,418	(a)1,100		1									不明
H6.10.11	牛深市久玉町	造船所	150,390	1,146			2								不明
H6.12.5	鹿本郡植木町	店舗	134,022	1,658		5	7		1	5			1	26	不明
H7.2.23	阿蘇郡産山村	牧野		(a)3,000											枯れ草焼き
H7.3.22	阿蘇郡西原村	原野		(a)1,500											不明
H7.4.1	阿蘇郡西原村	林野	1,200	(a)1,266											たばこ
H7.4.4	上益城郡御船町	林野	1,144	(a)3,500											火のついたゴミ
H7.11.2	八代郡千丁町	倉庫	165,674	1,412		1			1				1	4	ゴミ焼却炉の火の粉
H8.4.23	上益城郡矢部町	天然林	4,260	(a)1,700											枯れ草焼き
H8.12.18	球磨郡湯前町	物品販売店	122,774	944		2	4	2	1	2			7		不明
H9.3.17	玉名郡菊水町	食品工場	28,038	4,008				1							アセチレンガス溶接機
H9.3.21	八代郡鏡町	事業所	110,058	698			1		3						不明
H9.3.26	上益城郡益城町	工場	160,633	1,548			1								不明
H10.9.16	天草郡松島町	事業所	146,848	1,317		1	3								ゴミ焼却炉の火の粉

出火年月日	出火場所	名称	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	死傷者数		焼損むね数			り災世帯数			り災 人員	出火原因
					死者数	負傷者数	全 焼	半 焼	部分焼	全 損	半 損	小 損		
H10.11.23	八代市本町	飲食店	362,255	1,907			4	1	1	1	1	2	22	大型こんろ
H14.3.18	球磨郡多良木町	林野	559	(a)1,000										不 明
H18.1.29	上益城郡山都町	陸上自衛隊演習場(林野)	0	(a)1,729										爆 薬
H19.3.1	阿蘇郡南阿蘇村	原野	80	(a)9,740		1								簡易型ガスこんろ
H20.1.17	上益城郡山都町	陸上自衛隊演習場(原野)	0	(a)1,500										火 薬
H21.4.16	菊池市旭志	倉庫	104,545	1,376			1							不 明
H21.8.2	熊本市	工場	3			17								自己反応性物質

※焼損面積欄の(a)は面積単位a(アール)を示す。

### 3. 主な阿蘇火山爆発

年月日	被 害 状 況
S28.4.27	死者5人、重傷15人、軽傷156人 主として登山客
S33.6.24	死者12人、重傷20人、軽傷8人 その他施設被災
S54.9.6	死者3人、重傷2人、軽傷9人 主として登山客

## 第23. 熊本県建築物耐震改修促進計画の概要

熊本県では、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための「熊本県建築物耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定しました。その計画の概要は以下のとおりです。

### 1 計画の目的

この計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）の改正を受け、住宅及び建築物等の計画的な耐震化を促進するため策定するものです。

### 2 計画の位置付け及び計画期間

この計画は、法第5条に規定する都道府県耐震改修促進計画として位置付けるとともに、県地域防災計画における予防計画の実施のための計画としても位置づけます。

計画期間は、平成19年度から平成27年度までとします。

### 3 建築物の耐震化の現状及び目標、基本方針

	住宅	特定建築物 <sup>※1</sup> (緊急輸送道路沿道建築物 <sup>※2</sup> )
耐震化の現状	68%	79.8%
目標	90%	90%
民間建築物に対する基本的考え方・施策	住宅の耐震化を促進するためには、地域防災対策等を自らの問題として意識し、県民自ら耐震対策に取り組むことが不可欠です。県は、行政や専門家がサポートすることを基本に、普及・啓発、相談体制の充実などの支援等を講じ、住宅の耐震化の促進を図ります。	特定建築物については、法第6条の規定により、その所有者は、当該建築物の耐震化に努めることとなっています。県は、地震災害時の被害の大きさや人命への影響を勘案し、法に基づく指導、指示等を行うとともに、普及・啓発、相談体制の充実などの支援等を講じ、特定建築物の耐震化の促進を図ります。
その他の施策	<b>市町村耐震改修促進計画の策定の推進</b> 県の計画と一体となって県内における建築物の計画的な耐震化を図るため、市町村の耐震改修促進計画の早期策定を要請し、必要な支援を行います。	
	<b>普及・啓発</b> 相談窓口体制の整備、建築関係者・県民向け講習会の開催、耐震化に関する情報提供、リフォームに併せた耐震改修への誘導、自主対策（家具転倒防止等）の推進、建築関係団体や自主防災組織等との連携等に取り組みます。	

※1：「特定建築物」＝多数の者が利用する一定規模以上の建築物等

※2：緊急輸送道路（地震時の避難や地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路で指定されたもの）の沿道にある一定規模以上の建築物

### 4 公共建築物の耐震化の促進

	県	市町村
	防災拠点施設	特定建築物
耐震化の現状	43%	64.8%
目標	100%	—
基本的な考え方	庁舎、保健所等の防災拠点施設は、県有建築物の中でも特に緊急性、必要性の高い施設として、耐震化を図ります。	耐震診断を実施して耐震性を把握するとともに、学校施設等の特に緊急性の高い建築物から順次耐震化を図ります。
		市町村の計画に基づき、耐震化の促進を図るよう要請します。



第1. 避難予定場所一覧

(H24.4現在)

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所							
				第1 避難場所		第2 避難場所		第3 避難場所			
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員		
熊本市	飽田東		除川	飽田東小学校	2,800						
				飽田中学校	1,250						
				飽田公民館	1,050						
				飽田運動公園	10,850						
	飽田西		除川	飽田西小学校	3,400						
				飽田南小学校	3,100						
				秋津	緑川	秋津小学校	3,550				
						東野中学校	4,550				
						秋津中央公園	7,850				
				秋津		緑川	秋津公民館	368			
	麻生田		坪井川	麻生田小学校	5,200						
				清水新地公園	450						
	池田		坪井川	池田小学校	2,400						
				井芹中学校	9,550						
				池田1丁目西公園	1,600						
				池亀公園	1,580						
	池上		坪井川	池上小学校	3,250						
				池上中央公園	6,000						
				三和中学校	7,250						
	出水		緑川	出水小学校	2,450						
				熊本国府高校	13,100						
	泉ヶ丘		緑川	泉ヶ丘小学校	4,000						
	出水南		緑川	出水南小学校	3,750						
				出水中学校	8,300						
				出水南中学校	8,350						
	一新		坪井川	湧心館高校	10,400						
				一新小学校	4,300						
				西山中学校	4,750						
	画図		坪井川	熊本城及びびの丸公園	40,000						
				第一高校							
	画図		緑川	画図小学校	3,900						
				大江	緑川	大江小学校	2,850				
白川						白川中学校	7,450				
大江					緑川	九州学院高校	30,250				
	熊本大学薬学部	8,600									
	白川	子飼橋上・下流左岸	9,000								
奥古閑		緑川	開新高校	8,600							
			白川	大江公民館	320						
奥古閑		緑川	奥古閑小学校	3,800							
			天明中学校	6,550							

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
			緑川	天明運動施設体育館	900				
			緑川	天明公民館	1,350				
			緑川	天明農業研修所	250				
	小島		坪井川	小島小学校	2,750				
			坪井川	城西中学校	3,550				
			坪井川	小島公園	18,300				
			坪井川	西部公民館	588				
	尾ノ上		緑川	尾ノ上小学校	5,350				
			緑川	錦ヶ丘中学校	5,650				
			緑川	錦ヶ丘公園	12,900				
			緑川	東部公民館	418				
	帯山		緑川	帯山小学校	5,800				
			緑川	帯山7丁目どんぐり公園	1,610				
	帯山西		緑川	帯山西小学校	5,700				
			緑川	帯山中学校	7,650				
	春日		坪井川	春日小学校	3,200				
	川上		坪井川	川上小学校	7,150				
			坪井川	北部中学校	8,100				
			坪井川	北部公民館	295				
	川口		緑川	川口小学校	4,700				
	川尻		緑川	川尻小学校	5,950				
			緑川	城南中学校	6,850				
			緑川	熊本農業高校	16,150				
			緑川	緑川右岸第1号緑地	29,050				
			緑川	緑川右岸第2号緑地	8,150				
	河内		河内川	河内小学校	4,200				
			有明海沿岸	河内小学校白浜分校	300				
			河内川	河内中学校	4,300				
			河内川	河内公民館	750				
	楠		坪井川	楠小学校	4,550				
			白川	楠中央公園	4,400				
	黒髪		坪井川	黒髪小学校	2,450				
			白川	桜山中学校	5,550				
			坪井川	市立必由館高校	7,950				
			白川	熊本大学黒髪地区	14,700				
			白川	子飼橋上流右岸	5,500				
			坪井川	済々巒高校	13,400				
			坪井川	坪井中央公園	5,500				
			坪井川	竜南中学校	5,600				
	慶徳		坪井川	慶徳小学校	1,450				
	健軍		緑川	健軍小学校	7,800				
			緑川	熊本マリスト学園	10,750				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
			緑川	湖東中学校	8,500				
	健軍東		緑川	健軍東小学校	6,700				
			緑川	東町中学校	6,200				
	向山		緑川	向山小学校	4,800				
			緑川	江南中学校	7,800				
			白川	白川橋上・下流左岸	22,850				
			白川	長六橋上・下流左岸	5,650				
	壺川		坪井川	壺川小学校	2,800				
			坪井川	京陵中学校	7,950				
			坪井川	熊本大学附属小・中学校	13,000				
	五福		坪井川	五福小学校	1,200				
	桜木		緑川	桜木小学校	5,650				
	桜木東		緑川	桜木東小学校	7,200				
			緑川	桜木中学校	5,900				
	清水		坪井川	清水小学校	3,400				
			坪井川	清水スポーツセンター	4,250				
			坪井川	坪井川緑地	48,500				
			坪井川	清水公民館	230				
	城山		坪井川	城山小学校	7,250				
			坪井川	熊本西高校	20,750				
			坪井川	西部スポーツセンター	11,700				
	城西		坪井川	城西小学校	4,550				
			坪井川	市立千原台高校	10,550				
			坪井川	石神山公園	77,350				
			坪井川	古荘公園	5,350				
	城東		坪井川	城東小学校	4,300				
			坪井川	藤園中学校	5,750				
			白川	銀座橋一帯白川川岸	4,250				
	城南		緑川	城南小学校	6,050				
			緑川	南部公民館	435				
	城北		坪井川	城北小学校	4,700				
			坪井川	清水中学校	6,250				
			坪井川	八景水谷公園	6,500				
	白川		白川	白川小学校	2,850				
	白坪		坪井川	白坪小学校	4,450				
			坪井川	花陵中学校	3,800				
			坪井川	蓮台寺公園	10,500				
	砂取		緑川	砂取小学校	5,000				
			緑川	熊本商業高校	11,650				
			緑川	熊本工業高校	30,250				
			緑川	水前寺運動公園	62,150				
			緑川	水前寺江津湖公園	10,000				



市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害 危険区域の 指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
				緑川	水前寺公園	21,000				
		碩台		坪井川	碩台小学校	3,050				
				坪井川	白川公園	10,000				
				坪井川	白川公園の東側 緑地帯	3,250				
				坪井川	中央公民館	270				
		銭塘		緑川	銭塘小学校	4,950				
		高橋		坪井川	高橋小学校	2,300				
		高平台		坪井川	高平台小学校	10,150				
		託麻北		緑川	託麻北小学校	4,050				
				白川	東部中学校	6,850				
		託麻西		緑川	託麻西小学校	4,200				
		託麻東		白川	託麻東小学校	8,750				
				白川	二岡中学校	4,050				
		託麻南		緑川	託麻南小学校	5,650				
				緑川	託麻公民館	431				
				緑川	託麻南中央公園	5,270				
		託麻原		緑川	託麻原小学校	7,250				
				緑川	熊本高校	13,450				
				白川	渡鹿公園	6,550				
		龍田		白川	龍田小学校	2,900				
				白川	龍田中学校	7,550				
				白川	武蔵塚公園	6,950				
				白川	龍田公民館	295				
		田迎		緑川	田迎小学校	3,700				
				緑川	託麻中学校	6,400				
				緑川	平成中央公園	10,100				
				緑川	田迎出仲間公園	2,100				
		田迎南		緑川	田迎南小学校	8,000				
				緑川	田迎公園	21,650				
		月出		緑川	月出小学校	6,550				
		中島		除川	中島小学校	4,100				
				除川	中島中央公園	10,500				
				白川	白川中原緑地	15,050				
		中緑		緑川	中緑小学校	2,800				
		長嶺		緑川	長嶺小学校	6,700				
				緑川	長嶺中学校	13,450				
				緑川	長嶺公園	5,000				
				緑川	香りの森	20,500				
		西里		坪井川	西里小学校	5,700				
				坪井川	TKUぶらざ	1,585				
				坪井川	今熊公園	9,550				
				坪井川	瑞巖寺公園	2,900				

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害 危険区域の 指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
				坪井川	北部公園	9,500				
		西原		白川	西原小学校	6,550				
				白川	西原中学校	9,250				
				白川	東海大学・第二 高校	32,400				
				白川	保田窪公園	2,050				
		楡木		坪井川	楡木小学校	5,100				
				坪井川	楠中学校	3,650				
				白川	熊本北高校					
		白山		緑川	白山小学校	5,300				
		花園		坪井川	花園小学校	5,550				
				坪井川	花園五丁目公園	2,100				
				坪井川	柿原公園	20,950				
				坪井川	花園公民館	317				
		春竹		緑川	春竹小学校	3,450				
				緑川	江原中学校	7,350				
				緑川	八王寺中央公園	5,000				
		東町		緑川	東町小学校	4,750				
				緑川	第二高校	17,600				
		日吉		緑川	日吉小学校	3,450				
				白川	白川平田十禪寺 緑地	7,550				
		日吉東		緑川	日吉東小学校	5,900				
				緑川	日吉中学校	6,700				
		古町		坪井川	古町小学校	2,950				
		北部東		坪井川	北部東小学校	5,700				
		本荘		緑川	本荘小学校	3,100				
		松尾北		坪井川	松尾北小学校	650				
		松尾西		坪井川	松尾西小学校	2,350				
		松尾東		坪井川	松尾東小学校	2,850				
		御幸		緑川	御幸小学校	4,800				
				緑川	木部中央公園	6,250				
				緑川	御幸中央公園	17,100				
				緑川	笛田中央公園	6,000				
				緑川	幸田公民館	228				
		武蔵		坪井川	武蔵小学校	4,350				
				坪井川	武蔵中学校	7,100				
				坪井川	武蔵ヶ丘中央公 園	4,650				
		山ノ内		緑川	山ノ内小学校	7,700				
				緑川	山ノ内中央公園	5,330				
					東稜高校					
		弓削		白川	弓削小学校	4,500				
		芳野		河内川	芳野小学校	3,250				
				河内川	芳野中学校	5,000				

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
				河内川	芳野コミュニティセンター	400					
		力合		緑川	力合小学校	5,750					
				緑川	力合中学校	7,950					
				緑川	南部総合スポーツセンター	5,350					
				緑川	白藤公園	4200					
					アクアドーム						
					刈草中央公園	5270					
		若葉		緑川	若葉小学校	5850					
		富合		浜戸川・潤川	雁回館	2000					
					富合小学校	2000					
					富合中学校	3000					
					アスパル富合						
	(旧植木町)	植木地区	地震		総合スポーツセンター	1000	山本小学校	300			
			崖崩れ、地震		田原小学校	300	田原スポーツ公園	700			
			崖崩れ、地震		菱形小学校	300					
			崖崩れ、地震		鹿南中学校	500	桜井小学校	300			
			地震		植木文化センター	200	五霊中学校	500	植木小学校	300	
			地震		山東小学校	300					
			地震		植木北中学校	500	吉松小学校	300	吉松スポーツ公園	500	
			溢水、地震	菊池川、合志川	田底小学校	300					
					芝生公園						
	(旧城南町)	城南地区	堤防決壊・堤防溢水	緑川(無)			杉上小学校体育館	500			
							隈庄小学校体育館	500			
			堤防決壊・堤防溢水	浜戸川(有)	下益城城南中学校体育館	300	豊田小学校体育館	500			
			堤防決壊・堤防溢水	浜戸川(有)			B&G海洋センター	500			
							火の君総合文化センター	500			
					熊本市城南福祉センター						
					塚原グラウンド						
					高グラウンド						
					坂野グラウンド						
宇土市									市民会館	500	
		宇土	風水害、溢水決壊	緑川、浜戸川	福祉センター	100	勤労青少年ホーム	80	市民体育館	1500	
									鶴城中体育館	1000	
									宇土東小体育館	1000	
		花園	溢水決壊、風水害	潤川	地区公民館	30	花園小学校体育館	800			
		轟	溢水決壊、風水害	飯塚川	地区公民館	30	轟地区農業者トレーニングセンター	300	宇土小学校体育館	800	
		走潟	溢水決壊、風水害、高潮、津波	緑川、浜戸川	走潟小学校体育館	500	地区体育館	500			
		緑川	溢水決壊、風水害、高潮、津波	緑川、浜戸川、有明海岸	緑川小学校体育館	800	緑川地区農業者トレーニングセンター	300	住吉中学校体育館	1000	
		網津	風水害、高潮、津波、溢水決壊	網津川、有明海岸	住吉中学校体育館	1000					
		網田	風水害、高潮、津波、溢水決壊	網田川、有明海岸	網田小学校体育館 網田漁協	1000 80	網田中学校体育館	1000			
宇城市		三角地区	溢水、地すべり、津波	磯山、大田尾(海岸)	三角センター	500	三角小学校	1000			

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
	三角地区(塩屋地区)	堤防決壊、溢水	波多川(無)	浦区公民館	100	(旧)三角東小学校	500			
	戸馳地区	溢水、津波	海岸	農村環境改善センター	200	(旧)戸馳小学校	1000			
	郡浦地区	堤防決壊、溢水、津波	海岸・郡浦川(無)	郡浦地区市民館	100	(旧)郡浦小学校	1000	青海小学校		1000
	大岳地区	溢水、津波	海岸	底江公民館	50	青海小学校	1000			
	亀松地区	高潮、津波	海岸	不知火小学校	500	宇城市不知火公民館	300	宇城市不知火体育館		500
	松合地区	高潮、津波	海岸	松合就業センター	300	松合体育館	300	松合小学校		500
	高良・御領	高潮	大野川	宇城市不知火公民館	300	宇城市不知火体育館	500			
	長崎	高潮、津波	海岸	不知火中学校	500	宇城市不知火公民館	300	宇城市不知火体育館		500
	永尾	高潮、津波	海岸	松合就業センター	300	松合体育館	300	松合小学校		500
	一区～八区	高潮・溢水	大野川	松橋中央公民館	150	松橋総合体育文化センター	500	松橋中学校		1600
	九区～十二区	溢水	明神川	松橋小学校	840	松橋総合体育文化センター	500	松橋中学校		1600
	東松崎、豊崎、南豊崎、御船	溢水・破堤・高潮	大野川・五丁川・海岸	豊川小学校	600	松橋総合体育文化センター	500	松橋中学校		1600
	浅川、砂川、沖塘、八枚戸	溢水・破堤・高潮	五丁川・八枚戸川・海岸	豊川小学校	600	河江小学校	1000	松橋総合体育文化センター		500
	内田、竹崎、豊福、両仲間南、両仲間北、本村、島	破堤・崩土	大野川・浅川	豊福小学校	710	松橋総合体育文化センター	500	松橋中学校		1600
	曲野南、曲野北、古保山、海ノ平、六地蔵、北萩尾、南萩尾、浦川内	溢水・崩土	溜池	当尾小学校	810	松橋総合体育文化センター	500	松橋中学校		1600
	久具	破堤・崩土	大野川	当尾小学校	810	豊福小学校	710	松橋総合体育文化センター		500
	大野	破堤	大野川	松橋総合体育文化センター	500	松橋中央公民館	150	松橋中学校		1600
	海東校区	土砂崩壊・洪水	砂川(無)	海東小学校 ふれあいセンター	400 100	海東保育所	200	熊本宇城農協小川町支所海東出張所		150
	引上、長迫、楯屋林、西山、境尾、蓮仏、稲川、樋渡、表南小川、日岳町、納野	土砂災害、洪水	砂川(無)	小川小学校	1000	妙音寺	200	専行寺		100
	河江、三ツ丸	堤防決壊	砂川(無)	老人福祉センター	300	河江地区コミュニティセンター	200	河江保育所		200
	小野部田地区	土砂崩壊・堤防決壊	溜池	小野部田小学校体育館	400	小川中学校	1000	大空保育園		150
	上町・寺町・蛙子町	堤防決壊	砂川(無)	小川小学校	1000	妙音寺	200			
	中町・新町・出来町	堤防決壊	砂川(無)	小川地区コミュニティセンター	100	地域福祉センター	400	保健センター		300
	亀ノ町、井出口、西小川、益南	堤防決壊	砂川(無)	地域福祉センター	400	保健センター	300			
	本村・江頭	堤防決壊	砂川(無)	河江小学校	1000	熊本宇城農協グリーンセンター小川	150			
	仲之江、川尻、南新田、新田	堤防決壊	砂川(無)	河江小学校	1000	河江地区コミュニティセンター	200	河江保育所		200
	上住吉、下住吉、南出村、北出村、宇土割、不知火	高潮 堤防決壊	砂川(無) 不知火海岸(無)	河江小学校	1000	河江地区コミュニティセンター	200			
	上糸石地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	下糸石地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	上巢林地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野町コミュニティセンター	100	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	下巢林地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野町コミュニティセンター	100	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	鏡地区	溢水	大野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	北山崎地区	溢水、崩土	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	南山崎地区	土砂、崩土	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	下安見地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	上安見地区	溢水	緑川、浜戸川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野小学校		1100
	中間地区	溢水、崩土	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	豊野保育園	150	豊野中学校		1100
	下上郷地区	溢水、崩土	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	豊野保育園	150	豊野中学校		1100

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	上々郷地区	溢水、崩土	砂川(有)	豊野公民館	600	豊野保育園	150	豊野中学校	1100
	下郷下地区	溢水	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野中学校	1100
	下郷上地区	溢水	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野中学校	1100
	暎地区	溢水	緑川、小熊野川(有)	豊野公民館	600	農業者トレーニングセンター	650	豊野中学校	1100
美里町	岩下地区	堤防決壊	緑川	岩下公民館	60	総合体育館	1000		
	有安地区	溢水	浜戸川	中央公民館	200	中央小学校体育館	450	総合体育館	1000
	永富、原町	溢水	津留川	砥用勤労者センター	350	砥用中学校体育館	500		
	土喰	崖崩れ		砥用勤労者センター	350	砥用中学校体育館	500		
	柏川	山崩れ、山津波	柏川(有)	農村婦人の家	60	B&G海洋センター	450	砥用中学校体育館	500
荒尾市	第二小校区	浸水	早米来川(無) 船津新川(無)	浄水センター	100	メディア交流館	100	万田小学校	700
	清里小校区	崩土	浦川(無)	清里小学校	300				
	桜山小校区	崩土	浦川(無)	桜山小学校	600				
	八幡小校区	崩土	菜切川(無)	小袋工芸館	130	第四中学校	1000		
	府本小校区	崩土	菜切川(無) 行末川(無)	府本小学校	600				
	平井小校区	崩土	関川(無)	みどり養生館	130	平井小学校	300		
	旧第四小校区	崩土	関川(無)	万田炭鉱館	130	旧第四小学校	300	旧第五中学校	700
	第三小校区	崩土	関川(無)	旧第三小学校	600				
	有明小校区	崩土、浸水	浦川(無)	有明小学校	600	中央公民館	300		
	第一小校区	崩土、浸水	浦川(無)	市役所	200	市民病院	500	松ヶ浦環境センター	50
	中央小校区	崩土、浸水	増永川(無)	運動公園管理事務所	100	ふれあい福祉センター	250	福祉村(小袋作業所)	290
	緑ヶ丘小校区	崩土、浸水	増永川(無)	荒尾総合文化センター	650	緑ヶ丘小学校	600	第三中学校	700
玉名市	玉名町地区	溢水	繁根木川	玉名町小学校	400	文化センター	500	玉名市民会館 九州看護福祉大学	1000 1000
	築山地区	溢水	境川	築山小学校	400	玉名中学校	500	九州看護福祉大学	1000
	滑石地区	堤防決壊	有明海岸	滑石小学校	400	滑石保育所	100	玉名中学校	500
	大浜地区	堤防決壊	有明海岸	大浜小学校	400	ちどり保育園	100	有明中学校	500
	豊水地区	堤防決壊	菊池川	豊水小学校	400	豊水保育所	100	総合体育館	1000
	伊倉地区	溢水	横田川	伊倉小学校	400	伊倉保育所	100	総合体育館	1000
	八嘉地区	山崩れ	坂門田川	八嘉小学校	400	総合体育館	1000		
	梅林地区	溢水	木葉川	梅林小学校	250	梅林保育所	100		
	小田地区	堤防決壊	菊池川	小田小学校	250	玉陵中学校	500		
	玉名地区	堤防決壊	菊池川	玉名小学校	250	玉陵中学校	500		
	月瀬地区	堤防決壊	菊池川	月瀬小学校	250	玉陵中学校	500		
	石貴地区	溢水	繁根木川	石貴小学校	250	玉陵中学校	500	九州看護福祉大学	1000
	三ツ川地区	山崩れ	石尾川	三ツ川小学校	250	玉陵中学校	500		
	高道地区	溢水、海岸堤防決壊	境川、高道海岸	ふれあい健康センター	600	高道小学校	400	JAたまな岱明総合支所	200
	鍋地区	溢水、海岸堤防決壊	行末川、鍋海岸	ふれあい健康センター	600	鍋小学校	400	JAたまなガスセンター	200
	大野地区	溢水	行末川、境川、友田川	ふれあい健康センター	600	B&G海洋センター	500	大野小学校	300
	睦合地区	溢水	行末川、友田川	ふれあい健康センター	600	睦合小学校	300	旧JAたまな睦合支所	200
	明豊	堤防決壊	有明海岸(無)	横島町公民館	300	山の上展望公園			
	大豊	堤防決壊	有明海岸(無)	横島小学校	600	山の上展望公園			
	明丑	堤防決壊	有明海岸(無)	福祉センター	300	山の上展望公園			
	新栄、昭栄	堤防決壊	有明海岸(無)	横島小学校	600	山の上展望公園			

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	港、受免	堤防決壊	小白、受免海岸堤防	港区公民館	250	天水町公民館	400	天水中学校	500
	部田見	溢水	唐人川左岸	玉水小学校	400	天水町公民館	400		
玉東町	木葉	堤防決壊	木葉川(無)	木葉小学校	500	福祉センター	200	福佐公民館	60
	山北	地すべり、山崩れ	白木川、西安寺川(無)	山北小学校	500	玉東中学校	500	ふれあいの丘	300
和水町	上十町	地すべり、山崩れ	十町川(有)	上十町公民館	100	三加和公民館	1000		
	平野	溢水	和仁川(有)	平野公民館	100	農業就業改善センター	500		
	上岩	溢水、崖崩れ	岩村川(有)	上岩公民館	100	農業就業改善センター	500		
	中岩	溢水、崖崩れ	岩村川(有)	中岩公民館	60	農業就業改善センター	500		
	西吉地	溢水	和仁川(無)	春富集会センター	300				
	中和仁	溢水、崖崩れ	和仁川(有)	鬼丸公民館	30	春富集会センター	300		
	緑校区	風水害、地震他		三加和公民館	1000	三加和中学校	800	緑小学校	500
	神尾校区	風水害、地震他		農業就業改善センター	500	神尾小学校	500	スカイドーム2000	1500
	春富校区	風水害、地震他		春富集会センター	300	春富小学校	800	スカイドーム2000	1500
	下津原	溢水	菊池川(有)	下津原西公民館	50	下津原中公民館	30	下津原東公民館	30
	江栗	溢水	菊池川(有)	江栗公民館	50				
	久井原、長小田	溢水	菊池川(有)	西小学校	300				
	大江田、藤田馬場	溢水	菊池川(有)	菊水中学校	1000				
	中路	溢水	菊池川(有)	菊水中学校	1000				
	内田	溢水	菊池川(有)	内田公民館	100				
	焼米、大屋	溢水	菊池川(有)	東小学校	200				
	中央校区	地震		町体育館	1000	ふれあい会館	500	菊水中学校	1000
	南校区	地震		南小学校	300	中央小学校	1000	ふれあい会館	500
	西校区	地震		西小学校	300	町体育館	1000	ふれあい会館	500
	東校区	地震		東小学校	200	町体育館	1000	ふれあい会館	500
南関町	南関地区	地震・溢水崖崩れ	関川	南関町役場	50				
	南関地区	地震・溢水崖崩れ	関川	第一小学校	200				
	南関地区	地震・溢水崖崩れ	関川	南関町公民館	50				
	南関地区	地震・溢水崖崩れ	関川	B&G海洋センター	200				
	南関地区	地震・溢水崖崩れ	関川	総合文化福祉センター	200				
	賢木地区	地震・溢水崖崩れ	関川	ふれあい広場	150				
	賢木地区	地震・溢水崖崩れ	関川	第二小学校	200				
	大原地区	地震・崖崩れ	関川	農業就業改善センター	200				
	大原地区	地震・崖崩れ		第三小学校	200				
	大原地区	地震・崖崩れ		南関中学校	300				
	大原地区	地震・崖崩れ		交流センター	200				
	坂下・四ツ原地区	地震・溢水崖崩れ	内田川	南町民センター	50				
	坂下・四ツ原地区	地震・溢水崖崩れ		第四小学校	200				
	坂下・四ツ原地区	地震・溢水崖崩れ		四ツ原集会所	50				
長洲町	長洲校区	越波	有明海岸	町民研修センター	413	長洲小学校	500	長洲中学校	606
	清里校区	堤防高不足	菜切川	中央公民館	660	清里小学校	389	長洲中学校	606
	腹赤校区	堤防高不足	有明海岸、行末川、菜切川	腹赤保育所	430	腹赤小学校	407	腹赤中学校	403
	六栄校区	堤防高不足	行末川	地域福祉センター	585	六栄小学校	465	腹赤中学校	403

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
山鹿市	山鹿地区	浸水	菊池川	健康福祉センター	1123	山鹿市総合体育館	3863	山鹿小学校	584	
	米田地区	浸水	菊池川	老人福祉センター	445	山鹿市総合体育館	3863			
	川辺地区	浸水	岩野川	老人福祉センター	445	サイクリングターミナル	641	川辺小学校	263	
	八幡地区	土砂崩れ		老人福祉センター	445	山鹿市総合体育館	3863	八幡地区公民館	175	
	平小城地区	土砂崩れ		老人福祉センター	445	山鹿市総合体育館	3863	平小城地区公民館	175	
	三岳地区	土砂崩れ		老人福祉センター	445	山鹿市総合体育館	3863	三岳地区公民館	175	
	三五地区	土砂崩れ		健康福祉センター	1123	山鹿市総合体育館	3863	三五地区公民館	175	
	大道地区	浸水	菊池川	健康福祉センター	1123	山鹿市総合体育館	3863	大道地区公民館	175	
	岳間地区	土砂崩れ		鹿北市民センター	198	鹿北体育センター	641	岳間研修センター	149	
	岩野地区	土砂崩れ		鹿北市民センター	198	鹿北体育センター	641	岩野小学校	648	
	広見地区	土砂崩れ		鹿北市民センター	198	鹿北体育センター	641	鹿北柔剣道場	280	
	内田地区	土砂崩れ		菊鹿市民センター	1325	あんずの丘多目的体育館	1221	内田構造改善センター	418	
	六郷地区	土砂崩れ		菊鹿市民センター	1325	あんずの丘多目的体育館	1221	菊鹿多目的研修施設	932	
	城北地区	土砂崩れ		菊鹿市民センター	1325	あんずの丘多目的体育館	1221	城北体育館	401	
	来民地区			生涯学習・健康センターひだまり	1536	鹿本体育館	1775	鹿本ふれあいセンター	282	
	稲田地区			生涯学習・健康センターひだまり	1536	鹿本体育館	1775	稲田小学校	595	
	中富地区	浸水	菊池川	生涯学習・健康センターひだまり	1536	鹿本体育館	1775			
	千田地区	浸水	菊池川	鹿央多目的研修センター	317	鹿央公民館	1174	千田小学校	210	
	米野岳地区	土砂崩れ		鹿央多目的研修センター	317	鹿央公民館	1174	ふれあい塾	411	
	山内地区	土砂崩れ		鹿央多目的研修センター	317	鹿央公民館	1174	山内小学校	663	
菊池市	隈府栄町	地震、火災		隈府小学校体育館	450	菊池南中学区体育館	700	菊池南中学校武道場	300	
	隈府栄町	地震、火災		中央公民館	300					
	高野瀬	地震、火災		菊池体育センター	1000	菊池高校体育館	400			
	東正観寺	地震、火災		菊池女子高校体育館	250	菊池女子高校講堂	250			
	河原地区	落石、崖崩れ		河原小学校体育館	150					
	水源地区	落石、崖崩れ		水源小学校体育館	150	水源体育館	200	水源校区公民館	70	
	水迫地区	落石、崖崩れ		農村女性の家	100					
	重味地区	落石、崖崩れ		迫水小学校	300					
	迫間地区	落石、崖崩れ		迫間体育館	300	追籠ふれあいセンター 菊池北中学校寄宿舎	100 100	迫間校区公民館	70	
	龍門小校区	落石、崖崩れ		龍門小学校体育館	300	龍門校区公民館	70			
	小木地区	落石、崖崩れ		小木体育館	150	小木集会場	50			
	菊之池校区	溢水		菊之池小学校体育館	200	菊之池体育館	150			
	花房校区	溢水		花房小学校体育館	200	花房校区公民館	70			
	戸崎校区	溢水		戸崎小学校体育館	150	菊池市浄水センター	50			
	城北地区	落石、崖崩れ		堀切公民館	50					
	隈府・迫間地区	落石、崖崩れ		菊池市総合体育館	1000					
	隈府地区	地震・火災		菊池北小学校体育館	450	菊池勤労青少年ホーム	100			
	隈府地区	地震、火災		遊蛇口公民館	70					
	龍門地区	落石、崖崩れ		鳳来体育館	300					
	龍門地区	地震、火災		遊蛇口湖ボート場 龍庫兼研修センター	250					
山崎、瀬戸口、水次	崖崩れ		老人福祉センター	150						
水次	土砂流出	水次川(無)	老人福祉センター	150						
瀬戸口	土砂流出	豊水川(無)	老人福祉センター	150						

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
	高田、荒牧	決壊、溢水	迫間川(無)	老人福祉センター	150	七城小学校	500			
	五海、西郷、羽根木	決壊、溢水	迫間川(無)	中央公民館	300	七城中学校	500	七城小学校	500	
	岩瀬、前川	土砂流出	岩瀬川(無)	温泉ドーム	200					
	岩瀬、坂井、梶迫、林原	崖崩れ		温泉ドーム	200					
	伊萩地区	洪水	合志川	旭志中学校	500	旭志村民体育館	500	多目的研修センター		500
	新明地区	洪水	合志川、矢護川、二鹿来川	旭志小学校	500	高永区運動場	500	伊坂区運動場		500
	弁利地区	洪水	合志川	岩本区運動場	500	岩本公民館	200	姫井公民館		200
	譲川地区	洪水	矢護川、峠川	川辺公民館	200	片川瀬公民館	200	尾足コミュニティーセンター		100
	麓地区	洪水	二鹿来川、渡瀬川	高柳、湯舟区運動場	500	多目的研修センター	500	高柳集落センター		200
	佐野	溢水	合志川	佐野区公民館	30	泗水西小学校	100			
	高江	溢水	合志川	高江区公民館	30	泗水小学校	100			
	田島	溢水、崖崩れ	合志川	田島二区公民館	30	田島一区公民館	30	泗水西小学校		100
	飛熊	溢水	合志川	飛熊区公民館	30	泗水東小学校	100			
	井戸方	崖崩れ		井戸方区公民館	30	泗水西小学校	100			
	北住吉	崖崩れ		北住吉区公民館	30	泗水東小学校	100			
	村吉	崖崩れ		村吉区公民館	30	泗水小学校	100			
	富	崖崩れ		富区公民館	30	泗水小学校	100			
	富出分	崖崩れ		富出分区公民館	30	泗水小学校	100			
	堂迫	崖崩れ		泗水小学校	100					
	糠泉	崖崩れ		糠泉区公民館	30	泗水西小学校	100			
合志市	新古閑、御領、野付、杉並台	地震、溢水	堀川(有)	総合センター「ヴィーブル」	4000	合志中学校	1200	合志小学校		1000
	出分、上古閑、新迫、日向、上町、横町、下町、上庄、竹迫住宅、中央団地	地震、溢水、がけ崩れ	鶴川、上庄川	合志小学校	1000	総合センター「ヴィーブル」	4000			
	二子、油古閑、原口、原口下	地震、溢水	鶴川	合志中学校	2000	総合センター「ヴィーブル」	4000			
	群、黒石原、笹原、沖野台、西沖住宅	地震、火災	河川なし	合志南小学校	1000	泉ヶ丘市民センター	1000			
	泉ヶ丘、すずかけ台	地震、溢水、火災	堀川(有)	泉ヶ丘市民センター	1000	合志南小学校	1000			
	武蔵野台、雇用促進住宅、永江団地	地震、溢水、火災	堀川(有)	南ヶ丘小学校	1000	泉ヶ丘市民センター	1000			
	平島、鹿水、栄温泉団地、新栄温泉団地、山下団地、栄住宅	地震、溢水、火災	鶴川、塩浸川	福祉センター「みどり館」	200	総合センター「ヴィーブル」	4000	栄体育館		200
	中林、後川辺	地震、氾濫	塩浸川	栄体育館	200	福祉センター「みどり館」	200			
	立割、生坪、弘生、江良、高木、小合志、辻久保	地震、氾濫	塩浸川	西合志第一小学校	1000	合生文化会館	250			
	合生住宅、桑木鶴団地	地震	河川なし	合生文化会館	250	第一小学校	1000			
	湯ノ端、外園、中尾、灰塚	地震	上生川	西合志中央小学校	1000	野々島公民館	500			
	北、本村、辻、城、上生、くぬぎヶ丘団地	地震、氾濫	上生川	野々島公民館	500	西合志中央小学校	1000			
	大池、東大池、小池、芝原	地震	河川なし	西合志体育館	200	西合志中学校	1000			
	若原、御代志、九州沖縄農研、再春荘、恵楓園、南原住宅	地震、火災	河川なし	御代志市民センター	1500	西合志中学校	1001			
	黒石	地震、火災	河川なし	老人憩いの家	500	黒石市民センター	500			
	木原野、ユトリック団地	地震、火災	河川なし	保健福祉センター「ふれあい館」	1500	老人憩いの家	500			
	黒石団地	地震、火災	河川なし	黒石市民センター	500	西合志南中学校	2000			
	須屋、新開	地震、火災、氾濫	堀川(有)	西合志南中学校	2000	西合志東小学校	1000			
	上須屋、西須屋団地	地震、火災	河川なし	西合志南小学校	1000	西合志南中学校	2000			



市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
	南須屋、東須屋	地震、火災	河川なし	須屋市民センター	700	西合志東小学校	1000			
	県営住宅、榎ノ本、堀川	地震、火災、氾濫	堀川(有)	浄化センター	2000	須屋市民センター	700			
大津町	中島地区	溢水	白川	大津南小学校	239					
	片俣地区	崖崩れ	矢護川	矢護川コミュニティセンター	511					
	大津東小校区	全災害	白川、上・下井手	大津町運動公園	1311	総合交流ターミナル	380	菊阿体育館	263	
	大津南小校区	全災害	白川、上・下井手	大津南小学校	239	大津町運動公園	1311	大津中学校	392	
	大津小校区	全災害	上井手	町民交流施設老人福祉センター	204	大津小学校	416	生涯学習センター	196	
	室小校区	全災害	上井手	室小学校	417	大津北中学校	621	町民交流施設老人福祉センター	204	
	平川地区	全災害	平川	大津北小学校	264					
	矢護川地区	全災害	矢護川	矢護川コミュニティセンター	511					
	真木地区	全災害	矢護川	野外活動等研修センター	462					
	護川小校区	全災害	平川	護川小学校	486	人権啓発福祉センター	164			
	高尾野・新小屋地区	全災害		大津北中学校	621	高尾野公園	0			
菊陽町	戸次、馬場桶、曲手、辛川	溢水	白川	南小学校	350					
	上中代、出分、中代、川久保	溢水	白川	中部小学校	310					
	下津久礼	溢水	白川	下津久礼公民館	30					
	津留、大掘木	溢水、堤防決壊	下井手	町民体育館	510					
	馬場、上下掘川	溢水、堤防決壊	堀川	公園管理センター	60	三里木町民センター	130			
	南小校区	火災を除くあらゆる災害		南小学校	350	南部町民センター	140			
	中部小校区	火災を除くあらゆる災害		中部小学校 耐震改修立替のため使用不可	310	町民体育館	510	東部町民センター	110	
	北小校区	火災を除くあらゆる災害		菊陽北小学校	310	ふれあいの森研修センター	60	公園管理センター	60	
	西小校区	火災を除くあらゆる災害		西小学校	340	三里木町民センター	130			
	武蔵ヶ丘 1~4	火災を除くあらゆる災害		武蔵ヶ丘小学校	510	西部町民センター	90			
	武蔵ヶ丘 5~8	火災を除くあらゆる災害		武蔵ヶ丘中学校	670	武蔵ヶ丘コミュニティセンター	290			
	武蔵ヶ丘北小学校地区(上記を除く)	火災を除くあらゆる災害		武蔵ヶ丘北小学校	380	西部町民センター	90			
阿蘇市	宮地地区	堤防決壊、溢水	古恵川	一の宮社協体育館	400					
				宮地小体育館	300					
				一の宮中体育館	500					
				農業構造改善センター	100					
				かんぼの宿	200					
	坂梨地区	堤防決壊、溢水	豆礼川	坂梨小体育館	350					
				坂梨公民館	150					
	古城地区	堤防決壊、溢水	豆礼川、宮川、白川	古城小体育館	300					
	中通地区	堤防決壊、溢水	東岳川、黒川	中通小体育館	300					
				中通公民館	150					
				阿蘇中央高校清峰校舎体育館	500					
				萩の草公民館	50					
	内牧地区	堤防決壊、溢水	黒川、花原川	阿蘇体育館	3000					
				阿蘇体育館武道場	100					
				農村環境改善センター	200					
				内牧小体育館	500					

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
				阿蘇北中体育館	500					
	黒川地区	溢水	西岳川、横道川	碧水小学校体育館	1000					
				阿蘇中体育館	500					
				乙姫小体育館	500					
				コミュニティセンター	200					
	山田地区	落石、溢水	外輪山、黒川	山田小学校体育館	300					
				鷺の石公民館	50					
				今町公民館	80					
	狩尾	溢水、山腹崩壊	外輪山、黒川、土砂災害警戒区域	尾ヶ石東部小体育館	300					
				狩尾1区公民館	50					
				狩尾2区公民館	50					
				阿蘇北中体育館	500					
				旧JA阿蘇尾ヶ石支所	100					
	的石、跡ヶ瀬	溢水	黒川	跡ヶ瀬公民館	100					
				阿蘇西小体育館	300					
	永水地区	山腹崩壊	二重峠	車帰公民館	80					
				赤水公民館	100					
				永草公民館	100					
				阿蘇西小体育館	300					
	檜木野、赤仁田、中江、滝水、山崎、仁田水	崖崩等		波野体育館	300					
				波野公民館	100					
				波野保健福祉センター	100					
	小園、小池野、笹	崖崩等		林業研修会施設	100					
				やすらぎ交流館	100					
	立塚、遊雀、中道、横堀	崖崩等		農村婦人の家	100					
				郷土芸能伝承館	100					
	大道、坂の上	崖崩等		波野中学校	1000					
				波野小学校	300					
南小国町	市原本町、下町	溢水、堤防決壊	馬場川	市原小学校	500	南小国中学校	500			
	馬場	溢水	馬場川	馬場公民館	30	地域福祉センターりんどう荘	100			
	上中原、瓜上	溢水 堤防決壊	中原川	上中原公民館	30	介護予防拠点施設元気プラザ中原	100	中原小学校	300	
	湯田	溢水 堤防決壊	湯田川	湯田公民館	30	介護予防拠点施設湯夢プラザ	50			
	志津	溢水、崖崩	満願寺川	南小国町公民館満願寺分館	150					
	黒川	溢水、崖崩、地すべり	田の原川	多目的集会施設べっちゃん館	100	りんどうヶ丘小学校	300			
	田の原	溢水	田の原川	田の原公民館	30	りんどうヶ丘小学校	300			
	矢津田	崖崩れ、溢水	志賀瀬川	自然休養村管理センター	200					
小国町	下城4・5部地区	崖崩れ	筑後川	温泉会館	100	杖立薬師堂	20			
	北里奴留湯	崖崩れ、堤防決壊	北里川	旧北里小学校	300	北里保育所	50			
	下城2部	溢水	筑後川	旧下城小学校	300	下城保育所	50			
	宮原5部	溢水、崖崩	筑後川	小国小学校	500	開発センター	180			
	宮原1・2・3・4部	溢水、崖崩	筑後川	小国中学校	500	開発センター	180			

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	宮原6部	溢水、崖崩	志賀瀬川	隣保館	100	開発センター	180		
	宮原7部	溢水、崖崩	志賀瀬川	情報企画センター	200	野菜集出荷場			
	宮原8部	溢水、崖崩	筑後川	林業センター	50	森林組合土場	50		
	宮原9部	溢水、崖崩	筑後川	小国中学校	500	柏田集会所	50		
	宮原10部	溢水、崖崩		小国中学校	500	桜ヶ丘集会所	50		
	上田1部	溢水、崖崩	筑後川	旧万成小学校	300	上田多目的集会所	50		
	上田2部	溢水、崖崩	縦木川	旧万成小学校	300	江古尾公民館	50		
	上田3・4部	溢水、崖崩	縦木川	旧万成小学校	300				
	上田5部	溢水、崖崩	蔵園川	旧万成小学校	300	蔵園公民館	50		
	北里1部	溢水、崖崩	北里川	旧北里小学校	300	北里1部消防詰所	50		
	北里2・3部	崖崩れ、堤防決壊	北里川	木魂館	300	木魂館	300		
	北里4部童子院地区	溢水、崖崩	縦木川	木魂館	300	童子院公民館	50		
	北里4部西村地区	溢水、崖崩	縦木川	木魂館	300	西村公民館	50		
	北里4部尻江田地区	溢水、崖崩	縦木川	木魂館	300	尻江田公民館	50		
	西里1部岳湯地区	溢水、崖崩、地すべり	はげ川	旧西里小学校	200	岳湯公民館	50		
	西里1部中尾地区	溢水、崖崩	はげ川	旧西里小学校	200	中尾公民館	50		
	西里2部	溢水、崖崩	はげ川	旧西里小学校	200	西里多目的集会所	50		
	西里3部明里地区	溢水、崖崩	はげ川	旧西里小学校	200	明里公民館	5		
	西里3部倉本地区	溢水、崖崩	はげ川	旧西里小学校	200	倉本公民館	50		
	下城1部坂下本村地区	溢水、崖崩	筑後川	旧下城小学校	300	坂下公民館	50		
	下城1部弓田地区	溢水、崖崩	北里川	旧下城小学校	300	弓田集会所	50		
	下城3部田原地区	溢水、崖崩	秋原川	旧下城小学校	300	田原公民館	50		
	下城3部秋原地区	溢水、崖崩	秋原川	旧下城小学校	300	秋原公民館	50		
	黒淵1・2・3・4部	溢水、崖崩	中原川・蓬萊川	旧蓬萊小学校	300				
	黒淵5部	溢水、崖崩、地すべり	手水野川	旧蓬萊小学校	300	旧杉平小学校	100		
	黒淵6部	溢水	蓬萊川	旧蓬萊小学校	300	団地公民館	100		
産山村	田尻地区	崖崩れ、溢水	大野川	田尻地区公民館	350	田尻体育館	300		
	平川	崖崩れ、溢水	大野川	平川公民館	50				
	産山地区	崖崩れ		産山地区公民館	350	山鹿体育館	300		
	山鹿地区	崖崩れ、溢水	大野川	山鹿地区公民館	350	産山中学校	400		
	南部地区	崖崩れ、溢水	大野川	南部地区公民館	350	片俣公民館	50		
高森町	高森	溢水	白川(無)	高森中央小学校	300	高森中学校	300	高森総合センター	300
	色見	溢水	白川(無)	色見生涯学習センター	100				
	上色見	溢水	白川(無)	高森町民体育館	300				
	津留	溢水	大野川(無)	高森町朋遊館	100	高森東中学校	100		
	草部南部	山崩れ	五ヶ瀬川(無)	草部総合センター	100	草部南部生涯学習センター	100		
	草部北部	山崩れ	五ヶ瀬川(無)	高森自然学校	100				
南阿蘇村	両併一区	土石流、山腹崩壊	白川(有)	両併小学校	200				
	両併二区(東地区)	土石流	白川(有)	中郷公民館	50	両併小学校	200		
	両併二区(西地区)	土石流	白川(有)	竹崎集会所	30	両併小学校	200		
	両併三区	土石流	白川(有)	両併三区公民館	30	両併小学校	200		
	白川区	土石流、山腹崩壊	白川(有)	白川公民館	80	白水中学校	200		

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		吉田一区	土石流、山腹崩壊	白川(有)	総合センター	100	白水小学校	200		
	土石流、山腹崩壊		白川(有)	白水中学校	200	白水小学校	200			
	土石流、山腹崩壊		白川(有)	白水小学校	200					
		吉田二区	土石流	白川(有)	白水体育館	500				
	土石流		白川(有)	白水保育所	50	白水体育館	500			
		吉田三区	土石流	白川(有)	福祉センター	70	白水体育館	500		
		一関一区	土石流	白川(有)	一関1区公民館	50	中松小学校	200		
		一関二区	土石流	白川(有)	一関2区公民館	50	中松小学校	200		
		中松一区	土石流	白川(有)	中松1区公民館	50	中松小学校	200		
		中松二区	土石流	白川(有)	中松2区公民館	50	中松小学校	200		
		中松三区	山腹崩壊	白川(有)	松の木公民館	50	中松小学校	200		
		第一駐在区	土石流、山腹崩壊	白川(有)	上二子石公民館	70	久木野小学校	500		
		第二駐在区	土石流	白川(有)	井手口消防センター	30	久木野小学校	500		
		第三駐在区	土石流	白川(有)	江善寺	30	久木野小学校	500		
		第四駐在区	土石流	白川(有)	中尾公民館	70	久木野福祉センター	200	久木野小学校	500
	土石流		白川(有)	久木野福祉センター	200	久木野小学校	500			
		第五駐在区	土石流	白川(有)	久木野総合センター	100				
	土石流		白川(有)	榑須公民館	70	久木野総合センター	100			
		第六駐在区	土石流	白川(有)	3区下組公民館	50	久木野総合センター	100		
		第七駐在区	土石流	白川(有)	柿野公民館	50	久木野中学校	500		

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		第八駐在区	土石流	白川(有)	岸野公民館	100	久木野中学校	500		
	土石流		白川(有)	木の香湯温泉	100	久木野中学校	500			
		第九駐在区	土石流	白川(有)	八里木公民館	50	久木野中学校	500		
		東下田	山崩れ	白川(無)	東下田公民館	50	南阿蘇西小学校	300		
		下田	溢水	渋谷川(無)	下田集落センター	40	南阿蘇西小学校	300		
		加勢	溢水	垂玉川(無)	加勢集落センター	30	南阿蘇西小学校	300		
			溢水	垂玉川(無)	南阿蘇西小学校	300				
		川後田	溢水	垂玉川(無)	川崎敬也様宅	20	南阿蘇西小学校	300		
			溢水	垂玉川(無)	川崎幸教様宅	20	南阿蘇西小学校	300		
		喜多	溢水	山王谷川(無)	喜多公民館	50	長陽体育館	500		
			溢水	山王谷川(無)	長陽中央公民館	100	長陽体育館	500		
			溢水	山王谷川(無)	長陽体育館	500				
			溢水	山王谷川(無)	長陽体育館	500				
		栃木	溢水	栃木川(無)	栃木公民館	50	長陽体育館	500		
			溢水	栃木川(無)	長陽保健センター	70	長陽体育館	500		
		袴野	山崩れ		袴野公民館	30	長陽体育館	500		
		長野	溢水	山王谷川(無)	長野公民館	30	長陽体育館	500		
		乙ヶ瀬	山崩れ		藤本喜代記様宅	20	長陽体育館	500		
		沢津野	山崩れ		沢津野公民館	30	長陽体育館	500		
		黒川	山崩れ		黒川集落センター	30	(旧)西部小体育館	200		
			山崩れ		(旧)西部小学校	200				
		下野	山崩れ		下野公民館	30	(旧)西部小学校	200		
		立野	山崩れ		立野公民館	30	(旧)立野小学校	200		
			山崩れ		(旧)立野小学校	200				
		新所	山崩れ		新所公民館	30	(旧)立野小学校	200		
		赤瀬	山崩れ		赤瀬公民館	30	(旧)立野小学校	200		
		立野駅	山崩れ		立野駅公民館	20	(旧)立野小学校	200		
西原村		鳥子	堤防決壊	大切畑ダム(有)	山西小学校	1000	構造改善センター	500	西原中学校	1000
		河原	溢水、決壊	木山川(有)	河原小学校	1000	構造改善センター	501	西原中学校	1000
		小園	山崩れ	(有)	小園公民館	50				
		馬場	山崩れ	(有)	馬場公民館	50				
		上鳥子	山崩れ	(有)	区長及び消防団員指定民家	20				
		葛目	山崩れ	(有)	葛目公民館	30				
		古閑	山崩れ	(有)	古閑公民館	50				
		大切畑	山崩れ	(有)	大切畑公民館	40				
		布田	山崩れ	(有)	区長及び消防団員指定民家	50				
		出の口	山崩れ	(有)	出の口公民館	50				
		多々良	山崩れ溢水地すべり	木山川水系(有)	多々良公民館	40				
		日向	山崩れ溢水地すべり	木山川水系(有)	日向公民館	40				
		星田	山崩れ	有	星田公民館	40				
		田中	山崩れ溢水	木山川水系(有)	門出、田中公民館	70				
		門出	山崩れ溢水	木山川水系(有)	門出、田中公民館	70				
		秋田士林	山崩れ溢水	木山川水系列(有)	秋田公民館	50				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	滝	山崩れ	有	滝公民館	40				
	瓜生迫	山崩れ	有	瓜生迫公民館	40				
	小野	山崩れ	有	小野公民館	40				
	猿俣	山崩れ	有	猿俣公民館	30				
	南原	山崩れ	有	区長指定民家	10				
	灰床	山崩れ地すべり	有	区長及び消防団員指定民家	10				
御船町	御船校区	火災、水害	御船川	スポーツセンター	1500	御船中体育館	1500	御船小体育館	1000
	滝尾校区	火災、水害	御船川	滝尾小体育館	600	滝尾分館	50		
	水越校区	溢水、崖崩れ	緑川	(旧)水越小体育館	400	水越分館	50		
	七滝校区	溢水、崖崩れ	御船川	旧七滝小体育館	600	七滝分館	50		
	上野校区	溢水、崖崩れ	御船川	七滝中央小体育館	600	七滝中体育館	600	上野保育園	100
	田代東部校区	溢水、崖崩れ	御船川、矢形川	(旧)田代東部小体育館	600	袴野小体育館	300		
	田代西部校区	溢水、崖崩れ	矢形川	第二明星学園田代西部福祉センター	50				
	木倉校区	火災、水害	矢形川	木倉小体育館	600	若葉保育園	200		
	高木校区	火災、水害	矢形川	高木小体育館	600	高木保育園	200		
	小坂校区	火災、水害	御船川、緑川	小坂小体育館	1000	陣多目的集会所	100		
嘉島町	東小校区	溢水、決壊	矢形川、御船川	東老人憩いの家	70				
	東小校区	溢水、決壊	矢形川、御船川	東小学校	2000				
	東小校区	溢水、決壊	矢形川、御船川	文化センター	200				
	全域	溢水、決壊	緑川、加勢川、御船川、矢形川	町民体育館	1000	町公民館	50	保健センター	150
	全域	溢水、決壊	緑川、加勢川、御船川、矢形川	嘉島中学校	2000	嘉島幼稚園	100		
	西小校区	溢水、決壊	緑川、加勢川、御船川	西小学校	2000	嘉島町公民館近隣公園分館	100		
益城町	飯野	溢水、決壊	岩戸川、木山川	益城町公民館飯野分館	200	飯野小学校体育館	500	第2保育園	100
	広安	溢水、決壊	秋津川、木山川	広安西小学校体育館	1000	広安小学校体育館	1000		
	木山	溢水、決壊	秋津川、木山川	益城町民体育館	1000	益城町公民館	400	益城幼稚園	100
	福田	溢水、崖崩れ	赤井川、木山川(急傾斜地指定)	益城町公民館福田分館	200	第5保育所	100	袴野中学校体育館	100
	津森	溢水、崖崩れ	木山川(急傾斜地指定)	益城町公民館津森分館	200	津森小学校体育館	500	第3保育所	100
	小峯	火災、震災		ひろやす愛児園	200				
甲佐町	本坂谷	火災、崖崩れ	緑川	本坂谷公民館	30				
	谷内	崖崩れ	緑川	谷内公民館	50				
	宮内校区	崖崩れ	緑川	宮内集会所	50				
	宮内校区	崖崩れ	緑川	宮内地区社会教育センター	100				
	甲佐校区	崖崩れ、内水	緑川	甲佐小学校	1000				
	甲佐校区	崖崩れ、内水	緑川	甲佐高校	1000				
	甲佐校区	崖崩れ、内水	緑川	総合保健福祉センター	300				
	甲佐校区	崖崩れ、内水	緑川	農業研修センター	50				
	竜野校区	内水	緑川	龍野小学校	500				
	竜野校区	崖崩れ	緑川	甲佐中学校	1000				
	竜野校区	内水	緑川	龍野福祉ふれあいセンター	50				
	白旗校区	崖崩れ	緑川	白旗小学校	500				
	白旗校区	内水	緑川	上益城農協白旗支所	50				
	白旗校区	溢水	緑川	白旗福祉ふれあいセンター	50				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所							
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所			
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員		
	乙女校区	溢水	緑川	乙女小学校	500						
山都町	浜町市街	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	矢部小学校	500	千寿苑	500	中央公民館	200		
	白糸第1	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧白糸第1小学校	300	白糸保育所	100	新藤公民館	100		
	白糸第2	風水害、地滑り、火災	緑川(有)	旧白糸第2小学校	300						
	白糸第3	風水害、地滑り、火災	緑川(有)	旧白糸第3小学校	300	津留公民館	100	出野公民館	50		
	御岳	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	皆和	300	川内公民館	100	潤徳小学校	300		
	御所、黒川	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	稲生野公民館	100	JAかみましき 名連川支所	300	旧名連川中学校	100		
	中島東部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧中島東部小学校	300	中島小学校	300	田小野公民館	100		
	中島西部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	西部地区ふれあいセンター	300	山中公民館	50				
	中島南部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧中島南部小学校	300	島木改善センター	200				
	下矢部 東部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧下矢部東部小学校	300	明光寺前	200	牧野公民館	50		
	下矢部 西部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧下矢部西部小学校	300	農村改善センター	200	三ヶ公民館	100		
	浜町西部	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	矢部中学校	500	ライスセンター	300	北浜館	200		
	麻山	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	若草へき地保育所	100	後谷公民館	100	下川井野公民館	50		
	下名連石	風水害、地滑り、火災	緑川(無)	旧下名連石小学校	300	JAかみましき 下名連石支所	200	老人憩の家	200		
東緑川	崩壊	緑川(有)	清流館	150	ふるさとの家	100	緑川多目的集会所	50			
汗見	地滑り	緑川(有)	木原谷公民館	100	木原谷地区 婦人活動促進施設	100	木原谷体育館	200			
緑川地区	土砂流失	緑川上流	水の森交流館	200	緑川へき地診断所	100	小峰体育館	100			
緑川地区	土砂流失	緑川上流	ふるさとの家	100	集落センター	200	高松高齢者センター	50			
清和中央	崖崩れ		総合支所	100	清和体育館	100	清和西部体育館	100			
清和北部	崖崩れ		井無田公民館	50	朝日体育館	100	安方婦人施設	50			
長崎	崖崩れ		長崎地区体育館	100	長崎地区交流館	200					
馬見原	崖崩れ		馬見原公民館	50	馬見原小学校	30					
大野	崖崩れ		大野小学校	30	西部地区交流館	30					
菅尾	崖崩れ		菅尾小学校	30	菅尾福祉センター	100					
花上	崖崩れ		花上地区体育館	30							
二瀬本	崖崩れ		二瀬本地区体育館	30	研修センター	50	蘇陽小学校	100			
橘	崖崩れ		橘地区体育館	50	高辻地区集会所	50					
東竹原	崖崩れ		東竹原小学校	50	老人いこいの家	30	猿丸公民館	80			
上差尾	崖崩れ		上差尾地区体育館	50	上差尾地区交流館	30	百枝公民館	100			
長谷	崖崩れ		長谷地区体育館	30	二津留公民館	50	下山公民館	50			
全域	溢水・崩壊	五ヶ瀬川	総合行政センター	300							
八代市	代陽	堤防決壊・地震	球磨川、前川	代陽公民館	200	代陽小学校	1000	八代東高校	920		
						第一中学校	1300	秀岳館高校	2950		
						厚生会館	500				
	八代	堤防決壊・地震	球磨川、前川	八代公民館	200	八代小学校	1120	新開新浜町公民館	30		
						勤労青少年ホーム	100				
						勤労福祉会館	200				
	太田郷	堤防決壊・地震	球磨川、水無川	総合体育館	3000	働く婦人の家	250	八代地域農協太田郷支所	410		
						サンライフ八代	300	太田郷小学校	1800	八代高等職業訓練校	300
						太田郷公民館	300	第二中学校	1400	白百合学園高校	1860

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		植柳	堤防決壊、地震、溢水	球磨川、前川	植柳公民館	200	植柳小学校	1160	JA八代植柳支所	50
								八代工業高校	630	
		麦島	堤防決壊、溢水・地震	球磨川、前川	麦島公民館	500	麦島小学校	1500	八代地域農協本所	150
							第三中学校	1500	八代実業専門学校	200
		松高	堤防決壊、溢水・地震	球磨川、前川	大島石灰事務所	100	松高小学校	840	八代地域農協松高支所	50
					松高公民館	200	大島公民館(大島分校跡)	80	八代高校	1800
		八千把	堤防決壊、溢水・地震	水無川	八千把公民館	200	八千把小学校	800	市民球場	100
							八千把小学校浜分校	25	八代地域農協八千把支所	50
							第四中学校	740		
		高田	堤防決壊、溢水・地震	球磨川	高田公民館	200	高田小学校	840	八代工業高等専門学校	510
							第五中学校	580	中九州短期大学	890
							八代市保健センター	672	八代地域農協高田支所	50
		金剛	堤防決壊・地震	金剛海岸、球磨川	金剛公民館	200	金剛小学校	800	八代地域農協金剛支所	50
					金剛小敷川内分校	110	金剛小弥次分校	240	八代地域農協平和支所	60
							第六中学校	680		
		郡築	堤防決壊・地震	水無川、郡築海岸	郡築公民館	200	郡築小学校	800	八代地域農協郡築支所	100
							第七中学校	750		
		宮地	堤防決壊、溢水、山津波、地震	球磨川、水無川	宮地公民館	200	宮地小学校	640	古麓町公民館	30
							宮地東小学校	160		
							第八中学校	460		
		日奈久	溢水、山津波 地震	日奈久海岸	南部市民センター(日奈久出張所)	100	日奈久温泉センター	90	八代地域農協日奈久支所	50
							日奈久小学校	980		
							日奈久中学校	680		
		昭和	溢水・地震・堤防決壊	水無川、昭和海岸	農村婦人の家	200	昭和小学校	240	八代地域農協昭和支所	150
		二見	堤防決壊、山津波、地震	二見海岸、二見川、下大野川	二見公民館	200	二見中学校	410		
							二見小学校	610		
		龍峯	堤防決壊、山津波、地震	麓川	龍峯農業研修所(龍峯出張所)	230	龍峯小学校	480	八代地域農協龍峯支所	65
		西部	溢水	球磨川	西部地区多目的集会施設	100	西部社会教育センター	600		
		深水	溢水	深水川	深水生活改善センター	100	深水社会教育センター	600		
		中谷	溢水	球磨川、中谷川	さかもと青少年センター	600	さかもと青少年センター	150		
		鮎俣	地すべり	油谷川	鮎俣社会教育センター	600	鮎俣生活館	75		
		藤本	溢水	球磨川(有)	八代市坂本公民館	500	八代市坂本地域福祉センター	500		
		中津道	溢水	球磨川(有)市ノ俣川	中津道社会教育センター	600	坂本支所	100		
							藤本社会教育センター	600		
							広域交流センターさかもと	200		
		田上	溢水	百済来川 鶴喰川	田上社会教育センター	600	鶴喰生活改善センター	100		
							百済来 スポーツセンター	100		
							さかもと温泉センター	300		
							坂本憩いの家	150		



市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	百済来	溢水	百済来川	久多良木多目的集会施設	100	久多良木社会教育センター	600		
	坂本町全地区	風水害地震他				坂本中学校	1600		
						八竜小学校	1200		
	千丁町全域	風水害・地震他	大鞆川(有)、水無川(有)	千丁支所	40	千丁小学校	400		
				千丁公民館	100	千丁中学校	500		
						千丁体育館	400		
	鏡町全地区	風水害、地震等		鏡支所	40	鏡中学校体育館	370		
				鏡保健センター	160				
				八代市農村環境改善センター	250				
	有佐小学校区	堤防決壊	氷川					有佐小学校体育館	280
	鏡小学校区	堤防決壊、高潮	氷川、鏡川					鏡小学校区体育館	360
	鏡西部小学校区	堤防決壊、高潮	氷川、鏡川					鏡西部小学校体育館	170
	文政小学校区	堤防決壊、高潮	鏡川、大鞆川、北新地海岸					文政小学校体育館	350
	北・南・小浦地区	溢水等	氷川(有)、小浦川、河俣川	八代市東陽定住センター	170				
八代市東陽地域福祉保健センター				440					
八代市東陽公民館及びびスポーツセンター				850					
	小浦地区の一部(内の原、箱石)	山くずれ、地すべり	小浦川	八代市立種山小学校内の木場分校	230				
	河俣地区	山くずれ、地すべり	河俣河	八代市立河俣小学校	490				
	下岳地区(全地区)	山くずれ	氷川(有)	八代市泉憩いの家	200				
	柿迫地区(全地区)	山くずれ	氷川(有)	八代市泉支所	800				
	栗木地区(南川内)	山くずれ	氷川(有)						
	栗木地区(南川内を除く)	山くずれ、溢水等	氷川(有)	泉第二小学校	300				
	五家荘地区(板木)	山くずれ	川辺川(有)	板木保口地区集会所	200				
	五家荘地区(保口)	山くずれ	川辺川(有)						
	五家荘地区(久連子)	山くずれ	川辺川(有)	九連子古代の里	100				
	五家荘地区(西の岩)	山くずれ	川辺川(有)	五家荘自然塾	80				
	五家荘地区(椎原)	山くずれ	川辺川(有)	振興センター五家荘	200				
	五家荘地区(小原)	山くずれ	川辺川(有)						
	五家荘地区(朴の木)	山くずれ	川辺川(有)						
	五家荘地区(葉木)	山くずれ	川辺川(有)						
	五家荘地区(下椗木)	山くずれ	川辺川(有)	泉第八小学校	300				
	五家荘地区(上椗木)	山くずれ	川辺川(有)						
氷川町	鹿島、吉本、河原、法道寺	火災		氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	吉本、高塚、本山、中大野、道、笹尾、北川	急傾斜地崩壊、がけ崩		氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	若洲、沖壙、西網道、南鹿野、中網道、東網道	高潮、浸水		氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	氷川右岸(河原～鹿島)	溢水	氷川	氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	氷川右岸(立神～川上)	溢水	氷川	常葉保育園	200	宮原福祉センター	300		

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	氷川右岸(立神～新村)	溢水	氷川	氷川町公民館宮原体育館	1500	宮原福祉センター	300		
	柳の江、島地、鹿島、北鹿野	浸水		氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	高塚、新田、塚丸	溢水	八間川、吉野川	氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	高野道、北野津、西野津、反甫、立石	浸水		氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	梶、今、早尾、東上宮、桜ヶ丘、立神、川上	急傾斜地崩壊、浸水		氷川町公民館宮原体育館	1500	宮原福祉センター	300		
	町、西上宮、東上宮、桜ヶ丘	火災		氷川町公民館宮原体育館	1500	宮原福祉センター	300		
	西上宮、新村、下宮、宮園、有佐、原田	浸水		氷川町公民館宮原体育館	1500	宮原福祉センター	300		
	北川	土石流	北川	氷川町文化センター	300	竜翔センター	1500		
	梶	土石流	島崎川	氷川町公民館宮原体育館	1500	竜翔センター	1500		
	川上	土石流	川上谷川	氷川町公民館宮原体育館	1500	竜翔センター	1500		
	油谷	土石流	油谷川	氷川町公民館宮原体育館	1500	竜翔センター	1500		
水俣市	1区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	水俣市役所	100	第一中学校体育館	300	第一小学校体育館	300
	1区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	もやい館	300				
	1区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	深水集会場	20				
	2区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	公民館分館(旧勤労青少年ホーム)	300	公民館	100		
	2区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	武道館	400				
	2区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	総合体育館(本館)	1000				
	3区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	公民館分館(旧勤労青少年ホーム)	300				
	3区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	武道館	400				
	4区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川	公民館分館(旧勤労青少年ホーム)	300			第二中学校体育館	300
	4区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川	武道館	400				
	4区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川	4区公民館	30				
	5区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川(有)	総合体育館(本館)	1000	商工会議所	50		
	5区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川	西生院	50	三中体育館	200		
	5区	溢水、堤防決壊、高潮、土砂災害	水俣川	5区公民館	20				
	6区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	水俣高校第2体育館	300				
	6区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	内山公民館	20				
	7区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	長野公民館	20				
	7区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	旧深川小学校体育館	200				
	8区	溢水、土砂災害	水俣川	水俣市役所	100	水東小学校体育館	200		
	9区	溢水、土砂災害	水俣川(有)	旧深川小学校体育館	200				
	9区	溢水、土砂災害	水俣川	深川公民館	20				
	10区	溢水、土砂災害	水俣川	東部センター(葛彩館)	200			緑東中、葛渡小学校体育館	200
	10区	溢水、土砂災害	水俣川	たから館	50				
	10区	溢水、土砂災害	水俣川	中屋敷公民館	20				
	10区	溢水、土砂災害	水俣川	吐合集会所	20				

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		11区	溢水、土砂災害	水俣川	東部センター(葛彩館)	200			緑東中、葛渡小学校体育館	200
		12区	溢水、土砂災害	水俣川	東部センター(葛彩館)	200			旧石坂川小学校体育館	100
		12区	溢水、土砂災害	水俣川	石坂川集会所	30				
		12区	溢水、土砂災害	水俣川	(旧)石飛分校	30				
		13区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	東部センター(葛彩館)	200			緑東中、葛渡小学校体育館	200
		13区	溢水、堤防決壊、土砂災害	水俣川	葛渡集会所	30			旧石坂川小学校体育館	100
		14区	溢水、土砂災害	水俣川	東部センター(葛彩館)	200				
		15区	溢水、堤防決壊、土砂災害	湯出川	湯の鶴温泉保健センター	50	湯出小学校体育館	200		
		15区	溢水、堤防決壊、土砂災害	湯出川	招川内公民館	20				
		16区	土砂災害		野川公民館	20				
		16区	土砂災害		長崎公民館(消防格納庫)	20				
		16区	土砂災害		茂川公民館	20				
		16区	土砂災害		木臼野公民館	20				
		17区	高潮、土砂災害		総合体育館(南部館)	400			袋小中学校体育館	200
		17区	高潮、土砂災害		湯堂集会所	30			グリーンスポーツみなまた駐車場	
		17区	高潮、土砂災害		神川公民館	30				
		17区	高潮、土砂災害		茂道公民館	20				
		18区	高潮、土砂災害		おれんじ館	50				
		18区	高潮、土砂災害		月浦公民館	20				
		18区	高潮、土砂災害		出月公民館	20				
		18区	高潮、土砂災害		坂口公民館	20				
		19区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川	古賀公民館	20			第二小学校体育館	300
		19区	溢水、堤防決壊、高潮	水俣川					第二中学校体育館	300
		20区	溢水、土砂災害	水俣川	第20区公民館	20			第二小学校体育館	300
		20区	溢水、土砂災害	水俣川					第二中学校体育館	300
		21区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	第21区公民館	30	はげのき館	20		
		21区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	八ノ窪町公民館	20				
		21区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	小田代公民館	20				
		21区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	汐見町公民館	30				
		22区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	水俣市役所	100				
		22区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	武道館	400				
		22区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	もやい館	300				
		22区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	カワムラ西日本	100				
		22区	溢水、高潮、土砂災害	水俣川	白梅荘デイケアセンター	50				
		23区	溢水、土砂災害	水俣川	愛林館	50	23区集会場	50	久木野小学校体育館	100
		24区	溢水、土砂災害	水俣川	愛林館	50			久木野小学校体育館	100
		25区	溢水、土砂災害	水俣川	愛林館	50				
		25区	溢水、土砂災害	水俣川	大川公民館	50				
		26区	溢水、土砂災害	水俣川	愛林館	50				
		26区	溢水、土砂災害	水俣川	越小場公民館	50				
		26区	溢水、土砂災害	水俣川	日当野公民館	20				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
芦北町	西船江	高潮、類焼、家屋浸水	田浦川(有)	地域活性化センター	200	町地区公民館	20		
	杉迫	高潮、類焼、家屋浸水	(有)	地域活性化センター	200	田浦保育所	200		
	黒崎	溢水	田浦川(有)	地域活性化センター	200	田浦保育所	200		
	上町	類焼	(有)	地域活性化センター	200	田浦小学校(体育館)	200		
	岩崎	類焼、溢水	(有)	地域活性化センター	200	町地区公民館	20		
	東船江	類焼、溢水	田浦川(有)	地域活性化センター	200	町地区公民館	20		
	泊	家屋浸水、土石流出、高潮	(有)	海浦公民館	20	芦北幼稚園	160		
	駅通	家屋浸水、土石流出	(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	小田浦地区生涯学習センター	210		
	田平	土石流出	田浦川(有)	田浦中学校(体育館及び武道館)	300				
	神の迫	土石流出	田浦川(有)	田浦中学校(体育館及び武道館)	300				
	水道	土石流出	(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	町地区公民館	20		
	馬越	土石流出	(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	小田浦地区生涯学習センター	210		
	大坪	土石流出	(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	小田浦地区生涯学習センター	210		
	宮浦	溢水	(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	小田浦福祉センター	80		
	村下	溢水	宮浦川(有)	宮浦地区ふれあいセンター	20	小田浦福祉センター	80		
	和田	溢水	小田浦川(有)	小田浦地区生涯学習センター	210	小田浦福祉センター	80		
	江口	溢水	小田浦川(有)	小田浦地区生涯学習センター	210	小田浦福祉センター	80		
	前田	土石流出	(有)	海浦公民館	20	芦北幼稚園	160		
	梶原	土石流出	(有)	横居木公民館	20				
	中道	土石流出	(有)	横居木公民館	20				
	村迫	土石流出	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	波多島農事研修館	20		
	小島	土石流出	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	波多島農事研修館	20		
	洲浜	土石流出	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	下井牟田地区ふれあいセンター	20		
	中浦	土石流出	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	下井牟田地区ふれあいセンター	20		
	白島崎	高潮	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	下井牟田地区ふれあいセンター	20		
	上井牟田	類焼	(有)	上田浦地区社会教育センター	100	上井牟田地区ふれあいセンター	20		
	坊ヶ迫地区	類焼	(有)	小田浦地区生涯学習センター	210				
	上村地区	類焼	(有)	小田浦地区生涯学習センター	210				
	鶴木山	堤防決壊	不知火海岸(有)	権限宮	50	裏山	30		
	計石	堤防決壊	不知火海岸	大丸団地	100				
	花岡西	溢水、堤防決壊	佐敷川(有)	町民総合センター	1000	佐敷中学校(体育館)	200		
	町四区	溢水	佐敷川	社会教育センター	400	専妙寺	150		
	花岡北	溢水	佐敷川(有)	伊勢神宮	30				
	花岡東	溢水、堤防決壊	佐敷川	裏山	50	五本松高台	100		
	諏訪	溢水	佐敷川(有)	諏訪宮	50	裏山	50		
	鎌瀬	溢水	球磨川(有)	告地区生涯学習センター	130				
	漆口	溢水	球磨川	漆川内公民館	20	裏山	50		
	小口	溢水	球磨川	裏山	30				
	白石	溢水	球磨川	裏山	50				
	籠瀬	溢水	球磨川	籠瀬公民館	20	西林寺	50		
	市居原	溢水	球磨川	吉尾小学校(体育館)	150				
	海路	溢水	球磨川	海路小学校	190				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	湯町	溢水	湯浦川(有)	湯浦小学校(体育館)	180	湯浦中学校(体育館)	200	きずなの里	200
	釜	溢水、堤防決壊	小崎、釜海岸(有)	釜公民館	20				
	京泊	溢水、堤防決壊	京泊、牛の水海岸(有)	女島公園高台	200				
	白岩	溢水、堤防決壊	佐敷川(有)	裏山	50	天満宮	30		
	大岩	堤防決壊、土石流	吉尾川	大岩地区生涯学習センター	390				
	吉尾	堤防決壊、土石流	吉尾川	吉尾小学校(体育館)	150				
	黒岩	山崩れ、崖崩れ	吉尾川	黒岩公民館	20				
	乙千屋	溢水、決壊	乙千屋川	佐敷小学校(体育館)	200				
	立川	山崩、土石流	立川川	立川公民館	30				
	伏木氏	山崩れ、崖崩	宮浦川	伏木氏分校	60				
津奈木町	竹中	崖崩れ、山崩れ	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木小学校	1000		
	浜崎	崖崩れ、家屋の浸水	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木小学校	1000		
	桜戸	崖崩れ、家屋の浸水	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木小学校	1000		
	中尾	崖崩れ、山崩れ	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木中学校	1000		
	古中尾	崖崩れ、山崩れ	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木中学校	1000		
	倉谷	山崩れ、家屋の浸水	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木中学校	1000		
	内野	崖崩れ、山崩れ	津奈木川	つなぎ文化センター	800	津奈木中学校	1000		
	上下門	崖崩れ、山崩れ	津奈木川(有)	つなぎ文化センター	800	津奈木中学校	1000		
	染竹	崖崩れ、山崩れ	津奈木川	つなぎ文化センター	800	津奈木小学校	1000		
	町中	山崩れ、家屋の浸水	津奈木川(有)	津奈木中学校	1000	農業就業改善センター	500		
	川内	山崩れ	津奈木川	津奈木中学校	1000	つなぎ文化センター	800		
	新川	家屋の浸水、高潮	津奈木川(有)	農業就業改善センター	500	津奈木中学校	1000		
	古川	家屋の浸水、高潮	古川、塩迫川(有)	農業就業改善センター	500	津奈木中学校	1000		
	大泊	山崩れ・高潮	柳迫川(有)	農業就業改善センター	500	津奈木中学校	1000		
	小津奈木	山崩れ	小津奈木川	B&G体育館	500	農業構造改善センター	500		
	丸岡	水防波堤		津奈木小学校	1000	つなぎ文化センター	800		
	日当	崖崩れ、山崩れ、高潮	日当川(有)	赤崎漁村センター	300	旧赤崎小学校	1000	日当高台(町道辻線)	1000
	日添	崖崩れ、山崩れ、高潮	赤崎川(有)	赤崎漁村センター	300	旧赤崎小学校	1000	日添高台(広域農道)	1000
	辻	山崩れ		赤崎漁村センター	300	平国コミュニティセンター	300		
	平国上	山崩れ	平国川(有)	平国コミュニティセンター	300	平国小学校	1000		
	平国下	山崩れ、高潮	平国川	平国コミュニティセンター	300	平国小学校	1000		
	福浦	山崩れ、高潮	平国川	福浦公民館	80	平国コミュニティセンター	300	福浦高台(県道)	1000
人吉市	上新	越流・浸水	球磨川	観音寺	100				
	下新	越流・浸水	球磨川	下新町会館	30				
	南願成寺			南願成寺町内会館	50			東西コミセン	500
				観音寺	100				
	北願成寺			北願成寺町内会館	100				
				願成寺	100				
				中小企業大学校	100				
	南泉田			大信寺	100				
	北泉田	越流・浸水	鬼木川	北泉田町内会館	30				
					大信寺	100	商工会議所	100	

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所									
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所					
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員				
		鬼木	越流・決壊	鬼木川	鬼木会館	50								
					中小企業大学校	100								
		七日	浸水	球磨川	七日町会館	50					東小学校		1000	
					五日	浸水								球磨川
		二日			二日町町内会館	50								
		九日	浸水	球磨川	元商工センター	100								
		大工			大工町会館	50					人吉高校		1000	
					紺屋	越流・浸水								球磨川、山田川
		鍛冶屋			鍛冶屋会館	50					市役所本館	100		
		新	崖崩れ、越流	球磨川、胸川	老神神社	100								
					永国寺	100								
		麓	崖崩れ、越流	胸川	林鹿寺	200	東間小学校		500					
		南寺	越流、浸水	胸川	南寺町町内会館	50				保険センター				
		田	越流、浸水	胸川	田町地域学習センター	30	総合福祉センター		200					
					林鹿寺	200								
		鶴田	越流、決壊	山田川、鬼木川	鶴田会館	50	商工会議所	100	東小学校	500				
								人吉高校	1000					
		井ノ口	決壊	万江川	井ノ口公民館	50	東西コミセン	300						
		合ノ原	越流、浸水	御溝川	合ノ原公民館	30								
		瓦屋	越流・浸水	御溝川、山田川	修成館	100								
		城本	崖崩れ		修成館	500								
		駒井田	溢水・越流・浸水	山田川、御溝川	駒井田会館	100								
		上青井	越流・浸水・崖崩れ	球磨川	青井神社	150					球磨工業高校		1000	
		中青井	越流・浸水・崖崩れ	球磨川	青井神社	150								
		下青井	越流・浸水・崖崩れ	球磨川	下青井町内会館	50					スポーツパレス		3000	
					青井幼稚園	150								
		上漆田	崖崩れ・越流	鳩胸川	上漆田公民館	50					大畑コミセン	200		
		下漆田	崖崩れ・越流	鳩胸川	下漆田公民館	50								
		東漆田	崖崩れ		東漆田公民館	50								
		上田代	越流・浸水		上田代公民館	50								
		下田代	崖崩れ		下田代公民館	50	大畑小学校		300					
		大畑	崖崩れ・越流	鳩胸川	大畑町公民館	50								
		大畑麓	崖崩れ、越流	鳩胸川	大畑麓公民館	50	第三中学校		1000					
		大野	崖崩れ		大野公民館	50								
		小川内	溢水・越流・浸水	小川内川	小川内公民館	30								
		大畑柴笠	崖崩れ		大畑コミセン	200								
		矢岳	溢水・越流・浸水	大川間川	岳寿館	50	矢岳小学校		200					
										大畑小学校	300			
		西間上	越流・浸水・崖崩れ	胸川	西間上公民館	30	市役所別館	100						
		西間下	越流・浸水・崖崩れ	胸川	西間下公民館	200								
		東間上	越流・浸水・崖崩れ	胸川	東間上公民館	50								
		東間下	越流・浸水・崖崩れ	胸川	東間下公民館	40								

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
		浪床	崖崩れ		浪床公民館	50	市役所別館	100			
		七地	崖崩れ		七地公民館	50	市役所別館	100	東間コミセン	200	
		藁野	越流・浸水	胸川	藁野公民館	50	市役所別館	100	東間小学校	600	
		蟹作	崖崩れ		蟹作公民館	50	市役所別館	100			
					うぐいす荘	100					
		赤池原	崖崩れ		赤池原公民館	30	市役所別館	100	第一中学校	1000	
					うぐいす荘	100					
		赤池水無	崖崩れ		赤池水無公民館	20	市役所別館	100	総合福祉センター	200	
					うぐいす荘	100					
		赤池水無 外園	崖崩れ		外園公民館	20	市役所別館	100			
					うぐいす荘	100	市役所別館	100			
		古仏頂	越流・浸水・崖崩れ	胸川	古仏頂公民館	20	市役所別館	100	保健センター	100	
		木地屋	越流・浸水・崖崩れ	胸川	木地屋公民館	50	市役所別館	100			
		桑木津留	越流・浸水・崖崩れ	胸川	大塚公民館	30	市役所別館	100	田野小学校	100	
		東大塚	越流・浸水・崖崩れ	胸川	大塚公民館	30	市役所別館	100	田野小学校	100	
		西大塚	越流・浸水・崖崩れ	胸川	大塚公民館	30	市役所別館	100	田野小学校	100	
		高仁田	地滑り・崖崩れ		高仁田公民館	20	市役所別館	100	第一中学校	1000	
		田野	崖崩れ		田野活性化センター	100	市役所別館	100	第一中学校	1000	
		相良	越流・浸水	球磨川	相良町公民館	50	人吉球磨能力開発センター		スポーツパレス	3000	
		宝来	越流・浸水	球磨川	宝来町公民館	50					
		上薩摩瀬	越流・浸水	球磨川	上薩摩瀬公民館	50					
		下薩摩瀬	越流・浸水	球磨川	下薩摩瀬地域学習センター	50					
		下城本	崖崩れ		下城本町公民館	50					
		矢黒	崖崩れ、溢水・浸水	球磨川	矢黒町公民館	30	西瀬コミセン	100	西瀬小学校	500	
		永野	崖崩		永野町公民館	50					
		上戸越	崩壊、越流、浸水	鹿目川	上戸越町公民館	50					
		下戸越	崩壊、越流、浸水	鹿目川	下戸越町公民館	30					
		鹿目	崩壊、越流、浸水	鹿目川	鹿目町公民館	50	鹿目分校	150	鹿目分校	150	
		上林1区	越流・浸水	万江川	上林1区地域学習センター	50	老人福祉センター	100	スポーツパレス	3000	
		上林2区	越流・浸水	万江川	上林2区公民館	50					
		中林	越流・浸水	万江川	中林公民館	50					
		下林前村	越流・浸水	万江川	下林町前村公民館	50					
		下林仮屋	越流・浸水	万江川	下林町仮屋公民館	50					
		下林2区	越流・浸水	万江川	下林2区公民館	50					
					楽行寺	50					
		温泉	越流・浸水	球磨川、万江川	楽行寺	50					
		中神城本	崖崩れ		中神城本公民館	50	中原コミセン	100	中原小学校	500	
									第二中学校	1000	
		中神大柿	越流・浸水	球磨川	大柿公民館	50			西瀬小学校	500	
		中神小柿	越流・浸水	球磨川	小柿公民館	50			西瀬小学校	500	
		中神段	崖崩れ		段地域学習センター	50			中原小学校	500	
							第二中学校	1000			

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		中神段山	崖崩れ		鹿目公民館	50	鹿目分校	150	鹿目分校	150
								西瀬小学校	500	
		中神馬場	崖崩れ		馬場公会堂	500				
		下原田・瓜生田	越流・浸水	馬水川	地域学習センター	100		中原コミセン	100	
		下原田 西門	越流・浸水	馬水川	地域学習センター	100				
		下原田掘			堀町内公民館	100				
		下原田 荒毛			中原コミセン	100				
		下原田 荒毛(一、二班)			集落センター	50	中原小学校	500	中原小学校	500
		下原田 羽田	崖崩れ		羽田公民館	100				
		下原田 上野	崖崩れ		羽田公民館	100				
		下原田・嵯峨里	崖崩れ・越流・浸水	馬水川	嵯峨里公民館	100			1000	
					上原田活性化センター	50				
		上原田	崖崩れ・越流・浸水	馬水川	上原町内会館	30		第二中学校		
					尾崎公民館	30				
					牛塚公民館	30				
錦町		西	堤防決壊	小さて川	西小体育館	400	錦中体育館	900	西コミセン	100
		西	崖崩れ		西小体育館	400	錦中体育館	900	西コミセン	100
		一武	堤防決壊	球磨川	錦勤労者体育センター	900	一武小体育館	500	福祉センター	200
		一武	崖崩れ		錦勤労者体育センター	900	一武小体育館	500	福祉センター	200
		木上	堤防決壊	水無川	木上小体育館	500	木上コミセン	100	錦町武道館	250
		木上	崖崩れ		木上小体育館	500	木上コミセン	100	錦町武道館	250
多良木町		溝口・蓮花寺	溢水	球磨川(有)	黒肥地小学校	500	三区公民館	100		
		是井	溢水	球磨川(有)	黒肥地小学校	500				
		牛島	溢水	球磨川(有)	多良木小学校	500				
		脇	溢水	小椎川(無)	黒肥地小学校	500				
		久米思川	溢水	久米川内川(無)	久米小学校	500	久米公民館	200		
		古城・堂山	溢水	柳橋川(無)	久米小学校	500	久米公民館	200		
		槻木	山崩れ・溢水	綾北川(無)	槻木小学校	200				
		槻木	山崩れ・溢水	綾北川(無)	槻木診療所	30				
		下槻木	山崩れ・溢水	綾北川(無)	下槻木小学校	200				
湯前町		中里	火災		農村環境改善センター	250	湯前小学校	650		
		上染田、古城、下城	堤防決壊	都川	農村環境改善センター	250	湯前小学校	650		
		加古井	崖崩れ		農村環境改善センター	250	農村環境改善センター	250		
		沓川	堤防決壊・溢水	都川	農村環境改善センター	250	湯前小学校	650		
		中猪七ツ山	崖崩れ	都川	農村環境改善センター	250	湯前中学校	650		
		折戸堂の巢	土石流、風水害、地震	都川	農村環境改善センター	250	湯前中学校	650		
		養谷	土石流	都川	農村環境改善センター	250	湯前中学校	650		
		山の口	土石流	大谷川	湯前中学校	650	湯前中学校	650		
		焼尾	土石流	火の谷川	浜川公民館	20	農村環境改善センター	250		
水上村		古屋敷上	土石流	白水川	旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500	江代地区集会施設	50
		幸野 戸屋野	土石流	田迎谷川	水上村役場	150	岩野公民館	200	保健センター	100



市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	湯山			湯山小学校地域交流センター	100	湯山小学校体育館	800	湯山保育所	200
	古川	土石流・山腹崩壊	古川谷、下古川谷	水上村役場	150	旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500
	江代			旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500	江代地区集会施設	50
	川口	地滑り・山腹崩壊	横才川、球磨川	旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500	江代地区集会施設	50
	北目	土石流	北目川	地域交流センター	100	湯山小学校体育館	800	湯山保育所	200
	岩野	溢水	小川内川	岩野公民館	200	保健センター	100	村民体育館	500
	千ヶ平	山腹崩壊・地滑り	球磨川	旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500	江代地区集会施設	50
	平谷	山腹崩壊・地滑り	平谷川	旧古屋敷保育所	100	旧古屋敷小学校体育館	500	江代地区集会施設	50
	馬場	土石流	北目川	地域交流センター	100	湯山小学校体育館	800	湯山保育所	200
	舟石	山腹崩壊	湯山川、小春川	地域交流センター	100	湯山小学校体育館	800	湯山保育所	200
	川内	山腹崩壊	小川内川	岩野公民館	200	保健センター	100	村民体育館	500
相良村	山手・夜狩尾・牛駄場	溢水・崩壊	夜狩尾谷	相良村夜狩尾生活改善センター	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	推葉	溢水・崩壊	推葉谷	相良村上四浦集落センター	300	相良村上四浦集落センター	300	相良村総合体育館	1000
	山口	溢水・崩壊	山口谷	相良村上四浦集落センター	300	相良村上四浦集落センター	300	相良村総合体育館	1000
	(四浦)深水	崩壊	荒平谷	初神地区多目的集会施設	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	大谷	土石流	大谷谷川	相良村生活改善センター(田代)	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	田代	土石流	田代谷	相良村生活改善センター(田代)	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	瀬馳	崩壊	初神谷	相良村生活改善センター(田代)	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	初神	崖崩れ	初神谷	初神地区多目的集会施設	20	相良北小学校体育館	350	相良村総合体育館	1000
	六藤	崩壊	六藤谷	相良村林業総合センター	300	相良村林業総合センター	300	相良村総合体育館	1000
	晴山	崩壊	晴山谷	相良村林業総合センター	300	相良村林業総合センター	300	相良村総合体育館	1000
	平川	堤防決壊	川辺川、平川谷	相良村林業総合センター	300	相良村林業総合センター	300	相良村総合体育館	1000
	上下坂	溢水	天童谷	上下坂公民館	20	相良村林業総合センター	300	相良村総合体育館	1000
	上川上・上川下	溢水	川辺川	川辺構造改善センター	300	川辺構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	廻	溢水・土石流	川辺川・廻谷	川辺構造改善センター	300	川辺構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	松馬場	溢水	川辺川	相良村松馬場集落センター	30	相良村松馬場集落センター	30	相良村総合体育館	1000
	上園	溢水	川辺川	上園分館	30	相良村松馬場集落センター	30	相良村総合体育館	1000
	永江	堤防決壊	川辺川	永江分館	30	相良村総合体育館	1000		
	朝迫・実			朝迫集落センター	50	相良村総合体育館	1000		
	松葉			松葉公民館	30	相良村総合体育館	1000		
	棚葉瀬	堤防決壊	川辺川	棚葉瀬分館	20	相良村総合体育館	1000		
	(深水)新村・前田	堤防決壊	川辺川	新村前田構造改善センター	20	相良村総合体育館	1000		
	境田	堤防決壊	川辺川	境田構造改善センター	20	相良村総合体育館	1000		
	平原	溢水	川辺川	平原舟場分館	20	相良村総合体育館	1000		
	永谷			永谷公民館	30	相良村総合体育館	1000		
	叢毛	溢水	川辺川	柳瀬構造改善センター	300	柳瀬構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	(柳瀬)新村	堤防決壊	川辺川	新村分館	30	柳瀬構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	西村	堤防決壊	球磨川	西村分館	30	柳瀬構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	十島	堤防決壊	球磨川	十島集会場	30	柳瀬構造改善センター	300	相良村総合体育館	1000
	井沢	堤防決壊、崖崩れ	球磨川	井沢集会場	30	相良村総合体育館	1000		
	並木野			並木野4班集会施設	30	相良村総合体育館	1000		
	吉野尾			吉野尾構造改善センター	30	相良村総合体育館	1000		

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
五木村		瀬目	山崩れ	川辺川	瀬目集会所	20	南地区集会所	50			
		葛の八重	地すべり、山崩れ	宮目木川(有)	葛の八重集会所	20	南地区集会所	50			
		宮目木	山崩れ	宮目木川	民家	10	南地区集会所	50			
		大平	山崩れ、落石	川辺川	大平集会所	20	南地区集会所	50			
		三方谷・下谷	山崩れ	川辺川	下谷集会所	30	南地区集会所	50			
		頭地	山崩れ、土石流	川辺川	伝統文化伝承館	45	五木東小学校	300	五木東小学校	500	
		高野	地すべり、落石	五木小川	林業センター	300					
		元井谷	山崩れ、土石流	五木小川	民家	10	林業センター	300			
		折立	落石、山崩れ	折立川	民家	10	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		平瀬	溢水、山崩れ	五木小川(有)	平瀬集会所	20	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		小椎葉	溢水、山崩れ	五木小川	民家	100	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		坂下、椿	山崩れ	五木小川	民家	10	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		辰泊・大藪	山崩れ	五木小川	民家	10	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		鴛山	山崩れ	五木小川	民家	10	平瀬集会場	20	林業センター	300	
		小鶴	溢水、山崩れ	五木小川	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400			
		白岩戸	落石、山崩れ	飯干川(有)	白岩戸集会所	30	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		飯干	落石、山崩れ	飯干川	民家	10	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		出ル羽	山崩れ	五木小川	民家	10	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		中村	溢水、山崩れ、落石	五木小川	中村集会所	20	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		山口	山崩れ、落石	五木小川(有)	山口集会所	30	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		内谷日添	溢水、山崩れ、土石流	内谷川	日添集会所	30	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		内谷日当	山崩れ、落石	内谷川	日当集会所	30	小鶴体育館	200	小鶴地区グラウンド	400	
		掛橋	山崩れ、落石	川辺川	民家	10	伝統文化伝承館	45	五木東小学校	500	
		九折瀬	山崩れ、土石流	川辺川	九折瀬集会所	30	伝統文化伝承館	45	五木東小学校	500	
		八原	山崩れ	川辺川	民家	10	伝統文化伝承館	45	五木東小学校	500	
		竹の川	溢水、地すべり、土石流	川辺川、梶原川(有)	竹の川集会所	30	三浦体育館	300			
		入鴨	山崩れ、落石、土石流	入鴨川	入鴨集会所	30	三浦体育館	300			
		吐合	山崩れ、落石、土石流	梶原川	三浦体育館	300					
		梶原	山崩れ、落石	梶原川	梶原集会所	30	三浦体育館	300			
		小原	山崩れ、落石	梶原川	民家	10	三浦体育館	300			
		梶川・白蔵	山崩れ、落石、土石流	下梶原川	民家	10	下梶原体育館	200			
		下梶原日当	山崩れ、落石、土石流	下梶原川	下梶原集会所	30	下梶原体育館	200			
		白水	山崩れ、落石、地すべり	川辺川	白水集会所	30	五木宮園交流館	200	旧北小学校運動場	500	
		宮園	山崩れ、落石	川辺川(有)	五木宮園交流館	200	宮園地区グラウンド	500			
		栗鶴	山崩れ、落石	栗鶴川(有)	栗鶴集会所	30	五木宮園交流館	200	宮園地区グラウンド	500	
		西谷、下平野	山崩れ、落石	川辺川(有)	宮園憩の家	50	五木宮園交流館	200	宮園地区グラウンド	500	
		上平野	山崩れ、落石	川辺川(有)	民家	10	五木宮園交流館	200	宮園地区グラウンド	500	
		八重	山崩れ、落石	川辺川	八重集会所	20	五木宮園交流館	200	宮園地区グラウンド	500	
		椎葉	山崩れ、落石	小鶴川(有)	平沢津体育館	200	平沢津体育館	200			
		平沢津	山崩れ、落石、土石流	平沢津川(有)	民家	10	平沢津体育館	200			
		子別峠	山崩れ		民家	30	平沢津体育館	200			
		端梅野	山崩れ		端梅野ハウス	50	平沢津体育館	200			

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
山江村	1区	崩落石	山田川	合戦ノ峯公民館	100					
	2区	崩落石	山田川	秋丸地区農業構造改善センター	100					
	3区	崩落石	山田川	井手の口公民館	20	寺山公民館	15			
	4区	崩落石	山田川	第4区自治会館	50					
	5区	崩落石	山田川	西川内公民館	20					
	6区	崩落石	山田川	山江村体育館	200	山江中学校体育館	200	黎明館		30
	7区	崩落石	山田川	山江村体育館	200	山江中学校体育館	200	一丸公民館		30
	8区	崩落石	山田川	山田小学校	200	小山田公民館	20	永シ切集会所		18
	9区	崩落石	山田川	第9区公民館	100	別府公民館	20			
	10区	崩落石・道路決壊	山田川	東浦公民館	20	新層公民館	37			
	11区	崩落石・冠水・溢水	山田川	岩ヶ野公民館	20	下払自治会館	40			
	12区	崩落石・道路決壊	山田川	尾崎公民館	80					
	13区	冠水・溢水	万江川	自然休暇村管理センター	150	山江温泉ほたる	100	下の段公民館		20
	14区	冠水・溢水	万江川	自然休暇村管理センター	150	山江温泉ほたる	100	淡島公民館		20
	15区	崩落石・道路決壊	万江川	屋形多目的集会施設	100	尾崎崎キャンプ場	50			
	16区	崩落石・道路決壊	万江川	大川内集会施設	80					
球磨村	渡	洪水	球磨川、小川	渡小学校屋内運動場	300	渡保育園	50	雲泉寺		50
	渡	洪水	球磨川、小川	渡地区多目的集会施設	130	島田公民館	30	舟戸公民館		30
	渡	洪水・山腹崩壊等	渡地区	峯公民館	30	球磨村総合運動公園(桜ドーム)	500			
	中園・田頭、板崎、浦野	洪水・山腹崩壊等	球磨川、中園川	球磨村コミュニティセンター「清流館」	130					
	高沢、横井、蔵谷、沢見	山腹崩壊等	中園川	公民館高沢分館	300	高沢地区多目的集会所	100			
	一勝地	洪水	球磨川、芋川	一勝地小学校屋内運動場	300	一勝寺	50	意促院		50
	一勝地	洪水・山腹崩壊等	一勝地地区	球磨中学校屋内運動場	500					
	一勝地	山腹崩壊等	一勝地地区	ふるさと振興センター	50	友尻公民館	30			
	大坂間	洪水	球磨川	大坂間公民館	30					
	三ヶ浦	山腹崩壊等	三ヶ浦地区	大無田地区 林業総合センター	130	田舎の体験交流館「さんがうら」屋内運動場	300			
	神瀬	洪水・山腹崩壊等	球磨川、川内川	神瀬地区多目的集会施設	130					
	神瀬	洪水	球磨川、川内川	信証寺	50	神照寺	50	乗光寺		50
あさぎり町	清願寺	山崩れ	球磨川水系免田川	上小学校体育館	500	上中学校体育館	500	白寿荘		50
	皆越	山崩れ	皆越地区	皆越分校	100	上小学校体育館	500	上中学校体育館		500
	八幡・大正・本町	火災・溢水	球磨川(有)	免田小学校体育館	1000	商工コミュニティセンター	100			
	久鹿、二子	火災・溢水	球磨川(有)	福祉センター及び保健センター	400	商工コミュニティセンター	100			
	全地区	風水害、地震		免田小学校体育館	1000	免田中学校体育館	1000	福祉センター及び保健センター		400
	全地区	地震		各地区公民分館、集落センター、軽スポーツセン	600					
	宮麓	山崩れ		農村環境改善センター	180	福留コミュニティ消防センター	50	岡原小学校体育館		200
	岡麓	山崩れ		農村環境改善センター	180	福留コミュニティ消防センター	50	岡原小学校体育館		200
	全地区	風水害、地震		農村環境改善センター	180	福留コミュニティ消防センター	50	岡原小学校体育館		200
	屯所(浜上)	崖崩れ	球磨川	須恵中学校体育館	300	須恵文化ホール	500	須恵小学校体育館		300
	寺池(中島)	溢水	球磨川	須恵中学校体育館	300	須恵文化ホール	500	須恵小学校体育館		300
	寺池(川瀬)	溢水	球磨川	須恵小学校体育館	300	須恵文化ホール	500	須恵中学校体育館		300
庄屋	堤防決壊	球磨川	高山多目的体育館	500	深田中学校体育館	300				

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
	植の里(植深田、江島地区)	堤防決壊	球磨川	高山多目的体育館	500	深田中学校体育館	300			
	明廿(向町)	堤防決壊	球磨川、免田川	せきれい館	200	深田小学校体育館	300			
	明廿(小枝)	溢水	銅山川	せきれい館	200	深田小学校体育館	300			
	新(鷺巣)	山崩れ	銅山川	高山多目的体育館	500	深田小学校体育館	300			
	仁王(荒茂)	山崩れ	田頭川	須恵文化ホール	500	須恵小学校体育館	300			
	仁王(柳の内)	山崩れ	田頭川	須恵文化ホール	500	須恵小学校体育館	300			
	植の里(植深田)	崖崩れ	球磨川	高山多目的体育館	500	深田小学校	300			
	植の里(上里)	崖崩れ	球磨川	深田小学校 体育館	300	深田中学校体育館	300			
上天草市	大矢野町次郎田	高潮堤防決壊	次郎田海岸	登立小学校	1000	大矢野農村婦人の家	90			
	大矢野町柳、亀の迫	高潮堤防決壊	柳(有)	上天草市中公民館	80	中南小学校	500	大矢野中学校	500	
	大矢野町大手原、七ツ割	高潮、津波	火崎海岸(有)	上小学校	850	上天草市上公民館	70	上天草市自然休養村管理センター	300	
	大矢野町七ツ割	高潮堤防決壊	火崎海岸(有)	上小学校	850	上天草市上公民館	70	上天草市自然休養村管理センター	300	
	大矢野町湯島	高潮、津波	湯島海岸(無)	湯島小学校	300	湯島中学校	200	湯島出張所	20	
	大矢野町五把浦	高潮、津波	五把浦海岸(無)	上天草市中公民館	80	中南小学校	500	大矢野総合体育館	1000	
	賤の女・女鹿串・串	高潮、堤防決壊、津波	賤の女海岸	上北小学校	500					
	本郷・西の浦・馬場・田端	高潮、堤防決壊、津波、溢水	大矢野川	大矢野庁舎	500					
	維和全域	高潮、堤防決壊、津波	維和海岸	維和出張所	30					
	維和全域	高潮、堤防決壊、津波	維和海岸	維和小学校	500					
	松島町本郷	溢水	教良木川(有)	教良木中学校	1000	教良木河内交流センター	150			
	松島町倉江	堤防決壊	教良木川(有)	内野河内コミュニティセンター	100					
	松島町星平・園部	堤防決壊	教良木川(有)	松島地区 清掃センター 集会所	200					
	松島町知十・西釜	溢水・決壊	今泉川(有)	今津小学校	1000	今泉多目的集会所	200			
	松島町合津	溢水・決壊	今津川(無)	今津小学校	1000					
	松島町樋合	高潮・津波	樋合、永浦海岸(無)	樋合体育館	300	天草青年の家	250			
	松島町阿村	洪水・地滑り	阿村川(無)	阿村中学校	500	阿村開発センター	200			
	姫戸町牟田	高潮・洪水・津波	牟田海岸(無)	牟田自治公民館	150	牟田体育館	1000	白嶽森林公園	200	
	姫戸町永目	高潮・洪水・津波	永目川海岸堤防	永目自治公民館	100					
	姫戸町姫浦	高潮・洪水・津波	姫浦川海岸堤防	姫戸庁舎	200	姫戸中学校	2000	姫浦神社	50	
	姫戸町本郷	高潮・洪水・地すべり	岩下川海岸堤防	姫戸体育館	600	二間戸自治公民館	150	姫戸小学校	2000	
	姫戸町西川内・神代	高潮・洪水・地すべり	西川内川海岸堤防	神代自治公民館	150	姫戸体育館	600			
	姫戸町二間戸団地	高潮・洪水	岩下川	姫戸体育館	600	二間戸自治公民館	150			
	龍ヶ岳町下桶川	山津波・土石流	下桶川(無)	下桶川自治公民館	50	旧樋島小学校	600			
	龍ヶ岳町下桶川	高潮	下桶川海岸一帯(無)	下桶川自治公民館	50	旧樋島小学校	600			
	龍ヶ岳町須崎、真米	山津波・高潮	釈師獄海岸一帯(有)	樋島老人福祉センター	300	旧樋島小学校	600			
	龍ヶ岳町仏崎、桑鶴	土石流・高潮	桑鶴川仏崎川(無)	旧樋島小学校	600					
	龍ヶ岳町友田、中鶴	土石流	友田川(無)	旧樋島小学校	600	樋島老人福祉センター	300			
	龍ヶ岳町下貫	山津波・土石流・高潮	下貫川及び海岸(無)	白浜自治公民館	50	龍ヶ岳中学校	500			
	龍ヶ岳町白浜	山腹崩壊		白浜自治公民館	50	龍ヶ岳中学校	500			
	龍ヶ岳町東風留	山津波・地すべり		龍ヶ岳中学校	500					
	龍ヶ岳町瀬戸	崖崩れ・高潮	瀬戸海岸(無)	龍ヶ岳中学校	500					
	龍ヶ岳町清照	山腹崩壊・高潮	清照海岸(無)	龍ヶ岳中学校	500					

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
	龍ヶ岳町浦	山津波・土石流	脇浦川(有)	龍ヶ岳庁舎	300	龍ヶ岳中学校	500		
	龍ヶ岳町脇浦	高潮	脇浦海岸(無)	龍ヶ岳庁舎	300				
	龍ヶ岳町小屋川内	山津波・土石流	小屋川内川(有)	龍ヶ岳庁舎	300	龍ヶ岳中学校	500		
	龍ヶ岳町小屋川内	高潮	小屋川内海岸(無)	龍ヶ岳庁舎	300	龍ヶ岳中学校	500		
	龍ヶ岳町高串	山津波・山腹崩壊	高串川(無)	龍ヶ岳庁舎	300	龍ヶ岳中学校	500		
	龍ヶ岳町東浦	土石流、崖崩れ	東浦川(無)	旧大道中学校	500	大道老人福祉センター	300		
	龍ヶ岳町東浦	高潮	東海海岸(無)	旧大道中学校	500	大道老人福祉センター	300	旧大道小学校	500
	龍ヶ岳町中園	山津波・土石流	浦江湖川(無)	旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町西浦	山津波・土石流	江湖川(無)	旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町夏唐網代	山津波・高潮	夏唐網代海岸(無)	旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町池ノ浦	山津波・土石流	池ノ浦川(無)	旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町葛崎	山津波		旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町赤崎	地すべり・土石流	赤崎川(有)	旧大道小学校	500				
	龍ヶ岳町大作山	山腹崩壊		大作山自治公民館	30	大道小学校	500		
天草市	本渡南地区	大雨、台風		本渡南公民館・図書館	200	本渡中学校、本渡南小学校、本渡児童センター、天草中央保健・福祉センター	2500		
	本渡北地区	大雨、台風		天草中央公民館 本渡北公民館	100 200	本渡北小学校、芥明高等学校、本渡北幼稚園、わくわく本渡児童館	2200		
	亀場町	大雨、台風		亀場町公民館	150	亀場幼稚園、天草工業高校、本渡看護専門学校、稜南中学校	2450		
	楠浦町	大雨、台風		楠浦町公民館	150	稜南中学校 楠浦小学校	500		
	栢宇土町	大雨、台風		栢宇土町公民館	150				
	志柿町	大雨、台風		志柿町公民館	150	志柿小学校、志柿児童館、本渡東中学校、瀬戸保育園	1150 1,250		
	下浦町	大雨、台風		下浦町公民館	150	本渡東中学校、下浦第一小学校、金焼小学校	600		
	本町	大雨、台風		本町公民館	150	本町体育館、本町小学校	600		
	佐伊津町	大雨、台風		佐伊津町公民館	150	佐伊津中学校、佐伊津小学校、金ヶ丘団地集会所	650		
	宮地岳町	大雨、台風		宮地岳町公民館・児童館	150	宮地岳小学校	300		
	本渡南地区	地震、津波、高潮							
	本渡北地区	地震、津波、高潮							
	亀場町	地震、津波、高潮				稜南中学校			
	楠浦町	地震、津波、高潮				稜南中学校			
	栢宇土町	地震、津波、高潮				地区(区)で定めた高台			
	志柿町	地震、津波、高潮				本渡東中学校			
	下浦町	地震、津波、高潮				本渡東中学校			

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
		本町	地震、津波、高潮		本町体育館、本町小学校						
		佐伊津町	地震、津波、高潮		佐伊津小学校						
		宮地岳町	地震、津波、高潮		宮地岳小学校						
		牛深町	大雨、台風		牛深幼稚園 牛深市総合センター 天附体育館	50 1000 500	茂串体育館及び白浜いきいき館、茂串旧体育館、須口地区健康管理増進施設、牛深小学校、加世浦区公民館、真浦区公民館、牛深老人福祉センター、天附小学校	4230			
		久玉町	大雨、台風		くたまふれあいセンター	75	牛深総合体育館、牛深勤労青少年ホーム、牛深高校、久玉小学校、牛深東中学校、内の原体育館、山の浦体育館、山の浦生活改善センター	5300			
		魚貴町	大雨、台風		魚貴小学校、魚貴池田いきいきふれあい館	1000 125	魚貴町池田いきいきふれあい館、福津生活改善センター、魚貴町交流促進センター	125			
		深海町	大雨、台風		ふかみふれあいセンター	100	深海小学校、浅海体育館、深海町下平いきいきふれあい館	1600			
		二浦町	大雨、台風		二浦地区多目的集会施設	50	二浦小学校、早浦生活改善センター、姫の河内集会所	1100			
		牛深町	地震、津波、高潮		茂串区普門院付近高台、牛深市民病院駐車場、うしぶか公園、通天公園						
		久玉町	地震、津波、高潮		牛深東中学校、内の原体育館						
		魚貴町	地震、津波、高潮		福津生活改善センター、魚貴池田いきいきふれあい館						
		深海町	地震、津波、高潮		深海旧体育館						
		二浦町	地震、津波、高潮		二浦小学校、魚浦グラウンド						
		楠浦地区	大雨、台風		楠浦公民館	100	楠浦体育館、蛤里地区集会所	120			
		大浦地区	大雨、台風		大浦公民館	100	天草東高校、大浦体育館、大楠小学校、	1100			
		須子地区	大雨、台風		須子公民館	100	須子体育館	100			
		赤崎地区	大雨、台風		赤崎公民館	100	有明町民センター、有明体育館、有明中学校、赤崎体育館	1700			

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
		上津浦地区	大雨、台風		上津浦公民館	100	下津江センター、浦和小学校	520			
		下津浦地区	大雨、台風		下津浦公民館	100	下津浦体育館	100			
		島子地区	大雨、台風		島子公民館	100	小島子上地区集会所 島子小学校	20 500			
		楠甫地区	地震、津波、高潮		楠甫グラウンド、蛤里高台、楠甫体育館駐車場						
		大浦地区	地震、津波、高潮		大浦小学校、前島高台						
		須子地区	地震、津波、高潮		須子グラウンド、きのどん様高台、須子桜公園広場						
		赤崎地区	地震、津波、高潮		有明中学校、祇園山高台						
		上津浦地区	地震、津波、高潮		上津浦グラウンド、浦和小学校、リップルランド芝生広場						
		下津浦地区	地震、津波、高潮		下津浦グラウンドゴルフ場、権六山高台、下津浦平地広場						
		島子地区	地震、津波、高潮		功德寺高台、島子八幡宮広場、島子小学校、沖ノ田高台						
		御所浦地区	大雨、台風		御所浦島開発総合センター	300	御所浦小学校体育館、御所浦中学校体育館、唐木崎公民館	1030			
		御所浦南地区	大雨、台風		御所浦交流センター	400					
		牧島地区	大雨、台風		勇志国際高等学校	400	あこの里ふれあい館	50			
		御所浦北地区	大雨、台風		横浦島コミュニティセンター	100	御所浦北中学校、杉浦公民館、崎浦公民館	700			
		嵐口地区	大雨、台風		御所浦漁村センター	300	越地公民館	50			
		御所浦地区	地震、津波、高潮		御所浦苑付近(検討中)						
		御所浦南地区	地震、津波、高潮		大浦神社境内(検討中)						
		牧島地区	地震、津波、高潮		牧島神社境内(検討中)						
		御所浦北地区	地震、津波、高潮		北小学校裏駐車場(検討中)						
		嵐口地区	地震、津波、高潮		旧小学校跡地(検討中)						
		浦地区	大雨、台風		浦公民館	500	倉岳老人憩いの家、浦1区公民館、浦2区公民館、松尾公民館、小浦公民館、浦5区公民館	310			
		棚底地区	大雨、台風		倉岳老人福祉センター	200	倉岳小学校、倉岳中学校、倉岳高校、棚底公民館、倉岳保育所、棚底2区公民館、棚底4区公民館、棚底5区公民館	2740			
		宮田地区	大雨、台風		宮田公民館	500	倉岳地域福祉センター、倉岳漁村センター、宮田1区公民館、宮田2区公民館	400			
		浦地区	地震、津波、高潮		浦公民館						
		棚底地区	地震、津波、高潮		倉岳小学校、倉岳高校						

市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
		宮田地区	地震、津波、高潮		宮田公民館						
		河内地区	大雨、台風		栖本町公民館	300	大河内公民館、中河内公民館、下河内公民館、栖本河内体育館、栖本社会福祉施設	250			
		栖本地区	大雨、台風		栖本支所、栖本福祉会館	500	打田公民館、栖本小学校、栖本小学校体育館、村公民館、栖本保育所、山浦公民館、川下公民館、湯上公民館、西真寺、湯下公民館、栖本中学校、栖本中学校体育館、円性寺、浜公民館、法真寺、栖本体育館、古江公民館、稚児崎公民館	2120			
		河内地区	地震、津波、高潮		栖本町公民館						
		栖本地区	地震、津波、高潮								
		小宮地地区	大雨、台風		新和町民センター、宮南公民館	400	新和体育館、新和小体育館、新和中体育館、宮南体育館、新和保健福祉総合センター	1150			
		大宮地地区	大雨、台風		大宮地公民館	100	大宮地体育館、高見公民館	220			
		大多尾地区	大雨、台風		大多尾公民館	100	大多尾小体育館、新和B&G海洋センター、天附公民館、長野公民館	740			
		中田地区	大雨、台風		中田公民館	100	村中公民館、中石体育館	120			
		碓石地区	大雨、台風		碓石公民館	100	中石体育館	100			
		小宮地地区	地震、津波、高潮		新和町民センター、新和体育館、新和小体育館、新和中体育館、作物選別所、宮南公民館、宮南体育館、立運動広場						
		大宮地地区	地震、津波、高潮		大宮地公民館、元零吟庵付近高台						
		大多尾地区	地震、津波、高潮		小峰公民館付近高台、海音寺付近高台						
		中田地区	地震、津波、高潮		オダイサン広場、中田十五社宮付近高台、中石体育館						
		碓石地区	地震、津波、高潮		中石体育館、碓石公民館						
		御領地区	大雨、台風		五和支所、大島公民館	600	御領公民館、小串公民館、在郷公民館、五和町コミュニティセンター、御領小学校、五和東中学校	1000			
		鬼池地区	大雨、台風		鬼池公民館、引坂公民館	300	友辻公民館、鬼池小学校	250			



市町村名		避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所					
					第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所	
					場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員
		二江地区	大雨、台風		通詞島多目的集会所、五和漁村センター	500	二江小学校、君川水公民館、二江児童館、田向公民館、五和歴史民俗資料館	450		
		手野地区	大雨、台風		山浦公民館、手野公民館	250	下方公民館、五和西中学校、手野保育所、手野小学校、大渡公民館	700		
		城河原地区	大雨、台風		地域交流センターおおくす、城河原公民館	500	城河原小学校、田代公民館、打越公民館、鬼の城公園	300		
		御領地区	地震、津波、高潮		御領小学校					
		鬼池地区	地震、津波、高潮							
		二江地区	地震、津波、高潮		二江小学校、二江運動公園					
		手野地区	地震、津波、高潮							
		城河原地区	地震、津波、高潮		鬼の城公園、地域交流センターおおくす					
		福連木地区	大雨、台風		福連木多目的集会所	70	福連木小体育館	125		
		下田北地区	大雨、台風		天草町民センター	250	下田北小体育館	125		
		下田南地区	大雨、台風		下田南公民館	60	鬼海ヶ浦自治公民館、下田南小体育館	130		
		高浜地区	大雨、台風		天草支所、高浜公民館	230	西校体育館、天草中体育館、隣峰寺	170		
		大江地区	大雨、台風		大江漁村環境改善総合センター、大江シルパークコミュニティセンター、向辺田公民館	200	天草交流センター体育館、もみじ保育園、江月院	300		
		福連木地区	地震、津波、高潮		福連木山村広場					
		下田北地区	地震、津波、高潮		下田北小グラウンド					
		下田南地区	地震、津波、高潮		下田南小グラウンド					
		高浜地区	地震、津波、高潮		天草総合運動公園グラウンド					
		大江地区	地震、津波、高潮		大江農村広場					
		新合地区	大雨、台風		新合公民館	120	新合体育館、新合小学校	280		
		一町田地区	大雨、台風		今田地域交流施設、一町田小学校第一分校、河浦支所	470	河浦高校、一町田小学校、河浦中学校、河浦中央体育館	1600		
		富津地区	大雨、台風		富津公民館	250	富津体育館、富津小学校、今富地域交流施設	520		
		宮野河内地区	大雨、台風		宮野河内公民館	210	宮野河内体育館、宮野河内小学校、大蓮寺	360		
		新合地区	地震、津波、高潮		新合小学校					
		一町田地区	地震、津波、高潮		河浦高校、一町田八幡宮高台、河浦病院					

市町村名	避難対象地区名	予想される危険	水系名災害危険区域の指定の有無	避難予定場所						
				第1避難場所		第2避難場所		第3避難場所		
				場所名	収容人員	場所名	収容人員	場所名	収容人員	
	富津地区	地震、津波、高潮		チャペル展望公園高台						
	宮野河内地区	地震、津波、高潮		上平十五社宮高台						
葦北町	西川内	地震、津波、地すべり等	坂瀬川海岸(有)	西川内神社付近の高台		坂瀬川公民館	100	坂瀬川集会所	20	
	和田、松原、浦中	地震、津波、地すべり、溢水、高潮	松原川(有) 坂瀬川海岸(有)	坂瀬川公民館	100	坂瀬川集会所	20	大師山		
	小路、川向	地震、津波、地すべり、溢水、高潮	小路川 坂瀬川海岸(有)	坂瀬川小体育館	200	坂瀬川中体育館	100	坂瀬川総合グラウンド		
	木場、鶴	地震、地すべり		木場公民館	50	鶴公民館	50	坂瀬川公民館	100	
	上津深江	地震、津波、高潮、溢水、地すべり	上津深江川、 上津深江海岸(有)	上津深江集会所	100	西日本プラント葦北寮	200	上津深江神社周辺		
	明神山、紺屋町、馬場、中通、浜の町	地震、津波、高潮、洪水、溢水	志岐川(有) 志岐海岸(有)	町民総合センター	300	志岐小体育館	200	葦北中体育館	300	
	上記以外の志岐地区	地震、地すべり		町民総合センター	300	志岐小体育館	200			
	富岡地区	地震、津波、高潮	富岡海岸(有)	富岡公民館	100	富岡小体育館	200	県立葦洋高校体育館	200	
	萱の木、唐千田、小松	地震、津波、高潮、地すべり	都呂々海岸(有)	都呂々公民館	100	都呂々小体育館	300			
	浜、本郷、狸川内	地震、津波、高潮、洪水、溢水、地すべり	都呂々海岸(有) 都呂々川(有)	都呂々公民館	100	都呂々小体育館	300	都呂々神社		
	上記以外の都呂々地区	地震、地すべり		都呂々公民館	100	木場地区交流施設	20			

第2. ヘリコプター発着予定地一覧表  
(1) 熊本市

番号	市町村名	発着予定地名称	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	熊本市	白川公園	草場町5-1	12,100	大	北、南建物、南西樹木
2		城東小学校	千葉城町5-1	3,400	大	北、東校舎
3		清水	清水本町14-58	3,700	小	東校舎、体育館
4		城北	清水新地1丁目4-1	5,800	小	西体育館、南校舎
5		坪井緑地	清水町室園外	97,000	大	
6		高平台小学校	高平1丁目17-28	11,600	大	北校舎、西体育館
7		龍田	龍田7丁目7-1	4,100	小	南西校舎
8		楠	楠5丁目15-1	5,200	小	北西校舎
9		東部中学校	上南部2丁目21-1	9,200	大	北東校舎
10		水前寺陸上競技場	水前寺5丁目23-3	39,200	大	周囲スタンド、西メインスタン
11		帯山中学校	帯山1丁目35-32	11,500	大	東、南校舎
12		西原小学校	新南部3丁目4-60	6,400	大	北西校舎
13		錦ヶ丘中学校	錦ヶ丘22-1	6,000	大	北校舎、西体育館
14		出水	出水5丁目3-1	7,200	大	西、北校舎
15		湖東	湖東1丁目13-1	9,100	大	北校舎、東体育館
16		秋津小学校	秋津3丁目9-20	4,800	小	北校舎、南東樹木
17		春竹	琴平1丁目9-43	3,700	小	北校舎
18		御幸	御幸笛田7丁目16-1	4,500	小	北校舎、西体育館
19		田迎公園	良町4丁目8	40,856	大	
20		日吉小学校	近見1丁目9-30	2,800	小	北校舎、西体育館
21		城南中学校	八幡8丁目1-1	7,100	大	北校舎、西体育館
22		城山小学校	城山大塘1丁目23-1	9,400	大	西校舎
23		託麻南	長嶺東3丁目2-20	7,400	大	南西校舎
24		小島	小島下町618	3,000	小	北校舎
25		中島	中島町538	5,800	小	西校舎、東プール
26		城西	島崎3丁目12-60	4,700	小	北東校舎、北西体育館
27		松尾東	松尾町上松尾2880	2,400	小	南校舎、周囲防球ネットH=10m
28		西部スポーツセンター (グラウンド)	城山半田町4丁目16-1	23,622	大	
29		花園小学校	花園6丁目9-15	5,000	大	北校舎
30		北部中学校	鹿子木町1	8,000	大	東電線、西校舎
31		川上小学校	西梶尾町480	8,500	大	南校舎
32		西里	下硯川町1784	6,500	大	南校舎、北丘
33		北部公園	下硯川町438	19,000	大	周囲照明設備、北樹木
34		北部東小学校	鶴羽田町329	4,800	大	北校舎体育館、周囲7mフェン
35		北部農村運動公園	小糸山町341	9,600	大	南北雑木林
36		今熊公園	立福寺町91-2	11,300	大	西変電所
37		河内中学校	河内町船津2470-1	8,700	大	南校舎
38		芳野	河内町野出1420-46	5,900	大	北校舎
39		芳野コミュニティセンター	河内町野出1405-2	7,630	小	北山
40		飽田中学校	孫代町72	5,200	中	北校舎、東体育館
41		飽田運動公園	浜口町153	21,287	大	周囲照明施設
42		飽田東小学校	砂原町115	3,900	中	西校舎、東プール
43		飽田南	護藤町999	3,300	中	北校舎、東プール、西体育館
44		飽田西	並建町1005	4,800	中	西校舎体育館、東プール
45		天明中学校	奥古閑町2146-1	6,300	中	西校舎、東プール
46		川口小学校	川口町3045	3,600	小	北校舎、東プール
47		中緑	美登里町800	3,600	小	北校舎
48		銭塘	銭塘町990	5,000	小	北校舎、南プール
49		奥古閑	奥古閑町4072	5,500	小	北、西校舎、南プール
50		天明運動施設グラウンド	奥古閑町2035	19,893	大	周囲照明施設
51	(旧城南町)	下益城城南中学校	城南町宮地1020-1	100*80	大	ナイター施設
52		隈庄小学校	城南町隈庄270	100*60	中	
53		豊田	城南町塚原259	110*60	中	
54		杉上	城南町永317	110*70	中	
55		舞原ラウンド	城南町舞原字東	120*100	大	ナイター施設
56		坂野	城南町坂野字大道下	90*90	中	
57		高	城南町高字口の坪	80*70	中	
58		塚原	城南町塚原字宮の下	100*100	大	
59		火の君文化センター	城南町舞原394-1	50*60	小	北校舎、西体育館、西プール
60	(旧富合町)	富合小学校	富合町清藤472	100*70	大	北校舎、東体育館、西プール
61		富合中学校	富合町平原56	100*90	大	東病院建物
62		県立こころの医療センター	富合町平原391	120*100	大	
63	(旧植木町)	植木小学校	植木町広住1番地	70*50	中	北東校舎
64		田底	植木町正清515	80*60	大	北、西校舎、ナイター施設有り
65		吉松スポーツ公園	植木町亀甲464	80*60	中	ナイター施設有り
66		植木北中学校	植木町舟島455-1	100*60	大	北校舎

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
67		植木町総合スポーツセンター	植木町山本787	120*120	大	西体育館、ナイター施設有り
68		田原スポーツ公園	植木町富応1595-1	120*120	大	ナイター施設有り
69		五霊中学校	植木町一木163	100*60	中	
70		山東小学校	植木町岩野841	80*50	中	
71		植木町芝生広場	植木町岩野38-1	100*150	大	
72		菱形小学校	植木町円台寺124	80*60	中	
73		桜井	植木町滴水2255	75*60	中	
74		山本	植木町内1424	60*60	中	
75		田原	植木町富応1302-5	80*60	中	
76		鹿南中学校	植木町滴水1110	50*50	中	

(2) 宇城管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
1	宇土市	宇土市運動公園	旭町375	150*100	大	照明燈8基
2		宇土高校	古城町63	200*150	大	南校舎、北防球ネット
3		鶴城中学校	新小路町151	165*80	大	北校舎、南防球ネット
4		住吉	笹原町1700	70*48	小	北丘校舎
5		網田	下網田町1120	110*60	小	北校舎
6		宇土小学校	高柳町104-1	135*80	大	北校舎、東プール(H21.10~H23.7まで使用不可)
7		宇土東	築籠町46	130*60	小	北校舎、西プール
8		花園	古保里町695	105*70	小	北校舎、東プール
9		走潟	走潟町2037	80*50	小	北校舎、南プール、西防球ネット
10		緑川	野鶴町246	100*60	小	北校舎
11		網津	網津町2082-3	60*55	小	北西校舎(H21.10~H23.3まで使用不可)
12		網田	下網田町1842	110*50	小	東校舎
13		立岡グラウンド	花園町550	200*150	大	照明燈8基、北丘有
14		轟地区	石橋町10-1	100*75	小	照明燈4基、立木有
15		緑川地区	笹原町10-1	130*130	大	照明燈4基、周囲防球ネット
16		網津地区	網津町1961	150*100	大	照明燈4基、防球ネット有
17		網田地区	下網田町710-1	130*100	大	照明燈4基、防球ネット有
18		宇土市防災センター	馬之瀬町無番地	45*45	小	照明燈2基
19		宇土マリーナ	下網田町3084	80*80	中	
20	宇城市	三角地区生涯学習センター(旧三角中学)	三角町波多626	110*60	小	北校舎、西プール、照明燈
21		青海小学校	三角町郡浦88	120*80	大	西第2グラウンド60*80北校舎西プール
22		大岳地区生涯学習センター(旧大岳小学)	三角町手場1982	130*70	小	北東校舎
23		戸馳地区生涯学習センター(旧戸馳小学)	三角町戸馳5151	90*50	小	北東校舎
24		三角小学校	三角町三角浦574-1	100*40	○	南校舎、北山高圧線
25		三角グラウンド	三角町波多2789、2772-1	120*90	大	照明燈8基、北高圧線
26		郡浦地区生涯学習センター(旧郡浦小学)	三角町中村1759-1	90*50	小	北校舎、北山高圧線
27		三角北地区生涯学習センター(旧三角北小学校)	三角町大田尾985	40*40	○	北校舎
28		三角東地区生涯学習センター(旧三角東小学校)	三角町波多1756	100*50	小	北校舎、山、高圧線
29		三角B&G海洋センターグラウンド	三角町波多2864-32	70*80	小	西海洋センター、北選果場、高圧線
30		済生会みすみ病院	三角町波多775-1	50*30	小	テニスコートの為周囲フェンス
31		不知火小学校	不知火町高良1952	105*120	大	東プール、北校舎
32		松合	不知火町松合1758	70*90	中	北校舎、ナイター施設
33		不知火グラウンド	不知火町高良696	150*100	大	ナイター施設、北山
34		不知火中学校	不知火町長崎45	160*100	大	北校舎、北東体育館、東プール
35		天の平農村広場	不知火町松合207	100*70	中	北山
36		岡岳グラウンド	松橋町松山3725	120*100	大	海拔65.4m
37		豊川グラウンド	松橋町南豊崎667	100*80	大	北西校舎、ナイター施設
38		豊福グラウンド	松橋町両仲間1075-1	90*70	小	南J A集送センター
39		当尾グラウンド	松橋町曲野1624-22	100*70	小	南校舎
40		松橋中学校	松橋町松橋522-1	100*70	小	西校舎
41		松橋小学校	松橋町松橋1666	100*70	小	北校舎
42		豊川	松橋町南豊崎582	90*50	小	北校舎
43		豊福	松橋町豊福1604	90*50	小	北校舎、東体育館
44		当尾	松橋町曲野1856	90*50	小	東校舎
45		小川中学校	小川町南部田287-2	100*120	大	西高圧線、ナイター施設
46		小野部田小学校	小川町南小野1401	100*56	小	北校舎

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
47		河江 〃	小川町川尻 1 2 0	100*100	中	ナイター施設
48		小川 〃	小川町西北小川 1	80*70	小	西校舎
49		海東 〃	小川町南海東 2 0 6 6	60*90	小	東高圧電線
50		稲川グラウンド	小川町東小川 1 4	100*180	大	ナイター施設
51		観音山グラウンド	小川町南小川 2 2 2	100*150	大	ナイター施設
52		豊野小学校	豊野町糸石 3 0 1 6	70*109	○	北校舎
53		豊野中学校	豊野町糸石 3 5 3 6	100*80	○	周囲立木フェンス
54		豊野グラウンド	豊野町糸石 2 9 9 1	80*150	○	北西豊野公民館、周囲フェンス
55	美里町	中央中学校	萱野 8 1 0	150*100	大	東校舎、周囲フェンス
56		中央小学校	馬場 5 5 5	100*80	大	北校舎、周囲立木・フェンス
57		町営球技場	馬場 5 4 5	100*100	大	南校舎、西体育館・プール、周囲フェンス、照明灯 8 基
58		町営岩野グラウンド	萱野 3 6 8 4	90*80	中	南武道館・住宅、照明灯 6 基、西北フェンス
59		町公民館西分館	白石野 2 9	60*30	小	南校舎、周囲フェンス、立木
60		元気の森かじか	弘川 1 6 7 5	100*90	大	西校舎、東舎園、北東フェンス、立木
61		カトリック多目的グラウンド	中部 2 0 4 5	150*100	大	東スタンド、周囲フェンス
62		役場中央庁舎南側広	馬場 1 1 1 0	130*100	大	周囲道路、北庁舎
63		砥用中学校グラウン	原町 3 3 0	120*100	大	北校舎、東体育館、照明灯 6 基
64		砥用小学校グラウン	土喰 3 3 0	90*90	中	南校舎・体育館
65		励徳 〃	畝野 1 9 4 4	90*70	中	照明灯 6 基、北側校舎、西プー
66		総合運動公園グラウン	畝野 3 7 0	100*120	大	東海洋センター、南フェンス、照明灯 8 基
67		名越谷社会教育センター	名越谷 4 0 4 3	50*80	中	東園舎・体育館
68		豊富高齢者コミュニティ	豊富 5 3 0	60*60	中	東集会所、周囲フェンス
69		農山村広場	坂貫 7 5 9	70*70	中	北東フェンス
70		緑川ダム補助ダム	畝野	90*90	中	

(3) 玉名管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
1	荒尾市	運動公園	荒尾 4 1 1 0 - 2	90*100	大	陸上競技場、照明灯 3 基
2		荒尾市宮北新地グラウンド	大島町 4 - 1 - 7 3	120*80	中	西斜面
3		有明小学校グラウン	一部 3 0 5 番地	60*45	小	東校舎 (2 F)、北・西・南立
4		平井小学校グラウン	上井手 1 1 0 8 番地	70*45	小	北校舎 (2 F)、東体育館、南傾斜立木
5		八幡小学校グラウン	野原 1 4 6 1 番地	80*60	小	北校舎 (3 F)、南立木
6		荒尾市野球場	荒尾 4 0 5 1 番地	125*100	中	北立木、東立木、南体育セン
7		有明高校グラウンド	増永 2 2 0 0 番地	105*105	中	北照明 3 基・ネット (高さ 1 2 m)、東照明 3 基、ネット (高さ 1 4 m)・校舎 2 階建・体育館、南立木、西ネット (高さ 1
8	玉名市	桃田運動公園運動広	大倉 1 1 4 4	150*90	大	南高圧線、東建物、周囲照明灯
9		有明中学校	大浜町 1 7 6 5 - 8	160*100	大	北北西校舎、北建物、東照明灯
10		玉陵 〃	玉名 9 0 0	100*110	大	西校舎、照明灯 4 基
11		玉名 〃	中尾 3 8 0	100*170	大	北校舎
12		岱明中央公園グラウン	岱明町中土 5 5 6	160*100	大	周囲照明設備 7 カ所
13		岱明中学校	〃 浜田 1 2 0	140*80	大	南校舎 (3 F) 西体育館、西、北
14		高道小学校	〃 高道 1 2 3 0	70*50	小	北校舎 (2 F)、周囲立木
15		大野 〃	〃 野口 2 4 6 0	100*85	中	東校舎 (2 F)、周囲立木
16		鍋 〃	〃 鍋 3 4 5 - 2	70*50	小	東校舎 (2 F)、周囲立木
17		睦合 〃	〃 古閑 3 0 2	90*60	小	北校舎 (2 F)、体育館
18		県立玉名工業高校	〃 下前原 3 6 8	190*100	大	東校舎 (4 F)
19		専修大学付属玉名高	〃 野口 1 0 4 6	100*80	大	南校舎 (4 F)、北 J R 鉄道線路
20		横島グラウンド	横島町横島 3 8 1 1	100*100	大	東校舎 (2 F)、照明灯 8 基、北小学校運動場
21		小天小学校	天水町小天 6 9 6 6	70*50	中	南校舎
22		天水中学校	〃 小天 7 0 3 2	100*60	中	南校舎、照明灯 6 基
23		玉水小学校	〃 部田見 1 4 4 0	100*50	中	南校舎
24	玉東町	玉東総合グラウンド	大字白木 1 - 1	100*140	大	周囲照明設備、南プール、東公民館、体育館
25		木葉小学校	大字木葉 1 1 1 8	45*80	小	北校舎、東体育館
26		山北 〃	大字上白木 3 6 4	70*110	小	北校舎、西体育館
27	和水町	菊水南農村広場	和水町用木 3 0 0	50*90	中	東校舎及び運動場
28		菊水東小学校	〃 岩尻 1 0 4 7	40*70	小	北校舎
29		菊水中学校運動場	〃 江田 4 2 5 0	70*100	中	北西校舎

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
30		菊水西小学校運動場	〃 長小田360	30*60	小	北校舎
31		総合グラウンド	〃 原口1321	120*190	大	北に山
32		白石堰	〃 瀬川468	40*50	小	遊水池
33	和水町	多目的広場	和水町板橋70	60*80	中	北庁舎、西公民館
34		三加和グラウンド	〃 大田黒1000	115*120	大	東に山、西に農業就業改善セン
35		春富グラウンド	〃 東吉地1044	70*70	中	東に山
36		三加和中学校運動場	〃 板橋1001	75*190	大	西校舎
37		神尾小学校運動場	〃 大田黒577	58*80	小	西校舎
38		緑	〃 板橋2982	40*65	小	北に校舎
39		春富	〃 和仁781	45*70	小	北に校舎、西に山
40	南関町	南関第一小学校	大字南関188	90*40	小	北住宅地
41		南関第二	大字高久野769	70*40	小	北校舎、西プール
42		南関第三	相谷1800	45*90	小	北西400mの小山
43		南関第四	上坂下3528	80*40	小	南校舎
44		南関中学校	小原2121-1	140*100	大	北校舎
45		農村広場	小原1857	200*150	大	農業就業改善センター
46		南関町大津山グラン	大字関東934-2	60*60	中	
47	長洲町	腹赤小学校	大字腹赤	140*110	大	東校舎、西プール、周囲立木
48		長洲中学校	大字長洲	150*120	大	北校舎、西体育館、周囲フェン
49		長洲町総合スポーツセンター	大字姫ヶ浦	120*90	大	ナイター施設、周囲立木
50		長洲港野積場	大字長洲	350*150	大	施設の使用状況により使用範囲 が変わることがある。

(4) 鹿本管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	山鹿市	山鹿中学校	山鹿446	80*130	大	
2		カルチャースポーツセンター	熊入町416	88*160	大	
3		鶴城中学校	津留1190	87*55	中	
4		志々岐ヘリポート	志々岐地先菊池川左岸32k	40*40	小	
5		鹿北グラウンド	鹿北町四丁1475	100*200	大	
6		鹿北中学校	鹿北町四丁1416	100*60	中	北校舎
7		岳間小学校	鹿北町多久1261	60*70	小	校舎、西、北ネットフェンス(H≒7m)
8		広見小学校	鹿北町芋生4041	60*80	中	北校舎
9		菊鹿中学校グラウン	菊鹿町下内田485	80*90	小	
10		六郷小学校グラウン	菊鹿町下永野841	90*100	大	
11		菊鹿運動広場	菊鹿町下内田165	150*100	大	
12		来民小学校	鹿本町御宇田358	90*60	中	北校舎
13		鹿本中学校	鹿本町来民1267-1	100*70	大	西校舎
14		稲田小学校	鹿本町高橋638	70*40	小	北、西校舎
15		中富小学校	鹿本町中川965	70*40	小	東校舎
16		千田小学校	鹿本町千田4187	80*60	小	北校舎(2階)
17		鹿央運動公園	鹿央町合里62	120*80	大	北東高圧線
18		米野岳中学校	鹿央町岩原1350	100*70	中	北校舎、南西体育館
19		山内小学校	鹿央町梅木谷245	70*50	小	西校舎

(5) 菊地管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	菊池市	菊池南中学校	隈府栄町	138*89	大	東校舎、西人家、南進入可
2		中央グラウンド	高野瀬	90*90	中	南、北住宅地、東50mの小山、 西進入可
3		菊池北中学校	〃	95*175	大	東校舎住宅、西、北進入可
4		重味グラウンド	重味1362番地1	90*73	中	
5		小木グラウンド	小木1643番地	60*45	小	
6		戸崎グラウンド	赤星1818番地	100*93	大	
7		水源グラウンド	原1552番地	69*82	中	
8		龍門小学校	龍門356番地1	95*70	中	
9		龍門ダム	龍門(龍門ダム左岸)	50*20	小	
10		多目的運動広場	亘339-1	145*145	大	東西北山(50m)南進入可
11		七城グラウンド	七城町鴨川1	120*120	大	西体育館倉庫(10m×4m×高さ× 2m)
12		七城中学校	七城町甲佐町66	60*100	大	東校舎(2F)4,702㎡(体育館含む)
13		旭志中学校	旭志小原224	150*100	大	
14		旭志小学校	旭志新明2790	120*80	大	南住宅
15		旭志グラウンド	旭志伊萩286	95*85	中	ナイター施設
16		高柳湯舟区運動場	旭志麓2337-1	70*70	中	
17		岩本区運動場	旭志弁利1159-1	50*80	中	
18		泗水中学校	泗水町豊水3490	100*80	大	南役場、西校舎、東中央公民 館、ナイター

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
19		洒水西小学校	洒水町田島333	90*90	中	ナイター施設、西校舎
20		洒水東	洒水町住吉2851	80*80	中	ナイター施設、南校舎、東体育
21		菊池農業高等学校	洒水町吉富250	100*70	小	南校舎
22		洒水グラウンド	洒水町福本1704	200*150	大	
23	合志市	合志中学校グラウンド	豊岡955	200*100	○	東校舎
24		合志南小学校グラウンド	豊岡2224-29	130*85	中	ナイター施設、東校舎
25		南ヶ丘	幾久富1909-101	120*85	中	東校舎
26		合志市ふれあい緑地公園	福原2922	95*110	中	ナイター施設
27		合志市中央運動公園	野ノ島5500	110*80	中	ナイター施設、西防球ネット、南北樹木
28		西合志南中学校	須屋2956	140*90	中	北校舎、4方向防球ネット
29		合生グラウンド	合生1261-6	80*40	小	西、南樹木、北、東防球ネット
30		西合志南小学校	須屋1873	130*80	中	西校舎、3方向防球ネット
31		西合志中学校	野ノ島4393-1	120*110	中	北校舎
32		須屋市民センターグラウンド	須屋1400	50*80	小	西建物
33		合志市ひまわり公園	御代志1661-21	80*80	中	北、西住宅地。南西合志図書館
34		合志市総合運動公園	合生3917-3	130*100	大	ナイター施設有
35	大津町	町民グラウンド	大字大津1989	160*200	大	ナイター施設
36		大津小学校	大字引水210	50*80	○	
37		大津南	大字陣内1582	50*80	中	東校舎、ナイター施設
38		大津東	大字大林44	50*80	中	北校舎
39		護川小学校	大字杉水3062	60*80	小	北校舎
40		室児童公園	大字室2111	30*80	○	
41		室小学校	大字室1825	50*100	中	北校舎
42		矢護川コミュニティセンター	大字矢護川476	60*60	小	北建物、ナイター設備
43		野外活動等研修センター	大字真木736	30*30	小	北建物
44		大津北小学校	大字平川2261	40*50	小	北校舎
45		大津中学校	大字大津1270	70*40	小	
46		菊阿体育館	大字大林850	60*80	小	北(元)校舎
47		大津北中学校	大字大津310	100*160	中	南校舎
48		運動公園	大字森1000	140*180	大	
49	菊陽町	菊陽中学校	大字久保田2563	140*155	大	耐震化に伴う立替工事のため使用不可
50		町民総合運動場	2786	141*115	大	東役場、ナイター施設、中央管理道路
51		武蔵ヶ丘小学校	大字津久礼3914	70*80	中	北校舎、東県営住宅(5F)、南高压線(西進入可)
52		武蔵ヶ丘北小学校	4061	50*90	中	西校舎、南西部市民センター
53		武蔵ヶ丘中学校	3518	56*150	中	北校舎、ナイター設備
54		菊陽南小学校	大字曲手397	60*70	中	北校舎、西体育館
55		菊陽北	大字原水4652	50*80	中	北校舎、東プール、南上井手
56		菊陽西	大字原水5666-40	70*160	中	東校舎、北プール
57		菊陽杉並木講演会場	大字原水5308-1	200*160	大	4方向管理用道路

(6) 阿蘇管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
1	阿蘇市	社会教育センターグラウンド	一の宮町宮地2318~2389-2	50*90	小	東民家樹木、西体育館樹木、北労働合同庁舎、図書館
2		一の宮中学校グラウンド	一の宮町宮地1669-2	90*100	大	東、南防球ネット水田地帯、北校舎、西体育館、プール
3		阿蘇山東火口駅	一の宮町宮地(東火口)	25*25	小	東、東火口ロープウェイミナル、北約1キロ火口
4		仙酔峡駐車場	一の宮町宮地(仙酔峡ロープウェイミナル)	50*40	小	西ロープウェイミナル、東つつじ園、南阿蘇山頂
5		一の宮町総合運動公園グラウンド	一の宮町宮地万五郎4779	150*150	大	南NHKアンテナ、周囲ナイター施設
6		宮地小学校グラウンド	一の宮町宮地2424	70*50	小	北校舎、東・北樹木
7		坂梨	一の宮町坂梨3028	70*40	小	北校舎・民家、周囲ナイター
8		古城	一の宮町中通2177	50*60	小	北校舎・体育館、周囲ナイター
9		中通	一の宮町中通1521	50*60	小	南校舎、西体育館周囲ナイター
10		阿蘇市立阿蘇体育館前広場	内牧267	10,000	大	北体育館
11		内牧小学校	1376	8,423	大	北校舎、西体育館
12		阿蘇西	的石1494	12,919	大	北校舎、北東体育館
13		旧阿蘇北中学校	三久保524	26,278	大	

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
14		乙姫小学校	乙姫1612	8,620	大	南校舎体育館、東プール
15		阿蘇中学校	黒川1266	11,396	大	北校舎体育館ナイター施設
16		旧役犬原小学校	役犬原805	6,410	中	北校舎
17		山田	小野田567-2	5,831	中	北校舎、西体育館ナイター
18		尾ヶ石東部小学校	狩尾675	3,990	○	北保育所宿舎
19		旧内牧小学校深葉分	西湯涌1467	4,761	○	北校舎体育館
20		阿蘇市人工スキー場	阿蘇山(古坊中)	10,000	大	北スキー場ロッジ
21		阿蘇山西側(山上広)	黒川字阿蘇山	2,000	大	駐車場兼用
22		阿蘇山西側(山頂)	〃	2,000	中	専用アスファルト舗装
23		碧水小学校	黒川1234-1	60*120	中	北校舎、体育館
24		阿蘇市農村公園	黒川655	200*170	大	ナイター施設有り
25		波野中学校	波野大字波野字大道日向	100*60	小	一部グラウンド内に配線、北側校
26		旧遊雀小学校	波野大字波野字遊雀北向	80*40	小	南住宅
27		波野小学校	波野大字波野字大道日向	100*50	中	校舎、プール、体育館
28		なみの高原やすらぎ交流館	波野大字小池野字小池野	60*40	小	交流館、体育館
29		笹倉牧場	波野大字小池野字笹倉	150*50	小	
30		根子岳牧場	波野大字中江字猫	100*100	中	
31		波野総合グラウンド	波野大字小園字辻畑	140*100	中	グラウンド南ナイター施設
32	南小国町	南小国中学校	大字赤馬場1833	9,969	大	西校舎(3F)、ナイター施設
33		市原小学校	大字赤馬場1922	6,156	小	西校舎(3F)、ナイター施設
34		中原小学校	大字中原2469	3,883	小	西校舎2F
35		南小国町公民館星和分館	大字満願寺4400	5,712	小	西旧校舎2F
36		りんどうヶ丘小学校	大字満願寺7045	10,810	大	北校舎2F
37		山村広場	大字赤馬場1840	10,000	大	周囲ネットフェンス、南山林
38		三愛レストハウス	大字満願寺5621-7	10,000	大	北 飲食店、ガソリンスタンド
39		南小国町役場	大字赤馬場143	7,703	中	南庁舎
40	小国町	小国中学校	大字宮原200	9,200	中	ナイター施設、北校舎
41		小国小学校	〃 174	8,800	中	〃 〃
42		林間広場	〃 2685-1	15,400	大	〃
43		旧万成小学校	大字上田3469	3,400	中	〃、東、北校舎
44		旧北里小学校	大字北里2743	5,000	中	ナイター施設、北校舎
45		学び舎の里「木魂	大字北里371-1	140*70	大	北側研修施設
46		旧下城小学校	大字下城3517	6,100	小	〃、南東校舎
47		旧蓬萊小学校	大字黒淵2503	6,200	小	〃、北校舎
48		小国高校	大字宮原1887-1	18,000	大	〃、〃
49	産山村	産山グラウンド	大字産山	100*100	中	西北公民館
50		田尻グラウンド	大字田尻	100*70	中	北旧校舎
51		山鹿グラウンド	大字山鹿	60*100	中	南旧校舎
52		産山中学校	大字山鹿	125*75	中	〃、西校舎、ナイター施設
53		南部グラウンド	大字片俣	80*70	小	〃、南山林
54		産山村運動広場	大字山鹿	150*150	大	南ネットフェンス
55	高森町	高森中央小学校	大字高森1100	60*80	小	東立木、北校舎
56		高森中学校	〃 1955	100*120	中	南高校校舎、北校舎
57		色見生涯学習セン	大字色見1136	50*80	小	北校舎
58		上色見生涯学習センター	大字上色見1388	50*80	小	西体育館、北校舎
59		草部グラウンド	大字草部2305	70*90	小	東側草部総合センター
60		高森自然学校	大字矢津田223	50*60	小	西小学校校舎
61		野尻中学校跡	大字津留40	40*80	小	東山林
62		旧尾下小学校グラウンド	大字尾下4009	40*80	小	北、東立木
63		河原生涯学習セン	大字河原3108	70*60	小	南立木
64		高森東中学校	大字野尻1912	140*80	大	西校舎
65		高森町民グラウンド	大字上色見2845	120*120	大	周囲ネット張
66	南阿蘇村	白水中学校	大字吉田2301	110*100	大	西側白水小学校、南側総合センター
67		中松小学校	大字中松2411	110*50	小	
68		白水村運動公園	大字一関1255-1	120*100	大	ナイター設備
69		白水小学校	大字吉田1499	110*80	大	
70		両併小学校	大字両併995	70*50	小	
71		阿蘇広域消防本部南部分署	大字吉田999	70*70	小	
72		アスペクタ	大字久石4411-9	100*100	大	
73		久木野小学校グラウンド	大字河陰112	100*50	小	
74		久木野中学校グラウンド	〃 5-2	80*50	小	
75		久木野村民グラウン	〃 30	100*70	小	ナイター設備
76		久木野村ふれあい広	〃 4666-1	50*50	小	
77		村民グラウンド	大字河陽3541	85*110	大	ナイター設備



番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
78		九州東海大学グラウンド	大字河陽	90*120	大	
79		長陽中学校グラウンド	〃 3 6 4 5	80*120	大	北校舎
80		南阿蘇西小学校グラウンド	〃 2 9 8 6	80*110	大	東校舎
81		(旧)長陽西部小学校グラウンド	〃 4 9 6 4	80*100	大	北校舎
82		(旧)立野小学校グラウンド	大字立野 1 5 9 6	80*100	大	北校舎
83		長陽公園	大字河陽	110*110	大	ナイター設備
84	西原村	西原中学校グラウンド	大字小森 3 2 5 1	16,277 (125*130)	中	北校舎、南役場庁舎
85		村民グラウンド	大字布田 1 5 1 4	38,434 (154*250)	大	東、南ナイター、西トレニングセンター
86		山西小学校グラウンド	大字小森 2 7 6 4	12,242 (120*100)	中	東校舎、体育館
87		河原小学校グラウンド	大字河原 9 7 6	5,738 (70* 81)	小	北校舎、西体育館

(7) 上益城

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	御船町	御船中学校	大字辺田見 5 5	100*100	大	北鉄塔、南校舎、西体育館
2		平成音楽大学	大字滝川 1 6 5 8	80*80	中	南校舎
3		御船高等学校	大字木倉 1 2 5 3	100*200	大	南校舎、西ナイター設備、北防球ネット
4		御船小学校	大字御船 8 9 7	100*80	中	南丘、東校舎、北西、大木
5		七滝中央小学校	大字上野 1 5 0 0	80*80	中	ナイター設備、南校舎
6		旧七滝 〃	大字七滝 2 5 5 5 - 2	100*50	中	ナイター設備、北校舎
7		旧水越 〃	大字水越 2 4 4 9 - 4	40*30	小	南校舎
8		旧田代西部小学校	大字田代 1 8 4 2 - 4	60*50	小	西校舎
9		町民グラウンド	大字木倉 1 6 0 0	100*90	大	東西南北ナイター設備
10		吉無田高原 緑の村	大字田代 8 4 0 5	100*80	大	北西鉄塔
11		高木小学校	大字高木 1 6 3 3	60*40	小	北校舎
12		小坂小学校	大字 2 1 9 3 - 2	60*40	小	西校舎、ナイター設備
13		滝川みんなの広場	大字滝川 7 9 4 - 1	150*80	大	北側国道・南側河川
14	嘉島町	東小学校	大字上六嘉	50*50	小	北、西に校舎
15		西小学校	大字上島	50*50	小	北、東校舎、南・西大木、進入は南東
16		嘉島中学校	〃	100*90	大	北校舎、南、西ナイター
17		嘉島町民グラウンド	〃	150*70	大	北、西ナイター設備
18		高田みんなの広場公	大字上仲間 6 9 0 先	110*330	大	緑川河川敷
19	益城町	益城町民グラウンド	大字宮園 3 0 2	160*150	大	周囲照明設備
20		益城中学校グラウンド	大字惣領 9 0 0	120*100	大	北校舎
21		木山 〃	大字寺迫 1 0 9 0	100*70	小	西校舎
22		益城中央小学校グラウンド	大字福原 6 9 0 - 1	140*55	小	北校舎
23		広安小学校グラウンド	大字馬水 3 5	100*80	大	西校舎
24		飯野 〃	大字砥川 9 1 0	90*70	小	東校舎
25		袴野中学校グラウンド	大字福原 4 2 5 9	50*40	○	東校舎
26		津森小学校グラウンド	大字上陳 3 6 9	80*60	小	西校舎
27		広安西小学校グラウンド	大字福富 1 0 0 1	120*75	大	北校舎
28	甲佐町	宮内小学校	大字小鹿 3 5 8	40*40	小	北校舎
29		甲佐グラウンド	大字豊内 6 1 3	100*70	大	北公民館
30		甲佐高校	大字横田 3 3 3	100*70	大	ナイター設備、北校舎
31		甲佐中学校	大字中横田 3 0 0	100*100	大	〃 〃
32		龍野小学校	大字上早川 1 2 2 0	60*50	中	北校舎
33		白旗グラウンド	大字早川 2 1 0 0	130*100	大	ナイター施設
34		緑川グラウンド	大字白旗 9 2	100*72	大	ナイター設備
35		乙女小学校	大字津志田 1 6 2 4	80*50	中	南校舎、体育館
36		安津橋健康広場	大字有安	45*125	小	緑川河川敷、アスファルト
37	山都町	矢部町営グラウンド	長原	100*80	中	ナイター施設、西倉庫
38		矢部高校グラウンド	城平	120*80	中	〃 北民家
39		旧白糸第3小学校グラウンド	目丸	60*50	小	北、東校舎
40		旧白糸第2 〃	菅	60*50	小	北校舎、東プール
41		御岳グラウンド	野尻	80*70	小	北、西校舎
42		旧下名連石小学校グラウンド	下名連石	50*30	○	北校舎
43		旧御所 〃	御所	45*50	小	〃

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
44		大矢野原演習場	北中島	200*100	大	
45		矢部中学校グラウン	城平	100*100	大	北校舎
46		旧下矢部西部小学校 グラウンド	猿渡	60*50	小	〃
47		旧名連川中学校	黒川	60*60	小	東、北校舎
48		清和中学校	大平	100*70	〇	北校舎
49		清和グラウンド	米生	150*100	中	西ナイター施設
50		朝日小学校	井無田	70*70	小	西プール
51		朝日西部学習館	仁田尾	100*100	中	北校舎
52		清流館	緑川	30*40	〇	〃
53		枋原ゲートボール場	小峰	30*40	〇	
54		小峰小学校	小峯	60*80	小	北校舎
55		西緑川グラウンド	川の口	60*60	〇	周囲杉林
56		木原谷地区グラウン	樽原	70*70	〇	西ナイター施設
57		清和高原天文台	井無田 1 2 3 8 - 1 4	80*40	大	
58		旧蘇陽中学校馬見原 分校	馬見原	130*120	大	南校舎、北東ナイター施設
59		蘇陽高校	〃	100*100	大	東校舎
60		蘇陽風パーク広場	今	200*150	大	南ホテル
61		旧東竹原小学校	東竹原	80*80	小	西校舎
62		蘇陽中学校	今	140*90	大	西校舎
63		旧橘小学校	橘	50*40	小	東体育館
64		蘇陽小学校	柏	110*75	中	北山、東校舎
65		菅尾小学校	菅尾	60*50	小	北校舎、東、南山
66		大野小学校	大野	50*55	小	北校舎、東体育館、南山
67		馬見原小学校	馬見原	70*55	小	北校舎、西体育館
68		旧花上分校	花上	50*25	小	西体育館
69		旧長崎分校	長崎	50*40	小	北山

(8) 八代管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	八代市	第一中学校	北の丸 1 - 2 9	100*150	大	東校舎
2		第二 〃	日置町 2 2 4 8 - 1	90*110	大	北校舎、東側体育館
3		第三 〃	中北町 3 3 7 8 - 5	180*90	大	西校舎
4		松高小学校	永碓町 8 2 8 - 1	80*115	大	北校舎
5		八千把小学校	上野町 1 1 3 1	80*115	大	西校舎
6		第七中学校	郡築七番町 4 1 - 2	100*100	大	北校舎、西側体育館
7		第五 〃	豊原下町 3 8 0 7	80*100	大	北校舎
8		球磨川河川緑地	渡町 1 3 0 3 地先	100*100	大	
9		第六中学校	水島町 2 0 6 5 - 4	90*90	中	北校舎
10		日奈久中学校	日奈久竹の内町 4 3 3 2 - 1	130*140	大	西・北校舎
11		第八中学校	西宮町 6 6 3	70*100	中	
12		二見小学校	二見下大野町 2 2 5 8 - 1	80*115	大	
13		会地公園	大村町 4 7 3	90*50	大	
14		坂本中学校	坂本町荒瀬 6 0 0 0	65*120	小	西校舎ナイター設備、周囲防球 ネット
15		百済来スポーツセン ター	〃 田上 1 5 0	80*60	小	西体育館、ナイター設備、周囲 防球ネット
16		道の駅さかもと広場	〃 荒瀬 1 2 3 9 - 1	32*52	小	南建造物、東堤防
17		千丁小学校	千丁町新牟田 1 3 4 5	70*80	中	北校舎(3階)
18		千丁西グラウンド	〃 古閑出 1 4 1 9	80*80	中	東側 新幹線高架
19		千丁東グラウンド	〃 大牟田 1 1 3 0	98*25	中	場外離発着場指定
20		鏡中学校	鏡町内田 1 0 3 8 - 1	140*100	大	北校舎、体育館
21		鏡総合グラウンド	〃 両出 1 4 3 0	165*105	大	南体育館・武道館、ナイター設 備、周囲防球ネット
22		県立氷川高校	〃 鏡村 9 3 7	150*200	大	南東校舎
23		野崎西部公園	〃 野崎	60*110	小	北西海岸堤防
24		北新地グラウンド	〃 北新地 1 2 0 5	71*81	中	周囲防球ネット
25		有佐小学校	〃 中島 1 3 6 0	80*50	小	北校舎
26		鏡小学校	〃 鏡村 6 0 9 - 1	90*50	小	北校舎、東プール
27		文政小学校	〃 両出 7 3	85*60	小	東校舎、北体育館
28		県立八代農業高校	鏡町鏡村 1 2 9	150*100	大	西校舎
29		東陽中学校	東陽町南 1 8 6 9	100*60	中	東体育館、南山、北校舎
30		種山小学校	〃 南 3 4 0 5	100*55	中	東民家、北校舎、ナイター施設
31		河俣 〃	〃 河俣 8 0 7 1	50*50	小	東民家、北校舎、南ネット
32		東陽運動公園	〃 南 1 2 8 5	150*80	大	南体育館、北・西山、ナイター
33		東陽山村広場	〃 河俣 2 6 5 0 - 2	100*80	中	南山
34		泉中学校	泉町柿迫 1 1 1 1	50*100	中	東:校舎、南:山林、西:柵、ナイター施
35		二本杉広場	〃 仁田尾	40*70	中	

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (タテ*ヨコ)	規模	備考
36		第八小学校	〃 縦木 1 3 7 - 4	40*80	中	東:校舎、南:山林、西:柵ト、ナイター施設
37		第七 〃	〃 椎原 1 4 8	70*60	中	〃 〃
38		椎原ヘリポート	〃 椎原 1 4 8	22*22	小	
39		泉運動公園	〃 下岳 3 0 0 0	60*120	中	北:山林、南:ネット、ナイター施設
40	氷川町	竜北中学校	島地 6 6 5	90*100	大	東・南・北校舎、北西防球ネット
41		竜北東小学校	野津 2 3 3 6	90*145	大	西校舎、周囲防球ネット
42		竜北西部小学校	鹿島 7 4 6	80*80	中	北西校舎、ナイター設備、周囲防球ネット
43		竜北グラウンド	野津 3 1 3 4	90*150	大	周囲防球ネット、樹木
44		松本橋公園	鹿島	80*50	中	東つり橋
45		氷川中学校	今 3 9	80*100	大	
46		宮原小学校	今 7 6 2	50*100	中	
47		桜ヶ丘グラウンド	宮原 1 0 1 9	100*150	大	

(9) 芦北管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (タテ*ヨコ)	規模	備考
1	水俣市	浜公園グラウンド	中央公園 1 番	80*100	中	南体育館、西市立病院、東水俣
2		第一小グラウンド	陣内 1 丁目 1 - 2	100*100	中	東山、南校舎
3		第二中グラウンド	塩浜町 3 丁目 1	80*100	中	北校舎
4		袋小中グラウンド	袋大丸 1 4 1 3	100*120	大	北校舎
5		湯出小グラウンド	湯出 1 6 4 1	50*70	小	西校舎・山
6		緑東中グラウンド	葛渡 2 7 0 - 2	45*90	小	東校舎
7		久木野小グラウンド	久木野 1 1 1 7	40*80	小	北西・南東校舎
8		城山公園グラウンド	古城 1 丁目 6	70*60	小	西・山
9		水俣高校第 2 グラウンド	南福寺 6	170*120	大	北東鉄道
10		水俣工業高校運動場	洗切町 1 1	100*130	大	南西校舎
11		塩浜グラウンド	塩浜町	100*150	大	南東第二中学、西民家
12		エコパーク水俣	明神町	100*100	大	北県市資料館、西八代海、東南民家
13		旧第三中グラウンド	平町 2 丁目 7 - 1	75*50	○	南西体育館、南校舎
14		第一中グラウンド	古城 1 丁目 1 4 - 1	65*70	○	北東校舎
15		第二小グラウンド	栄町 1 丁目 2 - 1	100*90	小	北校舎、東体育館
16	芦北町	田浦中学校運動場	大字田浦 7 6 0	120*50	中	東校舎・山
17		田浦小学校運動場	大字田浦 8 4 0	55*45	小	北校舎、東山
18		芦北町宮田浦運動場	大字田浦町 6 5 3	120*50	中	東役場庁舎、周囲ネット南山
19		小田浦地区生涯学習センター	大字小田浦 3 3 3 9	90*60	中	
20		上田浦地区社会教育センター	大字井牟田 1 8 0 0	40*40	小	北山
21		芦北幼稚園運動場	大字海浦 1 3 1 5	40*60	小	南東山、北海
22		岩崎グラウンド	大字田浦町 4 8 8 - 4	120*90	大	
23		佐敷小学校運動場	大字道川内 3 1	100*60	中	
24		芦北高等学校運動場	大字乙千屋 2 0 - 2 0	120*130	大	
25		佐敷中学校運動場	大字花岡 4 9 6 - 2	80*130	大	
26		大野中学校運動場	大字市野瀬 6 - 1	50*100	中	
27		吉尾小学校運動場	大字吉尾 5 1	40*70	小	
28		湯浦中学校運動場	大字湯浦 3 6 9	70*90	中	
29		湯浦運動公園	大字湯浦 2 5 9	120*100	大	
30		地域間交流スポーツグラウンド	大字花岡 1 5 6 0	140*100	大	
31		計石小学校運動場	大字計石 2 9 6 3 - 1	100*55	中	
32		大尼田地区生涯学習センター	大字大尼田 1 6 4 5	65*65	小	
33		大岩地区生涯学習センター	大字大岩 4 4 9 7	90*35	小	
34		大野小学校運動場	大字市野瀬 1 1 1 9	75*80	中	
35		告地区生涯学習センター	大字告 8 0 0	50*21	小	
36		白木地区生涯学習センター	大字白木 1 5 2 0	40*60	小	
37		湯浦小学校運動場	大字湯浦 1 3 9 6	105*65	中	
38		女島地区生涯学習センター	大字女島 1 0 4 2	40*48	小	
39		内野小学校運動場	大字大川内 6 0 2	100*42	小	
40		古石地区生涯学習センター	大字古石 5 1 7 - 1	50*60	小	
41		丸米地区生涯学習センター	大字丸米 3 0 5 - 2	60*30	小	
42		上木場開拓公民館	大字古石 5 2 6	39*12	小	
43		芦北農村公園	大字芦北 2 0 6 0 - 9	30*29	小	

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
44		大野農村広場	大字天月1043	90*40	小	
45	津奈木町	津奈木町総合グラウンド	大字小津奈木字男島2114-10	120*200	大	ナイター設備
46		津奈木小学校	大字岩城1470	80*106.25	中	西校舎、東山、ナイター施設
47		津奈木中学校	大字岩城425	80*117.64	中	南校舎、東山
48		(旧)赤崎小学校	大字福浜165	100*105	中	北校舎、南住宅
49		平国小学校	大字福浜3503	75*95	小	北校舎、東山
50		津奈木町工業団地	大字小津奈木字男島2114-1	375*243	大	

(10) 球磨管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
1	人吉市	人吉城跡ふるさと歴史の広場	麓町16	90*90	大	東側山、市役所隣接
2		大畑小学校	大畑町4097	70*70	中	
3		中原小学校	中神町548	60*100	中	
4		人吉第一市民運動広	下原田町字元川1883	110*180	大	西側山
5		人吉市農村運動広場	蟹作町字西田1531-1	90*90	大	
6		球磨工業高等学校	城本町800	100*150	大	高台(村山)所在
7		東小学校	七日町100-1	110*60	大	市街地所在
8		西小学校	城本町873	80*100	大	高台(村山)所在
9		西瀬小学校	下戸越町1654-1	80*50	大	東側、西側山
10		第一中学校	土手町36-3	100*100	大	県球磨地域振興局隣接
11		第二中学校	上林町622	90*90	大	高台に所在、東側山
12		人吉高等学校	北泉田町350	80*120	大	東側500m変電所
13		東間小学校	東間下町2683	70*70	中	
14		村山公園多目的広場	瓦屋町1534	151*89	大	高台(村山)所在
15		人吉スポーツセンター	下城本町1566-1	90*90	大	駐車車両がある可能性あり
16		矢岳小学校	矢岳町4683-1	24*50	小	山間地、狭隘、東に鉄道
17		田野小学校	田野町3316-4	45*70	小	山間地
18	錦町	錦町民グラウンド	大字一武1549-1	185*145	大	南側、国道、北側勤労者体育センター(夜間照明施設有り)
19		錦中学校	大字一武1115	200*70	中	北側校舎
20		木上小学校	大字木上北2737	100*60	小	西側体育館、北側校舎
21		球磨商業高校	大字西192	200*100	大	東側校舎、体育館、プール
22		錦町国体記念運動公	大字一武1430-1	180*100	大	
23		西小学校	大字西1132	100*60	中	
24		一武小学校	大字一武2658	100*60	中	
25		錦・くらんど公園	大字一武1544	100*100	中	
26		大王原公園	大字西270-1	200*200	大	
27		蔵城公園	大字木上北2725	100*200	大	
28	多良木町	多良木高校	大字多良木字中原田	①112.5*150 ②97.5*142.5	大	学校グラウンド
29		槻木離着陸ヘリポート	大字槻木字京の塚	300	中	高台に所在(山林)
30		多良木中学校	大字多良木下鶴	110*110	大	学校グラウンド
31		黒肥地小学校	大字黒肥地茂原	65*130	中	学校グラウンド(夜間照明施設有)
32		久米小学校	大字久米堂山	55*90	中	学校グラウンド(夜間照明施設有)
33		八日原運動公園	大字多良木八日原	80*130	小	運動広場(夜間照明施設有)
34		上球磨消防署グラウンド	大字多良木3146-1	73*52	小	
35		多良木町多目的総合グラウンド	大字多良木馬場田	33000	大	
36	湯前町	湯前小学校	湯前町2120-1	100*50	小	北側校舎、発着経験有り
37		湯前中学校	湯前町2644-1	100*60	小	北側校舎、東側体育館、南側防球ネット
38		湯前町町民グラウンド	湯前町1588-1	160*100	大	東・北・南西側夜間照明施設10
39	水上村	岩野小学校	大字岩野2641	48*68	小	北・西側校舎、発着経験あり
40		湯山小学校	大字湯山412	40*74	中	南・西側校舎
41		水上中学校	大字湯山1	70*140	大	南校舎、夜間照明9基、発着経験あり
42		汗の原親水公園駐車場	大字湯山	90*90	大	周辺山林、夜間照明1基(発着経験あり)
43		古屋敷運動広場	大字江代古屋敷	60*50	小	夜間照明施設4基
44		カントリーパークグラウンド	大字岩野小野	50*70	小	北山林
45		湯山運動公園広場	大字湯山馬場	70*110	大	
46	相良村	高原飛行場跡	大字柳瀬字新並木	100*75	大	凸凹あり
47		相良村運動公園	大字深水字松葉	115*113	大	ナイター設備
48		夜狩尾生活改善センター	大字四浦東字夜狩尾	53*27	○	山間地
49		相良南小学校	大字深水字松葉	100*50	小	北側校舎
50		相良北小学校	大字四浦東字尾崎	75*50	小	南側校舎、ナイター設備、東西防球ネット、東側学習センター

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
51		最終処分場跡地	大字深水字松葉	80*80	中	砂利
52	五木村	五木中学校	甲字田口	100*60	中	夜間照明柱4基
53		宮園地区グラウンド	甲字宮園	70*65	中	南側校舎、夜間照明柱6基
54		端海野自然森林公園 グラウンド	乙字上小鶴	80*50	小	
55		頭地資料室やませみ	乙字小八重	22*22	中	国交省管理河川敷
56		消防署北分署ヘリ ポート	甲字下手	20*30	中	常備
57		小鶴地区グラウンド	丙字小鶴	48*36	中	夜間照明柱3基
58		三浦地区グラウンド	甲字吐合	34*34	中	
59		下梶原地区グラウン	甲字下梶原	45*20	小	
60		南地区グラウンド	甲字野々脇	24*20	小	コンクリート(地表)
61		平沢津地区グラウン	甲字平沢津	20*20	小	
62	山江村	万江小学校	大字万江甲931	85*75	小	西側校舎、南側体育館、夜間照 明施設5基
63		旧屋形小学校グラウ ンド	大字万江乙32	36*45	○	北東集会室、西側山林、夜間照 明施設2基
64		旧大川内小学校	大字万江丙194	40*35	○	西側山林、北側集会室、夜間照 明施設2基
65		中央グラウンド	大字山田丁10	81*82	大	周囲民家、北側武道館・プール
66		山江中学校	大字山田丁60	80*83	大	南側校舎、体育館、北東民家
67		旧尾崎小跡広場	大字山田戊1094	30*42	○	北側山林、東側集会室、夜間照 明施設2基
68		丸岡公園農村広場	大字万江甲675-3	122*90	大	
69	球磨村	総合運動公園	大字渡乙880-1	100*105	大	
70		球磨中学校	大字一勝地丙123	80*125	中	南側山、北側5mフェンス
71		渡小学校	大字渡乙1836	63*80	小	
72		(旧)神瀬小学校	大字神瀬乙25	55*75	小	
73		田舎の体験交流館 「さんがうら」	大字三ヶ浦乙629-3	50*70	○	
74		公民館高沢分館	大字神瀬丁548	30*80	○	
75	あさぎり町	上小学校運動場	大字上南2370	60*136	大	東側校舎
76		上中学校運動場	大字上北2144	100*100	大	北側校舎
77		上小学校皆越分校	大字皆越307	32*60	小	西側校舎
78		免田総合体育セン ターグラウンド	吉井	200*200	大	東側体育館及び高架水槽(地上 30m)
79		免田中学校運動場	八幡町	100*50	中	西側校舎
80		免田小学校運動場	大正町	100*50	中	北側校舎
81		岡原中学校	大字岡原北1180	130*60	中	校舎北側
82		岡原総合グラウンド	大字岡原南2236-13	200*100	大	東側山林
83		須恵中学校	屯所	4900	大	北・西側校舎、夜間照明施設6
84		須恵小学校	覚井	6400	大	北東部校舎、夜間照明施設6基
85		須恵文化ホール駐車場	屯所	4800	大	南西川、夜間照明施設2基
86		深田小学校	字下里	40*60	小	北側校舎、南側木、夜間照明施
87		深田中学校	字植深田	100*50	中	北側校舎
88		高山運動公園	字高山	150*100	大	夜間照明施設10基、西・北側山
89		球磨川河川公園	字向町	40*300	大	南側堤防

(11) 天草管内

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
1	天草市	広瀬公園野球場	本渡町広瀬430			
2		本渡運動公園陸上競 技場	太田町2	150*90	大	高圧線・ナイター施設あり
3		下浦運動広場	下浦町50	150*70	大	ナイター施設あり
4		宮地岳運動広場	宮地岳町5635-2	70*60	中	ナイター施設あり
5		錦島運動広場	楠浦町23-1	110*110	大	ナイター施設あり
6		本渡東運動公園	志柿町5031	100*90	大	
7		稜南運動広場	亀場町大字亀川423-3	100*90	大	
8		大矢崎緑地	本渡町広瀬	110*100	大	
9		牛深グラウンド	牛深町1211-25	152*182	大	ナイター設備
10		牛深高校前埋立地	久玉町大脇	100*100	中	
11		西岡水産前埋立地	牛深町元下須	100*80	中	
12		大楠小学校	〃 大浦533-1	100*100	大	北2階建校舎、東・西・北山
13		有明グラウンド	〃 下津浦3001-9	90*90	中	グラウンド周囲ナイター施設、東
14		有明中学校グラウン ド	〃 赤崎3383	120*100	大	グラウンド周囲ナイター施設、北 町民センター2F、東・南山、 西防球ネット、西校舎3F
15		島子小学校グラウン ド	〃 大島子2669	60*70	中	周囲ナイター施設、北西校舎、 東・西住宅
16		楠浦グラウンド	〃 楠浦4629-1	80*75	中	北公民館、東・西山

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡)	規模	備考
17		浦和小学校グラウン	上津浦 5 5 1	80*56	中	北校舎、南・西山
18		リップル <sup>®</sup> 公園	上津浦 1 9 5 5	100*80	大	南山
19		御所浦小学校	御所浦町御所浦又3257-5	90*70	中	南校舎、東山、西プール、ナイター施設
20		勇志国際高等学校	長浦	75*60	中	北校舎、ナイター施設
21		御所浦北小学校	4 8 4 - 1	90*70	中	東・南・西山、校舎、ナイター施設
22		嵐口漁民グラウンド	2 8 9 4 - 3	117*80	大	北東校舎、ナイター施設
23		御所浦中学校	御所浦 3 2 1 5 - 2	90*70	中	北東校舎
24		御所浦交流センター	5 8 7 5 - 1	40*30	○	北校舎、ナイター施設、グラウンド異形
25		天草高校倉岳校	倉岳町棚底小崎	120*60	大	南校舎(2階)
26		倉岳グラウンド	浦 4 4 3 3 - 7	100*65	小	周囲ナイター照明灯
27		旧宮田小学校	倉岳町宮田 1 3 2 7 - 1	80*50	小	北校舎(2階)
28		倉岳総合グラウンド	倉岳町棚底 2 6 7 6	120*100	中	周囲ナイター照明灯
29		栖本小学校	栖本町馬場 2 5	109*72	小	東校舎(2階)、周囲ナイター照明
30		栖本中学校	湯船原 6 9 0 - 4	140*55	小	北校舎(2階)、ナイター照明
31		栖本河内グラウンド	河内 4 4 1 4 - 1	90*50	中	北東公民館(2階)
32		新和グラウンド	新和町小宮地 7 1 3	70*110	中	東西水田、南寺、プール併設、夜間照明施設 8 基
33		中田運動広場	中田 2 2 7 0 - 1 1	70*70	中	東漁協支所、北役場出張所
34		大多尾農漁村広場	大多尾 2 1 3 8 - 3	70*80	中	北 B & G 体育館プール併設
35		大宮地グラウンド	大宮地 4 2 7 7 - 1	50*40	小	南校舎、西体育館
36		碓石農村広場	碓石 9 5 7 - 1	50*50	小	北碓石公民館
37		五和グラウンド	五和町御領 2 9 4 0	120*120	大	東役場庁舎 3 F、周囲ナイター施設
38		御領小学校	御領 6 8 7 4	50*70	小	東側舎
39		五和東中学校	御領 9 6 0 8 - 1	60*100	大	南校舎、北ナイター施設
40		鬼池小学校	鬼池 1 1 3 4	50*170	小	北校舎
41		五和西中学校	手野 2 丁目 2 0 9 6	80*100	大	北校舎、東体育館
42		手野小学校	手野 1 丁目 3 7 5 9	50*70	小	北校舎
43		城河原小学校	城河原 3 丁目 5 0	50*70	小	南校舎
44		天草空港	城木場	1120*120	大	
45		福連木山村広場	天草町福連木 3 6 4 6	64*81	中	ナイター設備
46		下田北小学校	下田北 1 4 8 9	106*40	中	東校舎 3 F、ナイター設備
47		高浜小学校	高浜南 2 7 1 4	88*60	中	北校舎 3 F
48		天草中学校	高浜南 4 8 8 - 1	150*80	大	東校舎 3 F、ナイター設備
49		天草交流センターブルーアイランド	大江 5 0 4 - 2	98*56	中	西校舎 3 F、ナイター設備
50		天草十三仏公園	高浜字北小崎 1 8 5	70*70	中	
51		下田南小学校グラウンド	下田南 7 3 7 - 1	70*70	中	
52		天草総合グラウンド	高浜高浜北 1675-1	120*100	大	ナイター設備
53		宮野河内町民運動場	河浦町宮野河内 3 3 7 - 7	100*70	大	南住宅
54		新合小学校	新合 2 0 0 8 - 4	100*70	小	西校舎 2 F、東ナイター設備
55		一町田小学校	河浦町河浦 4 9 3 2 - 2	80*60	小	北校舎 3 F
56		河浦中学校	河浦 3 5 - 2 4	120*90	大	北校舎 2 F
57		河浦高等学校	河浦	110*60	小	西山
58		河浦総合運動広場	白木河内 1 7 5 - 2 1	20,000	大	北体育館、東・南ナイター施設
59		富津小学校	崎津 1 7 8 1	150*80	大	北校舎 3 F、西ナイター施設
60		富津運動場	崎津 1 1 1 7 - 4	100*100	大	南体育館・3 F 住宅
61	上天草市	中南小学校	中 9 8 4 6	100*80	大	
62		湯島中学校	湯島	67.3*70	中	ナイター
63		大矢野総合スポーツ公園グラウンド	中福田地内		大	
64		大矢野中学校	中 4 8 4	125*85	大	
65		維和中学校	維和 1 7 3 0	97.5*80	中	
66		大矢野町ヘリポート	中宇上亀の迫 8913-2	45*45	○	
67		湯島漁港広場	湯島 6 5 5 - 5	34*31	○	北、西校舎、照明タワー 6 基
68		阿村小学校	阿村	60*80	中	西校舎・山
69		今津中学校	合津	60*120	中	東校舎
70		教良木中学校	教良木	50*150	中	
71		教良木山広場	教良木	100*100	大	敷地面積 18,000㎡
72		松島総合運動公園野球場	合津	120*100	大	敷地面積 22,500㎡
73		陸上競技場		90*200	大	東電話線
74		姫戸町運動広場	二間戸 4 6 1 - 4	100*100	大	北校舎、夜間照明支柱
75		姫戸小学校	姫浦 6 1 6 - 4	130*50	大	
76		牟田小学校	姫浦 4 7 4 9 - 2 1	30*50	小	西校舎
77		姫戸中学校	姫浦 2 5 0	100*50	大	
78		樋島小学校	樋島	41*83	小	
79		高戸小学校	高戸	60*60	小	北校舎(3階)

番号	市町村名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㎡*ヨコ)	規模	備考
80		龍ヶ岳中学校	高戸	87*63	中	南校舎(3階)、ナイター施設
81		上天草総合病院	高戸	35*35	○	
82		龍ヶ岳グラウンド	高戸 2 9 3 1	85*60	大	ナイター施設
83		大道小学校	大道	46*69	小	北校舎(2階)
84		大道中学校	大道	46*71	中	西校舎(2階)、ナイター施設
85	苓北町	坂瀬川小学校	坂瀬川中	50*60	中	南校舎
86		都呂々公民館	都呂々狸川内	60*50	小	
87		木場地区交流施設	都呂々涼松	60*60	小	
88		坂瀬川中学校	坂瀬川川向	90*50	中	北・東校舎
89		志岐小学校	志岐天神木	90*70	中	北校舎
90		苓北中学校	志岐紺屋町	70*120	大	東校舎
91		熊本県立苓洋高校	富岡出来町	150*100	大	西校舎、ナイター照明施設
92		富岡小学校	富岡二丁目	80*60	中	東校舎
93		都呂々中学校	都呂々浜	100*60	中	北・西校舎
94		農村運動広場	志岐城下	120*90	大	ナイター照明施設
95		坂瀬川地区総合グラウンド	坂瀬川川向	100*50	大	ナイター照明施設